

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案 参照条文 目次

中間法人法（平成十三年法律第四十九号）	1
商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）（抄）	52
破産法（平成十六年法律第七十五号）（抄）	54
信託業法（平成十六年法律第五十四号）（抄）	56
金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）（抄）	56
民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）	57
民法施行法（明治三十一年法律第十一号）（抄）	71
非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）（抄）	73
行政手続法（平成五年法律第八十八号）（抄）	74
行政不服審査法（昭和三十六年法律第六十号）（抄）	75
沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）（抄）	75
総合研究開発機構法（昭和四十八年法律第五十一号）（抄）	76
特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）（抄）	76
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）（抄）	77
被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）（抄）	80
消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）（抄）	80
食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）（抄）	85
内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）	85
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）（抄）	91
道路交通法（昭和三十五年法律第五号）（抄）	92
自動車安全運転センター法（昭和五十年法律第五十七号）（抄）	96

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（抄）	96
無尽業法（昭和六年法律第四十二号）（抄）	98
公認会計士法（昭和二十三年法律第三百三号）（抄）	98
損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第九十三号）（抄）	100
協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）（抄）	103
船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第七十七号）（抄）	105
投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）（抄）	105
信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）（抄）	106
労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）（抄）	108
金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）（抄）	110
協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）（抄）	111
金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）（抄）	112
預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）（抄）	113
貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）（抄）	114
前払式証券の規制等に関する法律（平成元年法律第九十二号）（抄）	116
保険業法（平成七年法律第五号）（抄）	118
資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）（抄）	127
銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第三百一十一号）（抄）	128
保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）（抄）	130
抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第一百四十四号）（抄）	130
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）	131
国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（抄）	133
消防法（昭和二十三年法律第八十六号）（抄）	133
電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）（抄）	134

放送法（昭和二十五年法律第三百二十二号）（抄）	135
地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）（抄）	136
地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）（抄）	136
行政書士法（昭和二十六年法律第四号）（抄）	137
消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第一百七号）（抄）	139
公営企業金融公庫法（昭和三十二年法律第八十三号）（抄）	140
地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号）（抄）	140
地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）（抄）	141
公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）（抄）	142
飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存等に必要資金に充てるための寄附金つき郵便葉書等の発行の特例に関する法律（昭和四十七年法律第七号）（抄）	143
職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十三年法律第八十号）（抄）	143
電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）（抄）	145
政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第六号）（抄）	146
総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）（抄）	150
公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）（抄）	155
特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）（抄）	157
独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）（抄）	157
地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百八十八号）（抄）	157
公証人法（明治四十一年法律第五十三号）（抄）	158
弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）（抄）	159
司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）（抄）	161
土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）（抄）	164
建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）（抄）	166

民法及び民法施行法の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第六十八号）（抄）	170
民事保全法（平成元年法律第九十一号）（抄）	171
更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）（抄）	173
民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）（抄）	175
電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）（抄）	176
外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）（抄）	178
総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）（抄）	179
裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第五百十一号）（抄）	180
会社法（平成十七年法律第八十六号）（抄）	181
信託法（平成十八年法律第 号）（抄）	182
独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第三百三十六号）（抄）	183
閉鎖機関令（昭和二十二年勅令第七十四号）（抄）	183
国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）（抄）	183
税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）（抄）	186
酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）（抄）	193
国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（抄）	193
たばこ耕作組合法（昭和三十三年法律第三百三十五号）（抄）	195
国税徴収法（昭和三十四年法律第四百七十七号）（抄）	196
日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）（抄）	197
塩事業法（平成八年法律第三十九号）（抄）	197
日本銀行法（平成九年法律第八十九号）（抄）	197
国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号）（抄）	198
日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）（抄）	198

社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）（抄）	-----	199
私立学校法（昭和二十四年法律第二百七号）（抄）	-----	199
図書館法（昭和二十五年法律第一百八号）（抄）	-----	201
宗教法人法（昭和二十六年法律第二百六号）（抄）	-----	201
民間学術研究機関の助成に関する法律（昭和二十六年法律第二百二十七号）（抄）	-----	206
博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）（抄）	-----	207
財団法人労働科学研究所に対する国有財産の譲与に関する法律（昭和二十八年法律第二百二十四号）（抄）	-----	208
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）（抄）	-----	208
スポーツ振興法（昭和三十六年法律第四百十一号）（抄）	-----	209
著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）（抄）	-----	209
公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）（抄）	-----	210
技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）（抄）	-----	210
プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律（昭和六十一年法律第六十五号）（抄）	-----	212
日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）（抄）	-----	212
スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）（抄）	-----	213
独立行政法人大学入試センター法（平成十一年法律第六十六号）（抄）	-----	213
児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）（抄）	-----	214
あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）（抄）	-----	216
理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）（抄）	-----	217
歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）（抄）	-----	217
クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）（抄）	-----	218
美容師法（昭和三十二年法律第六十三号）（抄）	-----	218
水道法（昭和三十二年法律第七十七号）（抄）	-----	219
製菓衛生師法（昭和四十一年法律第一百五号）（抄）	-----	219

柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）（抄）	220
社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）（抄）	221
臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）（抄）	222
義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）（抄）	222
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）（抄）	222
救急救命士法（平成三年法律第三十六号）（抄）	223
精神保健福祉士法（平成九年法律第三十一号）（抄）	224
言語聴覚士法（平成九年法律第三十二号）（抄）	224
社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）（抄）	225
母体保護法（昭和二十三年七月十三日法律第五十六号）（抄）	225
消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）（抄）	225
医療法（昭和二十三年法律第二百五号）（抄）	230
労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）（抄）	235
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）（抄）	236
社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）（抄）	236
日本赤十字社法（昭和二十七年法律第三百五号）（抄）	238
厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）（抄）	238
生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第六十四号）（抄）	239
調理師法（昭和三十三年法律第四百七号）（抄）	241
国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）（抄）	242
国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）（抄）	243
障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年七月二十五日法律第二百二十三号）（抄）	245
老人福祉法（昭和三十八年法律第三百十三号）（抄）	246
労働災害防止団体法（昭和三十九年法律第一百十八号）（抄）	247

母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）（抄）	251
石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第三百三十五号）（抄）	251
社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）（抄）	252
職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）（抄）	254
建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）（抄）	259
高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）（抄）	260
勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）（抄）	261
労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）（抄）	262
作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）（抄）	263
港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）（抄）	264
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）（抄）	265
介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）（抄）	266
短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）（抄）	266
地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）（抄）	267
中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）（抄）	267
-----	267
次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二十号）（抄）	268
看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）（抄）	269
福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成五年法律第三十八号）（抄）	269
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百七十七号）（抄）	270
確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）（抄）	270
身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）（抄）	271
母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法（平成十五年法律第二百二十六号）（抄）	271
独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第六十六号）（抄）	272

農業倉庫業法（大正六年法律第十五号）（抄）	274
農村負債整理組合法（昭和八年法律第二十一号）（抄）	274
農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）（抄）	275
農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）（抄）	286
競馬法（昭和二十三年法律第五十八号）（抄）	291
水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）（抄）	292
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）（抄）	301
森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）（抄）	303
食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成十年法律第五十九号）（抄）	304
農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）（抄）	304
国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）（抄）	306
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）（抄）	306
漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）（抄）	308
中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）（抄）	315
農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）（抄）	318
輸出水産業の振興に関する法律（昭和二十九年法律第五百四十四号）（抄）	319
酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第八十二号）（抄）	320
日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）（抄）	321
分収林特別措置法（昭和三十三年法律第五十七号）（抄）	321
果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）（抄）	321
農業協同組合併助成法（昭和三十六年法律第四十八号）（抄）	322
農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）（抄）	322
漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五百十八号）（抄）	326
野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第三百三号）（抄）	330

沿岸漁場整備開発法（昭和四十九年法律第四十九号）（抄）	331
独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第二百二十六号）（抄）	332
漁業協同組合合併促進法（昭和四十二年法律第七十八号）（抄）	333
食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）（抄）	334
林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）（抄）	335
木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）（抄）	336
農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）（抄）	337
森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）（抄）	338
農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）（抄）	339
青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第二号）（抄）	340
主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）（抄）	341
緑の募金による森林整備等の推進に関する法律（平成七年法律第八十八号）（抄）	342
農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）（抄）	343
種苗法（平成十年法律第八十三号）（抄）	344
農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）（抄）	345
商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）（抄）	346
自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）（抄）	347
中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）（抄）	348
火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）（抄）	349
ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）（抄）	350
小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和三十一年法律第百十五号）（抄）	351
電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）（抄）	352
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）（抄）	353
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第百七号）（抄）	354

金属鋳業等鋳害対策特別措置法（昭和四十八年法律第二十六号）（抄）	359
エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）（抄）	360
小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）（抄）	360
商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）（抄）	360
高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）（抄）	368
輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）（抄）	369
中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第三百八十八号）（抄）	372
商工会議所法（昭和二十八年法律第四百十三号）（抄）	373
信用保証協会法（昭和二十八年法律第三百八十八号）（抄）	374
中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第八十五号）（抄）	376
航空機工業振興法（昭和三十三年法律第五百十号）（抄）	382
商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）（抄）	382
商工会法（昭和三十五年法律第八十九号）（抄）	383
鋳工業技術研究組合法（昭和三十六年法律第八十一号）（抄）	385
商店街振興組合法（昭和三十七年法律第四百十一号）（抄）	387
中小企業支援法（昭和三十八年法律第四百七十七号）（抄）	389
日本電気計器検定所法（昭和三十九年法律第五百十号）（抄）	390
電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）（抄）	390
下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第四百五十五号）（抄）	391
中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第一百一号）（抄）	391
伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）（抄）	393
特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）（抄）	394
半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）（抄）	396
ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律（平成四年法律第五十三号）（抄）	397

エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（平成五年法律第十八号）（抄）	397
商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）（抄）	399
特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（平成九年法律第二十八号）（抄）	400
投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）（抄）	400
中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）（抄）	402
中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）（抄）	406
弁理士法（平成十二年法律第四十九号）（抄）	408
特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第一百七十七号）（抄）	410
使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）（抄）	410
有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）（抄）	411
船舶安全法（昭和八年法律第十一号）（抄）	413
建設業法（昭和二十四年法律第百号）（抄）	413
水先法（昭和二十四年法律第二百一十一号）（抄）	415
水防法（昭和二十四年法律第九十三号）（抄）	415
国際観光ホテル整備法（昭和二十四年法律第二百七十九号）（抄）	415
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）（抄）	416
建築士法（昭和二十五年法律第二百二二号）（抄）	416
港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）（抄）	417
道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）（抄）	418
船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）（抄）	419
道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）（抄）	419
気象業務法（昭和二十七年法律第六十五号）（抄）	420
宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）（抄）	421
旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）（抄）	424

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）（抄）	424
土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）（抄）	425
自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）（抄）	426
内航海運組合法（昭和三十三年法律第六十二号）（抄）	427
地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百四十四号）（抄）	428
日本勤労者住宅協会法（昭和四十一年法律第三百三十三号）（抄）	429
船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）（抄）	429
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）（抄）	431
都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）（抄）	431
タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）（抄）	433
地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）（抄）	434
日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）（抄）	435
都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）（抄）	436
航空・鉄道事故調査委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号）（抄）	436
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）（抄）	436
幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）（抄）	437
農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）（抄）	437
広域臨海環境整備センター法（昭和五十六年法律第七十六号）（抄）	439
浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）（抄）	440
特定都市鉄道整備促進特別措置法（昭和六十一年法律第四十二号）（抄）	441
民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）（抄）	441
関西文化学術研究都市建設促進法（昭和六十二年法律第七十二号）（抄）	442
貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）（抄）	442
地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平成四年法律第八十八号）（抄）	443

大阪湾臨海地域開発整備法（平成四年法律第一百十号）（抄）	444
不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）（抄）	444
建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）（抄）	445
高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）（抄）	445
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）（抄）	445
アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（平成九年法律第五十二号）（抄）	449
外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）（抄）	450
住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）（抄）	451
マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四百十九号）（抄）	453
都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）（抄）	454
マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）（抄）	456
景観法（平成十六年法律第一百十号）（抄）	457
都市鉄道等利便増進法（平成十七年法律第四十一号）（抄）	458
地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号）（抄）	460
自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）（抄）	461
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）（抄）	462
悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）（抄）	462
動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第五号）（抄）	463
産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成四年法律第六十二号）（抄）	463
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第一百十二号）（抄）	463
地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第一百七十七号）（抄）	464
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）（抄）	465

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案 参照条文

中間法人法（平成十三年法律第四十九号）

目次

第一章 総則（第一条 第九条の二）

第二章 有限責任中間法人

第一節 設立（第十条 第二十二條）

第二節 社員（第二十三條 第二十七條の二）

第三節 管理

第一款 社員総会（第二十八條 第三十八條）

第二款 理事（第三十九條 第五十條）

第三款 監事（第五十一條 第五十八條）

第四款 計算等（第五十八條の二 第七十一條）

第四節 定款の変更

第一款 定款の変更の方法（七十二條）

第二款 基金増加（第七十三條 第八十條）

第五節 解散（第八十一條 第八十四條）

第六節 清算（第八十五條 第九十二條）

第三章 無限責任中間法人

第一節 設立（第九十三條 第九十五條）

第二節 社員（第九十六條 第一百條）

第三節 管理（第一百二條 第一百六條）

第三節の二 計算（第一百六條の二 第一百六條の六）

第四節 定款の変更（第一百七條）

第五節 解散（第一百八條 第一百十一條）

第六節 清算（第一百十二條 第一百二十一條の三）

第四章 合併

第一節 通則（第二百二十二条 第二百五十五条）

第二節 有限責任中間法人と有限責任中間法人との合併（第二百二十六条 第三百三十五条）

第三節 無限責任中間法人と無限責任中間法人との合併（第三百三十六条 第四百十一条）

第四節 有限責任中間法人と無限責任中間法人との合併（第四百十二条 第四百九条）

第五章 雑則（第二百五十条 第二百五十六条）

第六章 罰則（第二百五十七条 第六十三條）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、中間法人の組織及び運営について定めることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 中間法人 社員に共通する利益を図ることを目的とし、かつ、剰余金を社員に分配することを目的としない社団であつて、この法律により設立されたものをいう。

二 有限責任中間法人 中間法人のうち、次章第一節の規定により設立されたものをいう。

三 無限責任中間法人 中間法人のうち、第三章第一節の規定により設立されたものをいう。

四 基金 次章第一節又は第四節第二款の規定により有限責任中間法人に拠出された金銭その他の財産であつて、当該有限責任中間法人が拠出者に対してこの法律及び当該有限責任中間法人と当該拠出者との間の合意の定めるところに従い返還義務（金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価格に相当する金銭の返還義務）を負うものをいう。

五 代替基金 第六十七条第一項の規定により積み立てられた金額をいう。

（法人格）

第三条 中間法人は、法人とする。

（住所）

第四条 中間法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

（能力の制限）

第五条 中間法人は、合名会社又は合資会社の無限責任社員となることができない。

（成立の時期）

第六条 中間法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

(登記)

第七条 中間法人の登記においては、この法律の他の規定及び他の法令に定めるもののほか、次に掲げる事項を登記しなければならない。

- 一 目的
 - 二 名称
 - 三 主たる事務所及び従たる事務所の所在場所
 - 四 定款において解散事由を定めるときは、当該事由
- 2 有限責任中間法人の登記においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を登記しなければならない。
- 一 基金(代替基金を含む。)の総額
 - 二 基金の拠出者の権利に関する規定
 - 三 基金の返還の手続
 - 四 公告の方法
 - 五 理事(解散後にあつては、清算人。次号及び第七号において同じ。)及び監事の氏名及び住所
 - 六 理事であつて有限責任中間法人を代表しない者があるときは、当該有限責任中間法人を代表すべき理事の氏名
 - 七 数人の理事が共同して有限責任中間法人を代表すべきことを定めるときは、当該定め
- 3 無限責任中間法人の登記においては、第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を登記しなければならない。
- 一 社員(解散後にあつては、清算人を含む。)の氏名及び住所
 - 二 社員(解散後にあつては、清算人。以下この号及び次号において同じ。)であつて無限責任中間法人を代表しない者があるときは、当該無限責任中間法人を代表すべき社員の氏名
 - 三 数人の社員が共同して無限責任中間法人を代表すべきことを定めるときは、当該定め
- 4 前三項に掲げる事項に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、変更の登記をしなければならない。
- 5 中間法人の理事、監事、清算人若しくは社員であつて登記された者の職務の執行を停止し、若しくは当該職務を代行する者を選任する仮処分命令又は当該仮処分命令の変更若しくは取消しがあつたときは、主たる事務所の所在地及び従たる事務所の所在地において、その旨の登記をしなければならない。
- (登記の効力)
- 第七条の二 この法律の規定により登記すべき事項は、登記の後でなければ、これをもって善意の第三者に対抗することができない。登記の後であつても、第三者が正当な事由によつてその登記があることを知らなかつたときは、同様とする。
- 2 故意又は過失によつて不実の事項を登記した者は、その事項が不実であることをもつて善意の第三者に対抗することができない。

(登記の期間)

第七条の三 この法律の規定により登記すべき事項のうち官庁の許可を要するものの登記の期間については、その許可書の到達した日から起算する。

(従たる事務所の新設の登記)

第七条の四 中間法人の成立後に従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記し、当該従たる事務所の所在地においては三週間以内に第七条第一項から第三項までに掲げる事項を登記し、他の従たる事務所の所在地においては同期間内に従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

2 主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内において、新たに従たる事務所を設けたときは、従たる事務所を設けたことを登記すれば足りる。

(事務所の移転の登記)

第七条の五 中間法人が主たる事務所を移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第七条第一項から第三項までに掲げる事項を登記し、従たる事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内に同条第一項から第三項までに掲げる事項を登記しなければならない。

2 同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所又は従たる事務所を移転したときは、その移転の登記をすれば足りる。

(名称)

第八条 中間法人は、その種類に従い、その名称中に有限責任中間法人又は無限責任中間法人という文字を用いなければならない。

2 中間法人でない者は、その名称又は商号中に、中間法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

(他の中間法人と誤認させる名称等の使用の禁止)

第八条の二 何人も、不正の目的をもって、他の中間法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。

2 前項の規定に違反する名称又は商号の使用によって事業に係る利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある中間法人は、その利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

(自己の名称の使用を他人に許諾した中間法人の責任)

第八条の三 自己の名称を使用して事業又は営業を行うことを他人に許諾した中間法人は、当該中間法人が当該事業を行うものと誤認して当該他人と取引をした者に対し、当該他人と連帯して、当該取引によって生じた債務を弁済する責任を負う。

(譲渡中間法人の競争の禁止)

第八条の四 事業を譲渡した中間法人(以下この章において「譲渡中間法人」という。)は、当事者の別段の意思表示がない限り、同一の市町村(東京都の特別区の存する区域及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区。以下この項において同じ。)の区域内及びこれに隣接する市町村の区域内においては、その事業を譲渡した日から二十一年間は、同一の事業を行って

はならない。

2 譲渡中間法人が同一の事業を行わない旨の特約をした場合には、その特約は、その事業を譲渡した日から三十年の期間内に限り、その効力を有する。

3 前二項の規定にかかわらず、譲渡中間法人は、不正の競争の目的をもって同一の事業を行ってはならない。
(譲渡中間法人の名称を使用した譲受中間法人の責任等)

第八条の五 事業を譲り受けた中間法人(以下この章において「譲受中間法人」という。)が譲渡中間法人の名称を引き続き使用する場合には、その譲受中間法人も、譲渡中間法人の事業によつて生じた債務を弁済する責任を負う。

2 前項の規定は、事業を譲り受けた後、遅滞なく、譲受中間法人が譲渡中間法人の債務を弁済する責任を負わない旨を登記した場合には、適用しない。事業を譲り受けた後、遅滞なく、譲受中間法人及び譲渡中間法人から第三者に対しその旨の通知をした場合において、その通知を受けた第三者についても、同様とする。

3 譲受中間法人が第一項の規定により譲渡中間法人の債務を弁済する責任を負う場合には、譲渡中間法人の責任は、事業を譲渡した日後二年以内に請求又は請求の予告をしない債権者に対しては、その期間を経過した時に消滅する。

4 第一項に規定する場合において、譲渡中間法人の事業によつて生じた債権について、譲受中間法人にした弁済は、弁済者が善意でかつ重大な過失がないときは、その効力を有する。

(譲受中間法人による債務の引受け)

第八条の六 譲受中間法人が譲渡中間法人の名称を引き続き使用しない場合においても、譲渡中間法人の事業によつて生じた債務を引き受ける旨の広告をしたときは、譲渡中間法人の債権者は、その譲受中間法人に対して弁済の請求をすることができる。

2 譲受中間法人が前項の規定により譲渡中間法人の債務を弁済する責任を負う場合には、譲渡中間法人の責任は、同項の広告があつた日後二年以内に請求又は請求の予告をしない債権者に対しては、その期間を経過した時に消滅する。

(民法の準用)

第九条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十三条及び第四十四条の規定は、中間法人について準用する。

(解散命令)

第九条の二 会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百二十四条、第八百二十六条、第八百六十八条第一項、第八百七十条(第十三号に係る部分に限る。)、第八百七十一条本文、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十三条本文、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百四条及び第九百三十七條第一項(第三号口に係る部分に限る。)、の規定は中間法人の解散の命令について、同法第八百二十五条、第八百六十八条第一項、第八百七十条(第二号に係る部分に限る。)、第八百七十一条、第八百七十二條(第一号及び第四号に係る部分に限る。)、第八百七十三条、第八百七十四条(第二号及び第三号に係る部分に限る。)、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百五条及び第九百六条の規定はこの条において準用する同法第八百二十四条第一項の申立てがあつた場合における中間法人の財産の保全について、それぞれ準用する。

この場合において、同法第九百三十七条第一項中「本店（第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店）」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

第二章 有限責任中間法人

第一節 設立

（定款）

第十条 有限責任中間法人を設立するには、その社員にならうとする者が、共同して定款を作成し、その全員がこれに署名し、又は記名押印しなければならぬ。

2 前項の定款は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして法務省令で定めるものをいう。以下同じ。）をもつて作成することができる。この場合において、当該電磁的記録に記録された情報については、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

3 第一項の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 第七条第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号から第四号までに掲げる事項

二 社員の氏名又は名称及び住所

三 主たる事務所の所在地

四 社員たる資格の得喪に関する規定

五 事業年度

4 会社法第三十条の規定は、有限責任中間法人の定款について準用する。

（現物抛出等の方式）

第十一条 有限責任中間法人を設立する場合には、次に掲げる事項は、定款に記載しなければならない。

一 現物抛出（金銭以外の財産を基金の目的として抛出することをいう。以下この節及び第四節第二款において「現物抛出者」という。）の氏名又は名称、当該財産（以下この節及び第四節第二款において「現物抛出財産」という。）及びその価格

二 有限責任中間法人の成立後に譲り受けることを約した財産、その価格及び譲渡人の氏名又は名称

三 有限責任中間法人の負担に帰すべき設立費用（定款の認証の手数料及び基金の払込みの取扱いについて銀行等（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行、信託業法（平成十六年法律第五十四号）第二条第二項に規定する信託会社その他これに準ずるものとして法務省令で定めるものをいう。以下同じ。）に支払うべき報酬を除く。）

2 前項に規定する場合には、同項第一号に掲げる事項（以下この節及び第四節第二款において「現物抛出事項」という。）は、同項の規定によ

り定款に記載し、又は記録するほか、現物拠出者が、次に掲げる事項を記載した用紙に、現物拠出事項を承認する旨を記載して、これに署名し、又は記名押印し、かつ、理事に交付しなければ、その効力を生じない。

一 定款の認証の年月日及び当該認証をした公証人の氏名

二 前条第三項各号及び前項各号に掲げる事項

三 定款において解散の事由を定めたときは、当該事由

3 民法第九十三条ただし書の規定は、第一項に規定する場合における現物拠出者の現物拠出に係る意思表示には、適用しない。
(最低基金総額)

第十二条 有限責任中間法人の成立の際における基金の総額は、三百万円を下回ってはならない。

(理事及び監事の選任)

第十三条 定款において理事又は監事を定めなかつたときは、有限責任中間法人の成立前に、社員総会において理事又は監事を選任しなければならない。

2 前項の社員総会は、各社員が招集することができる。
(基金の募集)

第十四条 理事は、基金の総額（現物拠出者があるときは、定款に記載され、又は記録された現物拠出財産の価格を控除した額）を募集しなければならない。

2 理事は、次に掲げる事項を記載した申込用紙を作成し、これを前項の募集に応じて基金の拠出の申込みをしようとする者に交付しなければならない。

一 第十一条第二項各号に掲げる事項

二 払込みを取り扱う銀行等

3 理事は、前項の申込用紙を交付する際に、同項第二号に掲げる銀行等の払込みの取扱いの場所を記載した書面を併せて交付しなければならない。ただし、同項の申込用紙にこれを記載したときは、この限りでない。

4 第一項の募集に応じて基金の拠出の申込みをする者は、第二項の申込用紙にその拠出しようとする額及び住所を記載して、これに署名し、又は記名押印し、かつ、理事に交付しなければならない。

5 民法第九十三条ただし書の規定は、前項の規定による基金の拠出の申込みの意思表示には、適用しない。

6 理事が基金の拠出の申込みをした者に対してする通知又は催告は、第四項の住所（当該者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を理事に通知した場合にあっては、その場所又は連絡先）にあてて発すれば足りる。

7 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。
(基金の割当て)

第十五条 理事は、前条第四項の規定により基金の抛出の申込みをした者について、抛出すべき基金の額を割り当てる。この場合において、理事は、当該者が抛出すべき基金の額を、同項の額よりも減額し、又はしないものとすることができる。
(基金の払込み等)

第十六条 基金の総額について抛出者が確定したときは、理事は、遅滞なく、前条前段の規定により抛出すべき基金の額の割当てを受けた者に当該割当額の払込みをさせなければならない。

2 前項の規定による払込みは、第十四条第二項の申込用紙又は同条第三項本文の書面に記載された払込みの取扱いの場所においてしなければならない。

3 第一項の規定は、現物抛出者に現物抛出財産の給付をさせる場合について準用する。この場合においては、登記、登録その他の権利の設定又は移転を第三者に対抗するために必要な行為は、有限責任中間法人の成立後にすることを妨げない。
(現物抛出の調査等)

第十七条 理事は、定款に第十一条各号に掲げる事項の記載又は記録があるときは、選任された後遅滞なく、当該各号に掲げる事項を調査させるため、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをしなければならない。

2 前項の申立てがあつた場合には、裁判所は、これを不適法として却下する場合を除き、検査役を選任しなければならない。

3 裁判所は、前項の検査役を選任した場合には、成立後の有限責任中間法人が当該検査役に対して支払う報酬の額を定めることができる。

4 第二項の検査役は、必要な調査を行い、当該調査の結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録(法務省令で定めるものに限る。)を裁判所に提供して報告をしなければならない。

5 裁判所は、前項の報告について、その内容を明瞭にし、又はその根拠を確認するため必要があるときは、第二項の検査役に対し、更に前項の報告を求めることができる。

6 第二項の検査役は、第四項の報告をしたときは、理事に対し、同項の書面の写しを交付し、又は同項の電磁的記録に記載された事項を法務省令で定める方法により提供しなければならない。

7 裁判所は、第四項の報告を受けた場合において、第十一条第一項各号に掲げる事項(第二項の検査役の調査を経ていない事項を除く。)を不当と認めるときは、これを変更する決定をしなければならない。この場合においては、当該決定を社員、理事及び現物抛出者(現物抛出事項を変更する場合に限る。)に告知しなければならない。

8 現物抛出者は、前項前段の決定により現物抛出事項の全部又は一部が変更された場合には、当該決定の確定後一週間以内に限り、当該現物抛出事項についての現物抛出者の現物抛出に係る意思表示を取り消すことができる。

9 前各項の規定は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める事項については、適用しない。
一 第十一条第一項第一号及び第二号に規定する財産について定款に記載され、又は記録された価格の総額が基金の総額の五分の一を超えず、かつ、五百万円を超えない場合 当該各号に掲げる事項

- 二 第十一条第一項第一号又は第二号に規定する財産中の取引所の相場のある有価証券についての定款に記載され、又は記録された価格が当該有価証券の取引所の相場を超えない場合 当該有価証券についての当該各号に掲げる事項
- 三 第十一条第一項第一号又は第二号に掲げる事項が相当であることについて弁護士、弁護士法人、公認会計士（外国公認会計士を含む。）、監査法人、税理士又は税理士法人の証明（同項第一号又は第二号の財産が不動産であるときは、当該証明及び不動産鑑定士の鑑定評価）を受けた場合 同項第一号又は第二号に掲げる事項
- 10 次の各号に掲げる者は、前項第三号の証明及び鑑定評価をすることができない。
 - 一 財産の現物抛出处又は譲渡人
 - 二 社員
 - 三 理事又は監事
 - 四 業務の停止を受け、その停止の期間を経過しない者
 - 五 弁護士法人、監査法人又は税理士法人であつて、その社員の半数以上が第一号から第三号までに掲げる者のいずれかに該当するもの
- 11 会社法第八百六十八条第一項、第八百七十一条、第八百七十四条（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は第二項の検査役の選任について、同法第八百六十八条第一項、第八百七十条（第二号に係る部分に限る。）、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は第三項の報酬の額の決定について、同法第八百六十八条第一項、第八百七十条（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は第七項の決定について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。（基金の抛出处となる権利の喪失）
- （基金の抛出处となる権利の喪失）
- 第十七条の二 基金を抛出すべき者のうち第十六条第一項の規定による払込み又は同条第三項において準用する同条第一項の規定による現物抛出財産の給付（以下この節において「基金抛出の履行」という。）をしていないものがある場合には、理事は、当該基金抛出の履行をしていない者に対して、期日を定め、その期日までに当該基金抛出の履行をしなければならない旨を通知しなければならない。
- 2 前項の規定による通知は、同項に規定する期日の二週間前までにしなければならない。
- 3 第一項の規定による通知を受けた者は、同項に規定する期日までに基金抛出の履行をしないときは、当該基金抛出の履行をすることにより基金の抛出处となる権利を失つ。（払込金の保管証明）
- 第十七条の三 有限責任中間法人の成立時の社員又は理事は、第十六条第一項の規定による払込みの取扱いをした銀行等に対し、同項の規定により払い込まれた金額に相当する金銭の保管に関する証明書の交付を請求することができる。
- 2 前項の証明書を交付した銀行等は、当該証明書の記載が事実と異なること又は第十六条第一項の規定により払い込まれた金銭の返還に関する制限があることをもって成立後の有限責任中間法人に対抗することができない。

(設立手続の調査)

第十八条 理事及び監事は、次に掲げる事項を調査しなければならない。

一 第十七条第九項第一号に掲げる場合における同号に規定する財産について定款に記載され、又は記録された価格が相当であること。

二 第十七条第九項第三号に規定する証明(同号に規定する財産が不動産であるときは、同号の鑑定評価を含む。)が相当であること。

三 基金の総額について拠出者が確定していること。

四 基金拠出の履行が完了していること。

2 理事及び監事は、前項の調査により、同項各号に掲げる事項について、法令若しくは定款に違反し、又は不当な事項があると認めるときは、社員にその旨を通知しなければならない。

(登記)

第十九条 有限責任中間法人の設立の登記は、第十七条及び前条の手続の終了した日から二週間以内に、主たる事務所の所在地において行わなければならない。

2 前項の登記においては、第七条第一項各号及び第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

3 有限責任中間法人は、第一項の登記をした日から二週間以内に、従たる事務所の所在地において、前項に規定する事項を登記しなければならない。

(基金の拠出に関する担保責任)

第二十条 有限責任中間法人の成立の時に基金の総額のうち拠出者が確定していない部分があるときは、当該有限責任中間法人の成立当時の社員及び理事は、共同して、当該部分について基金の拠出者となったものとみなす。有限責任中間法人の成立後に基金の拠出者の基金の拠出に係る意思表示が取り消されたときも、同様とする。

2 有限責任中間法人の成立の時に基金のうち基金拠出の履行がされていないものがあるときは、当該有限責任中間法人の成立当時の社員及び理事は、連帯して、第十六条第一項の規定による払込みがされていない額又は同条第三項において準用する同条第一項の規定による給付がされていない現物拠出財産の価額を弁済する責任を負う。

3 有限責任中間法人の成立の時に第十一号第一項第一号又は第二号の財産の価格が定款に記載され、又は記録された価格に著しく不足するときは、当該有限責任中間法人の成立当時の社員及び理事は、当該有限責任中間法人に対し、連帯して、当該不足額を弁済する責任を負う。

4 第十一号第一項第一号又は第二号に掲げる事項について検査役の調査を経たときは、前項の規定にかかわらず、有限責任中間法人の成立当時の社員及び理事のうち、現物拠出者又は同号に規定する財産を当該有限責任中間法人に譲渡した者でないものは、現物拠出財産又は同号に規定する財産について同項の義務を負わない。

(財産の価格の証明等をした者の責任)

第二十条の二 前条第三項の規定は、第十七条第九項第三号の証明又は鑑定評価(以下この条において「証明等」という。)をした者について準

用する。ただし、当該証明等をした者が当該証明等をするについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

(引受けの無効又は取消しの制限)

第二十条の三 基金の拠出者は、有限責任中間法人の成立後は、錯誤若しくは第十一条第二項の用紙若しくは第十四条第二項の申込用紙がその要件を欠いていることを理由として基金の拠出に係る意思表示の無効を主張し、又は詐欺若しくは強迫を理由として当該意思表示の取消しをすることができない。

(設立を賛助した者の責任)

第二十一条 第十四条第二項の申込用紙、基金の募集の広告その他当該基金の募集に関する書面又は電磁的記録に自己の氏名又は名称及び有限責任中間法人の設立を賛助する旨を記載し、又は記録することを承諾した者(理事を除く。)は、理事と同一の責任を負う。

(設立無効の訴え及び設立取消しの訴え)

第二十二条 有限責任中間法人の設立の無効又は取消しは、その成立の日から二年以内に、訴えをもつてのみ主張することができる。

2 有限責任中間法人の設立の無効の訴えは、当該有限責任中間法人の社員、理事又は監事に限り、提起することができる。

3 会社法第八百三十四条(第一号及び第十八号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七條から第八百三十九條まで、第八百四十六條並びに第九百三十七條第一項(第一号イ及びチに係る部分に限る。)の規定は、第一項の訴えについて準用する。この場合において、同条第一項中「本店(第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十條第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店)」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

第二節 社員

(経費の負担)

第二十三条 社員は、定款の定めるところにより、有限責任中間法人に対し、経費を支払う義務を負う。

(任意退社)

第二十四条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、定款において、その定める期間前に有限責任中間法人に対して退社の予告をすることを要する旨を定めることを妨げない。

2 前項ただし書の予告期間は、一年を超えてはならない。

3 第一項ただし書の定款の定めがある場合であっても、やむを得ない事由があるときは、社員は、いつでも退社することができる。

(法定退社)

第二十五条 前条の場合のほか、社員は、次に掲げる事由によつて退社する。

一 定款に定めた事由の発生

二 総社員の同意

三 死亡又は解散

四 除名

(除名)

- 第二十六条 社員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によつてすることができる。この場合において、有限責任中間法人は、当該社員総会の日から一週間前までに当該社員に対しその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。
- 2 前項前段の決議をするには、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の四分の三以上の議決権を有する者の賛成がなければならない。
- 3 除名は、除名した社員にその旨を通知しなければ、これをもつて当該社員に対抗することができない。

(社員名簿の記載事項等)

第二十七条 有限責任中間法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載し、又は記録した名簿（以下「社員名簿」という。）を作成しなければならない。

(社員に対する通知等)

- 第二十七条の二 有限責任中間法人が社員に対してする通知又は催告は、社員名簿に記載し、又は記録した当該社員の住所（当該社員が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を当該有限責任中間法人に通知した場合にあつては、その場所又は連絡先）にあてて発すれば足りる。
- 2 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。
- 3 有限責任中間法人が社員に対してする通知又は催告が五年以上継続して到達しない場合には、有限責任中間法人は、当該社員に対する通知又は催告をすることを要しない。
- 4 前項の場合には、同項の社員に対する有限責任中間法人の義務の履行を行う場所は、有限責任中間法人の住所地とする。

第三節 管理

第一款 社員総会

(権限)

第二十八条 社員総会は、この法律又は定款に定めた事項に限り、決議をすることができる。

(招集)

- 第二十九条 社員総会は、この法律に別段の定めがある場合を除き、理事が招集する。
- 2 社員総会の招集は、理事が数人あるときは、その過半数で決する。
- 3 理事は、毎年一回、一定の時期に、定時社員総会を招集しなければならない。
- 4 社員総会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができる。

(社員による招集請求)

第三十条 総社員の議決権の十分の一以上を有する社員は、社員総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して、社員総

会の招集を請求することができる。

2 前項の規定は、定款で別段の定めをすることを妨げない。

3 第一項の請求があった後遅滞なく招集の手続が行われなるときは、当該請求をした社員は、裁判所の許可を得て、社員総会を招集することができる。当該請求があった日から六週間以内の日を社員総会の日とする社員総会の招集の通知が発せられないときも、同様とする。

4 第一項又は前項の規定による社員総会においては、有限責任中間法人の業務及び財産の状況を調査させるため、検査役を選任することができる。

5 会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十一条、第八百七十四条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第三項の裁判所の許可について準用する。

（招集通知）

第三十一条 社員総会を招集するには、当該社員総会の日から一週間前までに、各社員に対してその通知を発しなければならない。ただし、定款でこの期間を短縮することができる。

（総社員の同意による招集手続の省略）

第三十二条 社員総会は、総社員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。
（議決権）

第三十三条 社員は、各一個の議決権を有する。ただし、定款で別段の定めをすることを妨げない。

（議事）

第三十四条 社員総会の議事は、この法律又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数で決する。

2 社員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該代理人は、代理権を証明する書面を有限責任中間法人に提出しなければならない。

3 前項前段の代理権の授与は、社員総会ごとにしなければならない。

4 第二項の社員又は代理人は、代理権を証明する書面の提出に代えて、政令で定めるところにより、有限責任中間法人の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて法務省令で定めるもの）を用い、以下同じ。）により提供することができる。この場合において、当該社員又は代理人は、当該書面を提出したものとみなす。

（理事等の説明義務）

第三十四条の二 理事及び監事は、社員総会において、社員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が社員総会の目的である事項に關しないものである場合、その説明をすることにより社員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として法務省令で定める場合は、この限りでない。

(議長の権限)

第三十四条の三 社員総会の議長は、当該社員総会の秩序を維持し、議事を整理する。

2 社員総会の議長は、その命令に従わない者その他当該社員総会の秩序を乱す者を退場させることができる。

(社員総会に提出された資料の調査)

第三十四条の四 社員総会においては、その決議によって、理事及び監事が当該社員総会に提出した資料を調査する者を選任することができる。

(延期又は続行の決議)

第三十四条の五 社員総会においてその延期又は続行について決議があった場合には、第三十一条の規定は、適用しない。

(議事録)

第三十五条 社員総会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

(社員総会の決議の省略)

第三十五条の二 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員(当該事項について議決権を行使することができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす。

2 前項の規定により定時社員総会の目的である事項のすべてについての提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなされた場合には、その時に当該定時社員総会が終結したものとみなす。

(書面又は電磁的方法による決議)

第三十五条の三 この法律又は定款の定めにより社員総会において決議をすべき場合において、社員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。

2 この法律又は定款の定めにより社員総会において決議すべきものとされた事項についての書面又は電磁的方法による決議は、社員総会の決議と同一の効力を有する。

3 社員総会に関する規定は、書面又は電磁的方法による決議について準用する。

(事業譲渡)

第三十六条 有限責任中間法人が事業の全部の譲渡をするには、社員総会の決議によらなければならない。

2 前項の決議は、第二十六条第二項に定めるところにより行わなければならない。

3 第一項の決議をするには、第三十一条本文の通知において、同項の事業の全部の譲渡に関する議案の要領を示さなければならない。
(法人設立後二年以内の事業用財産の取得)

第三十七条 前条第一項及び第二項の規定は、有限責任中間法人がその成立後二年以内に、その成立前から存在する財産であつてその事業のために継続して使用するものを基金(代替基金を含む。)の総額の二十分の一以上に当たる対価をもつて取得する契約をする場合について準用する。

2 第十七条の規定は、前項に規定する場合について準用する。

3 有限責任中間法人の使用人は、前項において準用する第十七条第九項第三号の証明及び鑑定評価をすることができない。

4 理事は、第二項において準用する第十七条第四項の報告の内容を第一項において準用する前条第一項の社員総会において開示しなければならない。

5 理事及び監事は、第二項において準用する第十七条第四項の報告を調査し、その結果を第一項において準用する前条第一項の社員総会に報告しなければならない。

(会社法の準用)

第三十八条 会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条、第八百四十六条並びに第九百三十七条第一項（第一号トに係る部分に限る。）の規定は、社員総会について準用する。この場合において、同項中「本店（第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店）」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

第二款 理事

(定数)

第三十九条 有限責任中間法人には、一人又は数人の理事を置かなければならない。

(選任)

第四十条 理事は、社員総会において選任する。

(理事の資格等)

第四十条の二 次に掲げる者は、理事となることができない。

一 法人

二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

三 この法律又は会社法の規定に違反し、刑に処せられ、その執行を終わる、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

(任期)

第四十一条 理事の任期は、二年とする。ただし、最初の理事の任期は、一年とする。

2 前項の規定は、定款により、同項の任期を短縮し、又は同項の任期中に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会が終結する

まで伸長することを妨げない。

(解任)

第四十二条 理事は、社員総会の決議によつて解任することができる。ただし、正当な事由がないのに任期の満了前に理事を解任したときは、当該理事は、有限責任中間法人に対し、解任によつて生じた損害の賠償を請求することができる。

2 理事の職務遂行に関して不正な行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があつたにもかかわらず、当該理事を解任する旨の議案が社員総会において否決されたときは、総社員の議決権の十分の一以上を有する社員は、当該社員総会の日から三十日以内に、訴えをもつて当該理事の解任を請求することができる。

3 会社法第八百五十五条、第八百五十六条及び第九百三十七条第一項(第一号又はに係る部分に限る。)の規定は、前項の訴えについて準用する。この場合において、同条第一項中「本店(第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店)」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。(理事に欠員を生じた場合の措置)

第四十二条の二 理事が欠けた場合又は定款で定めた理事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事は、新たに選任された理事(次項の一時理事の職務を行うべき者を含む。)が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

2 前項に規定する場合において、裁判所は、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより、一時理事の職務を行うべき者を選任することができる。

3 裁判所は、前項の一時理事の職務を行うべき者を選任した場合には、有限責任中間法人がその者に対して支払う報酬の額を定めることができる。

4 会社法第八百六十八条第一項、第八百七十一条、第八百七十四条(第一号に係る部分に限る。)、第八百七十五条、第八百七十六条及び第九百三十七条第一項(第二号イ及びハに係る部分に限る。)の規定は第二項の一時理事の職務を行うべき者の選任について、同法第八百六十八条第一項、第八百七十条(第二号に係る部分に限る。)、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は前項の報酬の額の決定について、それぞれ準用する。この場合において、同法第九百三十七条第一項中「本店(第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店)」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

(有限責任中間法人との関係)

第四十三条 有限責任中間法人と理事との関係は、委任に関する規定に従う。

2 理事が受ける報酬は、定款にその額を定めなかつたときは、社員総会の決議によつて定める。
(業務の執行)

第四十四条 理事は、有限責任中間法人の業務を執行する。

2 理事が数人あるときは、有限責任中間法人の業務は、定款に別段の定めがある場合を除き、その過半数の意見により決定したところに従う。

3 有限責任中間法人の従たる事務所の設置、移転及び廃止についても、前二項と同様とする。

(法人の代表)

第四十五条 理事は、有限責任中間法人を代表する。

2 理事が数人あるときは、各自有限責任中間法人を代表する。ただし、定款、定款の規定に基づく理事の互選又は社員総会の決議によって、理事の中から特に当該有限責任中間法人を代表すべき者を定めることができる。

3 前項の規定にかかわらず、定款又は社員総会の決議によつて、数人の理事が共同して有限責任中間法人を代表すべきことを定めることができる。この場合においては、理事の一人に対する意思表示は、当該有限責任中間法人に対してその効力を生ずる。

4 有限責任中間法人を代表する理事は、当該有限責任中間法人の事業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

5 前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

(理事の職務を代行する者の権限)

第四十五条の二 民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十六条に規定する仮処分命令により選任された理事の職務を代行する者は、仮処分命令に別段の定めがある場合を除き、有限責任中間法人の常務に属しない行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。

2 前項の規定に違反して行った理事の職務を代行する者の行為は、無効とする。ただし、有限責任中間法人は、これをもって善意の第三者に対抗することができない。

3 会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十一条、第八百七十四条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第一項の裁判所の許可について準用する。

(有限責任中間法人との取引等)

第四十六条 理事が有限責任中間法人の財産を譲り受け、有限責任中間法人に対して自己の財産を譲り渡し、有限責任中間法人から金銭の貸付けを受け、その他自己又は第三者のために有限責任中間法人と取引をするには、社員総会の承認を得なければならない。有限責任中間法人が理事の債務を保証し、その他理事以外の者との間において有限責任中間法人と理事との利益が相反する取引をする場合についても、同様とする。

2 前項の理事又は有限責任中間法人を代表して同項の取引をしようとする理事は、同項の社員総会において、同項の取引についての重要な事実を開示しなければならない。

3 第一項の承認の決議は、第二十六条第二項に定めるところにより行わなければならない。

4 民法第百八条の規定は、第一項前段の承認を得た同項前段の取引については、適用しない。

(理事の報告義務)

第四十六条の二 理事は、有限責任中間法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。

(有限責任中間法人に対する責任)

第四十七条 理事が第六十五条第二項又は第三項の規定に違反する基金の返還に関する議案を社員総会に提出したときは、当該理事は、有限責任中間法人に対し、連帯して、当該議案を承認する決議に基づき違法に返還された額を弁済する責任を負う。

2 理事が法令又は定款に違反する行為をしたときは、当該理事は、有限責任中間法人に対し、連帯して、当該行為により当該有限責任中間法人が受けた損害額を賠償する責任を負う。

3 第一項の議案の提出又は前項の行為をすることに同意した理事は、当該提出又は当該行為をしたものとみなす。

4 第一項又は第二項の理事の責任は、総社員の同意がなければ、免除することができない。

(第三者に対する責任)

第四十八条 理事がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該理事は、連帯して、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 理事が第十四条第二項若しくは第七十四条第二項の申込用紙若しくは第五十九条第二項の書類に記載すべき重要な事項について虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、前項と同様とする。ただし、当該理事が当該記載、当該登記又は当該公告をするについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

3 前条第三項の規定は、前二項の場合について準用する。

(代表訴訟)

第四十九条 社員は、有限責任中間法人に対し、書面によつて、理事の責任を追及する訴えの提起を請求することができる。この場合においては、監事が、当該有限責任中間法人を代表して当該請求を受けるものとする。

2 有限責任中間法人が前項前段の請求の日から六十日以内に同項前段の訴えを提起しないときは、同項前段の社員は、有限責任中間法人のために、当該訴えを提起することができる。

3 前項に規定する期間の経過により有限責任中間法人に回復することができない損害が生ずるおそれがある場合には、前二項の規定にかかわらず、社員は、直ちに前項の訴えを提起することができる。

4 前二項の訴えは、訴訟の目的の価額の算定については、財産権上の請求でない請求に係る訴えとみなす。

5 社員が第二項又は第三項の訴えを提起したときは、裁判所は、被告の請求により、相当の担保を立てるべきことを命ずることができる。

6 被告が前項の請求をするには、第二項又は第三項の訴えの提起が悪意によるものであることを疎明しなければならない。

7 会社法第八百四十八条、第八百四十九条(第二項及び第五項を除く。)、第八百五十条、第八百五十二条及び第八百五十三条の規定は、理事の責任を追及する訴えについて準用する。この場合において、同法第八百五十条第四項中「第五十五条、第二百十条第五項、第四百二十四条(第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。)、第四百六十二条第三項(同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。)、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは、「中間法人法第四十七条第四項」と読み替え

るものとする。

8 第一項後段の規定は、有限責任中間法人が前項前段において準用する会社法第八百五十条第二項の通知及び催告を受ける場合について準用する。

第五十条 削除

第三款 監事

(定数)

第五十一条 有限責任中間法人には、一人又は数人の監事を置かなければならない。

(選任)

第五十二条 監事は、社員総会において選任する。

2 理事又は有限責任中間法人の使用人は、監事となることができない。

(任期)

第五十三条 監事の任期は、就任後四年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 最初の監事の任期は、前項の規定にかかわらず、就任後最初に終了する事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 前二項の規定は、定款により、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期を退任した監事の任期の満了すべき時までとするを妨げない。

(有限責任中間法人との関係)

第五十四条 有限責任中間法人と監事との関係は、委任に関する規定に従う。

2 監事が受ける報酬は、定款にその額を定めなかったときは、社員総会の決議によって定める。

3 監事が数人ある場合において、各監事の受ける報酬の額について定款の定め又は社員総会の決議がないときは、当該額は、前項の報酬の範囲内において、監事の協議によって定める。

(職務及び権限)

第五十五条 監事は、有限責任中間法人の業務を監査する。

2 監事は、理事及び有限責任中間法人の使用人に対して事業の遂行の状況について報告を求め、又は有限責任中間法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

3 監事は、理事が社員総会に提出しようとする議案及び書類を調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、社員総会において、調査の結果を報告しなければならない。

4 監事は、社員総会において、監事の選任若しくは解任又は監事の報酬について意見を述べることができる。

5 監事は、理事が有限責任中間法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある

と認めるときは、社員総会において、その旨を報告しなければならない。この場合において、当該報告をするため必要があるときは、当該監事は、社員総会を招集することができる。

6 監事は、理事が前項に規定する行為をし、又は当該行為をすることによって当該有限責任中間法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

7 社員は、前項に規定する場合において、当該行為によって当該有限責任中間法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、当該有限責任中間法人のため、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

8 有限責任中間法人が理事に対し、又は理事が有限責任中間法人に対して訴えを提起する場合には、当該訴えについては、監事が有限責任中間法人を代表する。

(費用等の請求)

第五十五条の二 監事はその職務の執行について有限責任中間法人に対して次に掲げる請求をしたときは、当該有限責任中間法人は、当該請求に係る費用又は債務が当該監事の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことができない。

一 費用の前払の請求

二 支出した費用及び支出の日以後におけるその利息の償還の請求

三 負担した債務の債権者に対する弁済(当該債務が弁済期にない場合にあつては、相当の担保の提供)の請求

(有限責任中間法人に対する責任)

第五十六条 監事はその任務を怠つたときは、当該監事は、有限責任中間法人に対し、連帯して、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 前項の監事の責任は、総社員の同意がなければ、免除することができない。

(第三者に対する責任)

第五十七条 監事はその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該監事は、連帯して、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 監事が監査報告書に記載すべき重要な事項について虚偽の記載をしたときも、前項と同様とする。ただし、当該監事が当該記載をするについで注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

(監事の連帯責任)

第五十七条の二 監事が有限責任中間法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、理事も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

(準用規定)

第五十八条 第四十条の二、第四十二条及び第四十二条の二の規定は、監事について準用する。

2 第四十九条第一項前段及び第二項から第六項まで並びに会社法第八百四十八条、第八百四十九条(第二項及び第五項を除く。)、第八百五十

条、第八百五十二条及び第八百五十三条の規定は、監事の責任を追及する訴えについて準用する。この場合において、同法第八百五十条第四項中「第五十五条、第二百十条第五項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは、「中間法人法第五十六条第二項」と読み替えるものとする。

第四款 計算等

（会計の原則）

第五十八条の二 有限責任中間法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

（会計帳簿の作成及び保存）

第五十八条の三 有限責任中間法人は、法務省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

2 有限責任中間法人は、会計帳簿の閉鎖の時から十年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。

（会計帳簿の提出命令）

第五十八条の四 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、会計帳簿の全部又は一部の提出を命ずることができる。

（計算書類の作成及び承認）

第五十九条 有限責任中間法人は、法務省令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。

2 有限責任中間法人は、法務省令で定めるところにより、毎事業年度、次に掲げる書類及びこれらの書類の記載を補足する重要な事実を記載した書類（以下「附属明細書」という。）を作成しなければならない。

一 貸借対照表

二 損益計算書

三 事業報告書

四 剰余金の処分又は損失の処理に関する議案

3 理事は、前項各号に掲げる書類を定時社員総会に提出し、同項第三号に掲げる書類についてはその内容を報告し、同項第一号、第二号及び第四号に掲げる書類については承認を求めなければならない。

（計算書類の監査）

第六十条 理事は、定時社員総会前に、前条第二項の書類について監事の監査を受けなければならない。

2 理事は、定時社員総会の日から五週間前までに前条第二項各号に掲げる書類を、三週間前までに附属明細書を監事に提出しなければならない。

3 監事は、前項の書類（附属明細書を除く。）を受領した日から四週間以内に、監査報告書を理事に提出しなければならない。

（計算書類等の公示）

第六十一条 有限責任中間法人は、第五十九条第二項の書類及び監査報告書を定時社員総会の日の一週間前から五年間主たる事務所に、これらの

書類の謄本を定時社員総会の日の一週間前から三年間従たる事務所、それぞれ備え置かなければならない。

- 2 社員及び有限責任中間法人の債権者は、当該有限責任中間法人が業務を行うべき時間内に限り、当該有限責任中間法人に対し、前項に規定する書類の閲覧又は当該書類の謄本若しくは抄本の交付を請求することができる。この場合において、謄本又は抄本の交付を請求するには、当該有限責任中間法人の定めた費用を支払わなければならない。

(計算書類等の保存)

- 第六十一条の二 有限責任中間法人は、第五十九条第一項の貸借対照表、同条第二項第一号、第二号及び第四号に掲げる書類並びに当該書類の附属明細書(以下この条及び次条において「計算書類等」という。)を作成した時から十年間、当該計算書類等を保存しなければならない。

(計算書類等の提出命令)

- 第六十一条の三 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、計算書類等の全部又は一部の提出を命ずることができる。

(基金の返還に係る債権の取得の禁止)

- 第六十二条 有限責任中間法人は、次に掲げる場合を除くほか、自己を債務者とする基金の返還に係る債権を取得することができない。

一 合併又は他の法人の事業の全部の譲受けによる場合

二 有限責任中間法人の権利の実行に当たり、その目的を達成するために必要な場合

- 2 有限責任中間法人が前項各号に掲げる場合に同項の債権を取得したときは、民法第五百二十条本文の規定にかかわらず、当該債権は消滅しない。この場合においては、有限責任中間法人は、当該債権を相当の時期に他に譲渡しなければならない。

- 第六十三条 削除

(損失てん補準備金)

- 第六十四条 有限責任中間法人は、貸借対照表上の純資産額が次に掲げる金額の合計額を超える事業年度においては、当該事業年度に係る第五十九条第二項第四号に規定する議案(以下「剰余金処分案」という。)を承認する旨の定時社員総会における決議に基づき、当該超過額の二十分の一以上を積み立てなければならない。ただし、この項の規定により積み立てた金額(以下「損失てん補準備金」という。)が既に基金(代替基金を含む。)の総額に達しているときは、この限りでない。

一 基金(代替基金を含む。)の総額

二 既に積み立てた損失てん補準備金

三 資産につき時価を付するものとした場合(時価が取得価額又は製作価額よりも高いときは時価を付することができない場合を除く。)において、その付した時価の総額がその取得価額の総額を超えるときは、時価を付したことにより増加した貸借対照表上の純資産額

- 2 損失てん補準備金は、損失のてん補に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。

(基金の返還)

- 第六十五条 基金の返還は、定時社員総会における剰余金処分案を承認する旨の決議に基づいて行わなければならない。

2 有限責任中間法人は、ある事業年度の貸借対照表上の純資産額が次に掲げる金額の合計額を超えない場合においては、当該事業年度の次の事業年度に関する定時社員総会の日の前日までの間は、基金の返還をすることができない。

一 前条第一項第一号から第三号までに掲げる金額

二 当該事業年度において損失てん補準備金として積み立てなければならぬ額

3 有限責任中間法人は、ある事業年度の貸借対照表上の純資産額が前項各号に掲げる金額の合計額を超える場合においては、当該事業年度の次の事業年度に関する定時社員総会の日の前日までに限り、当該超過額を返還の総額の限度として基金の返還をすることができる。

4 前二項の規定に違反して基金の返還がされた場合においては、有限責任中間法人の債権者は、当該返還を受けた者に対し、当該返還の額を当該有限責任中間法人に対して返還することを請求することができる。

(基金利息の禁止)

第六十六条 基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。

(代替基金)

第六十七条 基金が返還される場合には、返還される基金に相当する金額が積み立てられるものとする。

2 前項の規定により積み立てられた金額は、取り崩すことができない。

(定款等の公示)

第六十八条 有限責任中間法人は、次の各号に掲げるもの(次項において「定款等」という。)を、当該各号に定める場所に備え置かなければならない。

一 定款 主たる事務所及び従たる事務所

二 社員名簿 主たる事務所

三 社員総会の議事録(当該社員総会の日から十年間を経過していないものに限る。) 主たる事務所

四 社員総会の議事録の写し(当該社員総会の日から五年間を経過していないものに限る。) 従たる事務所

五 第三十五条の二第一項の書面又は電磁的記録(同項の規定により社員総会の決議があつたものとみなされた日(次号において「みなし決議の日」という。)から十年間を経過していないものに限る。) 主たる事務所

六 前号の書面又は電磁的記録の写し(みなし決議の日から五年間を経過していないものに限る。) 従たる事務所

2 社員及び有限責任中間法人の債権者は、当該有限責任中間法人が業務を行うべき時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該有限責任中間法人は、正当な理由がないのに拒んではならない。

一 定款等が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求

二 定款等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

(社員の帳簿閲覧権)

第六十九条 総社員の議決権の十分の一以上を有する社員は、有限責任中間法人が業務を行うべき時間内は、いつでも、会計帳簿及び会計の書類の閲覧又は謄写の請求をすることができる。

2 前項の請求は、当該請求の理由を記載した書面によって行わなければならない。

3 第一項の請求があったときは、有限責任中間法人は、次のいずれかに該当すると認められる場合を除き、これを拒むことができない。

一 当該請求を行う社員(以下この項において「請求者」という。)がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

二 請求者が当該有限責任中間法人の業務の遂行を妨げ、社員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

三 請求者が当該有限責任中間法人の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき。

四 請求者が会計帳簿又は会計の書類の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求したとき。

五 請求者が、過去二年以内において、会計帳簿又は会計の書類の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

(業務の執行に関する検査役の選任)

第七十条 有限責任中間法人の業務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを疑うに足りる事由があるときは、総社員の議決権の十分の一以上を有する社員は、当該有限責任中間法人の業務及び財産の状況を調査させるため、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをすることができる。

2 前項の申立てがあつた場合には、裁判所は、これを不適法として却下する場合を除き、検査役を選任しなければならない。

3 裁判所は、前項の検査役を選任した場合には、有限責任中間法人が当該検査役に対して支払う報酬の額を定めることができる。

4 第二項の検査役は、必要な調査を行い、当該調査の結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録(法務省令で定めるものに限る。)を裁判所に提供して報告をしなければならない。

5 裁判所は、前項の報告について、その内容を明瞭にし、又はその根拠を確認するため必要があると認めるときは、第二項の検査役に対し、更に前項の報告を求めることができる。

6 第二項の検査役は、第四項の報告をしたときは、有限責任中間法人及び検査役の選任の申立てをした社員に対し、同項の書面の写しを交付し、又は同項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により提供しなければならない。

7 会社法第八百六十八条第一項、第八百七十一条、第八百七十四条(第一号に係る部分に限る。)、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は第二項の検査役の選任について、同法第八百六十八条第一項、第八百七十条(第二号に係る部分に限る。)、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は第三項の報酬の額の決定について、それぞれ準用する。

(裁判所による社員総会招集等の決定)

第七十一条 裁判所は、前条第四項の報告があつた場合において、必要があると認めるときは、理事に対し、次に掲げる措置の全部又は一部を命

じなければならない。

- 一 一定の期間内に社員総会を招集すること。
- 二 前条第四項の調査の結果を社員に通知すること。
- 2 裁判所が前項第一号に掲げる措置を命じた場合には、理事は、前条第四項の報告の内容を同号の社員総会において開示しなければならない。
- 3 前項に規定する場合には、理事及び監事は、前条第四項の報告の内容を調査し、その結果を第一項第一号の社員総会に報告しなければならない。

第四節 定款の変更

第一款 定款の変更の方法

第七十二条 定款を変更するには、社員総会の決議によらなければならない。

2 前項の決議は、第二十六条第二項に定めるところにより行わなければならない。

第二款 基金増加

(社員総会の決議)

第七十三条 存立中の有限責任中間法人は、この款の定めるところにより、基金を増加することができる。

2 前項に規定する基金の増加(以下「基金増加」という。)をするには、基金増加を内容とする定款の変更をする旨の社員総会の決議(以下「基金増加の定款変更決議」という。)を経なければならない。

3 基金増加をする場合において、現物拠出者があるときは、社員総会において、基金増加の定款変更決議のほか、現物拠出事項を定める決議(以下「現物拠出の決議」という。)を経なければならない。この場合においては、当該現物拠出の決議は、第二十六条第二項に定めるところにより行わなければならない。

4 前項前段に規定する場合には、現物拠出の決議は、現物拠出者が、次に掲げる事項を記載した用紙に、現物拠出事項を承認する旨を記載して、これに署名し、又は記名押印し、かつ、理事に交付しなければならない。その効力を生じない。

一 第十条第三項各号に掲げる事項

二 基金増加の定款変更決議において定められた増加すべき基金の額及び当該基金の拠出者の権利に関する規定

三 現物拠出事項

四 定款において解散の事由を定めたときは、当該事由

5 第十一条第三項の規定は、基金増加について準用する。

(基金の募集)

第七十四条 社員総会において基金増加の定款変更決議があったときは、理事は、増加すべき基金の額(現物拠出の決議があるときは、現物拠出財産の価格を控除した額)を募集しなければならない。

2 理事は、前項の場合において、次に掲げる事項を記載した基金の拋出の申込用紙を作成し、これを同項の募集に応じて基金の拋出の申込みをしようとする者に交付しなければならない。

一 前条第四項各号に掲げる事項

二 払込みを取り扱う銀行等

3 第一項の募集に応じて基金の拋出の申込みをする者は、前項の申込用紙にその拋出しようとする額及び住所を記載して、これに署名し、又は記名押印し、かつ、理事に交付しなければならない。

4 第十四条第三項及び第五項から第七項まで、第十五条並びに第十六条の規定は、基金増加について準用する。この場合において、第十四条第六項中「第四項」とあるのは、「第七十四条第三項」と読み替えるものとする。

(現物拋出の調査等)

第七十五条 理事は、現物拋出の決議があるときは、当該現物拋出の決議において定められた現物拋出事項を調査させるため、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをしなければならない。ただし、当該現物拋出の決議において定められた現物拋出財産の価格の総額が基金(代替基金を含む。)の総額の十分の一を超えず、かつ、増加すべき基金の額の五分の一を超えないとき、又は当該現物拋出財産の価格の総額が五百万円を超えないときは、この限りでない。

2 第十七条第二項から第八項まで、第九項(第一号を除く。)、第十項(第二号を除く。)、及び第十一项並びに第三十七条第三項の規定は、前項本文の場合について準用する。この場合において、第十七条第七項後段中「社員、理事」とあるのは、「理事」と読み替えるものとする。

(登記)

第七十六条 有限責任中間法人は、第七十四条第四項において準用する第十六条の規定による払込み及び現物拋出財産の給付が完了した日(前条の手續を経るべき場合にあつては、当該手續も終了した日)から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、基金増加による変更の登記をしなければならない。

(効力発生の時期)

第七十七条 基金増加は、主たる事務所の所在地において前条の登記をすることによって、その効力を生ずる。基金増加の定款変更決議による定款の変更についても、同様とする。

(基金の拋出に関する担保責任)

第七十八条 基金増加の効力発生時において、増加すべき基金の額のうち拋出者が確定していない部分があるときは、理事は、共同して、当該部分について基金の拋出者となつたものとみなす。基金増加の効力発生後に基金の拋出に係る意思表示が取り消されたときも、同様とする。

2 基金増加の効力発生時において、第七十四条第四項において準用する第十六条の規定による払込み又は現物拋出財産の給付がされていないものがあるときは、理事は、連帯して、当該払込みがされていない額又は当該給付がされていない現物拋出財産の価額を弁済する責任を負う。

3 基金増加の効力発生時における現物抛財産の価格が現物抛出の決議において定められた価格に著しく不足するときは、当該現物抛出の決議に賛成した社員は、有限責任中間法人に対し、連帯して、当該不足額を弁済する責任を負う。

4 前項の場合において、現物抛出の決議に関する議案を社員総会に提出した理事は、当該議案における現物抛出財産の価格と基金増加の効力発生時における当該現物抛出財産の価格との差額を限度として、有限責任中間法人に対し、連帯して、同項の不足額を弁済する責任を負う。この場合においては、第四十七条第三項の規定を準用する。

5 現物抛出の決議において定められた現物抛出事項について検査役の調査を経たときは、理事及び社員（現物抛出者を除く。）は、前二項の規定にかかわらず、当該現物抛出の決議において定められた現物抛出財産について前二項の責任を負わない。

（現物抛出財産の価格の証明等をした者の責任）

第七十八条の二 前条第三項の規定は、第七十五条第二項において準用する第十七条第九項第三号の証明又は鑑定評価（以下この条において「証明等」という。）をした者について準用する。ただし、当該証明等をする者について注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

（基金増加無効の訴え）

第七十九条 基金増加の無効は、その効力発生の日から六月以内に、訴えをもってのみ主張することができる。

2 前項の訴えは、社員、理事又は監事に限り、提起することができる。

3 会社法第八百三十四条（第二号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七條から第八百三十九條まで、第八百四十條第一項前段、第八百四十六條並びに第九百三十七條第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の訴えについて準用する。この場合において、同条第一項中「本店（第一号に係る部分に限る。）」の規定は、第九百三十條第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあっては、本店及び当該登記に係る支店」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

（準用規定）

第八十条 第十七条の二、第十七条の三、第二十条の三及び第二十一条の規定は、基金増加の場合について準用する。この場合において、第二十条の三中「第十一条第二項」とあるのは、「第七十三条第四項」と、同条及び第二十一条中「第十四条第二項」とあるのは、「第七十四条第二項」と読み替えるものとする。

第五節 解散

（解散事由）

第八十一条 有限責任中間法人は、次に掲げる事由によって解散する。

一 定款に定めた事由の発生

二 社員総会の決議

三 合併（合併により当該有限責任中間法人が消滅する場合の当該合併に限る。）
四 社員が一人となったこと。

五 破産手続開始の決定

六 解散を命ずる裁判

2 前項第二号の決議は、第二十六条第二項に定めるところにより行わなければならない。

（解散法人の継続）

第八十二条 前条第一項第一号又は第二号の場合においては社員総会の決議により、同項第四号の場合においては新たに社員を加入させて、有限責任中間法人を継続することができる。

2 前項の決議は、第二十六条第二項に定めるところにより行わなければならない。

（解散及び継続の登記）

第八十二条の二 有限責任中間法人が解散したときは、第八十一条第一項第三号又は第五号に掲げる事由により解散したときを除き、主たる事務所所在地においては二週間以内に、従たる事務所所在地においては三週間以内に、解散の登記をしなければならない。

2 前条の規定により有限責任中間法人が継続したときは、主たる事務所所在地においては二週間以内に、従たる事務所所在地においては三週間以内に、継続の登記をしなければならない。

（解散を求める訴え）

第八十三条 総社員の議決権の十分の一以上を有する社員は、有限責任中間法人の解散を求める訴えを提起することができる。

2 前項の場合において、裁判所は、次に掲げる事情があり、かつ、やむを得ない事由があるときに限り、有限責任中間法人の解散を命ずることができる。

一 有限責任中間法人がその事業の遂行において著しく困難な状況に至り、当該有限責任中間法人に回復することのできない損害が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。

二 有限責任中間法人に属する財産の管理又は処分が著しく失当で、当該有限責任中間法人の存立を危うくするとき。

3 会社法第八百三十四条（第二十号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条、第八百四十六条並びに第九百三十七条第一項（第一号りに係る部分に限る。）、の規定は、第一項の訴えについて準用する。この場合において、同条第一項中「本店（第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店）」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

（休眠中間法人のみなし解散）

第八十四条 休眠中間法人（有限責任中間法人であつて、当該有限責任中間法人に関する登記が最後にあつた日から五年を経過したものをいう。以下この条において同じ。）は、法務大臣が休眠中間法人に対し二月以内に法務省令で定めるところによりその主たる事務所の所在地を管轄す

- る登記所に事業を廃止していない旨の届出をすべき旨を官報に公告した場合において、その届出をしないときは、その二月の期間の満了の時に、解散したものとみなす。ただし、当該期間内に当該休眠中間法人に関する登記がされたときは、この限りでない。
- 2 登記所は、前項の規定による公告があつたときは、休眠中間法人に対し、その旨の通知を発しなければならない。
 - 3 第一項の規定により解散したものとみなされた休眠中間法人は、解散したものとみなされた後三年以内に限り、社員総会の決議により、有限責任中間法人を継続することができる。

- 4 前項の決議は、第二十六条第二項に定めるところにより行わなければならない。

第六節 清算

(清算をすべき場合)

- 1 第八十五条 有限責任中間法人が解散した場合には、第八十一条第一項第三号又は第五号に掲げる事由により解散したときを除き、この節の規定に従つて清算をしなければならない。この場合においては、当該有限責任中間法人は、清算の目的の範囲内において、清算が終了するまで、存続するものとみなす。

- 2 有限責任中間法人の設立の無効又は取消しの訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、解散の場合に準じて清算をしなければならない。

(残余財産の帰属)

- 1 第八十六条 債務を完済した解散後の有限責任中間法人に残存する財産（以下この節において「残余財産」という。）の帰属は、定款の定めるところによる。

- 2 前項の規定により残余財産の帰属が定められないときは、その帰属は、社員総会の決議により定まる。

- 3 前二項の規定により帰属が定められない残余財産は、国庫に帰属する。

(清算人の就任)

- 1 第八十七条 有限責任中間法人が第八十一条第一項第一号又は第二号に掲げる事由により解散した場合には、次に掲げる者が清算人となる。

- 一 理事（定款又は第八十一条第一項第二号に規定する決議において別段の定めがあるときを除く。）

- 二 定款に定める者

- 三 社員総会において選任された者

- 2 前項に規定する場合において、同項の規定により清算人となる者がいないときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、清算人を選任する。

- 3 第八十一条第一項第四号又は第六号に掲げる事由によつて解散した有限責任中間法人については、裁判所は、利害関係人若しくは法務大臣の申立てにより又は職権で、清算人を選任する。

- 4 設立の無効又は取消しの訴えに係る請求を認容する判決が確定した有限責任中間法人については、裁判所は、利害関係人の申立てにより、清算人を選任する。

5 裁判所は、前三項の規定により清算人を選任する場合には、その清算人の中から有限責任中間法人を代表する清算人を定め、又は数人の清算人が共同して有限責任中間法人を代表すべきことを定めることができる。

6 会社法第八百六十八条第一項、第八百七十一条、第八百七十四条（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第二項から第四項までの規定による清算人の選任又は前項の規定による有限責任中間法人を代表する清算人の選定について準用する。

（清算人の登記）

第八十七条の二 前条第一項第一号に掲げる者が有限責任中間法人の清算人となったときは、解散の日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、第七条第二項第五号から第七号までに掲げる事項を登記しなければならない。

2 清算人が選任されたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、前項に規定する事項を登記しなければならない。

（清算人の解任）

第八十八条 清算人は、裁判所によつて選任されたものを除き、社員総会の決議によつて解任することができる。

2 裁判所は、重要な事由があるときは、利害関係人の申立てにより、清算人を解任することができる。

3 会社法第八百六十八条第一項、第八百七十条（第三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条、第八百七十六条及び第九百三十七条第一項（第二号ホ及び第三号イに係る部分に限る。）、の規定は、前項の規定による清算人の解任について準用する。この場合において、同条第一項中「本店（第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店）」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

（清算人の職務）

第八十九条 清算人は、次に掲げる職務を行う。

一 現務の結了

二 債権の取立て及び債務の弁済

三 残余財産の引渡し

2 清算人が数人あるときは、有限責任中間法人の業務は、その過半数の意見により決定したところに従う。

（裁判所の選任する清算人の報酬）

第八十九条の二 裁判所は、第八十七条第二項から第四項までの規定により清算人を選任した場合には、有限責任中間法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。

2 会社法第八百六十八条第一項、第八百七十条（第二号に係る部分に限る。）、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、前項の報酬の額の決定について準用する。

(財産目録等の作成等)

第八十九条の三 清算人は、その就任後遅滞なく、有限責任中間法人の財産の現況を調査し、法務省令で定めるところにより、解散の日における財産目録及び貸借対照表(以下この条において「財産目録等」という。)を作成しなければならない。

2 清算人は、財産目録等を社員総会に提出し、その承認を受けなければならない。

3 有限責任中間法人は、財産目録等を作成した時からその主たる事務所の所在地における清算終了の登記の時までの間、当該財産目録等を保存しなければならない。

4 第六十一条の三の規定は、財産目録等について準用する。

(貸借対照表等の作成等)

第八十九条の四 有限責任中間法人は、法務省令で定めるところにより、各清算事務年度(解散の日の翌日又はその後毎年その日に応ずる日)に
応ずる日がない場合にあつては、その前日)から始まる各一年の期間をいう。)に係る貸借対照表及び事務報告書並びにこれらの附属明細書
を作成しなければならない。

2 有限責任中間法人は、前項の貸借対照表を作成した時からその主たる事務所の所在地における清算終了の登記の時までの間、当該貸借対照表
及びその附属明細書を保存しなければならない。

3 第一項の貸借対照表及び事務報告書並びにこれらの附属明細書は、法務省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。

4 有限責任中間法人は、第一項に規定する各清算事務年度に係る貸借対照表及び事務報告書並びにこれらの附属明細書並びに監査報告書(次項
において「貸借対照表等」という。)を、定時社員総会の日の一週間前の日(第三十五条の二第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日
)からその主たる事務所の所在地における清算終了の登記の時までの間、その主たる事務所に備え置かなければならない。

5 第六十一条第二項の規定は、貸借対照表等について準用する。

6 清算人は、第三項の監査を受けた貸借対照表及び事務報告書を定時社員総会に提出しなければならない。

7 前項の規定により提出された貸借対照表は、定時社員総会の承認を受けなければならない。

8 清算人は、第六項の規定により提出された事務報告書の内容を定時社員総会に報告しなければならない。

9 第六十一条の三の規定は、第一項の貸借対照表及びその附属明細書について準用する。

(債権者に対する公告等)

第八十九条の五 有限責任中間法人は、解散した後、遅滞なく、当該有限責任中間法人の債権者に対し、一定の期間内にその債権を申し出るべき
旨を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、当該期間は、二月を下ることができない。

2 前項の規定による公告には、当該債権者が当該期間内に申出をしないときは清算から除斥される旨を付記しなければならない。
(債務の弁済の制限)

第八十九条の六 有限責任中間法人は、前条第一項の期間内は、債務の弁済をすることができない。この場合において、有限責任中間法人は、そ

の債務の不履行によって生じた責任を免れることができない。

2 前項の規定にかかわらず、有限責任中間法人は、前条第一項の期間内であっても、裁判所の許可を得て、少額の債権、有限責任中間法人の財産につき存する担保権によって担保される債権その他これを弁済しても他の債権者を害するおそれがない債権に係る債務について、その弁済をすることができ、この場合において、当該許可の申立ては、清算人が数人あるときは、その全員の同意によってしなければならない。

3 会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十一条、第八百七十四条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、前項の裁判所の許可について準用する。

（条件付債権等に係る債務の弁済）

第八十九条の七 有限責任中間法人は、条件付債権、存続期間が不確定な債権その他その額が不確定な債権に係る債務を弁済することができる。

この場合においては、これらの債権を評価させるため、裁判所に対し、鑑定人の選任の申立てをしなければならない。

2 前項の場合には、有限責任中間法人は、同項の鑑定人の評価に従い同項の債権に係る債務を弁済しなければならない。

3 第一項の鑑定人の選任の手續に関する費用は、有限責任中間法人の負担とする。当該鑑定人による鑑定のための呼出し及び質問に関する費用についても、同様とする。

4 会社法第八百六十八条第一項、第八百七十一条、第八百七十四条（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第一項の鑑定人の選任について準用する。

（基金の返還等の制限）

第九十条 基金の返還に係る債務の弁済は、その余の有限責任中間法人の債務の弁済がされた後でなければ、することができない。

2 有限責任中間法人は、当該有限責任中間法人の債務を弁済した後でなければ、残余財産の引渡しをすることができない。ただし、その存否又は額について争いのある債権に係る債務についてその弁済をするために必要と認められる財産を留保した場合は、この限りでない。

（清算からの除外）

第九十条の二 有限責任中間法人の債権者（知れている債権者を除く。）であつて第八十九条の五第一項の期間内にその債権の申出をしなかつたものは、清算から除外される。

2 前項の規定により清算から除外された債権者は、引渡しがされていない残余財産に対してのみ、弁済を請求することができる。

（清算事務の終了等）

第九十条の三 有限責任中間法人は、清算事務が終了したときは、遅滞なく、法務省令で定めるところにより、決算報告書を作成しなければならない。

2 清算人は、決算報告書を社員総会に提出し、その承認を受けなければならない。

3 前項の承認があつたときは、任務を怠つたことによる清算人の損害賠償の責任は、免除されたものとみなす。ただし、清算人の職務の執行に關し不正の行為があつたときは、この限りでない。

(帳簿資料の保存)

第九十条の四 清算人は、有限責任中間法人の主たる事務所の所在地における清算結了の登記の時から十年間、有限責任中間法人の帳簿並びにその事業及び清算に関する重要な資料(以下この条において「帳簿資料」という。)を保存しなければならない。

2 裁判所は、利害関係人の申立てにより、前項の清算人に代わって帳簿資料を保存する者を選任することができる。この場合においては、同項の規定は、適用しない。

3 前項の規定により選任された者は、有限責任中間法人の主たる事務所の所在地における清算結了の登記の時から十年間、帳簿資料を保存しなければならない。

4 第二項の規定による選任の手續に関する費用は、有限責任中間法人の負担とする。

5 会社法第八百六十八条第一項、第八百七十一条、第八百七十四条(第一号に係る部分に限る。)、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第二項の規定による帳簿資料を保存する者の選任について準用する。

(清算結了の登記)

第九十条の五 有限責任中間法人の清算が結了したときは、第九十条の三第二項の承認の日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算結了の登記をしなければならない。

(準用規定)

第九十一条 民法第八十一条の規定は、有限責任中間法人の清算について準用する。

2 第四十条の二、第四十二条の二、第四十三条、第四十五条、第四十六条、第四十六条の二、第四十七条第二項から第四項まで及び第四十八条の規定は、有限責任中間法人の清算人(第四十五条第二項ただし書及び第三項前段の規定については、裁判所によつて選任されたものを除く。)について準用する。

3 第四十九条第一項から第六項まで並びに会社法第八百四十八条、第八百四十九条(第二項及び第五項を除く。)、第八百五十条、第八百五十二条及び第八百五十三条の規定は、有限責任中間法人の清算人の責任を追及する訴えについて準用する。この場合において、同法第八百五十条第四項中「第五十五条、第二百二十条第五項、第四百二十四条(第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。)、第四百六十二条第三項(同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。)、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは、「中間法人法第九十一条第二項において準用する同法第四十七条第四項」と読み替えるものとする。

4 第四十九条第一項後段の規定は、有限責任中間法人が前項前段において準用する会社法第八百五十条第二項の通知及び催告を受ける場合について準用する。

5 第四十五条の二の規定は、仮処分命令により清算人の職務を代行する者が選任された場合について準用する。
(理事に関する規定の清算人への適用)

第九十二条 有限責任中間法人が解散した場合には、次に掲げる理事に関する規定は、清算人に関する規定として清算人に適用があるもの

とする。

- 一 第二十九条第一項から第三項まで、第三十条第一項、第三十四条の二、第三十四条の四、第三十五条の二、第三十七条第二項において準用する第十七条第一項及び第六項並びに第三十七条第四項及び第五項
- 二 第五十二条第二項、第五十五条第二項、第三項及び第五項から第八項まで並びに第五十七条の二
- 三 第七十一条

第三章 無限責任中間法人

第一節 設立

(定款)

第九十三条 無限責任中間法人を設立するには、その社員になろうとする者が、共同して定款を作成し、その全員がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 前項の定款は、電磁的記録をもって作成することができる。この場合において、当該電磁的記録に記録された情報については、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

3 第一項の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

- 一 第七条第一項第一号及び第二号に掲げる事項
- 二 社員の氏名及び住所
- 三 主たる事務所及び従たる事務所の所在地

(登記)

第九十四条 無限責任中間法人の設立の登記は、主たる事務所の所在地において行わなければならない。

2 前項の登記においては、第七条第一項各号及び第三項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

3 無限責任中間法人は、第一項の登記をした日から二週間以内に、従たる事務所の所在地において、前項に規定する事項を登記しなければならない。

(設立無効の訴え及び設立取消しの訴え)

第九十五条 無限責任中間法人の設立の無効又は取消しは、その成立の日から二年以内に、訴えをもってのみ主張することができる。

2 無限責任中間法人の設立の無効の訴えは、当該無限責任中間法人の社員に限り、提起することができる。

3 会社法第八百三十四条(第一号及び第十八号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十七条から第八百三十九条まで、第八百四十六条及び第九百三十七条第一項(第一号イ及びチに係る部分に限る。)、の規定は、第一項の訴えについて準用する。この場合において、同条第一項中「本店(第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店)」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

第二節 社員

(社員の資格)

第九十六条 法人は、無限責任中間法人の社員となることができない。

(社員の責任)

第九十七条 無限責任中間法人の財産をもってその債務を完済することができないときは、社員は、連帯してその弁済の責任を負う。

2 無限責任中間法人の財産に対する強制執行がその効を奏しなかつたときも、前項と同様とする。

3 前項の規定は、社員が、無限責任中間法人に資力があり、かつ、強制執行が容易であることを証明したときは、適用しない。

(社員の抗弁)

第九十七条の二 社員が無限責任中間法人の債務を弁済する責任を負う場合には、社員は、無限責任中間法人が主張することができる抗弁をもって当該無限責任中間法人の債権者に対抗することができる。

2 前項に規定する場合において、無限責任中間法人がその債権者に対して相殺権、取消権又は解除権を有するときは、社員は、当該債権者に対して債務の履行を拒むことができる。

(加入した社員の責任)

第九十七条の三 無限責任中間法人の成立後に加入した社員は、その加入前に生じた無限責任中間法人の債務についても、これを弁済する責任を負う。

(社員であると誤認させる行為をした者の責任)

第九十七条の四 社員でない者が自己を社員であると誤認させる行為をしたときは、当該社員でない者は、その誤認に基づいて無限責任中間法人と取引をした者に対し、社員と同一の責任を負う。

(退社した社員の責任)

第九十七条の五 退社した社員は、その登記をする前に生じた無限責任中間法人の債務について、従前の責任の範囲内でこれを弁済する責任を負う。

2 前項の責任は、同項の登記後二年以内に請求又は請求の予告をしない無限責任中間法人の債権者に対しては、当該登記後二年を経過した時に消滅する。

(任意退社)

第九十八条 社員は、定款に別段の定めがある場合を除き、いつでも退社することができる。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由があるときは、社員は、いつでも退社することができる。
(法定退社)

第九十九条 前条の場合のほか、社員は、次に掲げる事由によって退社する。

一 第二十五条第一号、第二号及び第四号に掲げる事項

二 死亡

三 破産手続開始の決定

四 後見開始の審判を受けたこと。

(除名)

第百条 社員の除名は、正当な事由があるときに限り、他の社員の一致によってすることができる。ただし、除名した社員にその旨を通知しなければ、これをもって当該社員に対抗することができない。

(準用規定)

第百一条 第二十三条の規定は、無限責任中間法人について準用する。

第三節 管理

(業務の執行)

第百二条 社員は、無限責任中間法人の業務を執行する。

2 無限責任中間法人の業務は、定款に別段の定めがある場合を除き、社員の過半数の意見により決定したところに従う。

3 定款によって無限責任中間法人の業務を行うべき社員を定めた場合においては、当該社員が当該無限責任中間法人の業務を執行する。

4 前項の社員が数人あるときは、定款に別段の定めがある場合を除き、無限責任中間法人の業務は、当該社員の過半数の意見により決定したところに従う。

5 第二項又は前項の規定にかかわらず、無限責任中間法人の常務は、各社員(第三項に規定する場合においては、同項に規定する社員に限る。以下この条において同じ。)が行うことができる。ただし、その終了前に他の社員が異議を述べたときは、この限りでない。

6 民法第六百四十四条から第六百五十条までの規定は無限責任中間法人と社員との関係について、同法第六百七十二条の規定は第三項に規定する場合について、それぞれ準用する。

7 第四十五条の二の規定は、仮処分命令により社員の職務を代行する者が選任された場合について準用する。

(法人の代表)

第百三条 社員(前条第三項に規定する場合においては、同項に規定する社員に限る。)は、無限責任中間法人を代表する。

2 前項の規定により無限責任中間法人を代表する社員が数人あるときは、各自当該無限責任中間法人を代表する。ただし、定款又は総社員の同意によって、当該社員の中から特に当該無限責任中間法人を代表すべき者を定めることができる。

3 第四十五条第三項から第五項までの規定は、無限責任中間法人を代表すべき社員について準用する。この場合において、同条第三項中「社員総会の決議」とあるのは、「総社員の同意」と読み替えるものとする。

4 第一項の規定にかかわらず、無限責任中間法人が社員に対し、又は社員が無限責任中間法人に対して訴えを提起する場合において、当該訴え

について無限責任中間法人を代表する者（当該社員を除く。）が存しないときは、当該社員以外の社員の過半数をもって、当該訴えについて当該無限責任中間法人を代表する者を定めることができる。

（事業譲渡）

第百四条 無限責任中間法人が事業の全部の譲渡をするには、総社員の同意によらなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、無限責任中間法人は、総社員のうち定款で定める一定割合以上の者の同意により事業の全部の譲渡をすることができる旨を定款で定めることができる。この場合において、当該一定割合は、二分の一を上回らなければならない。

（報告及び調査）

第百五条 社員は、他の社員（第百二条第三項に規定する場合においては、同項に規定する社員に限る。）に対して事業の遂行の状況について報告を求め、又は無限責任中間法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

（利益相反取引の制限）

第百六条 社員は、次に掲げる場合には、当該取引について当該社員以外の社員の過半数の承認を受けなければならない。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りでない。

一 社員が自己又は第三者のために無限責任中間法人と取引をしようとするとき。

二 無限責任中間法人が社員の債務を保証することその他社員でない者との間において無限責任中間法人と当該社員との利益が相反する取引をしようとするとき。

2 民法第百八条の規定は、前項の承認を受けた同項第一号の取引については、適用しない。

第三節の二 計算

（会計の原則）

第百六条の二 無限責任中間法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

（会計帳簿の作成及び保存）

第百六条の三 無限責任中間法人は、法務省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

2 無限責任中間法人は、会計帳簿の閉鎖の時から十年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。
（会計帳簿の提出命令）

第百六条の四 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、会計帳簿の全部又は一部の提出を命ずることができる。

（貸借対照表の作成及び保存）

第百六条の五 無限責任中間法人は、法務省令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。

2 無限責任中間法人は、法務省令で定めるところにより、毎事業年度、貸借対照表を作成しなければならない。

3 無限責任中間法人は、貸借対照表を作成した時から十年間、これを保存しなければならない。

(貸借対照表の提出命令)

第百六条の六 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、貸借対照表の全部又は一部の提出を命ずることができる。

第四節 定款の変更

第百七条 定款を変更するには、総社員の同意によらなければならない。

2 第百四条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

第五節 解散

(解散事由)

第百八条 無限責任中間法人は、次に掲げる事由によつて解散する。

- 一 定款に定めた事由の発生
- 二 総社員の同意
- 三 合併(合併により当該無限責任中間法人が消滅する場合の当該合併に限る。)
- 四 社員が一人となったこと。
- 五 破産手続開始の決定
- 六 解散を命ずる裁判

(解散法人の継続)

第百九条 前条第一号又は第二号の場合においては総社員の同意により、同条第四号の場合においては新たに社員を加入させて、無限責任中間法人を継続することができる。

(解散を求める訴え)

第百十条 社員は、無限責任中間法人の解散を求める訴えを提起することができる。

2 前項の場合において、裁判所は、やむを得ない事由があるときに限り、無限責任中間法人の解散を命ずることができる。

3 会社法第八百三十四条(第二十一号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十七条、第八百三十八条、第八百四十六条及び第九百三十七条第一項(第一号りに係る部分に限る。)(の規定は、第一項の訴えについて準用する。この場合において、同条第一項中「本店(第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店)」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

(準用規定)

第百十一条 第八十二条の二の規定は、無限責任中間法人について準用する。この場合において、同条第一項中「第八十一条第一項第三号又は第五号」とあるのは「第八十条第三号又は第五号」と、同条第二項中「前条」とあるのは「第九十条」と読み替えるものとする。

第六節 清算

(清算をすべき場合)

第一百二十二条 無限責任中間法人が解散した場合には、第八十条第三号又は第五号に掲げる事由により解散したときを除き、この節の規定に従って清算をしなければならない。この場合においては、当該無限責任中間法人は、清算の目的の範囲内において、清算が終了するまで、存続するものとみなす。

2 無限責任中間法人の設立の無効又は取消しの訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、解散の場合に準じて清算をしなければならない。

(残余財産の帰属)

第一百三十三条 債務を完済した解散後の無限責任中間法人に残存する財産(以下この節において「残余財産」という。)の帰属は、定款の定めるところによる。

2 前項の規定により残余財産の帰属が定まらないときは、その帰属は、総社員の同意により定まる。

3 前二項の規定により帰属が定まらない残余財産は、国庫に帰属する。

(清算人の就任)

第一百四十四条 無限責任中間法人が第八十条第一号又は第二号に掲げる事由により解散した場合には、次に掲げる者が清算人となる。

一 社員(第八十条第三項に規定する場合においては、同項に規定する社員に限る。)。ただし、定款又は第八十条第二号に規定する同意において別段の定めがあるときを除く。

二 定款に定める者

三 社員の過半数の意見によつて選任された者

2 第八十条第四号又は第六号に掲げる事由によつて解散した無限責任中間法人については、裁判所は、利害関係人若しくは法務大臣の申立てにより又は職権で、清算人を選任する。

3 設立の無効又は取消しの訴えに係る請求を認容する判決が確定した無限責任中間法人については、裁判所は、利害関係人の申立てにより、清算人を選任する。

4 会社法第八十六条第一項、第八十七条、第八十七条(第一号に係る部分に限る。)、第八十七条及び第八十七条の規定は、前二項の規定による清算人の選任について準用する。

(清算人の解任)

第一百五十五条 清算人は、裁判所によつて選任されたものを除き、社員の過半数の意見によつて解任することができる。

2 第八十条第二項及び第三項の規定は、無限責任中間法人の清算人の解任について準用する。
(法人と清算人との関係)

第一百三十六條 無限責任中間法人と清算人との関係は、委任に関する規定に従う。

(清算人の無限責任中間法人に対する損害賠償責任)

第一百六条の二 清算人は、その任務を怠ったときは、無限責任中間法人に対し、連帯して、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
(清算人の第三者に対する損害賠償責任)

第一百六条の三 清算人がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該清算人は、連帯して、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

(清算人の職務)

第一百七条 第八十九条及び第八十九条の三(第二項を除く。)の規定は、無限責任中間法人の清算人について準用する。この場合において、同条第一項中「作成しなければならない」とあるのは、「作成し、各社員にその内容を通知しなければならない」と読み替えるものとする。

2 無限責任中間法人は、社員の請求により、毎月清算の状況を報告しなければならない。

(法人の代表)

第一百八条 清算人は、無限責任中間法人を代表する。

2 清算人が数人ある場合においては、各自無限責任中間法人を代表する。

3 前項に規定する場合には、同項の規定にかかわらず、社員の過半数の意見によつて、次の事項を定めることができる。

- 一 一部の清算人のみが無限責任中間法人を代表すべきこと。
- 二 数人の清算人が共同して無限責任中間法人を代表すべきこと。

4 裁判所は、第十四条第二項又は第三項の規定により清算人を選任する場合には、その清算人の中から無限責任中間法人を代表する清算人を定め、又は数人の清算人が共同して無限責任中間法人を代表すべきことを定めることができる。

5 第四十五条第三項後段の規定は数人の清算人が共同して無限責任中間法人を代表すべき場合について、同条第四項及び第五項の規定は無限責任中間法人の清算人について、それぞれ準用する。

6 会社法第八百六十八条第一項、第八百七十一条、第八百七十四条(第一号に係る部分に限る。)、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第四項の規定による無限責任中間法人を代表する清算人の選定について準用する。

(事業譲渡)

第一百九条 第一百四条の規定にかかわらず、清算人が無限責任中間法人の事業の全部を譲渡するには、社員の過半数の賛成があれば足りる。
(清算事務の終了等)

第一百九条の二 無限責任中間法人は、清算事務が終了したときは、遅滞なく、清算に係る計算をして、社員の承認を受けなければならない。

2 社員が一月以内に前項の計算について異議を述べなかつたときは、社員は、当該計算の承認をしたものとみなす。ただし、清算人の職務の執行に不正の行為があつたときは、この限りでない。

(準用規定)

第二百二十条 第八十七条の二、第八十九条の二、第九十条第二項及び第九十条の五並びに民法第八十一条の規定は、無限責任中間法人の清算について準用する。この場合において、第八十七条の二第一項中「前条第一項第一号」とあるのは「第百十四条第一項第一号」と、「第七条第二項第五号から第七号まで」とあるのは「第七条第三項各号」と、第八十九条の二第一項中「第八十七条第二項から第四項まで」とあるのは「第百十四条第二項又は第三項」と、第九十条の五中「第九十条の三第二項」とあるのは「第百十九条の二第一項」と読み替えるものとする。

2 第四十五条の二の規定は、仮処分命令により清算人の職務を代行する者が選任された場合について準用する。

3 第百六条の規定は、無限責任中間法人の清算人について準用する。

(任意清算)

第二百二十一条 無限責任中間法人は、定款又は総社員の同意によつて、解散の場合における当該無限責任中間法人の財産の処分の方法を定めるときは、当該無限責任中間法人が第百八条第一号又は第二号に掲げる事由により解散した場合に限り、この条の規定及び当該財産の処分の方法に従い、清算をすることができる。この場合においては、第百十三条から前条までの規定は、適用しない。

2 前項前段の無限責任中間法人は、同項前段に規定する財産の処分の方法を定めた日又は当該無限責任中間法人の解散の日から二週間以内に、当該無限責任中間法人の債権者に対し、当該財産の処分の方法に異議がある場合には一定の期間内にこれを述べるべき旨を官報に掲載して公告し、かつ、知れている債権者には各別にこれを催告しなければならない。この場合において、当該期間は、一月を下回ってはならない。

3 債権者が前項前段の期間内に異議を述べなかつたときは、第一項前段の財産の処分の方法を承認したものとみなす。

4 債権者が異議を述べたときは、無限責任中間法人は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、第一項前段の財産の処分の方法が当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

5 第一項前段の場合には、無限責任中間法人は、解散の日から二週間以内に、法務省令で定めるところにより、解散の日における財産目録及び貸借対照表を作成しなければならない。

6 会社法第八百六十三条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項並びに第八百六十四条の規定は、第一項前段の場合における無限責任中間法人の清算について準用する。この場合において、同法第八百六十三条第一項第一号中「第六百七十条」とあるのは、「中間法人法第百二十一条第二項から第四項まで」と読み替えるものとする。

7 第一項前段の規定により無限責任中間法人の財産の処分の方法を定めたときは、その財産の処分を完了した日から、主たる事務所の所在地において二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算終了の登記をしなければならない。

(帳簿資料の保存)

第二百二十一条の二 清算人（前条第一項の財産の処分の方法を定めた場合にあっては、無限責任中間法人を代表する社員）は、無限責任中間法人の主たる事務所の所在地における清算終了の登記の時から十年間、無限責任中間法人の帳簿並びにその事業及び清算に関する重要な資料（以下

この条において「帳簿資料」という。)を保存しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、定款で又は社員の過半数をもって帳簿資料を保存する者を定めた場合には、その者は、無限責任中間法人の主たる事務所の所在地における清算結了の登記の時から十年間、帳簿資料を保存しなければならない。

3 裁判所は、利害関係人の申立てにより、第一項の清算人又は前項の規定により帳簿資料を保存する者に代わって帳簿資料を保存する者を選任することができる。この場合においては、前二項の規定は、適用しない。

4 前項の規定により選任された者は、無限責任中間法人の主たる事務所の所在地における清算結了の登記の時から十年間、帳簿資料を保存しなければならない。

5 第三項の規定による選任の手續に関する費用は、無限責任中間法人の負担とする。

6 会社法第八百六十八条第一項、第八百七十一条、第八百七十四条(第一号に係る部分に限る。)、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第三項の規定による帳簿資料を保存する者の選任について準用する。

(社員の責任の消滅時効)

第二百一十一条の三 第九十七条に規定する社員の責任は、無限責任中間法人の主たる事務所の所在地における解散の登記をした後五年以内に請求又は請求の予告をしない無限責任中間法人の債権者に対しては、その登記後五年を経過した時に消滅する。

第四章 合併

第一節 通則

(中間法人と中間法人との合併)

第二百二十二条 中間法人は、他の中間法人と合併することができる。

2 合併後存続する中間法人又は合併により設立される中間法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める種類の中間法人でなければならない。

一 有限責任中間法人と有限責任中間法人とが合併する場合及び有限責任中間法人と無限責任中間法人とが合併する場合 有限責任中間法人

二 無限責任中間法人と無限責任中間法人とが合併する場合 無限責任中間法人

3 合併により中間法人を設立する場合における当該中間法人の定款には、第十条第一項又は第九十三条第一項に規定する者に代えて、合併をする各中間法人を代表すべき理事又は社員が署名し、又は記名押印しなければならない。

4 前項の定款は、電磁的記録をもって作成することができる。この場合において、当該電磁的記録に記録された情報については、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

(解散後の中間法人の合併)

第二百二十三条 解散後の中間法人は、存立中の中間法人を合併後存続する中間法人とする場合に限り、合併することができる。

(合併の効果)

第二百二十四条 合併後存続する有限責任中間法人又は合併により設立された有限責任中間法人は、合併により消滅した有限責任中間法人の基金の拠出者に対する第二条第四号に規定する返還義務を承継する。

2 合併後存続する有限責任中間法人又は合併により設立された有限責任中間法人は、前項に定めるもののほか、合併により消滅した中間法人の権利義務を承継する。

3 合併後存続する無限責任中間法人又は合併により設立された無限責任中間法人は、合併により消滅した無限責任中間法人の権利義務を承継する。

(合併無効の訴え)

第二百五条 中間法人の合併の無効は、合併の日から六月以内に、訴えをもつてのみ主張することができる。

2 前項の訴えは、次に掲げる者に限り、提起することができる。

一 合併をする各中間法人の社員、清算人、破産管財人又は合併を承認しない債権者

二 前号の中間法人が有限責任中間法人であるときは、当該有限責任中間法人の理事又は監事

3 会社法第八百三十四条(第七号及び第八号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六條から第八百三十九條まで、第八百四十三條(第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。)、第八百四十六條及び第九百三十七條第三項(第二号及び第三号に係る部分に限る。)、の規定は中間法人の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八條第五項、第八百七十條(第十五号に係る部分に限る。)、第八百七十一條本文、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十三條本文、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定はこの項において準用する同法第八百四十三條第四項の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第九百三十七條第三項中「本店」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

第二節 有限責任中間法人と有限責任中間法人との合併

(合併契約書の作成と社員総会の承認)

第二百二十六条 有限責任中間法人が他の有限責任中間法人と合併するには、合併をする各有限責任中間法人は、合併契約書を作成しなければならない。

2 前項の合併契約書については、合併をする各有限責任中間法人において社員総会の承認を得なければならない。

3 前項の承認の決議は、第二十六條第二項に定めるところにより行わなければならない。

4 前項の決議をするには、第三十一條本文の通知において、第一項の合併契約書の要領を示さなければならない。

(合併契約書等の公示)

第二百二十七条 合併をする各有限責任中間法人は、前條第二項の社員総会の日の二週間前から合併の日後六月を経過する日まで、次に掲げる書類を主たる事務所に備え置かなければならない。

一 合併契約書

二 前条第二項の社員総会の日の前六月以内の日に作成した合併をする各有限責任中間法人の貸借対照表

三 前号の貸借対照表が最終の貸借対照表でないときは、最終の貸借対照表

四 合併をする各有限責任中間法人の最終の貸借対照表とともに作成した損益計算書

五 前号の損益計算書のほか、第二号の貸借対照表とともに損益計算書を作成したときは、当該損益計算書

2 前項の場合において、合併により有限責任中間法人を設立するときは、当該有限責任中間法人の成立の日以後においては、当該有限責任中間法人についても、同項と同様とする。

3 前二項の有限責任中間法人の社員及び債権者は、当該有限責任中間法人が業務を行うべき時間内に限り、当該有限責任中間法人に対し、第一項各号に掲げる書類の閲覧又は当該書類の謄本若しくは抄本の交付を請求することができる。ただし、謄本又は抄本の交付を請求するには、当該有限責任中間法人の定めた費用を支払わなければならない。

(吸収合併の合併契約書の記載事項)

第二百二十八条 有限責任中間法人が他の有限責任中間法人と合併する場合において、合併をする有限責任中間法人の一方が合併後存続するときは、合併契約書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 合併後存続する有限責任中間法人が合併により定款を変更するときは、その規定

二 合併後存続する有限責任中間法人の基金、代替基金及び準備金に関する事項

三 各有限責任中間法人において第二百二十六条第二項の決議をする社員総会の期日

四 合併をする時期

五 合併後存続する有限責任中間法人につき合併に際して就任すべき理事又は監事を定めたときは、当該定め

(新設合併の合併契約書の記載事項)

第二百二十九条 前条に規定する場合において、合併により有限責任中間法人を設立するときは、合併契約書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 合併により設立される有限責任中間法人の定款の規定

二 合併により設立される有限責任中間法人の基金、代替基金及び準備金に関する事項

三 前条第三号及び第四号に掲げる事項

四 合併により設立される有限責任中間法人の理事及び監事の氏名

(代替基金等の積立て)

第三百三十条 合併後存続する有限責任中間法人又は合併により設立される有限責任中間法人は、合併に際し、代替基金又は損失てん補準備金を積み立てることができる。

2 前項の規定により積み立てる額の総額は、合併により消滅した有限責任中間法人から承継した財産の価額から当該有限責任中間法人から承継

した債務の額を控除した額を超えることができない。

- 3 第一項の規定により代替基金として積み立てる額は、合併により消滅した有限責任中間法人の代替基金の額を超えることができない。
(債権者の異議)

第三百三十一条 合併をする各有限責任中間法人は、当該各有限責任中間法人における第二百二十六条第二項の決議の日から二週間以内に、当該各有限責任中間法人の債権者に対し、合併に異議がある場合には一定の期間内にこれを述べるべき旨を、第一号に掲げる方法及び第二号又は第三号に掲げる方法により、告知しなければならない。この場合において、当該期間は、一月を下回ってはならない。

一 官報に掲載してする公告

二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してする公告(公告の方法として定款に定められたものに限る。)

三 知れている債権者に対する各別の催告

- 2 第二百二十一条第三項及び第四項の規定は、前項前段の場合について準用する。

- 3 基金の返還に係る債権については、前二項の規定は、適用しない。

(登記)

第三百三十二条 有限責任中間法人がこの節の規定により合併したときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、合併後存続する有限責任中間法人については当該合併による変更の登記、合併により消滅する有限責任中間法人については解散の登記、合併により設立される有限責任中間法人については第十九条第一項及び第三項に規定する登記をしなければならない。
(効力発生の時期)

第三百三十三条 この節の規定による合併は、次に掲げる登記をすることによって、その効力を生ずる。

一 合併後存続する有限責任中間法人がその主たる事務所の所在地においてする当該合併による変更の登記

二 合併により設立された有限責任中間法人がその主たる事務所の所在地においてする第十九条第一項に規定する登記

(合併に関する事項を記載した書面の公示)

第三百三十四条 合併後存続する有限責任中間法人又は合併により設立された有限責任中間法人は、第三百三十一条に規定する手続の経過、合併の日、合併により消滅した有限責任中間法人から承継した財産の価額及び債務の額その他の合併に関する事項を記載した書面を、合併の日から六月間、主たる事務所に備え置かなければならない。

- 2 第二百二十七条第三項の規定は、前項の書面について準用する。

(合併前に就任した理事及び監事の任期)

第三百三十五条 合併後存続する有限責任中間法人の理事及び監事で合併前に就任したものは、合併契約書に別段の定めがあるときを除き、合併後最初に終了する事業年度に関する定時社員総会の終結の時に退任する。

第三節 無限責任中間法人と無限責任中間法人との合併

(合併契約書の作成と総社員の同意)

第三百三十六条 無限責任中間法人が他の無限責任中間法人と合併するには、合併をする各無限責任中間法人は、合併契約書を作成しなければならない。

2 前項の合併契約書については、合併をする各無限責任中間法人において総社員の同意を得なければならない。

(吸収合併の合併契約書の記載事項)

第三百三十七条 無限責任中間法人が他の無限責任中間法人と合併する場合において、合併をする無限責任中間法人の一方が合併後存続するとき、合併契約書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 合併後存続する無限責任中間法人が合併により定款を変更するときは、その規定

二 合併をする時期

(新設合併の合併契約書の記載事項)

第三百三十八条 前条に規定する場合において、合併により無限責任中間法人を設立するときは、合併契約書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 合併により設立される無限責任中間法人の定款の規定

二 合併をする時期

(債権者の異議)

第三百三十九条 合併をする各無限責任中間法人は、当該各無限責任中間法人において合併契約書について総社員の同意を得た日から二週間以内に、当該各無限責任中間法人の債権者に対し、合併に異議がある場合には一定の期間内にこれを述べるべき旨を官報に掲載して公告し、かつ、知れている債権者には各別にこれを催告しなければならない。この場合において、当該期間は、一月を下回ってはならない。

2 第二百十一条第三項及び第四項の規定は、前項前段の場合について準用する。

(登記)

第四百十条 無限責任中間法人がこの節の規定により合併したときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、合併後存続する無限責任中間法人については当該合併による変更の登記、合併により消滅する無限責任中間法人については解散の登記、合併により設立された無限責任中間法人については第九十四条第一項及び第三項に規定する登記をしなければならない。

(効力発生の時期)

第四百十一条 この節の規定による合併は、次に掲げる登記をすることによって、その効力を生ずる。

一 合併後存続する無限責任中間法人がその主たる事務所の所在地においてする当該合併による変更の登記

二 合併により設立された無限責任中間法人がその主たる事務所の所在地においてする第九十四条第一項に規定する登記

第四節 有限責任中間法人と無限責任中間法人との合併

(合併契約書の作成等)

第四百二十二条 有限責任中間法人と無限責任中間法人とが合併するには、当該有限責任中間法人及び当該無限責任中間法人(以下この節において「合併をする各法人」という。)は、合併契約書を作成しなければならない。

2 前項の合併契約書については、同項の有限責任中間法人においては社員総会の承認を、同項の無限責任中間法人においては総社員の同意を得なければならない。

3 第二百二十六条第三項及び第四項の規定は、前項の承認の決議について準用する。

(合併契約書の公示)

第四百二十三条 合併をする各法人は、前条第二項の社員総会の日の二週間前から合併の日の後六月を経過する日まで、次に掲げる書類を主たる事務所に備え置かなければならない。

一 合併契約書

二 前条第二項の社員総会の日の前六月以内の日に作成した合併をする各法人の貸借対照表

三 前号の貸借対照表が最終の貸借対照表でないときは、最終の貸借対照表

四 合併をする有限責任中間法人の最終の貸借対照表とともに作成した損益計算書

五 前号の損益計算書のほか、合併をする各法人が第二号の貸借対照表とともに損益計算書を作成したときは、当該損益計算書

2 前項の場合において、合併により有限責任中間法人を設立するときは、当該有限責任中間法人の成立の日以後においては、当該有限責任中間法人についても、同項と同様とする。

3 前二項の中間法人の社員及び債権者は、当該中間法人が業務を行うべき時間内に限り、当該中間法人に対し、第一項各号に掲げる書類の閲覧又は当該書類の謄本若しくは抄本の交付を請求することができる。ただし、謄本又は抄本の交付を請求するには、当該中間法人の定めた費用を支払わなければならない。

(吸収合併の合併契約書の記載事項)

第四百二十四条 有限責任中間法人と無限責任中間法人とが合併する場合において、当該有限責任中間法人が合併後存続するときは、合併契約書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当該有限責任中間法人が合併により定款を変更するときは、その規定

二 当該有限責任中間法人の準備金に関する事項

三 当該有限責任中間法人において第四百二十二条第二項の決議をする社員総会の期日

四 合併をする時期

五 当該有限責任中間法人につき合併に際して就任すべき理事又は監事を定めたときは、当該定め

(新設合併の合併契約書の記載事項)

第四百四十五条 前条に規定する場合において、合併により有限責任中間法人を設立するときは、合併契約書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 合併により設立される有限責任中間法人の定款の規定
- 二 合併により設立される有限責任中間法人の基金、代替基金及び準備金に関する事項
- 三 合併により消滅する有限責任中間法人において第四百四十二条第二項の決議をする社員総会の期日
- 四 合併をする時期
- 五 合併により設立される有限責任中間法人の理事及び監事の氏名

(損失てん補準備金等の積立て)

第四百四十六条 合併後存続する有限責任中間法人は、合併に際し、合併により消滅した無限責任中間法人から承継した財産の価額から当該無限責任中間法人から承継した債務の額を控除した額を限度として、損失てん補準備金を積み立てることができる。

2 合併により設立される有限責任中間法人は、合併に際し、代替基金又は損失てん補準備金を積み立てることができる。

3 前項の規定により積み立てる額の総額は、合併をする各法人から承継した財産の価額から当該合併をする各法人から承継した債務の額を控除した額を超えることができない。

4 第二項の規定により代替基金として積み立てる額は、合併により消滅した有限責任中間法人の代替基金の額を超えることができない。

(債権者の異議)

第四百四十七条 合併をする各法人は、当該合併をする各法人の債権者に対し、合併に異議がある場合には一定の期間内にこれを述べるべき旨を告知しなければならない。この場合においては、当該期間は、一月を下回ってはならない。

2 前項前段の告知は、有限責任中間法人にあつては第四百四十二条第二項の決議の日から、無限責任中間法人にあつては同項の総社員の同意を得た日から、それぞれ二週間以内に行わなければならない。

3 第一項前段の告知は、有限責任中間法人にあつては第三百三十一条第一号に掲げる方法及び同項第二号又は第三号に掲げる方法により、無限責任中間法人にあつては同項第一号及び第三号に掲げる方法により、行わなければならない。

4 第二百一十一条第三項及び第四項の規定は、第一項前段の場合について準用する。

5 基金の返還に係る債権については、前各項の規定は、適用しない。

(合併に関する事項を記載した書面の公示)

第四百四十八条 合併後存続する有限責任中間法人又は合併により設立された有限責任中間法人は、前条に規定する手続の経過、合併の日、合併により消滅した中間法人から承継した財産の価額及び債務の額その他の合併に関する事項を記載した書面を、合併の日から六月間、主たる事務所
に備え置かなければならない。

2 第二百二十七条第三項の規定は、前項の書面について準用する。

(準用規定)

第四百四十九条 第三百三十二条、第三百三十三条及び第三百三十五条の規定は、有限責任中間法人と無限責任中間法人とが合併した場合について準用する。

第五章 雑則

(登記簿)

第五十条 登記所に、中間法人登記簿を備える。

(商業登記法の準用)

第五十一条 商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第一条の三から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第二十七条まで、第三十一条、第三十三条、第四十七条第一項、第四十八条から第五十三条まで、第七十九条、第八十二条、第八十三条及び第三百三十二条から第三百四十八条までの規定は、中間法人に関する登記について準用する。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 商業登記法第四十六条第一項から第三項まで、第四十七条第二項(第六号、第八号、第九号、第十号及び第十二号を除く。)、第五十四条第一項及び第四項、第五十六条、第七十一条第一項、第二項及び第三項本文、第七十二条から第七十五条まで、第八十条(第二号、第九号及び第十号を除く。)、並びに第八十一条(第九号及び第十号を除く。)、の規定は、有限責任中間法人に関する登記について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 商業登記法第九十三条、第九十四条(第二号及び第三号を除く。)、第九十六条第一項、第九十八条第一項、第二項及び第三項本文、第九十九条第一項、第一百条第二項及び第三項、第一百零二条並びに第一百零八条第一項(第四号を除く。)、及び第一百零二条(第五号を除く。)、の規定は、無限責任中間法人に関する登記について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十二条 削除

第五十三条 削除

(破産法の適用の特例)

第五十四条 有限責任中間法人が破産手続開始の決定を受けた場合においては、基金の返還に係る債権は、破産法(平成十六年法律第七十五号)第九十九条第一項に規定する劣後的破産債権及び同条第二項に規定する約定劣後破産債権に後れる。

2 破産法第十六条第二項の規定は、存立中の無限責任中間法人について準用する。

第五十五条 削除

(消費税法等の適用の特例)

第五十六条 中間法人は、消費税法(昭和六十三年法律第八号)その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。

第六章 罰則

(理事等の特別背任罪)

第百五十七条 有限責任中間法人の理事、監事、仮処分命令により選任されたこれらの者の職務を代行する者、第四十二条の二第二項(第五十八条第一項において準用する場合を含む。)の一時職務を行うべき者又は事業に関する種類若しくは特定の事項の委任を受けた使用人が、自己若しくは第三者の利益を図り又は当該有限責任中間法人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該有限責任中間法人に財産上の損害を加えたときは、五年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 有限責任中間法人の清算人、仮処分命令により選任された清算人の職務を代行する者又は第九十一条第二項において準用する第四十二条の二第二項の一時職務を行うべき者が、前項に掲げる行為をし、当該有限責任中間法人に財産上の損害を加えたときも、同項と同様とする。

3 前二項の未遂は、罰する。

(法人財産を危うくする罪)

第百五十八条 前条第一項に掲げる者又は検査役は、次の各号のいずれかに該当する場合には、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 有限責任中間法人の設立又は基金増加の場合において、基金の拠出者の確定若しくは基金の拠出に係る払込みについて、又は第十一条第一項各号に掲げる事項若しくは第七十三条第三項に規定する現物拠出の決議において定められた事項について、裁判所に対して虚偽の申述を行い、又は事実を隠ぺいしたとき。

二 法令又は定款の規定に違反して、基金の返還をしたとき。

三 有限責任中間法人の目的の範囲外において、投機取引のために有限責任中間法人の財産を処分したとき。

(虚偽文書行使罪)

第百五十九条 第百五十七条第一項に掲げる者又は基金の募集の委託を受けた者(法人であるときは、その取締役、執行役その他業務を執行する役員又は支配人)が、基金の募集に当たり、重要な事項について虚偽の記載のある第十四条第二項又は第七十四条第二項に規定する申込用紙、基金の募集の広告その他の基金の募集に関する文書行使したときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(預合いの罪)

第百六十条 第百五十七条第一項に掲げる者が、基金の拠出に係る払込みを仮装するため預合いを行ったときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。預合いに応じた者も、同様とする。

(理事等の汚職の罪)

第百六十一条 第百五十七条第一項若しくは第二項に掲げる者又は検査役が、その職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の利益を供与し、又は申込み若しくは約束をした者も、同様とする。

3 第一項の場合において、收受した財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

(国外犯)

第六十一条の二 第六十七條、第六十八條、第六十條及び前條第一項の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

2 前條第二項の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第二條の例に従う。

(過料に処すべき場合)

第六十二條 理事、監事、清算人、無限責任中間法人の社員(第一百二條第三項に規定する場合においては、同項に規定する社員に限る。)、仮処分命令により選任されたこれらの者の職務を代行する者、第四十二條の二第二項(第五十八條第一項又は第九十一條第二項において準用する場合を含む。)(の一時職務を行うべき者又は検査役は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 この法律に定める登記をすることを怠つたとき。

二 この法律若しくはこの法律において準用する会社法に定める公告若しくは通知をすることを怠り、又は不正の公告若しくは通知をしたとき。

三 この法律の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付を拒んだとき。

四 この法律に定める調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

五 この法律又はこの法律において準用する会社法に定める事項について、官庁又は社員總會に対し、虚偽の申述をし、又は事実を隠べいしたとき。

六 第十四條第二項又は第七十四條第二項の規定に違反して、申込用紙を作成せず、これに記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

七 第十四條第三項(第七十四條第四項において準用する場合を含む。)(の規定に違反して、書面を交付せず、これに記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

八 第二十九條第三項の規定又は第七十一條第一項(第二号を除く。)(の規定による裁判所の命令に違反して、社員總會を招集しなかつたとき。

九 第三十四條の二の規定(当該規定が第九十二條第一号の規定により清算人に適用があるものとされる場合を含む。)(に違反して、社員が求めた事項について説明をしなかつたとき。

十 第四十六條第二項(第九十一條第二項において準用する場合を含む。)(の規定に違反して、社員總會において、重要な事実を開示せず、又は虚偽の事実を開示したとき。

十一 法律又は定款に定めたる理事又は監事の員数を欠くこととなつた場合において、その選任手続をすることを怠つたとき。

十二 定款、社員名簿、議事録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書、剰余金の処分若しくは損失の処理に関する議案、監査報告書、会計帳簿、第五十九條第二項若しくは第八十九條の四第一項の附属明細書、第八十九條の三第一項(第一百七十七條第一項において準用する場合を含む。)

(若しくは第二百二十一条第五項の財産目録、第八十九條の四第一項の事務報告書、第九十條の三第一項の決算報告書又は第三百三十四條第一項若しくは第四百四十八條第一項の書面に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をした

とき。

十三 第六十一条第一項、第六十八条第一項、第八十九条の四第四項、第二百二十七条第一項若しくは第二項、第三百三十四條第一項、第四百三十三條第一項若しくは第二項又は第四百四十八條第一項の規定に違反して、書類を備え置かなかつたとき。

十四 第六十二条第一項の規定に違反して、基金の返還に係る債権を取得したとき。

十五 第六十二条第二項後段の規定に違反して、基金の返還に係る債権を相当の時期に他に譲渡しなかつたとき。

十六 第六十四条又は第六十七条の規定に違反して、損失てん補準備金又は代替基金を積み立てず、又はこれを取り崩したとき。

十七 裁判所の選任した清算人に事務の引渡しをしないとき。

十八 清算の結了を遅延させる目的で、第八十九条の五第一項の期間を不当に定めたととき。

十九 第八十九条の六の規定に違反して、債務の弁済をしたとき。

二十 第九十条第二項（第二百二十条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、中間法人の財産を引き渡したとき。

二十一 第九十一条第一項又は第二百二十条第一項前段において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てをすることを怠つたとき。

二十二 第二百二十一条第二項から第四項までの規定に違反して、無限責任中間法人の財産を処分したとき。

二十三 第三百三十一条、第三百三十九条又は第四百七条の規定に違反して、合併したとき。

第六百六十三条 第八条第二項の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（名称に関する経過措置）

第二条 第八条第二項の規定は、この法律の施行の際現に中間法人であると誤認されるおそれのある文字を用いている者については、この法律の施行の日から起算して六月間は、適用しない。

（弁護士法人に関する経過措置）

第三条 弁護士法の一部を改正する法律（平成十三年法律第四十一号）の施行の日がこの法律の施行の日後となる場合には、弁護士法の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間における第十七条第六項第三号、第十八条第一項第二号及び第三十七条第三項の規定の適用については、これらの規定中「弁護士又は弁護士法人」とあるのは、「弁護士」とする。

商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）（抄）

（申請の却下）

第二十四条 登記官は、次の各号のいずれかに掲げる事由がある場合には、理由を付した決定で、登記の申請を却下しなければならない。ただし、当該申請の不備が補正することができるものである場合において、登記官が定めた相当の期間内に、申請人がこれを補正したときは、この限りでない。

一 申請に係る当事者の営業所の所在地が当該申請を受けた登記所の管轄に属しないとき。

二 申請が登記すべき事項以外の事項の登記を目的とするとき。

三 申請に係る登記がその登記所において既に登記されているとき。

四 申請の権限を有しない者の申請によるとき。

五 第二十一条第三項に規定する場合において、当該申請に係る登記をすることにより同項の登記の申請書のうち他の申請書に係る登記をすることができなくなるとき。

六 申請書がこの法律に基づく命令又はその他の法令の規定により定められた方式に適合しないとき。

七 第二十条の規定による印鑑の提出がないとき、又は申請書、委任による代理人の権限を証する書面若しくは第三十条第二項若しくは第三十一条第二項に規定する譲渡人の承諾書に押された印鑑が第二十条の規定により提出された印鑑と異なるとき。

八 申請書に必要な書面（第十九条の二に規定する電磁的記録を含む。）を添付しないとき。

九 申請書又はその添付書面（第十九条の二に規定する電磁的記録を含む。以下同じ。）の記載又は記録が申請書の添付書面又は登記簿の記載又は記録と合致しないとき。

十 登記すべき事項につき無効又は取消しの原因があるとき。

十一 申請につき經由すべき登記所を経由しないとき。

十二 同時にすべき他の登記の申請を同時にしないとき。

十三 申請が第二十七条の規定により登記することができない商号の登記を目的とするとき。

十四 申請が法令の規定により使用を禁止された商号の登記を目的とするとき。

十五 商号の登記を抹消されている会社が商号の登記をしないで他の登記を申請したとき。

十六 登録免許税を納付しないとき。

第四十九条 法務大臣の指定する登記所の管轄区域内に本店を有する会社が本店及び支店の所在地において登記すべき事項について支店の所在地においてする登記の申請は、その支店が法務大臣の指定する他の登記所の管轄区域内にあるときは、本店の所在地を管轄する登記所を経由してすることができる。

2 前項の指定は、告示してしなければならない。

3 第一項の規定による登記の申請と本店の所在地における登記の申請とは、同時にしなければならない。

4 申請書の添付書面に関する規定は、第一項の規定による登記の申請については、適用しない。

5 第一項の規定により登記を申請する者は、手数料を納付しなければならない。

6 前項の手数料の額は、物価の状況、次条第二項及び第三項の規定による通知に要する実費その他一切の事情を考慮して、政令で定める。

7 第十三条第二項の規定は、第五項の規定による手数料の納付に準用する。

(職権による解散の登記)

第七十二条 会社法第四百七十二条第一項本文の規定による解散の登記は、登記官が、職権でしなければならない。

破産法（平成十六年法律第七十五号）（抄）

(法人の破産手続開始の原因)

第十六条 債務者が法人である場合に関する前条第一項の規定の適用については、同項中「支払不能」とあるのは、「支払不能又は債務超過（債務者が、その債務につき、その財産をもって完済することができない状態をいう。）」とする。

2 前項の規定は、存立中の合名会社及び合資会社には、適用しない。

(法人の破産手続開始の申立て)

第十九条 次の各号に掲げる法人については、それぞれ当該各号に定める者は、破産手続開始の申立てをすることができる。

一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人 理事

二 株式会社又は相互会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第五項に規定する相互会社をいう。第百五十条第六項第三号において同

じ。）取締役

三 合名会社、合資会社又は合同会社 業務を執行する社員

2 前項各号に掲げる法人については、清算人も、破産手続開始の申立てをすることができる。

3 前二項の規定により第一項各号に掲げる法人について破産手続開始の申立てをする場合には、理事、取締役、業務を執行する社員又は清算人の全員が破産手続開始の申立てをするときを除き、破産手続開始の原因となる事実を疎明しなければならない。

4 前三項の規定は、第一項各号に掲げる法人以外の法人について準用する。

5 法人については、その解散後であっても、残余財産の引渡し又は分配が終了するまでの間は、破産手続開始の申立てをすることができる。

(債権者代位訴訟及び詐害行為取消訴訟の取扱い)

第四十五条 民法第四百二十三条又は第四百二十四条の規定により破産債権者又は財団債権者の提起した訴訟が破産手続開始当時係属するときは、その訴訟手続は、中断する。

2 破産管財人は、前項の規定により中断した訴訟手続を受け継ぐことができる。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができる。

3 前項の場合においては、相手方の破産債権者又は財団債権者に対する訴訟費用請求権は、財団債権とする。

4 第一項の規定により中断した訴訟手続について第二項の規定による受継があつた後に破産手続が終了したときは、当該訴訟手続は、中断する。
5 前項の場合には、破産債権者又は財団債権者において当該訴訟手続を受け継がなければならない。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができる。

6 第一項の規定により中断した訴訟手続について第二項の規定による受継があるまでに破産手続が終了したときは、破産債権者又は財団債権者は、当然訴訟手続を受継する。

(破産者が法人である場合の破産債権者の同意による破産手続廃止の決定)

第二十九条 法人である破産者が前条第一項の申立てをするには、当該破産者が社団法人である場合には定款の変更に関する規定に従い、財団法人である場合には主務官庁の認可を得て、あらかじめ、当該法人を継続する手続をしなければならない。

2 前項に規定する主務官庁の権限は、政令の定めるところにより、その全部又は一部を国に所属する行政庁に委任することができる。

3 第一項に規定する主務官庁の権限に属する事務は、政令の定めるところにより、都道府県の知事その他の執行機関において、その全部又は一部を処理することとすることができる。

(法人の破産手続に関する登記の嘱託等)

第二百五十七条 法人である債務者について破産手続開始の決定があつたときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、破産手続開始の登記を当該破産者の各営業所又は各事務所(法令の規定により当該営業所又は事務所の所在地における登記において登記すべき事項として当該法人を代表する者が定められているものに限る。)の所在地の登記所に嘱託しなければならない。ただし、破産者が外国会社であるときは、日本における各代表者(日本に住所を有するものに限る。)の住所地(日本に営業所を設けた外国会社にあつては、当該各営業所の所在地)の登記所に嘱託しなければならない。

2 前項の登記には、破産管財人の氏名又は名称及び住所、破産管財人がそれぞれ単独にその職務を行うことについて第七十六条第一項ただし書の許可があつたときはその旨並びに破産管財人が職務を分掌することについて同項ただし書の許可があつたときはその旨及び各破産管財人が分掌する職務の内容をも登記しなければならない。

3 第一項の規定は、前項に規定する事項に変更が生じた場合について準用する。

4 第一項の債務者について保全管理命令が発せられたときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、保全管理命令の登記を同項に規定する登記所に嘱託しなければならない。

5 前項の登記には、保全管理人の氏名又は名称及び住所、保全管理人がそれぞれ単独にその職務を行うことについて第九十六条第一項において準用する第七十六条第一項ただし書の許可があつたときはその旨並びに保全管理人が職務を分掌することについて第九十六条第一項において準用する第七十六条第一項ただし書の許可があつたときはその旨及び各保全管理人が分掌する職務の内容をも登記しなければならない。

6 第四項の規定は、同項に規定する裁判の変更若しくは取消しがあつた場合又は前項に規定する事項に変更が生じた場合について準用する。

7 第一項の規定は、同項の破産者につき、破産手続開始の決定の取消し若しくは破産手続廃止の決定が確定した場合又は破産手続終結の決定が

あつた場合について準用する。

8 前各項の規定は、限定責任信託に係る信託財産について破産手続開始の決定があつた場合について準用する。この場合において、第一項中「当該破産者の各営業所又は各事務所（法令の規定により当該営業所又は事務所の所在地における登記において登記すべき事項として当該法人を代表する者が定められているものに限る。）の所在地」とあるのは、「当該限定責任信託の事務処理地」と読み替えるものとする。

信託業法（平成十六年法律第五十四号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2 この法律において「信託会社」とは、第三条の内閣総理大臣の免許又は第七条第一項の内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

3 11（略）

金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）（抄）

第一条 銀行其ノ他ノ金融機関（政令ヲ以テ定ムルモノニ限ル以下金融機関ト称ス）八他ノ法律ニ拘ラズ内閣総理大臣ノ認可ヲ受ケ信託業法（平成十六年法律第五十四号）第二条第一項ニ規定スル信託業及次ニ掲グル業務（政令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク以下信託業務ト称ス）ヲ営ムコトヲ得

一 信託業法第二条第八項ニ規定スル信託契約代理業

二 信託業法第二条第十項ニ規定スル信託受益権販売業（第四条第三項ニ於テ信託受益権販売業ト称ス）

三 財産ノ管理（受託スル信託財産ト同ジ種類ノ財産ニ付次項ノ信託業務ノ種類及方法ニ規定スル信託財産ノ管理ノ方法ト同ジ方法ニ依リ管理

ヲ行フモノニ限ル）

四 財産ニ関スル遺言ノ執行

五 会計ノ検査

六 財産ノ取得、処分又ハ貸借ニ関スル代理又ハ媒介

七 次ニ掲グル事項ニ関スル代理事務

イ 第三号ニ掲グル財産ノ管理

ロ 財産ノ整理又ハ清算

ハ 債権ノ取立

ニ 債務ノ履行

（略）

民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）

目次

第一編 総則

第一章 通則（第一条・第二条）

第二章 人

第一節 権利能力（第三条）

第二節 行為能力（第四条 第二十一条）

第三節 住所（第二十二条 第二十四条）

第四節 不在者の財産の管理及び失踪の宣告（第二十五条 第三十二条）

第五節 同時死亡の推定（第三十二条の二）

第三章 法人

第一節 法人の設立（第三十三条 第五十一条）

第二節 法人の管理（第五十二条 第六十七条）

第三節 法人の解散（第六十八条 第八十三条）

第四節 補則（第八十四条・第八十四条の二）

第五節 罰則（第八十四条の三）

第四章 物（第八十五条 第八十九条）

第五章 法律行為

第一節 総則（第九十条 第九十二条）

第二節 意思表示（第九十三条 第九十八条の二）

第三節 代理（第九十九条 第一百八条）

第四節 無効及び取消し（第一百九条 第二百二十六条）

第五節 条件及び期限（第二百二十七条 第三百三十七条）

第六章 期間の計算（第三百三十八条 第四百三十三条）

第七章 時効

第一節 総則（第四百四十四条 第四百六十一条）

第二節 取得時効（第四百六十二条 第四百六十五条）

第三節 消滅時効（第一百六十六条 第一百七十四条の二）
第二編 物権

第一章 総則（第一百七十五条 第一百七十九条）

第二章 占有権

第一節 占有権の取得（第一百八十条 第一百八十七条）

第二節 占有権の効力（第一百八十八条 第二百二条）

第三節 占有権の消滅（第二百三条・第二百四條）

第四節 準占有（第二百五条）

第三章 所有権

第一節 所有権の限界

第一款 所有権の内容及び範囲（第二百六条 第二百八条）

第二款 相隣関係（第二百九条 第二百三十八条）

第二節 所有権の取得（第二百三十九条 第二百四十八条）

第三節 共有（第二百四十九条 第二百六十四条）

第四章 地上権（第二百六十五条 第二百六十九条の二）

第五章 永小作権（第二百七十条 第二百七十九条）

第六章 地役権（第二百八十条 第二百九十四条）

第七章 留置権（第二百九十五条 第三百二条）

第八章 先取特権

第一節 総則（第三百三条 第三百五条）

第二節 先取特権の種類

第一款 一般の先取特権（第三百六条 第三百十條）

第二款 動産の先取特権（第三百十一條 第三百二十四條）

第三款 不動産の先取特権（第三百二十五條 第三百二十八條）

第三節 先取特権の順位（第三百二十九條 第三百三十二條）

第四節 先取特権の効力（第三百三十三條 第三百四十一條）

第九章 質権

第一節 総則（第三百四十二條 第三百五十一條）

第二節 動産質（第三百五十二条 第三百五十五条）

第三節 不動産質（第三百五十六条 第三百六十一条）

第四節 権利質（第三百六十二条 第三百六十八条）

第十章 抵当権

第一節 総則（第三百六十九条 第三百七十二条）

第二節 抵当権の効力（第三百七十三条 第三百九十五条）

第三節 抵当権の消滅（第三百九十六条 第三百九十八条）

第四節 根抵当（第三百九十八条の二 第三百九十八条の二十二）

第三編 債権

第一章 総則

第一節 債権の目的（第三百九十九条 第四百十一条）

第二節 債権の効力

第一款 債務不履行の責任等（第四百十二条 第四百二十二条）

第二款 債権者代位権及び詐害行為取消権（第四百二十三条 第四百二十六条）

第三節 多数当事者の債権及び債務

第一款 総則（第四百二十七条）

第二款 不可分債権及び不可分債務（第四百二十八条 第四百三十一条）

第三款 連帯債務（第四百三十二条 第四百四十五条）

第四款 保証債務

第一目 総則（第四百四十六条 第四百六十五条）

第二目 貸金等根保証契約（第四百六十五条の二 第四百六十五条の五）

第四節 債権の譲渡（第四百六十六条 第四百七十三条）

第五節 債権の消滅

第一款 弁済

第一目 総則（第四百七十四条 第四百九十三条）

第二目 弁済の目的物の供託（第四百九十四条 第四百九十八条）

第三目 弁済による代位（第四百九十九条 第五百四条）

第二款 相殺（第五百五条 第五百十二条）

第三款 更改（第五百十三条 第五百十八条）

第四款 免除（第五百十九条）

第五款 混同（第五百二十条）

第二章 契約

第一節 総則

第一款 契約の成立（第五百二十一条 第五百三十二条）

第二款 契約の効力（第五百三十三条 第五百三十九条）

第三款 契約の解除（第五百四十条 第五百四十八条）

第二節 贈与（第五百四十九条 第五百五十四条）

第三節 売買

第一款 総則（第五百五十五条 第五百五十九条）

第二款 売買の効力（第五百六十条 第五百七十八条）

第三款 買戻し（第五百七十九条 第五百八十五条）

第四節 交換（第五百八十六条）

第五節 消費貸借（第五百八十七条 第五百九十二条）

第六節 使用貸借（第五百九十三条 第六百条）

第七節 賃貸借

第一款 総則（第六百一条 第六百四条）

第二款 賃貸借の効力（第六百五条 第六百十六条）

第三款 賃貸借の終了（第六百十七条 第六百二十二条）

第八節 雇用（第六百二十三条 第六百三十一条）

第九節 請負（第六百三十二条 第六百四十二条）

第十節 委任（第六百四十三条 第六百五十六条）

第十一節 寄託（第六百五十七条 第六百六十六条）

第十二節 組合（第六百六十七条 第六百八十八条）

第十三節 終身定期金（第六百八十九条 第六百九十四条）

第十四節 和解（第六百九十五条・第六百九十六条）

第三章 事務管理（第六百九十七条 第七百二条）

第四章 不当利得（第七百三条 第七百八条）

第五章 不法行為（第七百九条 第七百二十四条）

第四編 親族

第一章 総則（第七百二十五条 第七百三十条）

第二章 婚姻

第一節 婚姻の成立

第一款 婚姻の要件（第七百三十一条 第七百四十一条）

第二款 婚姻の無効及び取消し（第七百四十二条 第七百四十九条）

第二節 婚姻の効力（第七百五十条 第七百五十四条）

第三節 夫婦財産制

第一款 総則（第七百五十五条 第七百五十九条）

第二款 法定財産制（第七百六十条 第七百六十二条）

第四節 離婚

第一款 協議上の離婚（第七百六十三条 第七百六十九条）

第二款 裁判上の離婚（第七百七十条 第七百七十一条）

第三章 親子

第一節 実子（第七百七十二条 第七百九十一条）

第二節 養子

第一款 縁組の要件（第七百九十二条 第八百一条）

第二款 縁組の無効及び取消し（第八百二条 第八百八条）

第三款 縁組の効力（第八百九条 第八百十条）

第四款 離縁（第八百十一条 第八百七条）

第五款 特別養子（第八百七条の二 第八百七条の十一）

第四章 親権

第一節 総則（第八百八条 第八百九条）

第二節 親権の効力（第八百二十条 第八百三十三条）

第三節 親権の喪失（第八百三十四条 第八百三十七条）

第五章 後見

- 第一節 後見の開始（第八百三十八条）
 - 第二節 後見の機関
 - 第一款 後見人（第八百三十九条 第八百四十七条）
 - 第二款 後見監督人（第八百四十八条 第八百五十二条）
 - 第三節 後見の事務（第八百五十三条 第八百六十九条）
 - 第四節 後見の終了（第八百七十条 第八百七十五条）
 - 第六章 保佐及び補助
 - 第一節 保佐（第八百七十六条 第八百七十六条の五）
 - 第二節 補助（第八百七十六条の六 第八百七十六条の十）
 - 第七章 扶養（第八百七十七条 第八百八十一条）
- 第五編 相続
- 第一章 総則（第八百八十二条 第八百八十五条）
 - 第二章 相続人（第八百八十六条 第八百九十五条）
 - 第三章 相続の効力
 - 第一節 総則（第八百九十六条 第八百九十九条）
 - 第二節 相続分（第九百条 第九百五条）
 - 第三節 遺産の分割（第九百六条 第九百十四条）
 - 第四章 相続の承認及び放棄
 - 第一節 総則（第九百十五条 第九百十九条）
 - 第二節 相続の承認
 - 第一款 単純承認（第九百二十条・第九百二十一条）
 - 第二款 限定承認（第九百二十二条 第九百三十七条）
 - 第三節 相続の放棄（第九百三十八条 第九百四十条）
 - 第五章 財産分離（第九百四十一条 第九百五十条）
 - 第六章 相続人の不存在（第九百五十一条 第九百五十九条）
- 第七章 遺言
- 第一節 総則（第九百六十条 第九百六十六条）
 - 第二節 遺言の方式

第一款 普通の方式（第九百六十七条 第九百七十五条）

第二款 特別の方式（第九百七十六条 第九百八十四条）

第三節 遺言の効力（第九百八十五条 第一千三条）

第四節 遺言の執行（第一千四條 第一千二十一條）

第五節 遺言の撤回及び取消し（第一千二十二條 第一千二十七條）

第八章 遺留分（第一千二十八條 第一千四十四條）

第三章 法人

第一節 法人の設立

（法人の成立）

第三十三條 法人は、この法律その他の法律の規定によらなければ、成立しない。

（公益法人の設立）

第三十四條 學術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益に関する社団又は財団であつて、営利を目的としないものは、主務官庁の許可を得て、法人とすることができる。

（名称の使用制限）

第三十五條 社団法人又は財団法人でない者は、その名称中に社団法人若しくは財団法人という文字又はこれらと誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

（外国法人）

第三十六條 外国法人は、国、国の行政区画及び商事会社を除き、その成立を認許しない。ただし、法律又は条約の規定により認許された外国法人は、この限りでない。

2 前項の規定により認許された外国法人は、日本において成立する同種の法人と同一の私権を有する。ただし、外国人が享有することのできない権利及び法律又は条約中に特別の規定がある権利については、この限りでない。

（定款）

第三十七條 社団法人を設立しようとする者は、定款を作成し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所所在地

四 資産に関する規定

五 理事の任免に関する規定

六 社員の資格の得喪に関する規定

(定款の変更)

第三十八条 定款は、総社員の四分の三以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

2 定款の変更は、主務官庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(寄附行為)

第三十九条 財団法人を設立しようとする者は、その設立を目的とする寄附行為で、第三十七条第一号から第五号までに掲げる事項を定めなければならない。

(裁判所による名称等の定め)

第四十条 財団法人を設立しようとする者が、その名称、事務所の所在地又は理事の任免の方法を定めなくて死亡したときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、これを定めなければならない。

(贈与又は遺贈に関する規定の準用)

第四十一条 生前の処分寄附行為をするときは、その性質に反しない限り、贈与に関する規定を準用する。

(寄附財産の帰属時期)

第四十二条 生前の処分寄附行為をしたときは、寄附財産は、法人の設立の許可があつた時から法人に帰属する。

2 遺言寄附行為をしたときは、寄附財産は、遺言が効力を生じた時から法人に帰属したものとみなす。

(法人の能力)

第四十三条 法人は、法令の規定に従い、定款又は寄附行為で定められた目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

(法人の不法行為能力等)

第四十四条 法人は、理事その他の代理人がその職務を行うについて他人に加えた損害を賠償する責任を負う。

2 法人の目的の範囲を超える行為によって他人に損害を加えたときは、その行為に係る事項の決議に賛成した社員及び理事並びにその決議を履行した理事その他の代理人は、連帯してその損害を賠償する責任を負う。

(法人の設立の登記等)

第四十五条 法人は、その設立の日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、その他の事務所の所在地においては三週間以内に、登記をしなければならない。

2 法人の設立は、その主たる事務所の所在地において登記をしなければ、第三者に対抗することができない。

3 法人の設立後に新たに事務所を設けたときは、その事務所の所在地においては三週間以内に、登記をしなければならない。

(設立の登記の登記事項及び変更の登記等)

第四十六条 法人の設立の登記において登記すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在場所
- 四 設立の許可の年月日
- 五 存立時期を定めたときは、その時期
- 六 資産の総額
- 七 出資の方法を定めたときは、その方法
- 八 理事の氏名及び住所

2 前項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、その他の事務所の所在地においては三週間以内に、変更の登記をしなければならない。この場合において、それぞれ登記前であつては、その変更をもつて第三者に対抗することができない。

3 理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、主たる事務所及びその他の事務所の所在地においてその登記をしなければならない。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

(登記の期間)

第四十七条 第四十五条第一項及び前条の規定により登記すべき事項のうち官庁の許可を要するものの登記の期間については、その許可書が到達した日から起算する。

(事務所の移転の登記)

第四十八条 法人が主たる事務所を移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第四十六条第一項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

2 法人が主たる事務所以外の事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内に第四十六条第一項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

3 同一の登記所の管轄区域内において事務所を移転したときは、その移転を登記すれば足りる。

(外国法人の登記)

第四十九条 第四十五条第三項、第四十六条及び前条の規定は、外国法人が日本に事務所を設ける場合について準用する。ただし、外国において生じた事項の登記の期間については、その通知が到達した日から起算する。

2 外国法人が初めて日本に事務所を設けたときは、その事務所の所在地において登記するまでは、第三者は、その法人の成立を否認することが

できる。

(法人の住所)

第五十条 法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(財産目録及び社員名簿)

第五十一条 法人は、設立の時及び毎年一月から三月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、設立の時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。

2 社団法人は、社員名簿を備え置き、社員の変更があることに必要な変更を加えなければならない。

第二節 法人の管理

(理事)

第五十二条 法人には、一人又は数人の理事を置かなければならない。

2 理事が数人ある場合において、定款又は寄附行為に別段の定めがないときは、法人の事務は、理事の過半数で決する。

(法人の代表)

第五十三条 理事は、法人のすべての事務について、法人を代表する。ただし、定款の規定又は寄附行為の趣旨に反することはできず、また、社団法人にあつては総会の決議に従わなければならない。

(理事の代理権の制限)

第五十四条 理事の代理権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

(理事の代理行為の委任)

第五十五条 理事は、定款、寄附行為又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(仮理事)

第五十六条 理事が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮理事を選任しなければならない。

(利益相反行為)

第五十七条 法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代理権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

(監事)

第五十八条 法人には、定款、寄附行為又は総会の決議で、一人又は数人の監事を置くことができる。

(監事の職務)

第五十九条 監事の職務は、次のとおりとする。

- 一 法人の財産の状況を監査すること。
 - 二 理事の業務の執行の状況を監査すること。
 - 三 財産の状況又は業務の執行について、法令、定款若しくは寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会又は主務官庁に報告をすること。
 - 四 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。
(通常総会)
- 第六十条 社団法人の理事は、少なくとも毎年一回、社員の通常総会を開かなければならない。
(臨時総会)
- 第六十一条 社団法人の理事は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。
- 2 総社員の五分の一以上から会議の目的である事項を示して請求があつたときは、理事は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総社員の五分の一の割合については、定款でこれと異なる割合を定めることができる。
(総会の招集)
- 第六十二条 総会の招集の通知は、会日より少なくとも五日前に、その会議の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従ってしなければならない。
- (社団法人の事務の執行)
- 第六十三条 社団法人の事務は、定款で理事その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によって行つ。
(総会の決議事項)
- 第六十四条 総会においては、第六十二条の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。
(社員の表決権)
- 第六十五条 各社員の表決権は、平等とする。
- 2 総会に出席しない社員は、書面で、又は代理人によって表決をすることができる。
- 3 前二項の規定は、定款に別段の定めがある場合には、適用しない。
(表決権のない場合)
- 第六十六条 社団法人と特定の社員との関係について議決をする場合には、その社員は、表決権を有しない。
(法人の業務の監督)
- 第六十七条 法人の業務は、主務官庁の監督に属する。
- 2 主務官庁は、法人に対し、監督上必要な命令をすることができる。

3 主務官庁は、職権で、いつでも法人の業務及び財産の状況を検査することができる。

第三節 法人の解散

(法人の解散事由)

第六十八条 法人は、次に掲げる事由によつて解散する。

- 一 定款又は寄附行為で定めた解散事由の発生
- 二 法人の目的である事業の成功又はその成功の不能
- 三 破産手続開始の決定
- 四 設立の許可の取消し

2 社団法人は、前項各号に掲げる事由のほか、次に掲げる事由によつて解散する。

- 一 総会の決議
- 二 社員が欠けたこと。

(法人の解散の決議)

第六十九条 社団法人は、総社員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(法人についての破産手続の開始)

第七十条 法人がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなった場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2 前項に規定する場合には、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

(法人の設立の許可の取消し)

第七十一条 法人がその目的以外の事業をし、又は設立の許可を得た条件若しくは主務官庁の監督上の命令に違反し、その他公益を害すべき行為をした場合において、他の方法により監督の目的を達することができないときは、主務官庁は、その許可を取り消すことができる。正当な事由なく引き続き三年以上事業をしないときも、同様とする。

(残余財産の帰属)

第七十二条 解散した法人の財産は、定款又は寄附行為で指定した者に帰属する。

2 定款又は寄附行為で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかったときは、理事は、主務官庁の許可を得て、その法人の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、社団法人にあつては、総会の決議を経なければならない。

3 前二項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。
(清算法人)

第七十三条 解散した法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

(清算人)

第七十四条 法人が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、定款若しくは寄附行為に別段の定めがあるとき、又は総会において理事以外の者を選任したときは、この限りでない。

(裁判所による清算人の選任)

第七十五条 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(清算人の解任)

第七十六条 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

(清算人及び解散の登記及び届出)

第七十七条 清算人は、破産手続開始の決定及び設立の許可の取消しの場合を除き、解散後主たる事務所の所在地においては二週間以内に、その他の事務所の所在地においては三週間以内に、その氏名及び住所並びに解散の原因及び年月日の登記をし、かつ、これらの事項を主務官庁に届け出なければならない。

2 清算中に就職した清算人は、就職後主たる事務所の所在地においては二週間以内に、その他の事務所の所在地においては三週間以内に、その氏名及び住所の登記をし、かつ、これらの事項を主務官庁に届け出なければならない。

3 前項の規定は、設立の許可の取消しによる解散の際に就職した清算人について準用する。

(清算人の職務及び権限)

第七十八条 清算人の職務は、次のとおりとする。

一 現務の結了

二 債権の取立て及び債務の弁済

三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(債権の申出の催告等)

第七十九条 清算人は、その就職の日から二箇月以内に、少なくとも三回の公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二箇月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がある期間内に申出をしないときは、その債権は清算から除外されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知っている債権者を除外することができない。

3 清算人は、知っている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第八十条 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、法人の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(清算法人についての破産手続の開始)

第八十一条 清算中に法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2 清算人は、清算中の法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとす。

3 前項に規定する場合において、清算中の法人が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(裁判所による監督)

第八十二条 法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

(清算結了の届出)

第八十三条 清算が結了したときは、清算人は、その旨を主務官庁に届け出なければならない。

第四節 補則

(主務官庁の権限の委任)

第八十四条 この章に規定する主務官庁の権限は、政令で定めるところにより、その全部又は一部を国に所属する行政庁に委任することができる。(都道府県の執行機関による主務官庁の事務の処理)

第八十四条の二 この章に規定する主務官庁の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、都道府県の知事その他の執行機関(以下「都道府県の執行機関」という。)においてその全部又は一部を処理することができる。

2 前項の場合において、主務官庁は、政令で定めるところにより、法人に対する監督上の命令又は設立の許可の取消しについて、都道府県の執行機関に対し指示をすることができる。

3 第一項の場合において、主務官庁は、都道府県の執行機関がその事務を処理するに当たってよるべき基準を定めることができる。

4 主務官庁が前項の基準を定めたときは、これを告示しなければならない。

第五節 罰則

第八十四条の三 法人の理事、監事又は清算人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、五十万円以下の過料に処する。

一 この章に規定する登記を怠つたとき。

二 第五十一条の規定に違反し、又は財産目録若しくは社員名簿に不正の記載をしたとき。

三 第六十七条第三項又は第八十二条第二項の規定による主務官庁、その権限の委任を受けた国に所属する行政庁若しくはその権限に属する事務を処理する都道府県の執行機関又は裁判所の検査を妨げたとき。

四 第六十七条第二項の規定による主務官庁又はその権限の委任を受けた国に所属する行政庁若しくはその権限に属する事務を処理する都道府県の執行機関の監督上の命令に違反したとき。

五 官庁、主務官庁の権限に属する事務を処理する都道府県の執行機関又は総会に対し、不実の申立てをし、又は事実を隠ぺいしたとき。

六 第七十条第二項又は第八十一条第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。

七 第七十九条第一項又は第八十一条第一項の公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

2 第三十五条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

(清算人の職務及び権限並びに残余財産の分割方法)

第六百八十八条 第七十八条の規定は、清算人の職務及び権限について準用する。

2 残余財産は、各組合員の出資の価額に応じて分割する。

(相続債権者及び受遺者に対する公告及び催告)

第九百二十七条 限定承認者は、限定承認をした後五日以内に、すべての相続債権者(相続財産に属する債務の債権者をいう。以下同じ。)及び受遺者に対し、限定承認をしたこと及び一定の期間内にその請求の申出をすべき旨を公告しなければならない。この場合において、その期間は一箇月を下ることができない。

2 第七十九条第二項から第四項までの規定は、前項の場合について準用する。

(相続債権者及び受遺者に対する弁済)

第九百五十七条 第九百五十二条第二項の公告があつた後二箇月以内に相続人のあることが明らかにならなかつたときは、相続財産の管理人は、遅滞なく、すべての相続債権者及び受遺者に対し、一定の期間内にその請求の申出をすべき旨を公告しなければならない。この場合において、その期間は、二箇月を下ることができない。

2 第七十九条第二項から第四項まで及び第九百二十八条から第九百三十五条まで(第九百三十二条ただし書を除く。)の規定は、前項の場合について準用する。

民法施行法(明治三十一年法律第十一号)(抄)

第十九条 民法施行前ヨリ独立ノ財産ヲ有スル社団又ハ財団ニシテ民法第三十四条ニ掲ケタル目的ヲ有スルモノハ之ヲ法人トス

前項ノ法人ノ代表者ハ民法第三十七条又八第三十九条ニ掲ケタル事項其他社員又ハ寄附者力定メタル事項ヲ記載シタル書面ヲ作り民法施行ノ日ヨリ三ヶ月内ニ之ヲ主務官庁ニ差出タシ其認可ヲ請フコトヲ要ス此場合ニ於テ主務官庁ハ其書面力民法其他ノ法令ニ反スルトキ又ハ公益ノ為メ必要ト認ムルトキハ其変更ヲ命スルコトヲ要ス

前項ノ規定ニ從ヒテ認可ヲ得タル書面ハ定款又ハ寄附行為ト同一ノ効力ヲ有ス

第二十条 法人ノ代表者力前条第二項ノ規定ニ從ヒ主務官庁ノ認可ヲ得タルトキハ二週間内ニ各事務所ノ所在地ニ於テ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス

一 民法第四十六条第一項第一号乃至第三号及ヒ第五号乃至第八号ニ掲ケタル事項

二 主務官庁ノ認可ノ年月日

前項ノ期間ハ主務官庁ノ認可書ノ到達シタル時ヨリ之ヲ起算ス

第一項ノ規定ニ從ヒテ為シタル登記ハ民法第四十六条第一項ニ定メタル登記ト同一ノモノト看做ス

第二十一条 第十九条第一項ノ法人力財産目録又ハ社員名簿ヲ備ヘサルトキハ民法施行ノ後遅滞ナク之ヲ作ルコトヲ要ス

第二十二条 法人ノ代表者力前三条ノ規定ニ反シ認可ヲ受ケ、登記ヲ為シ又ハ財産目録若クハ社員名簿ヲ作ルコトヲ怠リタルトキハ五百円以上二百円以下ノ過料ニ処セラル

第二十三条 第十九条第一項ノ法人力其目的以外ノ事業ヲ為シ又ハ認可ノ条件若クハ主務官庁若クハ其権限ノ委任ヲ受ケタル国ニ所属スル行政庁若クハ其権限ニ属スル事務ヲ処理スル都道府県ノ執行機關ノ監督上ノ命令ニ違反シ其他公益ヲ害スヘキ行為ヲ為シタル場合ニ於テ他ノ方法ニ依リ監督ノ目的ヲ達スルコト能ハザルトキハ主務官庁ハ其解散ヲ命スルコトヲ得正当ノ事由ナクシテ引続キ三年以上事業ヲ為サザルトキ亦同ジ

前項ノ規定ニ依ル解散ノ命令ハ民法第七十七条ノ規定ニ適用ニ付テハ設立許可ノ取消ト看做ス

第一項ニ定メタル主務官庁ノ解散ノ命令ノ権限及ビ前項ノ場合ニ於ケル民法第七十七条第三項ニ於テ準用スル同条第二項ニ定メタル主務官庁ノ届出ノ受理ノ権限ハ政令ノ定ムル所ニ依リ其全部又ハ一部ヲ国ニ所属スル行政庁ニ委任スルコトヲ得

第二十四条 削除

第二十五条 民法第七十一条又八第二十三条ノ規定ニ依ル処分ヲ為スベキ場合ニ於テ理事ノ欠ケタルトキ又ハ其所在ヲ知ルコト能ハザルトキハ主務官庁（其権限ノ委任ヲ受ケタル国ニ所属スル行政庁及ビ其権限ニ属スル事務ヲ処理スル都道府県ノ執行機關ヲ含ム次条ニ於テ之ニ同ジ）ハ其処分ノ告知ニ代ヘテ其要旨ヲ官報ニ掲載スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ八同項ノ処分ハ官報ノ掲載ヲ為シタル日ヨリ二十日ヲ経過シタル時ニ其効力ヲ生ズ

第二十五条ノ二 前条第一項ノ処分ヲ為シタルトキハ主務官庁ハ法人ノ各事務所ノ所在地ノ登記所ニ解散ノ原因及ビ年月日ノ登記ノ囑託ヲ為スベシ

第二十六条 削除
第二十七条 剥奪公権者及ヒ停止公権者ハ法人ノ理事、監事又ハ清算人タルコトヲ得ス
第二十八条 削除

非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）（抄）

目次

第一編 総則（第一条 第三十三条ノ三）

第二編 民事非訟事件

第一章 法人ニ関スル事件（第三十四条 第七十一条）

第二章 裁判上ノ代位ニ関スル事件（第七十二条 第七十九条）

第三章 保存、供託、保管及ビ鑑定ニ関スル事件（第八十条 第一百六条）

第四章 法人及ビ夫婦財産契約ノ登記（第一百七条 第一百四十条）

第三編 公示催告事件

第一章 通則（第四百一条 第一百五十五条）

第二章 有価証券無効宣言公示催告事件（第一百五十六条 第一百六十条）

第四編 過料事件（第六十一条 第六十四条）

第三十四条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十条ニ定メタル事件ハ法人ノ設立者力死亡ノ時ニ有シタル住所ノ地方裁判所ノ管轄トス

法人ノ設立者力日本ニ住所ヲ有セザリシトキ又ハ其住所力知レサルトキハ其死亡ノ時ノ居所地又ハ法人設立地ノ地方裁判所ノ管轄トス

第三十五条 仮理事又ハ特別代理人ノ選任ハ法人ノ主タル事務所所在地ノ地方裁判所ノ管轄トス

法人ノ解散及ヒ清算ノ監督ハ其主タル事務所所在地ノ地方裁判所ノ管轄トス

第三十六条 法人ノ清算人ニ関スル事件ハ法人ノ主タル事務所所在地ノ地方裁判所ノ管轄トス

第三十七条 法人ノ清算人ノ選任ノ裁判ニ対シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ズ

第三十八条 民法第七十五条ノ規定ニ依リ裁判所ガ法人ノ清算人ヲ選任シタル場合ニ於テハ法人ヲシテ之ニ報酬ヲ与ヘシムルコトヲ得其額ハ清算人及ビ監事ノ陳述ヲ聴キ裁判所之ヲ定ム

第三十九条 法人ノ清算人ノ解任ニ付テノ裁判及ビ前条ノ裁判ニ対シテハ即時抗告ヲ為スコトヲ得

第四十条 裁判所ハ特ニ選任シタル者ヲシテ法人ノ解散及ヒ清算ノ監督ニ必要ナル検査ヲ為サシムルコトヲ得

前三条ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ裁判所ガ検査ヲ為スベキ者ヲ選任シタル場合ニ之ヲ準用ス

第四十一条乃至第七十一条 削除

第一百七十七条 法人ノ登記ニ付テハ法人ノ事務所所在地ノ法務局若クハ地方法務局若クハ此等ノ支局又ハ此等ノ出張所力管轄登記所トシテ之ヲ掌ル
前項ノ規定ハ日本ニ事務所ヲ設ケタル外国法人ノ登記ニ之ヲ準用ス

第一百九条 各登記所ニ法人登記簿及ヒ夫婦財産契約登記簿ヲ備フ

第二百十条 法人設立ノ登記ノ申請書ニハ定款、理事ノ資格ヲ証スル書面及ヒ主務官庁（其権限ノ委任ヲ受ケタル国ニ所属スル行政庁及ビ其権限
ニ属スル事務ヲ処理スル都道府県ノ執行機関ヲ含ム次条ニ於テ之ニ同ジ）ノ許可書又ハ其認証アル謄本ヲ添付スルコトヲ要ス

第二百十一条 事務所ノ新設又ハ事務所ノ移転其他登記事項ノ変更ノ登記ノ申請書ニハ事務所ノ新設又ハ登記事項ノ変更ヲ証スル書面ヲ添付シ且
主務官庁ノ許可ヲ要スルモノニ付テハ其許可書又ハ其認証アル謄本ヲ添付スルコトヲ要ス

第二百十二条 法人ノ解散ノ登記ノ申請書ニハ解散ノ事由ヲ証スル書面及ヒ理事力清算人タラサル場合ニ於テハ清算人ノ資格ヲ証スル書面ヲ添附
スルコトヲ要ス

第二百十二条ノ二 法人ノ設立許可ノ取消又ハ解散ノ命令ニ因ル解散ノ際ニ就職シタル清算人ノ登記ノ申請書ニハ理事力清算人タラザル場合ニ於
テハ清算人ノ資格ヲ証スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス

第二百十三条 夫婦財産契約ニ関スル登記ハ契約者双方ノ申請ニ因リテ之ヲ為ス

前項ノ登記ノ申請ヲスルニハ其申請情報ト併セテ夫婦財産契約ヲ為シタルコトヲ証スル情報又ハ管理者ノ変更若クハ共有財産ノ分割ニ関スル審
判ガアリタルコト若クハ之ニ関スル契約ヲ為シタルコトヲ証スル情報ヲ提供スルコトヲ要ス

第二百十四条 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第二条乃至第五条、第七条乃至第十五条、第十七条、第十八条、第十九条の二乃至
第二十三条の二、第二十四条（第十五号及ビ第十六号ヲ除ク）、第二十六条、第二十七条及ビ第三十二条乃至第四十八条ノ規定ハ法人及ビ
日本ニ事務所ヲ設ケタル外国法人ノ登記ニ同法第四十七条第一項、第四十八条乃至第五十三条、第九十九条第一項並ニ第二百条第二項及ビ第三項
ノ規定ハ法人ノ登記ニ同法第二百二十八条、第二百二十九条並ニ第二百三十条第一項及ビ第三項ノ規定ハ日本ニ事務所ヲ設ケタル外国法人ノ登記ニ之
ヲ準用ス

第二百十五条 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第七条乃至第十一条、第十三条、第十六条第一項、第十八条、第二十四条、第二十
五条第一号乃至第九号及ビ第十二号、第六十七条第一項乃至第三項、第七十一条、第一百九条、第二百一十一条第二項及ビ第三項、第二百五十二条
乃至第五百五十六条、第五百五十七条第一項乃至第三項並ニ第二百五十八条ノ規定ハ夫婦財産契約ニ関スル登記ニ之ヲ準用ス

申請情報ノ内容其他夫婦財産契約ニ関スル登記ニ関シ必要ナル事項ハ法務省令ヲ以テ之ヲ定ム
第二百二十六条乃至第四十条 削除

行政手続法（平成五年法律第八十八号）（抄）

（申請に対する審査、応答）

第七条 行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならず、かつ、申請書の記載事項に不備がない

こと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者（以下「申請者」という。）に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。

行政不服審査法（昭和三十六年法律第百六十号）（抄）

（決定）

第四十七条 異議申立てが法定の期間経過後にされたものであるとき、その他不合法であるときは、処分庁は、決定で、当該異議申立てを却下する。

2 異議申立てが理由がないときは、処分庁は、決定で、当該異議申立てを棄却する。

3 処分（事実行為を除く。）についての異議申立てが理由があるときは、処分庁は、決定で、当該処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する。ただし、異議申立人の不利益に当該処分を変更することができず、また、当該処分が法令に基づく審議会その他の合議制の行政機関の答申に基づいてされたものであるときは、さらに当該行政機関に諮問し、その答申に基づかなければ、当該処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更することができない。

4 事実行為についての異議申立てが理由があるときは、処分庁は、当該事実行為の全部若しくは一部を撤廃し、又はこれを変更するとともに、決定で、その旨を宣言する。ただし、異議申立人の不利益に事実行為を変更することができない。

5 処分庁は、審査請求をすることもできる処分に係る異議申立てについて決定をする場合には、異議申立人が当該処分につきすでに審査請求をしている場合を除き、決定書に、当該処分につき審査請求をすることができる旨並びに審査庁及び審査請求期間を記載して、これを教示しなければならない。

沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）（抄）

（民法の準用）

第七条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規定は、公庫について準用する。

（債券の発行）

第二十七条 公庫は、主務大臣の認可を受けて、沖縄振興開発金融公庫債券（以下「公庫債券」という。）を発行することができる。

2 前項に定めるもののほか、公庫は、公庫債券を失った者に対し交付するため必要があるときは、政令で定めるところにより、公庫債券を発行することができる。

3 公庫は、主務大臣の認可を受けて、財形住宅貸付けに必要な資金を調達するため、沖縄振興開発金融公庫財形住宅債券（以下「財形住宅債券」という。）を発行することができる。

- 4 公庫は、主務大臣の認可を受けて、第十九条第一項第三号イに掲げる者で同号の規定による貸付けを希望するものその他政令で定める者が引き受けるべきものとして、沖縄振興開発金融公庫住宅地債券（以下「住宅地債券」という。）を発行することができる。
- 5 公庫債券、財形住宅債券又は住宅地債券の債権者は、公庫の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
- 6 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。
- 7 公庫は、公庫債券、財形住宅債券又は住宅地債券の発行に関する事務の全部又は一部を本邦又は外国の銀行、信託会社又は証券業者に委託することができる。
- 8 会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行、信託会社又は証券業者について準用する。
- 9 前各項に定めるもののほか、公庫債券、財形住宅債券又は住宅地債券に関し必要な事項は、政令で定める。

総合研究開発機構法（昭和四十八年法律第五十一号）（抄）

（民法の準用）

第九条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力等）及び第五十条（法人の住所）の規定は、機構について準用する。

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）（抄）
（債務超過を理由とする法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置）

- 第五条 特定非常災害によりその財産をもって債務を完済することができなくなった法人に対しては、第二条第一項又は第二項の政令でこの条に定める措置を指定するもの施行の日以後特定非常災害発生日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、破産手続開始の決定をすることができない。ただし、その法人が、清算中である場合、支払をすることができない場合又は破産手続開始の申立てをした場合は、この限りでない。
- 2 裁判所は、法人に対して破産手続開始の申立てがあつた場合において、前項の規定によりその法人に対して破産手続開始の決定をすることができないときは、当該決定を留保する決定をしなければならない。
- 3 裁判所は、前項の規定による決定に係る法人が支払をすることができなくなったとき、その他同項の規定による決定をすべき第一項に規定する事情について変更があつたときは、申立てにより又は職権で、その決定を取り消すことができる。
- 4 前二項の規定による決定に対しては、不服を申し立てることができない。
- 5 民法（明治二十九年法律第八十九号）第七十条第二項（他の法律において準用する場合を含む。）の規定は、特定非常災害発生日から第一項に規定する政令で定める日までの間、同項本文の法人については適用しない。

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）（抄）

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 特定非営利活動法人
 - 第一節 通則（第三条 第九条）
 - 第二節 設立（第十条 第十四条）
 - 第三節 管理（第十五条 第三十条）
 - 第四節 解散及び合併（第三十一条 第四十条）
 - 第五節 監督（第四十一条 第四十三条の三）
 - 第六節 雑則（第四十四条 第四十五条）
- 第三章 税法上の特例（第四十六条・第四十六条の二）
- 第四章 罰則（第四十七条 第五十条）
- 附則
- （民法の準用）
- 第八条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十三条及び第四十四条の規定は、特定非営利活動法人について準用する。
- （定款）
- 第十一条 特定非営利活動法人の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 目的
 - 二 名称
 - 三 その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
 - 四 主たる事務所及びその他の事務所の所在地
 - 五 社員の資格の得喪に関する事項
 - 六 役員に関する事項
 - 七 会議に関する事項
 - 八 資産に関する事項
 - 九 会計に関する事項
 - 十 事業年度

十一 その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項

十二 解散に関する事項

十三 定款の変更にに関する事項

十四 公告の方法

2 設立当初の役員は、定款で定めなければならない。

3 第一項第十二号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、特定非営利活動法人その他次に掲げる者のうちから選定されるようにしなければならない。

一 国又は地方公共団体

二 民法第三十四条の規定により設立された法人

三 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人

四 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人

五 更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第六項に規定する更生保護法人

（民法の準用）

第十四条 民法第五十一条第一項（法人の設立の時に関する部分に限る。）の規定は、特定非営利活動法人の設立について準用する。

（理事の代表権）

第十六条 理事は、すべて特定非営利活動法人の業務について、特定非営利活動法人を代表する。ただし、定款をもって、その代表権を制限することができる。

（業務の決定）

第十七条 特定非営利活動法人の業務は、定款に特別の定めのないときは、理事の過半数をもって決する。

第二十六条 所轄庁の変更を伴う定款の変更に係る前条第四項の申請書は、変更前の所轄庁を経由して変更後の所轄庁に提出するものとする。

2 前項の場合においては、前条第四項の添付書類のほか、第十条第一項第二号イ及び第四号に掲げる書類並びに直近の第二十八条第一項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は第十四条において準用する民法第五十一条第一項の設立の時の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十五条第一項の財産目録）を申請書に添付しなければならない。

3 第一項の場合において、当該定款の変更を認証したときは、所轄庁は、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、変更前の所轄庁から事務の引継ぎを受けなければならない。

（事業報告書等の備置き等及び閲覧）

第二十八条 特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、内閣府令で定めるところにより、前事業年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書（次項、次条及び第四十三条第一項において「事業報告書等」という。）並びに役員名簿（前事業年度において役員であ

つたことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。)並びに社員のうち十人以上の者の氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面(次項、次条及び第四十三条第一項において「役員名簿等」という。)を作成し、これらを、翌々事業年度の末日までの間、主たる事務所に備え置かなければならない。

2 特定非営利活動法人は、その社員その他の利害関係人から事業報告書等(設立後当該書類が作成されるまでの間は第十四条において準用する民法第五十一条第一項の設立の時の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十五条第一項の財産目録。次条第二項において同じ。)、役員名簿等又は定款若しくはその認証若しくは登記に関する書類の写し(次条及び第四十三条第一項において「定款等」という。)の閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなければならない。

(民法の準用)

第三十条 民法第五十四条から第五十七条まで及び第六十条から第六十六条までの規定は、特定非営利活動法人の管理について準用する。この場合において、同法第五十六条及び第五十七条中「裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により」とあるのは、「所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で」と読み替えるものとする。

(民法等の準用)

第四十条 民法第六十九条、第七十条、第七十三条から第七十六条まで、第七十七条第二項(届出に関する部分に限る。)、及び第七十八条から第八十三条まで並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条までの規定は、特定非営利活動法人の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十七条第二項及び第八十三条中「主務官庁」とあるのは、「所轄庁」と読み替えるものとする。

2 特定非営利活動法人の解散及び清算を監督する裁判所は、所轄庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

3 所轄庁は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用)

第四十四条の三 第十四条において準用する民法第五十一条第一項の規定による作成及び備置き、第二十八条第一項の規定による作成及び備置き並びに同条第二項の規定による閲覧並びに第三十五条第一項の規定による作成及び備置きについては、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第百四十九号)第九条の規定を適用する場合には、同条中「当該保存等について規定する法令(会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則及び船員中央労働委員会規則を除く。))を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令」とあるのは、「内閣府令(特定非営利活動促進法第九条第二項の特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に係る場合にあつては、都道府県の条例)」とする。

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 第七条第一項の規定による政令に違反して、登記することを怠つたとき。

二 第十四条において準用する民法第五十一条第一項の規定に違反して、財産目録を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若し

くは不実の記載をしたとき。

- 三 第二十三条第一項又は第二十五条第六項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 四 第二十八条第一項の規定に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
- 五 第二十九条第一項の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。
- 六 第三十五条第一項の規定に違反して、書類の作成をせず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
- 七 第三十五条第二項又は第三十六条第二項の規定に違反したとき。
- 八 第四十条第一項において準用する民法第七十条第二項又は第八十一条第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てをしなかつたとき。
- 九 第四十条第一項において準用する民法第七十九条第一項又は第八十一条第一項の規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき。
- 十 第四十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）（抄）
（指定等）

- 第六条 内閣総理大臣は、被災者の生活再建を支援することを目的とする民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務（以下「支援業務」という。）を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、被災者生活再建支援法人（以下「支援法人」という。）として指定することができる。
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、総務大臣に協議するものとする。
 - 3 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、支援法人の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
 - 4 支援法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
 - 5 内閣総理大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）（抄）

（適格消費者団体の認定）

第十三条 差止請求関係業務（不特定かつ多数の消費者の利益のために差止請求権を行使する業務並びに当該業務の遂行に必要な消費者の被害に関する情報の収集並びに消費者の被害の防止及び救済に資する差止請求権の行使の結果に関する情報の提供に係る業務をいう。以下同じ。）を行おうとする者は、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

- 2 前項の認定を受けようとする者は、内閣総理大臣に認定の申請をしなければならない。
- 3 内閣総理大臣は、前項の申請をした者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときに限り、第一項の認定をすることができる。
- 一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人又は民法第三十四条に規定する法人であること。

- 二 消費生活に関する情報の収集及び提供並びに消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の活動その他の不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動を行うことを主たる目的とし、現にその活動を相当期間にわたり継続して適正に行っていると認められること。
- 三 差止請求関係業務の実施に係る組織、差止請求関係業務の実施の方法、差止請求関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法その他の差止請求関係業務を適正に遂行するための体制及び業務規程が適切に整備されていること。
- 四 その理事に関し、次に掲げる要件に適合するものであること。
 - イ 差止請求関係業務の執行を決定する機関として理事をもって構成する理事会が置かれており、かつ、定款又は寄附行為で定めるその決定の方法が次に掲げる要件に適合していると認められること。
 - (1) 当該理事会の決議が理事の過半数又はこれを上回る割合以上の多数決により行われるものとされていること。
 - (2) 第四十一条第一項の規定による差止請求、差止請求に係る訴えの提起その他の差止請求関係業務の執行に係る重要な事項の決定が理事その他の者に委任されていないこと。
- ロ 理事の構成が次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものでないこと。この場合において、第二号に掲げる要件に適合する者は、次の(1)又は(2)に規定する事業者に該当しないものとみなす。
 - (1) 理事の数のうちに占める特定の事業者（当該事業者との間に発行済株式の総数の二分の一以上の株式の数を保有する関係者その他の内閣府令で定める特別の関係のある者を含む。）の関係者（当該事業者及びその役員又は職員である者その他の内閣府令で定める者をいう。）(2)において同じ。）の数の割合が三分の一を超えていること。
 - (2) 理事の数のうちに占める同一の業種（内閣府令で定める事業の区分をいう。）に属する事業を行う事業者の数の割合が二分の一を超えていること。
- 五 差止請求の要否及びその内容についての検討を行う部門において次のイ及びロに掲げる者（以下「専門委員」と総称する。）が共にその専門的な知識経験に基づいて必要な助言を行い又は意見を述べる体制が整備されていることその他差止請求関係業務を遂行するための人的体制に照らして、差止請求関係業務を適正に遂行することができる専門的な知識経験を有すると認められること。
 - イ 消費生活に関する消費者と事業者との間に生じた苦情に係る相談（第四十条第一項において「消費生活相談」という。）その他の消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者として内閣府令で定める条件に適合する者
 - ロ 弁護士、司法書士その他の法律に関する専門的な知識経験を有する者として内閣府令で定める条件に適合する者
- 六 差止請求関係業務を適正に遂行するに足りる経理的基礎を有すること。
- 七 差止請求関係業務以外の業務を行う場合には、その業務を行うことによつて差止請求関係業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 4 前項第三号の業務規程には、差止請求関係業務の実施の方法、差止請求関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法その他の内閣府令で定める事項が定められていなければならない。この場合において、業務規程に定める差止請求関係業務の実施の方法には、同項第五

号の検討を行う部門における専門委員からの助言又は意見の聴取に関する措置及び役員、職員又は専門委員が差止請求に係る相手方である事業者等と特別の利害関係を有する場合の措置その他業務の公正な実施の確保に関する措置が含まれていなければならない。

5 次のいずれかに該当する者は、第一項の認定を受けることができない。

一 この法律その他消費者の利益の擁護に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれらの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わる、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない法人

二 第三十四条第一項各号に掲げる事由により第一項の認定を取り消され、又は同条第三項の規定により同条第一項第四号に掲げる事由があつた旨の認定がされ、その取消し又は認定の日から三年を経過しない法人

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（次号及び第六号八において「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配する法人

四 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある法人

五 政治団体（政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第三条第一項に規定する政治団体をいう。）

六 役員のうち次のいずれかに該当する者のある法人

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律その他消費者の利益の擁護に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれらの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に基づき罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わる、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

ロ 適格消費者団体が第三十四条第一項各号に掲げる事由により第一項の認定を取り消され、又は同条第三項の規定により同条第一項第四号に掲げる事由があつた旨の認定がされた場合において、その取消し又は認定の日前六月以内に当該適格消費者団体の役員であつた者でその取消し又は認定の日から三年を経過しないもの

八 暴力団員等

（認定の申請）

第十四条 前条第二項の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出してしなければならない。

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

二 差止請求関係業務を行おうとする事務所の所在地

三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款又は寄附行為

二 不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動を相当期間にわたり継続して適正に行っていることを証する書類

- 三 差止請求関係業務に関する業務計画書
 - 四 差止請求関係業務を適正に遂行するための体制が整備されていることを証する書類
 - 五 業務規程
 - 六 役員、職員及び専門委員に関する次に掲げる書類
 - イ 氏名、役職及び職業を記載した書類
 - ロ 住所、略歴その他内閣府令で定める事項を記載した書類
 - 七 前条第三項第一号の法人の社員について、その数及び個人又は法人その他の団体の別（社員が法人その他の団体である場合にあつては、その構成員の数を含む。）を記載した書類
 - 八 最近の事業年度における財産目録、貸借対照表、収支計算書その他の経理的基礎を有することを証する書類
 - 九 前条第五項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
 - 十 差止請求関係業務以外の業務を行う場合には、その業務の種類及び概要を記載した書類
 - 十一 その他内閣府令で定める書類
（認定の申請に関する公告及び縦覧等）
（財産上の利益の受領の禁止等）
- 第二十八条 適格消費者団体は、次に掲げる場合を除き、その差止請求に係る相手方から、その差止請求権の行使に関し、寄附金、賛助金その他名目のいかに問わず、金銭その他の財産上の利益を受けてはならない。
- 一 差止請求に係る判決（確定判決と同一の効力を有するもの及び仮処分命令の申立てについての決定を含む。以下この項において同じ。）又は民事訴訟法（平成八年法律第九号）第七十三条第一項の決定により訴訟費用（和解の費用、調停手続の費用及び仲裁手続の費用を含む。）を負担することとされた相手方から当該訴訟費用に相当する額の償還として財産上の利益を受けるとき。
 - 二 差止請求に係る判決に基づいて民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第七十二条第一項の規定により命じられた金銭の支払として財産上の利益を受けるとき。
 - 三 差止請求に係る判決に基づく強制執行の執行費用に相当する額の償還として財産上の利益を受けるとき。
 - 四 差止請求に係る相手方の債務の履行を確保するために約定された違約金の支払として財産上の利益を受けるとき。
- 2 適格消費者団体の役員、職員又は専門委員は、適格消費者団体の差止請求に係る相手方から、その差止請求権の行使に関し、寄附金、賛助金その他名目のいかに問わず、金銭その他の財産上の利益を受けてはならない。
 - 3 適格消費者団体又はその役員、職員若しくは専門委員は、適格消費者団体の差止請求に係る相手方から、その差止請求権の行使に関し、寄附金、賛助金その他名目のいかに問わず、金銭その他の財産上の利益を第三者に受けさせてはならない。
 - 4 前三項に規定する差止請求に係る相手方からその差止請求権の行使に関して受け又は受けさせてはならない財産上の利益には、その相手方が

その差止請求権の行使に關してした不法行為によつて生じた損害の賠償として受け又は受けさせる財産上の利益は含まれない。

5 適格消費者団体は、第一項各号に規定する財産上の利益を受けたときは、これに相当する金額を積み立て、これを差止請求関係業務に要する費用に充てなければならぬ。

6 適格消費者団体は、その定款又は寄附行為において、差止請求関係業務を廃止し、又は第十三条第一項の認定の失効（差止請求関係業務の廃止によるものを除く。）若しくは取消しにより差止請求関係業務を終了した場合において、積立金（前項の規定により積み立てられた金額をいう。）に残余があるときは、その残余に相当する金額を、他の適格消費者団体（第三十五条の規定により差止請求権を承継した適格消費者団体がある場合にあつては、当該適格消費者団体）があるときは当該他の適格消費者団体に、これがないときは第十三条第三項第二号に掲げる要件に適合する消費者団体であつて内閣総理大臣が指定するもの又は国に帰属させる旨を定めておかなければならぬ。

（業務の範囲及び区分經理）

第二十九条 適格消費者団体は、その行う差止請求関係業務に支障がない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、差止請求関係業務以外の業務を行うことができる。

2 適格消費者団体は、次に掲げる業務に係る經理をそれぞれ区分して整理しなければならない。

一 差止請求関係業務

二 不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動に係る業務（前号に掲げる業務を除く。）

三 前二号に掲げる業務以外の業務

（財務諸表等の作成、備置き、閲覧等及び提出等）

第三十一条 適格消費者団体は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書（これらの作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。）を作成しなければならない。

2 適格消費者団体は、内閣府令で定めるところにより、毎事業年度、その差止請求関係業務その他の業務がこの法律の規定に従い適正に遂行されているかどうかについて、その業務の遂行の状況の調査に必要な学識経験を有する者が行う調査を受けなければならない。

3 適格消費者団体の事務所には、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる書類を備え置かなければならない。

一 定款又は寄附行為

二 業務規程

三 役員等名簿（役員、職員及び専門委員の氏名、役職及び職業その他内閣府令で定める事項を記載した名簿をいう。）

四 適格消費者団体の社員について、その数及び個人又は法人その他の団体の別（社員が法人その他の団体である場合にあつては、その構成員の数を含む。）を記載した書類

五 財務諸表等

六 収入の明細その他の資金に関する事項、寄附金に関する事項その他の経理に関する内閣府令で定める事項を記載した書類

七 差止請求関係業務以外の業務を行う場合には、その業務の種類及び概要を記載した書類

八 前項の調査の方法及び結果が記載された調査報告書

4 何人も、適格消費者団体の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該適格消費者団体の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項各号に掲げる書類が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項各号に掲げる書類が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

5 適格消費者団体は、前項各号に掲げる請求があつたときは、正当な理由がある場合を除き、これを拒むことができない。

6 適格消費者団体は、毎事業年度終了後三月以内に、第三項第三号から第六号まで及び第八号に掲げる書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。

食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）（抄）

（調査の委託）

第二十六条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、独立行政法人、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人、事業者その他の民間の団体、都道府県の試験研究機関又は学識経験を有する者に対し、必要な調査を委託することができる。

内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）

（所掌事務）

第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。

一 短期及び中長期の経済の運営に関する事項

二 財政運営の基本及び予算編成の基本方針の企画及び立案のために必要となる事項

- 三 経済に関する重要な政策（経済全般の見地から行う財政に関する重要な政策を含む。）に関する事項
- 四 科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策に関する事項
- 五 科学技術に関する予算、人材その他の科学技術の振興に必要な資源の配分の方針に関する事項
- 六 前二号に掲げるもののほか、科学技術の振興に関する事項
- 七 災害予防、災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興（第三項第八号を除き、以下「防災」という。）に関する基本的な政策に関する事項
- 八 前号に掲げるもののほか、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における当該災害への対処その他の防災に関する事項
- 九 男女共同参画社会の形成（男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）第二条第一号に規定するものをいう。以下同じ。）の促進を図るための基本的な政策に関する事項
- 十 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成を阻害する要因の解消その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する事項
- 十一 沖縄に関する諸問題に対処するための基本的な政策に関する事項
- 十二 前号に掲げるもののほか、沖縄の自立的な発展のための基盤の総合的な整備その他の沖縄に関する諸問題への対処に関する事項
- 十三 北方地域（政令で定める地域をいう。以下同じ。）に関する諸問題への対処に関する事項
- 十四 青少年の健全な育成に関する事項
- 十五 金融の円滑化を図るための環境の総合的な整備に関する事項
- 十六 食品の安全性の確保を図るための環境の総合的な整備に関する事項
- 十七 食育の推進を図るための基本的な政策に関する事項
- 2 前項に定めるもののほか、内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、少子化及び高齢化の進展への対処、障害者の自立と社会参加の促進、交通安全の確保、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに消費者の利益の擁護及び増進に関する政策その他の内閣の重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、当該重要政策に関し行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。
- 3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 内外の経済動向の分析に関すること。
 - 二 経済に関する基本的かつ重要な政策に関する関係行政機関の施策の推進に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。
 - 三 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第十七号）第四条第一項に規定する特定事業の実施に関する基本的な方針の策定及び推進に関すること。
 - 三の二 構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第四条第一項に規定する構造改革特別区域計画の認定に関すること。
 - 三の三 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第一項に規定する地域再生計画の認定に関すること及び同法第十二条第一項に規定する

る特定地域再生事業会社の指定に関すること並びに同法第十三条第一項の交付金を充てて行う事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。

四 市場開放問題及び政府調達に係る苦情処理に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

五 経済活動及び社会活動についての経済理論その他これに類する理論を用いた研究（大学及び大学共同利用機関におけるものを除く。）に関すること。

六 国民経済計算に関すること。

七 防災に関する施策の推進に関すること。

八 防災に関する組織（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二章に規定するものをいう。）の設置及び運営並びに防災計画（同法第七条七号に規定するものをいう。）に関すること。

九 激甚災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）第二条第一項に規定するものをいう。）及び当該激甚災害に対し適用すべき措置の指定に関すること。

十 特定非常災害（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項に規定するものをいう。）及び当該特定非常災害に対し適用すべき措置の指定に関すること。

十一 被災者生活再建支援金（被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）第三条に規定するものをいう。）の支給に関すること。

十二 台風常襲地帯（台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法（昭和三十三年法律第七十二号）第三条第一項に規定するものをいう。）及び災害防除事業（同法第二条第一項に規定するものをいう。）の指定に関すること。

十三 避難施設緊急整備地域（活動火山対策特別措置法（昭和四十八年法律第六十一号）第二条第一項に規定するものをいう。）及び降灰防除地域（同法第十二条第一項に規定するものをいう。）の指定に関すること。

十四 大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）に基づく地震防災対策に関すること。

十四の二 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第十五条第二項に規定する原子力緊急事態宣言、同条第三項に規定する緊急事態応急対策に関する事項の指示及び同条第四項に規定する原子力緊急事態解除宣言を行うこと並びに同法第十六条第一項に規定する原子力災害対策本部の設置及び運営に関すること。

十四の三 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）に基づく地震防災対策に関すること。

十四の四 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）に基づく地震防災対策に関すること。

十五 第七号から前号までに掲げるもののほか、防災に関する施策に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

十六 男女共同参画基本計画（男女共同参画社会基本法第十三条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

十七 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する事務のうち他省の所掌に属しないものの企画及び立案並びに実施に関

- すること。
- 十八 沖縄（沖縄県の区域をいう。以下同じ。）における経済の振興及び社会の開発に関する総合的な計画（以下「振興開発計画」という。）の作成及び推進にすること。
- 十九 振興開発計画に基づく事業に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整及び当該事業で政令で定めるものに関する関係行政機関の経費（政令で定めるものを除く。）の配分計画にすること（文部科学省及び環境省の所掌に属するものを除く。）。
- 二十 前二号に掲げるもののほか、沖縄における経済の振興及び社会の開発に関する施策にすること（他省の所掌に属するものを除く。）。
- 二十一 沖縄振興開発金融公庫の業務にすること。
- 二十二 沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法（昭和五十二年法律第四十号）の規定による駐留軍用地等以外の土地に係る各筆の土地の位置境界の明確化等に関すること。
- 二十三 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての国民世論の啓発にすること。
- 二十四 北方地域に生活の本拠を有していた者に対する援護措置その他北方地域に関する事務（外務省の所掌に属するものを除く。）の推進にすること。
- 二十五 本土（北方地域以外の地域をいう。以下同じ。）と北方地域にわたる身分関係事項その他の事実についての公の証明に関する文書の作成にすること。
- 二十六 本土と北方地域との間において解決を要する事項についての連絡、あつせん及び処理にすること。
- 二十七 青少年の健全な育成に関する関係行政機関の事務の連絡調整及びこれに伴い必要となる当該事務の実施の推進にすること。
- 二十七の二 食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）第二十一条第一項に規定する基本的事項の策定、同法第十一条第一項に規定する食品健康影響評価並びに食品の安全性の確保に関する関係者相互間の情報及び意見の交換に関する関係行政機関の事務の調整にすること。
- 二十七の三 食育推進基本計画（食育基本法（平成十七年法律第六十三号）第十六条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進にすること。
- 二十八 栄典制度に関する企画及び立案並びに栄典の授与及びはく奪の審査並びに伝達にすること。
- 二十九 外国の勲章及び記章の受領及び着用に関すること。
- 三十 内閣総理大臣の行う表彰に関すること。
- 三十一 国民の祝日に関すること。
- 三十二 元号その他の公式制度に関すること。
- 三十三 国の儀式並びに内閣の行う儀式及び行事に関する事務にすること（他省の所掌に属するものを除く。）。
- 三十四 迎賓施設における国賓及びこれに準ずる賓客の接遇に関すること。
- 三十五 国民生活の安定及び向上に関する経済の発展の見地からの基本的な政策の企画及び立案並びに推進にすること。

- 三十六 一般消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。
- 三十七 物価に關する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。
- 三十八 市民活動の促進に關すること。
- 三十八の二 個人情報保護に關する基本方針（個人情報保護に關する法律（平成十五年法律第五十七号）第七条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に關すること。
- 三十九 官報及び法令全書並びに内閣所管の機密文書の印刷に關すること。
- 四十 政府の重要な施策に關する広報に關すること。
- 四十一 世論の調査に關すること。
- 四十二 公文書館に關する制度に關すること。
- 四十三 前号に掲げるもののほか、歴史資料として重要な公文書その他の記録（国又は独立行政法人国立公文書館が保管するものに限り、現用のものを除く。）の保存及び利用に關すること（他の機関の所掌に屬するものを除く。）。
- 四十三の二 少子化に対処するための施策の大綱（少子化社会対策基本法（平成十五年法律第三百三十三号）第七条に規定するものをいう。）の作成及び推進に關すること。
- 四十四 高齢社会対策の大綱（高齢社会対策基本法（平成七年法律第二百二十九号）第六条に規定するものをいう。）の作成及び推進に關すること。
- 四十五 障害者基本計画（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第九条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に關すること。
- 四十六 交通安全基本計画（交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第一百十号）第二十二条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に關すること（国土交通省の所掌に屬するものを除く。）。
- 四十六の二 犯罪被害者等基本計画（犯罪被害者等基本法（平成十六年法律第六十一号）第八条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に關すること。
- 四十七 原子力の研究、開発及び利用に關する関係行政機関の事務の調整に關すること。
- 四十八 地方制度に關する重要事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に關すること。
- 四十九 選挙制度に關する重要事項に係る事務の連絡調整に關すること。
- 五十 国会等（国会等の移転に關する法律（平成四年法律第九号）第一条に規定するものをいう。）の移転先の候補地の選定及びこれに關連する事項に係る事務の連絡調整に關すること。
- 五十一 租税制度に關する基本的事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に關すること。
- 五十二 国際平和協力業務（国際連合平和維持活動等に対する協力に關する法律（平成四年法律第七十九号）第三条第三号に規定するものをいう。）及び物資協力（同条第四号に規定するものをいう。）に關すること（他省の所掌に屬するものを除く。）。

五十二の二 科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡に関すること。

五十三 情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成十五年法律第六十号）第二条に規定する調査審議に関すること。

五十四 北朝鮮当局によつて拉致された被害者等の支援に関する法律（平成十四年法律第四百十三号）第二条及び第四条から第六条までに規定する事務（他省の所掌に属するものを除く。）

五十五 所掌事務に係る国際協力に関すること。

五十六 政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。

五十七 宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第二条に規定する事務

五十七の二 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第二十七条の二に規定する事務

五十八 警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五条第二項及び第三項に規定する事務

五十九 防衛庁設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第五条に規定する事務

六十 金融庁設置法（平成十年法律第三十号）第四条に規定する事務

六十一 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づき命令を含む。）に基づき内閣府に属させられた事務

（設置）

第三十七条 本府に、国民生活審議会を置く。

2 前項に定めるもののほか、本府には、第四条第三項に規定する所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関（次項において「審議会等」という。）を置くことができる。

3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

附 則 抄

（所掌事務の特例）

第二条 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。

一 沖繩の復帰に伴い政府において特別の措置を要する事項で政令で定めるものに関する施策に関すること。

二 化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約に基づく遺棄化学兵器（我が国が遺棄締約国として遺棄化学兵器を特に緊急に廃棄する必要があると認められる領域締約国の領域内に存在するものに限る。）の廃棄に関すること。

2 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項各号及び前項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）（抄）
（指示）

第二十五条 公安委員会は、風俗営業者又はその代理人等が、当該営業に関し、法令又はこの法律に基づく条例の規定に違反した場合において、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該風俗営業者に対し、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要な指示をすることができる。

（都道府県風俗環境浄化協会）

第三十九条 公安委員会は、善良の風俗の保持及び風俗環境の浄化並びに少年の健全な育成を図ることを目的として設立された民法第三十四条の法人であつて、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申出により、都道府県に一を限つて、都道府県風俗環境浄化協会（以下「都道府県協会」という。）として指定することができる。

2 都道府県協会は、当該都道府県の区域内において、次に掲げる事業を行うものとする。

一 風俗環境に関する苦情を処理すること。

二 この法律に違反する行為を防止するための啓発活動を行うこと。

三 少年指導委員の活動を助けること。

四 善良の風俗の保持及び風俗環境の浄化並びに少年の健全な育成に資するための民間の自主的な組織活動を助けること。

五 公安委員会の委託を受けて第二十四条第六項の講習を行うこと。

六 公安委員会の委託を受けて第三条第一項の許可の申請に係る営業所に関し、第四条第二項第一号若しくは第二号又は同条第三項第二号から

第四号までに該当する事由の有無について調査すること。

七 公安委員会の委託を受けて第九条第一項の承認又は第十条の二第一項の認定の申請に係る営業所の構造及び設備が第四条第二項第一号の技

術上の基準に適合しているか否かについて調査すること。

八 前各号の事業に附帯する事業

3 公安委員会は、都道府県協会の財産の状況又はその事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、都道府県協会に対し、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

4 公安委員会は、都道府県協会が前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。

5 都道府県協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第二項第六号又は第七号の規定による調査の業務（次項において「調査業務」という。）に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 調査業務に従事する都道府県協会の役員又は職員は、刑法その他の罰則の適用に関しては、法令により公務に従事する職員とみなす。

7 都道府県協会の指定の手續その他都道府県協会に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

（全国風俗環境浄化協会）

第四十条 国家公安委員会は、都道府県協会の健全な発達を図るとともに、善良の風俗の保持及び風俗環境の浄化並びに少年の健全な育成を図ることを目的として設立された民法第三十四条の法人であつて、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申出により、全国に一を限つて、全国風俗環境浄化協会（以下「全国協会」という。）として指定することができる。

2 全国協会は、次に掲げる事業を行うものとする。

一 風俗環境に関する苦情の処理に係る業務を担当する者その他都道府県協会の業務を行う者に対する研修を行うこと。

二 この法律に違反する行為を防止するための二以上の都道府県の区域における啓発活動を行うこと。

三 少年の健全な育成に及ぼす風俗環境の影響に関する調査研究を行うこと。

四 都道府県協会の事業について、連絡調整を図ること。

五 前各号の事業に附帯する事業

3 前条第三項、第四項及び第七項の規定は、全国協会について準用する。この場合において、同条第三項中「公安委員会」とあるのは「国家公安委員会」と、同条第四項中「公安委員会」とあるのは「国家公安委員会」と、「第一項」とあるのは「次条第一項」と読み替えるものとする

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）（抄）

（指定車両移動保管機関）

第五十一条の三 警察署長は、第五十一条第五項及び第六項（同条第二十一項において準用する場合を含む。）の規定による車両（積載物を含む。以下この条において同じ。）の移動及び保管に係る事務（警察署長が同条第五項の規定により移動すべきものとして指示した車両の移動及び保管に係るものに限る。以下「車両移動保管事務」という。）の全部又は一部を、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人であつて、当該事務を適正かつ確実に実施することができるものと認められるものとして公安委員会があらかじめ指定する者（以下「指定車両移動保管機関」という。）に行わせることができる。

2 公安委員会は、指定車両移動保管機関の財産の状況又はその事務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、指定車両移動保管機関に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 公安委員会は、指定車両移動保管機関が前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。

4 指定車両移動保管機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、車両移動保管事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

5 車両移動保管事務に従事する指定車両移動保管機関の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用に関しては、法令により公務に従事する職員とみなす。

6 指定車両移動保管機関が車両移動保管事務を行ったときは、当該車両の運転者等又は使用者等は、実費を勘案して都道府県公安委員会規則で定める額の負担金を当該指定車両移動保管機関に、その定める期限までにその定める場所において納付しなければならない。

7 指定車両移動保管機関は、前項の車両の運転者等又は使用者等が納付の期限を経過しても負担金を納付しないときは、督促状によつて納付す

べき期限を指定して督促しなければならない。この場合において、指定車両移動保管機関は、負担金につき年十四・五パーセントの割合により計算した額の範囲内の延滞金及び督促に要した手数料の納付を求めることができる。

8 前項の規定による督促を受けた者がその指定期限までに負担金並びに同項後段の延滞金及び手数料（以下この条において「負担金等」という。）を納付しないときは、指定車両移動保管機関は、警察署長に対し、その徴収を申請することができる。

9 警察署長は、前項の規定による負担金等の徴収の申請があつたときは、地方税の滞納処分例により負担金等を徴収するものとする。この場合においては、指定車両移動保管機関は、警察署長の徴収した金額の百分の四に相当する金額を当該警察署の属する都道府県に納付しなければならない。

10 第五十一条第七項から第十四項まで、第十七項後段、第十八項及び第十九項（これらの規定を同条第二十一項において準用する場合を含む。）並びに第二十項の規定は、指定車両移動保管機関が行う車両移動保管事務について準用する。この場合において、同条第十四項中「第二項、第三項又は第五項」とあるのは「第五項」と、同条第十七項後段中「負担金等」とあるのは「第五十一条の三第八項の負担金等」と、同条第十八項中「負担金等は、当該警察署の属する都道府県の収入とする」とあるのは「第五十一条の三第八項の負担金等は、当該指定車両移動保管機関の収入とする」と、同条第二十項中「政令で定めるところにより」とあるのは「当該警察署長に対し」と、「嘱託しなければならない」とあるのは「嘱託しよう申請しなければならない。この場合において、警察署長は、政令で定めるところにより、当該申請に係る登録をこれらの者に嘱託しなければならない」と読み替えるものとする。

11 指定車両移動保管機関は、前項において準用する第五十一条第十一項及び第十二項（同条第二十一項において準用する場合を含む。）の規定により車両を売却し、又は廃棄しようとするときは、政令で定めるところにより、警察署長の承認を受けなければならない。

12 負担金等の請求権は、五年間行わない場合においては、時効により消滅する。

13 第七項の規定による督促は、民法第五百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

14 指定車両移動保管機関が行う車両移動保管事務に係る処分については、公安委員会に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

15 前各項に定めるもののほか、指定車両移動保管機関及びその行う車両移動保管事務に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

（罰則 第四項については第一百七十五条の五第三号）

（指定講習機関）

第八十条の四 公安委員会は、次の各号に掲げる講習を、それぞれ当該各号に定める要件に該当すると認められるものとして指定する者（以下「指定講習機関」という。）に行わせることができる。

一 第八十条の二第二項第二号に掲げる講習（以下この条及び次条第一項において「取消処分者講習」という。）（自動車等の運転に必要な適性に関する調査及びこれに基づく指導（以下「運転適性指導」という。））について専門的知識を有する者として国家公安委員会規則で定める者（次条において「運転適性指導員」という。）が置かれていることその他取消処分者講習を適正かつ確実に行うために必要なものとして国家公安

委員会規則で定める基準に適合すること。

二 初心運転者講習 自動車等の運転に必要な技能及び知識に関する指導（次条において「運転習熟指導」という。）について高度の能力を有する者として国家公安委員会規則で定める者（次条において「運転習熟指導員」という。）が置かれていることその他初心運転者講習を適正かつ確実にを行うために必要なものとして国家公安委員会規則で定める基準に適合すること。

2 前項の規定による指定は、取消処分者講習又は初心運転者講習（以下「特定講習」という。）を行おうとする者の申請により行う。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の規定による指定を受けることができない。

一 民法第三十四条の規定により設立された法人又は指定自動車教習所として指定された者以外の者

二 第八十一条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三 自動車等の運転に関し刑法第二百八条の二若しくは第二百十一条第一項の罪又はこの法律に規定する罪を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

四 法人で、その役員のうち前号に該当する者があるもの

4 公安委員会は、第一項の規定による指定をしたときは、当該指定に係る特定講習を行わないことができる。

（指定等）

第八十一条の十三 国家公安委員会は、交通事故の防止及び交通事故による被害の軽減に資するための調査研究等を行うことにより道路における交通の安全と円滑に寄与することを目的として設立された民法第三十四条の法人であつて、次条に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、全国に一を限つて、交通事故調査分析センター（以下この章において「分析センター」という。）として指定することができる。

2 国家公安委員会は、前項の規定による指定をしたときは、分析センターの名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 分析センターは、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を国家公安委員会に届け出なければならない。

4 国家公安委員会は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

（都道府県交通安全活動推進センター）

第八十一条の三十一 公安委員会は、道路における交通の安全と円滑に寄与することを目的として設立された民法第三十四条の法人であつて、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申出により、都道府県に一を限つて、都道府県交通安全活動推進センター（以下「都道府県センター」という。）として指定することができる。

2 都道府県センターは、当該都道府県の区域において、次に掲げる事業を行うものとする。

一 適正な交通の方法、交通事故防止その他道路における交通の安全に関する事項について広報活動を行うこと。

二 適正な交通の方法、交通事故防止その他道路における交通の安全についての啓発活動を行うこと。

- 三 交通事故に関する相談に応ずること。
 - 四 道路における車両の駐車及び交通の規制並びに道路の使用に関する事項について照会及び相談に応ずること。
 - 五 道路における車両の駐車及び交通の規制並びに道路の使用に関する事項について広報活動を行うこと（第一号に該当するものを除く。）。
 - 六 道路における適正な車両の駐車及び道路の使用についての啓発活動を行うこと（第二号に該当するものを除く。）。
 - 七 警察署長の委託を受けて第五十六条、第五十七条第三項及び第七十七条第一項の規定による許可に関し、道路又は交通の状況について調査すること。
 - 八 警察署長の委託を受けて道路における工作物又は物件の設置の状況について調査すること（前号の許可に係るものを除く。）。
 - 九 運転適性指導（道路運送法第二条第二項に規定する自動車運送事業（貨物利用運送事業法第二条第八項に規定する第二種貨物利用運送事業を含む。）の用に供する自動車の運転者に対するものを除く。）を行うこと。
 - 十 道路における交通の安全と円滑に資するための民間の自主的な組織活動を助けること。
 - 十一 地域交通安全活動推進委員に対する研修を行うこと。
 - 十二 地域交通安全活動推進委員協議会の事務について連絡調整を行う等その任務の遂行を助けること。
 - 十三 前各号の事業に附帯する事業
 - 3 公安委員会は、都道府県センターの財産の状況又はその事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、都道府県センターに対し、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。
 - 4 公安委員会は、都道府県センターが前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。
 - 5 都道府県センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第二項第三号又は第七号から第九号までに掲げる業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 6 第二項第七号又は第八号に掲げる業務に従事する都道府県センターの役員又は職員は、刑法その他の罰則の適用に関しては、法令により公務に従事する職員とみなす。
 - 7 都道府県センターは、第二項各号に掲げる事業の遂行に当たつては、関係する機関及び団体の活動の円滑な遂行に配慮して、これらの活動との調和及び連携を図らなければならない。
 - 8 第一項の指定の手続その他都道府県センターに関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。
（全国交通安全活動推進センター）
- 第百八条の三十二 国家公安委員会は、道路における交通の安全と円滑に寄与することを目的として設立された民法第三十四条の法人であつて、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申出により、全国に一を限つて、全国交通安全活動推進センター（以下「全国センター」という。）として指定することができる。
- 2 全国センターは、次に掲げる事業を行うものとする。

- 一 交通事故に関する相談に応ずる業務を担当する者、道路における車両の駐車及び交通の規制並びに道路の使用に関する事項について照会及び相談に応ずる業務を担当する者、運転適性指導の業務を担当する者その他都道府県センターの業務を行う者に対する研修を行うこと。
- 二 適正な交通の方法、交通事故防止その他道路における交通の安全に関する事項について二以上の都道府県の区域における広報活動を行うこと。
- 三 適正な交通の方法、交通事故防止その他道路における交通の安全についての二以上の都道府県の区域における啓発活動を行うこと。
- 四 道路における適正な車両の駐車及び道路の使用についての二以上の都道府県の区域における啓発活動を行うこと（前号に該当するものを除く。）。
- 五 道路における車両の駐車及び交通の規制並びに道路の使用並びに運転適性指導に関する調査研究を行うこと。
- 六 道路を通行する者に対する交通安全教育を行う者の資質の向上に必要とされる技能及び知識に関する研修（道路運送法及び貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）に規定する運行管理者に対するものその他国家公安委員会規則で定めるものを除く。）を行うこと。
- 七 都道府県センターの事業について、連絡調整を行うこと。
- 八 前各号の事業に附帯する事業
- 3 前条第三項、第四項、第七項及び第八項の規定は、全国センターについて準用する。この場合において、同条第三項中「公安委員会」とあるのは「国家公安委員会」と、同条第四項中「公安委員会」とあるのは「国家公安委員会」と、「第一項」とあるのは「次条第一項」と、同条第七項中「第二項各号」とあるのは「次条第二項各号」と、同条第八項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と読み替えるものとする。

自動車安全運転センター法（昭和五十年法律第五十七号）（抄）
（民法の準用）

第八条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規定は、センターについて準用する。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（抄）

（都道府県暴力追放運動推進センター）

第三十一条 公安委員会は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認められる者を、その申出により、都道府県に一を限って、都道府県暴力追放運動推進センター（以下「都道府県センター」という。）として指定することができる。

- 一 暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済に寄与することを目的として設立された民法第三十四条の法人であること。
- 二 次項第三号から第五号までの事業（以下「相談事業」という。）に係る相談の申出人、暴力団の影響を受けている少年又は暴力団から離脱する意志を有する者（第三項において「相談の申出人等」という。）に対する助言について、専門的知識経験を有する者として国家公安委員会規則で定める者（以下「暴力追放相談委員」という。）が置かれていること。

- 三 その他次項に規定する事業を適正かつ確実に行うために必要なものとして国家公安委員会規則で定める基準に適合すること。
 - 二 都道府県センターは、当該都道府県の区域において、次に掲げる事業を行うものとする。
 - 一 暴力団員による不当な行為の予防に関する知識の普及及び思想の高揚を図るための広報活動を行うこと。
 - 二 暴力団員による不当な行為の予防に関する民間の自主的な組織活動を助けること。
 - 三 暴力団員による不当な行為に関する相談に応ずること。
 - 四 少年に対する暴力団の影響を排除するための活動を行うこと。
 - 五 暴力団から離脱する意志を有する者を助けるための活動を行うこと。
 - 六 公安委員会の委託を受けて第十四条第二項の講習を行うこと。
 - 七 不当要求情報管理機関（不当要求に関する情報の収集及び事業者に対する当該情報の提供を業とする者をいう。）の業務を助けること。
 - 八 暴力団員による不当な行為の被害者に対して見舞金の支給、民事訴訟の支援その他の救援を行うこと。
 - 九 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十二年法律第二百一十二号）第二十八条に規定する少年指導委員に対し第四号の事業の目的を達成するために必要な研修を行うこと。
 - 十 前各号の事業に附帯する事業
 - 三 都道府県センターは、相談事業を行うに当たっては、相談の申出人等に対する助言については、暴力追放相談委員に行わせなければならない。
 - 四 都道府県センターは、住民から暴力団員による不当な行為に関する相談の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その相談に係る事項の迅速かつ適切な解決に努めなければならない。
 - 五 公安委員会は、都道府県センターの財産の状況又はその事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、都道府県センターに対し、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。
 - 六 公安委員会は、都道府県センターが前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。
 - 七 都道府県センターの役員若しくは職員（暴力追放相談委員を含む。）又はこれらの職にあつた者は、相談事業に係る業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 八 都道府県センターは、その業務の運営について都道府県警察と密接に連絡するものとし、都道府県警察は、都道府県センターに対し、その業務の円滑な運営が図られるように必要な配慮を加えるものとする。
 - 九 第一項の指定の手続その他都道府県センターに関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。
 - （全国暴力追放運動推進センター）
- 第三十二条 国家公安委員会は、暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済に寄与することを目的として設立された民法第三十条の法人であつて、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、全国に一を限つて、全国暴力追放運動推進センター（以下「全国センター」という。）として指定することができる。

2 全国センターは、次に掲げる事業を行うものとする。

- 一 暴力団員による不当な行為の予防に関する知識の普及及び思想の高揚を図るための二以上の都道府県の区域における広報活動を行うこと。
 - 二 暴力追放相談委員その他都道府県センターの業務を行う者に対する研修を行うこと。
 - 三 少年の健全な育成に及ぼす暴力団の影響その他の暴力団の市民生活に与える影響に関する調査研究を行うこと。
 - 四 都道府県センターの事業について、連絡調整を行うこと。
 - 五 前各号の事業に附帯する事業
- 3 前条第五項、第六項、第八項及び第九項の規定は、全国センターについて準用する。この場合において、同条第五項及び第六項中「公安委員会」とあるのは「国家公安委員会」と、同条第八項中「都道府県警察」とあるのは「国家公安委員会及び警察庁」と読み替えるものとする。

無尽業法（昭和六年法律第四十二号）（抄）

第二十一条ノ十 受託無尽会社ガ委託無尽会社ノ為ニ無尽契約其ノ他ノ取引ヲ為スニハ委託無尽会社ノ為ニスルコトヲ表示スルコトヲ要ス

前項ノ表示ヲ為サズシテ為シタル無尽契約其ノ他ノ取引ハ之ヲ自己ノ為ニ為シタルモノト看做ス

会社法第十一条第一項ノ規定ハ受託無尽会社ニ之ヲ準用ス

民法第四十四条第一項ノ規定ハ管理ノ委託アリタル場合ニ之ヲ準用ス

公認会計士法（昭和二十三年法律第三百号）（抄）

（法人の代表）

第三十四条の十の三 監査法人の社員は、各自監査法人を代表する。

2 前項の規定は、定款又は総社員の同意によつて、社員のうち特に監査法人を代表すべき社員を定めることを妨げない。

3 監査法人を代表する社員は、監査法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

4 前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

（民法及び会社法の準用等）

第三十四条の二十二 民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十条並びに会社法第六百条、第六百十八条、第六百二十一条及び第六百二十二条の規定は監査法人について、民法第五十五条並びに会社法第五百八十一条、第五百八十二条、第五百八十五条第一項及び第四項、第五百八十六条、第五百九十三条、第五百九十五条、第五百九十六条、第六百一条、第六百五条、第六百六条、第六百九条第一項及び第二項、第六百十一条（第一項ただし書を除く。）並びに第六百十三条の規定は監査法人の社員について、同法第八百五十九条から第八百六十二条までの規定は監査法人の社員の除名並びに業務を執行する権利及び代表権の消滅の訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第六百十三条中「商号」とあるのは「名称」と、同法第六百十八条第一項第二号中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第八百五十九条第二号中「第五

百九十四条第一項（第五百九十八条第二項において準用する場合を含む。）とあるのは、「公認会計士法第三十四条の十四第一項」と読み替えるものとする。

- 2 民法第八十二条及び第八十三条、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項及び第四十条並びに会社法第六百四十四条（第三号を除く。）、第六百四十五条から第六百四十九条まで、第六百五十条第一項及び第二項、第六百五十一条第一項及び第二項（同法第五百九十四条の準用に係る部分を除く。）、第六百五十二条、第六百五十三条、第六百五十五条から第六百五十九条まで、第六百六十二条から第六百六十四条まで、第六百六十六条から第六百七十三条まで、第六百七十五条、第八百六十三条、第八百六十四条、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二号（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定は、監査法人の解散及び清算について準用する。この場合において、同法第六百四十四条第一号中「第六百四十一条第五号」とあるのは「公認会計士法第三十四条の十八第一項第三号」と、同法第六百四十七条第三項中「第六百四十一条第四号又は第七号」とあるのは「公認会計士法第三十四条の十八第一項第五号若しくは第六号又は第二項」と、同法第六百五十一条第一項及び第六百六十九条中「第六百四十一条第一号から第三号まで」とあるのは「公認会計士法第三十四条の十八第一項第一号又は第二号」と、同法第六百七十条第三項中「第九百三十九条第一項」とあるのは「公認会計士法第三十四条の二十第六項において準用する第九百三十九条第一項」と、同法第六百七十三条第一項中「第五百八十条」とあるのは「公認会計士法第三十四条の十の五」と読み替えるものとする。

- 3 会社法第八百二十四条、第八百二十六条、第八百六十八条第一項、第八百七十条（第十三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二号（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十六条、第九百四条及び第九百三十七条第一項（第三号口に係る部分に限る。）の規定は監査法人の解散の命令について、同法第八百二十五条、第八百六十八条第一項、第八百七十条（第二号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二号（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条、第八百七十四条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百五条及び第九百六条の規定はこの項において準用する同法第八百二十四条第一項の申立てがあつた場合における監査法人の財産の保全について、それぞれ準用する。この場合において、同法第九百三十七条第一項中「本店（第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店）」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

- 4 会社法第八百二十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）、及び第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十七条から第八百三十九条まで並びに第八百四十六条の規定は、監査法人の設立の無効の訴えについて準用する。

- 5 会社法第八百三十三条第二項、第八百三十四条（第二十一号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十七条、第八百三十八条、第八百四十六条及び第九百三十七条第一項（第一号リに係る部分に限る。）の規定は、監査法人の解散の訴えについて準用する。この場合において、同項中「本店（第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされてい

るときにあつては、本店及び当該登記に係る支店」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

6 監査法人の解散及び清算を監督する裁判所は、内閣総理大臣に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

7 内閣総理大臣は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

8 破産法（平成十六年法律第七十五号）第十六条の規定の適用については、監査法人は、合名会社とみなす。

（役員）

第四十六条の四 協会に、会長、副会長その他会則で定める役員を置く。

2 会長は、協会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、会長の定めるところにより、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行なう。

（民法の準用）

第四十六条の十四 民法第四十四条、第五十条及び第五十五条の規定は、協会について準用する。

損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第九十三号）（抄）

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 設立等（第三条 第七条）

第三章 業務（第七条の二・第七条の三）

第四章 参考純率及び基準料率

第一節 通則（第八条）

第二節 参考純率（第九条・第九条の二）

第三節 基準料率（第九条の三 第十一条）

第五章 特定法人に対する特則（第十二条）

第六章 監督（第十三条・第十四条）

第七章 登記等（第十五条 第二十五条）

第八章 雑則（第二十五条の二 第二十五条の四）

第九章 罰則（第二十六条 第二十八条）

附則

（料率団体の設立）

第三条 二以上の損害保険会社は、内閣総理大臣の認可を受けて、損害保険料率算出団体（以下「料率団体」という。）を設立することができる。

2 前項の規定による認可を受けようとする損害保険会社は、定款を作成し、申請書及び会員名簿とともに、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 前項に規定する定款には、参考純率又は基準料率の算出を行う保険の種類及び民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十七条（定款）に規定する事項を記載しなければならない。

4 料率団体が参考純率の算出を行うことができる保険の種類は、内閣府令で定める。

5 料率団体が基準料率の算出を行うことができる保険の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）の規定に基づく自動車損害賠償責任保険
- 二 地震保険に関する法律（昭和四十一年法律第七十三号）の規定に基づく地震保険

（定款の変更の認可）

第五条 料率団体が定款の変更をなすには、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

（設立の登記等）

第十六条 料率団体の設立の登記は、第三条第一項の規定による内閣総理大臣の認可のあつた日から二週間以内に、これをしなければならない。

2 前項の登記には、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所のある場所

四 資産の総額

五 出資の方法を定めたときは、その方法

六 代表権を有する者の氏名、住所及び資格

七 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

3 料率団体は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事務所の所在地において、前項に掲げる事項を登記しなければならない。

4 前項の規定は、料率団体の成立後、主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域外において、あらたに従たる事務所を設けた場合に、これを準用する。

（変更の登記）

第十七条 この法律の規定により登記した事項中に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、変更の登記をしなければならない。

（職務執行停止の仮処分等の登記）

第十七条の二 理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消

す決定がされたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(清算結了の登記)

第十八条 料率団体の清算が結了したときは、主たる事務所の所在地においては二週間、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算結了の登記をしなければならない。

(管轄登記所及び登記簿)

第十九条 料率団体の登記については、その事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所が管轄登記所としてこれを掌る。

2 各登記所に、損害保険料率算出団体登記簿を備える。

(設立登記の申請手続)

第二十条 料率団体の設立の登記の申請書には、左の書面を添附しなければならない。

一 定款

二 資産の総額を証する書面

三 代表権を有する者の資格を証する書面

(変更登記の申請手続)

第二十一条 料率団体の従たる事務所の新設、主たる事務所又は従たる事務所の移転その他第十六条第二項に掲げる事項の変更の登記の申請書には、従たる事務所の新設又は登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

第二十二条 削除

(民法の準用)

第二十三条 民法第三十八条第一項、第四十三条、第四十四条、第四十七条、第四十八条、第五十条から第五十四条まで、第五十八条から第六十六条まで、第六十八条から第七十条まで、第七十二条から第七十六条まで、第七十七条第一項及び第二項並びに第七十八条から第八十三条までの規定は、料率団体について準用する。この場合において、同法第七十七条第一項中「破産手続開始の決定及び設立の許可の取消し」とあるのは、「破産手続開始の決定」と読み替えるものとする。

(非訟事件手続法の準用)

第二十四条 非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項の規定は料率団体の解散及び清算の監督について、同法第三十六条、第三十七条及び第三十九条の規定は料率団体の清算人について、同法第二百二十二条の規定は料率団体の解散の登記について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

(商業登記法の準用)

第二十五条 商業登記法(昭和三十八年法律第二百五号)第二条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第二十三条の二まで

、第二十四条（第十五号及び第十六号を除く。）、第二十六条、第二十七条、第四十七条第一項、第四十八条から第五十三条まで及び第三百二条から第四百八条までの規定は、この法律の規定による登記について準用する。この場合において、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「損害保険料率算出団体に関する法律第十六条第二項各号」と、同法第五十三条中「新所在地における登記においては」とあるのは「新所在地において損害保険料率算出団体に関する法律第十六条第二項各号に掲げる事項を登記する場合には」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

- 一 第五条の規定に違反して、定款を変更した者
- 二 第七条の規定に違反して、届出をすることを怠り、又は虚偽の届出をした者
- 三 第九条の第三第二項の規定に違反して、公告若しくは通知をすることを怠り、又は不正の公告若しくは虚偽の通知をした者
- 四 第十条第一項の規定に違反して、資料を閲覧させず、又は虚偽の資料を閲覧させた者
- 五 第十条第二項の規定に違反した者
- 六 第十条の第五第三項、第十条の第六第三項若しくは第五項又は第十四条の規定による命令に違反した者
- 七 第十条の第五第五項の規定に違反して、通知をせず、又は虚偽の通知をした者
- 八 第十条の第五第七項の規定に違反して、書類を備え置かず、若しくはこれに虚偽の記載をし、又は利害関係人の縦覧に供せず、若しくは虚偽の記載をした書類を利害関係人の縦覧に供した者
- 九 この法律に定める登記を怠つた者
- 十 第二十三条において準用する民法第五十一条の規定に違反して、財産目録若しくは社員名簿を備え置かず、又はこれらに虚偽の記載をした者
- 十一 第二十三条において準用する民法第七十条第二項又は第八十一条第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てをすることを怠つた者
- 十二 第二十三条において準用する民法第七十九条第一項若しくは第二項又は第八十一条第一項の規定に違反して、公告することを怠り、又は不正の公告をした者

協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）（抄）

（役員資格等）

第五条の四 次に掲げる者は、役員となることができない。

- 一 法人
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

四 この法律、中小企業等協同組合法、会社法若しくは中間法人法（平成十三年法律第四十九号）の規定に違反し、又は証券取引法第九十七条第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項（有価証券届出書虚偽記載等の罪）、第九十八条第一号から第十号まで、第十八号若しくは第十九号（有価証券の無届募集等の罪）、第九十九号（報告拒絶等の罪）、第二百条第一号から第十二号まで、第二十一号若しくは第二十二号（訂正届出書の不提出等の罪）、第二百三条第三項（証券会社等の役員に対する贈賄罪）若しくは第二百五条第一号から第六号まで、第十五号若しくは第十六号（特定募集等の通知書の不提出等の罪）の罪、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第五百四十九号（詐欺更生罪）、第五百五十条（特定の債権者等に対する担保の供与等の罪）、第五百五十二条から第五百五十五条まで（報告及び検査の拒絶等の罪、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、管財人等に対する職務妨害の罪）若しくは第五百五十七条（贈賄罪）の罪、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条（詐欺再生罪）、第二百五十六条（特定の債権者に対する担保の供与等の罪）、第二百五十八条から第二百六十条まで（報告及び検査の拒絶等の罪、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、監督委員等に対する職務妨害の罪）若しくは第二百六十二条（贈賄罪）の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）第六十五条（報告及び検査の拒絶等の罪）、第六十六条（承認管財人等に対する職務妨害の罪）、第六十八条（贈賄罪）若しくは第六十九条（財産の無許可処分及び国外への持出しの罪）の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条（詐欺破産罪）、第二百六十六条（特定の債権者に対する担保の供与等の罪）、第二百六十八条から第二百七十二号まで（説明及び検査の拒絶等の罪、重要財産開示拒絶等の罪、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、審尋における説明拒絶等の罪、破産管財人等に対する職務妨害の罪）若しくは第二百七十四条（贈賄罪）の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わる、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

五 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

（信用協同組合等の解散及び清算についての会社法等の準用）

第六条の二 信用協同組合等の解散及び清算については、会社法第四百九十二条第四項（財産目録等の作成等）、第四百九十三条から第四百九十五条まで（財産目録等の提出命令、貸借対照表等の作成及び保存、貸借対照表等の監査等）、第四百九十六条第一項及び第二項（貸借対照表等の備置き及び閲覧等）、第四百九十七条（貸借対照表等の定時株主総会への提出等）並びに第四百九十八条（貸借対照表等の提出命令）の規定を準用する。この場合において、同法第四百九十四条第一項中「第四百七十五号各号」とあるのは、「中小企業等協同組合法第六十九条第一項において準用する第四百七十五号（第一号及び第三号を除く。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 信用協同組合等の清算人については、第五条の四及び第五条の七第十二項の規定並びに会社法第三百十四條（取締役等の説明義務）、第三百五十七條第一項（取締役の報告義務）、第三百六十一条（取締役の報酬等）、第三百八十一条第一項前段及び第二項（監査役の権限）、第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項（取締役会への出席義務等）、第三百八十四条から第三百八十六条まで（株主総会に対する報告義務、監査役による取締役の行為の差止め、監査役設置会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表）並びに第四百三十條（役員等の連帯責任）の

規定を準用する。この場合において、同法第三百八十一条第一項中「取締役（会計参与設置会社にあつては、取締役及び会計参与）」とあるのは「清算人」と、同法第三百八十六条第一項中「第三百四十九条第四項、第三百五十三条及び第三百六十四条」とあるのは「中小企業等協同組合法第三十六条の八第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第七十七号）（抄）

（組合の代表）

第三十五条の三 理事は、各自組合を代表する。

2 組合は、定款で定めるところ若しくは総会の決議により、組合を代表すべき理事を定め、又は定款で定めるところにより理事のうちから互選した者が組合を代表すべきことを定めることができる。この場合においては、前項の規定にかかわらず、当該組合を代表すべき理事又は当該理事のうちから互選した者が組合を代表する。

3 前二項の規定により組合を代表する理事は、組合の事業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

4 第三十五条第七項の規定、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条第一項（法人の不行行為能力等）、第五十四条（理事の代理権の制限）及び第五十五条（理事の代理行為の委任）の規定並びに会社法第三百五十四条（表見代表取締役）の規定は、第一項又は第二項の規定により組合を代表する理事について準用する。この場合において、同条中「社長、副社長」とあるのは「組合長、副組合長」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（理事の自己契約等）

第三十七条 組合が理事と契約するときは、他の理事の過半数の承認を受けなければならない。この場合においては、民法第八十八条（自己契約及び双方代理）の規定は、適用しない。

2 組合と理事との訴訟については、総会の定める者が組合を代表する。

投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）（抄）

（執行役員資格）

第九十八条 次に掲げる者は、執行役員となることができない。

一 法人

二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

四 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

五 この法律、信託法、信託業法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、金融商品取引法、商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）、宅地建物取引業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）、割賦販売法（昭和三十六年法律第五十九号）、海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律（昭和五十七年法律第六十五号）、貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）、特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）、不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）、会社法若しくは中間法人法（平成十三年法律第四十九号）若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）第六十五条、第六十六条、第六十八条若しくは第六十九条の罪、破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二条まで若しくは第二百七十四条の罪、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四十二条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第四十六条、第四十七条、第四十九条若しくは第五十条の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）（抄）

（役員資格等）

第三十四条 次に掲げる者は、役員となることができない。

一 法人

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

四 この法律、会社法若しくは中間法人法（平成十三年法律第四十九号）の規定に違反し、又は証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十七条第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項（有価証券届出書虚偽記載等の罪）、第百九十八条第一号から第十号まで、第十八号若しくは第十九号（有価証券の無届募集等の罪）、第百九十九条（報告拒絶等の罪）、第二百条第一号から第十二号まで、第二十一号若しくは第二十二号（訂正届出書の不提出等の罪）、第二百三条第三項（証券会社等の役員に対する贈賄罪）若しくは第二百五条第一号から第六号まで、第十五号若しくは第十六号（特定募集等の通知書の不提出等の罪）の罪、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第五百四十九条（詐欺更生罪）、第五百五十条（特定の債権者等に対する担保の供与等の罪）、第五百五十二条から第五百五十五条まで（報告及び検査の拒絶等の罪、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、管財人等に対する職務妨害の罪）

若しくは第五百五十七条（贈賄罪）の罪、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条（詐欺再生罪）、第二百五十六条（特定の債権者に対する担保の供与等の罪）、第二百五十八条から第二百六十条まで（報告及び検査の拒絶等の罪、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、監督委員等に対する職務妨害の罪）若しくは第二百六十二条（贈賄罪）の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）第六十五条（報告及び検査の拒絶等の罪）、第六十六条（承認管財人等に対する職務妨害の罪）、第六十八条（贈賄罪）若しくは第六十九条（財産の無許可処分及び国外への持出しの罪）の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条（詐欺破産罪）、第二百六十六条（特定の債権者に対する担保の供与等の罪）、第二百六十八条から第二百七十二号まで（説明及び検査の拒絶等の罪、重要財産開示拒絶等の罪、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、審尋における説明拒絶等の罪、破産管財人等に対する職務妨害の罪）若しくは第二百七十四条（贈賄罪）の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わる、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

五 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

（代表理事）

第三十五条の九 代表理事は、金庫の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

2 代表理事については、第三十五条の三、民法第四十四条第一項（法人の不法行為能力等）、第五十四条（理事の代理権の制限）及び第五十五条（理事の代理行為の委任）並びに会社法第三百五十四条（表見代表取締役）の規定を準用する。この場合において、同条中「社長、副社長」とあるのは「理事長、副理事長」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（会社法等の準用）

第六十三条 金庫の解散及び清算については、第二十三条の二、第三十六条から第三十七条の二まで、第四十二条から第四十四条まで及び第四十八条の四から第四十八条の七までの規定、会社法第四百七十五条（第三号を除く。）（清算の開始原因）、第四百七十六条（清算株式会社の能力）、第四百七十八条第一項、第二項及び第四項（清算人の就任）、第四百七十九条第一項及び第二項（各号を除く。）（清算人の解任）、第四百八十一条（清算人の職務）、第四百八十三条第四項及び第五項（清算株式会社の代表）、第四百八十四条（清算株式会社についての破産手続の開始）、第四百八十五条（裁判所の選任する清算人の報酬）、第四百九十二条から第四百九十五条まで（財産目録等の作成等、財産目録等の提出命令、貸借対照表等の作成及び保存、貸借対照表等の監査等）、第四百九十六条第一項及び第二項（貸借対照表等の備置き及び閲覧等）、第四百九十七条から第五百三条まで（貸借対照表等の定時株主総会への提出等、貸借対照表等の提出命令、債権者に対する公告等、債務の弁済の制限、条件付債権等に係る債務の弁済、債務の弁済前における残余財産の分配の制限、清算からの除斥）、第五百七条（清算事務の終了等）、第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百六十九条（疎明）、第八百七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十一条（理由の付記）、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）（不服申立ての制限）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）並びに第八百七十六条（最高裁判所規則）の規

定並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第四十条（検査をすべき者の選任の裁判）の規定を準用する。この場合において、会社法第四百七十五条中「この章の定めるところにより、清算」とあるのは「清算」と、同条第一号中「第四百七十一条第四号」とあるのは「信用金庫法第六十二条第二号」と、同法第四百七十九条第二項中「次に掲げる株主」とあるのは「総会員の五分の一以上の同意を得た会員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）（抄）
（役員資格等）

第三十四条 次に掲げる者は、役員となることができない。

一 法人

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

四 この法律、会社法若しくは中間法人法（平成十三年法律第四十九号）の規定に違反し、又は証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十七条第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項（有価証券届出書虚偽記載等の罪）、第百九十八条第一号から第十号まで、第十八号若しくは第十九号（有価証券の無届募集等の罪）、第百九十九条（報告拒絶等の罪）、第二百条第一号から第十二号まで、第二十一号若しくは第二十二号（訂正届出書の不提出等の罪）、第二百三条第三項（証券会社等の役員員に対する贈賄罪）若しくは第二百五条第一号から第六号まで、第十五号若しくは第十六号（特定募集等の通知書の不提出等の罪）の罪、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第五百四十九条（詐欺更生罪）、第五百五十条（特定の債権者等に対する担保の供与等の罪）、第五百五十二条から第五百五十五条まで（報告及び検査の拒絶等の罪、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、管財人等に対する職務妨害の罪）若しくは第五百五十七条（贈賄罪）の罪、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条（詐欺再生罪）、第二百五十六条（特定の債権者に対する担保の供与等の罪）、第二百五十八条から第二百六十条まで（報告及び検査の拒絶等の罪、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、監督委員等に対する職務妨害の罪）若しくは第二百六十二条（贈賄罪）の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）第六十五条（報告及び検査の拒絶等の罪）、第六十六条（承認管財人等に対する職務妨害の罪）、第六十八条（贈賄罪）若しくは第六十九条（財産の無許可処分及び国外への持出しの罪）の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条（詐欺破産罪）、第二百六十六条（特定の債権者に対する担保の供与等の罪）、第二百六十八条から第二百七十二号まで（説明及び検査の拒絶等の罪、重要財産開示拒絶等の罪、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、審尋における説明拒絶等の罪、破産管財人等に対する職務妨害の罪）若しくは第二百七十四条（贈賄罪）の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わる、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

五 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなく

なるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

（代表理事）

第三十七条の七 代表理事は、金庫の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

2 代表理事については、第三十七条、民法第四十四条第一項（法人の不法行為能力等）、第五十四条（理事の代理権の制限）及び第五十五条（理事の代理行為の委任）並びに会社法第三百五十四条（表見代表取締役）の規定を準用する。この場合において、同条中「社長、副社長」とあるのは「理事長、副理事長」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

（会社法等の準用）

第六十七条 金庫の解散及び清算については、第二十三条の四、第三十八条から第四十条まで、第四十六条から第四十八条まで、第五十三条の二から第五十三条の五まで及び第五十九条の三の規定、会社法第四百七十五条（第三号を除く。）（清算の開始原因）、第四百七十六条（清算株式会社的能力）、第四百七十八条第一項、第二項及び第四項（清算人の就任）、第四百七十九条第一項及び第二項（各号を除く。）（清算人の解任）、第四百八十一条（清算人の職務）、第四百八十三条第四項及び第五項（清算株式会社代表）、第四百八十四条（清算株式会社についての破産手続の開始）、第四百八十五条（裁判所の選任する清算人の報酬）、第四百九十二条から第四百九十五条まで（財産目録等の作成等、財産目録等の提出命令、貸借対照表等の作成及び保存、貸借対照表等の監査等）、第四百九十六条第一項及び第二項（貸借対照表等の備置き及び閲覧等）、第四百九十七条から第五百三条まで（貸借対照表等の定時株主総会への提出等、貸借対照表等の提出命令、債権者に対する公告等、債務の弁済の制限、条件付債権等に係る債務の弁済、債務の弁済前における残余財産の分配の制限、清算からの除外）、第五百七条（清算事務の終了等）、第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百六十九条（疎明）、第八百七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十一条（理由の付記）、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）（不服申立ての制限）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）並びに第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第四十条（検査をすべき者の選任の裁判）の規定を準用する。この場合において、会社法第四百七十五条中「この章の定めるところにより、清算」とあるのは「清算」と、同条第一号中「第四百七十一条第四号」とあるのは「労働金庫法第六十六条第二号」と、同法第四百七十九条第二項中「次に掲げる株主」とあるのは「総会員の五分の一以上の同意を得た会員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

（全国労働金庫協会）

第八十九条の二 金庫は、金庫を会員として全国を通じて一の全国労働金庫協会と称する民法第三十四条（公益法人の設立）の規定による法人を設立することができる。

2 全国労働金庫協会は、労働金庫の業務の健全かつ適切な運営に資するため、会員たる労働金庫の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。

3 第一項の法人以外の者は、全国労働金庫協会という名称を用いてはならない。

金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）（抄）

（合併契約の承認）

- 2 前項の株主総会の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数（三分の一以上の割合を定款で定められた場合には、その割合以上）を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上に当たる多数をもつて行わなければならない。この場合においては、当該決議の要件に加えて、一定の数以上の株主の賛成を要する旨その他の要件を定款で定めることを妨げない。
- 3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、第一項の株主総会の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の半数以上（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）であつて、当該株主の議決権の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上に当たる多数をもつて行わなければならない。
 - 一 吸収合併後信用金庫が存続する場合
 - 二 新設合併により信用金庫を設立する場合
 - 三 新設合併により銀行を設立する場合において、次のイ及びロのいずれにも該当するとき。
 - イ 消滅銀行の株主に対して交付する株式の全部又は一部が譲渡制限株式であること。
 - ロ 消滅銀行が公開会社（会社法第二条第五号（定義）に規定する公開会社をいう。以下同じ。）であり、かつ、種類株式発行会社でないこと。
- 4 消滅銀行（種類株式発行会社に限る。）の株主に対して交付する株式等の全部又は一部が譲渡制限株式等（会社法第七百八十三条第三項（吸収合併契約等の承認等）に規定する譲渡制限株式等をいう。以下同じ。）であるときは、当該合併は、当該譲渡制限株式等の割当てを受ける種類の株式（譲渡制限株式を除く。）の種類株主を構成員とする種類株主総会（当該種類株主に係る株式の種類が二以上ある場合にあっては、当該二以上の株式の種類別に区分された種類株主を構成員とする各種類株主総会）の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主が存しない場合は、この限りでない。
- 5 第二項及び第三項（第三号を除く。）の規定は、前項の種類株主総会について準用する。
- 6 普通銀行と信用金庫との合併により信用金庫が存続する場合は、消滅銀行の株主のうち、当該信用金庫の会員となる資格を有しないもの（以下「特定株主」という。）があるときは、当該特定株主を構成員とする株主総会の決議がなければ、その効力を生じない。
- 7 会社法第三百二十四条第三項（各号を除く。）（種類株主総会の決議）及び第三百二十五条（株主総会に関する規定の準用）の規定は前項の特定株主を構成員とする株主総会の決議について、同法第八百三十条（株主総会等の決議の不存在又は無効の確認の訴え）、第八百三十一条（

株主総会等の決議の取消しの訴え）、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）（被告）、第八百三十五条第一項（訴えの管轄）、第八百三十六條第一項及び第三項（担保提供命令）、第八百三十七条（弁論等の必要的併合）、第八百三十八条（認容判決の効力が及ぶ者の範囲）並びに第八百四十六條（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）の規定は前項の特定株主を構成員とする株主総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第三百二十五条中「ある種類の株式の株主」とあるのは「金融機関の合併及び転換に関する法律第二十二條第六項の特定株主」と、同法第八百三十一条第一項中「株主等（当該各号の株主総会等が創立総会又は種類創立総会である場合にあつては、株主等、設立時株主、設立時取締役又は設立時監査役）」とあるのは「金融機関の合併及び転換に関する法律第二十二條第六項に規定する特定株主、取締役、監査役、理事、監事又は清算人（消滅銀行が委員会設置会社である場合にあつては、同項に規定する特定株主、取締役、執行役、理事、監事又は清算人）」と、「取締役、監査役又は清算人（当該決議が株主総会又は種類株主総会の決議である場合にあつては第三百四十六條第一項（第四百七十九條第四項において準用する場合を含む。）の規定により取締役又は監査役又は清算人としての権利義務を有する者を含み、当該決議が創立総会又は種類創立総会の決議である場合にあつては設立時取締役又は設立時監査役を含む。）」とあるのは「取締役、監査役、理事、監事又は清算人（会社法第三百四十六條第一項（同法第四百七十九條第四項において準用する場合を含む。）」の規定により取締役、監査役若しくは清算人としての権利義務を有する者又は信用金庫法第三十五条の三（同法第六十四條において準用する場合を含む。）、労働金庫法第三十七条（同法第六十八條において準用する場合を含む。）若しくは中小企業等協同組合法第三十六條の二（同法第六十九條第一項において準用する場合を含む。）」の規定により理事、監事若しくは清算人としての権利義務を有する者を含む。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）（抄）

（優先出資者総会等についての会社法の準用）

第四十条 会社法第三百条から第三百二条まで（招集手続の省略、株主総会参考書類及び議決権行使書面の交付等）の規定は、優先出資者総会の招集の通知について準用する。この場合において、同法第三百条中「前条」とあるのは「優先出資法第三十五条第四項」と、「第二百九十八條第一項第三号又は第四号に掲げる事項」とあるのは「優先出資者総会に出席しない優先出資者が書面又は電磁的方法によつて議決権を行使することができることとする旨」と、同法第三百一条第一項中「第二百九十八條第一項第三号に掲げる事項」とあるのは「優先出資者総会に出席しない優先出資者が書面によつて議決権を行使することができることとする旨」と、同項及び同法第三百二条第一項中「第二百九十九條第一項の通知」とあるのは「優先出資法第三十五条第四項の通知」と、同法第三百一条第二項及び第三百二条第二項から第四項までの規定中「第二百九十九條第三項の承諾」とあるのは「書面による招集通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発することについての承諾」と、同法第三百一条並びに第三百二条第一項及び第二項中「株主総会参考書類」とあるのは「優先出資者総会参考書類」と、同条第一項中「第二百九十八條第一項第四号に掲げる事項」とあるのは「優先出資者総会に出席しない優先出資者が電磁的方法によつて議決権を行使することができることとする旨」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 会社法第三百十條から第三百十三條まで（議決権の代理行使、書面による議決権の行使、電磁的方法による議決権の行使、議決権の不統一行使）の規定は、優先出資者による議決権の行使について準用する。この場合において、同法第三百十條第四項及び第三百十二條第二項中「第二百九十九條第三項の承諾」とあるのは「書面による招集通知の発出に代えて、電磁的方法によつて通知を発することについての承諾」と、同法第三百十三條第二項中「取締役会設置会社においては、前項の株主は」とあるのは「優先出資者は」と、「取締役会設置会社に対して」とあるのは「協同組織金融機関に対して」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 会社法第三百十九條第一項から第三項まで（株主総会の決議の省略）及び第三百二十條（株主総会への報告の省略）の規定は、優先出資者総会について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 会社法第八百三十條（株主総会等の決議の不存在又は無効の確認の訴え）、第八百三十一條（株主総会等の決議の取消しの訴え）、第八百三十四條（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）、（被告）、第八百三十五條第一項（訴えの管轄）、第八百三十六條第一項及び第三項（担保提供命令）、第八百三十七條（弁論等の必要的併合）、第八百三十八條（認容判決の効力が及ぶ者の範囲）並びに第八百四十六條（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）の規定は、優先出資者総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて準用する。この場合において、同法第八百三十一條第一項中「株主等（当該各号の株主総会等が創立総会又は種類創立総会である場合にあつては、株主等、設立時株主、設立時取締役又は設立時監査役）」とあるのは「普通出資者、優先出資者、理事、経営管理委員、監事又は清算人」と、「取締役、監査役又は清算人（当該決議が株主総会又は種類株主総会の決議である場合にあつては第三百四十六條第一項（第四百七十九條第四項において準用する場合を含む。）の規定により取締役、監査役又は清算人としての権利義務を有する者を含む。）」とあるのは「理事、経営管理委員、監事又は清算人（農林中央金庫法第三十九條第一項（同法第九十五條において準用する場合を含む。）、中小企業等協同組合法第三十六條の二（同法第六十九條第一項において準用する場合を含む。）、信用金庫法第三十五條の三（同法第六十四條において準用する場合を含む。）、労働金庫法第三十七條（同法第六十八條において準用する場合を含む。）、農業協同組合法第三十九條（同法第七十二條の二において準用する場合を含む。）又は水産業協同組合法第四十二條の二（同法第九十二條第三項、第九十六條第三項及び第一百條第三項において準用する場合を含む。）の規定により理事、経営管理委員、監事又は清算人としての権利義務を有する者を含む。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）（抄）
（更生協同組織金融機関の理事等）

第九十四條 次の各号に掲げる条項においては、当該各号に定める事項を定めなければならない。

- 一 更生協同組織金融機関の理事に関する条項 理事及び代表理事の氏名又はその選任若しくは選定の方法及び任期
- 二 更生協同組織金融機関の監事に関する条項 監事の氏名又はその選任の方法及び任期
- 三 更生協同組織金融機関が更生計画認可の決定の時にいて特定信用協同組合等（協同組合による金融事業に関する法律第五条の八第三項に

規定する特定信用協同組合等をいう。以下この章において同じ。）又は特定金庫（信用金庫法第三十八条の二第三項又は労働金庫法第四十一条の二第三項に規定する特定金庫をいう。以下この章において同じ。）となる場合における更生協同組織金融機関の会計監査人に関する条項
会計監査人の氏名若しくは名称又はその選任の方法及び任期

2 更生協同組織金融機関が更生計画認可の決定の時に、中小企業等協同組合法第六十九条第一項、信用金庫法第六十三条又は労働金庫法第六十七条において準用する会社法第四百七十五条の規定により清算をする協同組織金融機関となる場合には、次の各号に掲げる条項において、当該各号に定める事項を定めなければならない。

- 一 更生協同組織金融機関の清算人に関する条項 清算人及び代表清算人の氏名又はその選任若しくは選定の方法及び任期
 - 二 更生協同組織金融機関の監事に関する条項 監事の氏名又はその選任の方法及び任期
- 3 第一項第一号及び第二号並びに前項第二号の任期は、一年を超えない。

預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）（抄）

（民法の準用）

第八条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規定は、機構について準用する。

（借入金及び預金保険機構債）

第四十二条 機構は、第四十条の二第一号に掲げる業務を行うため必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、金融機関その他の者（日本銀行を除く。）から資金の借入れ（借換えを含む。）をし、又は預金保険機構債（以下「機構債」という。）の発行（機構債の借換えのための発行を含む。）をすることができる。この場合において、機構は、機構債の債券を発行することができる。

2 機構は、前項に規定する業務を行う場合における一時的な資金繰りのために必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、日本銀行から資金の借入れ（借換えを含む。）をすることができる。

3 第一項の規定による借入金の現在額、同項の規定により発行する機構債の元本に係る債務の現在額及び前項の規定による借入金の現在額の合計額は、政令で定める金額を超えることとなつてはならない。

4 日本銀行は、日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第四十三条第一項の規定にかかわらず、機構に対し、第二項の資金の貸付けをすることができる。

5 第一項の規定による機構債の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

6 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

7 機構は、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、機構債の発行に関する事務の全部又は一部を銀行等又は信託会社に委託することができる。

8 会社法第七百五条及び第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行等又は信託会社について準用する。

9 第一項及び第五項から前項までに定めるもののほか、機構債に関し必要な事項は、政令で定める。
(金融整理管財人の選任等)

第七十七条 管理を命ずる処分があつたときは、被管理金融機関を代表し、業務の執行並びに財産の管理及び処分を行う権利は、金融整理管財人に専属する。会社法第八百二十八条第一項及び第二項(これらの規定を信用金庫法第二十八条、第五十二条の二(同法第五十八条第七項において準用する場合を含む。))及び第六十一条の七、中小企業等協同組合法第三十二条、第五十七条(同法第五十七条の三第六項において準用する場合を含む。))及び第六十七條並びに労働金庫法第二十八条、第五十七条の二(同法第六十二条第七項において準用する場合を含む。))及び第六十五条において準用する場合を含む。))並びに会社法第八百三十一条(信用金庫法第二十四条第十項及び第四十八条の八、中小企業等協同組合法第二十七条第八項、第五十四条、第八十二条第四項及び第八十二条の十第四項並びに労働金庫法第二十四条第十一項及び第五十四条において準用する場合を含む。))の規定による取締役及び執行役(被管理金融機関が信用金庫等である場合にあつては、理事)の権利についても、同様とする。

2 内閣総理大臣は、管理を命ずる処分と同時に、一人又は数人の金融整理管財人を選任しなければならない。

3 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、前項の規定により金融整理管財人を選任した後においても、更に金融整理管財人を選任し、又は金融整理管財人が被管理金融機関の業務及び財産の管理を適切に行つていないと認めるときは、金融整理管財人を解任することができる。

4 内閣総理大臣は、第二項若しくは前項の規定により金融整理管財人を選任したとき又は同項の規定により金融整理管財人を解任したときは、被管理金融機関にその旨を通知するとともに、官報により、これを公告しなければならない。

5 会社更生法第六十九条、第七十条、第八十条並びに第八十一条第一項及び第五項の規定は金融整理管財人について、民法第四十四条第一項の規定は被管理金融機関について、それぞれ準用する。この場合において、会社更生法第六十九条第一項中「裁判所の許可」とあるのは「内閣総理大臣(当該金融整理管財人の管理に係る金融機関が労働金庫又は労働金庫連合会である場合にあつては、内閣総理大臣及び厚生労働大臣。以下同じ。))の承認」と、同法第七十条中「管財人代理」とあるのは「金融整理管財人代理」と、同条第二項中「裁判所の許可」とあるのは「内閣総理大臣の承認」と、同法第八十一条第一項中「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣」と、同条第五項中「管財人代理」とあるのは「金融整理管財人代理」と、民法第四十四条第一項中「理事その他の代理人」とあるのは「金融整理管財人」と読み替えるものとする。

貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)(抄)

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 登録(第三条 第十二条)
- 第三章 業務(第十三条 第二十四条の六)
- 第三章の二 貸金業務取扱主任者(第二十四条の七)

第四章 貸金業協会及び全国貸金業協会連合会（第二十五条 第三十五条）

第五章 監督（第三十六条 第四十二条）

第六章 雑則（第四十二条の二 第四十六条）

第七章 罰則（第四十七条 第五十二条）

附則

（貸金業協会）

第二十五条 貸金業者は、都道府県の区域ごとに、その区域内に営業所又は事務所を有する貸金業者を会員とし、貸金業協会と称する民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定による法人を設立することができる。

2 貸金業協会（以下「協会」という。）は、都道府県ごとに一個とする。

3 協会は、貸金業の適正な運営及び不正金融の防止に資することを目的とし、次の各号に掲げる業務を行う。

一 貸金業を営むに当たり、この法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律その他の法令の規定を遵守させるための会員に対する指導、勧告その他の業務

二 会員の営む貸金業に関し、契約の内容の適正化その他資金需要者等の利益の保護を図るため必要な調査、指導、勧告その他の業務

三 会員の営む貸金業の業務に対する債務者等からの苦情の解決

四 貸金業の業務に従事する者に対する研修

五 信用情報に関する機関の設置又は他の信用情報に関する機関の指定等による会員の過剰貸付けの防止

六 その他協会の目的を達成するため必要な業務

（全国貸金業協会連合会）

第三十三条 協会は、全国を単位として、協会を会員とする全国貸金業協会連合会と称する民法第三十四条の規定による法人を設立することができる。

2 全国貸金業協会連合会（以下「連合会」という。）は、全国を通じて一個とする。

3 連合会は、協会の運営に関する連絡、調整及び指導を行うことを目的とする。

（報告徴収及び立入検査）

第三十五条 内閣総理大臣は連合会に対して、都道府県知事は協会に対して、連合会又は協会又は協会の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員にその業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に係る物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第五十一条 法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項及び次項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第四十七条 一億円以下の罰金刑

二 第四十七条の二から前条まで 各本条の罰金刑

2 前項の規定により第四十七条の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同条の規定の罪についての時効の期間による。

3 人格のない社団又は財団について第一項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につきその人格のない社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第五十二条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第二十二條（第二十四條第二項、第二十四條の二第二項、第二十四條の三第二項、第二十四條の四第二項及び第二十四條の五第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 正当な理由がないのに第三十二條の名簿の閲覧を拒んだ者

三 第三十四條第一項の規定に違反した者

前払式証券の規制等に関する法律（平成元年法律第九十二号）（抄）

目次

第一章 総則（第一条 第三条）

第二章 自家発行型前払式証券の発行の届出等（第四条・第五条）

第三章 第三者型発行者の登録（第六条 第十一条）

第四章 表示事項及び発行保証金の供託等（第十二条 第十五条）

第五章 監督（第十六条 第二十二条）

第六章 前払式証券発行協会（第二十三条 第二十六条）

第七章 雑則（第二十七条 第三十条）

第八章 罰則（第三十一条 第三十八条）

附則

（前払式証券発行協会）

第二十三条 自家型発行者等は、前払式証券の購入者等の利益の保護を図るとともに、前払式証券の発行に係る業務の健全な発展に資することを

目的として、その名称中に前払式証券発行協会という文字を用いる民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定による法人を設立することができる。

2 前項に規定する法人（以下この章及び次章において「協会」という。）は、会員の名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。（協会の業務）

第二十五条 協会は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- 一 前払式証券の発行に係る業務を行うに当たり、この法律その他の法令の規定を遵守させるための会員に対する指導、勧告その他の業務
- 二 会員の行う前払式証券の発行に係る業務に関し、契約の内容の適正化その他前払式証券の購入者等の利益の保護を図るため必要な指導、勧告その他の業務

三 会員の行う前払式証券の発行に係る業務に対する前払式証券の購入者等からの苦情の解決

四 前払式証券の購入者等に対する広報その他協会の目的を達成するため必要な業務（苦情の解決）

第二十六条 協会は、前払式証券の購入者等から会員の行う前払式証券の発行に係る業務に関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該会員に対しその苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

2 協会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該会員に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3 会員は、協会から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

4 協会は、第一項の申出、当該苦情に係る事情及びその解決の結果について会員に周知させなければならない。

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第七条第一項の登録申請書又は同条第二項の書類に虚偽の記載をして提出した者
- 二 第十条第二項において準用する第五条第二項又は第十一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 三 第十二条の規定に違反して、同条各号に掲げる事項の表示をせず、又は虚偽の表示をして前払式証券を発行した者
- 四 第十六条の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類の作成をした者
- 五 第十七条第一項の報告書若しくは同条第二項の書類を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書若しくは書類を提出した者
- 六 第十八条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
- 七 第十九条の規定による命令に違反した者
- 八 第二十四条第二項の規定に違反して、その名称中に前払式証券発行協会会員という文字を用いた者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

- 一 第十条第二項において準用する第五条第三項又は第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 正当な理由がないのに第二十三条第二項の名簿の縦覧を拒んだ者

保険業法（平成七年法律第百五号）（抄）

目次

第一編 総則（第一条 第二条の二）

第二編 保険会社等

第一章 通則（第三条 第八条の二）

第二章 保険業を営む株式会社及び相互会社

第一節 保険業を営む株式会社の特例（第九条 第十七条の七）

第二節 相互会社

第一款 通則（第十八条 第二十一条）

第二款 設立（第二十二条 第三十条の十五）

第三款 社員の権利義務（第三十一条 第三十六条）

第四款 機関

第一目 社員総会（第三十七条 第四十一条）

第二目 総代会（第四十二条 第五十条）

第三目 社員総会及び総代会以外の機関の設置等（第五十一条 第五十三条の十二）

第四目 取締役及び取締役会（第五十三条の十三 第五十三条の十六）

第五目 会計参与（第五十三条の十七）

第六目 監査役及び監査役会（第五十三条の十八 第五十三条の二十一）

第七目 会計監査人（第五十三条の二十二・第五十三条の二十三）

第八目 委員会及び執行役（第五十三条の二十四 第五十三条の三十二）

第九目 役員等の損害賠償責任（第五十三条の三十三 第五十三条の三十七）

第五款 相互会社の計算等

第一目 会計の原則（第五十四条）

第二目 計算書類等（第五十四条の二 第五十四条の十）

- 第三目 基金利息の支払、基金の償却及び剰余金の分配（第五十五条 第五十五条の四）
- 第四目 基金償却積立金及び損失てん補準備金（第五十六条 第五十九条）
- 第六款 基金の募集（第六十条・第六十条の二）
- 第七款 相互会社の社債を引き受ける者の募集（第六十一条 第六十一条の十）
- 第八款 定款の変更（第六十二条）
- 第九款 事業の譲渡等（第六十二条の二）
- 第十款 雑則（第六十三条 第六十七条の二）
- 第三節 組織変更
 - 第一款 株式会社から相互会社への組織変更（第六十八条 第八十四条の二）
 - 第二款 相互会社から株式会社への組織変更（第八十五条 第九十六条の十六）
- 第三章 業務（第九十七条 第一百五十五条）
- 第四章 子会社等（第一百六条 第一百八条）
- 第五章 経理（第九十九条 第二百二十二条の二）
- 第六章 監督（第二百二十三条 第三百三十四条）
- 第七章 保険契約の包括移転、事業の譲渡又は譲受け並びに業務及び財産の管理の委託
 - 第一節 保険契約の包括移転（第三百三十五条 第四百十一条）
 - 第二節 事業の譲渡又は譲受け（第四百十二条・第四百十三条）
 - 第三節 業務及び財産の管理の委託（第四百十四条 第四百五十一条）
- 第八章 解散、合併、会社分割及び清算
 - 第一節 解散（第一百五十二条 第一百五十八条）
 - 第二節 合併
 - 第一款 通則（第一百五十九条）
 - 第二款 合併契約（第一百六十条 第一百六十五条）
 - 第三款 合併の手続
 - 第一目 消滅株式会社の手続（第一百六十五条の二 第一百六十五条の八）
 - 第二目 吸収合併存続株式会社の手続（第一百六十五条の九 第一百六十五条の十三）
 - 第三目 新設合併設立株式会社の手続（第一百六十五条の十四）
 - 第四目 消滅相互会社の手続（第一百六十五条の十五 第一百六十五条の十八）

- 第五目 吸収合併存続相互会社の手続（第六十五條の十九、第六十五條の二十一）
 - 第六目 新設合併設立相互会社の手続（第六十五條の二十二）
 - 第七目 株式会社の合併に関する特則（第六十五條の二十三・第六十五條の二十四）
 - 第八目 合併後の公告等（第六十六條）
 - 第四款 合併の効力の発生等（第六十七條、第六十七條之三）
 - 第三節 会社分割（第七十三條の二、第七十三條の九）
 - 第四節 清算（第七十四條、第八十四條）
- 第九章 外国保険業者
- 第一節 通則（第八十五條、第九十三條）
 - 第二節 業務、經理等（第九十四條、第九十九條）
 - 第三節 監督（第二百條、第二百七條）
 - 第四節 保険業の廃止等（第二百八條、第二百十三條）
 - 第五節 雜則（第二百十四條、第二百十八條）
 - 第六節 特定法人に対する特則（第二百十九條、第二百四十條）
- 第十章 保険契約者等の保護のための特別の措置等
- 第一節 契約条件の変更（第二百四十條の二、第二百四十條の十三）
 - 第二節 業務及び財産の管理等に関する内閣總理大臣の処分等
 - 第一款 業務の停止、合併等の協議の命令並びに業務及び財産の管理（第二百四十一條）
 - 第二款 業務及び財産の管理（第二百四十二條、第二百四十九條の三）
 - 第三款 合併等における契約条件の変更（第二百五十條、第二百五十五條の五）
 - 第三節 合併等の手続の実施の命令等（第二百五十六條、第二百五十八條）
 - 第四節 保険契約者保護機構の行う資金援助等
 - 第一款 保険契約者保護機構
 - 第一目 通則（第二百五十九條、第二百六十五條）
 - 第二目 会員（第二百六十五條の二、第二百六十五條の五）
 - 第三目 設立（第二百六十五條の六、第二百六十五條の十一）
 - 第四目 管理（第二百六十五條の十二、第二百六十五條の二十二）
 - 第五目 總會（第二百六十五條の二十三、第二百六十五條の二十七）

- 第六目 業務（第二百六十五条の二十八 第二百六十五条の三十一）
- 第七目 負担金（第二百六十五条の三十二 第二百六十五条の三十五）
- 第八目 財務及び会計（第二百六十五条の三十六 第二百六十五条の四十四）
- 第九目 監督（第二百六十五条の四十五 第二百六十五条の四十七）
- 第十目 雑則（第二百六十五条の四十八）
- 第二款 資金援助等
 - 第一目 資金援助の申込み等（第二百六十六条 第二百七十条の三）
 - 第二目 保険契約の承継（第二百七十条の三の二 第二百七十条の三の十四）
 - 第三目 保険契約の引受け（第二百七十条の四 第二百七十条の六の五）
 - 第四目 補償対象保険金の支払に係る資金援助（第二百七十条の六の六・第二百七十条の六の七）
 - 第三款 保険金請求権等の買取り（第二百七十条の六の八 第二百七十条の六の十）
 - 第四款 雑則（第二百七十条の七 第二百七十条の九）
 - 第五節 雑則（第二百七十一条 第二百七十一条の二の三）
- 第十一章 株主
 - 第一節 通則（第二百七十一条の三 第二百七十一条の九）
 - 第二節 保険主要株主に係る特例
 - 第一款 通則（第二百七十一条の十・第二百七十一条の十一）
 - 第二款 監督（第二百七十一条の十二 第二百七十一条の十六）
 - 第三款 雑則（第二百七十一条の十七）
 - 第三節 保険持株会社に係る特例
 - 第一款 通則（第二百七十一条の十八 第二百七十一条の二十）
 - 第二款 業務及び子会社（第二百七十一条の二十一・第二百七十一条の二十二）
 - 第三款 経理（第二百七十一条の二十三 第二百七十一条の二十六）
 - 第四款 監督（第二百七十一条の二十七 第二百七十一条の三十）
 - 第五款 雑則（第二百七十一条の三十一）
 - 第四節 雑則（第二百七十一条の三十二・第二百七十一条の三十三）
- 第十二章 少額短期保険業者の特例
 - 第一節 通則（第二百七十二條 第二百七十二條の十）

第二節 業務等（第二百七十二條の十一 第二百七十二條の十四）

第三節 經理（第二百七十二條の十五 第二百七十二條の十八）

第四節 監督（第二百七十二條の十九 第二百七十二條の二十八）

第五節 保険契約の包括移転等（第二百七十二條の二十九・第二百七十二條の三十）

第六節 株主

第一款 少額短期保険主要株主（第二百七十二條の三十一 第二百七十二條の三十四）

第二款 少額短期保険持株会社（第二百七十二條の三十五 第二百七十二條の四十）

第三款 雜則（第二百七十二條の四十一 第二百七十二條の四十三）

第十三章 雜則（第二百七十三條 第二百七十四條）

第三編 保険募集

第一章 通則（第二百七十五條）

第二章 保険募集人及び所屬保険会社等

第一節 保険募集人（第二百七十六條 第二百八十二條）

第二節 所屬保険会社等（第二百八十三條 第二百八十五條）

第三章 保険仲立人（第二百八十六條 第二百九十三條）

第四章 業務（第二百九十四條 第三百一條の二）

第五章 監督（第三百二條 第三百八條）

第四編 雜則（第三百九條 第三百十四條）

第五編 罰則（第三百十五條 第三百三十八條）

附則

（取締役の資格等）

第五十三條の二 次に掲げる者は、取締役となることができない。

一 法人

二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

三 この法律、会社法若しくは中間法人法（平成十三年法律第四十九号）の規定に違反し、又は証券取引法第九十七條第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項（有価証券届出書虚偽記載等の罪）、第九十八條第一号から第十号まで、第十八号若しくは第十九号（有価証券の無届募集等の罪）、第九十九條（報告拒絶等の罪）、第二百條第一号から第十二号まで、第二十一号若しくは第二十二号（訂正届出書の不提出等の罪）、第二百三條第三項（証券会社等の役員に対する贈賄罪）若しくは第二百五條第一号から第六号まで、第十五号

若しくは第十六号（特定募集等の通知書の不提出等の罪）の罪、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第五百四十九条（詐欺更生罪）、第五百五十条（特定の債権者等に対する担保の供与等の罪）、第五百五十二条から第五百五十五条まで（報告及び検査の拒絶等の罪、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、管財人等に対する職務妨害の罪）若しくは第五百五十七条（贈賄罪）の罪、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条（詐欺再生罪）、第二百五十六条（特定の債権者に対する担保の供与等の罪）、第二百五十八条から第二百六十条まで（報告及び検査の拒絶等の罪、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、監督委員等に対する職務妨害の罪）若しくは第二百六十二条（贈賄罪）の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）第六十五条（報告及び検査の拒絶等の罪）、第六十六条（承認管財人等に対する職務妨害の罪）、第六十八条（贈賄罪）若しくは第六十九条（財産の無許可処分及び国外への持出しの罪）の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条（詐欺破産罪）、第二百六十六条（特定の債権者に対する担保の供与等の罪）、第二百六十八条から第二百七十二号まで（説明及び検査の拒絶等の罪、重要財産開示拒絶等の罪、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、審尋における説明拒絶等の罪、破産管財人等に対する職務妨害の罪）若しくは第二百七十四条（贈賄罪）の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わる、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

2 委員会設置会社の取締役は、当該委員会設置会社の支配人その他の使用人を兼ねることができない。

3 相互会社においては、取締役は、三人以上でなければならない。
（指定等）

第二百二十二条の二 内閣総理大臣は、民法第三十四条（公益法人の設立）の規定による法人であつて、次項に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、同項に規定する業務を行う者として指定することができる。

一 業務を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

二 前号に定めるもののほか、業務を公正かつ適確に実施することができるものであること。

2 前項の規定により指定された法人（以下この条において「指定法人」という。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 保険数理の専門的知識及び技能を有する者の養成及び研修を行うこと。

二 保険数理に関し、必要な調査研究を行い、統計を作成し、資料を収集し、又は情報の提供を行うこと。

三 第一百六条第二項に規定する責任準備金の計算の基礎となるべき係数の水準その他の保険数理に関する事項に係る業務であつて、内閣総理大臣から委託を受けたものを行うこと。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務

3 内閣総理大臣は、前項に規定する業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、指定法人に対し、その改善に必要な措置をとるべきこ

とを命ずることができる。

4 内閣総理大臣は、第二項に規定する業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、指定法人に対し同項に規定する業務若しくは財産に関し必要な報告を求め、又はその職員に、指定法人の事務所に立ち入らせ、同項に規定する業務若しくは財産の状況に関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

5 内閣総理大臣は、指定法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の指定（第二号及び次項において「指定」という。）を取り消すことができる。

一 第二項に規定する業務を公正かつ適確に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 第三項の規定による命令に違反したとき。

6 前各項に定めるもののほか、指定の手續その他指定法人に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

（外部関係）

第四百八条 受託会社が委託会社のために保険契約の締結その他の行為をするときは、委託会社のためにすることを表示しなければならない。

2 前項の表示をしないでした行為は、受託会社が自己のためにしたものとみなす。

3 会社法第十一条第一項及び第三項（支配人の代理権）の規定は、受託会社について準用する。この場合において、同条第一項中「会社」とあるのは「保険業法第四百四十四條第二項に規定する委託会社」と、「事業」とあるのは「業務及び財産」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 民法第四十四条第一項（法人の不法行為能力）の規定は、委託会社について準用する。この場合において、同項中「理事その他の代理人」とあるのは、「保険業法第四百四十四條第一項に規定する受託会社」と読み替えるものとする。

（保険管理人の選任等）

第二百四十二条 前条第一項の規定による保険管理人による業務及び財産の管理を命ずる処分（以下この款及び第二百五十八條第二項において「管理を命ずる処分」という。）があつたときは、当該処分を受けた保険会社等又は外国保険会社等（以下「被管理会社」という。）を代表し、業務の執行並びに財産の管理及び処分を行う権利（外国保険会社等を代表する権利にあつては、日本における保険業に係る範囲に限る。）は、保険管理人に専属する。会社法第八百二十八條第一項及び第二項（会社の組織に関する行為の無効の訴え）（第三十條の十五、第五十七條第六項、第六十條の二第五項及び第七十二條において準用する場合を含む。）並びに第八百三十一條第一項（株主總會等の決議の取消しの訴え）（第四十一條第二項及び第四十九條第二項において準用する場合を含む。）の規定並びに第八十四條の二第二項及び第九十六條の十六第二項の規定による取締役及び執行役の権利についても、同様とする。

2 内閣総理大臣は、管理を命ずる処分と同時に、一人又は数人の保険管理人を選任しなければならない。

3 内閣総理大臣は、保険管理人に対して、被管理会社の業務及び財産の管理に関し必要な措置を命ずることができる。

4 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、第二項の規定により保険管理人を選任した後においても、更に保険管理人を選任し、又は保険管理人が被管理会社の業務及び財産の管理を適切に行っていないと認めるときは、保険管理人を解任することができる。

5 内閣総理大臣は、第二項若しくは前項の規定により保険管理人を選任したとき又は同項の規定により保険管理人を解任したときは、被管理会社にその旨を通知するとともに、官報により、これを公告しなければならない。

6 会社更生法第六十九条、第七十条、第八十条並びに第八十一条第一項及び第五項（数人の管財人の職務執行、管財人代理の選任、注意義務並びに費用の前払及び報酬）の規定は保険管理人について、民法第四十四条第一項（法人の不法行為能力）の規定は被管理会社について、それぞれ準用する。この場合において、会社更生法第六十九条第一項中「裁判所の許可」とあるのは「内閣総理大臣の承認」と、同法第七十条中「管財人代理」とあるのは「保険管理人代理」と、同条第二項中「裁判所の許可」とあるのは「内閣総理大臣の承認」と、同法第八十一条第一項中「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣」と、同条第五項中「管財人代理」とあるのは「保険管理人代理」と、民法第四十四条第一項中「理事その他の代理人」とあるのは「保険管理人」と読み替えるものとする。

（民法の準用）

第二百六十五条 民法第四十四条（法人の不法行為能力等）及び第五十条（法人の住所）の規定は、機構について準用する。

（創立總會）

第二百六十五条の七 発起人は、定款及び事業計画書を作成した後、会員になろうとする者を募り、会議開催日の二週間前までにこれらを会議の日時及び場所とともに公告して、創立總會を開かなければならない。

2 定款及び事業計画書の承認その他機構の設立に必要な事項の決定は、創立總會の議決によらなければならない。

3 前項の創立總會の議事は、会員の資格を有する者であつてその創立總會の開催日までに発起人に対して会員となる旨を書面により申し出たもの及び発起人の二分の一以上が出席して、その出席者の議決権の三分の二以上の多数で決する。

4 次に掲げる事項その他機構の成立の日を含む事業年度の業務の運営に必要な事項は、第二百六十五条の二十五及び第二百六十五条の三十四第三項の規定にかかわらず、創立總會の議決によることができる。

一 業務規程の作成

二 機構の成立の日を含む事業年度の予算及び資金計画の決定

三 第二百六十五条の三十四第一項各号に規定する負担金率の決定

5 第二百六十五条の二十六第二項の規定は、前項の規定により同項に規定する事項を創立總會の議事とする場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前条第一号、第三号及び第五号」とあるのは、「第二百六十五条の七第四項第一号」と読み替えるものとする。

6 民法第六十五条及び第六十六条（表決権）の規定は、創立總會の議決について準用する。

（總會に関する民法の準用）

第二百六十五条の二十七 民法第六十一条第二項（臨時總會招集請求権）、第六十二条（總會の招集）及び第六十四条から第六十六条まで（總會

の決議事項及び表決権)の規定は、機構の總會について準用する。

(保険契約の申込みの撤回等)

第三百九条 保険会社等若しくは外国保険会社等に対し保険契約の申込みをした者又は保険契約者(以下この条において「申込者等」という。)は、次に掲げる場合を除き、書面によりその保険契約の申込みの撤回又は解除(以下この条において「申込みの撤回等」という。)を行うことができる。

- 一 申込者等が、内閣府令で定めるところにより、保険契約の申込みの撤回等に関する事項を記載した書面を交付された場合において、その交付をされた日と申込みをした日とのいづれか遅い日から起算して八日を経過したとき。
- 二 申込者等が、営業若しくは事業のために、又は営業若しくは事業として締結する保険契約として申込みをしたとき。
- 三 民法第三十四条(公益法人の設立)の規定に基づき設立された法人、特別の法律により設立された法人、法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めのあるもの又は国若しくは地方公共団体が保険契約の申込みをしたとき。
- 四 当該保険契約の保険期間が一年以下であるとき。
- 五 当該保険契約が、法令により申込者等が加入を義務付けられているものであるとき。
- 六 申込者等が保険会社等、外国保険会社等、特定保険募集人又は保険仲立人の営業所、事務所その他の場所において保険契約の申込みをした場合その他の場合で、申込者等の保護に欠けるおそれがないと認められるものとして政令で定める場合
- 2 前項第一号の場合において、保険会社等又は外国保険会社等は、同号の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該申込者等の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該保険会社等又は外国保険会社等は、当該書面を交付したものとみなす。
- 3 前項前段に規定する方法(内閣府令で定める方法を除く。)により第一項第一号の規定による書面の交付に代えて行われた当該書面に記載すべき事項の提供は、申込者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該申込者等に到達したものとみなす。
- 4 保険契約の申込みの撤回等は、当該保険契約の申込みの撤回等に係る書面を発した時に、その効力を生ずる。
- 5 保険会社等又は外国保険会社等は、保険契約の申込みの撤回等があつた場合には、申込者等に対し、その申込みの撤回等に伴う損害賠償又は違約金その他の金銭の支払を請求することができない。ただし、第一項の規定による保険契約の解除の場合における当該解除までの期間に相当する保険料として内閣府令で定める金額については、この限りでない。
- 6 保険会社等又は外国保険会社等は、保険契約の申込みの撤回等があつた場合において、当該保険契約に関連して金銭を受領しているときは、申込者等に対し、速やかに、これを返還しなければならない。ただし、第一項の規定による保険契約の解除の場合における当該保険契約に係る保険料の前払として受領した金銭のうち前項の内閣府令で定める金額については、この限りでない。
- 7 特定保険募集人その他の保険募集を行う者は、保険契約につき申込みの撤回等があつた場合において、当該保険契約に関連して金銭を受領しているときは、申込者等に対し、速やかに、これを返還しなければならない。

- 8 保険仲立人その他の保険募集を行う者は、保険会社等又は外国保険会社等に保険契約の申込みの撤回等に伴い損害賠償その他の金銭を支払った場合において、当該支払に伴う損害賠償その他の金銭の支払を、申込みの撤回等をした者に対し、請求することができない。
- 9 保険契約の申込みの撤回等の当時、既に保険金の支払の事由が生じているときは、当該申込みの撤回等は、その効力を生じない。ただし、申込みの撤回等を行った者が、申込みの撤回等の当時、既に保険金の支払の事由の生じたことを知っているときは、この限りでない。
- 10 第一項及び第四項から前項までの規定に反する特約で申込者等に不利なものは、無効とする。

資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）（抄）
（取締役の資格）

第七十条 次に掲げる者は、取締役となることができない。

- 一 法人
- 二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
- 三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
- 四 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わりに、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者
- 五 この法律、金融商品取引法、会社法、中間法人法（平成十三年法律第四十九号）、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）、割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）、貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）、特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）、不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）、信託業法若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）第六十五条、第六十六条、第六十八条若しくは第六十九条の罪、破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百四十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二条まで若しくは第二百七十四条の罪、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四十二条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第四十六条、第四十七条、第四十九条若しくは第五十条の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わりに、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者
- 六 第二百二十条の規定による解散命令により解散を命ぜられた特定目的会社においてその解散命令の前三十日以内にその役員又は政令で定め

る使用人であつた者で、当該解散命令の日から三年を経過しない者

七 資産流動化計画に定められた特定資産の譲渡人（当該譲渡人が法人であるときは、その役員）

八 資産流動化計画に定められた特定資産（信託の受益権を除く。）の管理及び処分に係る業務を行わせるために設定された信託の受託者である法人の役員（第二百条第一項の規定に基づき特定資産の管理及び処分に係る業務を委託したときは、当該業務の受託者（当該受託者が法人であるときは、その役員））

九 資産流動化計画に定められた特定資産が信託の受益権である場合には、当該信託の受託者である法人の役員

十 特定出資信託の受託者である法人の役員

2 会社法第三百三十一条第二項本文（取締役の資格等）の規定は、特定目的会社の取締役について準用する。この場合において、同項本文中「株主」とあるのは、「社員」と読み替えるものとする。

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号）（抄）

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 銀行等による株式等の保有の制限（第三条・第四条）

第三章 銀行等保有株式取得機構

第一節 総則（第五条 第十条）

第二節 会員（第十一条・第十二条）

第三節 設立（第十三条 第十八条）

第四節 管理（第十九条 第二十八条）

第五節 総会（第二十九条 第三十三条）

第六節 業務（第三十四条 第四十条）

第七節 抛入金等（第四十一条 第四十三条）

第八節 財務及び会計（第四十四条 第五十三条）

第九節 監督（第五十四条 第五十六条）

第十節 解散（第五十七条）

第十一節 雑則（第五十八条 第六十条）

第四章 雑則（第六十一条・第六十二条）

第五章 罰則（第六十三条 第六十八条）

附則

(民法の準用)

第十条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、機構について準用する。

(創立總會)

第十四条 發起人は、定款及び業務規程を作成した後、会員になろうとする者を募り、これらを会議の日時及び場所とともにその会議開催日の二週間前までに公告して、創立總會を開かなければならない。

2 定款及び業務規程の承認その他機構の設立に必要な事項の決定は、創立總會の議決によらなければならない。

3 創立總會では、定款及び業務規程を修正することができる。

4 第二項の創立總會の議事は、その開会までに發起人に対して会員となる旨を申し出た銀行等及び發起人の二分の一以上が出席して、その出席者の議決権の三分の二以上の多数で決する。

5 機構の成立の日を含む事業年度の業務の運営に必要な事項(予算及び資金計画を含む。)の決定は、第三十一条の規定にかかわらず、創立總會の議決によることができる。

6 第三十二条第二項本文の規定は、前項の創立總會の議事について準用する。

7 民法第六十五条及び第六十六条の規定は、創立總會の議決について準用する。

(總會に関する民法の準用)

第三十三条 民法第六十一条第二項、第六十二条及び第六十四条から第六十六条までの規定は、機構の總會について準用する。

(借入金及び銀行等保有株式取得機構債)

第五十条 機構は、第三十四条第一項各号に掲げる業務を行うため必要があるときは、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、内閣府令・財務省令で定める金融機関から資金の借入れ(借換えを含む。)をし、又は銀行等保有株式取得機構債(以下「機構債」という。)の発行(機構債の借換えのための発行を含む。)をすることができる。この場合において、機構は、機構債の債券を発行することができる。

2 前項の規定による借入金の現在額及び同項の規定により発行する機構債の元本に係る債務の現在額の合計額のうち、第四十八条第一項第二号に掲げる業務に係る金額は、政令で定める金額を超えないこととなつてはならない。

3 第一項の規定による機構債の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

4 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

5 機構は、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、機構債の発行に関する事務の全部又は一部を銀行等又は信託会社に委託することができる。

6 会社法第七百五条及び第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行等又は信託会社について準用する。

7 第一項及び第三項から前項までに定めるもののほか、機構債に関し必要な事項は、政令で定める。

保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）（抄）

附 則 抄

（経過措置）

第二条 1・2 （略）

3 この法律の施行の際現に特定保険業を行っている者（前項に規定する者及び新保険業法第三条第一項の免許又は新保険業法第二百七十二条第一項の登録を受けている者を除く。以下「特定保険業者」という。）は、第一項各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める日後においては、当該各号に定める日から起算して一年を経過する日までの間に、その業務及び財産の管理を行う保険契約について、保険会社（外国保険会社等を含む。以下この項において同じ。）若しくは少額短期保険業者との契約により当該保険契約を移転し、又は保険会社若しくは少額短期保険業者との契約により当該保険契約に係る業務及び財産の管理の委託を行わなければならない。

4 （略）

（公益法人等に関する経過措置）

第五条 この法律の施行の際現に特定保険業を行っている民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人は、当分の間、新保険業法第三条第一項の規定にかかわらず、引き続き特定保険業を行うことができる。

2 この法律の施行の際現に特定保険業を行っている商工会議所、商工会又は商工会連合会は、当分の間、新保険業法第三条第一項の規定にかかわらず、引き続き特定保険業を行うことができる。

3 前二項の規定により引き続き特定保険業を行う場合においては、その者を保険会社等又は所属保険会社等と、その者のために保険契約の締結の代理又は媒介を行う者を保険募集人又は特定保険募集人とそれぞれみなして、新保険業法第二百八十三条及び第三百条第一項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

4 第一項の規定により引き続き特定保険業を行う場合における民法第六十七条、第八十四条及び第八十四条の二の規定の適用については、同法第六十七条第一項中「法人の業務」とあるのは「法人の業務（保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第二条第一項に規定する特定保険業を含む。第三項において同じ。）」と、同条第二項中「監督上必要な命令」とあるのは「監督上必要な命令（保険業法（平成十七年法律第五号）第三百条第一項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）の規定を遵守させるための命令を含む。）」と、同法第八十四条及び第八十四条の二第一項中「この章」とあるのは「この章（保険業法等の一部を改正する法律附則第五条第四項の規定により読み替えて適用する第六十七条を含む。）」とする。

抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第一百四号）（抄）

（指定）

第二十七条 内閣総理大臣は、次の各号に掲げる要件を備える者の申請があつた場合において、その者が次条第一項各号に掲げる業務の全部（以下「保管等事業」という。）を適正かつ確実に行うことができるものと認められるときは、この章の定めるところにより保管等事業を行う者として、指定することができる。

- 一 申請者が民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人であること。
- 二 申請者が第三十六条第一項の規定により指定を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者でないこと。
- 三 申請者の役員のうちに、第六条第一項第六号イからホまでのいずれかに該当する者がいないこと。
- 2 内閣総理大臣は、前項の指定をしたときは、指定した者（以下「抵当証券保管機構」という。）の名称、住所及び事務所の所在地を官報で公示しなければならない。
- 3 抵当証券保管機構は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

第二百六十条の二 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。

- 一 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行つていと認められること。
 - 二 その区域が、住民にとつて客観的に明らかなものとして定められていること。
 - 三 その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となつていないこと。
 - 四 規約を定めていること。
- 規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 区域
- 四 事務所所在地

五 構成員の資格に関する事項

六 代表者に関する事項

七 会議に関する事項

八 資産に関する事項

第二項第二号の区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたつて存続している区域の現況によらなければならない。

市町村長は、地縁による団体が第二項各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、第一項の認可をしなければならない。

第一項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。

第一項の認可を受けた地縁による団体は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。

第一項の認可を受けた地縁による団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いはしてはならない。

第一項の認可を受けた地縁による団体は、特定の政党のために利用してはならない。

市町村長は、第一項の認可をしたときは、総務省令で定めるところにより、これを告示しなければならない。告示した事項に変更があつたときも、また同様とする。

第一項の認可を受けた地縁による団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。

何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第十項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。

第一項の認可を受けた地縁による団体は、第十項の告示があるまでは、第一項の認可を受けた地縁による団体となつたこと及び第十項の規定に基づいて告示された事項をもつて第三者に対抗することができない。

市町村長は、第一項の認可を受けた地縁による団体が第二項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつたとき、又は不正な手段により第一項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。

民法第三十八条、第四十四条第一項、第五十条、第五十一条、第五十二条第一項、第五十三条から第六十六条まで、第六十八条（同条第一項第二号を除く。）、第六十九条、第七十条、第七十二条から第七十六条まで及び第七十八条から第八十三条までの規定並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条から第四十条までの規定は、第一項の認可を受けた地縁による団体に準用する。この場合において、民法第三十八条第二項、第七十二条第二項及び第八十三条中「主務官庁」とあるのは「市町村長」と、同法第四十四条第一項、第五十三条から第五十七条まで、第五十九条第二号、第六十条、第六十一条、第六十三条、第七十条、第七十二条第二項及び第七十四条中「理事」とあるのは「代表者」と、同法第五十二条第一項中「一人又は数人の理事」とあるのは「一人の代表者」と、同法第五十六条中「仮理事」とあるのは「仮代表者」と、同法第五十九条第三号中「総会又は主務官庁」とあるのは「総会」と、同法第六十八条第一項第四号中「設立の許可」とあり、及び

第七十二条第二項中「許可」とあるのは「認可」と、同法第七十二条第三項中「国庫」とあるのは「市町村」と、非訟事件手続法第三十五条第一項中「仮理事」とあるのは「仮代表者」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第一項の認可を受けた地縁による団体は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第一項の認可を受けた地縁による団体を除く。）」と、同法第五項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等（地方自治法第二百六十条の二第一項の認可を受けた地縁による団体を除く。）」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人（地方自治法第二百六十条の二第一項の認可を受けた地縁による団体を除く。）」と、同条第三項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等（地方自治法第二百六十条の二第一項の認可を受けた地縁による団体を除く。）」とする。

第一項の認可を受けた地縁による団体は、消費税法（昭和六十三年法律第八号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。

次の各号のいずれかに該当する場合には、第一項の認可を受けた地縁による団体の代表者又は清算人は、非訟事件手続法により、五十万円以下の過料に処する。

- 一 第十五項において準用する民法第七十条又は第八十一条第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。
- 二 第十五項において準用する民法第七十九条第一項又は第八十一条第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）（抄）

（法人たる職員団体）

第百八条の四 登録された職員団体は、法人となる旨を人事院に申し出ることにより法人となることができる。民法（明治二十九年法律第八十九号）及び非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）中民法第三十四条に規定する法人に関する規定（同法第三十五条、第三十八条第二項、第五十六条、第六十七条、第七十一条、第七十七条第三項、第八十四条、第八十四条の二並びに第八十四条の三第一項第四号及び第二項並びに非訟事件手続法第二百二十二条ノ二を除く。）は、本条の法人について準用する。この場合においては、これらの規定中「主務官庁」とあるのは「人事院」と、「定款」とあるのは「規約」と読み替えるほか、民法第四十六条第一項第四号中「設立の許可」とあるのは「法人となる旨の申出」と、同法第六十八条第一項第四号中「設立の許可」とあるのは「登録」と、同法第七十七条第一項中「破産手続開始の決定及び設立の許可の取消し」とあるのは「破産手続開始の決定」と、非訟事件手続法第二百二十条中「許可書」とあるのは「法人ト為ル旨ノ申出ノ受理証明書」と読み替えるものとする。

消防法（昭和二十三年法律第八十六号）（抄）

第十三条の六 総務大臣は、前条第二項の規定による申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、同条第一項の規定による指定をしてはならない。

一 職員、設備、危険物取扱者試験事務の実施の方法その他の事項についての危険物取扱者試験事務の実施に関する計画が危険物取扱者試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の危険物取扱者試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 申請者が、危険物取扱者試験事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて危険物取扱者試験事務が不公正になるおそれがないこと。

総務大臣は、前条第二項の規定による申請をした者が、次のいずれかに該当するときは、同条第一項の規定による指定をしてはならない。

一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。

二 この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であること。

三 第十三条の十八第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であること。

四 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。

イ 第二号に該当する者

ロ 第十三条の九第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

第十六条の十五 民法第四十四条及び第五十条の規定は、協会について準用する。

第二十一条の二十三 民法第四十四条及び第五十条の規定は、協会について準用する。

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）（抄）

（指定講習機関の指定）

第三十九条の二 総務大臣は、その指定する者（以下「指定講習機関」という。）に、前条第七項の講習（以下単に「講習」という。）を行わせることができる。

2 指定講習機関の指定は、総務省令で定める区分ごとに、講習を行おうとする者の申請により行う。

3 総務大臣は、指定講習機関の指定をしたときは、当該指定に係る区分の講習を行わないものとする。

4 総務大臣は、第二項の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、指定講習機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、講習の業務の実施の方法その他の事項についての講習の業務の実施に関する計画が講習の業務の適正かつ確実な実施に適合したものであること。

二 前号の講習の業務の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足りる財政的基礎を有するものであること。

三 講習の業務以外の業務を行つてゐる場合には、その業務を行うことによつて講習が不公正になるおそれがないこと。

四 その指定をすることによつて申請に係る区分の講習の業務の適正かつ確実な実施を阻害することとならないこと。

5 総務大臣は、第二項の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定講習機関の指定をしてはならない。

一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。

二 この法律に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わる、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であること。

三 第三十九条の十一第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者であること。

四 その役員のうち、第二号に該当する者があること。

（指定試験機関の指定）

第四十六条 総務大臣は、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、無線従事者国家試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

2 指定試験機関の指定は、総務省令で定める区分ごとに一を限り、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

3 総務大臣は、指定試験機関の指定をしたときは、当該指定に係る区分の試験事務を行わないものとする。

4 総務大臣は、第二項の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 民法第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。

二 この法律に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わる、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であること。

三 第四十七条の五において準用する第三十九条の十一第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者であること。

四 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。

イ 第二号に該当する者

ロ 第四十七条の二第三項の規定による命令により解任され、その解任の日から二年を経過しない者

放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）（抄）

（民法等の準用）

第三十一条 民法第四十四条（法人の不法行為能力等）、第五十条（法人の住所）、第五十四条（理事の代理権の制限）、第五十六条（仮理事）及び第五十七条（利益相反行為）並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第一項（仮理事等の選任の管轄）の規定は、協会に準用する。

(指定)

第五十三条 総務大臣は、放送の健全な発達を図ることを目的として設立された民法第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申出により、全国に一を限つて、放送番組センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

2 総務大臣は、前項の申出をした者が、次の各号の一に該当するときは、同項の規定による指定をしてはならない。

一 第五十三条の七第一項の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者であること。

二 その役員のうち、この法律に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者があること。

3 総務大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けたセンターの名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

4 センターは、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

5 総務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）（抄）

附則抄

（特別の地方債に係る利子支払費の基準財政需要額への算入）

第六条 平成十七年度から平成二十六年までの各年度に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる経費の種類に係る測定単位の単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

2 前項に規定する測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる算定の基礎により同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）（抄）

（法人たる職員団体）

第五十四条 登録を受けた職員団体は、法人となる旨を人事委員会又は公平委員会に申し出ることにより法人となることができる。民法（明治二十九年法律第八十九号）及び非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）中民法第三十四条に規定する法人に関する規定（同法第三十五条、第三十八条第二項、第五十六条、第六十七条、第七十一条、第七十七条第三項、第八十四条、第八十四条の二並びに第八十四条の三第一項第四号及び第二項並びに非訟事件手続法第二百二十二条ノ二を除く。）は、本条の法人について準用する。この場合においては、これらの規定中「定

款」とあるのは「規約」と読み替えるほか、これらの民法の規定中「主務官庁」とあるのは「人事委員会又は公平委員会」と、同法第四十六条第一項第四号中「設立の許可」とあるのは「法人となる旨の申出」と、同法第六十八条第一項第四号中「設立の許可」とあるのは「登録」と、同法第七十七条第一項中「破産手続開始の決定及び設立の許可の取消し」とあるのは「破産手続開始の決定」と、これらの非訟事件手続法の規定中「主務官庁」とあるのは「人事委員会又は公平委員会」と、同法第二百二十条中「許可書」とあるのは「法人ト為ル旨ノ申出ノ受理証明書」と読み替えるものとする。

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）（抄）
（指定の基準）

第四条の二 総務大臣は、前条第二項の規定による申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、同条第一項の規定による指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 申請者が、試験事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて試験事務が不公正になるおそれがないこと。

2 総務大臣は、前条第二項の規定による申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、同条第一項の規定による指定をしてはならない。

一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。

二 第四条の十四第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であること。

三 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。

イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

ロ 第四条の五第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

（法人の代表）

第十三条の十三 行政書士法人の業務を執行する社員は、各自行政書士法人を代表する。ただし、定款又は総社員の同意によつて、業務を執行する社員のうち特に行政書士法人を代表すべきものを定めることを妨げない。

2 特定業務を行うことを目的とする行政書士法人における当該特定業務については、前項本文の規定にかかわらず、当該特定業務に係る特定社員のみが各自行政書士法人を代表する。ただし、当該特定社員の全員の同意によつて、当該特定社員のうち特に当該特定業務について行政書士法人を代表すべきものを定めることを妨げない。

（民法及び会社法の準用等）

第十三条の二十一 民法第五十条並びに会社法第六百条、第六百十四条から第六百十九条まで、第六百二十一条及び第六百二十二条の規定は行政書士法人について、民法第五十五条並びに会社法第五百八十条第一項、第五百八十一条、第五百八十二条、第五百八十五条第一項及び第四項、第五百八十六条、第五百九十三条、第五百九十五条、第五百九十六条、第五百九十九条第四項及び第五項、第六百一条、第六百五条、第六百六条、第六百九条第一項及び第二項、第六百十一条（第一項ただし書を除く。）、第六百十二条並びに第六百十三条の規定は行政書士法人の社員について、同法第五百八十九条第一項の規定は行政書士法人の社員であると誤認させる行為をした者の責任について、同法第八百五十九条から第八百六十二条までの規定は行政書士法人の社員の除名並びに業務を執行する権利及び代表権の消滅の訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第六百十三条中「商号」とあるのは「名称」と、同法第六百十五条第一項、第六百十七条第一項及び第二項並びに第六百十八条第一項第二号中「法務省令」とあるのは「総務省令」と、同法第六百十七条第三項中「電磁的記録」とあるのは「電磁的記録（行政書士法第一条の二第一項に規定する電磁的記録をいう。次条第一項第二号において同じ。）」と、同法第八百五十九条第二号中「第五百九十四条第一項（第五百九十八条第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「行政書士法第十三条の十六第一項」と読み替えるものとする。

2 民法第八十二条及び第八十三条、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項及び第四十条並びに会社法第六百四十四条（第三号を除く。）、第六百四十五条から第六百四十九条まで、第六百五十条第一項及び第二項、第六百五十一条第一項及び第二項（同法第五百九十四条の準用に係る部分を除く。）、第六百五十二条、第六百五十三条、第六百五十五条から第六百五十九条まで、第六百六十二条から第六百六十四条まで、第六百六十六条から第六百七十三条まで、第六百七十五条、第八百六十三条、第八百六十四条、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二号（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定は、行政書士法人の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第八十三条中「主務官庁」とあるのは「日本行政書士会連合会」と、会社法第六百四十四条第一号中「第六百四十一条第五号」とあるのは「行政書士法第十三条の十九第一項第三号」と、同法第六百四十七条第三項中「第六百四十一条第四号又は第七号」とあるのは「行政書士法第十三条の十九第一項第五号若しくは第六号又は第二項」と、同法第六百五十八条第一項及び第六百六十九条中「法務省令」とあるのは「総務省令」と、同法第六百六十八条第一項及び第六百六十九条中「第六百四十一条第一号から第三号まで」とあるのは「行政書士法第十三条の十九第一項第一号又は第二号」と、同法第六百七十条第三項中「第九百三十九条第一項」とあるのは「行政書士法第十三条の二十の二第六項において準用する第九百三十九条第一項」と、同法第六百七十三条第一項中「第五百八十条」とあるのは「行政書士法第十三条の二十一第一項において準用する第五百八十条第一項」と読み替えるものとする。

3 会社法第八百二十四条、第八百二十六条、第八百六十八条第一項、第八百七十条（第十三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二号（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十六条、第九百四条及び第九百三十七条第一項（第三号口に係る部分に限る。）、の規定は行政書士法人の解散の命令について、同法第八百二十五条、第八百六十八条第一項、第八百七十条（第二号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二号（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条、第八百七十四条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百五条及び第九百六条の規定はこの項において準用する同

法第二百二十四条第一項の申立てがあつた場合における行政書士法人の財産の保全について、それぞれ準用する。この場合において、同法第九百三十七条第一項中「本店（第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店）」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

4 会社法第八百二十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十七条から第八百三十九条まで並びに第八百四十六条の規定は、行政書士法人の設立の無効の訴えについて準用する。

5 会社法第八百三十三条第二項、第八百三十四条（第二十一号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十七条、第八百三十八条、第八百四十六条及び第九百三十七条第一項（第一号りに係る部分に限る。）の規定は、行政書士法人の解散の訴えについて準用する。この場合において、同項中「本店（第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店）」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

6 行政書士法人の解散及び清算を監督する裁判所は、行政書士法人を監督する都道府県知事に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

7 前項に規定する都道府県知事は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

8 破産法（平成十六年法律第七十五号）第十六条の規定の適用については、行政書士法人は、合名会社とみなす。

（行政書士会）

第十五条 行政書士は、都道府県の区域ごとに、会則を定めて、一箇の行政書士会を設立しなければならない。

2 行政書士会は、会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。

3 行政書士会は、法人とする。

4 民法第四十四条及び第五十条の規定は、行政書士会に準用する。

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第七号）（抄）

（民法の準用）

第二十条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規定は、基金について準用する。

（指定の要件）

第三十八条 総務大臣は、前条の規定による申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、第二条第三項の規定による指定をしてはならない。

一 消防団員等公務災害補償責任共済事業の業務及び消防団員退職報償金支給責任共済事業の業務を的確に実施するために必要と認められる総務省令で定める基準に適合する財産的基礎を有し、かつ、これらの業務に係る収支の見込みが適正であること。

- 二 消防団員等公務災害補償責任共済事業の業務及び消防団員退職報償金支給責任共済事業の業務が、全国の区域に及ぶものと見込まれること。
- 三 職員、業務の方法その他の事項についての消防団員等公務災害補償責任共済事業の業務及び消防団員退職報償金支給責任共済事業の業務の実施に関する計画が、これらの業務を的確に実施するために適切なものであること。
- 四 申請者が、民法第三十四条の規定により設立された法人であること。
- 五 消防団員等福祉事業の業務に関し、業務の方法その他の事項についての当該業務の実施に関する計画が、第十三条の規定に照らして適切なものであること。

六 申請者が消防団員等公務災害補償責任共済事業の業務及び消防団員退職報償金支給責任共済事業の業務並びに消防団員等福祉事業の業務（以下この章及び第六章において「責任共済事業等の業務」という。）以外の業務を実施している場合には、その業務を行うことによつて責任共済事業等の業務の的確な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

2 総務大臣は、前条の規定による申請をした者が次のいずれかに該当するときは、第二条第三項の規定による指定をすることはならない。

- 一 第五十条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であること。
- 二 その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。
 - イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
 - ロ 第四十条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

公営企業金融公庫法（昭和三十二年法律第八十三号）（抄）

（民法の準用）

第八条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力等）及び第五十条（法人の住所）の規定は、公庫について準用する。

（一般担保）

第二十四条 債券（当該債券に係る債権が第二十六条の二の規定に基づき信託された貸付債権により担保されているものを除く。）の債権者は、公庫の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

2 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）（抄）

（準用規定）

第三十八条 第五条第九項、第十四条第四項、第十七条第一項及び第二項、第十八条、第二十条、第二十一条第一項及び第二項、第二十二条第一項から第三項まで、第二十四条、第二十五条前段並びに第二十六条の規定は市町村連合会について、第九条第八項から第十項までの規定は総会

について、第十九条の規定は市町村連合会の役員及び市町村連合会に使用され、その事務に従事する者について準用する。この場合において、第五条第九項中「第三項の認可を受けたとき、又は同項に規定する政令で定める事項に係る定款の変更をしたとき」とあるのは「第二十八条第二項の認可を受けたとき」と、第九条第九項中「第十二条第一項後段」とあるのは「第三十四条第一項後段」と読み替えるものとする。

2 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規定は、市町村連合会について準用する。

（準用規定）

第三十八条の九 第五条第九項、第十四条第四項、第十七条第一項及び第二項、第十八条、第二十条、第二十一条第一項及び第二項、第二十二条第一項から第三項まで、第二十五条前段、第二十六条、第二十九条、第三十五条並びに第三十七条の規定は地方公務員共済組合連合会について、第十九条の規定は地方公務員共済組合連合会の役員及び地方公務員共済組合連合会に使用され、その事務に従事する者について準用する。この場合において、第五条第九項中「第三項の認可を受けたとき、又は同項に規定する政令で定める事項に係る定款の変更をしたとき」とあるのは「第三十八条の三第二項の認可を受けたとき」と、第三十七条中「構成組合」とあるのは「組合及び市町村連合会」と読み替えるものとする。

2 民法第四十四条及び第五十条の規定は、地方公務員共済組合連合会について準用する。

（時効）

第四百四十四条の二十三 この法律（第五十一条第一項の地方議会議員共済会に関する部分を除く。以下この章において同じ。）に基づく給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から、短期給付については二年間、長期給付については五年間行わないときは、時効によつて消滅する。

2 掛金（第十三条第二項の掛金をいう。第四百四十四条の二十六第二項において同じ。）は、負担金（団体に係るものに限る。）その他前章の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年間行わないときは、時効によつて消滅する。

3 時効期間の満了前六月以内において、次に掲げる者の生死又は所在が不明であるためにその者に係る遺族共済年金又は第四十七条の規定により支給するその他の給付に係る支払未済の給付（以下この項において「遺族給付」という。）の請求をすることができない場合には、その請求をすることができるとなつた日から六月以内は、当該権利の消滅時効は、完成しないものとする。

- 一 組合員又は組合員であつた者でその者が死亡した場合に遺族給付を受けるべき者があるもの
- 二 遺族給付を受ける権利を有する者のうち先順位者又は同順位者

4 地方職員共済組合のする団体及び団体組合員に係る掛金、負担金その他前章の規定による徴収金の督促は、民法第五百十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

（民法の準用）

第五百五十四条 民法第四十四条及び第五十条の規定は、共済会について準用する。

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）（抄）
（民法の準用）

第七条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規定は、基金について準用する。

（損害賠償との調整等）

第五十八条 地方公共団体（職員が地方独立行政法人に在職中に公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合にあっては、当該地方独立行政法人。以下この項において同じ。）が国家賠償法（昭和二十二年法律第二百二十五号）、民法その他の法律による損害賠償の責めに任ずる場合において、基金がこの法律による補償を行つたときは、同一の事由については、地方公共団体は、その価額の限度においてその損害賠償の責めを免れる。

2 前項の場合において、補償を受けるべき者が、同一の事由につき国家賠償法、民法その他の法律による損害賠償を受けたときは、基金は、その価額の限度において補償の義務を免れる。

公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）（抄）

（役員及び職員）

第十六条 土地開発公社に、役員として、理事及び監事を置く。

2 理事及び監事は、設立団体の長が任命する。

3 設立団体の長は、役員が心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められる場合又は役員に職務上の義務違反その他役員たるに適しない非行があると認める場合には、その役員を解任することができる。

4 土地開発公社と理事との利益が相反する事項については、理事は、代表権を有しない。この場合には、監事が土地開発公社を代表する。

5 土地開発公社の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（民法等の準用）

第二十三条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条、第五十条、第五十二条第二項、第五十三条から第五十五条まで、第五十九条、第七十三条から第七十六条まで、第七十七条（届出に関する部分に限る。）、第七十八条から第八十条まで、第八十二条及び第八十三条並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条までの規定は、土地開発公社について準用する。

2 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、土地開発公社を地方公共団体とみなしてこれらの法令を準用する。

第三十三条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした土地開発公社の役員又は清算人は、三万円以下の過料に処する。

一 定款に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

二 第十五条第一項の規定に違反して、登記することを怠つたとき。

三 第十八条第二項の規定に違反して、設立団体の長の承認を受けなかつたとき。

- 四 第十八条第三項の規定に違反して、同項に規定する書類を提出することを怠り、又はそれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしてこれを提出したとき。
- 五 第十八条第四項、第五項又は第七項の規定に違反したとき。
- 六 第十九条第一項の規定による命令に違反したとき。
- 七 第二十二條第二項の規定に違反して、残余財産を分配したとき。
- 八 第二十三條第一項において準用する民法第七十九條第一項の規定に違反して、公告することを怠り、又は虚偽の公告をしたとき。
- 九 第二十三條第一項において準用する民法第七十九條第一項に規定する期間内に債権者に弁済したとき。

飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存等に必要な資金に充てるための寄附金つき郵便葉書等の発行の特例に関する法律（昭和四十七年法律第百七号）（抄）

（寄附金つき郵便葉書等の発行の特例）

第二条 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）第五条第一項に規定する寄附金つき郵便葉書等は、同条第二項に規定するもののほか、飛鳥保存財団（昭和四十六年四月一日に設立された財団法人飛鳥保存財団をいう。以下同じ。）が調達する飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存等に関する事業で政令で定めるものに必要な資金に充てることを寄附目的として発行することができる。この場合においては、飛鳥保存財団を同項の団体とみなして同法の規定を適用する。

職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十三年法律第八十号）（抄）

（定義）

- 第二条 この法律において、「職員団体等」とは、国家公務員職員団体、地方公務員職員団体及び混合連合団体をいう。
- 2 この法律において、「国家公務員職員団体」とは、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号。裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）にいう職員団体（国家公務員法第八条の三の規定により登録されているものを除く。）をいう。
- 3 この法律において、「地方公務員職員団体」とは、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）にいう職員団体（同法第五十三条の規定により登録されているものを除く。）をいう。
- 4 この法律において、「混合連合団体」とは、構成員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とする団体で、次の各号の一に該当するものをいう。
 - 一 国家公務員法にいう職員団体又は地方公務員法にいう職員団体の連合団体（国家公務員法にいう職員団体又は地方公務員法にいう職員団体であるものを除く。）

二 国家公務員法にいう職員団体又は地方公務員法にいう職員団体及び国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）による国会職員の組合又は労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）による労働組合の連合団体で、当該連合団体の構成員の総員中国家公務員法第八八条の二第一項の職員（以下「非現業の一般職の国家公務員」という。）の数、裁判所職員（裁判官及び裁判官の秘書官を除く。以下同じ。）の数及び地方公務員法第五十二条第一項の職員（以下「非現業の一般職の地方公務員」という。）の数の合計数が過半数を占めているもの（法人格の取得等）

第三条 規約について認証機関の認証を受けた職員団体等は、その主たる事務所の所在地において登記することによつて法人となる。

2 職員団体等に関して登記すべき事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（認証機関）

第九条 この法律における認証機関は、次の各号に掲げる職員団体等の区分に応じ、当該各号に掲げる機関とする。

一 非現業の一般職の国家公務員が組織する国家公務員職員団体 人事院

二 裁判所職員が組織する国家公務員職員団体 最高裁判所

三 一の地方公共団体に属する非現業の一般職の地方公務員が組織する地方公務員職員団体 当該地方公共団体の人事委員会又は公平委員会

四 前号の地方公務員職員団体以外の地方公務員職員団体 政令で定める人事委員会又は公平委員会

五 非現業の一般職の国家公務員の数と裁判所職員の数との合計数が非現業の一般職の地方公務員の数以上である混合連合団体で、非現業の一般職の国家公務員の数と裁判所職員の数以上であるもの及び全国的な組織を有する混合連合団体で、これを直接又は間接に構成する団体に国家公務員法にいう職員団体を含むもの（次号の混合連合団体を除く。） 人事院

六 非現業の一般職の国家公務員の数と裁判所職員の数との合計数が非現業の一般職の地方公務員の数以上である混合連合団体で、裁判所職員の数が非現業の一般職の国家公務員の数を超えるもの及び全国的な組織を有する混合連合団体で、これを直接又は間接に構成する団体に裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法にいう職員団体を含むもの（これを直接又は間接に構成する団体に国家公務員法にいう職員団体を含まず、かつ、非現業の一般職の国家公務員の数と裁判所職員の数以上であるものを除く。） 最高裁判所

七 前二号の混合連合団体以外の混合連合団体 政令で定める人事委員会又は公平委員会
（民法及び非訟事件手続法の準用）

第十一条 民法（明治二十九年法律第八十九号）及び非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）中民法第三十四条に規定する法人に関する規定（同法第三十五条、第三十八条第二項、第四十五条第一項及び第二項、第五十六条、第六十七条、第七十一条、第七十七条第三項、第八十四条、第八十四条の二並びに第八十四条の三第一項第四号及び第二項並びに非訟事件手続法第二百二十二条ノ二を除く。）は、第三条第一項の法人について準用する。この場合において、これらの規定中「主務官庁」とあるのは「認証機関」と、「定款」とあるのは「規約」と読み替えるほか、民法第四十六条第一項第四号及び第六十八条第一項第四号中「設立の許可」とあるのは「規約の認証」と、同法第七十七条第一項中「破産手続開始の決定及び設立の許可の取消し」とあるのは「破産手続開始の決定」と、非訟事件手続法第二百二十条中「許可書」とあるのは「認証ノ

通知書」と読み替えるものとする。

(国家公務員法等の規定により登録された職員団体等)

第十二条 第三条第一項の法人である職員団体等(以下この条において「この法律による法人」という。)が国家公務員法第百八条の三、裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第百八条の三又は地方公務員法第五十三条の規定により登録されたときは、その法人は、その登録の日において、国家公務員法第百八条の四の法人、裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第百八条の四の法人又は地方公務員法第五十四条の法人(以下この条において「国家公務員法等による法人」という。)となる。

2 前項の規定に基づく国家公務員法等による法人については、国家公務員法第百八条の四(裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。及び地方公務員法第五十四条中「民法第四十六条第一項第四号中「設立の許可」とあるのは「法人となる旨の申出」と、同法」とあるのは「民法第四十六条第一項第四号及び」と、「法人ト為ル旨ノ申出ノ受理証明書」とあるのは「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律(昭和五十三年法律第八十号)第三条第一項ノ法人タル職員団体等ガ登録セラレタル旨ノ証明書」とする。

3 第一項の規定に基づく国家公務員法等による法人の設立の登記においては、当該法人となつたこの法律による法人の名称及び主たる事務所並びにこの法律による法人が同項の規定により国家公務員法等による法人となつた旨をも登記しなければならない。

4 第一項の規定に基づく国家公務員法等による法人の設立の登記がされたときは、登記官は、職権で、当該法人となつたこの法律による法人の登記記録にその事由を記録して、その登記記録を閉鎖しなければならない。

電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)(抄)

(指定試験機関の指定の基準)

第七十五条 総務大臣は、前条第二項の申請に係る区分の試験事務につき他に指定試験機関の指定を受けた者がなく、かつ、当該申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が試験事務の適確な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

三 試験事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて試験事務が不公正になるおそれがないこと。

2 総務大臣は、前条第二項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。

二 この法律又は有線電気通信法若しくは電波法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わる、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であること。

三 第八十四条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者であること。

四 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。

イ 第二号に該当する者

ロ 第七十七条第三項の規定による命令により解任され、その解任の日から二年を経過しない者

政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第百六号）（抄）

目次

第一章 総則（第一条 第四条）

第二章 法人の設立等（第五条 第八条）

第三章 法人の管理（第九条）

第四章 法人の解散等（第十条 第十二条）

第五章 税法上の特例（第十三条）

第六章 雑則（第十四条・第十五条）

第七章 罰則（第十六条）

附則

（設立の登記等）

第七条 政党は、第五条第一項の規定による中央選挙管理会の確認を受けた日の翌日から起算して二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、設立の登記をしなければならない。

2 前項の登記には、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 名称

二 目的

三 主たる事務所の所在場所

四 代表権を有する者の氏名及び住所

五 解散の事由を定めたときは、その事由

3 前項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、その日の翌日から起算して二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

（民法及び非訟事件手続法の準用）

第八条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十三条、第四十四条第一項、第四十八条第一項及び第三項並びに第五十条の規定は第四条第一項の規定による法人である政党又は政治団体（以下「法人である政党等」という。）について、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）

第一百七十七条第一項、第一百九十九条から第二百二十一条まで及び第二百二十四条の規定は前条第一項及び第三項の規定による登記並びに法人である政党等の主たる事務所の移転の登記について、それぞれ準用する。この場合において、民法第四十三条中「定款又は寄附行為」とあるのは「綱領等」と、同法第四十四条第一項中「理事」とあるのは「代表権を有する者」と、同法第四十八条第一項中「第四十六条第一項各号」とあるのは「政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第七条第二項各号」と、非訟事件手続法第二百二十条中「定款、理事ノ資格ヲ証スル書面及び主務官庁（其権限ノ委任ヲ受ケタル国ニ所属スル行政庁及び其権限ニ属スル事務ヲ処理スル都道府県ノ執行機関ヲ含ム次条ニ於テ之ニ同ジ）ノ許可書又ハ其認証アル謄本」とあるのは「中央選挙管理会ノ確認ヲ受ケタルコトヲ証スル書面」と、同法第二百一十一条中「登記事項ノ変更ヲ証スル書面」とあるのは「登記事項ノ変更アリタルコトヲ証スル代表権ヲ有スル者ノ記名押印シタル書面（代表権ヲ有スル者ノ変更ノ場合ニ於テハ当該変更アリタルコトヲ証スル他ノ代表権ヲ有スル者ノ記名押印シタル書面（他ニ当該書面ヲ作成シ得ベキ代表権ヲ有スル者ナキトキハ当該変更アリタルコトヲ証スル代表権ヲ有シタル者及び代表権ヲ有スルニ至リタル者ノ記名押印シタル書面）」と、同法第二百一十四条中「同法第五十五条第一項、第五十六条乃至第五十九条、第六十二条及び第六十三条」とあるのは「同法第五十五条第一項及び第五十六条乃至第五十九条」と読み替えるものとする。

第九条 民法第五十二条第一項、第五十三条、第五十四条、第五十七条、第五十八条及び第五十九条第一号の規定は、法人である政党等について準用する。この場合において、同法第五十二条第一項中「理事」とあるのは「代表権を有する者」と、同法第五十三条中「理事」とあるのは「代表権を有する者」と、「定款の規定又は寄附行為の趣旨に反することはできず、また、社団法人にあつては総会の決議に従わなければならない」とあるのは「党則等（党則、規約その他の当該政党の組織、管理運営等に関する事項を定めた文書をいう。以下同じ。）の規定に違反してはならない」と、同法第五十四条中「理事の代理権」とあるのは「代表権を有する者の代表権」と、同法第五十七条中「理事」とあるのは「代表権を有する者」と、「代理権」とあるのは「代表権」と、「裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により」とあるのは「党則等の定めるところにより」と、同法第五十八条中「定款、寄附行為又は総会の決議」とあるのは「党則等」と読み替えるものとする。

（解散等）

第十条 法人である政党等は、任意に解散することができる。

2 法人である政党等は、前項の場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、解散する。

一 党則等で定める解散の事由が発生したとき。

二 目的の変更その他により政治団体でなくなつたとき。

3 法人である政党等が解散したときは、その日の翌日から起算して二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならない。この場合においては、解散の旨、その事由及びその年月日を登記しなければならない。

4 第四条第一項の規定による法人である政党が第三条第一項各号のいずれにも該当しない政治団体となつた場合において、当該政治団体が同項各号のいずれにも該当することなくその日の翌日から起算して四年を経過したときは、当該政治団体は、法人でなくなるものとする。この場合において、当該団体は、政治団体として、なお存続するものとする。

5 第三項の規定は、前項の規定により法人である政治団体が法人でなくなった場合について準用する。この場合において、第三項中「解散の登記」とあるのは「法人でなくなった旨の登記」と、「解散の旨」とあるのは「法人でなくなった旨」と読み替えるものとする。

6 前項の規定による登記の申請書には、当該政治団体が法人でなくなった旨を証する当該政治団体の代表権を有する者の記名押印した書面を添付しなければならない。

(清算結了の登記等)

第十一条 法人である政党等の清算が結了したときは、その日の翌日から起算して二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、清算結了の登記をしなければならない。

2 前項の規定は、前条第四項の規定により法人でなくなった政治団体に係る次条第二項において準用する民法第七十二条第一項の規定による財産の帰属に係る財産の整理が結了した場合について準用する。この場合において、前項中「清算結了の登記」とあるのは、「整理結了の登記」と読み替えるものとする。

(民法及び非訟事件手続法の準用)

第十二条 民法第七十二条から第七十六条まで及び第七十八条から第八十二条まで並びに非訟事件手続法第三十五条第二項、第三十六条から第四十条まで、第一百七十七条第一項、第一百九十九条、第二百二十二条及び第二百二十四条の規定は、法人である政党等が解散した場合について準用する。この場合において、民法第七十二条第一項中「定款又は寄附行為」とあるのは「党則等（党則、規約その他の当該政党の組織、管理運営等に関する事項を定めた文書をいう。以下同じ。）」と、同条第二項中「定款又は寄附行為」とあるのは「党則等」と、「理事は、主務官庁の許可を得て」とあるのは「代表権を有する者は」と、「処分することができる。ただし、社団法人にあつては、総会の決議を経なければならない」とあるのは「処分することができる」と、同法第七十四条中「破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事」とあるのは「代表権を有する者」と、「定款若しくは寄附行為に別段の定めがあるとき、又は総会において理事以外の者を選任したとき」とあるのは「党則等に別段の定めがあるとき」と、非訟事件手続法第二百二十二条中「解散ノ事由ヲ証スル書面及ビ理事ガ清算人タラザル場合ニ於テハ清算人ノ資格ヲ証スル書面」とあるのは「解散ノ事由ガ生ジタルコトヲ証スル代表権ヲ有スル者ノ記名押印シタル書面」と、同法第二百二十四条中「同法第五十五条第一項、第五十六条乃至第五十九条、第六十二条及び第六十三条」とあるのは「同法第五十五条第一項及び第五十六条乃至第五十九条」と読み替えるものとする。

2 民法第七十二条第一項、第七十三条から第七十六条まで、第七十八条、第七十九条第一項及び第三項、第八十一条並びに非訟事件手続法第三十五条第二項、第三十六条から第四十条まで、第一百七十七条第一項、第一百九十九条及び第二百二十四条の規定は、第十條第四項の規定により法人である政治団体が法人でなくなった場合について準用する。この場合において、民法第七十二条第一項中「財産は、定款又は寄附行為で指定した者」とあるのは「一切の財産は、当該法人である政治団体が法人でなくなるに至った場合においてなお存続することとなる政治団体」と、同法第七十三条中「清算の目的」とあるのは「政党交付金の交付を受ける法人格の付与に関する法律（以下「法人格付与法」という。）第十二条第二項において準用する前条第一項の規定による当該法人の財産の帰属に係る財産の整理（以下「財産の整理」と

いう。)の目的」と、「清算の結了」とあるのは「財産の整理の結了」と、同法第七十四条中「破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事」とあるのは「代表権を有する者」と、「清算人」とあるのは「財産の整理を行う者」と、「定款若しくは寄附行為に別段の定めがあるとき、又は総会において理事以外の者を選任したとき」とあるのは「党則等(党則、規約その他の当該政党の組織、管理運営等に関する事項を定めた文書をいう。)」に別段の定めがあるとき」と、同法第七十五条及び第七十六条中「清算人」とあるのは「財産の整理を行う者」と、同法第七十八条第一項中「清算人」とあるのは「財産の整理を行う者」と、同項第二号中「債務」とあるのは「法人格付与法第十二条第二項において準用する次条第一項の申出をした者に対する債務」と、同条第二項中「清算人」とあるのは「財産の整理を行う者」と、同法第七十九条第一項中「清算人」とあるのは「財産の整理を行う者」と、「一定の期間内」とあるのは「法人格付与法第十二条第二項において準用する第七十二条第一項の規定による財産の帰属について異議があれば一定の期間内」と、同条第三項中「清算人」とあるのは「財産の整理を行う者」と、同法第八十一条第一項中「清算中」とあるのは「法人格付与法第十二条第二項において準用する第七十九条の期間後」と、「清算人」とあるのは「財産の整理を行う者」と、同条第二項中「清算人」とあるのは「財産の整理を行う者」と、同法第八十二条第一項中「清算」とあるのは「財産の整理を行う者」と、非訟事件手続法第三十五条第二項中「清算」とあるのは「政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第十二条第二項ニ於テ準用スル民法第七十二条第一項ノ規定ニ依ル財産ノ帰属ニ係ル財産ノ整理(以下財産ノ整理ト称ス)」と、同法第三十六条から第三十九条までの規定中「清算人」とあるのは「財産ノ整理ヲ行フ者」と、同法第四十条第一項中「清算」とあるのは「財産ノ整理」と、同法第二百二十四条中「同法第五十五条第一項、第五十六条乃至第五十九条、第六十二条及び第六十三条」とあるのは「同法第五十五条第一項及び第五十六条乃至第五十九条」と読み替えるものとする。

第十三条 法人である政党等は、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律(平成六年法律第六号)第八条に規定する法人である政党又は政治団体(以下「法人である政党等」という。))を除く。)」と、同条第五項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(法人である政党等を除く。)」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人(法人である政党等を含む。)」と、同条第三項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(法人である政党等を除く。)」とする。

2 法人である政党等は、消費税法(昭和六十三年法律第八号)その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。この場合において、法人である政党等が行う同法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等については、同法第九条第一項本文の規定は、適用しない。

3 法人である政党等は、地価税法(平成三年法律第六十九号)その他地価税に関する法令の規定(同法第三十三条の規定を除く。)の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。ただし、同法第六条の規定による地価税の非課税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第七号に規定する人格のない社団等とみなす。

第十六条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、政党その他の団体の代表権を有する者又は清算人(第十二条第二項において準用する

民法第七十二条に規定する財産の整理を行う者を含む。）は、五十万円以下の過料に処する。

一 第五条第一項の規定による届出について不実の届出をしたとき。

二 第五条第二項の規定により提出すべき文書について不実の記載をした文書を提出したとき。

三 第七条、第十条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）又は第八条において準用する民法第四十八条の規定による登記を怠り、又は不実の登記をしたとき。

四 第十二条第一項又は第二項において準用する民法第七十九条第一項又は第八十一条第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

五 第十二条第一項又は第二項において準用する民法第八十一条第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠ったとき。

2 第六条の規定により求められた説明を拒み、若しくは虚偽の説明をし、又は同条の規定による命令に違反して届出書等の訂正を拒み、若しくはこれらに虚偽の訂正をした者は、五十万円以下の過料に処する。

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）（抄）

（所掌事務）

第四条 総務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国家公務員に関する制度の企画及び立案に関すること。

二 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二章に規定する中央人事行政機関たる内閣総理大臣の所掌する事務について、内閣総理大臣を補佐すること。

三 国家公務員の退職手当制度に関すること。

四 特別職の国家公務員の給与制度に関すること。

五 前各号に掲げるもののほか、国家公務員の人事行政に関すること（他の行政機関の所掌に属するものを除く。）。

六 恩給制度に関する企画及び立案に関すること。

七 恩給を受ける権利の裁定並びに恩給の支給及び負担に関すること。

八 国会議員の互助年金及び互助一時金を受ける権利の裁定並びにこれらの支給及び負担に関すること。

九 行政制度一般に関する基本的事項の企画及び立案に関すること。

十 行政機関の機構、定員及び運営に関する企画及び立案並びに調整に関すること。

十一 各行政機関の機構の新設、改正及び廃止並びに定員の設置、増減及び廃止に関する審査を行うこと。

十二 行政機関が共用する情報システムの整備及び管理に関すること。

十三 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいい、国立大学法人（国立大学

- 法人法（平成十五年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。）、大学共同利用機関法人（同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。）及び日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）を含む。以下同じ。）に関する共通的な制度の企画及び立案に關すること。
- 十四 独立行政法人の新設、目的の変更その他当該独立行政法人に係る個別法（独立行政法人通則法第一条第一項に規定する個別法をいう。）、国立大学法人法及び総合法律支援法の定める制度の改正並びに廃止に關する審査を行うこと。
- 十五 法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立すべきものとされる法人（独立行政法人を除く。）の新設、目的の変更その他当該法律の定める制度の改正及び廃止に關する審査を行うこと。
- 十六 政策評価（国家行政組織法第二条第二項及び内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五条第二項の規定による評価をいう。以下この号及び次号において同じ。）に關する基本的事項の企画及び立案並びに政策評価に關する各府省の事務の総括に關すること。
- 十七 各府省の政策について、統一的若しくは総合的な評価を行い、又は政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行うこと。
- 十八 各行政機関の業務の実施状況の評価（当該行政機関の政策についての評価を除く。）及び監視を行うこと。
- 十九 第十七号の規定による評価並びに前号の規定による評価及び監視（次号において「行政評価等」という。）に關連して、次に掲げる業務の実施状況に關し必要な調査を行うこと。
- イ 独立行政法人の業務（第十七号の規定による評価に關連する場合に限る。）
- ロ 第十五号に規定する法人の業務
- ハ 特別の法律により設立され、かつ、その設立に關し行政官庁の認可を要する法人（その資本金の二分の一以上が国からの出資による法人であつて、国の補助に係る業務を行うものに限る。）の業務
- ニ 国の委任又は補助に係る業務
- 二十 行政評価等に關連して、前号二の規定による調査に該当するもののほか、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務に該当する地方公共団体の業務（各行政機関の業務と一体として把握される必要があるものに限る。）の実施状況に關し調査を行うこと。
- 二十一 各行政機関の業務、第十九号に規定する業務及び前号に規定する地方公共団体の業務に關する苦情の申出についての必要なあつせんに關すること。
- 二十二 行政相談委員に關すること。
- 二十三 地方自治及び民主政治の普及徹底に關すること。
- 二十四 国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡調整に關すること。
- 二十五 地方公共団体の求めに應じて当該地方公共団体の行政及び財政に關する総合的な調査を行うこと。
- 二十六 地方自治に係る政策で地域の振興に關するものの企画及び立案並びに推進に關すること。

- 二十七 豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第一項に規定する豪雪地帯をいう。）の雪害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。
- 二十八 公有地の拡大の推進に關する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の規定による土地開発公社及び土地の先買いに關する事務を行うこと。
- 二十九 地方自治に影響を及ぼす国の施策の企画及び立案並びに運営に關し、必要な意見を關係行政機關の長に述べること。
- 三十 地方公共団体の自主的かつ主体的な組織及び運営の合理化の推進について必要な助言その他の協力をを行うこと。
- 三十一 地方自治に關する調査及び研究に關すること。
- 三十二 地方公共団体の組織及び運営に關する制度の企画及び立案に關すること。
- 三十三 市町村の合併、広域行政その他地方公共団体の機能の充実に關する政策の企画及び立案並びに推進に關すること。
- 三十四 住民基本台帳制度に關すること。
- 三十五 住居表示制度に關すること。
- 三十六 行政書士に關すること。
- 三十七 地方公務員に關する制度の企画及び立案に關すること。
- 三十八 地方公共団体の人事行政に対する協力及び技術的助言に關すること。
- 三十九 地方公務員の共済制度及び災害補償制度に關すること。
- 四十 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）及び同法の規定を準用する法律に基づく選挙に關する制度の企画及び立案に關すること。
- 四十一 最高裁判所裁判官の国民審査、一の地方公共団体のみに適用される特別法の制定のための投票、日本国憲法改正の国民の承認に係る投票及び地方公共団体の住民による各種の直接請求に基づく投票に關する制度の企画及び立案に關すること。
- 四十二 前二号に掲げる選挙、国民審査及び投票の施行の準備に關すること。
- 四十三 第四十号及び第四十一号に掲げる選挙、国民審査及び投票の普及及び宣伝に關すること。
- 四十四 政党その他の政治団体、政治資金及び政党助成に關すること。
- 四十五 地方公共団体の財政に關する制度の企画及び立案に關すること。
- 四十六 地方公共団体の負担を伴う法令案並びに国の歳入歳出及び国庫債務負担行為の見積りについて、關係各大臣に対して意見を述べること。
- 四十七 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第七条に規定する翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に關すること。
- 四十八 後進地域その他の特定の地域に対する国の財政上の特別措置に關すること。
- 四十九 地方交付税に關すること。
- 五十 地方債に關すること。
- 五十一 地方公共団体の財政資金の調達に關するあつせん、助言その他の協力に關すること。

- 五十二 当せん金付証券に関すること。
- 五十三 地方競馬、自転車競走及びモーターボート競走を行うことができる市町村の指定に関すること。
- 五十四 地方公共団体の経営する企業に関すること。
- 五十五 地方公共団体の財務に係る事務に関する資料の提出の要求、調査及び助言に関すること。
- 五十六 財政収支が著しく不均衡な状況にある地方公共団体の財政の再建に関すること。
- 五十七 第四十五号から前号までに掲げるもののほか、地方財政に関すること。
- 五十八 地方税に関する制度の企画及び立案に関すること。
- 五十九 法定外普通税及び法定外目的税の新設又は変更に係る協議及び同意に関すること。
- 六十 前二号に掲げるもののほか、地方税に関すること。
- 六十一 地方道路譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、特別とん譲与税及び航空機燃料譲与税に関すること。
- 六十二 国有資産等所在市町村交付金、国有資産等所在都道府県交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金に関すること。
- 六十三 符号、音響、影像その他の情報の電磁的方式による発信、伝送又は受信（以下「情報の電磁的流通」という。）のための有線又は無線の施設の設置及び使用の規律並びにこれらの施設の整備の促進に関すること。
- 六十四 国際放送その他の本邦と外国との間の情報の電磁的流通の促進に関すること。
- 六十五 前二号に掲げるもののほか、情報の電磁的流通の規律及び振興に関すること。
- 六十六 電気通信業及び放送業（有線放送業を含む。）の発達、改善及び調整に関すること。
- 六十七 日本放送協会に関すること。
- 六十八 非常事態における重要通信の確保に関すること。
- 六十九 周波数の割当て及び電波の監督管理に関すること。
- 七十 電波の監視及び電波の質の是正並びに不法に開設された無線局及び不法に設置された高周波利用設備の探査に関すること。
- 七十一 電波が無線設備その他のものに及ぼす影響による被害の防止又は軽減に関すること。
- 七十二 電波の利用の促進に関すること。
- 七十三 周波数標準値の設定、標準電波の発射及び標準時の通報に関すること。
- 七十四 有線電気通信設備及び無線設備（高周波利用設備を含む。）に関する技術上の規格に関すること。
- 七十五 情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発に関すること。
- 七十六 情報通信の高度化に関する事務のうち情報の電磁的流通に係るものに関すること。
- 七十七 宇宙の開発に関する大規模な技術開発であつて、情報の電磁的流通及び電波の利用に係るものに関すること。
- 七十八 条約又は法律（法律に基づく命令を含む。）で定める範囲内において、情報の電磁的流通及び電波の利用に関する国際的取決めを協議

- し、及び締結すること並びに国際電気通信連合その他の機関と連絡すること。
- 七十九 郵便事業に関すること。
- 七十九の二 郵便局の活用による地域住民の利便の増進に関すること。
- 七十九の三 社会・地域貢献基金に関すること。
- 七十九の四 郵便認証司に関すること。
- 七十九の五 信書便事業の監督に関すること。
- 八十 条約又は法律（法律に基づく命令を含む。）で定める範囲内において、郵便に関する国際的取決めを協議し、及び締結すること並びに万国郵便連合その他の機関と連絡すること。
- 八十一 統計及び統計制度の発達及び改善に関する基本的事項の企画及び立案に関すること。
- 八十二 統計を作成するための調査又は報告徴集（第八十五号において「統計調査」という。）の実施についての審査、基準の設定及び調整に関すること。
- 八十三 統計職員の養成の企画及び立案並びに資格の認定に関すること。
- 八十四 国際統計事務の統括に関すること。
- 八十五 国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の実施及び製表並びに国の行政機関又は地方公共団体の委託による統計調査の実施又は製表に関すること。
- 八十六 第八十一号から前号までに掲げるもののほか、統計技術の研究その他統計の発達及び改善に関すること（他の行政機関の所掌に属するものを除く。）。
- 八十七 公益法人及び公益信託の監督に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
- 八十八 独立行政法人平和祈念事業特別基金に関すること。
- 八十九 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和四十二年法律第一百四号）第三条第一項の規定による特別交付金に関すること。
- 八十九の二 平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する弔慰金等の支給に関する法律（平成十二年法律第一百四号）第九条第四項に規定する弔慰金等に関すること。
- 九十 旧日本赤十字社救護看護婦及び旧陸海軍従軍看護婦に対する慰労の事務に関すること。
- 九十一 一般戦災死没者（今次の大戦による本邦における空襲その他の災害のため死亡した者をいう。）に対して追悼の意を表す事務に関すること（厚生労働省の所掌に属するものを除く。）。
- 九十二 国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第三条第一項の規定による政党事務所周辺地域の指定に関すること。

九十四 所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関すること。

九十五 所掌事務に係る国際協力に関すること。

九十六 政令で定める文教研修施設において、所掌事務に関する研修を行うほか、次に掲げる研修を行うこと。

イ 地方公務員に対する地方自治に関する高度の研修

ロ 国家公務員及び地方公務員に対する統計に関する研修

九十七 公害等調整委員会設置法（昭和四十七年法律第五十二号）第四条に規定する事務

九十八 消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第四条第二項に規定する事務

九十九 前各号に掲げるもののほか、他の行政機関の所掌に属しない事務及び法律（法律に基づく命令を含む。）で総務省に属させられた事務

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、地方公共団体が人的援助を行うことが必要と認められる公益法人等の業務に専ら従事させるために職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第四条第一項に規定する職員をいう。第七条を除き、以下同じ。）を派遣する制度等を整備することにより、公益法人等の業務の円滑な実施の確保等を通じて、地域の振興、住民の生活の向上等に関する地方公共団体の諸施策の推進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

（職員の派遣）

第二条 任命権者（地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。）は、次に掲げる団体（以下この項及び第三項において「公益法人等」という。）のうち、その業務の全部又は一部が当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして条例で定めるものとの間の取決めに基づき、当該公益法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、条例で定めるところにより、職員（条例で定める職員を除く。）を派遣することができる。

一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人

二 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第五十五条に規定する一般地方独立行政法人

三 特別の法律により設立された法人（前号に掲げるもの及び営利を目的とするものを除く。）で政令で定めるもの

四 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の三第一項に規定する連合組織で同項の規定による届出をしたもの

2 任命権者は、前項の規定による職員の派遣（以下「職員派遣」という。）の実施に当たっては、あらかじめ、当該職員に同項の取決めの内容を明示し、その同意を得なければならない。

3 第一項の取決めにおいては、当該職員派遣に係る職員の職員派遣を受ける公益法人等（以下「派遣先団体」という。）における報酬その他の

勤務条件及び当該派遣先団体において従事すべき業務、当該職員の職員派遣の期間、当該職員の職務への復帰に関する事項その他職員派遣に当たって合意しておくべきものとして条例で定める事項を定めるものとする。

4 前項の規定により第一項の取決めで定める職員派遣に係る職員の派遣先団体において従事すべき業務は、当該派遣先団体の主たる業務が地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有すると認められる業務である場合を除き、地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有すると認められる業務を主たる内容とするものでなければならない。

(派遣職員に関する地方公務員等共済組合法の特例)

第七条 派遣職員に対する地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の規定の適用については、派遣先団体の業務を公務とみなす。

2 派遣職員は、地方公務員等共済組合法第三十九条第三項の規定にかかわらず、引き続き職員派遣をされた日の前日において所属していた地方公務員共済組合(同法第三条第一項に規定する地方公務員共済組合をいう。)の組合員であるものとする。

3 派遣職員に関する地方公務員等共済組合法の規定の適用については、同法第四章中「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、同法第四十三条第二項中「通勤を」とあるのは「通勤(労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の規定の適用を受ける者にあつては、同法第七条第二項に規定する通勤)を」と、同法第五十五条の二中「補償でこれらの給付に相当する通勤(同法第二条第二項の通勤)とあるのは「補償(労働者災害補償保険法の規定の適用を受ける者にあつては、同法の規定による補償)でこれらの給付に相当する通勤(地方公務員災害補償法第二条第二項の通勤(労働者災害補償保険法の規定の適用を受ける者にあつては、同法第七条第二項の通勤)と、同法第八十七条第二項中「通勤を」とあるのは「通勤(労働者災害補償保険法の規定の適用を受ける者にあつては、同法第七条第二項に規定する通勤)を」と、同法第六章中「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、同法第百十三条第二項各号列記以外の部分中「及び地方公共団体」とあるのは「、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)第二条第三項に規定する派遣先団体(以下「派遣先団体」という。)の負担金及び地方公共団体」と、同項第一号から第四号までの規定中「地方公共団体の負担金」とあるのは「派遣先団体の負担金」と、同法第百十六条第一項中「地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあり、及び「地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあるのは「派遣先団体」と、「第百十三条第二項(同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とあるのは「第百十三条第二項」と、同法附則第四十条の四第二項中「次の各号(第五号を除く。」「と」とあるのは「次の各号(第五号を除く。」「と」と、同法附則第四十条の四第一項」と、第百四十条第一項」とあるのは「及公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)第二条第三項に規定する派遣先団体(以下「派遣先団体」という。」「と」と、第百十六条第一項中「含む。」「とあるのは「含む。」「及び附則第四十条の四第一項」と、第百四十条第一項」とあるのは「第

百四十条第一項」とする。

(退職派遣者の採用時における処遇等)

第十二条 地方公共団体は、退職派遣者が第十条第一項の規定により職員として採用された場合における任用、給与等に関する処遇及び同項の規定により採用された職員が退職した場合の退職手当の取扱いについては、部内の職員との均衡を失することのないよう、条例で定めるところにより必要な措置を講じ、又は適切な配慮をしなければならない。

2 第十条第一項の規定により採用された職員(同項の規定によりかつて採用されたことのある職員を含む。)に対する地方公務員法第二十九条の規定の適用については、同条第二項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「使用される者」とあるのは「使用される者又は公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)第十条第二項に規定する退職派遣者」と、「在職した後、引き続き当該退職を前提として」とあるのは「在職した後、引き続き当該退職を前提として又は同条第一項の規定に基づいて」とする。

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)(抄)

(電気通信事業者の団体に対する指導及び助言)

第十二条 総務大臣は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人であつて、その会員である電気通信事業者に対して情報の提供その他の特定電子メール等による電子メールの送受信上の支障の防止に資する業務を行うものに対し、その業務に必要な指導及び助言を行うように努めるものとする。

独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)(抄)

(民法の準用)

第十一条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、独立行政法人について準用する。

地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)(抄)

(民法の準用)

第十条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、地方独立行政法人について準用する。

第九十三条 設立団体は、地方独立行政法人が解散する場合において、その財産をもつて債務を完済することができないときは、当該地方独立行政法人に対し、当該債務を完済するために要する費用の全部を負担しなければならない。

(民法等の準用)

第九十四条 民法第七十三条から第七十六条まで、第七十七条(届出に関する部分に限る。)、第七十八条から第八十条まで、第八十二条及び第八十三条並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条までの規定は、地方独立行政法人

- の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十四条中「理事」とあるのは、「理事長、副理事長及び理事」と読み替えるものとする。
- 2 地方独立行政法人の解散及び清算を監督する裁判所は、地方独立行政法人の業務を監督する官庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。
 - 3 前項に規定する官庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。
 - 4 不動産登記法（平成十六年法律第二百三十三号）及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、地方独立行政法人を地方公共団体とみなしてこれらの法令を準用する。
- 第九十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした地方独立行政法人の役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。
- 一 この法律の規定により総務大臣若しくは都道府県知事又は設立団体の長の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。
 - 二 この法律の規定により設立団体の長に届出をしなければならない場合において、その届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
 - 三 この法律の規定により公表をしなければならない場合において、その公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
 - 四 定款に規定する業務以外の業務を行ったとき。
 - 五 第九条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。
 - 六 第二十六条第四項の規定による設立団体の長の命令に違反したとき。
 - 七 第二十九条第一項の規定による事業報告書の提出をせず、又は事業報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして事業報告書を提出したとき。
 - 八 第三十四条第四項の規定に違反して財務諸表、事業報告書、決算報告書若しくは監事の意見を記載した書面を備え置かず、又は閲覧に供しなかつたとき。
 - 九 第四十三条の規定に違反して業務上の余剰金を運用したとき。
 - 十 第五十四条第一項又は第八十九条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - 十一 第八十九条第一項の規定による設立団体の長の命令又は同条第四項の規定による総務大臣若しくは都道府県知事の命令に違反したとき。
 - 十二 第九十二条第二項の規定に違反して、残余財産を分配したとき。
 - 十三 第九十四条第一項において準用する民法第七十九条第一項の規定に違反して、公告することを怠り、又は虚偽の公告をしたとき。
 - 十四 第九十四条第一項において準用する民法第七十九条第一項に規定する期間内に債権者に弁済したとき。

第一条 公証人ハ当事者其ノ他ノ関係人ノ囑託ニ因リ左ノ事務ヲ行フ権限ヲ有ス

一 法律行為其ノ他私権ニ関スル事実ニ付公正証書ヲ作成スルコト

二 私署証書ニ認証ヲ与フルコト

三 会社法（平成十七年法律第八十六号）第三十条第一項及其ノ準用規定ニ依リ定款ニ認証ヲ与フルコト

四 電磁的記録（電子的方式、磁気的方式其ノ他人ノ知覚ヲ以テ認識スルコト能ハザル方式（以下電磁的方式ト称ス）ニ依リ作ラルル記録ニシテ電子計算機ニ依ル情報処理ノ用ニ供セラルルモノヲ謂フ以下之ニ同ジ）ニ認証ヲ与フルコト但シ公務員ガ職務上作成シタル電磁的記録以外ノモノニ与フル場合ニ限ル

第六十二条ノ二 会社法第三十条第一項及其ノ準用規定ニ依ル定款ノ認証ノ事務ハ会社ノ本店ノ所在地ヲ管轄スル法務局又ハ地方法務局ノ所属公証人之ヲ取扱フ

弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）（抄）

（法人の代表）

第三十条の十三 弁護士法人の業務を執行する社員は、各自弁護士法人を代表する。

2 前項の規定は、定款又は総社員の同意によつて、業務を執行する社員中特に弁護士法人を代表すべき社員を定めることを妨げない。

3 弁護士法人を代表する社員は、弁護士法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

4 前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

（解散を命ずる裁判）

第三十条の二十五 会社法第八百二十四条、第八百二十六条、第八百六十八条第一項、第八百七十条（第十三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百四条及び第九百三十七条第一項（第三号口に係る部分に限る。）、の規定は弁護士法人の解散の命令について、同法第八百二十五条、第八百六十八条第一項、第八百七十条（第二号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条、第八百七十四条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百五条及び第九百六条の規定はこの項において準用する同法第八百二十四条第一項の申立てがあつた場合における弁護士法人の財産の保全について、それぞれ準用する。この場合において、同法第九百三十七条第一項中「本店（第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店）」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

2 会社法第八百三十三条第二項、第八百三十四条（第二十一号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十七条、第八百三十八条、第八百四十六条及び第九百三十七条第一項（第一号リに係る部分に限る。）、の規定は、弁護士法人の解散の訴えについて準用する。この場合において、同項中「本店（第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされて

いるときにあつては、本店及び当該登記に係る支店」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

3 法務大臣は、第一項において準用する会社法第八百二十四条第一項の規定による解散命令を請求しようとするときは、あらかじめ、日本弁護士連合会の意見を聴くものとする。

(民法及び会社法の準用等)

第三十条の三十 民法(明治二十九年法律第八十九号)第五十条並びに会社法第六百条、第六百十四条から第六百九十九条まで、第六百二十一条及び第六百二十二条の規定は弁護士法人について、民法第五十五条並びに会社法第五百八十一条、第五百八十二条、第五百八十五条第一項及び第四項、第五百八十六条、第五百九十三条、第五百九十五条、第五百九十六条、第六百一条、第六百五条、第六百六条、第六百九条第一項及び第二項、第六百十一条(第一項ただし書を除く。)並びに第六百十三条の規定は弁護士法人の社員について、同法第八百五十九条から第八百六十二条までの規定は弁護士法人の社員の除名並びに業務を執行する権利及び代表権の消滅の訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第六百十三条中「商号」とあるのは「名称」と、同法第八百五十九条第二号中「第五百九十四条第一項(第五百九十八条第二項において準用する場合を含む。)」とあるのは「弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第三十条の十九第一項又は第二項」と読み替えるものとする。

2 民法第八十二条、非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項及び第四十条並びに会社法第六百四十四条(第三号を除く。)、第六百四十五条から第六百四十九条まで、第六百五十条第一項及び第二項、第六百五十一条第一項及び第二項(同法第五百九十四条の規定に係る部分を除く。)、第六百五十二条、第六百五十三条、第六百五十五条から第六百五十九条まで、第六百六十二条から第六百六十四条まで、第六百六十六条から第六百七十三条まで、第六百七十五条、第八百六十三条、第八百六十四条、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条(第二号及び第三号に係る部分に限る。)、第八百七十一条、第八百七十二号(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十四条(第一号及び第四号に係る部分に限る。)、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定は、弁護士法人の解散及び清算について準用する。この場合において、同法第六百四十四条第一号中「第六百四十一条第五号」とあるのは「弁護士法第三十条の二十三第一項第三号」と、同法第六百四十七号第三項中「第六百四十一条第四号又は第七号」とあるのは「弁護士法第三十条の二十三第一項第五号から第七号まで」と、同法第六百六十八号第一項及び第六百六十九条中「第六百四十一条第一号から第三号まで」とあるのは「弁護士法第三十条の二十三第一項第一号又は第二号」と、同法第六百七十条第三項中「第九百三十九条第一項」とあるのは「弁護士法第三十条の二十八第六項において準用する第九百三十九条第一項」と、同法第六百七十三条第一項中「第五百八十条」とあるのは「弁護士法第三十条の十五」と読み替えるものとする。

3 会社法第八百二十八条第一項(第一号に係る部分に限る。)、及び第二項(第一号に係る部分に限る。)、第八百三十四条(第一号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十七条から第八百三十九条まで並びに第八百四十六条の規定は、弁護士法人の設立の無効の訴えについて準用する。

4 弁護士法人の解散及び清算を監督する裁判所は、日本弁護士連合会に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

5 日本弁護士連合会は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

6 破産法(平成十六年法律第七十五号)第十六条の規定の適用については、弁護士法人は、合名会社とみなす。

(合併及び解散)

第四十三条 地方裁判所の管轄区域が変更されたためその区域内に在る弁護士会が合併し又は解散する必要があるときは、その弁護士会は、総会の決議により合併し又は解散する。

2 合併後存続する弁護士会又は合併により設立する弁護士会は、当該合併により消滅する弁護士会の権利義務を承継する。

3 第三十条の二十八の規定は、弁護士会が合併をする場合について準用する。この場合において、同条第三項中「定款」とあるのは「会則」と、同条第六項中「同法第九百三十九条第一項及び第三項」とあるのは「同法第九百三十九条第一項中「定款」とあるのは「会則」と、同項及び同条第三項」と読み替えるものとする。

4 民法第七十三条から第七十六条まで、第七十八条から第八十条まで及び第八十二条並びに民法施行法(明治三十一年法律第十一号)第二十七条の規定は、弁護士会が解散した場合について準用する。

5 弁護士会が合併したときは、合併により解散する弁護士会に所属した弁護士又は弁護士法人は、当然、合併後存続し又は合併により設立する弁護士会の会員となる。

6 第十条第一項の規定は、前項の場合に弁護士について準用する。

(行政手続法の適用除外)

第四十三条の二 弁護士会がこの法律に基づいて行う処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二章及び第三章の規定は、適用しない。

(同じ区域内の弁護士会の特例)

第八十九条 この法律施行の際現に同じ地方裁判所の管轄区域内に在る二箇以上の弁護士会は、第三十二条の規定にかかわらず、この法律施行後もなお存続させることができる。

2 前項の弁護士会は、何時でも合併又は解散することができる。

3 前項の合併又は解散については、第四十三条第二項から第六項までの規定を準用する。

司法書士法(昭和二十五年法律第九十七号)(抄)

(法人の代表)

第三十七条 司法書士法人の社員は、各自司法書士法人を代表する。ただし、定款又は総社員の同意によつて、社員のうち特に司法書士法人を代表すべきものを定めることを妨げない。

2 簡裁訴訟代理等関係業務を行うことを目的とする司法書士法人における簡裁訴訟代理等関係業務については、前項本文の規定にかかわらず、特定社員のみが、各自司法書士法人を代表する。ただし、当該特定社員の全員の同意によつて、当該特定社員のうち特に簡裁訴訟代理等関係業務について司法書士法人を代表すべきものを定めることを妨げない。

3 第一項の規定により司法書士法人を代表する社員は、司法書士法人の業務（前項の簡裁訴訟代理等関係業務を除く。）に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

4 前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。
（民法及び会社法の準用等）

第四十六条 第二条、第二十条、第二十一条及び第二十三条の規定は、司法書士法人について準用する。

2 民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十条並びに会社法第六百条、第六百十四条から第六百十九条まで、第六百二十一条及び第六百二十二条の規定は司法書士法人について、民法第五十五条並びに会社法第五百八十一条、第五百八十二条、第五百八十五条第一項及び第四項、第五百八十六条、第五百九十三条、第五百九十五条、第五百九十六条、第六百一条、第六百五条、第六百六条、第六百九条第一項及び第二項、第六百十一条（第一項ただし書を除く。）並びに第六百十三条の規定は司法書士法人の社員について、同法第八百五十九条から第八百六十二条までの規定は司法書士法人の社員の除名並びに業務を執行する権利及び代表権の消滅の訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第六百十三条中「商号」とあるのは「名称」と、同法第八百五十九条第二号中「第五百九十四条第一項（第五百九十八条第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）第四十二条第一項」と読み替えるものとする。

3 民法第八十二条、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項及び第四十条並びに会社法第六百四十四条（第三号を除く。）（第六百四十五条から第六百四十九条まで、第六百五十条第一項及び第二項、第六百五十一条第一項及び第二項（同法第五百九十四条の準用に係る部分を除く。）、第六百五十二条、第六百五十三条、第六百五十五条から第六百五十九条まで、第六百六十二条から第六百六十四条まで、第六百六十六条から第六百七十三条まで、第六百七十五条、第八百六十三条、第八百六十四条、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定は、司法書士法人の解散及び清算について準用する。この場合において、同法第六百四十四条第一号中「第六百四十一条第五号」とあるのは「司法書士法第四十四条第一項第三号」と、同法第六百四十七号第三項中「第六百四十一条第四号又は第七号」とあるのは「司法書士法第四十四条第一項第五号若しくは第六号又は第二項」と、同法第六百六十八条第一項及び第六百六十九条中「第六百四十一条第一号から第三号まで」とあるのは「司法書士法第四十四条第一項第一号又は第二号」と、同法第六百七十条第三項中「第九百三十九条第一項」とあるのは「司法書士法第四十五条の二第六項において準用する第九百三十九条第一項」と、同法第六百七十三条第一項中「第五百八十条」とあるのは「司法書士法第三十八条」と読み替えるものとする。

4 会社法第八百二十四条、第八百二十六条、第八百六十八条第一項、第八百七十条（第十三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百四条及び第九百三十七条第一項（第三号口に係る部分に限る。）、の規定は司法書士法人の解散の命令について、同法第八百二十五条、第八百六十八条第一項、第八百七十条（第二号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条、第八百七十四条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百五条及び第九百六条の規定はこの項において準用する同

法第二百二十四条第一項の申立てがあつた場合における司法書士法人の財産の保全について、それぞれ準用する。この場合において、同法第九百三十七条第一項中「本店（第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店）」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

5 会社法第八百二十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十七条から第八百三十九条まで並びに第八百四十六条の規定は、司法書士法人の設立の無効の訴えについて準用する。

6 会社法第八百三十三条第二項、第八百三十四条（第二十一号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十七条、第八百三十八条、第八百四十六条及び第九百三十七条第一項（第一号りに係る部分に限る。）の規定は、司法書士法人の解散の訴えについて準用する。この場合において、同項中「本店（第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店）」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

7 司法書士法人の解散及び清算を監督する裁判所は、法務大臣に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

8 法務大臣は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

9 破産法（平成十六年法律第七十五号）第十六条の規定の適用については、司法書士法人は、合名会社とみなす。

（設立及び目的等）

第五十二条 司法書士は、その事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域ごとに、会則を定めて、一箇の司法書士会を設立しなければならない。

2 司法書士会は、会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。

3 司法書士会は、法人とする。

4 民法第四十四条及び第五十条の規定は、司法書士会に準用する。

（設立及び組織）

第六十八条 司法書士及び司法書士法人は、その専門的能力を結合して官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者（以下「官公署等」という。）による不動産の権利に関する登記の嘱託又は申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として、公共嘱託登記司法書士協会と称する民法第三十四条の規定による社団法人（以下「協会」という。）を設立することができる。

2 協会の社員は、同一の法務局又は地方法務局の管轄区域内に事務所を有する司法書士又は司法書士法人でなければならない。

3 協会の理事の定数の過半数は、当該協会の社員（当該協会の社員たる司法書士法人の社員を含む。）でなければならない。

4 協会は、第二項の司法書士又は司法書士法人が協会に加入しようとするときは、正当な理由がなければ、その加入を拒むことができない。

（業務）

第六十九条 協会は、前条第一項の目的を達成するため、官公署等の嘱託を受けて、不動産の権利に関する登記につき第三条第一項第一号から第

五号までに掲げる事務を行うことをその業務とする。

2 協会は、その業務に係る前項に規定する事務を、司法書士会に入会している司法書士又は司法書士法人でない者に取り扱わせてはならない。
(司法書士に関する規定の準用)

第七十条 第二十一条の規定は、協会に準用する。

土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）（抄）

（法人の代表）

第三十五条の二 調査士法人の社員は、各自調査士法人を代表する。ただし、定款又は総社員の同意によつて、社員のうち特に調査士法人を代表すべきものを定めることを妨げない。

2 民間紛争解決手続代理関係業務を行うことを目的とする調査士法人における民間紛争解決手続代理関係業務については、前項本文の規定にかかわらず、特定社員のみが、各自調査士法人を代表する。ただし、当該特定社員の全員の同意によつて、当該特定社員のうち特に民間紛争解決手続代理関係業務について調査士法人を代表すべきものを定めることを妨げない。

3 第一項の規定により調査士法人を代表する社員は、調査士法人の業務（前項の民間紛争解決手続代理関係業務を除く。）に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

4 前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。
(民法及び会社法の準用等)

第四十一条 第二条、第二十条から第二十二号まで及び第二十四条の規定は、調査士法人について準用する。

2 民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十条並びに会社法第六百条、第六百十四号から第六百十九号まで、第六百二十一条及び第六百二十二条の規定は調査士法人について、民法第五十五条並びに会社法第五百八十一条、第五百八十二条、第五百八十五条第一項及び第四項、第五百八十六条、第五百九十三条、第五百九十五条、第五百九十六条、第六百一条、第六百五条、第六百六条、第六百九条第一項及び第二項、第六百一十一条（第一項ただし書を除く。）並びに第六百十三号の規定は調査士法人の社員について、同法第八百五十九号から第八百六十二条までの規定は調査士法人の社員の除名並びに業務を執行する権利及び代表権の消滅の訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第六百一十三条中「商号」とあるのは「名称」と、同法第八百五十九号第二号中「第五百九十四号第一項（第五百九十八号第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第三十七号第一項」と読み替えるものとする。

3 民法第八十二条、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五号第二項及び第四十号並びに会社法第六百四十四号（第三号を除く。）、第六百四十五号から第六百四十九号まで、第六百五十号第一項及び第二項、第六百五十一条第一項及び第二項（同法第五百九十四号の準用に係る部分を除く。）、第六百五十二条、第六百五十三条、第六百五十五条から第六百五十九条まで、第六百六十二条から第六百六十四条まで、第六百六十六号から第六百七十三号まで、第六百七十五号、第六百七十三号、第六百六十三号、第六百六十四号、第六百六十八号第一項、第六百六十九号、第

八百七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二号（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定は、調査士法人の解散及び清算について準用する。この場合において、同法第六百四十四条第一号中「第六百四十一条第五号」とあるのは「土地家屋調査士法第三十九条第一項第三号」と、同法第六百四十七号第三項中「第六百四十一条第四号又は第七号」とあるのは「土地家屋調査士法第三十九条第一項第五号若しくは第六号又は第二項」と、同法第六百六十八号第一項及び第六百六十九号中「第六百四十一条第一号から第三号まで」とあるのは「土地家屋調査士法第三十九条第一項第一号又は第二号」と、同法第六百七十条第三項中「第九百三十九条第一項」とあるのは「土地家屋調査士法第四十条の二第六項において準用する第九百三十九条第一項」と、同法第六百七十三条第一項中「第五百八十条」とあるのは「土地家屋調査士法第三十五条の三」と読み替えるものとする。

4 会社法第八百二十四条、第八百二十六条、第八百六十八条第一項、第八百七十条（第十三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二号（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十六条、第九百四条及び第九百三十七条第一項（第三号口に係る部分に限る。）、の規定は調査士法人の解散の命令について、同法第八百二十五条、第八百六十八条第一項、第八百七十条（第二号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二号（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条、第八百七十四条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百五条及び第九百六条の規定はこの項において準用する同法第八百二十四条第一項の申立てがあつた場合における調査士法人の財産の保全について、それぞれ準用する。この場合において、同法第九百三十七号第一項中「本店（第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店）」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

5 会社法第八百二十八号第一項（第一号に係る部分に限る。）、及び第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十七号から第八百三十九号まで並びに第八百四十六号の規定は、調査士法人の設立の無効の訴えについて準用する。

6 会社法第八百三十三号第二項、第八百三十四条（第二十一号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十七号、第八百三十八号、第八百四十六号及び第九百三十七号第一項（第一号リに係る部分に限る。）、の規定は、調査士法人の解散の訴えについて準用する。この場合において、同項中「本店（第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店）」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

7 調査士法人の解散及び清算を監督する裁判所は、法務大臣に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

8 法務大臣は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

9 破産法（平成十六年法律第七十五号）第十六条の規定の適用については、調査士法人は、合名会社とみなす。
（設立及び目的等）

第四十七条 調査士は、その事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域ごとに、会則を定めて、一個の調査士会を設立しなけれ

ばならない。

- 2 調査士会は、会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。
- 3 調査士会は、法人とする。
- 4 民法第四十四条及び第五十条の規定は、調査士会に準用する。

(設立及び組織)

第六十三条 調査士及び調査士法人は、その専門的能力を結合して官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者(以下「官公署等」という。)による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として、公共嘱託登記土地家屋調査士協会と称する民法第三十四条の規定による社団法人(以下「協会」という。)を設立することができる。

- 2 協会の社員は、同一の法務局又は地方法務局の管轄区域内に事務所を有する調査士又は調査士法人でなければならない。
- 3 協会の理事の定数の過半数は、当該協会の社員(当該協会の社員たる調査士法人の社員を含む。)でなければならない。

- 4 協会は、第二項の調査士又は調査士法人が協会に加入しようとするときは、正当な理由がなければ、その加入を拒むことができない。

(業務)

第六十四条 協会は、前条第一項の目的を達成するため、官公署等の依頼を受けて、第三条第一項第一号から第三号までに掲げる事務(同項第二号及び第三号に掲げる事務にあつては、同項第一号に掲げる調査又は測量を必要とする申請手続に関するものに限る。)及びこれらの事務に関する同項第六号に掲げる事務を行うことをその業務とする。

- 2 協会は、その業務に係る前項に規定する事務を、調査士会に入会している調査士又は調査士法人でない者に取り扱わせてはならない。(調査士に関する規定の準用)

第六十五条 第二十二条の規定は、協会に準用する。

建物の区分所有等に関する法律(昭和三十七年法律第六十九号)(抄)

目次

第一章 建物の区分所有

第一節 総則(第一条 第十条)

第二節 共用部分等(第十一条 第二十一条)

第三節 敷地利用権(第二十二条 第二十四条)

第四節 管理者(第二十五条 第二十九条)

第五節 規約及び集会(第三十条 第四十六条)

第六節 管理組合法人（第四十七条 第五十六条）

第七節 義務違反者に対する措置（第五十七条 第六十条）

第八節 復旧及び建替え（第六十一条 第六十四条）

第二章 団地（第六十五条 第七十条）

第三章 罰則（第七十一条・第七十二条）

附則

（成立等）

第四十七条 第三条に規定する団体は、区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数による集会の決議で法人となる旨並びにその名称及び事務所を定め、かつ、その主たる事務所の所在地において登記をすることによつて法人となる。

2 前項の規定による法人は、管理組合法人と称する。

3 この法律に規定するもののほか、管理組合法人の登記に関して必要な事項は、政令で定める。

4 管理組合法人に関して登記すべき事項は、登記した後でなければ、第三者に対抗することができない。

5 管理組合法人の成立前の集会の決議、規約及び管理者の職務の範囲内の行為は、管理組合法人につき効力を生ずる。

6 管理組合法人は、その事務に関し、区分所有者を代理する。第十八条第四項（第二十一条において準用する場合を含む。）の規定による損害保険契約に基づく保険金額並びに共用部分等について生じた損害賠償金及び不当利得による返還金の請求及び受領についても、同様とする。

7 管理組合法人の代理権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

8 管理組合法人は、規約又は集会の決議により、その事務（第六項後段に規定する事項を含む。）に関し、区分所有者のために、原告又は被告となることができる。

9 管理組合法人は、前項の規約により原告又は被告となつたときは、遅滞なく、区分所有者にその旨を通知しなければならない。この場合においては、第三十五条第二項から第四項までの規定を準用する。

10 民法第四十三条、第四十四条、第五十条及び第五十一条の規定は管理組合法人に、破産法（平成十六年法律第七十五号）第十六条第二項の規定は存立中の管理組合法人に準用する。

11 第四節及び第三十三条第一項ただし書（第四十二条第五項及び第四十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定は、管理組合法人には、適用しない。

12 管理組合法人について、第三十三条第一項本文（第四十二条第五項及び第四十五条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定を適用する場合には第三十三条第一項本文中「管理者が」とあるのは「理事が管理組合法人の事務所において」と、第三十四条第一項から第三項まで及び第五項、第三十五条第三項、第四十一条並びに第四十三条の規定を適用する場合にはこれらの規定中「管理者」とあるのは「理事」とする。

13 管理組合法人は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同法第四項及び第五項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等（管理組合法人を除く。）」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同法第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人（管理組合法人を含む。）」と、同法第三項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等（管理組合法人を除く。）」とする。

14 管理組合法人は、消費税法（昭和六十三年法律第八号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。

（理事）

第四十九条 管理組合法人には、理事を置かなければならない。

2 理事は、管理組合法人を代表する。

3 理事が数人あるときは、各自管理組合法人を代表する。

4 前項の規定は、規約若しくは集会の決議によつて、管理組合法人を代表すべき理事を定め、若しくは数人の理事が共同して管理組合法人を代表すべきことを定め、又は規約の定めに基づき理事の互選によつて管理組合法人を代表すべき理事を定めることを妨げない。

5 理事の任期は、二年とする。ただし、規約で三年以内において別段の期間を定めたときは、その期間とする。

6 理事が欠けた場合又は規約で定めた理事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事は、新たに選任された理事（次項において準用する民法第五十六条の仮理事を含む。）が就任するまで、なおその職務を行う。

7 第二十五条、民法第五十二条第二項及び第五十四条から第五十六条まで並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第一項の規定は、理事に準用する。

（監事）

第五十条 管理組合法人には、監事を置かなければならない。

2 監事は、理事又は管理組合法人の使用人と兼ねてはならない。

3 第二十五条並びに前条第五項及び第六項、民法第五十六条及び第五十九条並びに非訟事件手続法第三十五条第一項の規定は、監事に準用する。（解散）

第五十五条 管理組合法人は、次の事由によつて解散する。

一 建物（一部共用部分を共用すべき区分所有者で構成する管理組合法人にあつては、その共用部分）の全部の滅失

二 建物に専有部分がなくなつたこと。

三 集会の決議

2 前項第三号の決議は、区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数です。

3 民法第七十三条から第七十六条まで及び第七十八条から第八十二条まで並びに非訟事件手続法第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条

までの規定は、管理組合法人の解散及び清算に準用する。

(建物の区分所有に関する規定の準用)

第六十六条 第七条、第八条、第十七条から第十九条まで、第二十五条、第二十六条、第二十八条、第二十九条、第三十条第一項及び第三項から第五項まで、第三十一条第一項並びに第三十三条から第五十六条までの規定は、前条の場合について準用する。この場合において、これらの規定(第五十五条第一項第一号を除く。)中「区分所有者」とあるのは「第六十五条に規定する団地建物所有者」と、「管理組合法人」とあるのは「団地管理組合法人」と、第七条第一項中「共用部分、建物の敷地若しくは共用部分以外の建物の附属施設」とあるのは「第六十五条に規定する場合における当該土地若しくは附属施設(以下「土地等」という。)」と、「区分所有権」とあるのは「土地等に関する権利、建物又は区分所有権」と、第十七条、第十八条第一項及び第四項並びに第十九条中「共用部分」とあり、第二十六条第一項中「共用部分並びに第二十一条に規定する場合における当該建物の敷地及び附属施設」とあり、並びに第二十九条第一項中「建物並びにその敷地及び附属施設」とあるのは「土地等並びに第六十八条の規定による規約により管理すべきものと定められた同条第一項第一号に掲げる土地及び附属施設並びに同項第二号に掲げる建物の共用部分」と、第十七条第二項、第三十五條第二項及び第三項、第四十条並びに第四十四条第一項中「専有部分」とあるのは「建物又は専有部分」と、第二十九条第一項、第三十八条、第五十三条第一項及び第五十六条中「第十四条に定める」とあるのは「土地等(これらに関する権利を含む。)」の持分の」と、第三十条第一項及び第四十六条第二項中「建物又はその敷地若しくは附属施設」とあるのは「土地等又は第六十八条第一項各号に掲げる物」と、第三十条第三項中「専有部分若しくは共用部分又は建物の敷地若しくは附属施設(建物の敷地又は附属施設に関する権利を含む。)」とあるのは「建物若しくは専有部分若しくは土地等(土地等に関する権利を含む。)」又は第六十八条の規定による規約により管理すべきものと定められた同条第一項第一号に掲げる土地若しくは附属施設(これらに関する権利を含む。)」若しくは同項第二号に掲げる建物の共用部分」と、第三十三条第三項、第三十五条第四項及び第四十四条第二項中「建物内」とあるのは「団地内」と、第三十五条第五項中「第六十一条第五項、第六十二条第一項、第六十八条第一項又は第六十九条第七項」とあるのは「第六十九条第一項又は第七十条第一項」と、第四十六条第二項中「占有者」とあるのは「建物又は専有部分を占有する者で第六十五条に規定する団地建物所有者でないもの」と、第四十七条第一項中「第三条」とあるのは「第六十五条」と、第五十五条第一項第一号中「建物(一部共用部分を共用すべき区分所有者で構成する管理組合法人にあつては、その共用部分)」とあるのは「土地等(これらに関する権利を含む。)」と、同項第二号中「建物に専有部分が」とあるのは「土地等(これらに関する権利を含む。)」が第六十五条に規定する団地建物所有者の共有で」と読み替えるものとする。

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした管理者、理事、規約を保管する者、議長又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 第三十三条第一項本文(第四十二条第五項及び第四十五条第四項(これらの規定を第六十六条において準用する場合を含む。))並びに第六十六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)又は第四十七条第十二項(第六十六条において準用する場合を含む。))において読み替えて適用される第三十三条第一項本文の規定に違反して、規約、議事録又は第四十五条第四項(第六十六条において準用する場合を含む。))の書面若しくは電磁的記録の保管をしなかつたとき。

- 二 第三十三條第二項（第四十二條第五項及び第四十五條第四項（これらの規定を第六十六條において準用する場合を含む。）並びに第六十六條において準用する場合を含む。）の規定に違反して、正当な理由がないのに、前号に規定する書類又は電磁的記録に記録された情報の内容を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧を拒んだとき。
- 三 第四十二條第一項から第四項まで（これらの規定を第六十六條において準用する場合を含む。）の規定に違反して、議事録を作成せず、又は議事録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をしたとき。
- 四 第四十三條（第四十七條第十二項（第六十六條において準用する場合を含む。）において読み替えて適用される場合及び第六十六條において準用する場合を含む。）の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 五 第四十七條第三項（第六十六條において準用する場合を含む。）の規定に基づく政令に定める登記を怠つたとき。
- 六 第四十七條第十項（第六十六條において準用する場合を含む。）において準用する民法第五十一條第一項の規定に違反して、財産目録を作成せず、又は財産目録に不正の記載若しくは記録をしたとき。
- 七 理事若しくは監事が欠けた場合又は規約で定めたその員数が欠けた場合において、その選任手続を怠つたとき。
- 八 第五十五條第三項（第六十六條において準用する場合を含む。）において準用する民法第七十九條第一項又は第八十一條第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。
- 九 第五十五條第三項（第六十六條において準用する場合を含む。）において準用する民法第八十一條第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。
- 十 第五十五條第三項（第六十六條において準用する場合を含む。）において準用する民法第八十二條第二項の規定による検査を妨げたとき。

民法及び民法施行法の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第六十八号）（抄）

附 則

第五條 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第八八條の四、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十四條及び職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十三年法律第八十号）第十一條において準用する民法第八十四條の三第一項の規定により科すべき過料の額については、当分の間、なお従前の例による。

2 前項の規定は、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第三十三條の規定により科すべき過料の額について準用する。

民事保全法（平成元年法律第九十一号）（抄）

（法人の代表者の職務執行停止の仮処分等の登記の嘱託）

第五十六條 法人を代表する者その他法人の役員として登記された者について、その職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされた場合には、裁判所書記官は、法人の本店又は主たる事務所及び支

店又は従たる事務所の所在地の登記所にその登記を嘱託しなければならない。ただし、これらの事項が登記すべきものでないときは、この限りでない。

目次

更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）（抄）

第一章 総則（第一条 第三条）

第二章 更生保護法人

第一節 通則（第四条 第九条）

第二節 設立（第十条 第十五条）

第三節 管理（第十六条 第三十条）

第四節 解散及び合併（第三十一条 第四十条）

第五節 監督（第四十一条 第四十四条）

第三章 更生保護事業

第一節 事業の経営等（第四十五条 第五十条）

第二節 事業の監督及び補助（第五十一条 第五十八条）

第四章 雑則（第五十九条 第六十五条）

第五章 罰則（第六十六条 第七十条）

附則

（民法の準用）

第九条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十三条及び第四十四条の規定は、更生保護法人について準用する。

（民法の準用）

第十五条 民法第四十一条、第四十二条及び第五十一条第一項（法人の設立の時に關する部分に限る。）の規定は、更生保護法人の設立について準用する。この場合において、同法第四十二条第一項中「法人設立の許可があつた時」とあるのは、「更生保護法人の成立の時」と読み替えるものとする。

（民法の準用）

第三十条 民法第五十五条及び第五十六条の規定は、更生保護法人について準用する。この場合において、同法第五十五条中「定款、寄附行為又は總會の決議」とあるのは「定款」と、同法第五十六条中「裁判所は、利害關係人又は檢察官の請求により」とあるのは「法務大臣は、利害關係人の請求により又は職権で」と読み替えるものとする。

(民法等の準用)

第四十条 民法第七十条、第七十三条から第七十六条まで、第七十七条第二項(届出に関する部分に限る。)及び第七十八条から第八十三条まで並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条までの規定は、更生保護法人の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十七条第二項及び第八十三条中「主務官庁」とあるのは、「法務大臣」と読み替えるものとする。

2 更生保護法人の解散及び清算を監督する裁判所は、更生保護法人の業務を監督する官庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

3 前項に規定する官庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(継続保護事業の認可)

第四十五条 国及び地方公共団体以外の者で継続保護事業を営もうとするものは、法務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を法務大臣に提出して、その認可を受けなければならない。

一 名称

二 事務所の所在地

三 継続保護事業の内容

四 被保護者に対する処遇の方法

五 更生保護施設の規模及び構造並びにその使用の権原

六 実務に当たる幹部職員の名及び経歴

七 更生保護法人以外の者にあつては、前各号に掲げる事項のほか、定款、寄附行為その他の基本約款、經理の方針、資産の状況並びに経営の責任者の氏名、経歴及び資産の状況

(認可の基準等)

第四十六条 法務大臣は、前条の認可の申請が次の各号に適合すると認めるときは、認可しなければならない。

一 被保護者に対する処遇の方法が第四十九条の二の基準に適合するものであること。

二 更生保護施設の規模及び構造が法務省令で定める基準に適合するものであること。

三 実務に当たる幹部職員が法務省令で定める資格又は経験並びに被保護者に対する処遇に関する熱意及び能力を有すること。

四 職業紹介事業を自ら行おうとする者にあつては、職業安定法(昭和二十二年法律第四百十一号)の規定により職業紹介事業を行う許可を得ていること。

五 更生保護法人以外の者にあつては、前各号に掲げる事項のほか、経営の組織及び經理の方針が公益法人又はこれに準ずるものであつて、当該事業を営むための経済的基礎が確実であり、かつ、経営の責任者が社会的信望を有すること。

2 前項の認可には、当該継続保護事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付すことができる。

(一時保護事業及び連絡助成事業の届出)

第四十七条の二 国及び地方公共団体以外の者で一時保護事業又は連絡助成事業を営もうとするものは、あらかじめ、法務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を法務大臣に届け出なければならぬ。届け出た事項を変更し、又は当該事業を廃止しようとするときも、同様とする。

一 名称

二 事務所所在地

三 事業の種類及び内容

四 更生保護法人以外の者にあつては、前各号に掲げる事項のほか、定款、寄附行為その他の基本約款、経理の方針、資産の状況並びに経営の責任者の氏名、経歴及び資産の状況

(認可事項の変更の認可に伴う民法の特例)

第六十三条 社団法人である認可事業者が定款を変更する場合において、第四十七条第一項の規定によりその認可を受けたときは、民法第三十八条第二項の規定による認可を要しない。

第六十九条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、更生保護法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 第八条第一項の規定による政令に違反して、登記することを怠つたとき。

二 第十五条において準用する民法第五十一条第一項の規定に違反して、財産目録を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

三 第二十七条第三項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第二十九条第一項の規定に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

五 第三十五条第一項の規定に違反して、書類の作成をせず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

六 第三十五条第二項又は第三十六条第二項の規定に違反したとき。

七 第四十条第一項において準用する民法第七十条第二項又は第八十一条第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てをしなかつたとき。

八 第四十条第一項において準用する民法第七十九条第一項又は第八十一条第一項の規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)(抄)

(法人の再生手続に関する登記の嘱託等)

第十一条 法人である再生債務者について再生手続開始の決定があつたときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、再生手続開始の登記を再生債務者の各営業所又は各事務所(法令の規定により当該営業所又は事務所の所在地における登記において登記すべき事項として当該法人を代表する者が定められているものに限る。)の所在地の登記所に嘱託しなければならない。ただし、再生債務者が外国会社であるときは、日本にお

ける各代表者（日本に住所を有するものに限る。）の住所地（日本に営業所を設けた外国会社にあつては、当該各営業所の所在地）の登記所に嘱託しなければならない。

2 前項の再生債務者について第五十四条第一項、第六十四条第一項又は第七十九条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による処分がされた場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、当該処分の登記を前項に規定する登記所に嘱託しなければならない。

3 前項の登記には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項をも登記しなければならない。

一 前項に規定する第五十四条第一項の規定による処分の登記 監督委員の氏名又は名称及び住所並びに同条第二項の規定により指定された行為

二 前項に規定する第六十四条第一項又は第七十九条第一項の規定による処分の登記 管財人又は保全管理人の氏名又は名称及び住所、管財人又は保全管理人がそれぞれ単独にその職務を行うことについて第七十条第一項ただし書（第八十三条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の許可があつたときはその旨並びに管財人又は保全管理人が職務を分掌することについて第七十条第一項ただし書の許可があつたときはその旨及び各管財人又は各保全管理人が分掌する職務の内容

4 第二項の規定は、同項に規定する処分の変更若しくは取消しがあつた場合又は前項に規定する事項に変更が生じた場合について準用する。

5 第一項の規定は、同項の再生債務者につき次に掲げる事由が生じた場合について準用する。

一 再生手続開始の決定の取消し、再生手続廃止又は再生計画認可若しくは不認可の決定の確定

二 再生計画取消しの決定の確定（再生手続終了前である場合に限る。）

三 再生手続終結の決定による再生手続の終結

6 登記官は、第一項の規定により再生手続開始の登記をする場合において、再生債務者について特別清算開始の登記があるときは、職権で、その登記を抹消しなければならない。

7 登記官は、第五項第一号の規定により再生手続開始の決定の取消しの登記をする場合において、前項の規定により抹消した登記があるときは、職権で、その登記を回復しなければならない。

8 第六項の規定は、第五項第一号の規定により再生計画の認可の登記をする場合における破産手続開始の登記について準用する。

（再生計画案が可決された場合の法人の継続）

第七十三条 清算中若しくは特別清算中の法人又は破産手続開始後の法人である再生債務者について再生手続が開始された場合において、再生計画案が可決されたときは、社団法人にあつては定款の変更に關する規定に従い、財団法人にあつては主務官庁の認可を得て、法人を継続することができる。

2 前項に規定する主務官庁の権限は、政令の定めるところにより、その全部又は一部を国に所属する行政庁に委任することができる。

3 第一項に規定する主務官庁の権限に属する事務は、政令の定めるところにより、都道府県の知事その他の執行機関において、その全部又は一

部を処理することとすることができる。

電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）（抄）
（指定等）

第三条 法務大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その者の同意を得て、全国に一を限って、次条第一項に規定する業務（以下「登記情報提供業務」という。）を行う者として指定することができる。

一 登記情報提供業務を適確かつ円滑に行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有する者であること。

二 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人であつて、その役員又は職員の構成が登記情報提供業務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。

三 登記情報提供業務以外の業務を行っているときは、その業務を行うことによつて登記情報提供業務が不公正になるおそれがない者であること。

四 第十三条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

五 役員のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わし、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ロ この法律又は不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）の規定に違反したことにより罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わし、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ 第十条第二項の規定による命令により解任され、解任の日から五年を経過しない者

2 法務大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者（以下「指定法人」という。）の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定をした日を公示しなければならない。

3 指定法人は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を法務大臣に届け出なければならない。

4 法務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）（抄）
（法人の承認援助手続に関する登記の嘱託等）

第九条 法人である債務者について、第三十二条第一項又は第五十一条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による処分があつた場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、当該処分の登記を債務者の各営業所又は各事務所（法令の規定により当該営業所又は事務所の所在地における登記において登記すべき事項として当該法人を代表する者が定められているものに限る。）の所在地の登記所に嘱託しな

なければならない。ただし、債務者が外国会社であるときは、日本における各代表者（日本に住所を有するものに限る。）の住所地（日本に営業所を設けた外国会社にあつては、当該各営業所の所在地）の登記所に嘱託しなければならない。

2 前項に規定する処分の登記には、承認管財人又は保全管理人の氏名又は名称及び住所、承認管財人又は保全管理人がそれぞれ単独にその職務を行うことについて第三十九条第一項ただし書（第五十五条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の許可があつたときはその旨並びに承認管財人又は保全管理人が職務を分掌することについて第三十九条第一項ただし書の許可があつたときはその旨及び各承認管財人又は各保全管理人が分掌する職務の内容をも登記しなければならない。

3 第一項の規定は、同項に規定する処分の変更若しくは取消しがあつた場合、当該処分が効力を失つた場合（第六十一条第二項又は第六十四条の規定により承認援助手続が効力を失つたことにより当該処分がその効力を失つた場合を除く。次条第二項及び第五項において同じ。）又は前項に規定する事項に変更が生じた場合について準用する。

4 裁判所書記官は、法人である債務者について第五十七条第二項本文、第五十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第五十九条第一項第一号又は第六十条第一項の規定による中止の命令があつた場合において、当該債務者について次に掲げる登記があるときは、職権で、遅滞なく、当該中止の命令の登記を第一項に規定する登記所に嘱託しなければならない。

一 破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百五十七条第一項又は第四項の規定による登記

二 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第十一条第一項又は第二項の規定による登記

三 会社更生法（平成十四年法律第五百五十四号）第二百五十八条第一項若しくは第四項又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成

八年法律第九十五号）第五百九条第一項若しくは第四項若しくは第三百三十二条第一項若しくは第四項の規定による登記

四 会社法（平成十七年法律第八十六号）第九百三十八条第一項第一号（他の法律において準用する場合を含む。）の規定による登記

5 前項の規定は、同項に規定する中止の命令の取消しがあつた場合又は当該中止の命令が効力を失つた場合について準用する。

6 裁判所書記官は、法人である債務者について第五十六条第一項第三号の規定による承認の取消しの決定が確定した場合において、当該債務者について第四項各号に掲げる登記又は第六十四条の規定によりその効力を失つた他の承認援助手続において第一項の規定によりされた登記があるときは、職権で、遅滞なく、その登記の抹消を嘱託しなければならない。

7 破産手続、再生手続、更生手続又は特別清算手続の係属する裁判所の裁判所書記官は、破産手続終結の決定があつた場合又は再生計画認可の決定、更生計画認可の決定若しくは特別清算終結の決定が確定した場合において、第六十一条第二項の規定によりその効力を失つた承認援助手続において第一項の規定によりされた登記があるときは、職権で、遅滞なく、その登記の抹消を嘱託しなければならない。

総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）（抄）

（業務の範囲）

第三十条 支援センターは、第十四条の目的を達成するため、総合法律支援に関する次に掲げる業務を行う。

- 一 次に掲げる情報及び資料を収集して整理し、情報通信の技術を利用する方法その他の方法により、一般の利用に供し、又は個別の依頼に応じて提供すること。
- イ 裁判その他の法による紛争の解決のための制度の有効な利用に資するもの
- ロ 弁護士、弁護士法人及び隣接法律専門職者の業務並びに弁護士会、日本弁護士連合会及び隣接法律専門職者団体の活動に関するもの
- 二 民事裁判等手続において自己の権利を実現するための準備及び追行に必要な費用を支払う資力がなく国民若しくは我が国に住所を有し適法に在留する者（以下「国民等」という。）又はその支払により生活に著しい支障を生ずる国民等を援助する次に掲げる業務
- イ 民事裁判等手続の準備及び追行（民事裁判等手続に先立つ和解の交渉で特に必要と認められるものを含む。）のため代理人に支払うべき報酬及びその代理人が行う事務の処理に必要な実費の立替えをすること。
- ロ イに規定する立替えに代え、イに規定する報酬及び実費に相当する額を支援センターに支払うことを約した者のため、適当な契約弁護士等にイの代理人が行う事務を取り扱わせること。
- ハ 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）その他の法律により依頼を受けて裁判所に提出する書類を作成することを業とすることができる者に対し民事裁判等手続に必要な書類の作成を依頼して支払うべき報酬及びその作成に必要な実費の立替えをすること。
- 二 八に規定する立替えに代え、八に規定する報酬及び実費に相当する額を支援センターに支払うことを約した者のため、適当な契約弁護士等に八に規定する書類を作成する事務を取り扱わせること。
- ホ 弁護士法その他の法律により法律相談を取り扱うことを業とすることができる者による法律相談（刑事に関するものを除く。）を実施すること。
- 三 国の委託に基づく国選弁護人の選任に関する次に掲げる業務
- イ 裁判所若しくは裁判長又は裁判官の求めに応じ、支援センターとの間で国選弁護人の事務を取り扱うことについて契約をしている弁護士（以下「国選弁護士人契約弁護士」という。）の中から、国選弁護人の候補を指名し、裁判所若しくは裁判長又は裁判官に通知すること。
- ロ イの通知に基づき国選弁護人に選任された国選弁護士人契約弁護士にその事務を取り扱わせること。
- 四 弁護士、弁護士法人又は隣接法律専門職者がその地域にいないことその他の事情によりこれらの者に対して法律事務の取扱いを依頼することに困難がある地域において、その依頼に応じ、相当の対価を得て、適当な契約弁護士等に法律事務を取り扱わせること。
- 五 被害者等の援助に関する次に掲げる情報及び資料を収集して整理し、情報通信の技術を利用する方法その他の方法により、一般の利用に供し、又は個別の依頼に応じて提供すること。この場合においては、被害者等の援助に精通している弁護士を紹介する等被害者等の援助が実効的に行われることを確保するために必要な措置を講ずるよう配慮すること。
- イ 刑事手続への適切な関与及び被害者等が受けた損害又は苦痛の回復又は軽減を図るための制度その他の被害者等の援助に関する制度の利用に資するもの
- ロ 被害者等の援助を行う団体その他の者の活動に関するもの

六 国、地方公共団体、弁護士会、日本弁護士連合会及び隣接法律専門職者団体、弁護士、弁護士法人及び隣接法律専門職者、裁判外紛争解決
手続を行う者、被害者等の援助を行う団体その他の者並びに高齢者又は障害者の援助を行う団体その他の関係する者の間における連携の確保
及び強化を図ること。

七 支援センターの業務に関し、講習又は研修を実施すること。

八 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 支援センターは、前項の業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、第三十四条第一項に規定する業務方法書で定めるところに
より、国、地方公共団体、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人その他の営利を目的としない法人又は国際機関の委託を受け
て、被害者等の援助その他に関し、次の業務を行うことができる。

一 その委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせること。

二 前号の業務に附帯する業務を行うこと。

3 支援センターが前二項の業務として契約弁護士等に取り扱わせる事務については、支援センターがこれを取り扱うことができるものと解して
はならない。

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第一百五十一号）（抄）
（認証の申請）

第八条 第五条の認証の申請は、法務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を法務大臣に提出してしなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又
は管理人）の氏名

二 民間紛争解決手続の業務を行う事務所の所在地

三 前二号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 法人にあつては、定款、寄付行為その他の基本約款を記載した書類

二 その申請に係る民間紛争解決手続の業務の内容及びその実施方法を記載した書類

三 その申請に係る民間紛争解決手続の業務に関する事業報告書又は事業計画書

四 申請者の財産目録、貸借対照表、収支計算書又は損益計算書その他の当該申請に係る民間紛争解決手続の業務を行うのに必要な経理的基礎
を有することを明らかにする書類であつて法務省令で定めるもの

五 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める書類

3 第五条の認証の申請をする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

(変更の届出)

第十三条 認証紛争解決事業者は、次に掲げる変更があつたときは、法務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を法務大臣に届け出なければならぬ。

一 氏名若しくは名称又は住所の変更

二 認証紛争解決手続の業務の内容又はその実施方法についての前条第一項ただし書の法務省令で定める軽微な変更

三 法人にあつては、定款、寄付行為その他の基本約款(前二号に掲げる変更に係るものを除く。)の変更

四 前三号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項の変更

2 法務大臣は、前項第一号に掲げる変更について同項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

会社法(平成十七年法律第八十六号)(抄)

(取締役の資格等)

第三百三十一条 次に掲げる者は、取締役となることができない。

一 法人

二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

三 この法律若しくは中間法人法(平成十三年法律第四十九号)の規定に違反し、又は証券取引法第九十七条第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項、第九十八号第一号から第十号まで、第十八号若しくは第十九号、第九十九号、第二百条第一号から第十二号まで、第二十一号若しくは第二十二号、第二百三条第三項若しくは第二百五条第一号から第六号まで、第十五号若しくは第十六号の罪、民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律(平成十二年法律第二百二十九号)第六十五条、第六十六条、第六十八条若しくは第六十九条の罪、会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第二百六十六条、第二百六十七条、第二百六十九条から第二百七十一条まで若しくは第二百七十三条の罪若しくは破産法(平成十六年法律第七十五号)第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二号まで若しくは第二百七十四条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)

2 株式会社は、取締役が株主でなければならぬ旨を定款で定めることができない。ただし、公開会社でない株式会社においては、この限りでない。

3 委員会設置会社の取締役は、当該委員会設置会社の支配人その他の使用人を兼ねることができない。

4 取締役会設置会社においては、取締役は、三人以上でなければならない。

(欠格事由)

第九百四十三条 次のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

- 一 この節の規定若しくは農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第九十二条第五項、公認会計士法第三十四条の二十第六項、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第二百一十一条第五項、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第三十三条第七項（輸出水産業の振興に関する法律（昭和二十九年法律第五十四号）第二十条並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十三年法律第八十五号）第五条の二十三第三項及び第四十七條第二項において準用する場合を含む。）、弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十条の二十八第六項（同法第四十三條第三項において準用する場合を含む。）、船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第七十七号）第五十五条第三項、司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）第四十五条の二第六項、土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第四十条の二第六項、商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第十一条第九項、行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十三条の二十の二第六項、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第四十八條の二第三項（同法第四十九條の十三第二項及び第三項並びに第五十九條において準用する場合を含む。）及び第百八十六條の二第四項、税理士法第四十八條の十九の二第六項（同法第四十九條の十二第三項において準用する場合を含む。）、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十七條の四第四項、輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）第十五條第六項（同法第十九條の六において準用する場合を含む。）、中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第五十五条第五項、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十一条の四第四項、鉱工業技術研究組合法（昭和三十六年法律第八十一号）第九条第七項、農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第四十八條の三第五項（同法第四十八條の九第七項において準用する場合を含む。）、社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二十五条の二十三の二第六項、外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二十三条第六項、森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第八條の二第五項、銀行法第四十九條の二第二項、金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第八十四条第七項、保険業法（平成七年法律第一百五号）第六十七條の二及び第二百七條第三項、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第一百五号）第九十四條第四項及び第二百八十八條第三項、弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第五十三條の二第六項、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十六條の二第四項並びに信託業法第五十七條第六項（以下この節において「電子公告関係規定」と総称する。）において準用する第九百五十五條第一項の規定又はこの節の規定に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 二 第九百五十四條の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
- 三 法人であつて、その業務を行う理事等（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。第九百四十七條において同じ。）のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

信託法（平成十八年法律第 号）（抄）

(商業登記法及び民事保全法の準用)

第二百四十七条 限定責任信託の登記については、商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第二条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条(第三項を除く。)、第十八条から第十九条の二まで、第二十条第一項及び第二項、第二十一条から第二十四条まで、第二十六条、第二十七条、第五十一条から第五十三条まで、第七十一条第一項、第三十二條から第三十七條まで並びに第三百三十九條から第四百零八條まで並びに民事保全法第五十六條の規定を準用する。この場合において、商業登記法第五十一条第一項中「本店」とあるのは「事務処理地」と、「移転した」とあるのは「変更した」と、同項並びに同法第五十二条第二項、第三項及び第五項中「新所在地」とあるのは「新事務処理地」と、同法第五十一条第一項及び第二項並びに第五十二条中「旧所在地」とあるのは「旧事務処理地」と、同法第七十一条第一項中「解散」とあるのは「限定責任信託の終了」と、民事保全法第五十六条中「法人を代表する者その他法人の役員」とあるのは「限定責任信託の受託者又は清算受託者」と、「法人の本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所の所在地」とあるのは「限定責任信託の事務処理地」と読み替えるものとする。

独立行政法人国際協力機構法(平成十四年法律第三百三十六号)(抄)

(業務の範囲)

第十三条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 条約その他の国際約束に基づく技術協力の実施に必要な次の業務を行うこと。
 - イ 開発途上地域からの技術研修員に対し技術の研修を行い、並びにこれらの技術研修員のための研修施設及び宿泊施設を設置し、及び運営すること。
 - ロ 開発途上地域に対する技術協力のため人員を派遣すること。
 - ハ ロに掲げる業務に係る技術協力その他開発途上地域に対する技術協力のための機材を供与すること。
 - ニ 開発途上地域に設置される技術協力センターに必要な人員の派遣、機械設備の調達等その設置及び運営に必要な業務を行うこと。
 - ホ 開発途上地域における公共的な開発計画に関し基礎的調査を行うこと。
 - 二 条約その他の国際約束に基づき開発途上地域の政府に対して行われる無償の資金供与による協力(資金を贈与することによって行われる協力をいい、以下この号において「無償資金協力」という。)の実施の促進に必要な次の業務を行うこと。
 - イ 次に掲げる無償資金協力に係る契約の締結に関し、調査、あつせん、連絡その他の必要な業務を行うこと。
 - (1) 条約その他の国際約束に基づく技術協力のための施設(船舶を含む。以下この号において同じ。)の整備(当該施設の維持及び運営に必要な設備及び資材の調達を含む。以下この号において同じ。)
 - (2) 条約その他の国際約束に基づく技術協力のための施設(船舶を含む。以下この号において同じ。)の整備(当該施設の維持及び運営に必要な設備及び資材の調達を含む。以下この号において同じ。)
 - (3) 条約その他の国際約束に基づく技術協力の密接な関連性を有するものとして外務大臣が指定する無償資金協力

- ロ イに規定する契約の実施状況に関し、必要な調査を行うこと。
 - 三 国民、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人その他民間の団体等の奉仕活動又は地方公共団体若しくは大学の活動であつて、開発途上地域の住民を対象として当該開発途上地域の経済及び社会の発展又は復興に協力することを目的とするもの（以下この号において「国民等の協力活動」という。）を促進し、及び助長するため、次の業務を行うこと。
 - イ 開発途上地域の住民と一体となつて行う国民等の協力活動を志望する個人の募集、選考及び訓練を行い、並びにその訓練のための施設を設置し、及び運営すること。
 - ロ 条約その他の国際約束に基づき、イの選考及び訓練を受けた者を開発途上地域に派遣すること。
 - ハ 開発途上地域に対する技術協力のため、国民等の協力活動を志望するものからの提案に係る次の事業であつて外務大臣が適当と認めるものを、当該国民等の協力活動を志望するものに委託して行うこと。
 - （1） 当該開発途上地域からの技術研修員に対する技術の研修
 - （2） 当該開発途上地域に対する技術協力のための人員の派遣
 - （3） 当該開発途上地域に対する技術協力のための機材の供与
 - ニ 国民等の協力活動に関し、知識を普及し、及び国民の理解を増進すること。
 - 四 移住者に対する援助及び指導等を国の内外を通じ一貫して実施するため、次の業務を行うこと。
 - イ 海外移住に関し、調査及び知識の普及を行うこと。
 - ロ 海外において、移住者の事業、職業その他移住者の生活一般について、相談に応じ、及び指導を行うこと。
 - ハ 海外において、移住者の定着のために必要な福祉施設の整備その他の援助を行うこと。
 - 五 開発途上地域等における大規模な災害に対する国際緊急援助活動（国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）第二条に規定する活動をいう。）その他の緊急援助のための機材その他の物資を備蓄し、又は供与すること。
 - 六 第一号、第三号八及び前号並びに次項の業務の遂行に必要な人員の養成及び確保を行うこと。
 - 七 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 機構は、前項の業務のほか、次の業務を行う。
- 一 国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づき、国際緊急援助隊を派遣すること。
 - 二 国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づき、国際緊急援助活動に必要な機材その他の物資の調達、輸送の手配等を行うこと。

閉鎖機関令（昭和二十二年勅令第七十四号）（抄）

第十九条の二十五 特殊清算人は、閉鎖機関の債務を弁済した後でなければ、当該閉鎖機関の財産を株主又は社員その他の構成員に分配すること

ができない。ただし、その存否又は額について争いのある債権に係る債務についてその弁済をするために必要と認められる財産を留保した場合は、この限りでない。
財務大臣は、いつでも、特殊清算人に対し、特殊清算事務及び財産の状況の報告を命じ、その他特殊清算の監督上必要な調査をすることができる。

民法第四十四条の規定は、特殊清算人について準用する。

国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）（抄）

（法人に関する規定の準用）

第九条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条、第五十条及び第五十四条の規定は、公庫について準用する。

（代表権の制限）

第十五条 公庫と総裁、副総裁又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては、監事が公庫を代表する。

（債券の発行）

第二十二條の三 公庫は、主務大臣の認可を受けて、国民生活債券（以下この条及び次条において「債券」という。）を発行することができる。

2 前項に定めるもののほか、公庫は、債券を失つた者に対し交付するため必要があるときは、政令で定めるところにより、債券を発行することができる。

3 前二項の規定による債券の債権者は、公庫の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

4 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

5 公庫は、債券の発行に関する事務の全部又は一部を本邦又は外国の銀行、信託会社又は証券業者に委託することができる。

6 会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行、信託会社又は証券業者について準用する。

7 前各項に定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）（抄）

（業務を執行する権限）

第四十八條の十一 税理士法人の社員は、すべて業務を執行する権利を有し、義務を負う。

（民法及び会社法の準用等）

第四十八條の二十一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十条並びに会社法第六百条、第六百十四条から第六百十九条まで、第六百二十一

条及び第六百二十二条の規定は税理士法人について、民法第五十五条並びに会社法第五百八十条第一項、第五百八十一条、第五百八十二条、第五百八十五条第一項及び第四項、第五百八十六条、第五百九十三条、第五百九十五条、第五百九十六条、第五百九十九条、第六百一条、第六百五条、第六百六条、第六百九条第一項及び第二項、第六百十一条（第一項ただし書を除く。）、第六百十二条並びに第六百十三条の規定は税理士法人の社員について、同法第五百八十九条第一項の規定は税理士法人の社員であると誤認させる行為をした者の責任について、同法第八百五十九条から第八百六十二条までの規定は税理士法人の社員の除名並びに業務を執行する権利及び代表権の消滅の訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第六百十三条中「商号」とあるのは「名称」と、同法第六百十五条第一項、第六百十七條第一項及び第二項並びに第六百十八条第一項第二号中「法務省令」とあるのは「財務省令」と、同法第六百十七條第三項中「電磁的記録」とあるのは「電磁的記録（税理士法第二条第一項第二号に規定する電磁的記録をいう。次条第一項第二号において同じ。）」と、同法第八百五十九条第二号中「第五百九十四條第一項（第五百九十八條第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「税理士法第四十八條の十四第一項」と読み替えるものとする。

2 民法第八十二条及び第八十三条、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項及び第四十条並びに会社法第六百四十四条（第三号を除く。）、第六百四十五条から第六百四十九条まで、第六百五十條第一項及び第二項、第六百五十一条第一項及び第二項（同法第五百九十四條の準用に係る部分を除く。）、第六百五十二条、第六百五十三条、第六百五十五条から第六百五十九条まで、第六百六十二条から第六百六十四条まで、第六百六十六条から第六百七十三条まで、第六百七十五条、第八百六十三条、第八百六十四条、第八百六十八條第一項、第八百六十九条、第八百七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定は、税理士法人の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第八十三条中「主務官庁」とあるのは「日本税理士会連合会」と、会社法第六百四十四条第一号中「第六百四十一条第五号」とあるのは「税理士法第四十八條の十八第一項第三号」と、同法第六百四十七條第三項中「第六百四十一条第四号又は第七号」とあるのは「税理士法第四十八條の十八第一項第五号若しくは第六号又は第二項」と、同法第六百五十八條第一項及び第六百六十九条中「法務省令」とあるのは「財務省令」と、同法第六百六十八條第一項及び第六百六十九条中「第六百四十一条第一号から第三号まで」とあるのは「税理士法第四十八條の十八第一項第一号又は第二号」と、同法第六百七十條第三項中「第九百三十九條第一項」とあるのは「税理士法第四十八條の十九の二第六項において準用する第九百三十九條第一項」と、同法第六百七十三條第一項中「第五百八十条」とあるのは「税理士法第四十八條の二十一第一項において準用する第五百八十条第一項」と読み替えるものとする。

3 会社法第八百二十四條、第八百二十六條、第八百六十八條第一項、第八百七十條（第十三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三條本文、第八百七十六條、第九百四條及び第九百三十七條第一項（第三号口に係る部分に限る。）、の規定は税理士法人の解散の命令について、同法第八百二十五條、第八百六十八條第一項、第八百七十條（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十三條、第八百七十四條（第二号に係る部分に限る。）、第八百七十一條、第八百七十二條（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三條、第八百七十四條（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十五條、第八百七十六條、第九百五條及び第九百六條の規定はこの項において準用する同法

第八百二十四条第一項の申立てがあつた場合における税理士法人の財産の保全について、それぞれ準用する。この場合において、同法第九百三十七条第一項中「本店（第一号）に規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

4 会社法第八百二十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十七条から第八百三十九条まで並びに第八百四十六条の規定は、税理士法人の設立の無効の訴えについて準用する。

5 会社法第八百三十三条第二項、第八百三十四条（第二十一号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十七条、第八百三十八条、第八百四十六条及び第九百三十七条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、税理士法人の解散の訴えについて準用する。この場合において、同項中「本店（第一号）に規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

6 税理士法人の解散及び清算を監督する裁判所は、財務大臣に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

7 財務大臣は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

8 破産法（平成十六年法律第七十五号）第十六条の規定の適用については、税理士法人は、合名会社とみなす。

（役員）

第四十九条の七 税理士会に、会長、副会長その他会則で定める役員を置く。

2 会長は、税理士会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、会長の定めるところにより、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

（合併及び解散）

第四十九条の十二 国税局の管轄区域が変更されたためその区域内にある税理士会が合併又は解散する必要があるときは、その税理士会は、総会の決議により合併又は解散する。

2 合併後存続する税理士会又は合併により設立する税理士会は、合併により消滅する税理士会の権利義務を承継する。

3 第四十八条の十九の二の規定は税理士会が合併をする場合について、民法第七十三条から第七十六条まで、第七十八条から第八十条まで及び第八十二条並びに民法施行法（明治三十一年法律第十一号）第二十七条の規定は税理士会が解散した場合について、それぞれ準用する。

4 税理士会が合併したときは、合併により解散した税理士会に所属した税理士は、当然、合併後存続し又は合併により設立された税理士会の会員となる。

（民法の準用）

第四十九条の二十 民法第四十四条（法人の不法行為能力等）、第五十条（法人の住所）及び第五十五条（理事の代理行為の委任）の規定は、税理士会及び日本税理士会連合会について準用する。

(臨時の税務書類の作成等)

第五十条 国税局長(地方税については、地方公共団体の長)は、租税の申告時期において、又はその管轄区域内に災害があつた場合その他特別の必要がある場合においては、申告者等の便宜を図るため、税理士又は税理士法人以外の者に対し、その申請により、二月以内の期間を限り、かつ、租税を指定して、無報酬で申告書等の作成及びこれに関連する課税標準等の計算に関する事項について相談に 응ずることを許可することができる。ただし、その許可を受けることができる者は、地方公共団体の職員及び民法第三十四条の規定による法人その他政令で定める法人その他の団体の役員又は職員に限るものとする。

2 第三十三条第二項及び第四項、第三十六条並びに第三十八条の規定は、前項の規定による許可を受けた者に準用する。

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号)(抄)

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 酒類業組合

第一節 総則(第三条 第八条)

第二節 組合員(第九条 第十三条)

第三節 設立(第十四条 第二十二條)

第四節 管理(第二十三条 第四十一条)

第五節 事業(第四十二条 第五十二条)

第六節 解散及び清算(第五十三条 第五十八条)

第七節 登記(第五十九条 第七十八条)

第三章 連合会及び中央会(第七十九条 第八十三条の二)

第四章 酒税保全措置(第八十四条 第八十六条の九)

第五章 監督(第八十七条 第九十一条)

第六章 雑則(第九十二条 第九十五条)

第七章 罰則(第九十六条 第一百一条)

附則

(創立總會等についての会社法等の準用)

第二十二條 第三十五條の規定は第十八條第一項の創立總會について、会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百三十條(株主總會等の決議の不存在又は無効の確認の訴え)、第八百三十一條(株主總會等の決議の取消しの訴え)、第八百三十四條(第十六号及び第十七号に係る部分に

限る。)(被告)、第八百三十五条第一項(訴えの管轄及び移送)、第八百三十六條第一項及び第三項(担保提供命令)、第八百三十七條(弁論等の必要的併合)、第八百三十八條(認容判決の効力が及ぶ者の範圍)、第八百四十六條(原告が敗訴した場合の損害賠償責任)並びに第九百三十七條第一項(第一号トに係る部分に限る。)(裁判による登記の囑託)の規定は第十八條第一項の創立總會の議決の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて、同法第五十三條(発起人等の損害賠償責任)、第五十五條(責任の免除)、第五十六條(株式会社不成立の場合の責任)及び第七編第二章第二節(第八百四十七條第二項、第八百四十九條第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一條を除く。)(株式会社における責任追及等の訴え)の規定は発起人について、それぞれ準用する。この場合において、同法第八百三十一條第一項及び第八百三十六條第一項中「設立時株主」とあるのは「創立總會の会日までに発起人に対して設立の同意を申し出た者」と、同法第八百四十七條第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「財務省令」と、同法第九百三十七條第一項中「本店(第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十條第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店)」とあるのは「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(組合を代表する理事)

第二十六條之二 酒類業組合を代表する理事は、酒類業組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

2 第二十四條之二、民法(明治二十九年法律第八十九號)第四十四條第一項(法人の不法行為能力等)、第五十四條(理事の代理権の制限)及び第五十五條(理事の代理行為の委任)並びに会社法第三百五十四條(表見代表取締役)の規定は、酒類業組合を代表する理事について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(總會の議決の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについての会社法の準用)

第三十九條 会社法第八百三十條(株主總會等の決議の不存在又は無効の確認の訴え)、第八百三十一條(株主總會等の決議の取消しの訴え)、第八百三十四條(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。)(被告)、第八百三十五條第一項(訴えの管轄及び移送)、第八百三十六條第一項及び第三項(担保提供命令)、第八百三十七條(弁論等の必要的併合)、第八百三十八條(認容判決の効力が及ぶ者の範圍)、第八百四十六條(原告が敗訴した場合の損害賠償責任)並びに第九百三十七條第一項(第一号トに係る部分に限る。)(裁判による登記の囑託)の規定は、總會の議決の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて準用する。この場合において、同項中「本店(第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十條第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店)」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十六條 合併によつて酒類業組合を設立するには、各酒類業組合がそれぞれ總會において組合員のうちから選任した設立委員が共同して定款を作成しなければならない。

2 設立委員は、第五十四條の二の手續の終了後、遅滞なく、前項の定款を合併により消滅する酒類業組合の組合員に通知して、創立總會を招集しなければならない。

3 前項の創立總會においては、設立委員が作成した定款を変更することができる。但し、地区及び組合員たる資格に関する規定の変更並びに合

併の議決の趣旨に反する変更は、できない。

4 第二項の創立總會の議事は、合併に因り消滅する酒類業組合の組合員の総数の半数以上が出席して、その議決権の三分の二以上で決する。

5 第三十八条の規定は、第一項の規定による設立委員の選任について準用する。

6 第十八条第二項、第三項、第五項から第七項まで、第十項及び第十一項並びに第三十五条の規定は第二項の創立總會について、会社法第八百三十条（株主總會等の決議の不存在又は無効の確認の訴え）、第八百三十一条（株主總會等の決議の取消しの訴え）、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）、（被告）、第八百三十五条第一項（訴えの管轄及び移送）、第八百三十六号第一項及び第三項（担保提供命令）、第八百三十七条（弁論等の必要的併合）、第八百三十八条（認容判決の効力が及ぶ者の範囲）、第八百四十六条（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）並びに第九百三十七条第一項（第一号に係る部分に限る。）、（裁判による登記の嘱託）の規定は第二項の創立總會の議決の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「本店（第一号に係る部分に限る。）」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（合併の無効の訴え等についての会社法の準用）

第五十七条 会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、（会社の組織に関する行為の無効の訴え）、第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、（被告）、第八百三十五条第一項（訴えの管轄及び移送）、第八百三十六号から第八百三十九号まで（担保提供命令、弁論等の必要的併合、認容判決の効力が及ぶ者の範囲及び無効又は取消しの判決の効力）、第八百四十三条（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）、（合併又は会社分割の無効判決の効力）、第八百四十六条（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）並びに第九百三十七号第三項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、（裁判による登記の嘱託）の規定は酒類業組合の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八号第五項（非訟事件の管轄）、第八百七十条（第十五号に係る部分に限る。）、（陳述の聴取）、第八百七十一条本文（理由の付記）、第八百七十二号（第四号に係る部分に限る。）、（即時抗告）、第八百七十三条本文（原裁判の執行停止）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定はこの条において準用する会社法第八百四十三条第四項の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第九百三十七号第三項中「本店」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（清算等についての会社法等の準用）

第五十八条 会社法第四百七十五条（第三号を除く。）、（清算の開始原因）、第四百七十六条（清算株式会社能力）、第四百七十八条第一項から第四項まで（清算人の就任）、第四百七十九条第一項（清算人の解任）、第四百八十一条（清算人の職務）、第四百八十三条第四項及び第五項（清算株式会社の代表）、第四百八十四条（清算株式会社についての破産手続の開始）、第四百九十二条第一項から第三項まで（財産目録等の作成等）、第四百九十九条から第五百二条まで（債権者に対する公告等、債務の弁済の制限、条件付債権等に係る債務の弁済及び債務の弁済前における残余財産の分配の制限）、第五百三条第一項及び第二項（清算からの除斥）、第五百七条（清算事務の終了等）、第五百八条（帳簿

資料の保存)、第八百六十八条第一項(非訟事件の管轄)、第八百六十九条(疎明)、第八百七十一条(理由の付記)、第八百七十四条(第一号及び第四号に係る部分に限る。)(不服申立ての制限)、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)並びに第八百七十六条(最高裁判所規則)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十八条から第四十条まで(法人の清算)の規定は、酒類業組合の清算について準用する。この場合において、会社法第四百七十八条第三項中「第四百七十一条第六号」とあるのは「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第五十三条第五号」と、「法務大臣」とあるのは「財務大臣」と、同法第四百八十一条第三号中「分配」とあるのは「処分」と、同法第四百八十四条第三項中「株主に分配した」とあるのは「処分した」と、同法第四百九十二条第一項中「法務省令」とあるのは「財務省令」と、「財産目録及び貸借対照表」とあるのは「財産目録」と、同法第四百九十九条第一項中「官報に公告し」とあるのは「公告し」と、同法第五百二条中「株主に分配する」とあるのは「処分する」と、同法第五百三条第二項中「分配」とあるのは「処分」と、同法第五百七条第一項中「法務省令」とあるのは「財務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 第二十三条の二、第二十四条の二から第三十条まで、第三十一条第二項及び第三項、第三十二条、第三十四条(第四項を除く。)、第三十八条の三、第四十条並びに第四十一条並びに会社法第三百六十条第一項(株主による取締役の行為の差止め)、第三百六十一条(取締役の報酬等)及び第七編第二章第二節(第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除く。)(株式会社における責任追及等の訴え)の規定は、酒類業組合の清算人について準用する。この場合において、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは、「財務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 会社法第八百二十八条第一項(第一号に係る部分に限る。)(及び第二項(第一号に係る部分に限る。))(会社の組織に関する行為の無効の訴え)、第八百三十四条(第一号に係る部分に限る。)(被告)、第八百三十五条第一項(訴えの管轄及び移送)、第八百三十六條第一項及び第三項(担保提供命令)、第八百三十七条から第八百三十九条まで(弁論等の必要的併合、認容判決の効力が及ぶ者の範囲及び無効又は取消しの判決の効力)、第八百四十六条(原告が敗訴した場合の損害賠償責任)並びに第九百三十七条第一項(第一号イに係る部分に限る。)(裁判による登記の囑託)の規定は、酒類業組合の設立の無効の訴えについて準用する。この場合において、同項中「本店(第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているとき)にあつては、本店及び当該登記に係る支店」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(設立の登記)

第六十条 酒類業組合は、第二十条の規定による事務の引継があつた日から二週間以内に、主たる事務所の所在地において設立の登記をしなければならない。

2 設立の登記には、次に掲げる事項を掲げなければならない。

- 一 事業
- 二 名称
- 三 地区

四 事務所のある場所

五 酒類業組合の存続期間又は解散の事由についての定款の定めがあるときは、その定め

六 代表権を有する者の氏名、住所及び資格

七 公告の方法

3 酒類業組合は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事務所の所在地において、前項に掲げる事項を登記しなければならない。

(従たる事務所の新設の登記)

第六十一条 酒類業組合の成立後従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記し、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に前条第二項に掲げる事項を登記し、他の従たる事務所の所在地においては同期間内に従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

2 主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内において新たに従たる事務所を設けたときは、従たる事務所を設けたことを登記することをもつて足りる。

(事務所の移転の登記)

第六十二条 酒類業組合が主たる事務所を移転したときは、二週間以内に旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第六十条第二項に掲げる事項を登記し、従たる事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内に同項に掲げる事項を登記しなければならない。

2 同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所又は従たる事務所を移転したときは、その移転の登記をすることをもつて足りる。

(変更の登記)

第六十三条 第六十条第二項に掲げる事項に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に変更の登記をしなければならない。

(職務執行停止の仮処分等の登記)

第六十三条の二 酒類業組合を代表する理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(解散の登記)

第六十四条 酒類業組合が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除くほか、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に解散の登記をしなければならない。

(合併の登記)

第六十五条 酒類業組合が合併をしたときは、第五十四条第四項において準用する第十九条第一項の認可があつた日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、合併後存続する酒類業組合については変更の登記、合併により消滅

する酒類業組合については解散の登記、合併により設立する酒類業組合については第六十条に規定する登記をしなければならない。

第六十六条 削除

(清算結了の登記)

第六十七条 酒類業組合の清算が結了したときは、第五十八条第一項において準用する会社法第五百七条第三項(清算事務の終了等)の承認があった日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に清算結了の登記をしなければならない。

(管轄登記所及び登記簿)

第六十八条 酒類業組合の登記については、その事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所を管轄登記所とする。

2 各登記所に、酒類業組合登記簿を備える。

(設立の登記の申請)

第六十九条 酒類業組合の設立の登記の申請書には、定款及び代表権を有する者の資格を証する書面を添付しなければならない。

2 合併による酒類業組合の設立の登記の申請書には、第五十四条の二第二項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として財産を信託したこと又は当該合併しても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面並びに合併によつて消滅する酒類業組合(当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。)の登記事項証明書をも添付しなければならない。

第七十条 削除

(変更の登記等の申請)

第七十一条 酒類業組合の事務所の新設若しくは移転の登記又は第六十条第二項に掲げる事項の変更の登記の申請書には、事務所の新設若しくは移転又は登記事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

2 第六十九条第二項の規定は、合併に因る変更の登記の申請について、準用する。

(一時役員の職務を行うべき者の登記の手続)

第七十二条 第二十四条の二第二項(第二十六条の二第二項及び第五十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により一時役員の職務を行うべき者を選任した場合には、財務大臣は、酒類業組合の主たる事務所及び従たる事務所の所在地を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない。

(解散の登記の申請)

第七十三条 第六十四条の規定による酒類業組合の解散の登記の申請書には、解散の事由を証する書面を添付しなければならない。

2 第九十条の規定による命令に基く解散の登記は、財務大臣の嘱託によつてする。

第七十四条及び第七十五条 削除

(清算結了の登記の申請)

第七十六条 酒類業組合の清算結了の登記の申請書には、清算人が第五十八条第一項において準用する会社法第五百七条第三項(清算事務の終了等)の規定により決算報告の承認を得たことを証する書面を添付しなければならない。

第七十七条 削除

(商業登記法の準用)

第七十八条 商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第二条から第五条まで(事務の委任、事務の停止、登記官及び登記官の除斥)、第七条から第十五条まで(登記簿等の持出禁止、登記簿の滅失と回復、登記簿等の滅失防止、登記事項証明書の交付等、登記事項の概要を記載した書面の交付、附属書類の閲覧、印鑑証明、電磁的記録の作成者を示す措置の確認に必要な事項等の証明、手数料、当事者申請主義及び囑託による登記)、第十七条から第二十七条まで(第二十四条第十五号及び第十六号を除く。)(登記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、印鑑の提出、受付、受領証、登記の順序、登記官による本人確認、申請の却下、提訴期間経過後の登記、行政区画等の変更及び同一の所在場所における同一の商号の登記の禁止)、第四十七条第一項(設立の登記)、第四十八条から第五十三条まで(支店所在地における登記及び本店移転の登記)、第七十一条第一項及び第三項(解散の登記)、第七十九条(合併の登記)、第八十二条(合併の登記)、第八十三条(合併の登記)、第三章第十節(登記の更正及び抹消)並びに第四章(雑則)の規定は、酒類業組合の登記について準用する。この場合において、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十条第二項各号」と、同法第五十三条中「新所在地における登記においては」とあるのは「新所在地において酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十条第二項各号に掲げる事項を登記する場合には」と、同法第七十一条第三項中「会社法第四百七十八条第一項第一号」とあるのは「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第五十八条第一項において準用する会社法第四百七十八条第一項第一号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(準用)

第八十三条 第四条、第五条、第六条(第三項を除く。)、第八条、第十条、第十一条第一項、第十二条、第十三条、第十五条から第二十八条まで、第二十九条(第一項第二号及び第三号を除く。)、第三十条から第三十四条まで、第三十五条(第一項を除く。)、第三十六条から第三十九条まで、第四十条、第四十一条、第四十三条(中央会については、第一項ただし書及び第三項を除く。)、第四十五条から第四十九条まで、第五十一条から第六十五条まで、第六十七条から第六十九条まで、第七十一条から第七十三条まで、第七十六条及び第七十八条の規定は、連合会及び中央会について準用する。この場合において、第十五条中「その組合員になろうとする者三人以上」とあるのは、連合会については「その会員になろうとする酒類業組合二以上」と、中央会については「その会員になろうとする連合会又は酒類業組合二以上」と、第十八条第一項及び第十九条第二項第三号中「第十四条」とあるのは、連合会については「第七十九条第三項」と、中央会については「第八十条第四項」と、第三十四条第五項中「総組合員の五分の一以上」とあるのは「議決権の総数の五分の一以上に相当する議決権を有する会員」と、第三十八条第

一項中「総組合員の半数以上」とあるのは「総会員の半数以上でその議決権の数が議決権の総数の半数以上に当たる会員」と、「議決」とあるのは「議決（これらの多数の議決権を有する会員の数が出席会員の半数以上の多数の場合の議決に限る。）」と、同条第二項中「出席組合員の三分の二以上の多数による議決」とあるのは「出席会員の議決権の三分の二以上の多数による議決でこれらの多数の議決権を有する会員数が出席会員の半数以上の多数に当たるもの」と、「これらの多数の者」とあるのは「連合会については「これらの多数の会員たる酒造組合の組合員」と、中央会については「これらの多数の会員たる酒造組合の組合員又は会員たる連合会の構成員たる酒造組合の組合員」と、中央会については「会員たる酒造組合の総組合員」と、中央会については「議決権の総数の十分の一以上」とあるのは「議決権の総数の十分の一以上に相当する議決権を有する会員」と、第四十三条第一項中「前条第五号の規定による規制」とあるのは「連合会については「第八十二条第一項第三号の事業」と、中央会については「第八十二条第二項において準用する同条第一項第三号の事業」と、「規制の内容」とあるのは「総合調整計画の内容」と、第六十八条第二項中「酒類業組合登記簿」とあるのは「連合会については「酒類業組合連合会登記簿」と、中央会については「酒類業組合中央会登記簿」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（抄）
（民法の準用）

第二十六条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十四条の規定は、連合会について準用する。

（理事長の代表権の制限）

第三十四条 連合会と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が連合会を代表する。

たばこ耕作組合法（昭和三十三年法律第三百三十五号）（抄）
（総会の招集）

第二十二條 理事は、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

（役員についての会社法等の準用）

第三十條 理事及び監事については、会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百三十条（役員等の連帯責任）の規定を、理事については、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条第一項（法人の不法行為能力）、第五十二条第二項（理事の業務執行）、第五十三条から第五十五条まで（理事の代表権）及び第六十一条第一項（臨時総会の招集）の規定を、監事については、第十九条及び同法第五十九条（監事の職務）の規定を準用する。この場合において、会社法第四百三十条中「役員等が」とあるのは「理事が」と、「他の役員等も」とあるのは「監事も」と読み替えるものとする。

(総会の議事)

第三十四条 総会の議事は、この法律、定款又は規約に特別の定がある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

2 議長は、総会において選任する。

3 議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。

(総会についての民法の準用)

第三十六条 総会については、民法第六十四条(総会の決議事項)及び第六十六条(表決権のない場合)の規定を準用する。この場合において、同法第六十四条中「第六十二条」とあるのは「たばこ耕作組合法第二十五条」と、同法第六十六条中「社団法人」とあるのは「組合」と、「社員」とあるのは「組合員」と読み替えるものとする。

(創立総会)

第三十九条 発起人は、定款を作成し、これを会議の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。

2 前項の公告は、会議開催日の少くとも十四日前までにしなければならない。

3 中央会の創立総会は、連合会の過半数の同意を得なければ、開くことができない。

4 発起人が作成した定款の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

5 創立総会においては、前項の定款を修正することができる。

6 創立総会の議事は、組合員たる資格を有する者であつて、その会日までに発起人に対し設立の同意を申し出たものの半数以上が出席し、出席者の議決権の三分の二以上で決する。

7 創立総会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第一項の規定による公告をすることを要しない。

8 創立総会の議事については、財務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

9 創立総会については、第十条、第三十四条第二項及び第三項並びに民法第六十六条(表決権のない場合)の規定を準用する。この場合において、同条中「社団法人」とあるのは「組合」と、「社員」とあるのは「組合員」と読み替えるものとする。

(解散等についての民法等の準用等)

第五十四条 組合の解散及び清算については、民法第七十三条、第七十五条、第七十六条及び第七十八条から第八十三条まで(法人の清算)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条まで(法人の解散及び清算に関する監督等)の規定を、清算人については、第十七条の二、第十九条から第二十四条まで、第二十七条及び第二十八条並びに民法第四十四条第一項(法人の不法行為能力)及び第六十一条第一項(臨時総会の招集)の規定を準用する。この場合において、同法第七十五条中「前条」とあるのは、「たばこ耕作組合法第五十条」と読み替えるものとする。

2 組合の解散及び清算を監督する裁判所は、財務大臣に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

3 財務大臣は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第六十一条 次の場合には、組合の発起人、役員又は清算人は、十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定に基いて組合が行うことができる事業以外の事業を行ったとき。

二 この法律に基づく政令の規定による登記を怠つたとき。

三 第十二条の規定に違反したとき。

四 第十四条第二項後段若しくは第二十九条第四項（これらの規定を第三十七条第六項において準用する場合を含む。）又は第三十二条第四項の規定に違反したとき。

五 第二十条（第五十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

六 第二十二條（第三十七条第六項又は第五十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

七 第二十三条第一項又は第二十四条（これらの規定を第二十九条第五項、第三十七条第六項又は第五十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

八 第二十七条又は第二十八条（これらの規定を第三十七条第六項又は第五十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのにその書類の閲覧を拒んだとき。

九 第三十五条の三（第三十七条第六項において準用する場合を含む。）又は第三十九条第八項の規定に違反して議事録を作成せず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

十 第五十一条又は第五十三条に掲げる書類に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

十一 第五十二条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

十二 第五十四条第一項において準用する民法第七十九条第一項の期間内に債権者に弁済したとき。

十三 第五十四条第一項において準用する民法第七十九条又は同法第八十一条に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

十四 第五十四条第一項において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

十五 第五十五条の規定に違反して届出を怠り、又は虚偽の届出をしたとき。

国税徴収法（昭和三十四年法律第四百十七号）（抄）
（無限責任社員の第二次納税義務）

第三十三条 合名会社若しくは合資会社又は無限責任中間法人が国税を滞納した場合において、その財産につき滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、その社員（合資会社にあつては、無限責任社員）は、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負つ。この場合において、その社員は、連帯してその責めに任ずる。

日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）（抄）
第二条の二 国は、当分の間、次の各号に掲げる事業で、国が負担又は補助を行う必要があると認められるものうち、民間投資の拡大又は地域

における就業機会の増大に寄与すると認められる社会資本を整備するものであつて、緊急に実施する必要がある公共的建設事業に要する費用に充てる資金の全部又は一部を、当該各号に定める者に対し、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

一 消防の用に供する施設を整備する事業 都道府県

二 公立の盲学校及び聾学校の幼稚部並びに幼稚園の施設を整備する事業 地方公共団体

三 ライフサイエンス（生命現象の解明及びその成果の応用に関する総合的科学技术をいう。以下この号において同じ。）に関する研究開発、

ライフサイエンスに関する研究開発に係る情報の収集及び解析並びにこれらの成果の普及及び活用の促進を行うための施設を整備する事業

地方公共団体

四 農林畜水産物及び食品の流通の増進及び改善のための施設を整備する事業 地方公共団体

五 食品循環資源（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）第二条第三項の食品循環資源をいう。）の有

効な利用を確保するための施設を整備する事業 地方公共団体

六 農林漁業の生産力の維持増進のための施設並びに農用地及び漁場を整備する事業 都道府県

七 地勢等の地理的条件が悪く経済的社会的諸条件が不利な地域における良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事業 都道府県

八 都市と農山漁村との間の交流の促進に資する施設の整備に関する事業 都道府県

九 都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため土地地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地地区画整理事業その他の事業を計画

に基づき総合的に行う事業 地方公共団体

十 相当規模の住宅の敷地の整備、住宅地の造成又は住宅の建設と公共の用に供する施設の整備を一体的に行う事業及びこれに付随する事業

地方公共団体又は地方住宅供給公社

十一 鉄道の技術の高度化に資する研究開発を行うための施設を整備する事業 鉄道の技術に関する試験研究等を行うことにより鉄道事業の健全な発達に寄与することを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人

十二 自然環境の保護又は健全な利用のための施設（都道府県が執行する自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二条第六号に規定す

る公園事業に該当するものを除く。）を整備する事業 地方公共団体

十三 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第二項に規定する温室効果ガスの排出の抑制等に資する技術を用

いた住宅その他の施設の普及の促進のための施設を整備する事業 地方公共団体

2 前項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）を超えない範囲内で政令で定める。

3 前項に定めるもののほか、第一項の国の貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

塩事業法（平成八年法律第三十九号）（抄）

（指定等）

第二十一条 財務大臣は、塩の製造、輸入及び流通に関する調査研究等を行うことにより塩産業の健全な発展を図ることを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定による法人であつて、国民生活に不可欠である良質な塩の安定的な供給の確保を図るために次 条第一項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、塩事業センターとして指定することができる。

2 財務大臣は、前項の規定による指定をしたときは、同項の指定を受けた者（以下「センター」という。）の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。

3 センターは、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を財務大臣に届け出なければならない。

4 財務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

日本銀行法（平成九年法律第八十九号）（抄）

（法人の規定の準用）

第六十一条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条、第五十条、第五十四条及び第五十七条並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第一項の規定は、日本銀行について準用する。

国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号）（抄）

（民法の準用）

第八条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規定は、国際協力銀行について準用する。

（借入金及び国際協力銀行債券）

第四十五条 国際協力銀行は、その業務を行うために必要な資金の財源に充てるため、政府若しくは銀行その他の金融機関から資金の借入れをし、又は国際協力銀行債券（第四十七条第四項を除き、以下「銀行債券」という。）を発行することができる。

2 前項の規定による資金の借入れ又は銀行債券の発行により調達した資金は、第四十一条第一項に定める經理の区分に従い、同項各号の業務に係る勘定ごとに整理しなければならない。

3 第一項の規定による銀行その他の金融機関からの資金の借入れは、資金繰りのため必要がある場合その他財務省令で定める場合において、短期借入金に限り、行うことができる。

4 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、特に必要がある場合として財務省令で定める場合には

- 、その償還することができない金額に限り、財務大臣の認可を受けてこれを借り換えることができる。
- 5 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。
 - 6 国際協力銀行は、毎事業年度、政令で定めるところにより、第一項の規定による銀行債券の発行に係る基本方針を作成し、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
 - 7 国際協力銀行は、第一項の規定により銀行債券を発行したときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を財務大臣に届け出なければならない。
 - 8 第一項に定めるもののほか、国際協力銀行は、銀行債券を失った者に対し交付するため必要があるときは、政令で定めるところにより、銀行債券を発行することができる。
 - 9 第一項又は前項の規定により発行する銀行債券の債権者は、国際協力銀行の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
 - 10 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。
 - 11 国際協力銀行は、銀行債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行、信託業者又は証券業者に委託することができる。
 - 12 会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行、信託業者又は証券業者について準用する。
 - 13 前各項に定めるもののほか、銀行債券に関し必要な事項は、政令で定める。
- 日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）（抄）
（民法の準用）
- 第七条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規定は、日本政策投資銀行について準用する。
- （日本政策投資銀行債券の発行）
- 第四十三条 日本政策投資銀行は、第二十条第一項に規定する業務を行うため必要な資金の財源に充てるため、日本政策投資銀行債券（第四十五条第四項を除き、以下「銀行債券」という。）を発行することができる。
- 2 日本政策投資銀行は、毎事業年度、政令で定めるところにより、前項の規定による銀行債券の発行に係る基本方針（発行金額、銀行債券の表示通貨、発行市場その他の銀行債券発行に係る方針をいう。）を作成し、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
 - 3 日本政策投資銀行は、第一項の規定により銀行債券を発行したときは、政令で定めるところにより、その旨を遅滞なく財務大臣に届け出なければならない。
 - 4 第一項に定めるもののほか、日本政策投資銀行は、銀行債券を失った者に対し交付するため必要があるときは、政令で定めるところにより、

銀行債券を発行することができる。

5 第一項又は前項の規定により発行する銀行債券の債権者は、日本政策投資銀行の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

6 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

7 日本政策投資銀行は、銀行債券の発行、償還、利子の支払その他の銀行債券に関する事務の全部又は一部を本邦又は外国の銀行その他の金融機関、信託会社又は証券業者に委託することができる。

8 前各項に定めるもののほか、銀行債券に関し必要な事項は、政令で定める。

社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）（抄）

（公民館の設置者）

第二十一条 公民館は、市町村が設置する。

2 前項の場合を除く外、公民館は、公民館設置の目的をもつて民法第三十四条の規定により設立する法人（この章中以下「法人」という。）でなければ設置することができない。

3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

（通信教育の認定）

第五十一条 文部科学大臣は、学校又は民法第三十四条の規定による法人の行う通信教育で社会教育上奨励すべきものについて、通信教育の認定（以下「認定」という。）を与えることができる。

2 認定を受けようとする者は、文部科学大臣の定めるところにより、文部科学大臣に申請しなければならない。

3 文部科学大臣が、第一項の規定により、認定を与えようとするときは、あらかじめ、第十三条の政令で定める審議会等に諮問しなければならない。

私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）（抄）

（準用規定）

第二十九条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十三条（法人の能力）及び第四十四条（法人の不法行為能力等）の規定は、学校法人について準用する。

（準用規定）

第三十四条 民法第四十一条（贈与又は遺贈に関する規定の準用）、第四十二条（寄附財産の帰属時期）及び第五十一条第一項（財産目録）（法人の設立の時に関する部分に限る。）の規定は、学校法人の設立について準用する。この場合において、同法第四十二条第一項中「法人の設立

の許可があつた時」とあるのは、「学校法人の成立の時」と読み替えるものとする。

(準用規定)

第四十九条 民法第五十五条から第五十七条までの規定(理事の代理行為の委任、仮理事、利益相反行為)は、学校法人について準用する。この場合において、同法第五十六条及び第五十七条中「裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により」とあるのは、「所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で」と読み替えるものとする。

(準用規定)

第五十八条 民法第七十条、第七十三条から第七十六条まで、第七十七条第二項(届出に関する部分に限る。)、及び第七十八条から第八十三条まで(法人の解散及び清算)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条まで(法人の解散及び清算に関する監督等)の規定は、学校法人の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十七条第二項及び第八十三条中「主務官庁」とあるのは、「所轄庁」と読み替えるものとする。

2 学校法人の解散及び清算を監督する裁判所は、学校法人の業務を監督する所轄庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

3 前項に規定する所轄庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(事務の区分)

第六十五条の三 第二十六条第二項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第三十一条第一項(第六十四条第五項及び第七項において準用する場合を含む。)、及び第二項(第三十二条第二項、第五十条第三項並びに第六十四条第五項及び第七項において準用する場合を含む。)、第三十二条第一項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第三十七条第三項(第一号から第三号まで、第五号及び第六号を除き、第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第四十五条(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第五十条第二項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、及び第四項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第五十二条第二項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第五十八条第二項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、及び第三項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第六十一条第一項から第三項まで(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、並びに第六十二条第一項から第三項まで(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、並びに第四十九条(第六十四条第五項において準用する場合を含む。))において準用する同法第七十七条第二項(届出に関する部分に限る。)、及び第八十三条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第六十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、学校法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律に基づく政令の規定による登記をすることを怠つたとき。

二 第三十四条において準用する民法第五十一条第一項の規定による財産目録の備付けを怠り、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

- 三 第四十五条第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 四 第四十七条第二項の規定に違反して、財産目録等の備付けを怠り、又は財産目録等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。
- 五 第五十三条及び第五十四条第二項の規定に違反したとき。
- 六 第五十八条第一項において準用する民法第七十条又は第八十一条第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。
- 七 第五十八条第一項において準用する民法第七十九条第一項又は第八十一条第一項の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。
- 八 第六十一条第一項の規定による命令に違反して事業を行つたとき。

図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は民法第三十四条の法人の設置する図書館を私立図書館という。

宗教法人法（昭和二十六年法律第百二十六号）（抄）

目次

- 第一章 総則（第一条 第十一条）
- 第二章 設立（第十二条 第十七条）
- 第三章 管理（第十八条 第二十五条）
- 第四章 規則の変更（第二十六条 第三十一条）
- 第五章 合併（第三十二条 第四十二条）
- 第六章 解散（第四十三条 第五十一条）
- 第七章 登記
 - 第一節 宗教法人の登記（第五十二条 第六十五条）
 - 第二節 礼拝用建物及び敷地の登記（第六十六条 第七十条）
- 第八章 宗教法人審議会（第七十一条 第七十七条）

第九章 補則（第七十八条 第八十七条の二）

第十章 罰則（第八十八条・第八十九条）

附則

（合併の時期）

第四十一条 宗教法人の合併は、合併後存続する宗教法人又は合併に因つて設立する宗教法人がその主たる事務所の所在地において第五十七条の規定による登記をすることに因つてその効力を生ずる。

（清算人）

第四十九条 宗教法人が解散（合併及び破産手続開始の決定による解散を除く。）したときは、規則に別段の定めがある場合及び解散に際し代表役員又はその代務者以外の者を清算人を選任した場合を除くほか、代表役員又はその代務者が清算人となる。

2 宗教法人が第四十三条第二項第四号又は第五号に掲げる事由に因つて解散したときは、裁判所は、前項の規定にかかわらず、所轄庁、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任する。

3 第二十二条の規定は、宗教法人の清算人に準用する。

4 宗教法人の責任役員及びその代務者は、規則に別段の定めがなければ、宗教法人の解散に因つて退任するものとする。宗教法人の代表役員又はその代務者で清算人とならなかつたものについても、また同様とする。

5 第二項の規定に該当するときは、宗教法人の代表役員、責任役員及び代務者は、前項の規定にかかわらず、当該解散に因つて退任するものとする。

（民法及び非訟事件手続法の準用）

第五十一条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第七十条、第七十三条、第七十五条、第七十六条及び第七十八条から第八十二条まで並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条までの規定（法人の解散及び清算）は、宗教法人の解散及び清算に準用する。この場合において、民法第七十条第一項中「理事」とあるのは「代表役員若しくはその代務者」と、同条第二項中「理事」とあるのは「代表役員又はその代務者」と、同法第七十五条中「前条」とあるのは「宗教法人法第四十九条第一項」と読み替えるものとする。

2 宗教法人の解散及び清算を監督する裁判所は、所轄庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

3 前項に規定する所轄庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

（設立の登記）

第五十二条 宗教法人の設立の登記は、規則の認証書の交付を受けた日から二週間以内に、主たる事務所の所在地においてしなければならない。設立の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

1 目的（第六条の規定による事業を行う場合には、その事業の種類を含む。）

- 二 名称
- 三 事務所の所在場所
- 四 当該宗教法人を包括する宗教団体がある場合には、その名称及び宗教法人非宗教法人の別
- 五 基本財産がある場合には、その総額
- 六 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- 七 規則で境内建物若しくは境内地である不動産又は財産目録に掲げる宝物に係る第二十三条第一号に掲げる行為に関する事項を定めた場合には、その事項
- 八 規則で解散の事由を定めた場合には、その事由
- 九 公告の方法
- 3 宗教法人は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事務所の所在地において前項各号に掲げる事項を登記しなければならない。
(従たる事務所の新設の登記)
- 第五十三条 宗教法人の成立後新たに従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記し、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記し、他の従たる事務所の所在地においては同期間内にその従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。
- 2 宗教法人の成立後主たる事務所又は従たる事務所の所在地の登記所の管轄区域内において新たに従たる事務所を設けたときは、その従たる事務所を設けたことを登記すれば足りる。
(事務所の移転の登記)
- 第五十四条 宗教法人が主たる事務所を移転したときは、二週間以内に旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第五十二条第二項各号に掲げる事項を登記し、従たる事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内に同項各号に掲げる事項を登記しなければならない。
- 2 同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所又は従たる事務所を移転したときは、その移転の登記をすれば足りる。
(変更の登記)
- 第五十五条 第五十二条第二項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、変更の登記をしなければならない。
(職務執行停止の仮処分等の登記)
- 第五十六条 代表役員若しくはその代務者の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。
(合併の登記)

第五十七条 宗教法人が合併するときは、当該合併に関する認証書の交付を受けた日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、合併後存続する宗教法人については変更の登記を、合併に因つて解散する宗教法人については解散の登記を、合併に因つて設立する宗教法人については第五十二条第二項各号に掲げる事項の登記をしなければならない。

(解散の登記)

第五十八条 宗教法人が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除くほか、第四十三条第一項の規定による解散の場合には当該解散に関する認証書の交付を受けた日から、同条第二項各号に掲げる事由による解散の場合には当該解散の事由が生じた日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、解散の登記をしなければならない。

第五十九条 削除

(清算結了の登記)

第六十条 宗教法人の清算が結了したときは、清算結了の日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算結了の登記をしなければならない。

(管轄登記所及び登記簿)

第六十一条 宗教法人の登記に関する事務は、その事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所が管轄登記所としてつかさどる。

2 各登記所に宗教法人登記簿を備える。

第六十二条 削除

(登記申請書の添附書類)

第六十三条 設立の登記の申請書には、所轄庁の証明がある認証を受けた規則の謄本及び代表権を有する者の資格を証する書類を添えなければならない。

2 従たる事務所の新設、事務所の移転その他登記事項の変更の登記の申請書には、その登記の事由を証する書類を添えなければならない。但し、代表権を有する者の氏、名又は住所の変更の登記については、この限りでない。

3 解散の登記の申請書には、解散の事由を証する書類を添えなければならない。

4 合併による設立又は変更の登記の申請書には、第一項又は第二項に掲げる書類のほか、第三十四条第三項及び第四項の規定による手続を経たことを証する書類並びに合併によつて解散する宗教法人(当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。)の登記事項証明書を添えなければならない。

5 この法律の規定による所轄庁の認証を要する事項に係る登記の申請書には、前各項に掲げる書類の外、所轄庁の証明がある認証書の謄本を添えなければならない。

(商業登記法の準用)

第六十五条 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第二条から第五条まで（登記所及び登記官）、第七条から第十五条まで、第十七条、第十八条、第十九条の二から第二十三条の二まで、第二十四条（第十五号及び第十六号を除く。）、第二十六条、第二十七条（登記簿等、登記手続の通則及び同一の所在場所における同一商号の登記の禁止）、第四十七条第一項、第四十八条から第五十三条まで、第七十一条第一項及び第三項、第七十九条、第八十二条、第八十三条（株式会社の登記）並びに第三十二条から第四十八条まで（登記の更正及び抹消並びに雑則）の規定は、この章の規定による登記について準用する。この場合において、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「宗教法人法第五十二条第二項各号」と、同法第五十三条中「新所在地における登記においては」とあるのは「新所在地において宗教法人法第五十二条第二項各号に掲げる事項を登記する場合には」と、同法第七十一条第三項ただし書中「会社法第四百七十八条第一項第一号の規定により清算株式会社の清算人となつたもの（同法第四百八十三条第四項に規定する場合にあつては、同項の規定により清算株式会社の代表清算人となつたもの）」とあるのは「宗教法人法第四十九条第一項の規定による清算人」と読み替えるものとする。

（解散命令）

第八十一条 裁判所は、宗教法人について左の各号の一に該当する事由があると認めるときは、所轄庁、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、その解散を命ずることができる。

一 法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたこと。

二 第二条に規定する宗教団体の目的を著しく逸脱した行為をしたこと又は一年以上にわたつてその目的のための行為をしないこと。

三 当該宗教法人が第二条第一号に掲げる宗教団体である場合には、礼拝の施設が滅失し、やむを得ない事由がないのにその滅失後二年以上にわたつてその施設を備えないこと。

四 一年以上にわたつて代表役員及びその代務者を欠いていること。

五 第十四条第一項又は第三十九条第一項の規定による認証に関する認証書を交付した日から一年を経過している場合において、当該宗教法人について第十四条第一項第一号又は第三十九条第一項第三号に掲げる要件を欠いていることが判明したこと。

2 前項に規定する事件は、当該宗教法人の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄とする。

3 第一項の規定による裁判は、理由を附した決定をもつてする。

4 裁判所は、第一項の規定による裁判をするときは、あらかじめ当該宗教法人の代表役員若しくはその代務者又は当該宗教法人の代理人及び同項の規定による裁判の請求をした所轄庁、利害関係人又は検察官の陳述を求めなければならない。

5 宗教法人又は第一項の規定による裁判の請求をした所轄庁、利害関係人若しくは検察官は、同項の規定による裁判に対し、即時抗告をすることができ、抗告は、執行停止の効力を生ずる。

6 裁判所は、第一項の規定による裁判が確定したときは、その解散した宗教法人の主たる事務所及び従たる事務所の所在地の登記所に解散の登記の嘱託をしなければならない。

7 前五項に規定するものを除く外、第一項の規定による裁判に関する手続については、非訟事件手続法の定めるところによる。

(事務の区分)

第八十七条の二 第九条、第十四条第一項、第二項（第二十八条第二項、第三十九条第二項及び第四十六条第二項において準用する場合を含む。）及び第四項（第二十八条第二項、第三十九条第二項及び第四十六条第二項において準用する場合を含む。）、第二十五条第四項、第二十六条第四項（第三十六条において準用する場合を含む。）、第二十八条第一項、第三十九条第一項、第四十三条第三項、第四十六条第一項、第四十九条第二項、第五十一条第二項及び第三項、第七十八条の二第一項及び第二項（第七十九条第四項及び第八十条第五項において準用する場合を含む。）、第七十九条第一項から第三項まで、第八十条第一項から第三項まで及び第六項、第八十一条第一項、第四項及び第五項並びに第八十二条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第八十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、宗教法人の代表役員、その代務者、仮代表役員又は清算人は、十万円以下の過料に処する。

- 一 所轄庁に対し虚偽の記載をした書類を添付してこの法律の規定による認証（第十二条第一項の規定による認証を除く。）の申請をしたとき。
- 二 第九条又は第四十三条第三項の規定による届出を怠り、又は虚偽の届出をしたとき。
- 三 第二十三条の規定に違反して同条の規定による公告をしないで同条各号に掲げる行為をしたとき。
- 四 第二十五条第一項若しくは第二項の規定に違反してこれらの規定に規定する書類若しくは帳簿の作成若しくは備付けを怠り、又は同条第二項各号に掲げる書類若しくは帳簿に虚偽の記載をしたとき。
- 五 第二十五条第四項の規定による書類の写しの提出を怠つたとき。
- 六 第五十一条第一項において準用する民法第七十条第二項又は第八十一条第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。
- 七 第五十一条第一項において準用する民法第七十九条第一項又は第八十一条第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。
- 八 第五十一条第一項において準用する民法第八十二条第二項の規定による裁判所の検査を妨げたとき。
- 九 第七章第一節の規定による登記をすることを怠つたとき。
- 十 第七十八条の二第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の問題に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- 十一 第七十九条第一項の規定による事業の停止の命令に違反して事業を行つたとき。

民間学術研究機関の助成に関する法律（昭和二十六年法律第二百二十七号）（抄）
(定義)

第二条 この法律で「民間学術研究機関」（以下「研究機関」という。）とは、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人で、学術の研究を目的とするものをいう。

(補助の申請)

第四条 研究機関は、前条の規定による補助金の交付を受けようとするときは、主務大臣(当該研究機関を所管する大臣をいう。以下同じ。)に申請しなければならない。

博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)(抄)

(定義)

第二条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管(育成を含む。以下同じ。)し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関(社会教育法による公民館及び図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)による図書館を除く。)のうち、地方公共団体、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人(独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二十九条において同じ。))を除く。)が設置するもので第二章の規定による登録を受けたものをいう。

2 この法律において、「公立博物館」とは、地方公共団体の設置する博物館をいい、「私立博物館」とは、民法第三十四条の法人、宗教法人又は前項の政令で定める法人の設置する博物館をいう。

3 この法律において「博物館資料」とは、博物館が収集し、保管し、又は展示する資料をいう。

(登録の申請)

第十一条 前条の規定による登録を受けようとする者は、設置しようとする博物館について、左に掲げる事項を記載した登録申請書を都道府県の教育委員会に提出しなければならない。

一 設置者の名称及び私立博物館にあつては設置者の住所

二 名称

三 所在地

2 前項の登録申請書には、左に掲げる書類を添付しなければならない。

一 公立博物館にあつては、設置条例の写、館則の写、直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面、当該年度における事業計画書及び予算の歳出の見積に関する書類、博物館資料の目録並びに館長及び学芸員の氏名を記載した書面

二 私立博物館にあつては、当該法人の定款若しくは寄附行為の写又は当該宗教法人の規則の写、館則の写、直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面、当該年度における事業計画書及び収支の見積に関する書類、博物館資料の目録並びに館長及び学芸員の氏名を記載した書面

財団法人労働科学研究所に対する国有財産の譲与に関する法律（昭和二十八年法律第二百二十四号）（抄）

（この法律の目的）

第一条 この法律は、経営及び労働の諸条件の改善のための労働科学に関する研究及び調査に係る事業の発達に資するため、財団法人労働科学研究所に対する助成について規定するものとする。

（譲与）

第二条 政府は、財団法人労働科学研究所（以下「財団」という。）に対し、財団が行う前条に規定する事業の用に供するため、他の法令の規定にかかわらず、この法律施行の際国有財産台帳上東京都世田谷区祖師谷二丁目千二百二十六番地所在の国有財産たる施設並びに当該施設の用に供し、及び当該施設に備え付けられている動産（これらの施設及び動産の従物を含む。以下同じ。）を譲与することができる。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）（抄）

（指定の基準）

第六十一条の十二 文部科学大臣は、第六十一条の十の指定の申請があつた場合においては、その申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同条の指定をしてはならない。

一 情報処理業務を適確に遂行するに足りる技術的能力及び経理的基礎があること。

二 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人であつて、その役員又は社員の構成が情報処理業務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。

三 情報処理業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて情報処理業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 その指定をすることによつて国際約束に基づく保障措置の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。

（指定の基準）

第六十一条の二十三の四 文部科学大臣は、前条第一項の指定の申請があつた場合においては、その申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、第六十一条の二十三の二の指定をしてはならない。

一 文部科学省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が保障措置検査を実施し、その数が文部科学省令で定める数以上であること。

二 保障措置検査等実施業務を適確に遂行するに足りる技術的能力及び経理的基礎があること。

三 民法第三十四条の規定により設立された法人であつて、その役員又は社員の構成が保障措置検査等実施業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 保障措置検査等実施業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて保障措置検査等実施業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。

五 その指定をすることによつて保障措置協定又は追加議定書に基づく保障措置の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。

スポーツ振興法（昭和三十六年法律第四百十一号）（抄）

（国民体育大会）

第六条 国民体育大会は、財団法人日本体育協会、国及び開催地の都道府県が共同して開催する。

2 国民体育大会においては、都道府県ごとに選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

3 国は、国民体育大会の円滑な運営に資するため、財団法人日本体育協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行なうものとする。

（スポーツの水準の向上のための措置）

第十四条 国及び地方公共団体は、わが国のスポーツの水準を国際的に高いものにするため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、前項に定める措置のうち、財団法人日本オリンピック委員会が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関する措置を講ずるに当たつては、財団法人日本オリンピック委員会との緊密な連絡に努めるものとする。

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）（抄）

（相続人の不在の場合等における著作権の消滅）

第六十二条 著作権は、次に掲げる場合には、消滅する。

一 著作権者が死亡した場合において、その著作権が民法（明治二十九年法律第八十九号）第九百五十九条（残余財産の国庫への帰属）の規定により国庫に帰属すべきこととなるとき。

二 著作権者である法人が解散した場合において、その著作権が民法第七十二条第三項（残余財産の国庫への帰属）その他これに準ずる法律の規定により国庫に帰属すべきこととなるとき。

2 第五十四条第二項の規定は、映画の著作物の著作権が前項の規定により消滅した場合について準用する。

（指定の基準）

第四百四条の三 文化庁長官は、次に掲げる要件を備える団体でなければ前条第一項の規定による指定をしてはならない。

一 民法第三十四条（公益法人の設立）の規定により設立された法人であること。

二 前条第一項第一号に掲げる私的録音録画補償金に係る場合についてはイ、八及び二に掲げる団体を、同項第二号に掲げる私的録音録画補償金に係る場合についてはロからニまでに掲げる団体を構成員とすること。

イ 私的録音に係る著作物に関し第二十一条に規定する権利を有する者を構成員とする団体（その連合体を含む。）であつて、国内において私的録音に係る著作物に関し同条に規定する権利を有する者の利益を代表すると認められるもの

ロ 私的録画に係る著作物に関し第二十一条に規定する権利を有する者を構成員とする団体（その連合体を含む。）であつて、国内において

私的録画に係る著作物に関し同条に規定する権利を有する者の利益を代表すると認められるもの

八 国内において実演を業とする者の相当数を構成員とする団体（その連合体を含む。）

二 国内において商業用レコードの製作を業とする者の相当数を構成員とする団体（その連合体を含む。）

三 前号イからニまでに掲げる団体がそれぞれ次に掲げる要件を備えるものであること。

イ 営利を目的としないこと。

ロ その構成員が任意に加入し、又は脱退することができること。

ハ その構成員の議決権及び選挙権が平等であること。

四 権利者のために私的録音録画補償金を受ける権利を行使する業務（第四百四条の八第一項の事業に係る業務を含む。以下この章において「補償金関係業務」という。）を的確に遂行するに足りる能力を有すること。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）（抄）

（教育職員の教職調整額の支給等）

第三条 教育職員（校長及び教頭を除く。以下この条において同じ。）には、その者の給料月額百分の四に相当する額を基準として、条例で定めるところにより、教職調整額を支給しなければならない。

2 教育職員については、時間外勤務手当及び休日勤務手当は、支給しない。

3 第一項の教職調整額の支給を受ける者の給与に関し、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める内容を条例で定めるものとする。

一 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条第二項に規定する地域手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、期末手当、勤勉手当、定時制通信教育手当、産業教育手当又は退職手当について給料をその算定の基礎とする場合 当該給料の額に教職調整額の額を加えた額を算定の基礎とすること。

二 休職の期間中に給料が支給される場合 当該給料の額に教職調整額の額を加えた額を支給すること。

三 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律（昭和六十二年法律第七十八号）第二条第一項の規定により派遣された者に給料が支給される場合 当該給料の額に教職調整額の額を加えた額を支給すること。

四 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第二条第一項の規定により派遣された者に給料が支給される場合 当該給料の額に教職調整額の額を加えた額を支給すること。

技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）（抄）

目次

第一章 総則（第一条 第三条）

第二章 技術士試験（第四条 第三十一条）

第二章の二 技術士等の資格に関する特例（第三十一条の二）

第三章 技術士等の登録（第三十二条 第四十三条）

第四章 技術士等の義務（第四十四条 第四十七条の二）

第五章 削除

第六章 日本技術士会（第五十四条・第五十五条）

第七章 雑則（第五十六条 第五十八条）

第八章 罰則（第五十九条 第六十三条）

附則

（指定試験機関の指定）

第十一条 文部科学大臣は、文部科学省令で定めるところにより、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、技術士試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

2 指定試験機関の指定は、文部科学省令で定めるところにより、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

3 文部科学大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、前項の申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

4 文部科学大臣は、第二項の申請が次のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 申請者が、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。

二 申請者が、その行う試験事務以外の業務により試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。

三 申請者が、第二十四条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

四 申請者の役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

- イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
- ロ 次条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

（設立）

第五十四条 技術士は、全国を区域とする一の日本技術士会と称する民法第三十四条の規定による法人を設立することができる。
（日本技術士会の目的）

第五十五条 日本技術士会は、技術士の品位の保持、資質の向上及び業務の進歩改善に資するため、技術士の研修並びに会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。

プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律（昭和六十一年法律第六十五号）（抄）
（指定の基準）

第七条 文化庁長官は、第五条第一項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

- 一 文部科学省令で定める条件に適合する知識経験を有する者がプログラム登録を実施し、その数が文部科学省令で定める数以上であること。
- 二 登録事務を的確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。
- 三 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人であつて、その役員又は職員の構成が登録事務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 登録事務以外の業務を行つてゐるときは、その業務を行うことによつて登録事務が不公正になるおそれがないものであること。
- 五 その指定をすることによつて登録事務の確かかつ円滑な実施を阻害することとならないこと。

日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）（抄）
（民法の準用）

第八条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規定は、事業団について準用する。

（借入金及び私学振興債券）

第三十七条 事業団は、助成業務に必要な費用に充てるため、第二十六条において準用する独立行政法人通則法第三十条に規定する中期計画で定める同条第二項第四号の短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金を行うことができる。ただし、やむを得ない事由があるものとして文部科学大臣の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならぬ。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、文部科学大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 事業団は、助成業務に必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は私学振興債券（以下この条及び次条において「債券」という。）を発行することができる。

5 事業団は、共済業務に必要な費用に充てるため、短期借入金及び長期借入金をしてはならない。ただし、私立学校教職員の福利厚生を図るため必要な場合において、文部科学大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

6 第二項及び第三項の規定は、前項ただし書の規定による短期借入金について準用する。

7 文部科学大臣は、第一項ただし書、第二項ただし書又は第四項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

8 第四項の規定による債券の債権者は、事業団の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

9 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

10 事業団は、文部科学大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

11 会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

12 第四項及び第七項から前項までに定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）（抄）

（機構の指定）

第二十三条 文部科学大臣は、サッカーの試合を通じてスポーツの振興を図ることを目的として設立された民法第三十四条の社団法人であつて、次条に規定する業務を公正かつ円滑に行うことができるものと認められるものを、その申請により、全国を通じて一に限り、スポーツ振興投票対象試合開催機構（以下「機構」という。）として指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による指定をしてはならない。

一 この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であること。

二 第二十九条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であること。

三 その役員のうち、第一号に該当する者があること。

3 文部科学大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、機構の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

4 機構は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

5 文部科学大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その届出に係る事項を公示しなければならない。

独立行政法人大学入試センター法（平成十一年法律第百六十六号）（抄）

（業務の範囲）

第十二条 センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 大学に入学を志願する者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的として大学が共同して実施することとする試験に関し、問題の作成及び採点その他一括して処理することが適当な業務を行うこと。

二 大学の入学者の選抜方法の改善に関する調査及び研究を行うこと。

- 三 大学に入学を志望する者の進路選択に資するための大学に関する情報の提供を行うこと。
- 四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 前項第一号の試験の実施の方法その他同号の試験に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。
- 3 センターは、第一項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、国、地方公共団体又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人その他の営利を目的としない法人の委託を受けて、これらの者が実施する試験の採点及び結果の分析に関する業務を行うことができる。

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）（抄）

第十八条の九 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人であつて、保育士試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を適正かつ確実に実施することができるものと認められるものとして当該都道府県知事が指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、試験事務の全部又は一部を行わせることができる。

都道府県知事は、前項の規定により指定試験機関に試験事務の全部又は一部を行わせることとしたときは、当該試験事務の全部又は一部を行わないものとする。

都道府県は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十七条の規定に基づき保育士試験に係る手数料を徴収する場合にはは、第一項の規定により指定試験機関が行う保育士試験を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料の全部又は一部を当該指定試験機関へ納めさせ、その収入とすることができる。

第三十三条の六 児童又は児童以外の満二十歳に満たない者（次条及び第三十三条の八において「児童等」という。）の親権者が、その親権を濫用し、又は著しく不行跡であるときは、民法第八百三十四条の規定による親権喪失の宣告の請求は、同条に定める者のほか、児童相談所長も、これを行うことができる。

第五十六条の二 都道府県及び市町村は、次の各号に該当する場合には、第三十五条第四項の規定により、国、都道府県及び市町村以外の者が設置する児童福祉施設について、その新設（社会福祉法第三十一条第一項の規定により設立された社会福祉法人が設置する児童福祉施設の新設に限る。）修理、改造、拡張又は整備（以下「新設等」という。）に要する費用の四分の三以内を補助することができる。ただし、一の児童福祉施設について都道府県及び市町村が補助する金額の合計額は、当該児童福祉施設の新設等に要する費用の四分の三を超えてはならない。

- 一 その児童福祉施設が、社会福祉法第三十一条第一項の規定により設立された社会福祉法人、日本赤十字社又は民法第三十四条の規定により設立された法人の設置するものであること。

- 二 その児童福祉施設が主として利用される地域において、この法律の規定に基づき障害児施設給付費の支給、入所させる措置又は保育の実施等を必要とする児童、その保護者又は妊産婦の分布状況からみて、同種の児童福祉施設が必要とされるにかかわらず、その地域に、国、都道府県又は市町村の設置する同種の児童福祉施設がないか、又はあつてもこれが十分でないこと。

前項の規定により、児童福祉施設に対する補助がなされたときは、厚生労働大臣、都道府県知事及び市町村長は、その補助の目的が有効に達せられることを確保するため、当該児童福祉施設に対して、第四十六条及び第五十八条に規定するもののほか、次に掲げる権限を有する。

一 その児童福祉施設の予算が、補助の効果をあげるために不適当であると認めるときは、その予算について必要な変更をすべき旨を指示すること。

二 その児童福祉施設の職員が、この法律若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づいてする処分違反したときは、当該職員を解職すべき旨を指示すること。

国庫は、第一項の規定により都道府県が知的障害児施設等について補助した金額の三分の二以内を補助することができる。

第七十二条 国は、当分の間、都道府県（第五十九条の四第一項の規定により、都道府県が処理することとされている第五十六条の二第一項の事務を指定都市等が処理する場合にあつては、当該指定都市等を含む。以下この項及び第九項において同じ。）に対し、第五十六条の二第三項の規定により国がその費用について補助することができる知的障害児施設等の新設等で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものにつき、社会福祉法第三十一条第一項の規定により設立された社会福祉法人、日本赤十字社又は民法第三十四条の規定により設立された法人に対し当該都道府県が補助する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第五十六条の二第三項の規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

国は、当分の間、都道府県（第五十九条の四第一項の規定により、都道府県が処理することとされている第五十六条の二第一項の事務を指定都市等が処理する場合にあつては、当該指定都市等を含む。以下この項及び第九項において同じ。）に対し、第五十六条の二第三項の規定により国がその費用について補助することができる知的障害児施設等の新設等で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものにつき、社会福祉法第三十一条第一項の規定により設立された社会福祉法人、日本赤十字社又は民法第三十四条の規定により設立された法人に対し当該都道府県が補助する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第五十六条の二第三項の規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

国は、当分の間、都道府県又は市町村に対し、児童家庭支援センターの新設、修理、改造、拡張又は整備で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

国は、当分の間、都道府県又は指定都市等に対し、児童の保護を行う事業又は児童の健全な育成を図る事業を目的とする施設の新設、修理、改造、拡張又は整備（第五十二条又は第五十六条の二第三項の規定により国がその費用について負担し、又は補助するものを除く。）で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものにつき、当該都道府県又は指定都市等が自ら行う場合にあつてはその要する費用に充てる資金の一部を、指定都市等以外の市町村又は社会福祉法人が行う場合にあつてはその者に対し当該都道府県又は指定都市等が補助する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

国は、当分の間、都道府県、市町村又は長期にわたり医療施設において療養を必要とする児童（以下「長期療養児童」という。）の療養環境の向上のために必要な事業を行う者に対し、長期療養児童の家族が宿泊する施設の新設、修理、改造、拡張又は整備で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

前各項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。
前項に定めるもののほか、第一項から第五項までの規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

国は、第一項の規定により都道府県又は市町村に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業に係る第五十二条の規定による国の負担については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

国は、第二項の規定により都道府県に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業については、第五十六条の二第三項の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

国は、第三項から第五項までの規定により都道府県、市町村又は長期療養児童の療養環境の向上のために必要な事業を行う者に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

都道府県、市町村又は長期療養児童の療養環境の向上のために必要な事業を行う者が、第一項から第五項までの規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第六項及び第七項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前三項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）（抄）

第三条の四 厚生労働大臣は、厚生労働省令の定めるところにより、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

指定試験機関の指定は、厚生労働省令の定めるところにより、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

厚生労働大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、前項の申請が次の各号に掲げる要件を満たしていると認めるときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
厚生労働大臣は、第二項の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。

- 一 申請者が、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。
- 二 申請者が、その行う試験事務以外の業務により試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。
- 三 申請者が、第三条の十七の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であること。
- 四 申請者の役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。

- イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
- ロ 次条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）（抄）

第四条の三 厚生労働大臣は、前条第二項の規定による申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、同条第一項の規定による指定をしてはならない。

- 一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
 - 二 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
 - 三 申請者が、試験事務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて試験事務が不公正になるおそれがないこと。
- 厚生労働大臣は、前条第二項の規定による申請をした者が、次のいずれかに該当するときは、同条第一項の規定による指定をしてはならない。
- 一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。
 - 二 第四条の十五第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であること。
 - 三 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。
- イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
 - ロ 第四条の六第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）（抄）

第八条の二 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、その指定する者（以下「指定登録機関」という。）に、歯科衛生士の登録の実施等に関する事務（以下「登録事務」という。）を行わせることができる。

- 2 指定登録機関の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、登録事務を行おうとする者の申請により行う。
 - 3 厚生労働大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、前項の申請が次の各号に掲げる要件を満たしていると認めるときでなければ、指定登録機関の指定をしてはならない。
- 一 職員、設備、登録事務の実施の方法その他の事項についての登録事務の実施に関する計画が、登録事務の適正かつ確実な実施のために適切

なものであること。

- 二 前号の登録事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 4 厚生労働大臣は、第二項の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定登録機関の指定をしてはならない。
 - 一 申請者が、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。
 - 二 申請者が、その行う登録事務以外の業務により登録事務を公正に実施することができないおそれがあること。
 - 三 申請者が、第八条の十三の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であること。
 - 四 申請者の役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。
 - イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
 - ロ 次条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）（抄）

（指定の基準）

第七条の三 厚生労働大臣は、前条第二項の規定による申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、同条第一項の規定による指定をしてはならない。

- 一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 三 申請者が、試験事務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて試験事務が公正になるおそれがないこと。
- 2 厚生労働大臣は、前条第二項の規定による申請をした者が、次のいずれかに該当するときは、同条第一項の規定による指定をしてはならない。
 - 一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。
 - 二 第七条の十五第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であること。
 - 三 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。
 - イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
 - ロ 第七条の六第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

美容師法（昭和三十三年法律第六十三号）（抄）

（指定の基準）

第四条の三 厚生労働大臣は、前条第二項の規定による申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、同条第一項の規定による指定を

してはならない。

- 一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
 - 二 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
 - 三 申請者が、試験事務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて試験事務が不公正になるおそれがないこと。
- 2 厚生労働大臣は、前条第二項の規定による申請をした者が、次のいずれかに該当するときは、同条第一項の規定による指定をしてはならない。
 - 一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。
 - 二 第四条の十五第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であること。
 - 三 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。
- イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
 - ロ 第四条の六第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

水道法（昭和三十二年法律第七十七号）（抄）

（指定の基準）

第二十五条の十三 厚生労働大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、前条第二項の規定による申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならない。

- 一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
 - 二 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
 - 三 申請者が、試験事務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて試験事務が不公正になるおそれがないこと。
- 2 厚生労働大臣は、前条第二項の規定による申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。
 - 一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。
 - 二 第二十五条の二十四第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であること。
 - 三 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。
- イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
 - ロ 第二十五条の十五第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

製菓衛生師法（昭和四十一年法律第一百五号）（抄）

(製菓衛生師試験)

- 第四条 製菓衛生師試験は、厚生労働大臣の定める基準に基づき、製菓衛生師となるのに必要な知識について、都道府県知事が行なう。
- 2 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人であつて、製菓衛生師試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)を適正かつ確実に実施することができるものとして厚生労働大臣があらかじめ指定する者(以下「指定試験機関」という。)に試験事務の全部又は一部を行わせることができる。
- 3 指定試験機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 4 試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)(抄)

(指定登録機関の指定等)

- 第八条の二 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定登録機関」という。)に、柔道整復師の登録の実施等に関する事務(以下「登録事務」という。)を行わせることができる。
- 2 指定登録機関の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、登録事務を行おうとする者の申請により行う。
- 3 厚生労働大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、前項の申請が次の各号に掲げる要件を満たしていると認めるときでなければ、指定登録機関の指定をしてはならない。
- 一 職員、設備、登録事務の実施の方法その他の事項についての登録事務の実施に関する計画が、登録事務の適正かつ確実な実施のために適切なるものであること。
- 二 前号の登録事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 4 厚生労働大臣は、第二項の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定登録機関の指定をしてはならない。
- 一 申請者が、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。
- 二 申請者が、その行う登録事務以外の業務により登録事務を公正に実施することができないおそれがあること。
- 三 申請者が、第八条の十三の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。
- 四 申請者の役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。
- イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わりに、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
- ロ 次条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)(抄)

(指定試験機関の指定)

- 第十条 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、その指定する者（以下この章において「指定試験機関」という。）に、社会福祉士試験の実施に関する事務（以下この章において「試験事務」という。）を行わせることができる。
- 2 指定試験機関の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、試験事務を行おうとする者の申請により行う。
- 3 厚生労働大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、前項の申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施のために適切
なものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

4 厚生労働大臣は、第二項の申請が次のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 申請者が、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。

二 申請者が、その行う試験事務以外の業務により試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。

三 申請者が、第二十二条の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であること。

四 申請者の役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。

イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ロ 次条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）（抄）

(指定試験機関の指定)

第十七条 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

2 指定試験機関の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

3 厚生労働大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、前項の申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施のために適切
なものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

4 厚生労働大臣は、第二項の申請が次のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。

- 一 申請者が、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。
- 二 申請者が、その行う試験事務以外の業務により試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。
- 三 申請者が、第三十条の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であること。
- 四 申請者の役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。

イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ロ 次条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）（抄）

（指定試験機関の指定）

第十七条 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

2 指定試験機関の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

3 厚生労働大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、前項の申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

4 厚生労働大臣は、第二項の申請が次のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。

- 一 申請者が、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。
 - 二 申請者が、その行う試験事務以外の業務により試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。
 - 三 申請者が、第三十条の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であること。
 - 四 申請者の役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。
- イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
- ロ 次条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）（抄）

（指定の基準）

第二十二条 厚生労働大臣は、前条第二項の申請が次の基準に適合していると認めるときでなければ、同条第一項の指定をしてはならない。

- 一 職員、設備、食鳥検査の業務の実施の方法その他の事項についての食鳥検査の業務の実施に関する計画が食鳥検査の業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の食鳥検査の業務の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。
- 三 食鳥検査の業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて食鳥検査の業務が不公正になるおそれがないこと。
- 2 厚生労働大臣は、前条第二項の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、同条第一項の指定をしてはならない。
 - 一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。
 - 二 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分違反して刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者であること。
 - 三 第三十三条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であること。
 - 四 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。
 - イ 第二号に該当する者
 - ロ 第二十六条第三項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

救急救命士法（平成三年法律第三十六号）（抄）

（指定登録機関の指定）

- 第十二条 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、その指定する者（以下「指定登録機関」という。）に、救急救命士名簿の登録の実施に関する事務（以下「登録事務」という。）を行わせることができる。
- 2 指定登録機関の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、登録事務を行おうとする者の申請により行う。
 - 3 厚生労働大臣は、他に第一項の規定による指定を受けた者がなく、かつ、前項の申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、指定登録機関の指定をしてはならない。
 - 一 職員、設備、登録事務の実施の方法その他の事項についての登録事務の実施に関する計画が、登録事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
 - 二 前号の登録事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
 - 4 厚生労働大臣は、第二項の申請が次のいずれかに該当するときは、指定登録機関の指定をしてはならない。
 - 一 申請者が、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。
 - 二 申請者が、その行う登録事務以外の業務により登録事務を公正に実施することができないおそれがあること。
 - 三 申請者が、第二十三条の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であること。
 - 四 申請者の役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。

- イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
- ロ 次条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

精神保健福祉士法（平成九年法律第三百一十一号）（抄）

（指定試験機関の指定）

第十条 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

2 指定試験機関の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

3 厚生労働大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、前項の申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

4 厚生労働大臣は、第二項の申請が次のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 申請者が、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。

二 申請者がその行う試験事務以外の業務により試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。

三 申請者が、第二十二条の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であること。

四 申請者の役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

- イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
- ロ 次条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

言語聴覚士法（平成九年法律第三百二十二号）（抄）

（指定登録機関の指定）

第十二条 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、その指定する者（以下「指定登録機関」という。）に、言語聴覚士の登録の実施等に関する事務（以下「登録事務」という。）を行わせることができる。

2 指定登録機関の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、登録事務を行おうとする者の申請により行う。

3 厚生労働大臣は、他に第一項の規定による指定を受けた者がなく、かつ、前項の申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、指定登録機関の指定をしてはならない。

- 一 職員、設備、登録事務の実施の方法その他の事項についての登録事務の実施に関する計画が、登録事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の登録事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 4 厚生労働大臣は、第二項の申請が次のいずれかに該当するときは、指定登録機関の指定をしてはならない。
 - 一 申請者が、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。
 - 二 申請者がその行う登録事務以外の業務により登録事務を公正に実施することができないおそれがあること。
 - 三 申請者が、第二十三条の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であること。
 - 四 申請者の役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。
 - イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
 - ロ 次条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）（抄）

第七条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規定は、基金について準用する。

母体保護法（昭和二十三年七月十三日法律第五十六号）（抄）

（医師の認定による人工妊娠中絶）

第十四条 都道府県の区域を単位として設立された社団法人たる医師会の指定する医師（以下「指定医師」という。）は、次の各号の一に該当する者に対して、本人及び配偶者の同意を得て、人工妊娠中絶を行うことができる。

- 一 妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの
 - 二 暴行若しくは脅迫によつて又は抵抗若しくは拒絶することができない間に姦淫されて妊娠したもの
- 2 前項の同意は、配偶者が知れないとき若しくはその意思を表示することができないとき又は妊娠後に配偶者がなくなつたときには本人の同意だけで足りる。

消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）（抄）

（民法の準用）

第四十二条 理事には、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条第一項、第五十二条第二項及び第五十三条から第五十六条までの規定を準用する。この場合において、民法第五十六条中「裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により」とあるのは、「当該行政庁は、利害関係人の請求により又は職権で」と読み替えるものとする。

(合併の効力)

第六十七条 組合の合併は、合併後存続する組合又は合併に因つて設立する組合が、その主たる事務所の所在地において、第七十九条に規定する登記をすることに因つてその効力を生ずる。

(民法の準用等)

第七十三条 組合の解散及び清算には、民法第七十三条、第七十五条、第七十六条及び第七十八条から第八十三条まで並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条までの規定を準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「消費生活協同組合法第六十九条」と読み替えるものとする。

2 組合の解散及び清算を監督する裁判所は、組合の業務を監督する官庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

3 前項に規定する官庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(設立登記)

第七十四条 設立の登記は、出資の第一回の払込があつた日から二週間以内に、主たる事務所の所在地においてこれをしなければならない。

2 設立の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 第二十六条第一項第一号から第三号までの事項

二 事務所の所在場所

三 出資一口の金額及びその払込の方法並びに出資の総口数及び払い込んだ出資の総額

四 存立時期を定めるときは、その時期

五 代表権を有する者の氏名、住所及び資格

六 公告の方法

3 組合は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事務所の所在地において前項の事項を登記しなければならない。

(従たる事務所の登記)

第七十五条 組合の成立後従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記し、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に前条第二項の事項を登記し、他の従たる事務所の所在地においては同期間内にその従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

2 主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内においてあらたに従たる事務所を設けたときは、その従たる事務所を設けたことを登記するをもつて足りる。

(移転登記)

第七十六条 組合が主たる事務所を移転したときは、二週間以内に旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第七十四条第二項の事項を登記し、従たる事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内に同項の事項

を登記しなければならない。

- 2 同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所又は従たる事務所を移転したときは、その移転の登記をすることをもつて足りる。
(変更登記)

第七十七条 第七十四条第二項の事項中に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に変更の登記をしなければならない。

- 2 第七十四条第二項第三号の事項中出資の総口数及び払い込んだ出資の総額の変更の登記は、前項の規定にかかわらず、毎事業年度末現在により事業年度終了後主たる事務所の所在地においては四週間以内に、従たる事務所の所在地においては五週間以内にこれを行うことができる。

(理事の職務執行停止の仮処分等の登記)

第七十七条の二 組合の理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(解散登記)

第七十八条 組合が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除いては、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に解散の登記をしなければならない。

(合併登記)

第七十九条 組合が合併をしたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、合併後存続する組合については変更の登記、合併に因つて消滅する組合については解散の登記、合併に因つて設立した組合については第七十四条第二項に規定する登記をしなければならない。

第八十条 削除

(清算終了登記)

第八十一条 組合の清算が終了したときは、第七十二条の承認の日から主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算終了の登記をしなければならない。

(管轄登記所)

第八十二条 組合の登記については、その事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所が管轄登記所としてこれをつかさどる。

- 2 各登記所に消費生活協同組合登記簿及び消費生活協同組合連合会登記簿を備える。

(設立登記の手続)

第八十三条 組合の設立の登記の申請書には、定款並びに出資の総口数及び出資第一回の払込のあつたことを証する書面及び代表権を有する者の資格を証する書面を添附しなければならない。

2 合併による組合の設立の登記の申請書には、前項に掲げる書面のほか、第六十五条第三項において準用する第四十九条の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、これに対し、弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託をしたこと又は合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面並びに合併によつて消滅する組合（当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。）の登記事項証明書を添付しなければならない。

第八十四条 削除

（事務所の新設、移転及び変更登記手続）

第八十五条 組合の事務所の新設又は事務所の移転その他第七十四条第二項の事項の変更の登記の申請書には、事務所の新設又は登記事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

2 出資一口の金額の減少又は組合の合併による変更の登記の申請書には、前項に掲げる書面のほか、第四十九条（第六十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、これに対し、弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託をしたこと又は出資一口の金額の減少若しくは合併してもその債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

3 組合の合併による変更の登記の申請書には、合併によつて消滅する組合（当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。）の登記事項証明書を添付しなければならない。

（解散登記手続）

第八十六条 第七十八条の規定による組合の解散の登記の申請書には、解散の事由を証する書面を添付しなければならない。

2 行政庁が組合の解散を命じた場合における解散の登記は、その行政庁の嘱託に因つてこれをする。

第八十七条 削除

第八十八条 削除

（清算終了登記手続）

第八十九条 組合の清算終了の登記の申請書には、清算人が第七十二条の規定により決算報告書の承認を得たことを証する書面を添付しなければならない。

（商業登記法の準用）

第九十二条 組合の登記については、商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第二条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第二十三条の二まで、第二十四条（第十五号及び第十六号を除く。）、第二十五条から第二十七条まで、第四十七条第一項、第四十八条から第五十三条まで、第七十一条第一項及び第三項、第七十九条、第八十二条、第八十三条並びに第三十二条から第四十八条までの規定を準用する。この場合において、同法第二十五条中「訴え」とあるのは「行政庁に対する請求」と、同条第三項中「その本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは「行政庁」と、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「消費生活協同組合法第七十四条

第二項各号」と、同法第五十三条中「新所在地における登記においては」とあるのは「新所在地において消費生活協同組合法第七十四条第二項各号に掲げる事項を登記する場合には」と、同法第七十一条第三項ただし書中「会社法第四百七十八条第一項第一号の規定により清算株式会社
の清算人となつたもの（同法第四百八十三条第四項に規定する場合にあつては、同項の規定により清算株式会社の代表清算人となつたもの）」
とあるのは「消費生活協同組合法第六十九条本文の規定による清算人」と読み替えるものとする。

（行政罰）

第百条 次に掲げる場合には、組合の理事若しくは監事又は清算人は、これを十万円以下の過料に処する。

- 一 第十条に規定する事業以外の事業を営んだとき。
- 二 第十二条第三項の規定に違反したとき。
- 三 第十五条の規定に違反したとき。
- 四 第二十九条の規定に違反したとき。
- 五 第三十一条の規定に違反したとき。
- 六 第三十四条、第三十五条第二項又は第三十六条第二項の規定に違反したとき。
- 七 第三十九条第一項若しくは第四十条第一項の規定に違反して書類を備え置かずその書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第三十九条第二項若しくは第四十条第二項の規定による閲覧を拒んだとき。
- 八 第二十条第二項又は第四十一条第三項の規定に違反したとき。
- 八の二 第四十三条第六項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 九 第四十九条若しくは第五十条第二項、第五十条の二第四項又は第六十五条第三項の規定に違反して出資一口の金額を減少し、責任共済等の事業の全部若しくは一部を譲渡し、責任共済等の事業に係る財産を移転し、又は合併したとき。
- 九の二 第五十条の二第五項の規定に違反したとき。
- 十 第五十一条又は第五十二条の規定に違反したとき。
- 十一 第六十四条第二項の規定に違反したとき。
- 十二 第七十条又は第七十二条に掲げる書類に記載すべき事項を記載せず又は不正の記載をしたとき。
- 十三 第七十一条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。
- 十四 第七十三条第一項において準用する民法第七十九条第一項の期間内に債権者に弁済をしたとき。
- 十五 第七十三条第一項において準用する民法第七十九条第一項又は同法第八十一条第一項に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。
- 十六 第七十三条第一項において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。
- 十七 第九十四条の二の規定による命令に従わなかつたとき。
- 十八 この法律の規定による登記をすることを怠つたとき。

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）（抄）

第六条の十一 都道府県、保健所を設置する市及び特別区（以下この条及び次条において「都道府県等」という。）は、第六条の九に規定する措置を講ずるため、次に掲げる事務を実施する施設（以下「医療安全支援センター」という。）を設けるよう努めなければならない。

一 患者又はその家族からの当該都道府県等の区域内に所在する病院、診療所若しくは助産所における医療に関する苦情に対応し、又は相談に応ずるとともに、当該患者若しくはその家族又は当該病院、診療所若しくは助産所の管理者に対し、必要に応じ、助言を行うこと。

二 当該都道府県等の区域内に所在する病院、診療所若しくは助産所の開設者若しくは管理者若しくは従業者又は患者若しくはその家族若しくは住民に対し、医療の安全の確保に関し必要な情報の提供を行うこと。

三 当該都道府県等の区域内に所在する病院、診療所又は助産所の管理者又は従業者に対し、医療の安全に関する研修を実施すること。

四 前三号に掲げるもののほか、当該都道府県等の区域内における医療の安全の確保のために必要な支援を行うこと。

2 都道府県等は、前項の規定により医療安全支援センターを設けたときは、その名称及び所在地を公示しなければならない。

3 都道府県等は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人その他の厚生労働省令で定める者に対し、医療安全支援センターにおける業務を委託することができる。

4 医療安全支援センターの業務に従事する職員（前項の規定により委託を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員）及びその職員を含む。）又はその職にあつた者は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第四十四条 医療法人は、都道府県知事の認可を受けなければ、これを設立することができない。

2 医療法人を設立しようとする者は、定款又は寄附行為をもつて、少なくとも次に掲げる事項を定めなければならない。

一 目的

二 名称

三 その開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設（地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者として管理しようとする公の施設である病院、診療所又は介護老人保健施設を含む。）の名称及び開設場所

四 事務所の所在地

五 資産及び会計に関する規定

六 役員に関する規定

七 社団たる医療法人にあつては、社員総会及び社員たる資格の得喪に関する規定

八 財団たる医療法人にあつては、評議員会及び評議員に関する規定

九 解散に関する規定

十 定款又は寄附行為の変更に関する規定

十一 公告の方法

- 3 医療法人の設立当初の役員は、定款又は寄附行為をもつて定めなければならない。
- 4 第二項第九号に掲げる事項中に、残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、国若しくは地方公共団体又は医療法人その他の医療を提供する者であつて厚生労働省令で定めるもののうちから選定されるようにしなければならない。
- 5 この節に定めるもののほか、医療法人の設立認可の申請に關して必要な事項は、厚生労働省令で定める。
- 第四十六条 医療法人は、その主たる事務所の所在地において政令の定めるところにより設立の登記をすることによつて、成立する。
- 第四十六条の四 理事長は、医療法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、定款又は寄附行為の定めるところにより、他の理事が、その職務を代理し、又はその職務を行う。
- 3 監事の職務は、次のとおりとする。
 - 一 医療法人の業務を監査すること。
 - 二 医療法人の財産の状況を監査すること。
 - 三 医療法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後三月以内に社員総会又は理事に提出すること。
 - 四 第一号又は第二号の規定による監査の結果、医療法人の業務又は財産に關し不正の行為又は法令若しくは定款若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを都道府県知事又は社員総会若しくは評議員会に報告すること。
 - 五 社団たる医療法人の監事にあつては、前号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。
 - 六 財団たる医療法人の監事にあつては、第四号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
 - 七 医療法人の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。
- 第四十八条の三 社団たる医療法人の理事長は、少なくとも毎年一回、定時社員総会を開かなければならない。
- 2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができる。
- 3 議長は、社員総会において選任する。
- 4 理事長は、総社員の五分の一以上の社員から会議に付議すべき事項を示して臨時社員総会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から二十日以内に、これを招集しなければならない。ただし、総社員の五分の一の割合については、定款でこれを下回る割合を定めることができる。
- 5 社員総会は、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 6 社員総会の議事は、定款に別段の定めがある場合を除き、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。

第四十八条の四 社員は、各一個の議決権を有する。

第四十九条の二 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。

一 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項

二 事業計画の決定又は変更

三 寄附行為の変更

四 合併

五 第五十五条第二項第二号に掲げる事由のうち、同条第一項第二号に掲げる事由による解散

六 その他医療法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもつて定めるもの

2 前項各号に掲げる事項は、寄附行為をもつて評議員会の議決を要するものとすることができる。

第五十条 定款又は寄附行為の変更（厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 都道府県知事は、前項の規定による認可の申請があつた場合には、第四十五条に規定する事項及び定款又は寄附行為の変更の手續が法令又は定款若しくは寄附行為に違反していないかどうかを審査した上で、その認可を決定しなければならない。

3 医療法人は、第一項の厚生労働省令で定める事項に係る定款又は寄附行為の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。

4 第四十四条第四項の規定は、定款又は寄附行為の変更により、残余財産の帰属すべき者に関する規定を設け、又は変更する場合について準用する。

第五十一条の二 医療法人（社会医療法人を除く。）は、次に掲げる書類を各事務所に備えて置き、その社員若しくは評議員又は債権者から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

一 事業報告書等

二 第四十六条の四第三項第三号の監査報告書（以下「監事の監査報告書」という。）

三 定款又は寄附行為

2 社会医療法人は、次に掲げる書類を各事務所に備えて置き、請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

一 前項各号に掲げる書類

二 前条第三項の社会医療法人にあつては、公認会計士又は監査法人の監査報告書（以下「公認会計士等の監査報告書」という。）

第五十五条 社団たる医療法人は、次の事由によつて解散する。

一 定款をもつて定めた解散事由の発生

- 二 目的たる業務の成功の不能
 - 三 社員総会の決議
 - 四 他の医療法人との合併
 - 五 社員の欠亡
 - 六 破産手続開始の決定
 - 七 設立認可の取消し
 - 2 財団たる医療法人は、左の事由によつて解散する。
 - 一 寄附行為をもつて定めた解散事由の発生
 - 二 前項第二号、第四号、第六号又は第七号に掲げる事由
 - 3 第一項第二号又は第三号に掲げる事由による解散は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。
 - 4 都道府県知事は、前項の認可をし、又は認可をしない処分をするに当たつては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。
 - 5 清算人は、第一項第一号若しくは第五号又は第二項第一号に掲げる事由によつて医療法人が解散した場合には、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
 - 第五十七条 社団たる医療法人は、総社員の同意があるときは、他の社団たる医療法人と合併をすることができる。
 - 2 財団たる医療法人は、寄附行為に合併することができる旨の定がある場合に限り、他の財団たる医療法人と合併をすることができる。
 - 3 財団たる医療法人が合併するには、理事の三分の二以上の同意がなければならない。但し、寄附行為に別段の定がある場合は、この限りでない。
 - 4 合併は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。
 - 5 第五十五条第四項の規定は、前項の認可について準用する。
 - 第六十七条 都道府県知事は、第四十四条第一項、第五十五条第三項若しくは第五十七条第四項の規定による認可をしない処分をし、又は第六十四条第二項の規定により役員の解任を勧告するに当たつては、当該処分の名あて人又は当該勧告の相手方に対し、その指名した職員又はその他の者に対して弁明する機会を与えなければならない。この場合においては、都道府県知事は、当該処分の名あて人又は当該勧告の相手方に対し、あらかじめ、書面をもつて、弁明をするべき日時、場所及び当該処分又は当該勧告をするべき事由を通知しなければならない。
 - 2 前項の通知を受けた者は、代理人を出頭させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
 - 3 第一項の規定による弁明の聴取をした者は、聴取書を作り、これを保存するとともに、報告書を作成し、かつ、当該処分又は当該勧告をする必要があるかどうかについて都道府県知事に意見を述べなければならない。
- 第六十八条 民法第四十条から第四十四条まで、第五十条、第五十一条第一項（法人の設立のときに関する部分に限る。）及び第二項、第五十二

条第二項、第五十五条から第五十七条まで、第六十二条から第六十四条まで、第六十五条第二項及び第三項、第六十六条、第六十九条、第七十条、第七十三条から第七十六条まで、第七十七条第二項（届出に関する部分に限る。）並びに第七十八条から第八十三条まで、会社法第六百七十二條、第六百六十四条、第八百六十八條第一項、第八百七十一条、第八百七十四条（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条までの規定は、医療法人について準用する。この場合において、民法第四十条、第五十六条及び第五十七条中「裁判所は、利害関係人又は檢察官の請求により」とあるのは、「都道府県知事は、利害関係人の請求により又は職権で」と、同法第四十二条第一項中「法人の設立の許可があつた時」とあるのは「医療法人の成立の時」と、同法第六十五条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、同法第七十四条中「破産手続開始の決定による解散の場合」とあるのは「合併及び破産手続開始の決定による解散の場合」と、同法第七十七条第二項及び第八十三条中「主務官庁」とあるのは「都道府県知事」と、会社法第六百六十四条中「社員に分配する」とあるのは「残余財産の帰属すべき者又は国庫に帰属させる」と読み替えるものとする。

2 医療法人の解散及び清算を監督する裁判所は、医療法人の業務を監督する官庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

3 前項に規定する官庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第六十八条の二 二以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人に係るこの章の規定の適用については、第四十二条の二第一項及び第二項、第四十四条第一項、第四十五条、第四十六条の二第一項ただし書、第四十六条の三第一項ただし書及び第二項、第四十六条の四第三項第四号、第四十七条第一項ただし書、第五十条第一項から第三項まで、第五十二条、第五十五条第三項、第四項（第五十七條第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第五項、第五十七條第四項、第五十八条、第六十四条から第六十六条まで、第六十七条第一項及び第三項並びに前条第一項中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、第四十二条の二第一項第四号中「所在地の都道府県に」とあるのは「所在地のすべての都道府県に」と、同条第二項、第四十五条第二項、第五十五条第四項、第六十四条第三項、第六十四条の二第二項及び第六十六条第二項中「都道府県医療審議会」とあるのは「社会保障審議会」と、第四十九条第二項中「第四十六条の二第一項ただし書の認可」とあるのは「第六十八条の二第一項の規定により読み替えて適用される第四十六条の二第一項ただし書の認可」と、第六十三条第一項中「都道府県知事は」とあるのは「厚生労働大臣又は都道府県知事は」と、「都道府県知事の」とあるのは「厚生労働大臣の」とする。

2 前項の規定により読み替えて適用される第四十二条の二第一項の規定による認定並びに第四十四条第一項、第四十六条の二第一項ただし書、第四十六条の三第一項ただし書、第四十七条第一項ただし書、第五十条第一項、第五十五条第三項及び第五十七条第四項の規定による認可の申請は、都道府県知事を経由して行わなければならない。この場合において、都道府県知事は、必要な調査をし、意見を付するものとする。

第七十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、医療法人の理事、監事又は清算人は、これを二十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

- 一 この法律に基づく政令の規定による登記をすることを怠つたとき。
- 一 の二 第五十条第三項又は第五十二条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

- 二 第五十一条の二の規定による書類の備付けを怠り、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当の理由がないのに同条の規定による閲覧を拒んだとき。
- 三 第五十四条の規定に違反して剰余金の配当をしたとき。
- 四 第五十八条又は第五十九条第一項若しくは第三項の規定に違反したとき。
- 五 第六十四条第二項又は第六十四条の二第一項の規定による命令に違反して業務を行つたとき。
- 六 第六十八条第一項において準用する民法第五十一条第一項の規定による財産目録の備付けを怠り、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。
- 七 第六十八条第一項において準用する民法第七十条 又は第八十一条第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。
- 八 第六十八条第一項において準用する民法第七十九条第一項 又は第八十一条第一項の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）（抄）

目次

- 第一章 総則（第一条 第四条）
- 第二章 労働組合（第五条 第十三条）
- 第三章 労働協約（第十四条 第十八条）
- 第四章 労働委員会
- 第一節 設置、任務及び所掌事務並びに組織等（第十九条 第二十六条）
- 第二節 不当労働行為事件の審査の手續（第二十七条 第二十七条の十八）
- 第三節 訴訟（第二十七条の十九 第二十七条の二十一）
- 第四節 雑則（第二十七条の二十二 第二十七条の二十六）
- 第五章 罰則（第二十八条 第三十三条）
- 附則
- （準用規定）
- 第十二条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十三条、第四十四条（この法律の第八条に規定する場合を除く。）、第五十条、第五十二条から第五十五条まで、第五十七条及び第七十二条から第八十三条まで並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条から第四十条までの規定は、法人である労働組合について準用する。
- 第十三条 削除
- 第三十三条 法人である労働組合の清算人が第十二条で準用された民法の規定に違反して同法第八十四条の三第一項の規定によつて罰せられるべ

き行為をしたときは、その清算人は、同項に規定する過料と同一の範囲の額の過料に処する。

2 前項の規定は、法人である労働組合の代表者が第十一条第二項の規定に基いて発する政令で定められた登記事項の変更の登記をすることを怠った場合において、その代表者につき準用する。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）（抄）

（指定等）

第五十一条の二 厚生労働大臣は、精神障害者の社会復帰の促進を図るための訓練及び指導等に関する研究開発を行うこと等により精神障害者の社会復帰を促進することを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、精神障害者社会復帰促進センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による指定をしたときは、センターの名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 センターは、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

4 厚生労働大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（審判の請求）

第五十一条の十一の二 市町村長は、精神障害者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法第七条、第十一条、第十三条第二項、第十五条第一項、第十七条第一項、第八百七十六条の四第一項又は第八百七十六条の九第一項に規定する審判の請求をすることができる。

社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）（抄）

（準用規定）

第二十九条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十三条（法人の能力）及び第四十四条（法人の不法行為能力等）の規定は、社会福祉法人に準用する。

（準用規定）

第三十五条 民法第四十一条（贈与又は遺贈に関する規定の準用）、第四十二条（寄附財産の帰属時期）及び第五十一条第一項（財産目録）（法人の設立の時に關する部分に限る。）の規定は、社会福祉法人の設立に準用する。この場合において、同法第四十二条第一項中「法人の設立の許可があつた時」とあるのは、「社会福祉法人の成立の時」と読み替えるものとする。

（準用規定）

第四十五条 民法第五十五条から第五十七条まで（理事の代理行為の委任、仮理事、利益相反行為）及び非訟事件手続法（明治三十一年法律第十

四号)第三十五条第一項(裁判所の管轄)の規定は、社会福祉法人に準用する。この場合において、民法第五十五条中「定款、寄附行為又は総会の決議」とあるのは「定款」と、同法第五十六条及び第五十七条中「裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により」とあるのは「所轄庁(社会福祉法第三十条に規定する所轄庁をいう。）」は、利害関係人の請求により又は職権で」と読み替えるものとする。

(準用等)

第五十五条 民法第七十条、第七十三条から第七十六条まで、第七十七条第二項(届出に関する部分に限る。）及び第七十八条から第八十三条まで(法人の解散及び清算)並びに非訟事件手続法第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条まで(法人の清算の監督)の規定は、社会福祉法人の解散及び清算に準用する。この場合において、民法第七十七条第二項及び第八十三条中「主務官庁」とあるのは、「所轄庁(社会福祉法第三十条に規定する所轄庁をいう。）」と読み替えるものとする。

2 社会福祉法人の解散及び清算を監督する裁判所は、社会福祉法人の業務を監督する官庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

3 前項に規定する官庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、社会福祉法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律に基づく政令の規定による登記をすることを怠つたとき。

二 第三十五条において準用する民法第五十一条第一項の規定による財産目録の備付けを怠り、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

三 第四十三条第三項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第四十四条第四項の規定による同条第二項の書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面の備付けを怠り、その書類に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

五 第五十条又は第五十一条第二項の規定に違反したとき。

六 第五十五条第一項において準用する民法第七十条又は第八十一条第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。

別表(第二百二十七条関係)

都道府県	
	第三十一条第一項及び第四項(第四十三条第二項、第四十六条第四項及び第四十九条第三項において準用する場合を含む。）、第四十三条第一項、第三項及び第四項(第五十九条第二項において準用する場合を含む。）、第四十六条第一項第六号、第二項及び第三項、第四十九条第二項、第五十六条第一項から第四項まで及び第五項(第五十八条第四項において準用する場合を含む。）、第五十七条、第五十八条第二項、第五十九条第一項、第一百十四条、第二百一十一条、第四十五条において準用する民法第五十六条並びに第五十五条第一項において準用する同法第七十七条第二項及び同法第八十三条

指定都市及び中核市	第三十一条第一項、第四十三条第一項及び第三項、第四十六条第一項第六号、第二項及び第三項、第四十九条第二項、第五十条第一項から第四項まで及び第五項（第五十八条第四項において準用する場合を含む。）、第五十七条、第五十八条第二項、第五十九条第一項、第一百四十四条、第二百一十一条、第四十五条において準用する民法第五十六条並びに第五十五条第一項において準用する同法第七十七条第二項及び同法第八十三条
市町村（指定都市及び中核市を除く。）	第五十八条第二項及び同条第四項において準用する第五十六条第五項

日本赤十字社法（昭和二十七年法律第三百五号）（抄）

（民法の準用）

第十条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力等）及び第五十条（法人の住所）の規定は、日本赤十字社について準用する。この場合において、同法第四十四条中「理事その他の代理人」とあるのは「社長、副社長、理事その他の代理人」と、同条第二項中「社員及び理事」とあるのは「代議員、社長、副社長又は理事」と読み替えるものとする。

（民法の準用）

第二十六条 民法第五十四条（理事の代理権の制限）、第五十六条（仮理事）及び第五十七条（利益相反行為）の規定は、日本赤十字社について準用する。この場合において、同法第五十四条中「理事」とあるのは「副社長又は理事」と、同法第五十六条中「理事が」とあるのは「社長、副社長及び理事が」と、「裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により」とあるのは「厚生労働大臣は、利害関係人の請求により又は職権で」と、同法第五十七条中「理事」とあるのは「社長、副社長又は理事」と、「裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない」とあるのは「監事が法人を代表する」と読み替えるものとする。

厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）（抄）

（清算）

第四百七条 基金が第四百五十五条第一項第一号又は第二号の規定により解散したときは、理事が、その清算人となる。ただし、代議員会において他人を選任したときは、この限りでない。

2 次に掲げる場合には、厚生労働大臣が清算人を選任する。

一 前項の規定により清算人となる者がいないとき。

- 二 基金が第四百四十五条第一項第三号の規定により解散したとき。
- 三 清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるとき。
- 3 前項の場合において、清算人の職務の執行に要する費用は、基金が負担する。
- 4 解散した基金の残余財産は、規約の定めるところにより、その解散した日において当該基金が年金たる給付の支給に関する義務を負っていた者に分配しなければならない。
- 5 前項の規定により残余財産を分配する場合には、同項に規定する者に、その全額を支払うものとし、当該残余財産を事業主に引き渡しはならない。
- 6 第二百一十一条の規定は、基金の清算人について、民法第七十三条及び第七十八条から第八十条までの規定は、基金の清算について準用する。
- 7 前各項に定めるもののほか、解散した基金の清算に関し必要な事項は、政令で定める。
- 第四百四十八条 厚生労働大臣は、解散した基金について必要があると認めるときは、その清算事務の状況に関する報告を徴し、又は当該職員をして当該基金の事務所に立ち入つて関係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査させることができる。
- 2 第百条第二項において準用する第九十六条第二項の規定は、前項の規定による質問及び検査について、第百条第三項の規定は、前項の規定による権限について準用する。
- 3 厚生労働大臣は、第一項の規定により報告を徴し、又は質問し、若しくは検査した場合において、その清算事務が法令、規約、若しくは厚生労働大臣の処分違反していると認めるとき、その清算事務が著しく適正を欠くと認めるとき、又は清算人がその清算事務を明らかに怠つていと認めるときは、期間を定めて、解散した基金又はその清算人に対し、その清算事務について違反の是正又は改善のため必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。
- 4 解散した基金又はその清算人が前項の命令に違反したときは、厚生労働大臣は、当該基金に対し、期間を定めて、当該違反に係る清算人の全部若しくは一部の改任を命じ、又は当該違反に係る清算人を解任することができる。

(清算)

第百六十八条 連合会が第百六十六条第一項第一号の規定により解散したときは、理事が、その清算人となる。ただし、評議員会において他人を選任したときは、この限りでない。

2 連合会が第百六十六条第一項第二号の規定により解散したときは、厚生労働大臣が清算人を選任する。

3 第四百七十七条第二項(第二号を除く。)、第三項、第六項及び第七項並びに第四百四十八条の規定は、連合会の清算について準用する。

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和三十二年法律第百六十四号)(抄)

(組合を代表する理事)

第三十四条の二 理事会は、理事の中から組合を代表する理事を選定しなければならない。

2 組合を代表する理事は、組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

3 組合を代表する理事については、第三十条の二、民法第四十四条第一項、第五十四条及び第五十五条並びに会社法第三百五十三条、第三百五十四條及び第三百六十四條の規定を準用する。この場合において、同法第三百五十三条中「第三百四十九條第四項」とあるのは、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第六十四号）第三十四条の二第二項」と読み替えるものとする。

（会社法等の準用）

第五十二条 組合の解散及び清算については会社法第四百七十五条（第三号を除く。）、第四百七十六条、第四百七十八条第二項及び第四項、第四百七十九條第一項及び第二項（各号列記以外の部分に限る。）、第四百八十一条、第四百八十三条第四項及び第五項、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百九十二条第一項から第三項まで、第四百九十九條から第五百三条まで、第五百七条、第八百六十八條第一項、第八百六十九條、第八百七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六条並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第四十条の規定を、組合の清算人については第二十九条の二、第三十条の二から第三十七条まで、第四十一条第二項、第四十二条及び第四十三条の二並びに会社法第三百六十條第一項及び第七編第二章第二節（第八百四十七條第二項、第八百四十九條第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除く。）の規定を準用する。この場合において、第三十六条第一項中「事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支決算書」とあるのは「事務報告書、財産目録及び貸借対照表」と、同法第四百七十八條第二項中「前項」とあるのは「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第五十一条」と、同法第四百七十九條第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総組合員の五分の一以上の同意を得た組合員」と、同法第四百九十二条第一項、第五百七条第一項並びに第八百四十七條第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第四百九十九條第一項中「官報に公告し」とあるのは「公告し」と読み替えるものとする。

（指定等）

第五十七条の三 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の生活衛生関係営業（第二条第一項各号に掲げる営業をいう。以下同じ。）の経営の健全化を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護を図ることを目的として設立された民法第三十四条の財団法人であつて、次条第一項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申出により、当該都道府県に一を限つて、都道府県生活衛生営業指導センター（以下「都道府県指導センター」という。）として指定することができる。

2 都道府県指導センターは、その名称中に生活衛生営業指導センターという文字を用いなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の指定をしたときは、当該都道府県指導センターの名称及び事務所の所在地を公示しなければならない。

4 都道府県指導センターは、事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめその旨を都道府県知事に届け出なければならない。

5 都道府県知事は、前項の届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

（役員解任の勧告）

第五十七条の六 都道府県指導センターの役員が、法令の規定、法令の規定に基づく処分又は寄附行為に違反したときは、都道府県知事は、都道

府県 指導センターに対し、その役員の解任を勧告することができる。

(指定等)

第五十七条の九 厚生労働大臣は、都道府県指導センター及び連合会の健全な発達を図るとともに、衛生水準の維持向上及び利用者又は消費者の利益の擁護の見地から生活衛生関係営業全般の健全な発達を図ることを目的として設立された民法第三十四条の財団法人であつて、次条に規定する事業を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申出により、全国に一を限つて、全国生活衛生営業指導センター(以下「全国指導センター」という。)として指定することができる。

2 全国指導センターは、その名称中に全国生活衛生営業指導センターという文字を用いなければならない。

調理師法(昭和三十三年法律第四百七十七号)(抄)

(調理師試験)

第三条の二 調理師試験は、厚生労働大臣の定める基準により、調理、栄養及び衛生に関して必要な知識及び技能について、都道府県知事が行う。

2 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人であつて、調理師試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)を適正かつ確実に実施することができるものと認められるものとして厚生労働大臣があらかじめ指定する者(以下「指定試験機関」という。)に試験事務の全部又は一部を行わせることができる。

3 指定試験機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

4 試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

5 都道府県は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百二十七条の規定に基づき調理師試験に係る手数料を徴収する場合には、第二項の規定により指定試験機関が行う調理師試験を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料を当該指定試験機関へ納めさせ、その収入とすることができる。

(届出)

第五条の二 多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で厚生労働省令の定めるものにおいて調理の業務に従事する調理師は、厚生労働省令で定める二年ごとの年の十二月三十一日現在における氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、当該年の翌年一月十五日までに、その就業地の都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、民法第三十四条の規定により設立された法人であつて、前項の規定による届出の受理に係る事務(以下「届出受理事務」という。)を適正かつ確実に実施することができるものと認められるものとして当該都道府県知事があらかじめ指定する者(以下「指定届出受理機関」という。)に届出受理事務の全部又は一部を行わせることができる。

3 指定届出受理機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、届出受理事務に関して知り得た第一項の規定による届出に係る事項を漏

らしてはならない。

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）（抄）
（民法の準用）

第三十一条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条、第五十四条から第五十七条まで及び第六十六条の規定は、組合について準用する。この場合において、同法第五十五条中「定款」とあるのは「規約」と、「総会」とあるのは「組合会」と、同法第五十六条及び第五十七条中「裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により」とあるのは「都道府県知事は、利害関係人の請求により又は職権で」と、同法第六十六条中「社員」とあるのは「組合会議員」と読み替えるものとする。

（民法及び非訟事件手続法の準用等）

第三十四条 民法第七十二条から第七十六条まで、第七十七条（届出に関する部分に限る。）、第七十八条から第八十条まで、第八十二条及び第八十三条並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条までの規定は、組合の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十二条及び第七十四条中「定款」とあるのは「規約」と、「総会」とあるのは「組合会」と、同法第七十二条、第七十七条及び第八十三条中「主務官庁」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

2 組合の解散及び清算を監督する裁判所は、組合の業務を監督する官庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

3 前項に規定する官庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

（保険医療機関等の診療報酬）

第四十五条 保険者は、療養の給付に関する費用を保険医療機関等に支払うものとし、保険医療機関等が療養の給付に関し保険者に請求することができる費用の額は、療養の給付に要する費用の額から、当該療養の給付に関し被保険者（第五十七条に規定する場合にあつては、世帯主又は組合員）が当該保険医療機関等に対して支払わなければならない一部負担金に相当する額を控除した額とする。

2 前項の療養の給付に要する費用の額の算定については、健康保険法第七十六条第二項の規定による厚生労働大臣の定めによる。

3 保険者は、都道府県知事の認可を受け、保険医療機関等との契約により、当該保険医療機関等において行われる療養の給付に関する第一項の療養の給付に要する費用の額につき、前項の規定により算定される額の範囲内において、別段の定めをすることができる。

4 保険者は、保険医療機関等から療養の給付に関する費用の請求があつたときは、第四十条に規定する準則並びに第二項に規定する額の算定方法及び前項の定めを照らして審査した上、支払うものとする。

5 保険者は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を都道府県の区域を区域とする国民健康保険団体連合会（加入している保険者の数がその区域内の保険者の総数の三分の二に達しないものを除く。）又は社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金に委託することができる。

6 前項の規定による委託を受けた国民健康保険団体連合会は、当該委託を受けた審査に関する事務のうち厚生労働大臣の定める診療報酬請求書

の審査に係るものを、民法第三十四条の規定により設立された法人であつて、審査に関する組織その他の事項につき厚生労働省令で定める要件に該当し、当該事務を適正かつ確実に実施することができるものと認められるものとして厚生労働大臣が指定するものに委託することができる。

7 前項の規定により厚生労働大臣の定める診療報酬請求書の審査に係る事務の委託を受けた者は、当該診療報酬請求書の審査を厚生労働省令で定める要件に該当する者に行わせなければならない。

8 前各項に規定するもののほか、保険医療機関等の療養の給付に関する費用の請求に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(時効)

第一百十條 保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利及び保険給付を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

2 保険料その他この法律の規定による徴収金の徴収の告知又は督促は、民法第五百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を生ずる。

国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）（抄）

目次

第一章 総則（第一条 第六条）

第二章 被保険者（第七条 第十四条の二）

第三章 給付

第一節 通則（第十五条 第二十五条）

第二節 老齢基礎年金（第二十六条 第二十九条）

第三節 障害基礎年金（第三十条 第三十六条の四）

第四節 遺族基礎年金（第三十七条 第四十二条）

第五節 付加年金、寡婦年金及び死亡一時金

第一款 付加年金（第四十三条 第四十八条）

第二款 寡婦年金（第四十九条 第五十二条）

第三款 死亡一時金（第五十二条の二 第六十八条）

第六節 給付の制限（第六十九条 第七十三条）

第四章 福祉施設（第七十四条）

第五章 積立金の運用（第七十五条 第八十四条）

第六章 費用（第八十五条 第一百条）

第七章 不服申立て（第一百一条・第一百一条の二）

第八章 雑則（第二百二条 第一百十條）

第九章 罰則（第一百一十條 第一百十四條）

第十章 国民年金基金及び国民年金基金連合会

第一節 国民年金基金

第一款 通則（第一百五十條 第一百八十條の二）

第二款 設立（第一百九十條 第一百九十條の五）

第三款 管理（第二十十條 第二十六條）

第四款 加入員（第二十七條・第二十七條の二）

第五款 基金の行う業務（第二十八條 第三十三條）

第六款 費用の負担（第三十四條・第三十四條の二）

第七款 解散及び清算（第三十五條 第三十七條）

第二節 国民年金基金連合会

第一款 通則（第三十七條の二 第三十七條の四）

第二款 設立（第三十七條の五 第三十七條の七）

第三款 管理及び会員（第三十七條の八 第三十七條の十四）

第四款 連合会の行う業務（第三十七條の十五 第三十七條の二十一）

第五款 解散及び清算（第三十七條の二十二 第三十七條の二十四）

第三節 雑則（第三十八條 第四十二條の二）

第四節 罰則（第四十三條 第四十八條）

附則

（時効）

第二百二条 年金給付を受ける権利は、その支給事由が生じた日から五年を経過したときは、時効によつて、消滅する。

2 前項の時効は、当該年金給付がその全額につき支給を停止されている間は、進行しない。

3 保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利及び死亡一時金を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

4 保険料その他この法律の規定による徴収金についての第九十六條第一項の規定による督促は、民法第五百十三條の規定にかかわらず、時効中
断の効力を有する。

5 保険料その他この法律の規定による徴収金については、會計法（昭和二十二年法律第三十五号）第三十二條の規定を適用しない。

(清算)

第三百三十七条 基金が第三百三十五条第一項第一号又は第二号の規定により解散したときは、理事が、その清算人となる。ただし、代議員会において他人を選任したときは、この限りでない。

2 次に掲げる場合には、厚生労働大臣が清算人を選任する。

一 前項の規定により清算人となる者がいないとき。

二 基金が第三百三十五条第一項第三号の規定により解散したとき。

三 清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるとき。

3 前項の場合において、清算人の職務の執行に要する費用は、基金が負担する。

4 解散した基金の残余財産は、規約の定めるところにより、その解散した日において当該基金が年金の支給に関する義務を負っていた者（以下「解散基金加入員」という。）に分配しなければならない。

5 第二百二十六条の規定は、基金の清算人について、民法第七十三条及び第七十八条から第八十条までの規定は、基金の清算について準用する。

6 前各項に定めるもののほか、解散した基金の清算に関し必要な事項は、政令で定める。

(連合会)

第三百三十七条の二 基金は、第三百三十七条の十七第一項に規定する中途脱退者及び解散基金加入員に係る年金及び一時金の支給を共同して行うため、国民年金基金連合会（以下「連合会」という。）を設立することができる。

(清算)

第三百三十七条の二十四 連合会が第三百三十七条の二十二第一項第一号の規定により解散したときは、理事が、その清算人となる。ただし、評議員会において他人を選任したときは、この限りでない。

2 連合会が第三百三十七条の二十二第一項第二号の規定により解散したときは、厚生労働大臣が清算人を選任する。

3 第三百三十七条第二項（第二号を除く。）、第三項、第五項及び第六項の規定は、連合会の清算について準用する。

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年七月二十五日法律第二百二十三号）（抄）

(指定)

第二十七条 都道府県知事は、職業生活における自立を図るために継続的な支援を必要とする障害者（以下この節において「支援対象障害者」という。）の職業の安定を図ることを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、市町村（特別区を含む。）の区域（当該地域における支援対象障害者の住居とその就業の場所との地理的關係その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める基準に従い、同条第一号から第五号までに掲げる業務の円滑な運営を確保するために必要と認められる場合には、都道府県知事が指定する二以上の市町村の区域）に一を限つて、同条に規定する

業務を行う者として指定することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしたときは、同項の規定による指定を受けた者（以下「障害者雇用支援センター」という。）の名称及び住所並びに事務所の所在地並びに当該指定に係る地域を公示しなければならない。

3 障害者雇用支援センターは、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（指定）

第三十三条 都道府県知事は、職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障害者（以下この節において「支援対象障害者」という。）の職業の安定を図ることを目的として設立された民法第三十四条の法人、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他厚生労働省令で定める法人であつて、次条に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

一 職員、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

二 前号に定めるもののほか、業務の運営が適正かつ確実に行われ、支援対象障害者の雇用の促進その他福祉の増進に資すると認められること。（時効）

第六十三条 納付金その他この款の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

2 機構が行う納付金その他この款の規定による徴収金の納入の告知又は第五十九条第一項の規定による督促は、民法第一百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を生ずる。

老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）（抄）

（指定法人）

第二十八条の二 厚生労働大臣は、老人健康保持事業を実施する者の活動を促進すること等により老人の心身の健康の保持を図ることを目的として設立された民法第三十四条の規定による法人であつて、次条に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

一 職員、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足りる知識及び能力並びに経理的基礎を有すると認められること。

二 前号に定めるもののほか、業務の運営が適正かつ確実に行われ、老人健康保持事業の促進その他老人の心身の健康の保持に資すると認めら

れること。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者（以下「指定法人」という。）の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。

3 指定法人は、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

4 厚生労働大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（有料老人ホーム協会）

第三十条 有料老人ホームの設置者は、有料老人ホームの入居者の保護を図るとともに、有料老人ホームの健全な発展に資することを目的として、有料老人ホームの設置者を会員とし、その名称中に有料老人ホーム協会という文字を用いる民法第三十四条の規定による法人を設立することができる。

2 前項に規定する法人（以下この章において「協会」という。）は、会員の名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

（協会の業務）

第三十一条の二 協会は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 有料老人ホームを運営するに当たり、この法律その他の法令の規定を遵守させるための会員に対する指導、勧告その他の業務

二 会員の設置する有料老人ホームの運営に関し、契約内容の適正化その他入居者の保護を図り、及び入居者の立場に立つた処遇を行うため必要な指導、勧告その他の業務

三 会員の設置する有料老人ホームの設備及び運営に対する入居者等からの苦情の解決

四 有料老人ホームの職員の資質の向上のための研修

五 有料老人ホームに関する広報その他協会の目的を達成するため必要な業務

2 協会は、その会員の設置する有料老人ホームの入居者等から当該有料老人ホームの設備及び運営に関する苦情について解決の申出があつた場合において必要があると認めるときは、当該会員に対して、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3 会員は、協会から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

第四十二条 第三十条第二項の規定に違反して、同項の会員の名簿を公衆の縦覧に供しない者は、五十万円以下の過料に処する。

労働災害防止団体法（昭和三十九年法律第百十八号）（抄）

（人格、住所等）

第九条 労働災害防止団体は、法人とする。

2 労働災害防止団体の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

3 労働災害防止団体でないものは、その名称中に労働災害防止協会という文字を用いてはならない。

4 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力等）の規定は、労働災害防止団体に準用する。（業務）

第十一条 中央協会は、労働災害の防止に関し、会員間の連絡及び調整を図るほか、次の業務を行なうものとする。

一 事業主、事業主の団体等が行なう労働災害の防止のための活動を促進すること。

二 教育及び技術的援助のための施設を設置し、及び運営すること。

三 技術的な事項について指導及び援助を行なうこと。

四 機械及び器具について試験及び検査を行なうこと。

五 労働者の技能に関する講習を行なうこと。

六 情報及び資料を収集し、及び提供すること。

七 調査及び広報を行なうこと。

八 その他必要な業務を行なうこと。

2 中央協会は、前項の業務のほか、国からの委託を受けて、次の業務を行うことができる。

一 安全衛生教育に従事する指導員の養成及び資質の向上を図るための業務を行うこと。

二 化学物質等で労働者の健康障害を生ずるおそれのあるもの有害性の検査のための業務を行うこと。

三 快適な職場環境の形成に関する情報及び資料の収集及び提供並びに広報その他の啓発活動を行うこと。

四 民法第三十四条（公益法人の設立）の規定により設立された法人であつて、都道府県の区域内において事業者に対する快適な職場環境を形成するための措置に係る技術的な事項についての指導及び援助その他の快適な職場環境の形成の促進に関する業務を行うものに対して、相談、助言その他の援助を行うこと。

3 第一項第三号の業務は、指定業種に属する事業以外の事業の事業主及びその事業主の団体に対して行なうものとする。

4 中央協会は、第一項の業務を行なうにあつては、労働安全衛生法に基づいて策定された労働災害防止計画に即応するように努めなければならない。

（創立総会）

第十八条 発起人は、定款を作成し、これを会議の日時及び場所とともにその会議開催日の一月前までに公告して、創立総会を開かなければならない。

2 定款の承認その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

3 創立総会の議事は、会員の資格を有する法人その他の団体でその会日までに発起人に対して会員となる旨を申し出たものの二分の一以上が出席して、その出席者の議決権の三分の二以上で決する。

4 民法第六十五条及び第六十六条（表決権）の規定は、創立総会の議決に準用する。

（総会の議決事項）

第二十九条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

一 定款の変更

二 事業計画及び収支予算の決定又は変更

三 解散

四 会員の除名

五 その他定款で定める事項

（総会の議事）

第三十条 総会の議事は、総会員の二分の一以上が出席して、その出席者の議決権の過半数で決する。ただし、前条第一号、第三号及び第四号の事項に係る議事は、総会員の二分の一以上が出席して、その出席者の議決権の三分の二以上の多数で決する。

（総会に関する民法の準用）

第三十一条 民法第六十一条第二項（臨時総会招集請求権）、第六十二条（総会の招集）、第六十四条（総会の決議事項）、第六十五条及び第六十六条（表決権）の規定は、中央協会の総会に準用する。

（清算人）

第三十三条 清算人は、前条第一項第一号の規定による解散の場合には総会において選任し、同条同項第三号の規定による解散の場合には厚生労働大臣が選任する。

第三十四条 清算人は、財産処分の方法を定め、総会の議決を経て厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2 総会が前項の議決をしないとき又はすることができないときは、清算人は、厚生労働大臣の認可を受けて、財産処分の方法を定めなければならない。

3 残余財産は、労働災害の防止のための活動を行なう団体に帰属させなければならない。

（解散及び清算に関する民法の準用等）

第三十五条 民法第七十条（法人についての破産手続の開始）、第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十八条から第八十一条まで、第八十二条（解散に係る部分を除く。）及び第八十三条（清算）並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条まで（法人の清算の監督）の規定は、中央協会の解散及び清算に準用する。

2 中央協会の解散及び清算を監督する裁判所は、中央協会の業務を監督する官庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

3 前項に規定する官庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

（総会）

第四十八条 会長は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

2 会長は、必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。

3 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

一 定款の変更

二 事業計画及び収支予算の決定又は変更

三 労働災害防止規程の設定、変更又は廃止

四 解散

五 会員の除名

六 その他定款で定める事項

4 第三十条並びに民法第六十一条第二項（臨時総会招集請求権）、第六十二条（総会の招集）、第六十四条（総会の決議事項）、第六十五条及び第六十六条（表決権）の規定は、協会の総会に準用する。この場合において、第三十条中「前条第一号、第三号及び第四号」とあるのは、「第四十八条第三項第一号及び第三号から第五号まで」と読み替えるものとする。

（解散及び清算に関する民法の準用等）

第五十条 第三十二条から第三十四条まで並びに民法第七十条（法人についての破産手続の開始）、第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十八条から第八十一条まで、第八十二条（解散に係る部分を除く。）、及び第八十三条（清算）並びに非訟事件手続法第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条まで（法人の清算の監督）の規定は、協会の解散及び清算に準用する。

2 協会の解散及び清算を監督する裁判所は、協会の業務を監督する官庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

3 前項に規定する官庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした労働災害防止団体の発起人、役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律に基づいて労働災害防止団体が行うことができる業務以外の業務を行つたとき。

二 第十条第一項の政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第十四条第二項（第四十二条第二項において準用する場合を含む。）、の規定に違反したとき。

四 第三十四条（第五十条第一項において準用する場合を含む。）、の認可を受けないで財産処分をしたとき。

五 第三十五条第一項又は第五十条第一項において準用する民法の規定による公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

六 第三十五条第一項又は第五十条第一項において準用する民法の規定による破産手続開始の申立てをしなかつたとき。

七 第五十一条第一項に規定する書類を同項に規定する期間内に提出しなかつたとき。

八 定款、事業報告書、貸借対照表、収支決算書又は財産目録に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）（抄）

（定義）

第六条 この法律において「配偶者のない女子」とは、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と死別した女子であつて、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）をしていないもの及びこれに準ずる次に掲げる女子をいう。

一 離婚した女子であつて現に婚姻をしていないもの

二 配偶者の生死が明らかでない女子

三 配偶者から遺棄されている女子

四 配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない女子

五 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたつて労働能力を失つてゐる女子

六 前各号に掲げる者に準ずる女子であつて政令で定めるもの

2 この法律において「児童」とは、二十歳に満たない者をいう。

3 この法律において「寡婦」とは、配偶者のない女子であつて、かつて配偶者のない女子として民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七條の規定により児童を扶養していたことのあるものをいう。

4 この法律において「母子家庭等」とは、母子家庭及び父子家庭をいう。

5 この法律において「母等」とは、母子家庭の母及び父子家庭の父をいう。

6 この法律において「母子福祉団体」とは、配偶者のない女子であつて民法第八百七十七條の規定により現に児童を扶養しているもの（以下「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」という。）の福祉若しくはこれに併せて寡婦の福祉を増進することを主たる目的とする社会福祉法人又は同法第三十四條の規定により設立された法人であつて、その理事の過半数が配偶者のない女子であるものをいう。

石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第三百三十五号）（抄）

（民法の準用）

第五条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規定は、基金について準用する。

（時効）

第三十四条 掛金その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年を経過したとき、年金たる給付及び一時金たる給付を受ける権利は、五年を経過したときは、時効によつて、消滅する。

2 掛金その他この法律の規定による徴収金の納入の告知又は第二十二條において準用する厚生年金保険法第八十六条第一項の規定による督促は

、民法第五百十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）（抄）
（法人の代表）

第二十五条の十五の二 社会保険労務士法人の社員は、各自社会保険労務士法人を代表する。ただし、定款又は総社員の同意によつて、社員のうち特に社会保険労務士法人を代表すべきものを定めることを妨げない。

2 紛争解決手続代理業務を行うことを目的とする社会保険労務士法人における紛争解決手続代理業務については、前項本文の規定にかかわらず、特定社員のみが、各自社会保険労務士法人を代表する。ただし、当該特定社員の全員の同意によつて、当該特定社員のうち特に紛争解決手続代理業務について社会保険労務士法人を代表すべきものを定めることを妨げない。

3 第一項の規定により社会保険労務士法人を代表する社員は、社会保険労務士法人の業務（前項の紛争解決手続代理業務を除く。）に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

4 前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。
（民法及び会社法の準用等）

第二十五条の二十五 民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十条並びに会社法第六百条、第六百十四条から第六百十九条まで、第六百二十一条及び第六百二十二条の規定は社会保険労務士法人について、民法第五十五条並びに会社法第五百八十一条、第五百八十二条、第五百八十五条第一項及び第四項、第五百八十六条、第五百九十三条、第五百九十五条、第五百九十六条、第六百一条、第六百五条、第六百六条、第六百九条第一項及び第二項、第六百十一条（第一項ただし書を除く。）並びに第六百十三条の規定は社会保険労務士法人の社員について、同法第八百五十九条から第八百六十二条までの規定は社会保険労務士法人の社員の除名並びに業務を執行する権利及び代表権の消滅の訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第六百十三条中「商号」とあるのは「名称」と、同法第六百十五条第一項、第六百十七条第一項及び第二項並びに第六百十八条第一項第二号中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第六百十七条第三項中「電磁的記録」とあるのは「電磁的記録（社会保険労務士法第二条第一項第一号に規定する電磁的記録をいう。次条第一項第二号において同じ。）」と、同法第八百五十九条第二号中「第五百九十四条第一項（第五百九十八条第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「社会保険労務士法第二十五条の第十八第一項」と読み替えるものとする。

2 民法第八十二条及び第八十三条、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項及び第四十条並びに会社法第六百四十四条（第三号を除く。）、第六百四十五条から第六百四十九条まで、第六百五十条第一項及び第二項、第六百五十一条第一項及び第二項（同法第五百九十四条の準用に係る部分を除く。）、第六百五十二条、第六百五十三条、第六百五十五条から第六百五十九条まで、第六百六十二条から第六百六十四条まで、第六百六十六条から第六百七十三条まで、第六百七十五条、第八百六十三条、第八百六十四条、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第

八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、八百七十五条並びに八百七十六条の規定は、社会保険労務士法人の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第八十三条中「主務官庁」とあるのは「全国社会保険労務士会連合会」と、会社法第六百四十四条第一号中「第六百四十一条第五号」とあるのは「社会保険労務士法第二十五条の二十二第二項第三号」と、同法第六百四十七条第三項中「第六百四十一条第四号又は第七号」とあるのは「社会保険労務士法第二十五条の二十二第二項第五号若しくは第六号又は第二項」と、同法第六百五十八条第一項及び第六百六十九条中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第六百六十八条第一項及び第六百六十九条中「第六百四十一条第一号から第三号まで」とあるのは「社会保険労務士法第二十五条の二十二第二項第一号又は第二号」と、同法第六百七十条第三項中「第九百三十九条第一項」とあるのは「社会保険労務士法第二十五条の二十三の二第六項において準用する第九百三十九条第一項」と、同法第六百七十三条第一項中「第五百八十条」とあるのは「社会保険労務士法第二十五条の十五の三」と読み替えるものとする。

- 3 会社法第八百二十四条、第八百二十六条、第八百六十八条第一項、第八百七十条（第十三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百四条及び第九百三十七条第一項（第三号口に係る部分に限る。）、の規定は社会保険労務士法人の解散の命令について、同法第八百二十五条、第八百六十八条第一項、第八百七十条（第二号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条、第八百七十四条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百五条及び第九百六条の規定はこの項において準用する同法第八百二十四条第一項の申立てがあつた場合における社会保険労務士法人の財産の保全について、それぞれ準用する。この場合において、同法第九百三十七条第一項中「本店（第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店）」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。
- 4 会社法第八百二十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十七条から第八百三十九条まで並びに第八百四十六条の規定は、社会保険労務士法人の設立の無効の訴えについて準用する。
- 5 会社法第八百三十三条第二項、第八百三十四条（第二十一号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十七条、第八百三十八条、第八百四十六条及び第九百三十七条第一項（第一号リに係る部分に限る。）、の規定は、社会保険労務士法人の解散の訴えについて準用する。

この場合において、同項中「本店（第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店）」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

- 6 社会保険労務士法人の解散及び清算を監督する裁判所は、厚生労働大臣に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。
- 7 厚生労働大臣は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。
- 8 破産法（平成十六年法律第七十五号）第十六条の規定の適用については、社会保険労務士法人は、合名会社とみなす。

（社会保険労務士会）

第二十五条の二十六 社会保険労務士は、厚生労働大臣の認可を受けて、都道府県の区域ごとに、会則を定めて、一個の社会保険労務士会を設立

しなければならない。

2 社会保険労務士会は、会員の品位を保持し、その資質の向上と業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。

3 社会保険労務士会は、法人とする。

4 民法第四十四条及び第五十条の規定は、社会保険労務士会に準用する。

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）（抄）

（認定職業訓練の実施）

第十三条 事業主、事業主の団体若しくはその連合団体、職業訓練法人若しくは中央職業能力開発協会若しくは都道府県職業能力開発協会又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人、法人である労働組合その他の営利を目的としない法人で、職業訓練を行い、若しくは行おうとするもの（以下「事業主等」と総称する。）は、第四節及び第七節に定めるところにより、当該事業主等の行う職業訓練が職業訓練の水準の維持向上のための基準に適合するものであることの認定を受けて、当該職業訓練を実施することができる。

（委託募集の特例等）

第二十六条の六 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（認定事業主に限る。以下同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして認定実習併用職業訓練を担当する者（以下「訓練担当者」という。）の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主に ついては、適用しない。

2 この条及び次条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 中小事業主 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第二条第一項第一号から第三号までに掲げる者をいう。

二 承認中小事業主団体 事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は民法第三十四条の規定により設立された社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。以下この項において「事業協同組合等」という。）であつて、その構成員である中小事業主に対し、認定実習併用職業訓練の適切かつ有効な実施を図るための人材確保に関する相談及び援助を行うものとして、当該事業協同組合等の申請に基づき厚生労働大臣がその定める基準により適当であると承認したものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項第二号の相談及び援助を行うものとして適当でなくなつたと認めるときは、同号の承認を取り消すことができる。

4 第一項の承認中小事業主団体は、当該募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域

その他の訓練担当者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた 場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九條、第四十一條第二項、第四十八條の三、第四十八條の四、第五十條第一項及び第二項並びに第五十一條の二の規定は前項の規定による届出をして訓練担当者の募集に従事する者について、同法第四十條の規定は同項の規定による届出をして訓練担当者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十條第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について準用する。この場合において、同法第三十七條第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「職業能力開発促進法第二十六條の六第四項の規定による届出をして同条第一項に規定する訓練担当者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一條第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六條第二項及び第四十二條の二の規定の適用については、同法第三十六條第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして職業能力開発促進法第二十六條の六第一項に規定する訓練担当者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二條の二中「第三十九條に規定する募集受託者」とあるのは「職業能力開発促進法第二十六條の六第四項の規定による届出をして同条第一項に規定する訓練担当者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項第二号の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

8 第四項及び第五項に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(設立等)

第三十五條 職業訓練法人は、都道府県知事の認可を受けなければ、設立することができない。

2 職業訓練法人は、社団であるものにあつては定款で、財団であるものにあつては寄附行為で、次の事項を定めなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 認定職業訓練のための施設を設置する場合には、その位置及び名称
- 四 主たる事務所の所在地
- 五 社団である職業訓練法人にあつては、社員の資格に関する事項
- 六 社団である職業訓練法人にあつては、会議に関する事項
- 七 役員に関する事項
- 八 会計に関する事項
- 九 解散に関する事項
- 十 定款又は寄附行為の変更に関する事項

十一 公告の方法

- 3 職業訓練法人の設立当時の役員は、定款又は寄附行為で定めなければならない。
- 4 この章に定めるもののほか、職業訓練法人の設立の認可の申請に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(解散)

第四十条 職業訓練法人は、次の理由によつて解散する。

- 一 定款又は寄附行為で定めた解散理由の発生
- 二 目的とする事業の成功の不能
- 三 社団である職業訓練法人にあつては、総会の議決
- 四 社団である職業訓練法人にあつては、社員の欠亡
- 五 破産手続開始の決定
- 六 設立の認可の取消し
- 2 前項第二号に掲げる理由による解散は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 3 第一項第一号、第三号又は第四号に掲げる理由により職業訓練法人が解散したときは、清算人は、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

(残余財産の帰属)

第四十一条 解散した職業訓練法人の残余財産は、定款又は寄附行為で定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。この場合において、社団である職業訓練法人に係る出資者に帰属すべき残余財産の額は、当該出資者の出資額を限度とする。

- 2 社団である職業訓練法人の残余財産のうち、前項の規定により処分されないものは、清算人が総社員の同意を得、かつ、都道府県知事の認可を受けて定めた者に帰属させる。
- 3 財団である職業訓練法人の残余財産のうち、第一項の規定により処分されないものは、清算人が都道府県知事の認可を受けて、他の職業訓練の事業を行なう者に帰属させる。
- 4 前二項の規定により処分されない残余財産は、都道府県に帰属する。

(設立の認可の取消し)

第四十二条 都道府県知事は、職業訓練法人が次の各号のいずれかに該当する場合には、その設立の認可を取り消すことができる。

- 一 正当な理由がないのに一年以上認定職業訓練を行なわないとき。
 - 二 その運営が法令若しくは定款若しくは寄附行為に違反し、又は著しく不当であると認められる場合においてその改善を期待することができないとき。
- (準用等)

第四十三条 民法第四十条から第四十二条まで、第四十四条、第五十条から第六十六条まで、第六十七条第一項及び第三項並びに第八十四条の第二項の規定は職業訓練法人の設立、管理及び運営について、同法第六十九条、第七十条、第七十三条から第七十六条まで、第七十七条第二項（届出に係る部分に限る。）、第七十八条から第八十一条まで、第八十二条（解散に係る部分を除く。）、第八十三条及び第八十四条の第二項並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項（解散に係る部分を除く。）及び第三十六条から第四十条までの規定は職業訓練法人の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第四十条、第五十六条及び第五十七条中「裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により」とあるのは「都道府県知事は、利害関係人の請求により又は職権で」と、同法第四十二条第一項中「法人の設立の許可があつた時」とあるのは「職業訓練法人の成立の時」と、同法第五十九条第三号、第六十七条第一項及び第三項、第七十七条第二項並びに第八十三条中「主務官庁」とあるのは「都道府県知事」と、同法第八十四条の第二第二項中「前項の場合において、主務官庁」とあるのは「厚生労働大臣」と、「設立の許可」とあるのは「設立の認可」と読み替えるものとする。

2 職業訓練法人の解散及び清算を監督する裁判所は、職業訓練法人の業務を監督する都道府県知事に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

3 前項に規定する都道府県知事は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第四十七条 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、事業主の団体若しくはその連合団体又は民法第三十四条の規定により設立された法人、法人である労働組合その他の営利を目的としない法人であつて、次の各号のいずれにも適合していると認めるものとしてその指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、技能検定試験に関する業務のうち、前条第二項の規定により都道府県知事が行うもの以外のもの（合格の決定に関するものを除く。以下「試験業務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

一 職員、設備、試験業務の実施の方法その他の事項についての試験業務の実施に関する計画が、試験業務の適正かつ確実な実施のために適切なるものであること。

二 前号の試験業務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

2 指定試験機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、試験業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 試験業務に従事する指定試験機関の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

4 厚生労働大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第一項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。

二 不正な手段により第一項の規定による指定を受けたとき。

（準用等）

第七十八条 第三十四条の規定は中央協会の登記について、第三十七条並びに民法第四十四条、第五十条、第五十六条、第六十一条第二項、第六

十二条及び第六十四条から第六十六条までの規定は中央協会の設立、管理及び運営について、同法第七十条、第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十八条から第八十一条まで、第八十二条（解散に係る部分を除く。）及び第八十三条並びに非訟事件手続法第三十五条第二項（解散に係る部分を除く。）及び第三十六条から第四十条までの規定は中央協会の解散及び清算について準用する。この場合において、第三十七条第二項中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、民法第五十六条中「裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により」とあるのは「厚生労働大臣は、利害関係人の請求により又は職権で」と、同法第七十五条中「前条」とあるのは「職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第七十一条」と読み替えるものとする。

2 中央協会の解散及び清算を監督する裁判所は、中央協会の業務を監督する官庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

3 前項に規定する官庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

（準用等）

第九十条 第三十四条の規定は都道府県協会の登記について、第三十七条、第五十八条、第六十条から第六十二条まで、第六十三条第三項、第五項（理事長に係る部分を除く。）、第六項及び第八項（理事長に係る部分を除く。）、第六十四条、第六十五条（理事長に係る部分を除く。）、第六十六条第二項から第四項まで、第六十八条、第六十九条並びに第七十三条から第七十五条まで並びに民法第四十四条、第五十条、第五十六条、第六十一条第二項、第六十二条及び第六十四条から第六十六条までの規定は都道府県協会の設立、管理及び運営について、第七十条から第七十二条まで及び第七十五条並びに同法第七十条、第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十八条から第八十一条まで、第八十二条（解散に係る部分を除く。）及び第八十三条並びに非訟事件手続法第三十五条第二項（解散に係る部分を除く。）及び第三十六条から第四十条までの規定は都道府県協会の解散及び清算について準用する。この場合において、第六十一条、第六十二条第二項、第六十四条第二項、第七十条第二項、第七十一条、第七十二条第一項、第七十三条、第七十四条第一項並びに第七十五条中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第六十二条第一項第九号中「中央技能検定委員」とあるのは「都道府県技能検定委員」と、第七十二条第三項中「国」とあるのは「都道府県」と、民法第五十六条中「裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により」とあるのは「都道府県知事は、利害関係人の請求により又は職権で」と、同法第七十五条中「前条」とあるのは「職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第九十条第一項において準用する同法第七十一条」と、同法第八十三条中「主務官庁」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

2 厚生労働大臣は、都道府県協会の運営が法令若しくは定款に違反し、又は不当であると認めるときは、都道府県知事に対し、都道府県協会に對してこれを是正すべきことを勧告するよう指示することができる。

3 厚生労働大臣は、第一項において準用する第七十五条に規定する場合において、都道府県知事に対し、同条各号のいずれかに掲げる処分をするよう指示することができる。

4 都道府県協会の解散及び清算を監督する裁判所は、都道府県協会の業務を監督する都道府県知事に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

5 前項に規定する都道府県知事は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第百六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした中央協会又は都道府県協会の発起人、役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第五十五条又は第八十二条に規定する業務以外の業務を行ったとき。
 - 二 第五十七条第二項又は第八十三条第二項の規定に違反したとき。
 - 三 第六十八条第一項（第九十条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して、第六十八条第一項に規定する書類を備えて置かないとき。
 - 四 第七十二条第一項（第九十条第一項において準用する場合を含む。）の認可を受けずに財産を処分したとき。
 - 五 第七十三条（第九十条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。
 - 六 第七十五条第一号（第九十条第一項において準用する場合を含む。）の規定による厚生労働大臣の命令に違反したとき。
 - 七 第七十八条第一項又は第九十条第一項において準用する第三十四条第一項の規定に違反したとき。
 - 八 第七十八条第一項又は第九十条第一項において準用する民法第七十条第二項又は第八十一条第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てをしなかつたとき。
 - 九 第七十八条第一項又は第九十条第一項において準用する民法第七十九条第一項又は第八十一条第一項の規定による公告をせず、又は不正の公告をしたとき。
 - 十 第七十八条第一項又は第九十条第一項において準用する民法第八十二条第二項の規定による裁判所の検査を妨げたとき。
 - 十一 事業報告書、貸借対照表、収支決算書又は財産目録に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。
- 第百七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした職業訓練法人の役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。
- 一 第三十三条又は第九十二条に規定する業務以外の業務を行ったとき。
 - 二 第三十四条第一項の規定に違反したとき。
 - 二の二 第三十九条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
 - 三 第四十一条第二項又は第三項の認可を受けないで残余財産を処分したとき。
 - 四 第四十三条第一項において準用する民法第五十一条第一項の規定に違反して、財産目録を備えて置かないとき。
 - 五 第四十三条第一項において準用する民法第六十七条第三項又は第八十二条第二項の規定による都道府県知事又は裁判所の検査を妨げたとき。
 - 六 第四十三条第一項において準用する民法第七十条第二項又は第八十一条第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てをしなかつたとき。
 - 七 第四十三条第一項において準用する民法第七十九条第一項又は第八十一条第一項の規定による公告をせず、又は不正の公告をしたとき。
 - 八 財産目録に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）（抄）

(指定試験機関の指定)

第九条の二 第八条第三項の指定は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

2 厚生労働大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、申請者が、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人であつて、試験事務を適正かつ確実に実施することができると認められるものとして厚生労働省令で定める要件に該当する者でなければ、第八条第三項の指定をしてはならない。

(指定)

第十二条の六 厚生労働大臣は、登録業者の業務の改善向上を図ることを目的とし、かつ、登録業者又は登録業者の団体を社員とする民法第三十条の規定により設立された社団法人であつて、次項に規定する業務を適正に行うことができると認められるものを、第十二条の二第一項各号に掲げる事業ごとに、その申出により、それぞれ、次項に規定する業務を全国的に行う者として指定することができる。

2 前項の指定を受けた法人(以下「指定団体」という。)は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

一 登録業者の業務を適正に行うための必要な技術上の基準の設定

二 登録業者の求めに応じて行う業務の指導

三 登録業者の業務に従事する者に対するその業務に必要な知識及び技能についての研修

四 登録業者の業務に従事する者の福利厚生に関する施設

3 指定団体は、その業務の一部を、厚生労働大臣の承認を受けて、他の者に委託することができる。

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)(抄)

(指定等)

第四十一条 都道府県知事は、定年退職者その他の高年齢退職者の希望に応じた就業で、臨時的かつ短期的なもの又はその他の軽易な業務(当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。次条において同じ。)に係るものの機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することにより、その就業を援助して、これらの者の能力の積極的な活用を図ることができるようにし、もつて高年齢者の福祉の増進に資することを目的として設立された民法第三十四条の法人(次項及び第四十四条第一項において「高年齢者就業援助法人」という。)であつて、次条に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、市町村(特別区を含む。第四十四条において同じ。)の区域(当該地域における臨時的かつ短期的な就業の機会の状況その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める基準に従い、次条第一号及び第二号に掲げる業務の円滑な運営を確保するために必要と認められる場合には、都道府県知事が指定する二以上の市町村の区域)ごとに一個に限り、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。ただし、第四十四条第一項の指定を受けた者(以下「シルバー人材センター連合」という。)に係る同項の指定に係る区域(同条第二項又は第四項の変更があつたときは、その変更後の区域。以下「連合の指定区域」という。)については、この項の指定に係る区域とすることはできない。

- 一 職員、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。
- 二 前号に定めるもののほか、業務の運営が適正かつ確実に行われ、高年齢者の福祉の増進に資すると認められること。
- 2 前項の指定は、その会員に同項の指定を受けた者（以下「シルバー人材センター」という。）を二以上有する高年齢者就業援助法人に対してはすることができない。
- 3 都道府県知事は、第一項の指定をしたときは、シルバー人材センターの名称及び住所、事務所の所在地並びに当該指定に係る地域を公示しなければならぬ。
- 4 シルバー人材センターは、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）（抄）

（法人格等）

- 第七条の六 基金は、法人とする。
- 2 基金は、その名称中に勤労者財産形成基金という文字を用いなければならない。
- 3 基金でない者は、その名称中に勤労者財産形成基金という文字を用いてはならない。
- 4 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規定は、基金について準用する。

（清算）

第七条の二十七 清算人は、前条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる理由による解散の場合には代議員会において選任し、同項第五号に掲げる理由による解散の場合には厚生労働大臣が選任する。

（民法の準用等）

第七条の二十八 民法第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十八条から第八十二条（解散に係る部分を除く。）及び第八十三條並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項（解散に係る部分を除く。）及び第三十六条から第四十条までの規定は、基金の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第七条の二十七」と読み替えるものとする。

- 2 基金の解散及び清算を監督する裁判所は、基金の業務を監督する官庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。
- 3 前項に規定する官庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、その違反行為をした基金の役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 この法律の規定により基金が行うものとされた業務以外の業務を行ったとき。
- 二 第七条の十一第四項の規定に違反して、届出をせず、又は偽りの届出をしたとき。
- 三 第七条の十二の規定に違反して、公告をせず、又は偽りの公告をしたとき。
- 四 第七条の二十四第二項の規定に違反して基金の合併をしたとき。
- 五 第七条の二十八第一項において準用する民法第七十九条第一項の規定による公告をせず、又は偽りの公告をしたとき。
- 六 第七条の二十八第一項において準用する民法第八十二条第二項の規定による裁判所の検査を妨げたとき。
- 七 第七条の二十九第一項の規定に違反して、報告書を提出せず、又は偽りの報告書を提出したとき。
- 八 第七条の三十第一項の規定による命令に違反したとき。

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）（抄）

（指定の基準）

第七十五条の三 厚生労働大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、前条第二項の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、指定してはならない。

- 一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施に適合したものであること。
 - 二 経理的及び技術的な基礎が、前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に足るものであること。
 - 2 厚生労働大臣は、前条第二項の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定をしてはならない。
 - 一 申請者が、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。
 - 二 申請者が行う試験事務以外の業務により申請者が試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。
 - 三 申請者がこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者であること。
 - 四 申請者が第七十五条の十一第一項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であること。
 - 五 申請者の役員のうちに、第三号に該当する者があること。
 - 六 申請者の役員のうちに、次条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者があること。
- （日本労働安全衛生コンサルタント会）
- 第八十七条 コンサルタントは、全国を通じて一の日本労働安全衛生コンサルタント会と称する民法第三十四条の規定による法人を設立することができる。

2 日本労働安全衛生コンサルタント会は、コンサルタントの品位の保持及びその業務の進歩改善に資するため、会員の指導及び連絡に関する事

務を行なうことを目的とする。

3 第一項の法人以外の者は、その名称中に日本労働安全衛生コンサルタント会の文字を用いてはならない。
第百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第一項、第十一条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項、第十五条第一項、第三項若しくは第四項、第十五条の二第一項、第十条第一項、第十七条第一項、第十八条第一項、第二十五条の二第二項（第三十条の三第五項において準用する場合を含む。）、第二十六条、第三十条第一項若しくは第四項、第三十条の二第一項若しくは第四項、第三十二条第一項から第六項まで、第三十三条第三項、第四十条第二項、第四十四条第五項、第四十四条の二第六項、第四十五条第一項若しくは第二項、第五十七条の三第一項、第五十九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第六十一条第二項、第六十六条第一項から第三項まで、第六十六条の三、第六十六条の六、第八十七条第三項、第八十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三項から第五項まで、第百一条第一項又は第百三条第一項の規定に違反した者

二 第十一条第二項（第十二条第二項及び第十五条の二第二項において準用する場合を含む。）、第五十七条の四第一項、第六十五条第五項、第六十六条第四項、第九十八条第二項又は第九十九条第二項の規定による命令又は指示に違反した者

三 第四十四条第四項又は第四十四条の二第五項の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をした者

四 第九十一条第一項若しくは第二項、第九十四条第一項又は第九十六条第一項、第二項若しくは第四項の規定による立入り、検査、作業環境測定、収去若しくは検診を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

五 第百条第一項又は第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者

六 第百三条第三項の規定による帳簿の備付け若しくは保存をせず、又は同項の帳簿に虚偽の記載をした者

第百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）（抄）

（名称の使用制限）

第十八条 作業環境測定士でない者は、その名称中に作業環境測定士の文字を用いてはならない。

2 第二種作業環境測定士は、第一種作業環境測定士という名称を用いてはならない。

（指定の基準）

第二十一条 厚生労働大臣は、指定をしようとするときは、指定の申請が次の各号に適合するかどうかを審査して、これをしなければならぬ。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が試験事務の適正かつ確実な実施に適合したものであること。

二 経理的及び技術的な基礎が試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に足るものであること。
2 厚生労働大臣は、指定の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定をしてはならない。

一 他に指定した者があること。

二 申請者が、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。

三 試験事務以外の申請者の行う業務により申請者が試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。

四 申請者が第三十条第一項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であること。

五 申請者の役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。

イ この法律又は労働安全衛生法（これらに基づく命令を含む。）の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ロ 第二十三条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

（日本作業環境測定協会）

第三十六条 作業環境測定士及び作業環境測定機関は、全国を通じて一の日本作業環境測定協会と称する民法第三十四条の規定による法人を設立することができる。

2 日本作業環境測定協会は、作業環境測定士の品位の保持並びに作業環境測定士及び作業環境測定機関の業務の進歩改善に資するため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。

（名称の使用制限）

第三十七条 作業環境測定機関でない者は、作業環境測定機関又はこれに類似する名称を用いてはならない。

2 前条第一項の法人以外の者は、その名称中に日本作業環境測定協会の文字を用いてはならない。

第五十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第五十四条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）（抄）

（指定等）

第二十八条 厚生労働大臣は、港湾労働者の雇用の安定その他の港湾労働者の福祉の増進を図ることを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人であつて、第三十条に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、当該業務を行う者として各港湾について、指定することができる。

一 業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

- 二 前号に定めるもののほか、業務の運営が適正かつ確実に行われ、港湾労働者の雇用の安定その他の港湾労働者の福祉の増進に資すると認められること。
- 2 厚生労働大臣は、前項の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の指定をしてはならない。
 - 一 現に当該港湾について他に指定した者があること。
 - 二 申請者が第四十条第一項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過していない者であること。
 - 三 申請者の役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過していない者
 - ロ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 3 厚生労働大臣は、第一項の指定をしたときは、同項の指定を受けた者（以下「港湾労働者雇用安定センター」という。）の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。
- 4 港湾労働者雇用安定センターは、その名称若しくは住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 厚生労働大臣は、前項の届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）（抄）（指定等）

第三十六条 厚生労働大臣は、対象労働者等の福祉の増進を図ることを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人であつて、第三十八条に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

 - 一 職員、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。
 - 二 前号に定めるもののほか、業務の運営が適正かつ確実に行われ、対象労働者等の福祉の増進に資すると認められること。
- 2 厚生労働大臣は、前項の規定による指定をしたときは、同項の規定による指定を受けた者（以下「指定法人」という。）の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 指定法人は、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 4 厚生労働大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）（抄）

（指定等）

第十五条 厚生労働大臣は、介護労働者の福祉の増進を図ることを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人であつて、第十七条に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

一 職員、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

二 前号に定めるもののほか、業務の運営が適正かつ確実に行われ、介護労働者の福祉の増進に資すると認められること。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による指定をしたときは、同項の規定による指定を受けた者（以下「介護労働安定センター」という。）の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。

3 介護労働安定センターは、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

4 厚生労働大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）（抄）
（指定等）

第十三条 厚生労働大臣は、短時間労働者の雇用管理の改善等の援助を行うことその他短時間労働者の福祉の増進を図ることを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人であつて、第十五条に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

一 職員、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

二 前号に定めるもののほか、業務の運営が適正かつ確実に行われ、短時間労働者の雇用管理の改善等その他その福祉の増進に資すると認められること。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による指定をしたときは、同項の規定による指定を受けた者（以下「短時間労働援助センター」という。）の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。

3 短時間労働援助センターは、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

4 厚生労働大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）（抄）
（認定事業者に係る軽費老人ホームの設置についての特例）

第二十条 軽費老人ホームを設置しようとする認定事業者（民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人に限る。）は、あらかじめ厚生労働省令で定める事項をその設置し、経営しようとする地を管轄する都道府県知事に届け出たときは、老人福祉法第十五条第五項及び社会福祉法第六十二条第二項の規定にかかわらず、同項の許可を受けないで、当該軽費老人ホームを設置し、経営することができる。

2 前項の規定による届出に係る軽費老人ホームを設置し、経営する者に関しては、同項の規定による届出を社会福祉法第六十二条第一項の規定による届出とみなして、同法第六十三条第一項、第六十四条、第七十一条並びに第七十二条第一項及び第二項の規定を適用する。

中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）（抄）
（定義）

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人で、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第二号の三までに掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人で、卸売業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二の二 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人で、サービス業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二の三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人で、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人で、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四 企業組合

五 協業組合

六 事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会で、政令で定めるもの

2 この法律において「事業協同組合等」とは、前項第六号に掲げる者及び民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立さ

れた社団法人で中小企業者を直接又は間接の構成員（以下単に「構成員」という。）とするもの（政令で定める要件に該当するものに限り。）をいう。

次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二百十号）（抄）

（委託募集の特例等）

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主が、当該承認中小事業主団体をして次世代育成支援対策を推進するための措置の実施に
関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和
二十二年法律第四百十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはそ
の連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された社団法人で中小事業
主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限り。以下この項において「事業協同組合等」という。）
であつて、その構成員である中小事業主に対し、次世代育成支援対策を推進するための人材確保に関する相談及び援助を行うものとして、当該
事業協同組合等の申請に基づき厚生労働大臣がその定める基準により適当であると承認したものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項の相談及び援助を行うものとして適当でなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すこと
ができる。

4 承認中小事業主団体は、当該募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の
労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならぬ。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十
九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出
をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与
について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について準用する。この場合
において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二百十号）
第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を
命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者
をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集
受託者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）（抄）
（指定等）

第十四条 都道府県知事は、看護師等の就業の促進その他の看護師等の確保を図るための活動を行うことにより保健医療の向上に資することを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、都道府県ごとに一個に限り、都道府県ナースセンター（以下「都道府県センター」という。）として指定することができる。

2 都道府県知事は、前項の申請をした者が職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第三十三条第一項の許可を受けて看護師等につき無料の職業紹介事業を行う者でないときは、前項の規定による指定をしてはならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、当該都道府県センターの名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない
4 都道府県センターは、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。
（指定）

第二十条 厚生労働大臣は、都道府県センターの業務に関する連絡及び援助を行うこと等により、都道府県センターの健全な発展を図るとともに、看護師等の確保を図り、もつて保健医療の向上に資することを目的として設立された民法第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、中央ナースセンター（以下「中央センター」という。）として指定することができる。

福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成五年法律第三十八号）（抄）
（指定等）

第七条 厚生労働大臣は、社会福祉の増進を図ることを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定による法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、全国を通じて一に限り、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者（以下「指定法人」という。）の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 指定法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。
4 厚生労働大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百七十七号）（抄）

（調査及び研究）

第四十条 国は、原子爆弾の放射能に起因する身体的影響及びこれによる疾病の治療に係る調査研究（次項において「原爆放射能影響調査研究」という。）の推進に努めなければならない。

2 国は、原爆放射能影響調査研究の促進を図るため、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人であつて、原爆放射能影響調査研究を主たる目的とするものに対し、予算の範囲内において、当該法人が行う原爆放射能影響調査研究に要する費用の一部を補助することができる。

確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）（抄）

（清算）

第八十九条 規約型企業年金が第八十三条第一項第一号又は第二号の規定により終了したときは、規約で定める者が、その清算人となる。

2 基金が第八十三条第二項第一号の規定により解散したときは、理事が、その清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は代議員会において他人を選任したときは、この限りでない。

3 前二項の規定にかかわらず、事業主その他政令で定める者は、その実施する確定給付企業年金の清算人になることができない。

4 次に掲げる場合には、厚生労働大臣が清算人を選任する。

一 第一項又は第二項の規定により清算人となる者がないとき。

二 規約型企業年金が第八十三条第一項第三号の規定により終了したとき、又は基金が同条第二項第二号の規定により解散したとき。

三 清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるとき。

5 前項の場合において、清算人の職務の執行に要する費用は、規約型企業年金においては事業主、基金型企業年金においては基金が負担する。

6 終了した確定給付企業年金の残余財産（政令で定めるものを除く。）は、政令で定める基準に従い規約で定めるところにより、その終了した日において当該確定給付企業年金を実施する事業主等が給付の支給に関する義務を負っていた者（以下「終了制度加入者等」という。）に分配しなければならない。

7 前項の規定により残余財産を分配する場合には、終了制度加入者等に、その全額を支払うものとし、当該残余財産を事業主に引き渡すてはならない。

8 民法（明治二十九年法律第八十九号）第七十三条及び第七十八条から第八十条までの規定（規約型企業年金の清算については、同法第七十三条の規定を除く。）は、確定給付企業年金の清算について準用する。

（期間の計算）

第百三条 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、この法律に別段の規定がある場合を除くほか、民法の期間に関する規定を準用する。

(解散厚生年金基金等からの責任準備金相当額の徴収等)

第百十三条 政府は、厚生年金基金が第百十一条第三項の規定により解散の認可があつたものとみなされたとき、又は前条第四項の規定により消滅したときは、その解散の認可があつたものとみなされた日又は消滅した日において当該厚生年金基金が年金たる給付(厚生年金代行給付に限る。)の支給に関する義務を負っている者に係る厚生年金保険法第百六十一条第一項に規定する責任準備金に相当する額を当該解散した厚生年金基金又は当該消滅した厚生年金基金の権利義務を承継した基金(以下「解散厚生年金基金等」という。)から徴収する。

2 前項の場合において、政府が解散厚生年金基金等から徴収する徴収金は、厚生年金保険法第八十五条の二の規定により政府が解散した連合会から徴収する徴収金とみなして、同法第八十六条第一項、第二項及び第四項から第六項まで、第八十七条第六項、第八十八条、第八十九条、第九十一条から第九十一条の三まで、第九十二条第一項及び第三項、第二百二条第二項、第百三条の二並びに第百四条の規定を適用する。

身体障害者補助犬法(平成十四年法律第四十九号)(抄)

(法人の指定)

第十五条 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者補助犬の種類ごとに、身体障害者補助犬の訓練又は研究を目的とする民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人又は社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第三十一条第一項の規定により設立された社会福祉法人であつて、次条に規定する認定の業務を適切かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、当該業務を行う者として指定することができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者(以下「指定法人」という。)の名称及び主たる事務所の所在地を公示しなければならない。

3 指定法人は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

4 厚生労働大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法(平成十五年法律第二百二十六号)(抄)

(母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮)

第六条 国は、母子家庭の母の就業の促進を図るため、母子及び寡婦福祉法第六条第六項に規定する母子福祉団体その他母子家庭の母の福祉を増進することを主たる目的とする社会福祉法人、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人又は特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人であつて、その受注に係る業務を行う者が主として母子家庭の母であるものの受注の機会の増大が図られるように配慮するものとする。この場合において、国の物品及び役務の調達に当たっては、予算の適正

な使用に留意するものとする。

独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）（抄）
（業務の範囲）

第十二条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 社会福祉事業施設（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条に規定する社会福祉事業に係る施設その他これに準ずる施設で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）を設置し、又は経営する社会福祉法人その他政令で定める者（第四号において「社会福祉事業施設の設置者等」という。）に対し、社会福祉事業施設の設置、整備又は経営に必要な資金を貸し付けること。
- 二 病院、診療所、薬局その他政令で定める施設（以下この項において「病院等」という。）を開設する個人又は医療法人、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立した法人その他政令で定める法人（第四号において「病院等の開設者」という。）に対し、病院等（病院等の経営に關し必要な附属施設を含むものとし、薬局にあつては、調剤のために必要な施設に限る。）の設置、整備又は経営に必要な資金を貸し付けること。
- 三 指定訪問看護事業（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の指定に係る同法第八条第一項に規定する居宅サービス事業（同条第四項に規定する訪問看護を行う事業に限る。）及び同法第五十三条第一項本文の指定に係る同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業（同条第四項に規定する介護予防訪問看護を行う事業に限る。）をいう。）を行う医療法人その他政令で定める者に対し、必要な資金を貸し付けること。
- 四 社会福祉事業施設の設置者等又は病院等の開設者に対し、社会福祉事業施設又は病院等の経営の診断又は指導を行うこと。
- 五 身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につきその者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護を行う事業その他のその者が居宅において日常生活を営むのに必要な便宜を供与する事業であつて政令で定めるものを行う者に対し、必要な資金を貸し付けること。
- 六 社会福祉事業施設の職員等社会福祉事業に関する事務に従事する者の研修、福利厚生その他社会福祉事業の振興上必要と認められる事業（次号において「社会福祉振興事業」という。）を行う者に対し、必要な資金を貸し付けること。
- 七 社会福祉振興事業を行う者に対し、助成を行うこと。
- 八 社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修を行うこと。
- 九 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）の規定による退職手当金の支給に関する業務を行うこと。
- 十 地方公共団体が心身障害者扶養共済制度の加入者に対して負う共済責任を保険する事業（第四項において「心身障害者扶養保険事業」という。）に関する業務を行うこと。
- 十一 福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行うこと。

- 十二 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）又は国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）に基づく年金たる給付の受給権者（第二十四条第一項において「厚生年金等受給権者」という。）に対し、その受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うこと。
- 十三 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に基づく年金たる給付の受給権者（第二十四条第一項において「労災年金受給権者」という。）に対し、その受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うこと。
- 十四 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 前項第十号に規定する心身障害者扶養共済制度とは、条例の規定により地方公共団体が精神又は身体に障害のある者に関して実施する共済制度で政令で定めるものをいう。
- 3 機構は、第一項第十号に掲げる業務の開始の際、地方公共団体との保険契約に関する保険約款を定め、厚生労働大臣に提出してその認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 4 機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、生命保険会社と心身障害者扶養保険事業に関して心身障害者扶養共済制度の加入者を被保険者とする生命保険契約を締結するものとする。
- 5 機構は、第一項第十号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関して、心身障害者扶養保険資金（以下この条及び第三十三条第三号において「扶養保険資金」という。）を設け、前項に規定する生命保険契約に基づく保険金をもってこれに充てるものとする。
- 6 機構は、次の方法による場合を除くほか、扶養保険資金を運用してはならない。
 - 一 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。第二十三条第二項第一号において同じ。）
 - 二 銀行その他厚生労働大臣の指定する有価証券の取得
 - 三 信託会社（信託業法（平成十六年法律第五十四号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。）又は信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）への金銭信託
- 7 機構は、前項第三号に掲げる方法により、扶養保険資金を運用する場合には、当該金銭信託の契約の内容及び厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
（長期借入金及び独立行政法人福祉医療機構債券）
- 第十七条 機構は、第十二条第一項第一号から第三号まで、第五号、第六号及び第十二号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は独立行政法人福祉医療機構債券（以下「債券」という。）を発行することができる。
- 2 厚生労働大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 第一項の規定による債券（当該債券に係る債権が第十九条の規定に基づき信託された貸付債権により担保されているものを除く。）の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

4 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

5 機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

6 会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

7 前各項に定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

第八条 この法律における社会福祉法人の範囲については、旧事業団法附則第十条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧社会福祉事業振興会法（昭和二十八年法律第二百四十号）附則第八項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「この法律」とあるのは、「独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第六十六号）」とする。

農業倉庫業法（大正六年法律第十五号）（抄）

四条 農業協同組合、産業組合、農業ノ発達ヲ目的トスル公益法人並市町村及之ニ準スヘキモノニ非サレハ第一条第一項第一号ノ農業倉庫業者タルコトヲ得ス

農林水産省令ヲ以テ指定スル農業協同組合連合会又ハ産業組合連合会ニ非サレハ第一条第一項第二号ノ農業倉庫業者タルコトヲ得ス

第五条 農業倉庫業者タル農業協同組合若ハ農業協同組合連合会又ハ産業組合連合会又ハ産業組合若ハ産業組合連合会ニ規定スルモノノ外第一条及第二条ニ規定スル事業ヲ目的ト為スコトヲ得

前項ノ農業協同組合若ハ農業協同組合連合会又ハ産業組合若ハ産業組合連合会ハ会員又ハ組合員、所属組合若ハ所属連合会ノ為ニ前項ノ事業ヲ為スノ外附随トシテ会員又ハ組合員、所属組合若ハ所属連合会ニ非サル者ノ為ニ之ヲ為スコトヲ得但シ第二条第四号乃至第六号ノ事業ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

農業倉庫業者タル公益法人ハ第二条第四号乃至第六号ノ事業ヲ為スコトヲ得ス

農村負債整理組合法（昭和八年法律第二十一号）（抄）

第十九条 削除

第二十四条 産業組合法第三条、第四条、第七条、第二十三条、第二十五条乃至第三十一条ノ二、第三十二条乃至第三十八条、第三十九条、第四十九条、第六十条第一項（清算ニ関スル規定ヲ除ク）、第六十条ノ二、第六十一条（清算ニ関スル規定ヲ除ク）、第六十二条、第六十五条、第六十八条、第六十九条、第七十四条ノ二第一項及第九十三条ノ二、民法第四十七条、第四十八条、第六十条、第七十三条乃至第八十二条及第八

十四条の三第一項第一号、非訟事件手続法第三十五条第二項、第三十六条乃至第四十条、第一百七十七条第一項及第一百九十九条乃至第二百二十二条並ニ商業登記法第二条乃至第五条、第七条乃至第十五条、第十七条乃至第二十三条の二、第二十四条（第十五号及第十六号ヲ除ク）、第二十六条、第二十七条、第四十七条第一項、第四十八条乃至第五十三条及第三百三十二条乃至第四百八条ノ規定ハ負債整理組合ニ之ヲ準用ス但シ産業組合法第九十三条ノ二中三百円トアルハ二百円トシ商業登記法第四十八条第二項中会社法第九百三十条第二項各号トアルハ農村負債整理組合法第七條第二項各号トシ同法第五十三条中新所在地における登記トアルハ新所在地において農村負債整理組合法第十七条第二項各号に掲げる事項を登記すべき場合トス

産業組合法第十一条、第十二条、第十七条第一項、第十八条乃至第二十一条、第四十条乃至第四十二条、第四十五条、第四十八条、第五十三条、第五十六条及第五十七条ノ規定ハ保証責任ノ負債整理組合ニ之ヲ準用ス

負債整理組合ノ解散及清算ヲ監督スル裁判所ハ負債整理組合ノ業務ヲ監督スル官庁ニ対シ意見ヲ求メ又ハ調査ヲ囑託スルコトヲ得
前項ニ規定スル官庁ハ負債整理組合ノ解散及清算ヲ監督スル裁判所ニ対シ意見ヲ述ブルコトヲ得

農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）（抄）

第三十条の四 次に掲げる者は、役員となることができない。

一 法人

二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

三 この法律、会社法若しくは中間法人法（平成十三年法律第四十九号）の規定に違反し、又は民事再生法第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二条まで若しくは第二百七十四条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

前項各号に掲げる者のほか、次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める事業を行う組合の役員となることができない。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 第十条第一項第三号又は第十号の事業

二 証券取引法第九十七条第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項、第九十八条第一号から第十号まで、第十八号若しくは第十九号、第九十九条、第二百条第一号から第十二号まで、第二十一号若しくは第二十二号、第二百三条第三項又は第二百五条第一号から第六号まで、第十五号若しくは第十六号の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者 第十条第一項第三号の事業

第三十五条の三 組合は、理事会（第三十条の二第四項の組合にあつては、経営管理委員会）の決議により、理事の中から組合を代表する理事（

以下「代表理事」という。)を定めなければならない。

代表理事は、組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

第三十五条の四 理事及び経営管理委員については会社法第三百五十七条第一項及び第三百六十一条の規定を、理事については同法第三百六十条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「著しい損害」とあるのは「回復することができない損害」と、同法第三百六十一条第二項中「取締役」とあるのは「理事（農業協同組合法第三十条の二第四項の組合にあつては、経営管理委員）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

代表理事については、民法第五十五条並びに会社法第三百四十九条第五項、第三百五十条及び第三百五十四条の規定を準用する。この場合において、民法第五十五条中「総会」とあるのは「総会若しくは経営管理委員会」と、同項中「前項」とあるのは「農業協同組合法第三十五条の三第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七十二条の二の二 組合の清算については、会社法第四百七十五条（第三号に係る部分を除く。）、第四百七十六条及び第四百九十九条から第五百三条まで並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第四十条の規定を、組合の清算人については、第二十七条の二、第二十九条の二、第三十条の三、第三十条の四、第三十条の五第二項及び第三項、第三十二条、第三十三条、第三十四条第五項及び第六項、第三十五条（第二項を除く。）、第三十五条の二、第三十五条の三第二項、第三十五条の四、第三十五条の五第一項から第三項まで、第三十五条の六第一項から第三項まで、第八項、第九項（第一号に係る部分に限る。）及び第十項、第三十六条（第一項及び第十項を除く。）、第三十九条、第四十二条、第四十三条の三第二項から第四項まで、第四十三条の四、第四十三条の五第二項、第四十六条の三並びに第四十六条の五第二項から第四項まで並びに会社法第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四条から第三百八十六条まで、第四百七十八条第二項及び第四項、第四百七十九条第一項及び第二項（各号列記以外の部分に限る。）、第四百八十三条第四項及び第五項、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百八十九条第三項から第五項まで、第五百八条、第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項及び第五項並びに第八百五十一条を除く。）、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定を準用する。この場合において、第三十五条の六第十項中「役員」とあるのは「役員又は清算人」と、第三十六条第二項中「事業報告」とあるのは「事務報告」と、「貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案その他組合の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして農林水産省令で定めるもの並びに」とあるのは「貸借対照表及び」と、同条第四項中「事業報告」とあるのは「事務報告」と、同条第九項中「二週間」とあるのは「一週間」と、「五年間」とあるのは「清算結了の登記の時までの間」と、同法第四百七十五条第一号中「第四百七十一条第四号に掲げる事由」とあるのは「合併」と、同法第四百七十八条第二項中「前項」とあるのは「農業協同組合法第七十一条第一項」と、同法第四百七十九条第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総組合員（准組合員を除く。）」の五分の一（これを下回る割合を定めた場合にあつては、その割合）以上の同意を得た組合員（准組合員を除く。）」と、同法第四百八十三条第四項中「第四百七十八条第一項第一号」とあるのは「農業協同組合法第七十一条第一項」と、同法第八百四十七条第一項及び第四項中

「法務省令」とあるのは、「農林水産省令」と、同法第八百五十条第四項中、「第五十五条、第二百十条第五項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは、「農業協同組合法第七十二条の二において準用する同法第三十五条の六第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七十二条の十二の二 理事は、農林水産省令で定めるところにより、事業年度ごとに、非出資農事組合法人にあつては事業報告及び財産目録を、組合員に出資をさせる農事組合法人（以下「出資農事組合法人」という。）にあつては事業報告、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案を作成しなければならない。

前項の規定により作成すべきもの（以下この条及び次条において「事業報告等」という。）は、電磁的記録をもつて作成することができる。

理事は、通常総会の日の一週間前までに、事業報告等を監事に提出し、又は提供し、かつ、主たる事務所に備えて置かなければならない。

組合員及び農事組合法人の債権者は、農事組合法人の業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合において、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 事業報告等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 事業報告等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて農事組合法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

組合員及び農事組合法人の債権者は、前項第二号又は第四号に掲げる請求をするには、農事組合法人の定めた費用を支払わなければならない。理事は、監事の意見を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を添えて、事業報告等を通常総会に提出し、又は提供しなければならない。

第七十二条の十八 次条第四項において準用する第六十六条第一項の規定による設立委員の選任については、第七十二条の十四の規定を準用する。次条第四項において準用する第六十六条第一項の規定による理事の選任については、第七十二条の十二第四項の規定を準用する。

農事組合法人は、合併したときは、合併の日から二週間以内に、登記事項証明書（合併によつて設立した農事組合法人にあつては、登記事項証明書及び定款）を添えて、その旨を行政庁に届け出なければならない。

第七十三条 農事組合法人の組合員については、第十三条、第十四条、第十八条、第二十一条第二項及び第三項並びに第二十二条から第二十七条の二まで並びに民法第六十五条第一項及び第二項の規定を準用する。この場合において、第十三条第四項中、「第十七条の規定による経費の負担のほか」とあるのは、「本法に別段の定めがある場合のほか」と、第二十一条第二項中、「非出資組合」とあるのは、「農事組合法人」と、第二十三条第一項中、「前条第一項の規定により脱退した」とあり、並びに第二十四条及び第二十六条中、「第二十二条第一項の規定により脱退した」とあるのは、「脱退した」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

農事組合法人の管理については、第二十九条の二、第三十条の三、第三十一条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の六第一項、第八項、第九項（第一号に係る部分に限る。）及び第十項、第三十九条前段、第四十六条の四、第四十六条の五、第四十九条、第五十条第一項及び第二項、第五十一条第一項から第六項まで、第五十三条並びに第五十四条第一項並びに民法第四十四条第一項、第五十二条第二項、第五十三条から第五十七条まで、第五十九条から第六十二条まで、第六十四条及び第六十六条の規定を準用する。この場合において、第三十五条の二第一項中「理事」とあるのは「役員」と、第三十五条の六第九項第一号イ中「次条第一項又は第二項」とあるのは「第七十二条の十二の二第一項」と、第三十九条前段中「次条第一項の一時理事又は監事の職務を行うべき者」とあるのは「第七十三条第二項において準用する民法第五十六条の仮理事」と、第四十六条の四中「第四十三条の五及び第四十三条の六」とあるのは「第七十三条第二項において準用する民法第六十二条及び第六十四条」と、第五十一条第一項中「十分の一（第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合にあつては、五分の一）」とあるのは「十分の一」と、同条第二項中「二分の一（第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合にあつては、出資総額）」とあるのは「二分の一」と、民法第五十六条中「裁判所は、利害関係人又は検察官」とあるのは「行政庁は、農事組合法人の組合員その他利害関係人」と、同法第五十七条中「裁判所は、利害関係人又は検察官の請求」とあるのは「総会の決議」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

農事組合法人の設立については、第六十二条及び第六十三条第一項の規定を準用する。この場合において、第六十二条第一項中「第五十九条第一項の認可があつたときは、発起人は」とあるのは、「発起人は、理事を選任したときは」と読み替えるものとする。

農事組合法人の解散及び清算については、第六十四条第一項、第六十五条第一項及び第四項、第六十六条第一項、第六十七条から第六十九条まで、第七十一条第一項並びに第七十二条第一項、民法第七十三条、第七十五条、第七十六条及び第七十八条から第八十三条まで、会社法第五百二条本文並びに第五百七条第一項及び第三項並びに非訟事件手続法第三十五条第二項及び第三十七条から第四十条までの規定を準用する。この場合において、第六十六条第一項中「農業協同組合にあつては第十二条第一項第一号の規定による組合員（法人にあつては、その役員）、農業協同組合連合会にあつては同条第二項第一号の規定による会員たる組合の役員」とあるのは「第七十二条の十第一項第一号の規定による組合員」と、「役員（合併によつて設立する組合が第三十条の二第四項の組合であるときは、理事を除く。）」とあるのは「役員」と、民法第七十五条中「前条」とあるのは「農業協同組合法第七十三条第四項において準用する同法第七十一条第一項」と、会社法第五百七条第一項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

農事組合法人の解散及び清算を監督する裁判所は、行政庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

行政庁は、農事組合法人の解散及び清算を監督する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第七十三条の三 出資農事組合法人は、前条の組織変更（以下「組織変更」という。）をするには、組織変更計画を作成して、総会の議決により、その承認を受けなければならない。

前項の場合には、第七十二条の十四に規定する議決によらなければならない。

第一項の総会の招集に対する第七十三条第二項において準用する民法第六十二条の規定の適用については、同条中「五日前」とあるのは「二

週間前」と、「会議の目的である事項」とあるのは「会議の目的である事項及び組織変更計画の要領」とする。

組織変更計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 組織変更後の株式会社（以下この節において「組織変更後株式会社」という。）の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数

二 前号に掲げるもののほか、組織変更後株式会社の定款で定める事項

三 組織変更後株式会社の取締役の氏名

四 次のイから八までに掲げる場合の区分に応じ、当該イから八までに定める事項

イ 組織変更後株式会社が会計参与と設置会社である場合 組織変更後株式会社の会計参与の氏名又は名称

ロ 組織変更後株式会社が監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）である場合 組織変更後株式会社の監査役の氏名

ハ 組織変更後株式会社が会計監査人設置会社である場合 組織変更後株式会社の会計監査人の氏名又は名称

五 組織変更をする農事組合法人の組合員が組織変更の際して取得する組織変更後株式会社の株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法

六 組織変更をする農事組合法人の組合員に対する前号の株式の割当てに関する事項

七 組織変更後株式会社が組織変更の際して組織変更をする農事組合法人の組合員に対してその持分に代わる金銭を支払うときは、その額又はその算定方法

八 組織変更をする農事組合法人の組合員に対する前号の金銭の割当てに関する事項

九 組織変更がその効力を生ずる日（以下この節において「効力発生日」という。）その他政令で定める事項

第一項に規定する組織変更については、第四十九条並びに第五十条第一項及び第二項の規定を準用する。この場合において、第四十九条第二項第一号中「出資一口の金額の減少の内容」とあるのは、「組織変更をする旨」と読み替えるものとする。

第七十三条の三十七 中央会の会長、副会長、理事及び監事については、第三十条の三、第三十五条の二第一項、第三十五条の六第一項、第八項、第九項（第一号に係る部分に限る。）及び第十項並びに第三十九条前段の規定を、会長については、第二十七条の二、第二十九条の二、第四十三条の三第二項から第四項まで及び第七十二条の十二の二の規定を、会長、副会長及び理事については、民法第四十四条第一項、第五十四条及び第五十五条の規定を、監事については、第三十条の五第三項、第四十三条の四第二項及び同法第五十九条の規定を準用する。この場合において、第四十三条の三第二項中「理事会（第三十条の二第四項の組合にあつては、経営管理委員会。以下この項及び第四項において同じ。）」とあるのは「会長」と、「理事会は」とあるのは「会長は」と、同条第四項中「理事会」とあるのは「会長」と、第四十三条の四第二項中「理事」とあるのは「会長、副会長及び理事」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七十三条の四十三 次に掲げる事項（都道府県中央会にあつては、第五号に掲げる事項を除く。）は、総会の議決を経なければならない。

一 定款の変更

二 解散

三 会員の除名

四 役員の内任

五 基本方針の設定及び変更

六 毎事業年度の事業計画の設定及び変更

七 経費の賦課及び徴収の方法

前項第一号から第四号までに掲げる事項は、都道府県中央会にあつては正会員（第七十三条の四十第一項の規定により代議員をもつて総会を組織する都道府県中央会にあつては代議員）、全国中央会にあつては代議員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

中央会の総会については、第十六条第三項から第八項まで、第四十三条の五第一項、第四十三条の六、第四十五条、第四十六条の四及び第四十六条の五並びに民法第六十六条の規定を準用する。この場合において、第十六条第三項後段中「その組合員と同一の世帯に属する者又は他の組合員（准組合員を除く。）」とあるのは「都道府県中央会の総会にあつては他の正会員（第七十三条の四十第一項の規定により代議員をもつて総会を組織する都道府県中央会の総会にあつては、正会員たる組合の理事（第三十条の二第四項の組合にあつては、経営管理委員）、全国中央会の総会にあつては正会員たる組合の理事（第三十条の二第四項の組合にあつては、経営管理委員）又は都道府県中央会の会長、副会長若しくは理事」と、同条第六項中「五人」とあるのは「二人」と、第四十三条の五第一項及び第四十六条の五第二項から第四項までの規定中「理事」とあるのは「会長」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第七十三条の四十四 都道府県中央会を設立するには都道府県の区域を超えない区域を地区とする組合が、全国中央会を設立するには都道府県の区域を超える区域を地区とする農業協同組合連合会又は都道府県中央会が、それぞれ発起人となり、定款及び事業計画を作成し、会日の二週間前までにこれを創立総会の日時及び場所とともに公告して、創立総会を招集しなければならない。

前項の発起人の数は、五以上でなければならない。この場合において、都道府県中央会の設立にあつては、その中に都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会二以上を含まなければならない。

発起人は、創立総会を招集するには、都道府県中央会の設立にあつてはその地区の全部又は一部を地区とする組合の総数の十分の一以上の同意を、全国中央会の設立にあつては都道府県中央会の総数の三分の二以上及び都道府県の区域を超える区域を地区とする組合の総数の十分の一以上の同意を得なければならない。

定款の決定、事業計画の設定、役員及び代議員の選任その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

創立総会については、第十六条第一項及び第四項から第七項まで、第四十五条第二項及び第三項、第四十六条の五並びに第五十八条第五項及び第六項、民法第六十六条並びに会社法第三百十条第二項、第三項、第六項及び第七項、第三百十一条（第二項を除く。）並びに第三百十二条第一項、第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、第十六条第四項中「前項」とあるのは「第七十三条の四十四第五項において

準用する第五十八条第六項」と、同条第五項中「前二項」とあるのは「第七十三条の四十四第五項において準用する第五十八条第六項又は前項」と、同法第三百十条第七項第二号、第三百十一条第一項並びに第三百十二条第一項及び第五項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七十三条の四十八 中央会は、次に掲げる事由によつて解散する。

一 総会の議決

二 破産手続開始の決定

解散の議決は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

中央会の解散及び清算については、第七十一条第一項及び第七十二条第一項、民法第七十三条、第七十五条、第七十六条及び第七十八条から第八十三条まで、会社法第五百二条本文並びに第五百七条第一項及び第三項並びに非訟事件手続法第三十五条第二項及び第三十七条から第四十条までの規定を準用する。この場合において、第七十一条第一項中「理事」とあるのは「会長、副会長及び理事」と、民法第七十五条中「前条」とあるのは「農業協同組合法第七十三条の四十八第三項において準用する同法第七十一条第一項」と、会社法第五百七条第一項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

中央会の解散及び清算を監督する裁判所は、主務大臣に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。
主務大臣は、中央会の解散及び清算を監督する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第九十一条の三 組合若しくは農事組合法人又は中央会の登記については、商業登記法第二条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第二十三条の二まで、第二十四条（第十五号及び第十六号を除く。）、第二十五条から第二十七条まで、第四十七条第一項、第四十八条から第五十三条まで、第七十一条第一項及び第三項、第七十六条、第七十八条、第八十二条、第八十三条並びに第三百三十二条から第四百四十八条までの規定を準用する。この場合において、同法第二十五条中「訴え」とあるのは「行政庁に対する請求」と、同条第三項中「その本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは「行政庁」と、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「農業協同組合法第七十四条第二項各号又は第四項各号」と、同法第七十一条第三項ただし書中「会社法第四百七十八条第一項第一号の規定により清算株式会社清算人となつたもの（同法」とあるのは「農業協同組合法第七十一条第一項本文（同法第七十三条第四項及び第七十三条の四十八第三項において準用する場合を含む。）の規定により清算人となつたもの（同法第七十二条の二において準用する会社法」と、同法第七十九条中「吸収合併による」とあるのは「合併若しくは農業協同組合法第七十条第一項の規定による権利義務の承継（以下「承継」という。）による」と、「合併をした」とあるのは「合併若しくは承継をした」と、「吸収合併により」とあるのは「合併若しくは承継により」と、同法第八十二条第一項中「合併による」とあるのは「合併又は承継による」と、「吸収合併後」とあるのは「合併若しくは承継後」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第一百一条 次の場合には、組合若しくは農事組合法人又は中央会の役員又は清算人は、五十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

- 一 法律の規定に基づいて組合若しくは農事組合法人又は中央会が行うことができる事業以外の事業を行ったとき。
- 二 第十一条第一項又は第十一条の六の規定に違反したとき。
- 二の二 第十一条第四項、第十一条の七第四項、第四十四条第四項、第六十四条第四項若しくは第七項、第七十二条の十三第二項、第七十二条の十六第四項、第七十二条の十七第二項、第七十二条の十八第三項、第七十二条の三十三第三項又は第九十七条の二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 二の三 第十一条の七第一項、第十一条の十三から第十一条の十五まで又は第十一条の十七から第十一条の十九までの規定に違反したとき。
- 二の四 第十一条の二十第一項の規定に違反して、共済計理人の選任手続をせず、又は同条第二項の農林水産省令で定める要件に該当する者でない者を共済計理人に選任したとき。
- 二の五 第十一条の二十二、第十一条の三十四又は第九十四条の二第一項若しくは第二項の規定による命令（改善計画の提出を求めることを含む。）に違反したとき。
- 二の六 第十一条の二十三第一項の規定に違反したとき。
- 二の七 第十一条の二十九第一項の規定に違反したとき。
- 二の八 第十一条の三十二第一項の規定に違反したとき。
- 二の九 第十一条の三十七第二項、第十一条の四十三第一項、第十一条の四十四第二項又は第四十八条の二第一項（第七十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して通知をすることを怠り、又は不正の通知をしたとき。
- 二の十 第十一条の三十七第二項の規定に違反して総会を招集しなかつたとき。
- 二の十一 第十一条の三十八第一項の規定、第十六条第八項（第七十三条の四十三第三項において準用する場合を含む。次号において同じ。）
、第五十八条第七項若しくは第七十三条の四十四第五項において準用する会社法第三百十条第六項、第三百十一条第三項若しくは第三百十二条第四項の規定又は第二十七条の二第二項（第七十二条の二の二、第七十三条第一項及び第七十三条の三十七において準用する場合を含む。）
、第二十九条の二第二項（第七十二条の二の二、第七十三条第二項及び第七十三条の三十七において準用する場合を含む。）
、第三十五条第一項（第七十二条の二の二において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第三十六条第九項（第七十二条の二の二において準用する場合を含む。）
若しくは第十項、第四十六条の五第二項若しくは第三項（これらの規定を第五十八条第七項、第七十二条の二の二、第七十三条第二項、第七十三条の四十三第三項及び第七十三条の四十四第五項において準用する場合を含む。）
、第四十九条第一項（第五十条の二第四項、第五十条の四第四項、第六十五条第四項及び第七十三条第二項において準用する場合を含む。）
、第六十五条の三第一項（第七十条第二項及び第七十三条第四項において準用する場合を含む。）
若しくは第七十二条の十二の二第三項（第七十三条の三十七において準用する場合を含む。）
の規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を備えて置かず、その書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

- 二の十二 第十一条の三十八第二項の規定、第十六条第八項、第五十八条第七項若しくは第七十三条の四十四第五項において準用する会社法第三百十条第七項、第三百十一条第四項若しくは第三百十二条第五項の規定又は第二十七条の二第三項（第七十二条の二の二、第七十三条第一項及び第七十三条の三十七において準用する場合を含む。）、第二十九条の二第二項（第七十二条の二の二、第七十三条第二項及び第七十三条の三十七において準用する場合を含む。）、第三十五条第三項（第七十二条の二の二において準用する場合を含む。）、第三十六条第十一項（第七十二条の二の二において準用する場合を含む。）、第四十六条の五第四項（第五十八条第七項、第七十二条の二の二、第七十三条第二項、第七十三条の四十三第三項及び第七十三条の四十四第五項において準用する場合を含む。）、第六十五条の三第二項（第七十条第二項及び第七十三条第四項において準用する場合を含む。）、第六十八条の二第三項（第七十条第二項及び第七十三条第四項において準用する場合を含む。）、若しくは第七十二条の二の二第四項（第七十三条の三十七において準用する場合を含む。）、の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類若しくは電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写又は書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。
- 二の十三 第十一条の四十三第一項、第十一条の四十四第一項、第七十二条の二の二において準用する会社法第四百九十九条第一項又は第七十三条第四項若しくは第七十三条の四十八第三項において準用する民法第七十九条第一項若しくは同法第八十一条第一項に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。
- 二の十四 第十一条の四十三第二項の規定による付記をせず、又は虚偽の付記をしたとき。
- 二の十五 第十一条の四十三第三項の規定に違反したとき。
- 二の十六 第十一条の四十五第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の第十一条の四十六第一項に規定する特定事業会社を子会社としたとき。
- 二の十七 第十一条の四十六第一項若しくは第二項ただし書（第十一条の四十八第二項及び第十一条の五十第二項において準用する場合を含む。）、第十一条の四十八第一項又は第十一条の五十第一項の規定に違反したとき。
- 二の十八 第十一条の四十六第三項又は第五項（これらの規定を第十一条の四十八第二項及び第十一条の五十第二項において準用する場合を含む。）、の規定により付した条件に違反したとき。
- 二の十九 第十一条の四十七第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社を子会社としたとき。
- 二の二十 第十一条の四十七第四項の規定による行政庁の認可を受けないで同項に規定する認可対象会社を子会社としたとき又は同条第六項において準用する同条第四項の規定による行政庁の認可を受けないで同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（同条第四項に規定する認可対象会社に限る。）、に該当する子会社としたとき。
- 二の二十一 第十一条の四十九第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社を子会社としたとき。
- 二の二十二 第十一条の四十九第四項の規定による行政庁の認可を受けないで同項に規定する認可対象会社を子会社としたとき又は同条第五項において準用する第十一条の四十七第六項において準用する同条第四項の規定による行政庁の認可を受けないで第十一条の四十九第一項各号

に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（同条第四項に規定する認可対象会社に限る。）に該当する子会社としたとき。

三 第十九条第二項の規定に違反したとき。

四 第二十条又は第七十三条の二十九第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

五 第二十二條第二項後段（第七十三条第一項並びに第七十三条の二十九第二項及び第五項において準用する場合を含む。）、第三十四条第八項、第三十八条第六項又は第四十三条第四項の規定に違反したとき。

五の二 第三十条第三項の規定に違反したとき。

五の三 第三十条第十二項の規定に違反して同項に規定する者に該当する者を監事に選任しなかつたとき。

五の四 第三十条第十三項に規定する常勤の監事を定める手続をしなかつたとき。

五の五 第三十条の五第一項、第二項（第七十二条の二において準用する場合を含む。）、若しくは第三項（第七十二条の二の二及び第七十三条の三十七において準用する場合を含む。）、又は第七十二条の二の二第五項の規定に違反したとき。

六 第三十五条の五第二項（第三十七条の二第七項及び第七十二条の二の二において準用する場合を含む。）、の規定又は第三十五条の五第五項若しくは第七十二条の二の二において準用する会社法第三百八十四条の規定による調査を妨げたとき。

六の二 第三十五条の五第五項において準用する会社法第三百四十三条第二項の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を総会の目的とせず、又はその請求に係る議案を総会に提出しなかつたとき。

七 第三十五条の六第五項の規定による開示をすることを怠つたとき。

七の二 第三十六条第一項、第五十条の六第一項、第七十二条第一項（第七十三条第四項及び第七十三条の四十八第三項において準用する場合を含む。）、若しくは第七十二条の二第一項の規定又は第七十三条第四項若しくは第七十三条の四十八第三項において準用する会社法第五百七条第一項の規定に違反して、貸借対照表、財産目録、会計帳簿若しくは決算報告を作成せず、これらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

七の三 第三十七条の二第七項において準用する会社法第三百九十八条第一項又は第二項の規定により意見を述べるに当たり、虚偽の陳述をし、又は事実を隠したとき。

八 第四十三条の二、第四十三条の三第二項若しくは第四十三条の四第二項（これらの規定を第三十八条第五項、第七十二条の二の二及び第七十三条の三十七において準用する場合を含む。）、第四十三条の四第三項（第七十二条の二の二において準用する場合を含む。）、第四十八条の二第二項若しくは第四項（これらの規定を第七十条第二項において準用する場合を含む。）、又は第七十三条の三十九第一項の規定に違反したとき。

八の二 第四十六条の三（第五十八条第七項及び第七十二条の二の二において準用する場合を含む。）、の規定に違反して正当な理由がないのに説明をしなかつたとき。

九 第四十九条又は第五十条第二項（これらの規定を第五十条の二第四項、第五十条の四第四項、第六十五条第四項（第七十条第二項及び第七

十三条第四項において準用する場合を含む。）及び第七十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して出資一口の金額を減少し、信用事業の全部若しくは一部を譲渡し若しくは譲り受け、共済事業の全部若しくは一部を譲渡し、共済事業に係る財産を移転し、出資組合若しくは出資農事組合法人の合併をし、又は出資組合に係る承継をしたとき。

九の二 第五十条の二第七項（第五十条の四第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

九の三 第五十条の三第二項又は第六十五条の二第三項の規定に違反して公告若しくは通知をすることを怠り、又は不正の公告若しくは通知をしたとき。

十 第五十一条第一項から第六項まで（第七十三条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第七項、第五十二条又は第七十二条の十五の規定に違反したとき。

十一 第五十四条第一項（第七十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

十二 第七十二条の二の二において準用する会社法第四百八十四条第一項の規定又は第七十三条第四項若しくは第七十三条の四十八第三項において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

十三 削除

十四 第七十二条の二の二において準用する会社法第五百二条の規定又は第七十三条第四項若しくは第七十三条の四十八第三項において準用する同法第五百二条本文の規定に違反して組合若しくは農事組合法人又は中央会の財産を分配したとき。

十五 清算の結了を遅延させる目的で、第七十二条の二の二において準用する会社法第四百九十九条第一項の期間又は第七十三条第四項若しくは第七十三条の四十八第三項において準用する民法第七十九条第一項の期間を不当に定めたとき。

十六 第七十二条の二の二において準用する会社法第五百条第一項の規定に違反して債務の弁済をし、又は第七十三条第四項若しくは第七十三条の四十八第三項において準用する民法第七十九条第一項の期間内に債権者に弁済をしたとき。

十七 第七十三条の二十三の二第三項の規定に違反して基本方針を公表しなかつたとき。

十八 第九十七条の四第一項の規定により付した条件（第十一条の四十七第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）又は第十一条の四十九第四項（同条第五項において読み替えて準用する第十一条の四十七第六項において準用する場合を含む。）の規定による認可に係るものに限る。）に違反したとき。

十九 この法律の規定による登記（第八十一条及び第八十四条（第八十一条に係る部分に限る。）に定める登記を除く。）をすることを怠つたとき。

二十 第九十二条第五項において準用する会社法第九四十一条の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。

共済調査人が、第十一条の三十九第二項の期限までに調査の結果の報告をしないときも、前項と同様とする。

会社法第九百七十六条に規定する者が、第三十五条の五第五項又は第三十七条の二第七項において準用する同法第三百八十一条第三項の規定

による調査を妨げたときも、第一項と同様とする。

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）（抄）

目次

- 第一章 総則（第一条 第十四条）
 - 第二章 農業共済団体の組織
 - 第一節 組合員（第十五条 第十九条）
 - 第二節 設立（第二十条 第三十条）
 - 第三節 管理（第三十一条 第四十五条の二）
 - 第四節 解散及び清算（第四十六条 第五十八条）
 - 第五節 登記（第五十九条 第八十二条）
 - 第三章 組合等の共済事業
 - 第一節 通則（第八十三条 第一百三条）
 - 第二節 農作物共済（第一百四条 第一百条の二）
 - 第三節 家畜共済（第一百一十一条 第二百条）
 - 第四節 果樹共済（第二百条の二 第二百条の十一）
 - 第五節 畑作物共済（第二百条の十二 第二百条の十八）
 - 第六節 園芸施設共済（第二百条の十九 第二百条の二十五）
 - 第七節 任意共済（第二百条の二十六 第二百条の二十八）
 - 第四章 農業共済組合連合会の保険事業（第二百一十一条 第三百三十二条の二）
 - 第五章 政府の再保険事業及び保険事業
 - 第一節 再保険事業（第三百三十三条 第四百一条の二）
 - 第二節 保険事業（第四百一十一条の三 第四百十二条）
 - 第五節の二 監督（第四百十二条の二 第四百十二条の七）
 - 第五章の三 独立行政法人農林漁業信用基金の農業災害補償関係業務（第四百十二条の八 第四百十二条の十四）
 - 第六章 補則（第四百十三条 第四百五条の三）
 - 第七章 罰則（第四百十六条 第四百八条）
- 附則

第二十三条 定款等作成委員が定款及び共済規程又は保険規程を作成したときは、発起人は、一定の期間前までにこれを創立総会の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。ただし、農業共済組合を設立する場合には、その設立につき農作物共済加入資格者の総数の三分の二以上の同意がなければ、創立総会を開くことができない。

前項の一定の期間は、二週間を下つてはならない。

定款等作成委員が作成した定款及び共済規程又は保険規程の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

創立総会においては、前項の定款及び共済規程又は保険規程を修正することができる。ただし、区域及び組合員たる資格に関する定款の規定については、この限りでない。

創立総会の議事は、組合員たる資格を有する者でその会日までに発起人に対し設立の同意を申し出たものの半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上でこれを決する。

前項の者は、書面又は代理人をもつて議決権又は選挙権を行うことができる。

創立総会については、第十七条第一項、第十八条第二項から第四項まで及び民法（明治二十九年法律第八十九号）第六十六条の規定を準用する。この場合において、第十八条第二項中「前項」とあるのは「第二十三条第六項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第二十三条第六項又は前項」と読み替えるものとする。

第三十二条 役員任期は、三年以内において定款で定める。

設立当時の役員任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会（農業共済組合の合併による設立の場合は設立委員）において定める。但し、その期間は、一年を超えてはならない。

定款で定めた役員員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員（第四十二条において準用する民法第五十六条の仮理事を含む。）が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

第四十二条 役員については、民法第四十四条第一項、第五十二条第二項、第五十三条から第五十六条まで及び第五十九条の規定を準用する。この場合において、民法第五十三条及び第五十五条中「総会」とあるのは「総会又は総代会」と、同法第五十六条中「裁判所」とあるのは「行政庁」と読み替えるものとする。

第四十四条 総会の議事は、この法律又は定款に特別の定のある場合を除いては、出席者の議決権の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

議長は、総会においてこれを選任する。

議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。

第四十五条 総会には、民法第六十四条及び第六十六条の規定を準用する。この場合において、同法第六十四条中「第六十二条」とあるのは、「農業災害補償法第三十八条第三項」と読み替えるものとする。

第四十五条の二 農業共済組合は、定款の定めるところにより、総会に代わるべき総代会を設けることができる。

総代の定数は、三十人以上でなければならない。

総代は、農業共済組合の組合員でなければならない。

総代会には、総会に関する規定を、総代には、第三十一条第三項から第九項まで、第三十二条及び第四十一条の規定を準用する。

総代会においては、前項の規定にかかわらず、総代の選挙及び解散の議決をすることができない。

第五十八条 農業共済団体の解散及び清算については、民法第七十三条、第七十五条、第七十六条及び第七十八条から第八十三条まで並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条までの規定を準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「農業災害補償法第五十四条」と読み替えるものとする。

農業共済団体の解散及び清算を監督する裁判所は、農業共済団体の業務を監督する行政庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

前項に規定する行政庁は、農業共済団体の解散及び清算を監督する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第五十九条 設立の登記は、設立の認可があつた日（第二十六条第二項及び第五項の場合にあつては、設立の認可に関する証明のあつた日）から二週間以内に、主たる事務所の所在地においてこれをしなければならない。

設立の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 第二十九条第一項第一号から第三号まで及び第十号に掲げる事項

二 事務所の所在地

三 代表権を有する者の氏名、住所及び資格

農業共済団体は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事務所の所在地において前項の事項を登記しなければならない。

第六十条 農業共済団体の成立後従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地において二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記し、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に前条第二項の事項を登記し、他の従たる事務所の所在地においては同期間内にその従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内においてあらたに従たる事務所を設けたときは、その従たる事務所を設けたことを登記することを以て足りる。

第六十一条 農業共済団体が主たる事務所を移転したときは、二週間以内に旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第五十九条第二項の事項を登記し、従たる事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内に同項の事項を登記しなければならない。

同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所又は従たる事務所を移転したときは、その移転の登記をすることを以て足りる。

第六十二条 第五十九条第二項の事項中に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地において

は三週間以内に変更の登記をしなければならない。

第六十二条の二 理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

第六十二条の三 農業共済団体が参事を選任したときは、二週間以内に、これを置いた事務所の所在地において、参事の氏名及び住所並びに参事を置いた事務所を登記しなければならない。その登記した事項の変更及び参事の代理権の消滅についても、同様とする。

第六十三条 農業共済団体が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除いては、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に解散の登記をしなければならない。

第六十四条 農業共済組合が合併をしたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、合併後存続する農業共済組合については変更の登記、合併に因つて消滅する農業共済組合については解散の登記、合併に因つて設立した農業共済組合については第五十九条第二項に規定する登記をしなければならない。

第六十五条 削除

第六十六条 農業共済団体の清算が終了したときは、第五十七条の承認の日から主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に清算終了の登記をしなければならない。

第六十七条 農業共済団体の登記については、その事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所が管轄登記所としてこれを掌る。

各登記所に、農業共済組合登記簿及び農業共済組合連合会登記簿を備える。

第六十八条 農業共済団体の設立の登記の申請書には、定款及び代表権を有する者の資格を証する書面を添附しなければならない。

合併による農業共済組合の設立の登記の申請書には、前項に掲げる書面のほか、第四十九条第二項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、これに対し、弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託をしたこと又は合併してもその債権者を害するおそれがないことを証する書面並びに合併によつて消滅する農業共済組合（当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。）の登記事項証明書を添付しなければならない。

第六十九条 削除

第七十条 農業共済団体の事務所の新設又は事務所の新設その他第五十九条第二項の事項の変更の登記の申請書には、事務所の新設又は登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

農業共済組合の合併に因る変更の登記の申請書には、第六十八条第二項の規定を準用する。

第七十条の二 参事の登記の申請書には、主たる事務所の所在地を管轄する登記所に申請する場合を除き、登記所において作成した農業共済団体の代表者の印鑑の証明書を添付しなければならない。

第七十一条 第六十三条の規定による農業共済団体の解散の登記の申請書には、解散の事由を証する書面を添附しなければならない。

行政庁が農業共済団体の解散を命じた場合における解散の登記は、当該行政庁の囑託に因つてこれをする。

第七十二条及び第七十三条削除

第七十七条 農業共済団体の登記については、商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第二条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第二十三条の二まで、第二十四条（第十五号及び第十六号を除く。）、第二十五条から第二十七条まで、第四十五条、第四十七条第一項、第四十八条から第五十三条まで、第七十一条第一項及び第三項、第七十九条、第八十二条、第八十三条並びに第三百三十二条から第四百十八条までの規定を準用する。この場合において、同法第二十五条中「訴え」とあるのは「行政庁に対する請求」と、同条第三項中「その本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは「行政庁」と、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「農業災害補償法第五十九条第二項各号」と、同法第五十三条中「新所在地における登記」とあるのは「新所在地において農業災害補償法第五十九条第二項各号に掲げる事項を登記すべき場合」と、同法第七十一条第三項ただし書中「会社法第四百七十八条第一項第一号の規定により清算株式会社清算人となつたもの」（同法第四百八十三条第四項に規定する場合にあつては、同項の規定により清算株式会社の代表清算人となつたもの）とあるのは「農業災害補償法第五十四条本文の規定により清算人となつたもの」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第七十八条から第八十二条まで 削除

第八十七条の二 農業共済組合は、農作物共済に係る第八十六条の共済掛金又は前条第一項若しくは第三項の規定による賦課金（以下本条において共済掛金等という。）を滞納する者がある場合には、督促状により、期限を指定して、これを督促しなければならぬ。

農業共済組合は、前項の規定による督促をした場合において、その督促を受けた者が督促状で指定する期限までに滞納に係る共済掛金等及びこれに係る第七項の延滞金を完納しないときは、市町村に対し、その徴収を請求することができる。

市町村は、前項の規定による請求があつた場合には、地方税の滞納処分例によりこれを処分する。この場合には、農業共済組合は、その徴収金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならない。

市町村が第二項の規定による請求を受けた日から三十日以内にその処分に着手せず、又は九十日以内にこれを終了しないときは、農業共済組合は、都道府県知事の認可を受けて、地方税の滞納処分例によりこれを処分することができる。

前二項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

第一項の規定による督促は、民法第五百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

農業共済組合は、共済規程の定めるところにより、共済掛金等を滞納する者から、滞納に係る共済掛金等の額につき年十・七五パーセントの割合を超えない範囲内において共済規程で定める割合で、納期限の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。

共済事業を行う市町村が徴収する共済掛金等については、本法に特別の定があるものを除き、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の三の規定を準用する。

第四百七十七條 次の場合には、農業共済団体の役員又は清算人を二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により行政庁の認可を受けなければならない場合にその認可を受けなかつたとき。

二 この法律による登記をすることを怠つたとき。

三 農業共済団体が法律の規定により行うことができる事業以外の事業を行つたとき。

四 第三十三條の規定に違反したとき。

五 第三十五條第一項、第三十六條第一項又は第三十七條の規定に違反したとき。

六 第三十九條第一項若しくは第四十條第一項の規定に違反して書類を備え置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのに第三十九條第二項若しくは第四十條第二項の規定による閲覧を拒んだとき。

七 第四十一條第四項（第四十五條の二第四項において準用する場合を含む。）又は第四十二條の三第四項の規定に違反したとき。

七の二 第四十三條第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

八 第四十九條又は第五十條第二項の規定に違反して農業共済組合の合併をしたとき。

九 第五十五條又は第五十七條に掲げる書類に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

十 第五十六條の規定に違反して農業共済団体の財産を分配したとき。

十一 第五十八條第一項において準用する民法第七十九條第一項の期間内に債権者に弁済をしたとき。

十二 第五十八條第一項において準用する民法第七十九條第一項又は同法第八十一條第一項に規定する公告を怠り、又は不実の公告をしたとき。

十三 第五十八條第一項において準用する民法第八十一條第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

十四 第九十一條（第三十二條第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十五 第九十九條の二第一項又は第三十條の規定に違反したとき。

十六 第一百條（第三十二條第一項において準用する場合を含む。）又は第一百一條（第三十二條第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十七 第一百四十二條の五の規定による命令に従わなかつたとき。

十八 法令又は定款に違反して剰余金を処分し、又は共済金額を削減したとき。

競馬法（昭和二十三年法律第五十八号）（抄）

（民法の準用）

第二十三條の十五 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四條（法人の不法行為能力等）及び第五十條（法人の住所）の規定は、協会に準用する。

水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）（抄）

（役員資格）

第三十四条の四 次に掲げる者は、役員となることができない。

一 法人

二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

三 この法律、会社法若しくは中間法人法（平成十三年法律第四十九号）の規定に違反し、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条、第二百五十六条、第二五十八号から第二六十条まで若しくは第二百六十二条の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二号まで若しくは第二百七十四条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

2 前項各号に掲げる者のほか、次の各号に掲げる者は、第十一条第一項第四号の事業を行う組合の役員となることができない。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

二 証券取引法第九十七条第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項、第九十八号第一号から第十号まで、第十八号若しくは第十九号、第九十九号、第二百条第一号から第十二号まで、第二十一号若しくは第二十二号、第二百三条第三項又は第二百五条第一号から第六号まで、第十五号若しくは第十六号の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

（代表理事）

第三十九条の三 組合は、理事会（第三十四条の二第三項の組合にあつては、経営管理委員会）の議決により、理事の中から組合を代表する理事（以下「代表理事」という。）を定めなければならない。

2 代表理事は、組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

（理事及び経営管理委員に関する会社法及び民法の準用）

第三十九条の四 会社法第三百五十七条第一項及び第三百六十一条の規定は理事及び経営管理委員について、同法第三百六十条第一項の規定は理事について準用する。この場合において、同項中「著しい損害」とあるのは「回復することができない損害」と、同法第三百六十一条第二項中「取締役」とあるのは「理事（水産業協同組合法第三十四条の二第三項の組合にあつては、経営管理委員）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 民法第五十五条並びに会社法第三百四十九条第五項、第三百五十条及び第三百五十四条の規定は、代表理事について準用する。この場合において、民法第五十五条中「総会」とあるのは「総会若しくは経営管理委員会」と、同項中「前項」とあるのは「水産業協同組合法第三十九条の

三第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(清算に関する会社法等の準用)

第七十七条 会社法第四百七十五条(第三号に係る部分を除く。)、第四百七十六条及び第四百九十九条から第五百三条まで並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第四十条の規定は組合の清算について、第三十一条の二、第三十三条の二、第三十四条の三、第三十四条の四、第三十四条の五第四項及び第五項、第三十六条、第三十七条、第三十八条第五項及び第六項、第三十九条(第二項を除く。)、第三十九条の二、第三十九条の三第二項、第三十九条の四、第三十九条の五第一項から第三項まで、第三十九条の六第一項から第三項まで、第八項、第九項(第一号に係る部分に限る。)、及び第十項、第四十条(第一項及び第十項を除く。)、第四十二条の二、第四十七条、第四十七条の三第二項から第四項まで、第四十七条の四、第四十七条の五第二項、第五十条の二並びに第五十条の四第二項から第四項まで並びに会社法第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四条から第三百八十六条まで、第四百七十八条第二項及び第四項、第四百七十九条第一項及び第二項(各号列記以外の部分に限る。)、第四百八十三条第四項及び第五項、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百八十九条第三項から第五項まで、第五百八条、第七編第二章第二節(第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項及び第五項並びに第八百五十一条を除く。)、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条(第二号及び第三号に係る部分に限る。)、第八百七十一条、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十四条(第一号及び第四号に係る部分に限る。)、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定は組合の清算人について準用する。この場合において、第三十九条の六第十項中「役員」とあるのは「役員又は清算人」と、第四十条第二項中「事業報告」とあるのは「事務報告」と、「貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案その他組合の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして農林水産省令で定めるもの並びに」とあるのは「貸借対照表及び」と、同条第四項中「事業報告」とあるのは「事務報告」と、同条第九項中「二週間」とあるのは「一週間」と、「五年間」とあるのは「清算結了の登記の時までの間」と、同法第四百七十五条第一号中「第四百七十一条第四号に掲げる事由」とあるのは「合併」と、同法第四百七十八条第二項中「前項」とあるのは「水産業協同組合法第七十四条」と、同法第四百七十九条第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総組合員(准組合員を除く。)」の五分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の同意を得た組合員(准組合員を除く。)」と、同法第四百八十三条第四項中「第四百七十八条第一項第一号」とあるのは「水産業協同組合法第七十四条」と、同法第四百四十七條第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同法第八百五十條第四項中「第五十五条、第二百二十條第五項、第四百二十四條(第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。)、第四百六十二条第三項(同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。)、第六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「水産業協同組合法第七十七条において準用する同法第三十九条の六第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(剰余金の配当)

第八十五条 組合は、損失をてん補し、次条第二項において準用する第五十五条第一項の利益準備金及び同条第三項の資本準備金を控除した後でなければ、剰余金の配当をしてはならない。

2 剰余金の配当は、定款の定めるところにより、年十パーセントを超えない範囲内において払い込んだ出資額の割合に応じ、又は組合員が組合の事業に従業した程度に応じてこれをしなければならない。

(準用規定)

第八十六条 第七十九条から第八十二条の二までに規定するもののほか、第十九条第三項から第五項まで、第二十条、第二十一条第一項本文及び第二項から第七項まで、第二十三条並びに第二十六条から第三十一条までの規定は、組合の組合員について準用する。

2 前三条に規定するもののほか、第三十三条、第三十三条の二、第三十四条第一項、第二項、第四項本文、第五項から第七項まで、第九項及び第十項、第三十四条の三、第三十四条の五第五項、第三十五条、第三十九条の二第一項、第三十九条の六(第二項を除く。)、第四十条(第六項を除く。)、第四十二条第一項及び第三項から第八項まで、第四十二条の二前段、第四十三条第一項及び第二項、第四十五条から第四十七条まで、第四十七条の三第二項から第四項まで、第四十七条の四第一項及び第二項、第四十七条の六、第四十七条の七、第四十八条第一項から第四項まで、第四十九条、第五十条、第五十条の三、第五十条の四、第五十三条、第五十四条第一項及び第二項、第五十四条の五、第五十四条の六、第五十五条第一項から第六項まで、第五十七条並びに第五十八条並びに民法第六十条、第六十一条第一項及び第六十六条の規定は組合の管理について、同法第四十四条第一項、第五十二条第二項及び第五十三条から第五十五条までの規定は理事について、同法第五十九条の規定は監事について準用する。この場合において、第三十四条第二項中「五人」とあるのは「三人」と、同条第十項中「理事の定数の少なくとも三分の二は、」とあるのは「理事は、その全員が」と、第四十条第七項中「前項の承認を受けた」とあるのは「第二項の規定により作成した」と、第四十二条第一項中「五分の一」とあるのは「三分の一」と、第四十五条第二項中「理事会の議決」とあるのは「理事の過半数」と、第四十六条第一項中「十分の一」とあるのは「六分の一」と、同条第三項及び第四十七条の三第二項中「理事会」とあるのは「理事」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 第二十一条第一項本文、第四十九条第二項及び第三項、第五十条の三、第五十条の四、第五十九条から第六十一条まで、第六十二条第一項から第五項まで並びに第六十三条から第六十七条まで並びに民法第六十六条の規定は、組合の設立について準用する。この場合において、第五十条の三中「第四十七条の五及び第四十七条の六」とあるのは「第八十六条第三項において準用する第六十二条第一項及び第二項」と、第五十九条中「二十人(第十八条第四項の規定により組合員たる資格を有する者を特定の種類の漁業を営む者に限る組合(以下「業種別組合」という。))にあつては、十五人」とあり、及び第六十一条第二項中「二十人(業種別組合にあつては、十五人)」とあるのは「七人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 第六十八条、第六十九条、第六十九条の三から第七十四条まで、第七十五条第一項及び第七十六条第一項、民法第七十三条、第七十五条、第七十六条及び第七十八条から第八十三条まで、会社法第五百二条並びに非訟事件手続法第三十五条第二項及び第三十七条から第四十条までの規定は、組合の解散及び清算について準用する。この場合において、第六十八条第四項中「二十人(業種別組合にあつては、十五人)」とあるのは「七人」と、第七十条第二項において準用する第三十四条第十項中「理事の定数の少なくとも三分の二は、」とあるのは「理事は、その全員が」と、民法第七十五条中「前条」とあるのは「水産業協同組合法第八十六条第四項において準用する同法第七十四条」と読み替えるものとする。

るほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 組合の解散及び清算を監督する裁判所は、行政庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

6 行政庁は、組合の解散及び清算を監督する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(商業登記法の準用)

第二百二十条 商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第二条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第二十三条の二まで、第二十四条(第十五号及び第十六号を除く。)、第二十五条から第二十七条まで、第四十五条、第四十七条第一項、第四十八条から第五十三条まで、第七十一条第一項及び第三項、第七十九条、第八十二条、第八十三条並びに第三百三十二条から第三百四十八条までの規定は、組合の登記について準用する。この場合において、同法第二十五条中「訴え」とあるのは、「行政庁に対する請求」と、同条第三項中「その本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは、「行政庁」と、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは、「水産業協同組合法第一百一条第二項各号」と、同法第七十一条第三項ただし書中「会社法第四百七十八条第一項第一号の規定により清算株式会社の清算人となつたもの(同法)」とあるのは、「水産業協同組合法第七十四条本文(同法第八十六条第四項、第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第九十七条第五項において準用する場合を含む。)」の規定により清算人となつたもの(同法第七十七条(同法第九十二条第五項、第九十六条第五項、第九十七条第五項及び第九十八条の六第五項及び第九十九条において準用する場合を含む。))において準用する会社法」と、同法第七十九条中「吸収合併による」とあるのは「合併若しくは水産業協同組合法第九十一条の三第一項(同法第九十五条において準用する場合を含む。)」の規定による権利義務の承継(以下単に「承継」という。)による」と、「合併をした」とあるのは「合併若しくは承継をした」と、「吸収合併により」とあるのは「合併若しくは承継により」と、同法第八十二条第一項中「合併による」とあるのは「合併又は承継による」と、「吸収合併後」とあるのは「合併若しくは承継後」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三百三十条 次の場合には、組合の役員若しくは清算人又は特定信用事業代理業者(特定信用事業代理業者が法人であるときは、その取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、執行役、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人)は、五十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 この法律の規定又は他の法律の規定に基づいて当該組合が行うことができる事業以外の事業を営んだとき。

二 第十一条第六項ただし書、第八十七条第八項ただし書、第九十三条第五項ただし書、第九十七条第六項ただし書又は第九十二条第二項ただし書の規定に違反したとき。

三 第十一条の四第一項(第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第九十七条第一項において準用する場合を含む。)、又は第十一条の十(第九十六条第一項において準用する場合を含む。))の規定に違反したとき。

四 第十一条の四第四項(第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第九十七条第一項において準用する場合を含む。)、第四十八条第四項(第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第九十九条第三項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。)、第六十八条第五項(第八十六条第四項、第九十六条第五項及び第九十七条第五項及び第一百条の六第五項において準用する場合を含む。)、第九十一条の二第五項(第九十五条第五項

において準用する場合を含む。)若しくは第二百二十一条の三第三項又は準用銀行法第五十二条の三十九第一項若しくは第五十三条第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五 第十一條の五(第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

六 第十五條の二第一項若しくは第十五條の三(これらの規定を第九十六条第一項及び第百条の六第一項において準用する場合を含む。)、第十五條の四(第九十六条第一項において準用する場合を含む。)、又は第十五條の五(第九十六条第一項及び第百条の六第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

七 第十七條第四項の規定に違反したとき。

八 第十七條の二第一項(第九十六条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定に違反して第十七條の二第一項に規定する子会社対象会社以外の第十七條の三第一項(第九十六条第一項において準用する場合を含む。)に規定する信用事業会社を子会社(第二百二十二條第三項に規定する子会社をいう。以下この項において同じ。)としたとき。

九 第十七條の二第三項(第九十六条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

十 第十七條の三第一項又は第二項ただし書(これらの規定を第九十六条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

十一 第十七條の三第三項又は第五項(これらの規定を第九十六条第一項において準用する場合を含む。)の規定により付した条件に違反したとき。

十一の二 第二十一條第七項(第五十一條の二第七項、第八十六条第一項、第八十九條第三項(第九十八條の二第二項及び第百條の四第二項において準用する場合を含む。))及び第九十六条第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。))において準用する場合を含む。))、第三百十條第六項、第三百十一條第三項若しくは第三百十二條第四項の規定又は第三十一條の二第二項(第七十七條(第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百条の六第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。))、第八十二條の二第二項、第九十二条第二項、第九十六条第二項、第百条第二項及び第百条の六第二項において準用する場合を含む。))、第三十三條の二第一項(第七十七條、第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。))、第三十九條第一項(第七十七條、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。))若しくは第二項(第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。))、第七十七條、第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。))若しくは第十項(第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。))、第五十條の四第二項若しくは第三項(これらの規定を第五十一條の二第七項、第六十二條第六項(第九十二条第四項、第九十六条第四項、第百条第四項及び第百条の六第四項において準用する場合を含む。次号及び第二十八号において同じ。))、第七十七條、第八十六条第二項及び第三項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項並びに第百條の六第三項において準用する場合を含む。))、第五十三條第一項(第五十四條の二第六項(第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。第二十九号にお

いて同じ。）、第五十四条の四第三項（第九十六条第三項において準用する場合を含む。第二十九号において同じ。）、第六十九条第四項（第八十六条第四項、第九十一条の三第二項（第百条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百条の六第五項において準用する場合を含む。）、第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。）、第六十九条の三第一項（第八十六条第四項、第九十一条の三第二項、第九十二条第五項、第百条第五項及び第百条の六第五項において準用する場合を含む。）、若しくは第七十二条の二第二項（第八十六条第四項、第九十一条の三第二項、第九十二条第五項、第百条第五項及び第百条の六第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を備えて置かず、その書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

十一の三 第二十一条第七項において準用する会社法第三百十条第七項、第三百十一条第四項若しくは第三百十二条第五項の規定又は第三十一条の二第三項（第七十七条、第八十二条の二第二項、第九十二条第二項、第百条第二項及び第百条の六第二項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第二項（第七十七条、第八十六条第二項、第九十二条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。）、第三十九条第三項（第七十七条、第九十二条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。）、第四十条第十一項（第七十七条、第八十六条第二項、第九十二条第三項、第百条第三項、第六十二条第六項、第七十七条、第八十六条第二項及び第三項、第九十二条第三項、第百条第三項並びに第百条の六第三項において準用する場合を含む。）、第六十九条の三第二項（第八十六条第四項、第九十一条の三第二項、第九十二条第五項、第百条第五項及び第百条の六第五項において準用する場合を含む。）若しくは第七十二条の二第三項（第八十六条第四項、第九十一条の三第二項、第九十二条第五項、第百条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百条の六第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類若しくは電磁的記録に記載された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写又は書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記載された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

十二 第二十四条第二項（第九十二条第二項、第九十六条第二項、第百条第二項及び第百条の六第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十三 第二十五条（第九十二条第二項、第九十六条第二項、第百条第二項及び第百条の六第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十四 第二十七条第二項後段（第八十六条第一項、第九十二条第二項、第九十六条第二項、第百条第二項及び第百条の六第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十五 第三十四条第三項（第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十六 第三十四条第十一項（第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）。)

）の規定に違反して第三十四条第十一項に規定する者に該当する者を監事に選任しなかつたとき。

十七 第三十四条第十二項（第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）に規定する常勤の監事を定める手続をしなかつたとき。

十八 第三十四条の五第一項（第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）、第三項若しくは第四項（これらの規定を第九十二条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。）、又は第五項（第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十九 第三十八条第八項（第九十二条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。）、又は第四十二条第六項若しくは第四十六条第四項（これらの規定を第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二十 第三十九条の五第二項（第四十一条の二第七項（第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）、第二十四号及び次項において同じ。）、第七十七条、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定又は第三十九条の五第五項（第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。）、次号及び次項において同じ。若しくは第七十七条において準用する場合第三百八十四条の規定による調査を妨げるとき。

二十一 第三十九条の五第五項において準用する場合第三百四十三条第二項の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を総会の目的とせず、又はその請求に係る議案を総会に提出しなかつたとき。

二十二 第三十九条の六第五項（第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定による開示をすることを怠つたとき。

二十三 第四十条第一項（第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。）、第五十四条の六第一項（第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。）、第七十五条第一項（第八十六条第四項、第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百条の六第五項において準用する場合を含む。）、又は第七十六条第一項（第八十六条第四項、第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百条の六第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、貸借対照表、財産目録、会計帳簿若しくは決算報告を作成せず、これらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

二十四 第四十一条の二第七項において準用する場合第三百九十八条第一項又は第二項の規定により意見を述べるに当たり、虚偽の陳述をし、又は事実を隠したとき。

二十五 第四十二条第五項（第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二十六 削除

二十七 第四十七条の二（第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定、第四十七条の三第二項若しくは第四十七条の四第二項（これらの規定を第四十二条第八項（第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。）、第五十一条の二第七項、第七十七条、第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定、第四十七条の四第三項（第五十一条の二第七項、第七十七条、第九十二条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定又は第八十六条第二項において準用する民法第六十条の規定に違反したとき。

二十八 第五十条の二（第五十一条の二第七項、第六十二条第六項、第七十七条、第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して正当な理由がないのに説明をしなかつたとき。

二十九 第五十三条若しくは第五十四条第二項（これらの規定を第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して出資一口の金額を減少し、第五十四条の二第六項において準用する第五十三条若しくは第五十四条第二項の規定に違反して信用事業の全部若しくは一部を譲渡し若しくは譲り受け、第五十四条の四第三項において準用する第五十三条若しくは第五十四条第二項の規定に違反して共済事業の全部若しくは一部を譲渡し、若しくは共済事業に係る財産を移転し、第六十九条第四項（第八十六条第四項、第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百条の六第五項において準用する場合を含む。）において準用する第五十三条若しくは第五十四条第二項の規定に違反して出資組合の合併をし、又は第九十一条の三第二項において準用する第六十九条第四項において準用する第五十三条若しくは第五十四条第二項の規定に違反して出資組合に係る承継をしたとき。

三十 第五十四条の二第七項（第五十四条の四第四項（第九十六条第三項において準用する場合を含む。）、第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

三十一 第五十五条第一項から第六項まで（これらの規定を第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。）、第五十五条第七項（第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）、第五十六条（第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。）、又は第八十五条の規定に違反したとき。

三十二 第五十八条（第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。）、又は第九十二条第三項、第九十六条第三項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

三十三 第七十七条において準用する会社法第四百八十四条第一項の規定又は第八十六条第四項において準用する民法第八十一条第一項の規定

に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

三十四 第七十七条において準用する会社法第四百九十九条第一項若しくは第八十六条第四項において準用する民法第七十九条第一項若しくは同法第八十一条第一項に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

三十五 第七十七条又は第八十六条第四項において準用する会社法第五百二条の規定に違反して組合の財産を処分したとき。

三十六 清算の結了を遅延させる目的をもつて第七十七条において準用する会社法第四百九十九条第一項の期間又は第八十六条第四項において準用する民法第七十九条第一項の期間を不当に定めたとき。

三十七 第七十七条において準用する会社法第五百条第一項の規定に違反して債務の弁済をし、又は第八十六条第四項において準用する民法第七十九条第一項の期間内に債権者に弁済をしたとき。

三十八 第八十七条の三第一項（第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して第八十七条の三第一項に規定する子会社対象会社以外の会社を子会社としたとき。

三十九 第八十七条の三第四項（第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して第八十七条の三第四項に規定する認可対象会社を子会社としたとき又は同条第六項（第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定による行政庁の認可を受けないで第八十七条の三第四項に規定する認可対象会社に限る。）に該当する子会社としたとき。

四十 第八十七条の三第九項（第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

四十一 第八十七条の四第一項（第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定又は第八十七条の四第二項（第百条第一項において準用する場合を含む。）以下この項において同じ。）において準用する第十七条の三第二項ただし書の規定に違反したとき。

四十二 第八十七条の四第二項において準用する第十七条の三第三項又は第五項の規定により付した条件に違反したとき。

四十二の二 準用銀行法第五十二条の四十三の規定により行うべき財産の管理を行わないとき。

四十二の三 準用銀行法第五十二条の四十九の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

四十二の四 準用銀行法第五十二条の五十五の規定による命令に違反したとき。

四十三 第二百二十三条の二第一項の規定に違反して改善計画の提出をせず、又は同項若しくは同条第二項の規定による命令に従わなかつたとき。

四十四 第二百二十六条の二第一項の規定により付した条件（第八十七条の三第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による認可に係るものに限る。）に違反したとき。

四十五 この法律の規定による登記をすることを怠つたとき。

四十六 第二百三十一条第五項において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。

2 会社法第九百七十六条に規定する者が、第三十九条の五第五項又は第四十一条の二第七項において準用する同法第三百八十一条第三項の規定による調査を妨げたときも、前項と同様とする。

3 漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合連合会の役員又は職員が、第八十七条第一項第十号若しくは第七項又は第九十七条第一項第七号に規定する監査の事業に係る業務に関して知り得た秘密を正当な理由なく他に漏らし、又は盗用したときは、五十万円以下の過料に処する。その者が役員又は職員でなくなつた後において、当該違反行為をした場合においても、同様とする。

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）（抄）

第十九条の二 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、規約、第五十七条の二第一項の管理規程及び総会の決議を遵守し、土地改良区のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 役員がその任務を怠つたときは、その役員は、土地改良区に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。

3 役員がその職務を行なうにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その役員は、第三者に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。
（民法の準用）

第三十五条 土地改良区には、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条第一項（法人の不法行為能力）、第五十条（法人の住所）、第五十四条（理事の代理権の制限）、第五十五条（理事の代理行為の委任）、第五十九条（監事の職務）及び第六十六条（表決権のない場合）の規定を準用する。

（賦課金等の徴収）

第三十九条 土地改良区は、賦課金等若しくはこれに係る延滞金又はその延滞金以外の第三十七条の過怠金を滞納する者がある場合には、督促状により期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 土地改良区は、夫役現品の賦課を受けて定期内にその履行をせず、且つ、夫役現品に代るべき金銭を納付しない者がある場合又は夫役現品若しくはこれに代るべき金銭に係る延滞金を納付しない者がある場合には、督促状により期限を指定してこれを督促しなければならない。この場合において、当該夫役又は現品の必要が既になつているときその他特別の事情があるときは、当該夫役又は現品に代るべき金銭につき、期限を指定してその納付を請求しなければならない。

3 土地改良区は、前二項の規定による督促又は請求をした場合において、その督促又は請求を受けた者がその督促又は請求で指定する期限までにこれを完納せず、又は履行しないときは、市町村に対し、その徴収（夫役又は現品については、これに代るべき金銭の徴収）を請求することができる。

4 市町村は、前項の規定による請求があつた場合には、地方税の滞納処分の例によりこれを処分する。この場合には、土地改良区は、その徴収金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならない。

5 市町村が第三項の請求を受けた日から三十日以内にその処分に着手せず、又は九十日以内にこれを終了しない場合には、理事は、地方税の滞納処分の例により、都道府県知事の認可を受けて、その処分をすることができる。

6 都道府県知事は、前項の認可をしたときは、遅滞なくその旨を当該市町村に通知しなければならない。

7 第四項及び第五項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとし、その時効については、国税及び地方税の例による。

8 第一項又は第二項の督促は、民法第一百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。
(清算人)

第六十八条 土地改良区が解散したときは、合併によつて解散した場合を除いて、理事がその清算人となる。但し、総会で他の者を選任した場合には、この限りでない。

2 清算人については、第十八条第十六項から第十八項までの規定を準用する。

(民法及び非訟事件手続法の準用等)

第七十六条 土地改良区の解散及び清算には、民法第七十三条(清算法人)、第七十五条(裁判所による清算人の選任)、第七十六条(清算人の解任)、第七十八条から第八十条まで(清算人の職務及び権限、債権の申出の催告等、期間経過後の債権の申出)、第八十二条(裁判所による監督)及び第八十三条(清算結了の届出)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項(法人の解散・清算の監督の管轄)及び第三十六条から第四十条まで(法人の清算人に関する事件の管轄、清算人の選任の裁判、清算人の報酬、清算人の解任等の裁判、検査人の選任の裁判等)の規定を準用する。

2 土地改良区の解散及び清算を監督する裁判所は、農林水産大臣又は都道府県知事に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

3 農林水産大臣又は都道府県知事は、土地改良区の解散及び清算を監督する裁判所に対し、意見を述べることができる。
(解散)

第一百一十二条の二十二 連合会は、次に掲げる事由によつて解散する。

一 総会の議決

二 破産手続開始の決定

三 定款で定める解散事由の発生

四 第三百三十五条第二項の規定による解散命令

2 解散の議決については、第一百一十二条の二十二第二項の規定を準用する。

3 連合会は、解散の議決をしたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

(準用規定)

第一百一十二条の二十三 連合会には、第十八条第十二項から第十五項まで、第十九条から第二十一条まで、第二十五条から第二十八条まで、第二十九条第一項本文及び第四項、第三十一条、第三十二条、第三十四条、第三十五条、第三十七条、第四十五条、第六十八条から第七十一条まで並びに第七十六条の規定を準用する。この場合において、第六十八条第二項中「第十八条第十六項から第十八項まで」とあるのは「第十八条第十六項」と、第七十六条第一項中「(清算法人)、第七十五条(裁判所による清算人の選任)、第七十六条(清算人の解任)、第七十八条から第

八十条まで（清算人の職務及び権限、債権の申出の催告等、期間経過後の債権の申出）、第八十二条（裁判所による監督）及び第八十三条（清算結了の届出）」とあるのは「及び第七十五条から第八十三条まで（清算）」と読み替えるものとする。

第四百十三條 次の場合においては、土地改良区若しくは土地改良区連合又は連合会の理事若しくは監事又は清算人を二十万円以下の過料に処する。

- 一 第十五条又は第一百一十一条の九に規定する事業以外の事業を営んだとき。
- 二 第二十条（第一百一十一条の二十三において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。
- 三 第二十五条第一項、第二十六条又は第二十七条（これらの規定を第一百一十一条の二十三において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。
- 四 第二十九条第一項（第一百一十一条の二十三において準用する場合を含む。）の規定に違反して書簿を備えず、若しくは保存せず、又は第二十九条第三項の規定による農林水産省令に違反してその書簿に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。
- 五 第二十九条第四項（第一百一十一条の二十三において準用する場合を含む。）の規定に違反して書簿の閲覧を拒んだとき。
- 六 第四十一条第一項の規定に違反したとき。
- 七 第六十九条又は第七十一条（これらの規定を第一百一十一条の二十三において準用する場合を含む。）に掲げる書類に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。
- 八 第七十条（第一百一十一条の二十三において準用する場合を含む。）の規定に違反して土地改良区の残余財産を分配したとき。
- 九 第七十六条第一項（第一百一十一条の二十三において準用する場合を含む。）において準用する民法第七十九条の期間内に債権者に弁済をしたとき。
- 十 第三百三十四条又は第三百三十四条の二の規定による命令に違反したとき。
- 十一 この法律の規定による公告をせず、又は虚偽の公告をしたとき。
- 十二 この法律の規定による登記をすることを怠つたとき。

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）（抄）
（森林組合等による調査のための立入り）

第十一条の二 森林組合若しくは森林組合連合会又は森林病虫害等の防除の促進を行うことを目的とする民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人（以下「森林組合等」という。）は、都道府県知事の委託を受けて森林病虫害等の発生状況に関する調査を行うため必要があるときは、その必要の限度において、当該調査に従事する者を他人の土地に立ち入らせることができる。

- 2 前項の場合においては、森林組合等は、あらかじめその旨をその土地の占有者に通知しなければならない。
- 3 第一項の場合においては、同項の調査に従事する者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

ならない。

4 都道府県は、第一項の規定による立入りにより損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成十年法律第五十九号）（抄）

（指定の基準）

第十五条 厚生労働大臣及び農林水産大臣は、指定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

- 一 高度化基準の作成及び高度化計画の認定の業務を適確かつ円滑に実施するに足りる技術的能力及び経理的基礎を有すること。
- 二 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人又は事業協同組合その他の政令で定める法人であつて、その役員又は構成員の構成が高度化基準の作成及び高度化計画の認定の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 三 高度化基準の作成及び高度化計画の認定の業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて高度化基準の作成及び高度化計画の認定の業務が不公正になるおそれがないものであること。
- 四 その指定をすることによつて高度化基準の作成及び高度化計画の認定の業務の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。

農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）（抄）

（会長に関する民法の準用）

第四十七条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条第一項（法人の不法行為能力）、第五十四条（理事の代理権の制限）及び第五十五条（理事の代理行為の委任）の規定は、会長について準用する。

（役員職務）

第六十八条 会長は、全国農業会議所を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、定款の定めるところにより、全国農業会議所を代表し、会長を補佐して業務を掌理し、会長が欠けたとき又は事故があるときは、その職務を代行する。

3 理事は、定款の定めるところにより、全国農業会議所を代表し、会長及び副会長を補佐して業務を掌理し、会長及び副会長がともに欠けたとき又は事故があるときは、会長の職務を代行する。

（役員に関する民法の準用）

第七十一条 民法第四十四条第一項（法人の不法行為能力）、第五十四条（理事の代理権の制限）、第五十五条（理事の代理行為の委任）及び第五十九条（監事の職務）の規定は、役員について準用する。

（総会の招集）

第七十二条 会長は、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

2 会長は、必要があると認めるときは、何時でも臨時総会を招集することができる。

3 会長は、会員の五分の一以上の者から書面で総会に付議すべき事項を示して総会を招集すべき旨の請求があつたときは、総会を招集しなければならない。

4 前項の場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面での請求に代えて、当該書面で示すべき事項を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該会員は、当該書面での請求を行ったものとみなす。

(総会の議事)

第七十五条 総会の議事は、この法律又は定款に特別の定のある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 議長は、総会において選任する。

3 議長は、会員として総会の議決に加わる権利を有しない。

(総会に関する民法の準用)

第七十七条 民法第六十二条(総会の招集)、第六十四条(総会の決議事項)及び第六十六条(表決権のない場合)の規定は、総会について準用する。この場合において、第六十二条中「五日前」とあるのは、「十日前」と読み替えるものとする。

(清算事務)

第八十五条 清算人は、就職の後遅滞なく、全国農業会議所の財産の状況を調査し、財産目録を作り、財産処分の方法を定め、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

(解散及び清算に関する民法及び非訟事件手続法の準用等)

第八十八条 民法第七十三条(清算法人)、第七十五条(裁判所による清算人の選任)、第七十六条(清算人の解任)及び第七十八条から第八十三条まで(清算人の職務権限、清算法人についての破産手続の開始、清算の監督、清算の手続等)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項(法人の解散、清算の監督の管轄)及び第三十七条から第四十条まで(清算人の選任の裁判、清算人の報酬、清算人の解任等の裁判、検査人の選任の裁判等)の規定は、全国農業会議所の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「農業委員会等に関する法律第八十四条」と読み替えるものとする。

2 全国農業会議所の解散及び清算を監督する裁判所は、農林水産大臣に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

3 農林水産大臣は、全国農業会議所の解散及び清算を監督する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第九十三条 次に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした都道府県農業会議の役員又は全国農業会議所の役員若しくは清算人を十万円以下の過料に処する。

一 第四十条又は第五十九条に規定する業務以外の業務を営んだとき。

- 二 第四十八条第二項（第五十一条の二三項において準用する場合を含む。）又は第七十二条第三項の規定に違反したとき。
- 三 第八十五条又は第八十七条に掲げる書類に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。
- 四 第八十六条の規定に違反して全国農業会議所の財産を処分したとき。
- 五 第八十八条第一項において準用する民法第七十九条の期間内に債権者に弁済したとき。
- 六 第八十八条第一項において準用する民法第七十九条又は同法第八十一条の規定に違反して公告を怠り、又は不実の公告をしたとき。
- 七 第八十八条第一項において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）（抄）

（指定の基準）

第六条の六 農林水産大臣は、前条第二項の申請が次に掲げる要件に適合していると認めるときでなければ、指定調査機関の指定をしてはならない。

- 一 調査業務を適正かつ確実に実施するに足りる技術的能力及び経理的基礎を有するものであること。
 - 二 調査業務以外の業務を行つてゐるときは、その業務を行うことによつて調査業務が不公正になるおそれがないこと。
 - 三 その指定をすることによつて調査業務の適正かつ確実な実施を阻害することとならないこと。
- 2 農林水産大臣は、前条第二項の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定調査機関の指定をしてはならない。
- 一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。
 - 二 第六条の十五第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者であること。
 - 三 その役員のうち、この法律に規定する罪により刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者があること。

（分収木の持分等）

第十一条 分収林につき、分収造林契約に基づき植栽した樹木（以下この章において「分収木」という。）は、国と造林者との共有とし、その持分は、当該契約に定められた収益分収の割合によるものとする。

- 2 根株は、国の所有とする。但し、契約をもつて特別の定をすることができる。
- 3 分収造林契約があつた後において天然に生じた樹木であつて、分収木とともに生育させるものとして森林管理署長が指定したものは、分収木とみなす。
- 4 民法第二百五十六条の規定は、分収木には、適用しない。

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）（抄）

(施業実施協定)

第十条の十一の八 市町村の区域内に存する一団の民有林で次に掲げる要件に該当するもの(以下この項において「対象森林」という。)の森林所有者等又は当該対象森林の土地の所有者は、当該市町村の長の認可を受けて、森林施業の実施に関する協定(以下「施業実施協定」という。)であつて当該対象森林について行つて行つた間伐又は保育その他の森林施業の共同化及びそのために必要な施設の整備に関する措置を内容とするものを締結することができる。

一 地域森林計画の対象となつてゐる森林であること。

二 森林の保続培養及び森林生産力の増進を期するためには一体として整備することが相当と認められる森林であること。

2 緑化活動その他の森林の整備及び保全を図ることを目的として設立された特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人その他農林水産省令で定める営利を目的としない者(以下「特定非営利活動法人等」という。)は、市町村の区域内に存する公益的機能別施業森林(地域森林計画の対象となつてゐるものに限る。以下この項において「対象森林」という。)の森林所有者等又は当該対象森林の土地の所有者と、当該市町村の長の認可を受けて、施業実施協定であつて当該対象森林について当該特定非営利活動法人等が行つた間伐又は保育その他の森林施業の実施及びそのために必要な施設の整備に関する措置を内容とするものを締結することができる。

3 施業実施協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 施業実施協定の目的となる森林の区域及びその面積

二 森林施業の実施に関する次に掲げる事項

イ 第一項の申請に係る施業実施協定にあつては、森林所有者等が共同して行つた森林施業の種類並びにその実施の方法及び時期その他農林水産省令で定める事項

ロ 前項の申請に係る施業実施協定にあつては、特定非営利活動法人等が行つた森林施業の種類並びにその実施の方法及び時期その他農林水産省令で定める事項

三 前号に掲げる事項を実施するために必要な作業路網その他の施設の設置及び維持運営に関する事項

四 施業実施協定の有効期間

五 施業実施協定に違反した場合の措置

4 施業実施協定については、当該施業実施協定の対象となる森林の森林所有者等及び当該森林の土地の所有者の全員の合意がなければならない

5 施業実施協定の有効期間は、十年を超えてはならない。

第九十九条 森林窃盗の贓物を原料として木材、木炭その他の物品を製造した場合には、その物品は、森林窃盗の贓物とみなす。

第二百条 民法第九十六条(占有者による費用の償還請求)の規定は、森林窃盗の贓物の回復には適用しない。ただし、善意の取得者についてはこの限りでない。

第二百一条 森林窃盗の贓物を收受した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 森林窃盗の贓物の運搬、寄蔵、故買又は牙保をした者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）（抄）

目次

第一章 総則（第一条 第三条）

第二章 漁船保険組合の組織

第一節 通則（第四条 第十二条）

第二節 設立（第十三条 第二十一条の二）

第三節 組合員（第二十二条 第二十九条）

第四節 管理（第三十条 第四十九条）

第五節 解散及び清算（第五十条 第六十二条）

第六節 登記（第六十三条 第八十三条）

第七節 監督（第八十四条 第八十八条）

第三章 漁船保険組合の漁船保険事業等

第一節 通則（第八十九条 第九十条）

第二節 漁船保険

第一款 通則（第一百条 第一百十一条の六）

第二款 普通損害保険及び特殊保険（第一百十二条 第一百三十一条の八）

第三款 満期保険（第一百三十一条の九 第一百三十一条の十七）

第三節 漁船船主責任保険（第一百四十一条 第一百四十二条）

第四節 漁船乗組船主保険（第一百四十二条 第一百四十六条）

第五節 漁船積荷保険（第一百四十六条の二 第一百四十六条の六）

第四章 漁船保険中央会及びその普通保険再保険事業等

第一節 漁船保険中央会（第二百七条 第二百三十一条）

第二節 普通保険再保険事業等（第二百三十一条の二 第二百三十一条の十一）

第五章 政府の特殊保険再保険事業等（第二百三十一条の十二 第二百三十一条の二十三）

第六章 保険料の負担及び補助金の交付（第二百三十一条 第二百四十一条）

第六章の二 雑則（第四百四十三条の二 第四百四十三条の十九）

第七章 罰則（第四百四十四条 第四百四十六条）

附則

（創立総会）

第十六条 定款等作成委員が定款及び保険約款を作成したときは、発起人は、一定の期間前までにこれを創立総会の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。

2 前項の一定の期間は、二週間を下つてはならない。

3 定款等作成委員が作成した定款及び保険約款の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

4 創立総会においては、前項の定款及び保険約款を修正することができる。ただし、区域及び組合員たる資格に関する定款の規定については、この限りでない。

5 創立総会の議事は、組合員たる資格を有する者でその会日までに発起人に対して設立の同意を申し出た者の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

6 前項の者は、書面又は代理人をもつて議決権を行うことができる。

7 創立総会については、第二十八条、第二十九条第二項から第四項まで及び民法（明治二十九年法律第八十九号）第六十六条（表決権のない場合）の規定を準用する。この場合において、第二十九条第二項中「前項」とあるのは「第十六条第六項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第十六条第六項又は前項」と読み替えるものとする。

（役員任期）

第三十一条 役員任期は、三年以内において定款で定める。ただし、定款によつて、その任期を任期中の最終の事業年度に関する通常総会の終結の時まで延長することを妨げない。

2 設立当時の役員任期は、前項の規定にかかわらず、一年以内の期間で創立総会において定める。ただし、創立総会の議決によつて、その任期を任期中の最終の事業年度に関する通常総会の終結の時まで延長することを妨げない。

3 合併による設立の場合における前項の規定の適用については、同項中「創立総会において」とあるのは「設立委員が」と、同項ただし書中「創立総会の議決によつて、その」とあるのは「設立委員が当該役員のと」とする。

4 任期満了によつて退任した理事（第四十一条において準用する民法第五十六条の仮理事を含む。）は、後任の理事が就任するまでは、なおその職務を行う。

（役員に関する民法の準用）

第四十一条 理事については、民法第四十四条第一項（法人の損害賠償）、第五十二条第二項（理事の業務執行）及び第五十三条から第五十六条

まで（理事の代表権等）の規定を、監事については、同法第五十九条（監事の職務）の規定を準用する。この場合において、同法第五十六条中「裁判所」とあるのは、「農林水産大臣」と読み替えるものとする。

（総会の議事）

第四十三条 総会の議事は、この法律又は定款に特別の定がある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 議長は、総会において選任する。

3 議長は、組合員として総会の議決に加わることができない。

（総会に関する民法の準用）

第四十五条 総会については、民法第六十四条（総会の決議事項）及び第六十六条（表決権のない場合）の規定を準用する。この場合において、同法第六十四条中「第六十二条」とあるのは、「漁船損害等補償法第三十七条第三項」と読み替えるものとする。

（合併の時期）

第五十六条 組合の合併は、合併後存続する組合又は合併によつて設立する組合が、その主たる事務所の所在地において、第六十九条に規定する登記をすることによつてその効力を生ずる。

（清算事務）

第五十九条 清算人は、就職の後遅滞なく、組合の財産の状況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作り、財産処分の方法を定め、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

第六十条 清算人は、組合の債務を弁済した後でなければ、組合の財産を分配することができない。

第六十一条 清算事務が終つたときは、清算人は、遅滞なく決算報告書を作り、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

（民法及び非訟事件手続法の準用等）

第六十二条 組合の解散及び清算については、民法第七十三条（清算法人）、第七十五条（裁判所による清算人の選任）、第七十六条（清算人の解任）及び第七十八条から第八十三条まで（清算人の職務権限等）並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条まで（法人の解散及び清算に関する監督等）の規定を準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「漁船損害等補償法第五十八条」と読み替えるものとする。

2 組合の解散及び清算を監督する裁判所は、農林水産大臣に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

3 農林水産大臣は、組合の解散及び清算を監督する裁判所に対し、意見を述べることができる。

（設立の登記）

第六十三条 組合は、設立の認可があつた日から二週間以内に、主たる事務所の所在地において、設立の登記をしなければならない。

2 設立の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 第二十一条第一項第一号から第三号まで、第五号、第十一号及び第十二号に掲げる事項

二 事務所のある場所

三 代表権を有する者の氏名、住所及び資格

3 組合は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事務所の所在地において、前項の事項を登記しなければならない。

(従たる事務所新設の登記)

第六十四条 組合の成立後従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記し、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に前条第二項の事項を登記し、他の従たる事務所の所在地においては同期間内にその従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

2 主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内において、新たに従たる事務所を設けたときは、その従たる事務所を設けたことを登記すればよい。

(事務所移転の登記)

第六十五条 組合が主たる事務所を移転したときは、二週間以内に旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第六十三条第二項の事項を登記し、従たる事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内に第六十三条第二項の事項を登記しなければならない。

2 同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所又は従たる事務所を移転したときは、その移転の登記をすればよい。

(設立登記事項の変更の登記)

第六十六条 第六十三条第二項の事項中に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に変更の登記をしなければならない。

(職務執行停止等の仮処分等の登記)

第六十六条の二 理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(参事の登記)

第六十七条 組合が参事を選任したときは、二週間以内に、これを置いた事務所の所在地において、参事の氏名及び住所並びに参事を置いた事務所を登記しなければならない。その登記した事項の変更及び参事の代理権の消滅についても、同様とする。

(解散の登記)

第六十八条 組合が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除いては、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に解散の登記をしなければならない。

(合併の登記)

第六十九条 組合が合併したときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、合併後存続する組合については変更の登記、合併によつて消滅する組合については解散の登記、合併によつて設立した組合については第六十三条第二項に規定する登記をしなければならない。

第七十条 削除

(清算結了の登記)

第七十一条 組合の清算が結了したときは、第六十一条の承認の日から主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に清算結了の登記をしなければならない。

(管轄登記所及び登記簿)

第七十二条 組合の登記については、その事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所が、管轄登記所としてこれをつかさどる。

2 登記所に、漁船保険組合登記簿を備える。

(設立の登記の申請)

第七十三条 組合の設立の登記の申請書には、定款及び代表権を有する者の資格を証する書面を添付しなければならない。

2 合併による組合の設立の登記の申請書には、前項に掲げる書面のほか、第五十四条第一項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、これに対して弁済し、若しくは担保を供し、若しくは財産を信託したこと又は合併してもその債権者を害するおそれがないことを証する書面並びに合併によつて消滅する組合(当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。)の登記事項証明書を添付しなければならない。

第七十四条 削除

(事務所新設、移転及び設立の登記事項変更の登記の申請)

第七十五条 組合の事務所の新設又は事務所の移転その他第六十三条第二項の事項の変更の登記の申請書には、事務所の新設又は登記事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

2 組合の合併による変更の登記の申請については、第七十三条第二項の規定を準用する。

(参事の登記の申請)

第七十六条 参事の登記の申請書には、主たる事務所の所在地を管轄する登記所に申請する場合を除き、登記所において作成した組合の代表者の印鑑の証明書を添付しなければならない。

第七十八条及び第七十九条 削除

(商業登記法の準用)

第八十三条 組合の登記については、商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第二条から第五条まで(登記所及び登記官)、第七条から第

十五条まで、第十七条から第二十三条の二まで、第二十四条（第十五号及び第十六号を除く。）、第二十五条から第二十七条まで（登記簿等及び登記手続の通則）、第四十五条（支配人の登記）、第四十七条第一項、第四十八条から第五十三条まで、第七十一条第一項及び第三項、第七十九条、第八十二条、第八十三条（株式会社の登記）並びに第三十二条から第四十八条まで（登記の更正及び抹消並びに雑則）の規定を準用する。この場合において、同法第二十五条中「訴え」とあるのは「行政庁に対する請求」と、同条第三項中「その本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは「行政庁」と、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「漁船損害等補償法第六十二条第二項各号」と、同法第五十三条中「新所在地における登記」とあるのは「新所在地において漁船損害等補償法第六十三条第二項各号に掲げる事項を登記すべき場合」と、同法第七十一条第三項ただし書中「会社法第四百七十八条第一項第一号の規定により清算株式会社の清算人となつたもの（同法第四百八十三条第四項に規定する場合にあつては、同項の規定により清算株式会社の代表清算人となつたもの）」とあるのは「漁船損害等補償法第五十八条本文の規定により清算人となつたもの」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（組合の先取特権）

第三百三十七条の六 中央会から第三百三十八条の六の規定による再保険料の払戻し若しくは払戻金の支払又は再保険金の支払を受けるべき権利を有する組合は、同条の規定により払戻しを受けることができる再保険料の額若しくは支払を受けることができる払戻金の額又は第三百三十八条の規定による再保険金の額につき、中央会の財産について他の債権者に先立つて弁済を受ける権利を有する。

2 前項の先取特権の順序は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

（準用規定）

第三百三十八条 中央会の人格等に関する事項については、第五条、第六条、第八条から第十条まで及び第十二条の規定を準用する。

2 中央会の設立に関する事項については、第十四条から第二十条まで及び第二十一条第二項の規定を準用する。この場合において、第十五条第一項中「定款及び保険約款」とあるのは「定款」と、「定款等作成委員」とあるのは「定款作成委員」と、「定款作成の基本となるべき事項及び保険料率その他保険約款作成の基本となるべき事項」とあるのは「定款作成の基本となるべき事項」と、同条第二項中「定款等作成委員」とあるのは「定款作成委員」と、「地域組合にあつては十五人以上、業態組合にあつては五人以上」とあるのは「五組合以上」と、「第十六条第一項及び第三項中「定款等作成委員」とあるのは「定款作成委員」と、「定款及び保険約款」とあるのは「定款」と、同条第四項中「定款及び保険約款」とあるのは「定款」と、同条第六項及び第七項の規定で準用する第二十九条第三項中「議決権」とあるのは「議決権又は選挙権」と、第十七条第一項及び第十八条第一項中「定款、保険約款」とあるのは「定款」と読み替えるものとする。

3 中央会の会員に関する事項については、第二十四条第一項及び第二項第三号から第五号まで、第二十六条、第二十七条第二項、第二十八条及び第二十九条の規定を準用する。この場合において、第二十四条第二項第三号中「死亡又は解散」とあるのは「解散」と、第二十七条第二項中「追徴金の支払及び保険金の削減」とあるのは「賦課金の支払」と読み替えるものとする。

4 中央会の管理に関する事項については、第三十条の二から第四十一条まで、第四十三条、第四十四条、第四十四条の三から第四十五条まで及び第四十九条の規定を準用する。この場合において、第三十九条第一項中「損益計算書及び剰余金処分案又は不足金処理案」とあるのは、「

及び損益計算書」と読み替えるものとする。

5 中央会の解散及び清算に関する事項については、第五十条第一項第一号、第二号、第四号及び第五号、同条第二項から第五項まで並びに第五十八条から第六十二条までの規定を準用する。この場合において、第五十条第四項中「組合員が、地域組合にあつては十五人未満、業態組合にあつては五人未満」とあるのは「会員が十五組合未満」と、第五十八条中「合併及び破産手続開始の決定」とあるのは「破産手続開始の決定」と読み替えるものとする。

6 中央会の登記に関する事項については、第六十三条から第六十六条の二まで、第六十八条、第七十一条、第七十二条、第七十三条第一項、第七十五条第一項、第七十七条、第八十条、第八十一条及び第八十三条の規定を準用する。この場合において、第六十八条中「合併及び破産手続開始の決定」とあるのは「破産手続開始の決定」と、第七十二条第二項中「漁船保険組合登記簿」とあるのは「漁船保険中央会登記簿」と読み替えるものとする。

7 中央会の監督に関する事項については、第八十四条から第八十七条までの規定を準用する。この場合において、第八十五条第一項中「会計」とあるのは「会計（普通保険再保険事業、漁船船主責任保険再保険事業、漁船乗組船主保険再保険事業又は漁船積荷保険再保険事業に係るものを除く。）」と、「定款若しくは保険約款」とあるのは「定款」と、第八十六条第一項中「第八十四条」とあるのは「第三十八条第七項において準用する第八十四条」と、「前条」とあるのは「同項において準用する前条若しくは第三十七条の八若しくは第三十七条の九」と読み替えるものとする。

第四百四十五条 次の場合には、組合又は中央会の役員又は清算人を二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により農林水産大臣の認可又は承認を受けなければならない場合にその認可又は承認を受けなかつたとき。

二 この法律による登記をすることを怠つたとき。

三 組合又は中央会がこの法律の規定により行うことができず事業以外の事業を行つたとき。

四 第二十六条第二項（第三十八條第三項において準用する場合を含む。）又は第四十条第五項（第四十六条第九項及び第三十八條第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

五 第三十二条（第三十八條第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

六 第三十四条第一項、第三十五条第一項若しくは第三十六条（これらの規定を第三十八條第四項において準用する場合を含む。）又は第三十七條の五の規定に違反したとき。

七 第三十八条第一項若しくは第二項若しくは第三十九条第一項（これらの規定を第三十八條第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第三十八条第三項若しくは第三十九条第二項（これらの規定を第三十八條第四項において準用する場合を含む。）の規定による閲覧を拒んだとき。

八 第五十三条又は第五十四条第一項若しくは第四項の規定に違反して組合の合併をしたとき。

九 第五十九条又は第六十一条（これらの規定を第三十八條第五項において準用する場合を含む。）に掲げる書類に記載すべき事項を記載せ

ず、又は虚偽の記載をしたとき。

十 第六十条（第三十八條第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して財産を分配したとき。

十一 第六十二条第一項（第三十八條第五項において準用する場合を含む。）以下本条において同じ。）において準用する民法第七十九条第一項の期間内に債権者に弁済をしたとき。

十二 第六十二条第一項において準用する民法第七十九条第一項又は同法第八十一条第一項の規定に違反してその公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

十三 第六十二条第一項において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

十四 第六十三条（第四十三條の十一第一項において準用する場合を含む。）又は第三百三十七條の三の規定に違反したとき。

十五 法令又は定款に違反して保険金の額を削減し、又は剰余金を処分したとき。

十六 第六十六条又は第六十七条（これらの規定を第三十八條の十一、第四十三條の十一第一項及び第四百十三條の十八において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十七 第三百三十七條の七の規定に違反して同条に規定する書類を作成せず、その書類に虚偽の記載をし、又はその書類を提出しなかつたとき。

中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）（抄）

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 漁業信用基金協会

第一節 通則（第三条 第九条）

第二節 会員（第十条 第十九条）

第三節 管理（第二十条 第四十四條の三）

第四節 設立（第四十五条 第五十二条）

第五節 解散及び清算（第五十三条 第六十四条）

第六節 監督（第六十五条 第六十八条）

第三章 漁業信用保険

第一節 保証保険（第六十九条 第七十七条）

第二節 融資保険（第七十八条 第八十三条）

第四章 雑則（第八十四条・第八十四条の二）

第五章 罰則（第八十五条 第九十条）

附則

(役員に関する民法の準用)

第三十五条 役員については、民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条第一項(法人の不法行為能力)、第五十二条第二項(理事の業務執行)、第五十三条から第五十六条まで(理事の代表権等)及び第五十九条(監事の職務)の規定を準用する。この場合において、民法第五十六条中「裁判所」とあるのは、「主務大臣」と読み替えるものとする。

(総会の議事)

第三十九条 総会の議事は、この法律、定款又は規約に特別の定がある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

2 議長は、総会で選任する。

3 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。

(総会に関する民法の準用)

第四十一条 総会については、民法第六十四条(総会の決議事項)及び第六十六条(表決権のない場合)の規定を準用する。この場合において、同法第六十四条中「第六十二条」とあるのは、「中小漁業融資保証法第三十一条第三項」と読み替えるものとする。

(創立総会)

第四十八条 定款作成委員が定款及び業務方法書を作成したときは、発起人は、一定の期間前までにこれを創立総会の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。

2 前項の一定の期間は、二週間を下つてはならない。

3 発起人及び協会の設立に同意した会員たる資格を有する者は、創立総会の開会までに、書面によつて出資の引受けをしなければならぬ。

4 前項の場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面による出資の引受けに代えて、出資の引受けを当該電磁的方法により行うことができる。この場合において、当該発起人及び当該会員たる資格を有する者は、当該書面による出資の引受けをしたものとみなす。

5 前項前段の電磁的方法(第二十九条第三項の主務省令で定める方法を除く。)により行われた出資の引受けは、発起人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該発起人に到達したものとみなす。

6 定款作成委員が作成した定款及び業務方法書の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

7 創立総会では、前項の定款及び業務方法書を修正することができる。ただし、区域、会員たる資格及び出資一口の金額に関する規定については、この限りでない。

8 創立総会の議事は、会員たる資格を有する者であつてその開会までに出資の引受けをしたものの半数以上で、かつ、その引き受けた出資の合

計額が引受出資総額の二分の一以上となるものが出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

9 創立総会については、第十三条及び民法第六十六条（表決権のない場合）の規定を準用する。この場合において、第十三条第一項中「出資」とあるのは、「引き受けた出資」と読み替えるものとする。

（清算事務）

第六十一条 清算人は、就職の後遅滞なく、協会の財産の状況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作り、財産処分の方法を定め、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

第六十二条 清算人は、協会の債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを、各会員に対し、出資口数に応じて分配しなければならない。

2 前項の規定により会員に分配することができる額は、その出資額を限度とする。

3 第一項の規定による分配の結果なお残余財産があるときは、その財産は、国庫に帰属する。ただし、政令で別段の定めをしたときは、その定めるところによる。

第六十三条 清算事務が終つたときは、清算人は、遅滞なく決算報告書を作り、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

（民法及び非訟事件手続法の準用等）

第六十四条 協会の解散及び清算については、民法第七十三条（清算法人）、第七十五条（裁判所による清算人の選任）、第七十六条（清算人の解任）及び第七十八条から第八十三条まで（清算人の職務権限等）並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条まで（法人の解散及び清算に関する監督等）の規定を準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「中小漁業融資保証法第六十条」と読み替えるものとする。

2 協会の解散及び清算を監督する裁判所は、主務大臣に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

3 主務大臣は、協会の解散及び清算を監督する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第八十九条 次の場合には、協会の役員又は清算人を二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により主務大臣の認可を受けなければならない場合にその認可を受けなかつたとき。

二 第八条第一項の規定に基づき政令の規定による登記をすることを怠つたとき。

三 この法律の規定に基づき協会が行うことができる事業以外の事業をしたとき。

四 第十四条の規定に違反したとき。

五 第二十六条の規定に違反したとき。

六 第二十八条第一項、第二十九条第一項又は第三十条の規定に違反したとき。

七 第三十二条又は第三十三条の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのにその書類の閲覧を拒んだとき。

八 第三十四条第四項若しくは第五項又は第三十七条第四項の規定に違反したとき。

八の二 第四十三条、第四十三条の二第一項又は第四十三条の三第一項の規定に違反して資金を管理したとき。

九 第四十四条第一項若しくは第三項又は第四十四条の二の規定に違反する経理をしたとき。

十 第五十五条又は第五十六条第二項の規定に違反して協会を合併したとき。

十一 第五十五条第五項において準用する会社法第九四十一条の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。

十二 第六十一条又は第六十三条の書類に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

十三 第六十二条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

十四 第六十四条第一項において準用する民法第七十九条第一項又は同法第八十一条第一項に規定する公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

十五 第六十四条第一項において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）（抄）

（法人に関する規定の準用）

第七条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力等）、第五十条（法人の住所）及び第五十四条（理事の代理権の制限）の規定は、公庫に準用する。

（代表権の制限）

第十四条 公庫と総裁、副総裁又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合は、監事が公庫を代表する。

（債券の発行）

第二十四条の二 公庫は、主務大臣の認可を受けて、農林漁業金融公庫債券（以下この条及び次条において「債券」という。）を発行することができる。

2 前項に定めるもののほか、公庫は、債券を失つた者に対し交付するため必要があるときは、政令で定めるところにより、債券を発行することができる。

3 前二項の規定による債券の債権者は、公庫の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

4 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

5 公庫は、債券の発行に関する事務の全部又は一部を本邦又は外国の銀行、信託会社又は証券業者に委託することができる。

6 会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条（社債管理者の権限及び義務）の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行、信託会社又は証券業者について準用する。

7 前各項に定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

輸出水産業の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百五十四号）（抄）

第二十六条 次に掲げる場合には、組合の発起人、役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定に基づいて組合が行うことができる事業以外の事業を行つたとき。

二 準用協同組合法の規定による登記をすることを怠つたとき。

三 準用協同組合法第十条の二、第三十四条の二、第四十条第一項から第十一項まで、第五十六条、第六十三条の四第一項若しくは第二項、第六十三条の五第一項、第二項若しくは第七項から第九項まで、第六十三条の六第一項若しくは第二項若しくは第六十四条第六項から第八項までの規定又は準用協同組合法第六十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第四十条（第十項及び第十二項を除く。）の規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を備え置かず、その書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は正当な理由がないのにその書類若しくは電磁的記録に記載された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写若しくは書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記載された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

四 準用協同組合法第十四条の規定に違反したとき。

五 準用協同組合法第十九条第二項、第四十二条第五項若しくは第六項又は第四十五条第五項若しくは第六項の規定に違反したとき。

六 準用協同組合法第二十七条第七項、第三十六条の七第一項若しくは第五十三条の四第一項の規定、準用協同組合法第六十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十六条の七第一項の規定又は準用協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定に違反して、議事録若しくは財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

七 準用協同組合法第三十三条第七項において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。

八 準用協同組合法第三十五条第五項の規定に違反して、同項に規定する者に該当する者を監事に選任しなかつたとき。

九 準用協同組合法第三十五条第六項の規定に違反したとき。

十 準用協同組合法第三十五条の二又は第六十二条第二項の規定に違反したとき。

十一 準用協同組合法第三十六条の三第三項において準用する会社法第三百四十三条第二項の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を總會の目的とせず、又はその請求に係る議案を總會に提出しなかつたとき。

十二 準用協同組合法第三十六条の三第三項において準用する会社法第三百八十一条第二項若しくは第三百八十四条の規定、準用協同組合法第三十六条の三第五項において準用する会社法第三百八十九条第五項の規定又は準用協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第三百八十一条第二項、第三百八十四条若しくは第四百九十二条第一項の規定による調査を妨げたとき。

十三 準用協同組合法第三十六条の三第五項において準用する会社法第三百八十九条第四項の規定、準用協同組合法第三十六条の七第五項、第

四十一条第三項若しくは第五十三条の四第四項の規定又は準用協同組合法第六十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十六条の七第五項の規定に違反して、正当な理由がないのに書面又は電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写を拒んだとき。

十四 準用協同組合法第三十七条第一項の規定又は準用協同組合法第六十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十七条第一項の規定に違反したとき。

十五 準用協同組合法第三十八条第一項若しくは第三十八条の二第六項の規定又は準用協同組合法第六十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十八条第一項の規定による開示をすることを怠つたとき。

十六 準用協同組合法第三十八条第三項の規定又は準用協同組合法第六十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十八条第三項の規定に違反して、理事会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

十七 準用協同組合法第四十六条の規定に違反したとき。

十八 準用協同組合法第五十六条第一項若しくは第五十六条の二第五項の規定に違反して出資一口の金額を減少し、又は準用協同組合法第六十条の四第四項、第六十三条の五第六項若しくは第六十三条の六第四項において準用する中小企業等協同組合法第五十六条の二第五項の規定に違反して組合の合併をしたとき。

十九 準用協同組合法第五十六条の二第二項の規定、準用協同組合法第六十三条の四第四項、第六十三条の五第六項若しくは第六十三条の六第四項において準用する中小企業等協同組合法第五十六条の二第二項の規定又は準用協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第四百九十九条第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

二十 準用協同組合法第五十七条の五の規定に違反したとき。

二十一 準用協同組合法第五十八条第一項から第四項まで又は第五十九条第一項若しくは第二項の規定に違反したとき。

二十二 準用協同組合法第六十一条の規定に違反して、組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

二十三 清算の結了を遅延させる目的で、準用協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第四百九十九条第一項の期間を不当に定めるとき。

二十四 準用協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第五百条第一項の規定に違反して債務の弁済をしたとき。

二十五 準用協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第五百二条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

二十六 準用協同組合法第一百五十二条の二第一項の規定に違反して、書面を提出せず、又は虚偽の書面を提出したとき。

2 会社法第九百七十六条に規定する者が、準用協同組合法第三十六条の三第三項において準用する会社法第三百八十一条第三項又は準用協同組合法第三十六条の三第五項において準用する会社法第三百八十九条第五項の規定による調査を妨げたときも、前項と同様とする。

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百八十二号）（抄）

(肉用子牛の価格の安定)

第二十四条の三の五 国及び都道府県は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人であつて肉用子牛の価格の著しい低落がその生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための生産者補給金をその生産者に交付する事業を都道府県の区域内において行うもの（以下「都道府県肉用子牛価格安定基金協会」という。）に対し、その事業の円滑な実施のために必要な助言、指導、経費の補助その他の援助を行うように努めるものとする。

第二十四条の三の六 国は、民法第三十四条の規定により設立された法人であつて都道府県肉用子牛価格安定基金協会に対し生産者補給金の交付に充てるために必要な資金を貸し付ける事業その他肉用子牛の価格の安定に資するための事業を都道府県の区域を超えて行うもの（以下「全国肉用子牛価格安定基金協会」という。）に対し、その事業の円滑な実施のために必要な助言、指導その他の援助を行うように努めるものとする。

日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）（抄）

(民法の準用)

第十九条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力等）及び第五十条（法人の住所）の規定は、競馬会に準用する。

分収林特別措置法（昭和三十三年法律第五十七号）（抄）

(適用除外)

第九条 第五条から前条までの規定は、次に掲げる者には、適用しない。

一 地方公共団体

二 森林整備法人（造林又は育林の事業及び分収方式による造林又は育林の促進を行うことを目的とする民法第三十四条の規定により設立された法人で、地方公共団体が、社団法人にあつては総社員の表決権の過半数を保有し、財団法人にあつては基本財産の過半を拠出しているものをいう。次号において同じ。）

三 地方公共団体又は森林整備法人の媒介により分収林契約（その契約条項中において当該地方公共団体又は当該森林整備法人が契約当事者としてその契約に係る造林又は育林の全部を行う義務を負うことを約定しているものに限る。）に係る募集又は途中募集をする者

果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）（抄）

(法人の指定及び業務)

第四条の四 農林水産大臣は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人であつて、次に掲げる業務を適正かつ確実に実施できると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、当該業務を全国的に実施する者として指定することができる。

一 特定果実の安定的な生産及び出荷の促進並びに特定果実に係る果実製品（果実を加工し又はこれを原料として製造した製品をいう。以下同

じ。) の保管に関する事業を行うこと。

二 民法第三十四条の規定により設立された法人であつて、特定果実の安定的な生産及び出荷を促進すること、果実製品の原料として使用する果実を安定的に供給する生産者に対し当該果実の価格が著しく低落した場合に生産者補給金を交付することその他果実の生産及び出荷の安定に関する業務を都道府県の区域内において行うもの(以下「都道府県法人」という。)に対し、助言、指導その他の援助を行うこと。

三 果実及び果実製品の需要の増進を図るための事業を行うこと。

四 その他果実の生産及び出荷の安定に関する事業を行うこと。

農業協同組合併助成法(昭和三十六年法律第四十八号)(抄)
(都道府県農業協同組合併推進法人の指定)

第六条 都道府県知事は、組合の合併についての援助及び合併に係る組合の事業経営の基礎を確立するのに必要な助成を行うことを目的として設立された民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、当該都道府県に一を限つて、都道府県農業協同組合併推進法人(以下「推進法人」という。)として指定することができる。

2 都道府県知事は、前項の指定をしたときは、当該推進法人の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 推進法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 都道府県知事は、前項の届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。
(農業協同組合併推進支援法人の指定)

第十二条 農林水産大臣は、推進法人の行う業務を支援することを目的として設立された民法第三十四条の法人であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、全国に一を限つて、農業協同組合併推進支援法人(以下「支援法人」という。)として指定することができる。

農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四号)(抄)

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 農業信用基金協会

第一節 総則(第三条 第七条)

第二節 業務(第八条 第十三条)

第三節 会員(第十四条 第二十二条)

第四節 設立（第二十三条 第二十八条）

第五節 管理（第二十九条 第四十八条）

第五節の二 合併及び事業の譲渡又は譲受け（第四十八条の二 第四十八条の九）

第六節 解散及び清算（第四十九条 第五十四条）

第七節 監督（第五十五条 第五十八条）

第三章 農業信用保険

第一節 保証保険（第五十九条 第六十五条）

第二節 融資保険（第六十六条 第七十一条）

第四章 雑則（第七十二条・第七十二条の二）

第五章 罰則（第七十三条 第七十九条）

附則

（創立總會）

第二十四条 発起人は、定款及び業務方法書を作成したときは、会日の二週間前までにこれを会議の日時及び場所とともに公告して、創立總會を開かなければならない。

2 発起人及び基金協会の設立に同意した会員たる資格を有する者は、創立總會の開会までに、書面によつて出資の引受けをしなければならぬ。

3 前項の場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面による出資の引受けに代えて、出資の引受けを当該電磁的方法により行うことができる。この場合において、当該発起人及び当該会員たる資格を有する者は、当該書面による出資の引受けをしたものとみなす。

4 前項前段の電磁的方法（主務省令で定める方法を除く。）により行われた出資の引受けは、発起人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該発起人に到達したものとみなす。

5 定款及び業務方法書の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立總會の議決によらなければならない。

6 創立總會では、定款及び業務方法書を修正することができる。

7 創立總會の議事は、会員たる資格を有する者であつてその開会までに出資の引受けをしたものの半数以上で、かつ、その引き受けた出資の合計額が引受出資総額の二分の一以上になるものが出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

8 創立總會については、第十七条及び民法（明治二十九年法律第八十九号）第六十六条（表決権のない場合）の規定を準用する。
（代理人の選任）

第三十六条の二 理事は、基金協会の職員のうちから、基金協会の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(役員に関する民法の準用)

第四十四条 役員については、民法第四十四条第一項（法人の不法行為能力）、第五十二条第二項（理事の業務執行）、第五十三条から第五十六条まで（理事の代表権等）及び第五十九条（監事の職務）の規定を準用する。この場合において、同法第五十六条中「裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により」とあるのは、「主務大臣は、利害関係人の請求により又は職権で」と読み替えるものとする。

(総会の議事)

第四十六条 総会の議事は、この法律、定款又は規約に特別の定めがある場合を除き、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

2 議長は、総会で選任する。

(総会に関する民法の準用)

第四十八条 総会については、民法第六十四条（総会の決議事項）及び第六十六条（表決権のない場合）の規定を準用する。この場合において、同法第六十四条中「第六十二条」とあるのは、「農業信用保証保険法第四十条第三項」と読み替えるものとする。

(事業の譲渡又は譲受けの手續)

第四十八条の九 基金協会は、総会の議決を経て、事業の全部を譲り渡すこと（事業の全部を分割して二以上の者に譲り渡すことを含む。）ができる。

2 基金協会は、総会の議決を経て、他の基金協会の事業の全部又は一部（第八条第一項第三号に掲げる業務に係るものに限る。）を譲り受けることができる。

3 前二項に規定する事業の譲渡又は譲受けは、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 第二十六条（第三号を除く。）の規定は第二項に規定する事業の譲受けについて前項の認可の申請があつた場合について、第四十九条第三項の規定は第一項に規定する事業の譲渡について前項の認可の申請があつた場合について、それぞれ準用する。

5 基金協会は、事業の全部を譲渡したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

6 前項の規定による公告がされたときは、基金協会の債務者に対して民法第四百六十七条の規定による確定日付のある証書による通知があつたものとみなす。この場合においては、その公告の日付をもつて確定日付とする。

7 第一項に規定する事業の譲渡については、第四十八条の三及び第四十八条の四の規定を準用する。

(清算事務)

第五十一条 清算人は、就職の後遅滞なく、基金協会の財産の状況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作り、財産処分の方法を定め、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

第五十二条 清算人は、基金協会の債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを会員に対し、出資口数に応じて分配しなければならない。

2 前項の規定により会員に分配することができる額は、その出資額を限度とする。

- 3 第一項の規定による分配の結果なお残余財産がある場合におけるその財産の処分については、政令で定める。
- 第五十三条 清算事務が終つたときは、清算人は、遅滞なく決算報告書を作り、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。
(民法及び非訟事件手続法の準用等)
- 第五十四条 基金協会の解散及び清算については、民法第七十三条(清算法人)、第七十五条(裁判所による清算人の選任)、第七十六条(清算人の解任)及び第七十八条から第八十三条まで(清算人の職務権限等)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条まで(法人の解散及び清算に関する監督等)の規定を準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「農業信用保証保険法第五十条」と読み替えるものとする。
- 2 基金協会の解散及び清算を監督する裁判所は、主務大臣に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。
 - 3 主務大臣は、基金協会の解散及び清算を監督する裁判所に対し、意見を述べることができる。
- 第七十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした基金協会の役員、第三十六条の二の代理人又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。
- 一 この法律の規定により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合にその認可又は承認を受けなかつたとき。
 - 二 第七条第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。
 - 三 この法律の規定に基づき基金協会が行うことができる業務以外の業務を行つたとき。
 - 四 第九条、第九条の二第一項若しくは第九条の三第一項の規定に違反して資金を管理し、又は第十条第一項若しくは第三項若しくは第十一条の規定に違反する経理をしたとき。
 - 五 第十八条第一項の規定に違反して基金協会への加入を拒み、又は第十九条第二項後段の規定に違反して弁明の機会を与えなかつたとき。
 - 六 第二十条第三項(第二十二條第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して催告を怠つたとき。
 - 七 第三十五条の規定に違反して兼職したとき。
 - 八 第三十七条第一項、第三十八条第一項又は第三十九条の規定に違反して総会を招集しなかつたとき。
 - 九 第四十一条又は第四十二条の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに、その書類の閲覧を拒んだとき。
 - 九の二 第四十八条の三又は第四十八条の四第二項(これらの規定を第四十八条の九第七項において準用する場合を含む。)の規定に違反して合併又は事業の譲渡を行つたとき。
 - 九の三 第四十八条の三第五項(第四十八条の九第七項において準用する場合を含む。)において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。
 - 十 第五十一条又は第五十三条の規定に違反して書類を提出せず、又はその書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。
 - 十一 第五十二条の規定に違反して残余財産を処分したとき。

十二 第五十四条第一項において準用する民法第七十九条第一項又は同法第八十一条第一項に規定する公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。
十三 第五十四条第一項において準用する民法第七十九条第一項の期間内に債権者に弁済をしたとき。
十四 第五十四条第一項において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。
十五 第五十六条の二第一項の規定に違反して改善計画の提出をせず、又は同項の規定による命令に違反したとき。

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）（抄）

目次

- 第一章 総則（第一条 第三条）
- 第二章 漁業共済団体の組織及び監督
 - 第一節 総則（第四条 第十一条）
 - 第二節 漁業共済組合
 - 第一款 組合員（第十二条 第二十一条）
 - 第二款 管理（第二十二条 第四十三条）
 - 第三款 設立（第四十四条 第四十九条）
 - 第四款 解散及び清算（第五十条 第六十一条）
 - 第三節 漁業共済組合連合会（第六十二条 第六十七条）
 - 第四節 漁業共済組合連合会と漁業共済組合との合併（第六十七条の二 第六十七条の八）
 - 第五節 監督（第六十八条 第七十六条）
- 第三章 漁業共済組合の漁業共済事業
 - 第一節 通則（第七十七条 第一百三条）
 - 第二節 漁獲共済（第一百四条 第一百三三条の三）
 - 第三節 養殖共済（第一百四条 第二百二十五条）
 - 第四節 特定養殖共済（第二百二十五条の二 第二百二十五条の十二）
 - 第五節 漁業施設共済（第二百二十六条 第三百三十七条）
- 第四章 漁業共済組合連合会の漁業再共済事業及び漁業共済事業
 - 第一節 漁業再共済事業（第三百三十八条 第四百七条）
 - 第二節 漁業共済事業（第四百七条の二）
- 第五章 政府の漁業共済保険事業（第四百七条の三 第九十四条）

第六章 国の助成等（第九十五條 第九十六條の二）

第六章の二 独立行政法人農林漁業信用基金の漁業災害補償関係業務（第九十六條の三 第九十六條の十一）

第六章の三 雜則（第九十六條の十二 第九十六條の二十一）

第七章 罰則（第九十七條 第二百一條）

附則

（役員任期）

第二十六條 役員任期は、三年以内において定款で定める。ただし、定款によつて、その任期を任期中の最終の事業年度に関する通常総会の終結の時まで伸長することを妨げない。

2 設立当時の役員任期は、前項の規定にかかわらず、一年以内の期間で創立総会において定める。ただし、創立総会の議決によつて、その任期を任期中の最終の事業年度に関する通常総会の終結の時まで伸長することを妨げない。

3 合併による設立の場合における前項の規定の適用については、同項中「創立総会において」とあるのは「設立委員が」と、同項ただし書中「創立総会の議決によつて、その」とあるのは「設立委員が当該役員」とする。

4 理事又は監事の全員が欠けたときは、第三十六條又は第七十四條の規定による解任の場合を除き、退任した理事又は監事は、後任者（第三十七條において準用する民法（明治二十九年法律第八十九號）第五十六條の仮理事を含む。）のうち少なくとも一人が就任するまで、なおその職務を行う。

（役員に関する民法の準用）

第三十七條 理事については、民法第四十四條第一項（法人の不法行為能力）、第五十二條第二項（理事の業務執行）及び第五十三條から第五十六條まで（理事の代表権等）の規定を、監事については、同法第五十九條（監事の職務）の規定を準用する。この場合において、同法第五十六條中「裁判所」とあるのは、「農林水産大臣」と読み替えるものとする。

（総会の議事）

第四十一條 総会の議事は、この法律、定款又は規約に特別の定めがある場合を除き、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

2 議長は、総会において選任する。

3 議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。

（議事録）

第四十二條の三 総会の議事については、農林水産省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

（総会に関する民法の準用）

第四十三條 総会については、民法第六十四條（総会の決議事項）及び第六十六條（表決権のない場合）の規定を準用する。この場合において、

同法第六十四条中「第六十二条」とあるのは、「漁業災害補償法第三十二条第三項」と読み替えるものとする。

(創立総会)

第四十五条 発起人は、定款及び共済規程を作成したときは、これらを会議の日時、場所及び議題とともに公告して、創立総会を開かなければならない。

2 前項の規定による公告は、組合員たる資格を有する者に周知させることができるような方法で、会日の十五日前までにしなければならない。

3 組合の設立に同意した組合員たる資格を有する者（発起人を含む。）は、創立総会の開会までに、書面によつて出資の引受けをしなければならない。

4 前項の場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面による出資の引受けに代えて、出資の引受けを当該電磁的方法により行うことができる。この場合において、当該組合員たる資格を有する者は、当該書面による出資の引受けをしたものとみなす。

5 前項前段の電磁的方法（第三十一条第三項の農林水産省令で定める方法を除く。）により行われた出資の引受けは、発起人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該発起人に到達したものとみなす。

6 定款及び共済規程の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

7 創立総会においては、定款及び共済規程を修正することができる。

8 創立総会の議事は、組合員たる資格を有する者であつてその開会までに出資の引受けをしたものの過半数が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

9 創立総会については、第十六条、第四十一条第二項及び第三項、第四十二条の二、第四十二条の三並びに民法第六十六条の規定を準用する。この場合において、第四十二条の二中「第三十三条第三項」とあるのは、「第四十五条第一項及び第二項」と読み替えるものとする。

(清算事務)

第五十八条 清算人は、就職の後遅滞なく、組合の財産の状況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作り、財産処分の方法を定め、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

第五十九条 清算人は、組合の債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを組合員に対し、出資口数に応じて分配しなければならない。

2 前項の規定により組合員に分配することができる金額は、その出資額を限度とする。

3 第一項の規定による分配の結果なお残余財産がある場合におけるその財産の処分については、政令で定める。

第六十条 清算事務が終わつたときは、清算人は、遅滞なく、決算報告書を作り、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

(民法及び非訟事件手続法の準用等)

第六十一条 組合の解散及び清算については、民法第七十三条（清算法人）、第七十五条（裁判所による清算人の選任）、第七十六条（清算人の解任）及び第七十八条から第八十三条まで（清算人の職務権限等）並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項及び

第三十六条から第四十条まで（法人の解散及び清算に関する監督等）の規定を準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「漁業災害補償法第五十七条」と読み替えるものとする。

2 組合の解散及び清算を監督する裁判所は、農林水産大臣に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

3 農林水産大臣は、組合の解散及び清算を監督する裁判所に対し、意見を述べることができる。
（準用規定）

第六十七条 連合会の会員に関する事項については、第六十二条から第六十四条までに規定するもののほか、第十三条、第十四条第一項、第三項及び第四項、第十五条、第十六条、第二十条第一項及び第三項並びに第二十一条の規定を準用する。この場合において、第十三条第二項中「一万円」とあるのは、「十万円」と読み替えるものとする。

2 連合会の管理に関する事項については、第六十五条に規定するもののほか、第二十二條及び第二十四條から第四十三條までの規定を準用する。この場合において、第二十五条第四項中「組合の組合員たる漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会の理事（経営管理委員を置く漁業協同組合又は漁業協同組合連合会にあつては、理事又は経営管理委員。以下この項において同じ。）又は組合の組合員たる漁業協同組合の組合員（准組合員を除くものとし、法人にあつてはその代表者とする。以下この項において同じ。）」とあり、「漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会の理事又はその時までに出資の引受けをした漁業協同組合の組合員」とあるのは、「組合の理事」と読み替えるものとする。

3 連合会の設立に関する事項については、前条に規定するもののほか、第四十四条第二項及び第三項並びに第四十五条から第四十九条までの規定を準用する。この場合において、第四十七条第三号中「数が組合員たる資格を有する者の総数の三分の一（農林水産省令で定める都道府県の区域をその地区とする組合については、四分の一を下らない範囲内において農林水産省令で定める一定の割合）に達しない」とあるのは、「地区があわせて十五以上の都道府県の区域を包括することとならない」と読み替えるものとする。

4 連合会の解散及び清算に関する事項については、第五十条及び第五十七条から第六十一条までの規定を準用する。

第二百条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした漁業共済団体の役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により農林水産大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

二 漁業共済団体がこの法律の規定により行うことができる事業以外の事業を行つたとき。

三 第九条第一項の規定に違反して登記をすることを怠つたとき。

四 第十五条（第六十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

五 第六十七条第一項（第六十七条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して組合への加入を拒み、又は第十八条第二項後段（第六十七条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して弁明の機会を与えなかつたとき。

六 第二十八条（第六十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して兼職したとき。

七 第三十条第一項、第三十一条第一項又は第三十二条（これらの規定を第六十七条第二項において準用する場合及び第三十二条の規定を第三

十六条第四項後段（第六十七条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定に違反して総会を招集しなかつたとき。

八 第三十四条第一項から第三項まで又は第三十五条第一項（これらの規定を第六十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第三十四条第四項若しくは第三十五条第二項（これらの規定を第六十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による閲覧を拒んだとき。

九 第三十六条第四項前段若しくは第五項又は第三十九条第四項（これらの規定を第六十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十 第五十条第五項（第六十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反して解散の届出をしなかつたとき。

十一 第五十二条又は第五十三条第二項（これらの規定を第六十七条の三において準用する場合を含む。）の規定に違反して組合の合併をしたとき。

十二 第五十八条又は第六十条（これらの規定を第六十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書類を提出せず、又はその書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

十三 第五十九条（第六十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反して残余財産を処分したとき。

十四 第六十一条第一項（第六十七条第四項において準用する場合を含む。）以下この条において同じ。）において準用する民法第七十九条第一項又は同法第八十一条第一項に規定する公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

十五 第六十一条第一項において準用する民法第七十九条第一項の期間内に債権者に弁済をしたとき。

十六 第六十一条第一項において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

十七 第七十二条の規定による命令に従わなかつたとき。

十八 第九十七条から第九十九条まで（これらの規定を第四百四十七条（第九十六条の十九）において準用する場合を含む。）、第四百四十七条の二第二項又は第九十六条の十七（第九十六条の二十第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三号）（抄）

（法人に対する補助）

第十四条 機構は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人が行う対象野菜以外の野菜にあつては、指定野菜に準ずるものとして農林水産省令で定めるものに限る。）の安定的な供給を図るための業務で第十条又は第十二条の規定により行う業務に準ずるもの（農林水産省令で定める要件に適合するものに限る。）についてその経費を補助するものとする。

沿岸漁場整備開発法（昭和四十九年法律第四十九号）（抄）

（指定）

第十五条 都道府県知事は、第七条の二第三項の規定により基本計画において放流効果実証事業に関し同項に掲げる事項を定めるときは、その管轄に属する水面において水産動物の種苗の放流を行おうとする者で次に掲げる要件を備えるものを、その申請により、当該都道府県に一を限つて、当該都道府県において放流効果実証事業を実施する者として指定することができる。

一 申請者が放流効果実証事業の実施を目的とする民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人であること。

二 申請者が放流効果実証事業を適正かつ確実に実施することができるものと認められる者であること。

三 申請者が第二十三条第一項の規定により指定を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者でないこと。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた法人（以下「指定法人」という。）の名称及び主たる事務所の所在地を公示しなければならない。

3 指定法人は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない

4 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第二百二十六号）（抄）

（業務の範囲）

第十条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 畜産物の価格安定に関する法律（昭和三十六年法律第八十三号）の規定による価格安定措置の実施に必要な次の業務を行うこと。

イ 指定乳製品及び指定食肉（輸入に係る指定食肉を除く。）の買入れ、交換及び売渡しを行うこと。

ロ イの業務に伴う指定乳製品及び指定食肉の保管を行うこと。

八 農林水産省令で定めるところにより、畜産物の価格安定に関する法律第六条第二項、第三項又は第四項の認定を受けた指定乳製品、指定食肉又は鶏卵等の保管に関する計画の実施に要する経費について補助すること。

二 国内産の牛乳を学校給食の用に供する事業についてその経費を補助し、及び畜産物の生産又は流通の合理化を図るための事業その他の畜産業の振興に資するための事業で農林水産省令で定めるものについてその経費を補助すること。

三 野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第三百三号）の規定により次の業務を行うこと。

イ 指定野菜の価格の著しい低落があつた場合における生産者補給交付金及び生産者補給金の交付を行うこと。

ロ あらかじめ締結した契約に基づき指定野菜の確保を要する場合における交付金の交付を行うこと。

八 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人が行う業務でイ又はロの業務に準ずるものについてその経費を補助すること。

四 野菜の生産又は流通の合理化を図るための事業その他の野菜農業の振興に資するための事業で農林水産省令で定めるものについてその経費を補助すること。

五 砂糖の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第九号）の規定により次の業務を行うこと。

イ 輸入に係る指定糖の買入れ及び売戻しを行うこと。

ロ 異性化糖等の買入れ及び売戻しを行うこと。

ハ 国内産糖についての交付金の交付を行うこと。

六 生系の輸入に係る調整等に関する法律（昭和二十六年法律第三百十号）の規定による生系の輸入に係る調整に関する措置の実施に必要な次の業務を行うこと。

イ 生系の輸入、輸入によつて保有する生系の売渡し又は買換え並びに輸入申告に係る生系の買入れ及び売戻しを行うこと。

ロ イの業務に伴う生系の保管を行うこと。

七 畜産物、野菜、砂糖及びその原料作物、繭並びに生系の生産及び流通に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。

八 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

二 機構は、前項の規定により行う業務の遂行に支障のない範囲内で、繭又は生系の生産又は流通の合理化を図るための事業その他の蚕糸業の振興に資するための事業で農林水産省令で定めるものについてその経費を補助する業務及びこれに附帯する業務を行うことができる。

漁業協同組合合併促進法（昭和四十二年法律第七十八号）（抄）

（都道府県漁業協同組合併推進法人の指定）

第九条 都道府県知事は、組合の合併についての援助及び合併に係る組合の事業経営の基礎を確立するのに必要な助成を行うことを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申出により、当該都道府県に一を限つて、都道府県漁業協同組合併推進法人（以下「推進法人」という。）として指定することができる。

二 都道府県知事は、前項の指定をしたときは、当該推進法人の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

三 推進法人は、その名称、住所又は事務所のある所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

四 都道府県知事は、前項の届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）（抄）

（指定）

第十一条 農林水産大臣は、食品の流通部門の構造改善を促進することを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条

の法人であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実にを行うことができると認められるものを、その申出により、食品流通構造改善促進機構（以下「機構」という。）として指定することができる。

- 2 農林水産大臣は、前項の指定をしたときは、当該機構の名称、住所及び事務所の所在地を官報で公示しなければならない。
- 3 機構は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。
- 4 農林水産大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）（抄）
（指定等）

第十一条 都道府県知事は、事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び事業の合理化並びに新たに林業に就業しようとする者の就業を支援することにより林業労働力の確保を図ることを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実にを行うことができるものと認められるものを、その申請により、都道府県ごとに一個に限り、林業労働力確保支援センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしたときは、当該センターの名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 センターは、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）（抄）
（指定）

第十七条 農林水産大臣は、木材の安定供給の確保を支援することを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実にを行うことができると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、木材安定供給確保支援法人（以下「支援法人」という。）として指定することができる。

- 2 農林水産大臣は、前項の規定による指定をしたときは、支援法人の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 支援法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。
- 4 農林水産大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）（抄）

（民法の準用）

第八条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規定は、機構について準用する。

(決済債務に係る破産法等の特例)

第六十九條の四 決済債務を負担する農水産業協同組合及び決済債権者(当該決済債務に係る債権を有し、かつ、当該農水産業協同組合に対して他の決済債務を負担する他の農水産業協同組合その他の金融機関(当該他の農水産業協同組合その他の金融機関から当該決済債務に係る債権を取得し、又は当該他の決済債務を引き受けた者を含む。) をいう。以下この項において同じ。) が、相互に負担する決済債務を継続的に相殺することによりその全部又は一部を消滅させることを内容とする契約を当該農水産業協同組合に係る保険事故が発生する前に締結している場合において、当該契約の対象となる決済債務が当該農水産業協同組合に係る支払不能等(支払不能(当該農水産業協同組合が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態にあることをいう。) 、支払の停止又は破産手続開始若しくは再生手続開始の申立てをいう。以下この項において同じ。) より後に生じたときであつて当該農水産業協同組合に係る前条第一項(第一百一條において準用する場合を含む。) の規定による貸付けを行う旨の決定があつたときは、当該決済債権者は、破産法第七十一條及び第七十二條並びに民事再生法第九十三條及び第九十三條の二の規定にかかわらず、その有する債権に係る当該農水産業協同組合が負担する次の各号に掲げる決済債務をその負担する当該各号に定める決済債務と相殺することができる。

一 当該支払不能等より前に生じた決済債務 当該支払不能等から当該支払不能等に係る破産手続開始の決定若しくは再生手続開始の決定(以下この号において「破産手続開始決定等」という。) までの間に生じた当該農水産業協同組合に対して負担する決済債務(当該支払不能等より前に生じた原因に基づくものを除く。) 又は当該破産手続開始決定等より後に生じた当該農水産業協同組合に対して負担する決済債務

二 当該支払不能等より後に生じた決済債務 当該農水産業協同組合に対して負担する決済債務

2 民法第六百五十三條の規定は、決済債務に係る当該農水産業協同組合が締結している委任契約については、適用しない。
(管理人の選任等)

第八十五條 管理を命ずる処分があつたときは、被管理農水産業協同組合を代表し、業務の執行並びに財産の管理及び処分を行う権利は、管理人に専属する。農業協同組合法第六十三條の二及び水産業協同組合法第六十七條の二(同法第九十二條第四項、第九十六條第四項及び第百條第四項において準用する場合を含む。) において準用する会社法(平成十七年法律第八十六号) 第八百二十八條第一項(第一号に係る部分に限る。) 及び第二項(第一号に係る部分に限る。) の規定、農業協同組合法第五十條の二第四項及び第五十條の四第四項において準用する場合を含む。) 、水産業協同組合法第五十四條第三項(同法第五十四條の二第六項(同法第九十二條第三項、第九十六條第三項及び第百條第三項において準用する場合を含む。) 、第五十四條の四第三項(同法第九十六條第三項において準用する場合を含む。) 、第九十二條第三項、第九十六條第三項及び第百條第三項において準用する場合を含む。) 、再編強化法第三十條及び農林中央金庫法第五十三條第三項において準用する会社法第八百二十八條第一項(第五号に係る部分に限る。) 及び第二項(第五号に係る部分に限る。) の規定、農業協同組合法第六十九條、水産業協同組合法第七十三條(同法第九十二條第五項、第九十六條第五項及び第百條第五項において準用する場合を含む。) 及び再編強化法第二十二條第一項において準用する会社法第八百二十八條第一項(第七号及び第八号に係る部分に限る。) 及び第二項(第七号及び第八号に係る部分に限る。) の規定並びに農業協同組合法第四十七條、水産業協同組合法第五十一條(同法第九十二條第三項、第九十六條第三項

及び第百条第三項において準用する場合を含む。)及び農林中央金庫法第五十条において準用する会社法第八百三十一条の規定による理事(農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会及び農林中央金庫の経営管理委員を含む。以下この章において同じ。)の権利についても、同様とする。

2 都道府県知事は、管理を命ずる処分と同時に、一人又は数人の管理人を選任しなければならない。

3 都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項の規定により管理人を選任した後においても、更に管理人を選任し、又は管理人が被管理農水産業協同組合の業務及び財産の管理を適切に行っていないと認めるときは、管理人を解任することができる。

4 都道府県知事は、前二項の規定により管理人を選任したとき又は前項の規定により管理人を解任したときは、被管理農水産業協同組合にその旨を通知するとともに、官報により、これを公告しなければならない。

5 民事再生法第六十条、第六十一条第一項、第七十条及び第七十一条の規定は管理人について、民法第四十四条第一項の規定は被管理農水産業協同組合について、それぞれ準用する。この場合において、民事再生法第六十一条第一項中「裁判所」とあるのは「都道府県知事(当該管理人の管理に係る農水産業協同組合が主務大臣の監督に係るものである場合にあつては、主務大臣。以下同じ。)」と、同法第七十条第一項ただし書中「裁判所の許可を得て、それぞれ単独にその職務を行い、又は」とあるのは「都道府県知事の承認を得て、」と、同法第七十一条第一項中「管財人代理」とあるのは「管理人代理」と、同条第二項中「裁判所の許可」とあるのは「都道府県知事の承認」と、民法第四十四条第一項中「理事その他の代理人」とあるのは「管理人」と読み替えるものとする。

(通知及び登記)

第八十七条 都道府県知事は、管理を命ずる処分をしたとき又は管理を命ずる処分を取り消したときは、直ちに、被管理農水産業協同組合の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所にその旨を通知し、かつ、嘱託書に当該命令書の謄本を添付して、被管理農水産業協同組合の主たる事務所及び従たる事務所の所在地の登記所に、その登記を嘱託しなければならない。

2 前項の登記には、管理人の氏名又は名称及び住所をも登記しなければならない。

3 第一項の規定は、前項に規定する事項に変更が生じた場合について準用する。

森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)(抄)

(役員資格)

第四十四条の三 次に掲げる者は、役員となることができない。

一 法人

二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

三 この法律、会社法若しくは中間法人法(平成十三年法律第四十九号)の規定に違反し、又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)

第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪若しくは破産法(平成十六年法律第七

十五号) 第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二号まで若しくは第二百七十四条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)

2 監事は、理事又は組合の使用人を兼ねてはならない。

(代表理事)

第四十八条 組合は、理事会の決議により、理事の中から組合を代表する理事(以下「代表理事」という。)を定めなければならない。

2 代表理事は、組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

(理事についての会社法及び民法の準用)

第四十九条 会社法第三百五十七条第一項、第三百六十条第一項及び第三百六十一条の規定は、理事について準用する。この場合において、同項中「著しい損害」とあるのは、「回復することができない損害」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 民法第五十五条並びに会社法第三百四十九条第五項、第三百五十条及び第三百五十四条の規定は、代表理事について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「森林組合法第四十八条第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。(清算についての会社法等の準用)

第九十二条 会社法第四百七十五条(第三号に係る部分を除く。)、第四百七十六条、第四百九十九条から第五百三条まで及び第五百七条並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第四十条の規定は組合の清算について、第四十一条の二、第四十三条の二、第四十四条の二、第四十四条の三、第四十六条、第四十六条の二、第四十六条の三(第二項を除く。)、第四十七条、第四十八条第二項、第四十九条、第四十九条の二第一項から第三項まで、第四十九条の三第一項から第三項まで、第八項、第九項(第一号に係る部分に限る。)、及び第十項、第五十条(第一項及び第十項を除く。)、第五十二条の二、第五十七条、第五十九条第二項から第四項まで、第六十条、第六十条の二第二項、第六十三条の二並びに第六十三条の四第二項から第四項まで並びに会社法第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四条から第三百八十六条まで、第四百七十八条第二項及び第四項、第四百七十九条第一項及び第二項(各号列記以外の部分に限る。)、第四百八十三条第四項及び第五項、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百八十九条第三項から第五項まで、第五百八条、第七編第二章第二節(第四百四十七條第二項、第四百四十九條第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除く。)、第八百六十八條第一項、第八百六十九條、第八百七十条(第二号及び第三号に係る部分に限る。)、第八百七十一条、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十四條(第一号及び第四号に係る部分に限る。)、第八百七十五條並びに第八百七十六條の規定は組合の清算人について、それぞれ準用する。この場合において、第四十九條の三第十項中「役員」とあるのは「清算人又は監事」と、第五十条第二項中「事業報告を」と、「計算書類(貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案その他組合の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして農林水産省令で定めるものをいう。第八項において同じ。)」及び「事業報告」とあるのは「貸借対照表及び事務報告」と、同条第四項中「事業報告」とあるのは「事務

報告」と、同条第八項中「事業報告」とあるのは「事務報告」と、「計算書類」とあるのは「貸借対照表」と、同条第九項中「二週間」とあるのは「一週間」と、「五年間」とあるのは「清算結了の登記の時までの間」と、同法第四百七十五条第一号中「第四百七十一条第四号に掲げる事由」とあるのは「合併」と、同法第四百七十八条第二項中「前項」とあるのは「森林組合法第八十九条第一項」と、同法第四百七十九条第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総組合員（准組合員を除く。）の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の同意を得た組合員（准組合員を除く。）」と、同法第四百八十三条第四項中「第四百七十八条第一項第一号」とあるのは「森林組合法第八十九条第一項並びに第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同法第八百五十条第四項中「第五十五条、第二百二十条第五項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）」、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）」、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「森林組合法第九十二条において準用する同法第四十九条の三第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（理事と組合との契約等）

第九十八条の二 組合が理事と契約するときは、監事が組合を代表する。組合と理事との訴訟についても、同様とする。

（決算関係書類の作成、備付け及び閲覧等）

第九十八条の三 理事は、農林水産省令で定めるところにより、事業年度ごとに、事業報告、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案を作成しなければならない。

2 前項の規定により作成すべきもの（以下この条において「事業報告等」という。）は、電磁的記録をもつて作成することができる。

3 理事は、通常総会の日の一週間前の日までに、事業報告等を監事に提出し、又は提供し、かつ、主たる事務所に備えて置かなければならない。

4 組合員及び組合の債権者は、組合の業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 事業報告等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 事業報告等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

5 組合員及び組合の債権者は、前項第二号又は第四号に掲げる請求をするには、組合の定めた費用を支払わなければならない。

6 理事は、監事の意見を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を添えて、事業報告等を通常総会に提出し、又は提供し、その承認を求めなければならない。

(剰余金の配当)

第九十九条 組合は、損失をてん補し、次条第二項において準用する第六十八条第一項の準備金を控除した後でなければ、剰余金の配当をしてはならない。

2 組合の剰余金の配当は、定款で定めるところにより、年十パーセントを超えない範囲内において払込済出資額の割合に応じ、又は組合員が組合の事業に従事した程度に応じてしなければならない。

(準用規定等)

第百条 第二十八条第三項から第五項まで、第三十条、第三十一条第一項本文及び第三項から第八項まで、第三十三条並びに第三十五条から第四十一条の二までの規定は、組合員について準用する。

2 第四十二条第二項及び第三項、第四十三条、第四十四条第三項から第八項まで、第四十五条、第五十二条、第五十五条から第五十七条まで、第五十九条第二項から第四項まで、第六十条から第六十条の四まで、第六十一条(第一項第四号を除く。)、第六十二条、第六十三条(第四号に係る部分を除く。)、第六十三条の三、第六十三条の四、第六十五条、第六十六条、第六十七条、第六十八条第一項から第三項まで、第七十条、第七十二条並びに第七十三条、民法第六十条及び第六十一条第一項並びに会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百四十六条の規定(これらの規定において準用する同法の規定を含む。)、中監査役に関する部分を除く。)、は組合の管理について、第四十四条の二、第四十七条第一項、第四十九条の三第一項、第八項及び第十項並びに第五十二条の二前段の規定は理事及び監事について、第四十九条の三第九項(第一号に係る部分に限る。))並びに民法第四十四条第一項、第五十二条第二項及び第五十三条から第五十六条までの規定は理事について、第四十四条の三第二項及び同法第五十九条の規定は監事について、それぞれ準用する。この場合において、第五十二条の二前段中「次条第一項の一時役員の職務を行うべき者」とあるのは、「第百条第二項において準用する民法第五十六条の仮理事」と、第五十五条第二項中「理事会の議決により」とあるのは「理事の過半数で」と、第五十六条第三項及び第五十九条第二項中「理事会」とあるのは「理事」と、第五十七条中「森林組合連合会」とあるのは「森林組合又は森林組合連合会」と、第六十条の二第二項中「理事会の議決によらなければ」とあるのは「理事の過半数で決しなければ」と、第六十一条第一項第六号中「森林組合連合会」とあるのは「森林組合若しくは森林組合連合会」と、同項第七号中「組合」とあるのは「森林組合」と、第六十五条第六項中「選挙」とあるのは「選挙及び解散又は合併の議決」と、第七十二条中「第二十条から第二十二條まで及び第六十七条の二から前条まで」とあるのは「第九十九条並びに第百条第二項において準用する第六十八条第一項から第三項まで及び第七十条」と、同法第五十六条中「裁判所は、利害関係人又は検察官」とあるのは「行政庁は、利害関係人」と、会社法第八百三十一条第一項中「第三百四十六条第一項(第四百七十九条第四項において準用する場合を含む。)」とあるのは「森林組合法第百条第二項において準用する同法第五十二条の二前段」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 第三十一条第一項本文及び第四項から第七項まで、第六十二条第二項及び第三項、第六十三条の三、第六十三条の四、第七十四条から第七十

六条まで、第七十七条第一項から第七項まで並びに第七十八条から第八十二条まで並びに会社法第三百十条第二項、第三項、第六項及び第七項、第三百十一条(第二項を除く。)、第三百十二条第一項、第四項及び第五項、第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百四十六条の規定(これらの規定中監査役に関する部分を除く。)は、組合の設立について準用する。この場合において、第三十一条第四項中「前項」とあるのは「第百条第三項において準用する第七十七条第七項」と、同条第五項中「前二項」とあるのは「第百条第三項において準用する第七十七条第七項又は前項」と、第六十三条の三中「第六十条の二及び第六十条の三」とあるのは「第百条第三項において準用する第七十七条第一項及び第二項」と、第七十四条及び第七十六条第二項中「十人」とあるのは「五人」と、同法第三百十条第七項第二号、第三百十一条第一項並びに第三百十二条第一項及び第五項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同法第八百三十一条第一項及び第八百三十六条第一項ただし書中「設立時取締役」とあるのは「発起人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 第八十三条(第六項を除く。)、第八十四条、第八十四条の三から第八十八条まで、第八十九条第一項及び第九十条、民法第七十三条、第七十五条、第七十六条及び第七十八条から第四十条までの規定は、組合の解散及び清算について準用する。この場合において、第八十三条第四項中「十人」とあるのは「五人」と、民法第七十五条中「前条」とあるのは「森林組合法第百条第四項において準用する同法第八十九条第一項」と、会社法第五百七条第一項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 組合の解散及び清算を監督する裁判所は、行政庁に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

6 行政庁は、組合の解散及び清算を監督する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第百二十二条 次に掲げる場合には、組合の役員又は清算人は、五十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

- 一 この法律の規定又は他の法律の特別の規定に基づいて組合が行うことができる事業以外の事業を行ったとき。
- 二 第八条第一項の規定に基づく政令で定める登記をすることを怠つたとき。
- 二の二 第八条の二第五項において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。
- 三 第九条第四項(第九十三条第三項において準用する場合を含む。)、第九条第五項ただし書若しくは第八項ただし書又は第百一条第二項、第三項ただし書若しくは第七項ただし書の規定に違反したとき。

四 第十条第一項の規定に違反したとき。

五 第十九条第一項又は第二十条から第二十二条まで(これらの規定を第百九条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

六 第二十四条第一項(第百九条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

六の二 第三十一条第八項(第百条第一項及び第百九条第二項において準用する場合を含む。)、第七十七条第八項(第百九条第四項において準用する場合を含む。)、以下この項において同じ。)若しくは第百条第三項において準用する会社法第三百十条第六項、第

三百十一条第三項若しくは第三百十二条第四項の規定又は第四十一条の第二項（第九十二条（第九十九条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第一百条第一項及び第九十九条第二項において準用する場合を含む。）、第四十三条の第二項（第九十二条、第一百条第二項及び第九十九条第三項において準用する場合を含む。）、第四十六条の第三項（第九十二条及び第九十九条第三項において準用する場合を含む。）、若しくは第二項（第九十九条第三項において準用する場合を含む。）、第五十条第九項（第九十二条及び第九十九条第三項において準用する場合を含む。）、若しくは第十項（第九十九条第三項において準用する場合を含む。）、第六十三條の四第二項若しくは第三項（これらの規定を第七十七条第八項、第九十二条、第一百条第二項及び第三項並びに第九十九条第三項において準用する場合を含む。）、第六十六条第一項（第八十四条第四項（第一百条第四項、第八十八条の三第二項及び第九十九条第五項において準用する場合を含む。）、第九十九条第三項において準用する場合を含む。）、第八十七条の第二項（第一百条第四項、第八十八条の三第二項及び第九十九条第五項において準用する場合を含む。）、若しくは第九十八条の三第三項の規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を備えて置かず、その書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

六の三 第三十一条第八項、第七十七条第八項若しくは第一百条第三項において準用する会社法第三百十条第七項、第三百十一条第四項若しくは第三百十二条第五項の規定又は第四十一条の第二第三項（第九十二条、第一百条第一項及び第九十九条第二項において準用する場合を含む。）、第四十三条の第二項（第九十二条、第一百条第二項及び第九十九条第三項において準用する場合を含む。）、第四十六条の三第三項（第九十二条及び第九十九条第三項において準用する場合を含む。）、第五十条第十一項（第九十二条及び第九十九条第三項において準用する場合を含む。）、第六十三条の四第四項（第七十七条第八項、第九十二条、第一百条第二項及び第三項並びに第九十九条第三項において準用する場合を含む。）、第八十四条の三第二項（第一百条第四項、第八十八条の三第二項及び第九十九条第五項において準用する場合を含む。）、第八十七条の第二第三項（第一百条第四項、第八十八条の三第二項及び第九十九条第五項において準用する場合を含む。）、若しくは第九十八条の三第四項の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類若しくは電磁的記録に記載された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写又は書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記載された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

七 第三十四条第二項（第九十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

八 第三十五条（第一百条第一項及び第九十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

九 第四十四条の三第二項（第九十二条、第一百条第二項及び第九十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十 第四十九条の第二第二項（第九十二条及び第九十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定又は第四十九条の第二第四項（第九十九条第三項において準用する場合を含む。次号及び次項において同じ。）若しくは第九十二条において準用する会社法第三百八十四条の規定による調査を妨げたとき。

十の二 第四十九条の二第四項において準用する会社法第三百四十三条第二項の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を

総会の目的とせず、又はその請求に係る議案を総会に提出しなかつたとき。

十の三 第四十九条の三第五項（第九十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による開示をすることを怠つたとき。

十の四 第五十条第一項若しくは第六十七条の三第一項（これらの規定を第九十九条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第九十条（第九十条第四項及び第九十九条第五項において準用する場合を含む。）の規定又は第九十二条若しくは第九十条第四項において準用する会社法第五百七条第一項の規定に違反して、貸借対照表、財産目録、会計帳簿若しくは決算報告を作成せず、これらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

十一 第五十二条第五項又は第五十六条第四項（これらの規定を第九十九条第二項及び第九十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十二 第五十八条（第九十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定、第五十九条第二項若しくは第六十条第二項（これらの規定を第五十二条第四項（第九十九条第二項及び第九十九条第三項において準用する場合を含む。））、第九十二条、第九十九条第二項及び第九十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定、第六十五条の二第二項若しくは第四項（これらの規定を第九十九条第三項第二項において準用する場合を含む。）の規定又は第九十九条第二項において準用する民法第六十条の規定に違反したとき。

十二の二 第六十一条第四項（第九十九条第二項及び第九十九条第三項において準用する場合を含む。））、第八十三条第五項（第九十九条第四項において準用する場合を含む。）又は第九十九条の二第五項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

十三 第六十三条の二（第七十七条第八項、第九十二条及び第九十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して正当な理由がないのに説明をしなかつたとき。

十三の二 第六十五条の二第一項（第九十九条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、通知をすることを怠り、又は不正の通知をしたとき。

十四 第六十六条若しくは第六十七条第二項（これらの規定を第九十九条第二項及び第九十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して出資一口の金額を減少し、第八十四条第四項（第九十九条第四項及び第九十九条第五項において準用する場合を含む。）において準用する第六十六条若しくは第六十七条第二項の規定に違反して出資組合、生産森林組合若しくは出資連合会の合併をし、又は第九十九条の三第二項において準用する第八十四条第四項において準用する第六十六条若しくは第六十七条第二項の規定に違反して出資組合に係る承継をしたとき。

十五 第六十八条（第九十九条第二項及び第九十九条第三項において準用する場合を含む。））、第六十九条（同項において準用する場合を含む。）又は第九十九条の規定に違反したとき。

十六 第七十三条（第九十九条第二項及び第九十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

十六の二 第八十四条の二第三項（第九十九条第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、公告若しくは通知をすることを怠り、又は不正の公告若しくは通知をしたとき。

十七 第九十二条において準用する会社法第四百八十四条第一項の規定又は第百条第四項において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

十八 清算の結了を遅延させる目的をもつて第九十二条において準用する会社法第四百九十九条第一項の期間又は第百条第四項において準用する民法第七十九条第一項の期間を不当に定めたとき。

十九 第九十二条において準用する会社法第四百九十九条第一項又は第百条第四項において準用する民法第七十九条第一項若しくは第八十一条第一項に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

二十 第九十二条において準用する会社法第五百条第一項の規定に違反して債務の弁済をし、又は第百条第四項において準用する民法第七十九条第一項の期間内に債権者に弁済をしたとき。

二十一 第九十二条又は第百条第四項において準用する会社法第五百二条の規定に違反して組合の財産を処分したとき。

二十二 第百十二条の規定による命令に従わなかつたとき。

2 会社法第九百七十六条の規定する者が、第四十九条の二第四項において準用する同法第三百八十一条第三項の規定による調査を妨げたときは、五十万円以下の過料に処する。

3 第五十七条（第九十二条及び第百条第二項において準用する場合を含む。）又は第百六条の規定に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

4 連合会の役員又は職員が、監査事業に係る業務に関して知り得た秘密を正当な理由なく他に漏らし、又は盗用したときは、五十万円以下の過料に処する。その者が役員又は職員でなくなつた後において、当該違反行為をした場合においても、同様とする。

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）（抄）

（農業経営基盤強化促進基本方針）

第五条 都道府県知事は、政令で定めるところにより、農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針においては、都道府県の区域又は自然的経済的社会的諸条件を考慮して都道府県の区域を分けて定める区域ごとに、地域の特性に即し、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

二 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

三 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

四 効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な次に掲げる事項

イ 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

ロ 都道府県の区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定により指定された農業振興地域（次条第三項において「農業振興地域」という。）の区域内に限る。）を事業実施地域として農地保有合理化事業を行う民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人で農林水産省令で定める要件に該当するものに関する事項

ハ 遊休農地（農地であつて、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれるものをいう。以下同じ。）の農業上の利用の増進に関する基本的な事項

二 特定法人貸付事業の実施に関する基本的な事項

3 基本方針は、農業振興地域整備計画その他法律の規定による地域の農業の振興に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 都道府県知事は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

5 都道府県知事は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県農業会議及び都道府県農業協同組合中央会の意見を聴かなければならない。

6 都道府県知事は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（農業経営基盤強化促進基本構想）

第六条 市町村は、政令で定めるところにより、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を定めることができる。

2 基本構想においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

二 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

三 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

四 農業経営基盤強化促進事業に関する次に掲げる事項

イ 利用権設定等促進事業に関する次に掲げる事項

（1） 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

（2） 設定され、又は移転される利用権の存続期間又は残存期間に関する基準並びに当該利用権が賃借権である場合における借賃の算定

基準及び支払の方法並びに当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合における農業の経営の委託者に帰属する損益の算定基準及び決済の方法

（3） 移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払（持分の付与を含む。

第十八条第二項第五号において同じ。）の方法

ロ 前条第二項第四号ロの規定により基本方針に定められた法人が行う農地保有合理化事業の実施の促進に関する事項

ハ 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

- 二 農業協同組合が行う農作業の委託のあつせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項
 - ホ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項
 - ヘ その他農林水産省令で定める事項
- 五 遊休農地の農業上の利用の増進に関する次に掲げる事項
- イ 遊休農地及び遊休農地となるおそれがある農地並びにこれらの農地のうち農業上の利用の増進を図る必要があるもの（以下「要活用農地」という。）の所在
 - ロ 第十二条第一項の認定を受けた者に対する要活用農地の利用の集積その他要活用農地の農業上の利用の増進を図るための施策に関する事項
- 六 特定法人貸付事業に関する次に掲げる事項
- イ 要活用農地が相当程度存在する区域であつて、特定法人貸付事業を実施することが適当であると認められる区域
 - ロ 特定法人貸付事業の実施主体
 - ハ 設定される賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準及び賃借権の借賃の算定基準
 - ニ 特定法人と締結する協定に関する事項
 - ホ その他農林水産省令で定める事項
- 三 基本構想においては、前項各号に掲げる事項のほか、市町村の区域（農業振興地域の区域内に限る。）の全部又は一部を事業実施地域として農地保有合理化事業を行う市町村、農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行うものに限る。）又は民法第三十四条の規定により設立された法人で農林水産省令で定める要件に該当するものに関する事項を定めることができる。
- 四 基本構想は、基本方針に即するとともに、前条第三項に規定する計画との調和が保たれたものでなければならない。
 - 五 基本構想は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項の基本構想に即するものでなければならない。
 - 六 市町村は、基本構想を定め、又はこれを変更しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。
 - 七 市町村は、基本構想を定め、又はこれを変更したときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。（指定）
- 第十一條の二 農林水産大臣は、農地保有合理化法人の行う業務を支援することを目的として設立された民法第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、当該業務を行う者として指定することができる。
- 2 農林水産大臣は、前項の規定による指定をしたときは、同項の規定による指定を受けた者（以下「農地保有合理化支援法人」という。）の名

称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 農地保有合理化支援法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

4 農林水産大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。
(裁定の効果等)

第二十七条の八 都道府県知事は、前条第一項の裁定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨をその裁定の申請をした者及びその申請に係る特定遊休農地の農地所有者等に通知するとともに、これを公告しなければならない。その裁定についての審査請求に対する裁決によつてその裁定の内容が変更されたときも、同様とする。

2 前条第一項の裁定について前項の規定による公告があつたときは、その裁定の定めるところにより、その裁定の申請をした者とその申請に係る特定遊休農地の農地所有者等との間に特定利用権の設定に関する契約が締結されたものとみなす。

3 民法第二百七十二条 ただし書及び第六百十一条の規定は、前項の場合には、適用しない。

青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第二号）（抄）
(法人の指定)

第五条 都道府県知事は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、都道府県に一を限つて、都道府県青年農業者等育成センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしたときは、当該センターの名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 センターは、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）（抄）
(指定)

第八条 農林水産大臣は、米穀の安定供給の確保を支援することを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人その他営利を目的としない法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、米穀安定供給確保支援機構（以下「機構」という。）として指定することができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による指定をしたときは、機構の名称、住所及び事務所の所在地を官報で公示しなければならない。

3 機構は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

4 農林水産大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。
(指定)

第十八条 農林水産大臣は、米穀の取引の指標とすべき適正な価格の形成を図り、もつてその円滑な取引に資することを目的として設立された民法第三十四条の法人その他営利を目的としない法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、米穀価格形成センター(以下「センター」という。)として指定することができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該センターの名称、住所及び事務所の所在地を官報で公示しなければならない。

3 センターは、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

4 農林水産大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。
緑の募金による森林整備等の推進に関する法律(平成七年法律第八十八号)(抄)
(指定等)

第五条 都道府県知事は、森林整備等の推進を図ることを目的として設立された民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申出により、当該都道府県に一を限つて、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

2 都道府県知事は、前項の指定をしたときは、同項の指定を受けた者(以下「都道府県緑化推進委員会」という。)の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 都道府県緑化推進委員会は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 都道府県知事は、前項の届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。
(指定)

第十三条 農林水産大臣は、森林整備等の推進を図ることを目的として設立された民法第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申出により、全国に一を限つて、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)(抄)
(指定)

第三十二条 主務大臣は、民法第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務(以下「支援業務」という。)を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、第四条第一項各号に掲げる信用事業の区分ごとに全国に一を限つて、支援業務を行う者として指定す

ることができる。

- 2 主務大臣は、前項の規定による指定をしたときは、同項の規定による指定を受けた者（以下「指定支援法人」という。）の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 指定支援法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
- 4 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

種苗法（平成十年法律第八十三号）（抄）

（法人が解散した場合等における育成者権の消滅）

第二十四条 育成者権は、次に掲げる場合には、消滅する。

- 一 育成者権者である法人が解散した場合において、その育成者権が民法第七十二条第三項その他これに準ずる法律の規定により国庫に帰属すべきこととなるとき。
- 二 育成者権者である個人が死亡した場合において、その育成者権が民法第九百五十九条の規定により国庫に帰属すべきこととなるとき。

農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）（抄）

（事務所等）

第三条 農林中央金庫は、主たる事務所を東京都に置く。

2 民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十条の規定は、農林中央金庫について準用する。

3 農林中央金庫は、日本において従たる事務所の設置、移転、又は廃止をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣に届け出なければならない。

4 農林中央金庫は、外国において従たる事務所の設置、移転、又は廃止をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならない。

5 農林中央金庫は、次に掲げる者にその業務を代理させることができる。

- 一 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合
- 二 農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会
- 三 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合
- 四 水産業協同組合法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会
- 五 水産業協同組合法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合
- 六 水産業協同組合法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会

6 農林中央金庫は、第九十五条の二第二項各号に掲げる行為を外国において委託する旨の契約を締結しようとするとき、又は当該契約を終了しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならない。

7 農林中央金庫は、自己の名義をもって、他人にその業務を営ませてはならない。

(理事)

第二十二條 理事は、定款で定めるところにより、経営管理委員会が選任する。

2 理事は、業務を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者でなければならない。

3 農林中央金庫は、定款で定めるところにより、経営管理委員会の決議をもって、農林中央金庫を代表すべき理事（以下「代表理事」という。）を定めなければならない。

4 代表理事は、農林中央金庫の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

5 民法第五十五条並びに会社法第三百四十九条第五項、第三百五十条及び第三百五十四条の規定は、代表理事について準用する。この場合において、民法第五十五条中「総会」とあるのは「総会若しくは経営管理委員会」と、同項中「前項」とあるのは「農林中央金庫法第二十二條第四項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(役員の資格)

第二十四條の四 次に掲げる者は、役員となることができない。

一 法人

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

四 この法律、会社法若しくは中間法人法（平成十三年法律第四十九号）の規定に違反し、又は証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十七條第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項、第百九十八條第一号から第十号まで、第十八号若しくは第十九号、第百九十九條、第二百條第一号から第十二号まで、第二十一号若しくは第二十二号、第二百三條第三項若しくは第二百五條第一号から第六号まで、第十五号若しくは第十六号の罪、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五條、第二百五十六條、第二百五十八條から第二百六十條まで若しくは第二百六十二條の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）第六十五條、第六十六條、第六十八條若しくは第六十九條の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五條、第二百六十六條、第二百六十八條から第二百七十二條まで若しくは第二百七十四條の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わる、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

五 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）
(理事及び経営管理委員の忠実義務等)

第三十条 理事及び経営管理委員は、法令、定款、法令に基づいてする主務大臣の処分並びに総会及び経営管理委員会の決議を遵守し、農林中央金庫のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 理事又は経営管理委員は、次に掲げる場合には、経営管理委員会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

一 理事又は経営管理委員が自己又は第三者のために農林中央金庫と取引をしようとするとき。

二 農林中央金庫が理事又は経営管理委員の債務を保証することその他理事又は経営管理委員以外の者との間において農林中央金庫と当該理事又は経営管理委員との利益が相反する取引をしようとするとき。

3 民法第百八条の規定は、前項の承認を受けた同項第一号の取引については、適用しない。

4 第二項各号の取引をした理事又は経営管理委員は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を経営管理委員会に報告しなければならない。

(清算に関する会社法等の準用)

第九十五条 会社法第四百七十五条(第一号に係る部分に限る。)、第四百七十六条及び第四百九十九条から第五百三条まで並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第四十条の規定は農林中央金庫の清算について、第十九条の二、第二十条の二、第二十一条第四項及び第五項、第二十四条の三、第二十四条の四、第二十四条の五第二項、第二十七条から第二十七条の三まで、第二十八条第六項及び第七項、第二十八条の二、第二十九条の二から第三十一条まで、第三十二条第一項から第三項まで、第三十四条第一項から第三項まで、第八項、第十項、第十一项(第一号に係る部分に限る。)、及び第十二項、第三十五条、第三十六条(第二項を除く。)、第三十九条第一項、第四十二条、第四十六条第三項、第四十六条の二第二項、第四十九条の二並びに第四十九条の四第二項から第四項まで並びに会社法第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四条から第三百八十六条まで、第四百七十八条第二項、第四百七十九条第一項及び第二項(各号列記以外の部分に限る。)、第四百八十三条第四項及び第五項、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百八十九条第三項から第五項まで、第五百八条、第七編第二章第二節(第四百四十七条第二項、第四百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第四百五十一条を除く。)、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条(第二号及び第三号に係る部分に限る。)、第八百七十一条、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十四條(第一号及び第四号に係る部分に限る。)、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定は農林中央金庫の清算人について準用する。この場合において、第三十四条第十二項中「役員等」とあるのは「役員又は清算人」と、第三十五条第一項中「貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案その他農林中央金庫の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして主務省令で定めるもの」とあるのは「貸借対照表」と、同項並びに同条第四項第二号及び第七項中「事業報告」とあるのは「事務報告」と、第三十六条第一項中「二週間」とあるのは「一週間」と、「五年間」とあるのは「清算結了の登記の時までの間」と、同法第四百七十八条第二項中「前項」とあるのは「農林中央金庫法第九十二条」と、同法第四百七十九条第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総会員の五分の一(これを下回る割合を定款で定められた場合にあっては、その割合)以上の同意を得た会員」と、同法第四百八十三条第四項中「第四百七十八条第一項第一号」とあるのは

「農林中央金庫法第九十二条」と、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第八百五十条第四項中「第五十五条、第二百十条第五項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条において準用する同法第三十四条第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）（抄）

第十五条 商工組合中央金庫八理事長が設立委員ヨリ其ノ事務ノ引渡ヲ受ケタル後二週間以内ニ主タル事務所ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ為スベシ

前項ノ登記ニ於テ八次ニ掲グル事項ヲ登記スベシ

一 第五条第一号、第二号、第六号及第十五号ニ掲ゲタル事項

二 事務所ノ所在場所

三 払込資本金額

四 設立認可ノ年月日

五 代表権ヲ有スル者ノ氏名、住所及資格

前項ニ掲ゲタル事項中ニ変更ヲ生ジタルトキ八其ノ登記ヲ為スベシ但シ前項第三号ニ掲ゲタル事項ニ付テ八毎事業年度末日ノ現在ニ依リ事業年度終了後一月以内ニ登記ヲ為スコトヲ得

第十五条ノ三 商工組合中央金庫八従タル事務所ヲ設ケタル場合（其ノ従タル事務所ガ主タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル登記所ノ管轄区域内ニ存スル場合ヲ除ク）ニ八其ノ従タル事務所ノ所在地ニ於テ従タル事務所ニ於ケル登記ヲ為スベシ

従タル事務所ノ所在地ニ於ケル登記ニ於テ八次ニ掲グル事項ヲ登記スベシ但シ従タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル登記所ノ管轄区域内ニ新タニ従タル事務所ヲ設ケタルトキ八第三号ニ掲グル事項ヲ登記スルヲ以テ足ル

一 名称

二 主タル事務所ノ所在場所

三 従タル事務所（其ノ所在地ヲ管轄スル登記所ノ管轄区域内ニ存スルモノニ限ル）ノ所在場所

前項ニ掲ゲタル事項中ニ変更ヲ生ジタルトキ八其ノ登記ヲ為スベシ

第二十三条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条第一項、第四十五条第二項第三項、第四十八条、第五十条、第五十三条乃至第五十五条、第五十九条、第六十一条第一項、第六十二条、第六十四条、第六十五条第一項、第六十六条、第七十条、第七十三条、第七十四条及第七十八条乃至第八十一条、会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百三十二条第一項、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十八

条及第三十九条、商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第二条乃至第五条、第七条乃至第十五条、第十七条乃至第二十三条の二、第二十四条（第十四号乃至第十六号ヲ除ク）、第二十五条乃至第二十七条、第四十四条、第四十五条、第四十七条第一項、第四十八条乃至第五十三条、第七十一条第一項及第三百三十二条乃至第四百八条並ニ産業組合法（明治三十三年法律第三十四号）第五条、第十条、第十七条第一項、第十八条乃至第二十二條、第二十四條、第二十九條、第二十九條ノ二、第三十一條ノ二、第三十一條ノ三、第三十三條、第三十四條ノ二第一項、第三十五條乃至第三十七條、第三十八條ノ二、第三十九條第一項第二項、第四十三條、第四十八條ノ二、第六十條第二項、第六十二條（第一項第一号及第四号ヲ除ク）、第六十三條第一項、第六十五條、第七十條乃至第七十三條ノ三、第七十四條ノ二第一項及第四百四條ノ規定ハ商工組合中央金庫ニ之ヲ準用ス但シ民法及産業組合法中理事トアルハ之ヲ理事長（民法第五十九條並ニ産業組合法第三十三條及第三十四條ノ二第一項ニ在リテハ理事長、副理事長及理事）トシ地方長官又ハ監督官庁トアルハ之ヲ主務大臣トシ会社法第四百三十二條第一項中法務省令トアルハ之ヲ主務省令トシ商業登記法第四十八條第二項中会社法第九百三十條第二項各号トアルハ之ヲ商工組合中央金庫法第十五條ノ三第二項各号トシ産業組合法第三十八條ノ二第一項中命令トアルハ之ヲ主務省令トシ同法第六十二條第一項第五号中組合ノ破産トアルハ之ヲ組合ニ付テノ破産手續開始ノ決定トシ同法第六十三條第一項中破産トアルハ之ヲ破産手續開始ノ決定ニ因ル解散トシ各事務所トアルハ之ヲ主たる事務所トス

第二十五条 理事長ハ商工組合中央金庫ヲ代表シ其ノ事務ヲ総理ス

副理事長ハ定款ノ定ムル所ニ依リ理事長ヲ補助シ商工組合中央金庫ノ業務ヲ掌理シ理事長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ理事長欠員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

理事ハ定款ノ定ムル所ニ依リ理事長及副理事長ヲ補助シ商工組合中央金庫ノ業務ヲ掌理シ理事長及副理事長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ理事長及副理事長欠員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

監事ハ商工組合中央金庫ノ業務ヲ監査ス

第四十九條ノ二 本法ニ基キ政令又ハ主務省令ヲ制定シ又ハ改廢スル場合ニ於テハ夫々政令又ハ主務省令ヲ以テ其ノ制定又ハ改廢ニ伴ヒ合理的ニ必要アリト判断セラルル範圍内ニ於テ所要ノ經過措置（罰則ニ関スル經過措置ヲ含ム）ヲ定ムルコトヲ得

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）（抄）

第十二條ノ六 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四條及び第五十條ノ規定ハ、日本自転車振興會ニ準用ス。

第十三條ノ十五 残余財産ハ、自転車競技會又ハその目的ト類似ノ公益目的を有する法人若しくは自転車に関する事業ノ振興を目的とする公益法人に帰属させなければならぬ。

第十三條ノ十七 第十二條ノ四、第十二條ノ六、第十二條ノ八、第十二條ノ九、第十二條ノ十第一号から第三号まで及び第五号、第十二條ノ十一から第十二條ノ十四まで、第十二條ノ十九、第十二條ノ二十第一項、第十二條ノ二十一、第十二條ノ二十二、第十二條ノ二十三第一項並びに第十二條ノ二十四並びに民法第七十三條及び第七十八條から第八十一條までの規定ハ、自転車競技會ニ準用ス。

中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）（抄）

（役員資格等）

第三十五条の四 次に掲げる者は、役員となることができない。

一 法人

二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

三 この法律、会社法若しくは中間法人法（平成十三年法律第四十九号）の規定に違反し、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二条まで若しくは第二百七十四条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

2 前項各号に掲げる者のほか、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者は、共済事業を行う組合の役員となることができない。

（代表理事）

第三十六条の八 理事会は、理事の中から組合を代表する理事（以下「代表理事」という。）を選定しなければならない。

2 代表理事は、組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

3 代表理事については、第三十六条の二、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条第一項、第五十四条及び第五十五条並びに会社法第七百五十四条の規定を準用する。

（理事の自己契約）

第三十八条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

一 理事が自己又は第三者のために組合と取引をしようとするとき。

二 組合が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において組合と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2 民法第八十条の規定は、前項の承認を受けた同項第一号の取引については、適用しない。

3 第一項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

（清算人）

第六十八条 組合が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除いては、理事が、その清算人となる。ただし、總會において他人を選任したときは、この限りでない。

2 火災共済協同組合又は第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会が第六十六条の二第四項又は第五項の規定による第二十七条の二第一項の認可の取消しにより解散したときは、前項の規定及び第六十九条第一項において準用する会社法第四百七十八条第二項の規定にかかわらず

ず、行政庁が清算人を選任する。

(会社法の準用等)

第六十九条 組合の解散及び清算については、会社法第四百七十五条(第一号及び第三号を除く。)、第四百七十六条、第四百七十八条第二項及び第四項、第四百七十九條第一項及び第二項(各号列記以外の部分に限る。)、第四百八十一条、第四百八十三条第四項及び第五項、第四百八十四條、第四百八十五条、第四百八十九條第四項及び第五項、第四百九十二条第一項から第三項まで、第四百九十九條から第五百三条まで、第五百七条(株式会社の清算)、第八百六十八條第一項、第八百六十九條、第八百七十條(第二号及び第三号に係る部分に限る。)、第八百七十一条、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十四條(第一号及び第四号に係る部分に限る。)、第八百七十五條並びに第八百七十六條(非訟)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第四十條(検査をすべき者の選任の裁判)の規定を、組合の清算人については、第三十五條の三、第三十五條の四、第三十六條の二、第三十六條の三第一項及び第二項、第三十六條の五から第三十八條の四まで(第三十六條の七第四項を除く。)、第四十條(第一項、第十一項及び第十三項を除く。)、第四十七條第二項から第四項まで、第四十八條、第五十三條の二並びに会社法第三百五十七條第一項、第三百六十條第三項の規定により読み替えて適用する同條第一項、第三百六十一條、第三百八十一条第二項、第三百八十二条、第三百八十三條第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四條から第三百八十六條まで並びに第五百八條の規定を、組合の清算人の責任を追及する訴えについては、同法第七編第二章第二節(第八百四十七條第二項、第八百四十九條第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除き、監査権限定組合にあつては、監査役に係る部分を除く。)(株式会社における責任追及等の訴え)の規定を、監査権限定組合の清算人については、同法第三百五十三條、第三百六十條第一項及び第三百六十四條の規定を準用する。この場合において、第四十條第二項中「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「財産目録及び貸借対照表」と、「事業報告書」とあるのは「事務報告書」と、同法第三百八十二条中「取締役(取締役会設置会社にあつては、取締役会」とあるのは「清算人会」と、同法第四百七十九條第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総組合員の五分の一以上の同意を得た組合員」と、同法第三百八十四條、第四百九十二条第一項、第五百七條第一項並びに第八百四十七條第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第四百九十九條第一項中「官報に公告し」とあるのは「公告し」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 組合の解散及び清算を監督する裁判所は、組合の業務を監督する行政庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

3 前項に規定する行政庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。
(準用規定)

第八十二条の八 中央会については、第十條の二、第三十四條の二、第四十條(第一項、第六項から第九項まで及び第十三項を除く。)(の規定を、会長、理事及び監事については、第三十五條第三項及び第六項から第十二項まで、第三十五條の二、第三十五條の三、第三十六條(第五項を除く。))並びに第三十六條の三第一項の規定を、会長については、第三十八條並びに民法第四十四條第一項(法人の不法行為能力)及び第五十五條(理事の代理行為の委任)の規定を、理事については、第四十條第七項から第九項までの規定を、監事については、第三十七條第一項の規

定を準用する。この場合において、第三十五条第八項中「一人」とあるのは、「一人（全国中央会にあつては、選挙権一個）」と、第三十八条第一項中「理事会において」とあるのは「監事に」と、同条第三項中「理事会」とあるのは「監事」と読み替えるものとする。（民法の準用等）

第八十二条の十八 解散及び清算については、民法第七十三条、第七十五条、第七十六条及び第七十八条から第八十二条まで（法人の清算）並びに非訟事件手続法第三十五条第二項及び第三十七条から第四十条まで（法人の清算の監督）の規定を、清算人については、第三十五条の三、第三十六条の三第一項、第三十七条第一項、第三十八条、第三十九条、第四十条第二項から第十項まで（第六項を除く。）、第四十七条第二項から第四項まで、第四十八条並びに第八十二条の十第一項及び第二項並びに民法第四十四条第一項（法人の不法行為能力）の規定を準用する。この場合において、同法第七十五条中「前条」とあるのは「中小企業等協同組合法第八十二条の十四」と、第三十八条第一項中「理事会において」とあるのは「監事に」と、同条第三項中「理事会」とあるのは「監事」と読み替えるものとする。

2 中央会の解散及び清算を監督する裁判所は、中央会の業務を監督する行政庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

3 前項に規定する行政庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

（清算結了の登記）

第九十二条 清算が結了したときは、次の各号に掲げる組合等の区分に応じ、当該各号に定める日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、清算結了の登記をしなければならない。

一 組合 第六十九条第一項において準用する会社法第五百七条第三項の承認の日

二 中央会 第八十二条の十七の承認の日

第九十五条 次に掲げる場合には、組合又は中央会の発起人、役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定に基づいて組合又は中央会が行うことができる事業以外の事業を行つたとき。

二 この法律の規定による登記をすることを怠つたとき。

三 第九条の二第三項（第九条の七の二第三項又は第九条の九第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

四 第九条の八第三項（第九条の九第七項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、預金又は定期積金の受入れをしたとき。

五 第九条の八第四項（第九条の九第七項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、貸付けをし、又は手形の割引をしたとき。

六 第九条の九第二項又は第三項の規定に違反したとき。

七 第十条の二若しくは第三十四条の二（これらの規定を第八十二条の八において準用する場合を含む。）、第四十条（第六十九条第一項、第八十二条の八又は第八十二条の十八第一項において準用する場合を含む。）、第五十六条（第五十七条の二の二第五項において準用する場合を含む。）、第六十三条の四第一項若しくは第二項、第六十三条の五第一項、第二項若しくは第七項から第九項まで、第六十三条の六第一項若しくは第二項又は第六十四条第六項から第八項までの規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を備え置かず、書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は正当な理由がないのに書類若

しくは電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写若しくは書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

八 第十四条又は第七十九条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

九 第十九条第二項（第八十条第三項において準用する場合を含む。）、第四十二条第五項若しくは第六項又は第四十五条第五項若しくは第六項の規定に違反したとき。

十 第二十七条第七項、第三十六条の七第一項（第六十九条第一項において準用する場合を含む。）、第五十三条の四第一項（第八十二条の十第四項において準用する場合を含む。）、第八十二条第三項若しくは第八十二条の十五の規定又は第六十九条第一項において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定に違反して、議事録若しくは財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

十一 第三十一条、第三十五条の二（第八十二条の八において準用する場合を含む。）、第六十二条第二項又は第八十二条の十三第二項の規定に違反したとき。

十二 第三十三条第七項において準用する会社法第九四十一条の規定に違反して、同条の調査を求めなかつたとき。

十三 第三十五条第五項の規定に違反して、同項に規定する者に該当する者を監事に選任しなかつたとき。

十四 第三十五条第六項（第八十二条の八において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十五 第三十六条の三第三項において準用する会社法第三百四十三条第二項の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を總會の目的とせず、又はその請求に係る議案を總會に提出しなかつたとき。

十六 第三十六条の三第三項において準用する会社法第三百八十一条第二項若しくは第三百八十四条の規定、第三十六条の三第五項において準用する会社法第三百八十九条第五項の規定又は第六十九条第一項において準用する会社法第三百八十一条第二項、第三百八十四条若しくは第四百九十二条第一項の規定による調査を妨げたとき。

十七 第三十六条の三第五項において準用する会社法第三百八十九条第四項の規定又は第三十六条の七第五項（第六十九条第一項において準用する場合を含む。）、第四十一条第三項若しくは第五十三条の四第四項（第八十二条の十第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、正当な理由がないのに書面又は電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写を拒んだとき。

十八 第三十七条第一項（第六十九条第一項、第八十二条の八又は第八十二条の十八第一項において準用する場合を含む。）又は第二項（第六十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十九 第三十八条第一項（第六十九条第一項、第八十二条の八又は第八十二条の十八第一項において準用する場合を含む。）、第三十八條の二第六項の規定による開示をすることを怠つたとき。

二十 第三十八条第三項（第六十九条第一項、第八十二条の八又は第八十二条の十八第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して

、理事会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

二十一 第四十六条又は第八十二条の十第一項の規定に違反したとき。

二十二 第五十六条第一項若しくは第五十六条の二第五項の規定に違反して出資一口の金額を減少し、又は第五十七条の二の二第五項において準用する第五十六条第一項の規定若しくは第五十七条の二の二第五項、第六十三条の四第四項、第六十三条の五第六項若しくは第六十三条の六第四項において準用する第五十六条の二第五項の規定に違反して共済事業の全部若しくは一部の譲渡、共済事業に係る財産の移転若しくは組合の合併をしたとき。

二十三 第五十六条の二第二項（第五十七条の二の二第五項、第六十三条の四第四項、第六十三条の五第六項又は第六十三条の六第四項において準用する場合を含む。）の規定、第六十九条第一項において準用する会社法第四百九十九条第一項の規定又は第八十二条の十八第一項において準用する民法第七十九条第一項若しくは同法第八十一条第一項の規定による公告をすることを怠つたとき、又は不正の公告をしたとき。

二十四 第五十七条の五の規定に違反したとき。

二十五 第五十八条第一項から第四項まで又は第五十九条の規定に違反したとき。

二十六 第六十一条の規定に違反して、組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

二十七 第六十九条第一項において準用する会社法第四百八十四条第一項の規定又は第八十二条の十八において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てを怠つたとき。

二十八 清算の結了を遅延させる目的で、第六十九条第一項において準用する会社法第四百九十九条第一項の期間を不当に定めたとき。

二十九 第六十九条第一項において準用する会社法第五百条第一項の規定に違反して、債務の弁済をしたとき。

三十 第六十九条第一項において準用する会社法第五百二条の規定又は第八十二条の十六の規定に違反して、組合又は中央会の財産を分配したとき。

三十一 第五十五条の二第一項の規定に違反して、書面を提出せず、又は虚偽の書面を提出したとき。

三十二 第五十五条の三第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

2 会社法第九百七十六条に規定する者が、第三十六条の三第三項において準用する同法第三百八十一条第三項又は第三十六条の三第五項において準用する同法第三百八十九条第五項の規定による調査を妨げたときも、前項と同様とする。

火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）（抄）

（指定の基準）

第四十五条の六 経済産業大臣は、第三十一条の三第一項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適確な実施のために適切なもので

あること。

- 二 前号の試験事務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。
- 三 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人であること。
- 四 試験事務以外の業務を行つていない場合には、その業務を行うことによつて試験事務が不公正になるおそれがないものであること。

ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）（抄）

（指定の基準）

第三十六条の四 経済産業大臣は、他に第三十四条第三項の指定を受けた者がなく、かつ、同項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

- 一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適確な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の試験事務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。
- 三 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人であること。
- 四 試験事務以外の業務を行つていないときは、その業務を行うことによつて試験事務が不公正になるおそれがないものであること。

小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和三十一年法律第百十五号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「小規模企業者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 小規模企業者（常時使用する従業員の数が二十人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者にあつては、五人）以下の事業者をいう。次号において同じ。）
- 二 小規模企業者以外の中小企業者（中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第一項各号に掲げるものをいう。）であつて、常時使用する従業員の数が政令で定める数以下の事業者であるもののうち、創業及び経営基盤の強化に必要な設備の導入を促進する必要があるものとして政令で定めるもの

2 この法律において「創業者」とは、次に掲げる者（第一号及び第二号に掲げる者にあつては小規模企業者等となることが見込まれる者に、第三号及び第四号に掲げる者にあつては小規模企業者等に限定する。）をいう。

- 一 事業を営んでいない個人であつて、一月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有するもの（次号に掲げるものを除く。）
- 二 事業を営んでいない個人であつて、二月以内に、新たに会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの

- 三 新たに事業を開始した個人（当該事業を開始した日前に事業を営んでいなかったものに限る。）であつて、事業を開始した日以後五年を経過していないもの
 - 四 新たに設立された会社（当該設立の日前に事業を営んでいなかった個人により設立されたものに限る。）であつて、その設立の日以後五年を経過していないもの
 - 3 この法律において「小規模企業者等設備導入資金」とは、小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な設備の導入の促進に資するため、都道府県が貸与機関に対して貸し付ける設備資金貸付事業及び設備貸与事業を行うのに必要な資金をいう。
 - 4 この法律において「貸与機関」とは、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人であつて、設備資金貸付事業又は設備貸与事業を行うものをいう。
 - 5 この法律において「設備資金貸付事業」とは、次に掲げる設備又はプログラムについて、その設置又はプログラム使用権の取得に充てられる資金の貸付けを行う事業をいう。
 - 一 創業者の設備又はプログラムであつて、その事業を行うために必要があると認められるもの
 - 二 小規模企業者等（創業者を除く。次項第二号において同じ。）の設備又はプログラムであつて、その経営基盤の強化を図るために新たに導入する必要があると認められるもの
 - 6 この法律において「設備貸与事業」とは、次に掲げる設備又はプログラムについて、その譲渡し若しくは貸付け又はプログラム使用権の提供（プログラム使用権を契約に基づき取得させることをいう。以下同じ。）を行う事業をいう。
 - 一 創業者の事業の用に供する設備又はプログラムであつて、その事業を行うために必要があると認められるもの
 - 二 小規模企業者等の事業の用に供する設備又はプログラムであつて、その経営基盤の強化を図るために新たに導入する必要があると認められるもの
 - 7 この法律において「プログラム」とは、情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二条第二項に規定するプログラムをいい、「プログラム使用権」とは、プログラムを情報処理（同条第一項に規定する情報処理をいう。）のために使用する権利をいう。
- 電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）（抄）
（指定の基準）
- 第七条の三 経済産業大臣は、他に第七条第一項の指定を受けた者がなく、かつ、同項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。
- 一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適確な実施のために適切なものであること。
 - 二 前号の試験事務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

- 三 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人であること。
- 四 試験事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて試験事務が不公正になるおそれがないものであること。

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）（抄）

（指定の基準）

第三十八条の十六 経済産業大臣は、第三十八条の六第一項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

- 一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適確な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の試験事務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。
- 三 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人であること。
- 四 試験事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて試験事務が不公正になるおそれがないものであること。

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第七号）（抄）

（指定の基準）

第八条の四 経済産業大臣及び環境大臣は、他に第八条の二第一項の指定を受けた者がなく、かつ、同項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

- 一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適確な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の試験事務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。
- 三 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人であること。
- 四 試験事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて試験事務が不公正になるおそれがないものであること。

金属鉱業等鉱害対策特別措置法（昭和四十八年法律第二十六号）（抄）

（指定の基準）

第十八条 経済産業大臣は、第十六条の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

- 一 鉱害防止業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。
- 二 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人であつて、その役員又は職員の構成が鉱害防止業務の公正な

遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。

- 三 鉅害防止業務以外の業務を行つておるときは、その業務を行うことによつて鉅害防止業務が不公正になるおそれがないものであること。
- 四 その指定をすることによつて鉅害防止業務の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）（抄）

（指定の基準）

第二十三条 経済産業大臣は、他に第十条第二項の指定を受けた者がなく、かつ、同項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

- 一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適確な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の試験事務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。
- 三 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人であること。
- 四 試験事務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて試験事務が不公正になるおそれがないものであること。

小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）（抄）

第十九条の五 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力等）及び第五十条（法人の住所）の規定は、日本小型自動車振興会に準用する。

第二十条の十五 残余財産は、小型自動車競走会又はその目的と類似の公益目的を有する法人若しくは小型自動車に関する事業の振興を目的とする公益法人に帰属させなければならない。

第二十条の十七 第十九条の三、第十九条の五、第十九条の七、第十九条の八、第十九条の九第一号から第三号まで及び第五号、第十九条の十から第十九条の十四まで、第十九条の十九、第十九条の二十第一項、第十九条の二十一、第十九条の二十二、第十九条の二十三第一項並びに第十九条の二十四並びに民法第七十三条（清算法人）及び第七十八条から第八十一条まで（清算人の職務権限等）の規定は、小型自動車競走会に準用する。

商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）（抄）

（創立総会）

第十三条 発起人は、定款作成後、会員にならうとする者を募り、前条第一項第三号に定める出資の払込みの期限となつていない日以後十日を経過した日から五日以内に、創立総会を開かなければならない。

- 2 発起人は、創立総会までに出資の全額の払込みを終了しなければならない。
 - 3 定款の承認その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の決議によらなければならない。
 - 4 創立総会においては、定款を修正することができる。ただし、会員たる資格に関する事項については、この限りでない。
 - 5 創立総会における議事は、会員にならうとする者（その出資の全額の払込みが終了した者に限る。）の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。
 - 6 創立総会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第八項において準用する第五十九条第八項本文及び第十項の規定は、適用しない。
 - 7 創立総会の議事については、主務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
 - 8 第三十三条並びに第五十九条第八項本文及び第十項の規定は創立総会について、会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条、第八百四十六条並びに第九百三十七条第一項（第一号トに係る部分に限る。）の規定（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）は創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同項中「会社の本店（第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店）」とあるのは、「会員商品取引所の主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。
- （設立の登記）
- 第二十条 会員商品取引所の設立の登記は、第九条の許可があつた日から二週間以内に、主たる事務所の所在地においてしなければならない。
- 2 前項の登記には、次に掲げる事項を登記しなければならない。
 - 一 目的
 - 二 名称
 - 三 事務所の所在場所
 - 四 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
 - 五 出資の総額
 - 六 出資一口の金額及びその払込みの方法
 - 七 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
 - 八 公告方法
 - 九 第十一条第六項の定款の定めが電子公告を公告方法とする旨のものであるときは、次に掲げる事項
 - イ 電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて法務省令で定めるもの
 - ロ 第十一条第七項後段の規定による定款の定めがあるときは、その定め

3 会員商品取引所は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事務所の所在地において、前項各号に掲げる事項を登記しなければならない。
(従たる事務所の設立の登記)

第二十一条 会員商品取引所の成立後従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記し、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記し、他の従たる事務所の所在地においては同期間内にその従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

2 主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内において新たに従たる事務所を設けたときは、その従たる事務所を設けたことを登記することをもつて足りる。

(事務所の移転の登記)

第二十二条 会員商品取引所が主たる事務所を移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第二十条第二項各号に掲げる事項を登記し、従たる事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内に同項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

2 同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所又は従たる事務所を移転したときは、その移転の登記をすることをもつて足りる。

(変更の登記)

第二十三条 第二十条第二項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、変更の登記をしなければならない。

2 第二十条第二項第五号に掲げる事項の変更の登記は、前項の規定にかかわらず、毎事業年度末の現在により事業年度終了後、主たる事務所の所在地においては四週間以内に、従たる事務所の所在地においては五週間以内に、これを行うことができる。

(職務執行停止の仮処分等の登記)

第二十四条 理事長若しくは会員商品取引所を代表すべき理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(登記の管轄)

第二十五条 会員商品取引所の登記に関する事務は、その事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所が管轄登記所としてつかさどる。

2 各登記所に、会員商品取引所登記簿を備える。

(設立の登記の申請)

第二十六条 会員商品取引所の設立の登記の申請書には、定款並びに出資の払込みがあつたこと及び代表権を有する者の資格を証する書面を添付しなければならない。

(変更の登記の申請)

第二十七条 会員商品取引所の従たる事務所の新設、主たる事務所又は従たる事務所の移転その他第二十条第二項各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、従たる事務所の新設又は登記事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

(設立の無効の登記の手續)

第二十八条 会社法第九百三十七条第一項(第一号イに係る部分に限る。)の規定は、会員商品取引所の設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について準用する。この場合において、同項中「会社の本店(第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店)」とあるのは、「会員商品取引所の主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

(商業登記法の準用)

第二十九条 商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第二条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第二十三条の二まで、第二十四条(第十五号及び第十六号を除く。)、第二十五条から第二十七条まで、第四十七条第一項、第四十八条から第五十三条まで及び第九百三十二条から第九百四十八条までの規定は、会員商品取引所の登記について準用する。この場合において、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは、「商品取引所法第二十条第二項各号」と、同法第五十三条中「新所在地における登記においては」とあるのは「新所在地において商品取引所法第二十条第二項各号に掲げる事項を登記する場合には」と読み替えるものとする。

(会社法等の準用)

第五十八条 会社法第四百二十四条及び第四百三十条の規定は理事長、理事及び監事について、同法第七編第二章第二節(第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除く。)の規定は理事長、理事及び監事の責任を追及する訴えについて、民法(明治二十九年法律第八十九号)第五十五条並びに会社法第三百四十九条第四項及び第五項、第三百五十条、第三百五十四条並びに第三百六十一条の規定は理事長及び理事について、第五十三条の規定は監事について、それぞれ準用する。この場合において、同法第四百二十四条中「前条第一項」とあるのは、「商品取引所法第五十三条第一項」と、同法第四百三十条中「役員等が」とあるのは「理事長又は理事が」と、「他の役員等も」とあるのは「監事も」と、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(会社法の準用)

第六十三条 会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条、第八百四十六条並びに第九百三十七条第一項(第一号トに係る部分に限る。)の規定は、会員総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて準用する。この場合において、同項中「会社の本店(第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店)」とあるのは、「会員商品取引所の主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

(解散の登記)

第七十二条 会員商品取引所が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除くほか、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、解散の登記をしなければならない。

(清算結了の登記)

第七十三条 会員商品取引所の清算が結了したときは、第七十七条第一項において準用する会社法第五百七条第三項の承認の日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算結了の登記をしなければならない。

(会社法等の準用等)

第七十七条 会社法第四百七十五条(第一号及び第三号を除く。)、第四百七十六条、第四百七十八条第二項及び第四項、第四百七十九条第一項及び第四項、第四百八十一条、第四百八十二条第二項、第四百八十三条第四項から第六項まで、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百九十二条第一項から第三項まで、第四百九十九条から第五百三条まで、第五百七条、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条(第二号に係る部分に限る。)、第八百七十一条、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十四条(第一号及び第四号に係る部分に限る。)、第八百七十五条並びに第八百七十六条並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項及び第四十条の規定は、会員商品取引所の清算について準用する。この場合において、会社法第四百九十二条第一項及び第五百七条第一項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第四百九十九条第一項中「官報に公告し」とあるのは「公告し」と読み替えるものとする。

2 第四十八条第二項及び第三項、第五十条の二、第五十三条、第五十五条から第五十七条まで、第五十九条、第六十二条の三並びに第六十六条から第六十八条の三まで並びに会社法第三百六十一条、第四百二十四条、第四百三十条、第五百九十九条及び第六百条の規定は会員商品取引所の清算人について、同法第七編第二章第二節(第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除く。)の規定は会員商品取引所の清算人の責任を追及する訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、第六十六条第一項中「財産目録、貸借対照表、損益計算書、業務報告書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「財産目録、貸借対照表及び事務報告書」と、同法第四百二十四条中「前条第一項」とあるのは「商品取引所法第五十三条第一項」と、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 会員商品取引所の清算を監督する裁判所は、主務大臣に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

4 主務大臣は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

5 商業登記法第七十一条第一項の規定は、会員商品取引所の解散の登記について準用する。

(主務大臣の嘱託登記)

第九十条 主務大臣は、前条第一項の規定により、仮取締役、仮代表取締役、仮執行役、仮代表執行役又は仮監査役を選任したときは、当該株式会社商品取引所の本店及び支店の所在地の登記所にその旨の登記を嘱託しなければならない。

2 前項の規定により主務大臣が登記を嘱託するときは、嘱託書に、当該登記の原因となる事由に係る処分を行ったことを証する書面を添付しな

ければならない。

(引受けの無効又は取消しの制限)

第三百三十一条の五 民法第九十三条ただし書及び第九十四条第一項の規定は、組織変更時発行株式の引受けの申込み及び割当てに係る意思表示については、適用しない。

2 組織変更時発行株式の引受人は、組織変更の効力が生じた日から一年を経過した後又はその株式について権利を行使した後は、錯誤を理由として組織変更時発行株式の引受けの無効を主張し、又は詐欺若しくは強迫を理由として組織変更時発行株式の引受けの取消しをすることができない。

(登記)

第三百三十四条 会員商品取引所の組織変更の登記については、組織変更の効力が生じた日から、主たる事務所及び本店の所在地においては二週間以内に、従たる事務所及び支店の所在地においては三週間以内に、組織変更をする会員商品取引所については解散の登記を、組織変更後株式会社商品取引所の本店については設立の登記を、組織変更後株式会社商品取引所の支店については会社法第九百三十条第二項各号に掲げる事項の登記をしなければならない。

2 前項の設立の登記の申請書には、商業登記法第十八条、第十九条及び第四十六条に定める書面のほか、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 組織変更計画書

二 定款

三 組織変更をする会員商品取引所の組織変更会員総会の議事録

四 組織変更後株式会社商品取引所の取締役(組織変更後株式会社商品取引所が監査役設置会社(監査役の監査を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。)である場合にあつては、取締役及び監査役)が就任を承諾したことを証する書面

五 組織変更時における組織変更前の会員商品取引所に現に存する純資産額を証する書面

六 組織変更後株式会社商品取引所の会計参与又は会計監査人を定めたときは、商業登記法第五十四条第二項各号に掲げる書面

七 株主名簿管理人を置いたときは、その者との契約を証する書面

八 第二百二十四条第二項の規定による公告及び催告(同条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該組織変更をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

九 第二百二十九条の規定により組織変更の際して株式を発行したときは、次に掲げる書面

イ 株式の引受けの申込みを証する書面

口 金銭を出資の目的とするときは、第三百三十一条の三第一項の規定による払込みがあつたことを証する書面
ハ 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、次に掲げる書面

(1) 検査役が選任されたときは、検査役の調査報告を記載した書面及びその附属書類
(2) 第三百三十一条の六において準用する会社法第二百七条第九項第三号に掲げる場合には、有価証券の市場価格を証する書面
(3) 第三百三十一条の六において準用する会社法第二百七条第九項第四号に掲げる場合には、同号に規定する証明を記載した書面及びその附属書類

(4) 第三百三十一条の六において準用する会社法第二百七条第九項第五号に掲げる場合には、同号の金銭債権について記載された会計帳簿
二 検査役の報告に関する裁判があつたときは、その謄本

3 商業登記法第七十六条及び第七十八条の規定は、第一項の会員商品取引所の組織変更の登記について準用する。

(吸収合併の登記)

第四百七十七条 会員商品取引所が吸収合併をした場合において、吸収合併存続商品取引所が会員商品取引所であるときは、その効力が生じた日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、吸収合併消滅商品取引所については解散の登記をし、吸収合併存続商品取引所については変更の登記をしなければならない。

2 会員商品取引所が吸収合併をした場合において、吸収合併存続商品取引所が株式会社商品取引所であるときは、その効力が生じた日から、主たる事務所及び本店の所在地においては二週間以内に、従たる事務所及び支店の所在地においては三週間以内に、吸収合併消滅商品取引所については解散の登記をし、吸収合併存続商品取引所については変更の登記をしなければならない。ただし、支店の所在地における変更の登記は、吸収合併存続商品取引所について、会社法第九百三十条第二項各号に掲げる事項に変更が生じた場合に限り、するものとする。

(新設合併の登記)

第四百七十七条の二 会員商品取引所が新設合併をする場合において、新設合併設立商品取引所が会員商品取引所であるときは、次の各号に掲げる日のいずれか遅い日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、新設合併消滅商品取引所については解散の登記をし、新設合併設立商品取引所については設立の登記をしなければならない。この場合における第二十条第二項の適用については、同項中「前項」とあるのは、「新設合併設立商品取引所についての設立」とする。

一 第四百四十四条の三第四項の会員総会の決議の日

二 第四百四十四条の三第五項において準用する第二百二十四条の規定による手続が終了した日

三 新設合併消滅商品取引所が合意により定めた日

四 第四百四十五条第一項の認可を受けた日

2 会員商品取引所が新設合併をする場合において、新設合併設立商品取引所が株式会社商品取引所であるときは、次の各号に掲げる日のいずれか遅い日から、主たる事務所及び本店の所在地においては二週間以内に、従たる事務所及び支店の所在地においては三週間以内に、新設合併消

滅商品取引所については解散の登記をし、新設合併設立商品取引所については設立の登記をしなければならない。

- 一 第四百四十四条の十三第一項の株主総会の決議の日
- 二 新設合併をするために種類株主総会の決議を要するときは、当該決議の日
- 三 第四百四十四条の十四第一項の規定による通知又は同条第二項の公告をした日から二十日を経過した日
- 四 第四百四十四条の十七において準用する第四百四十四条の十の手続が終了した日
- 五 前項各号に掲げる日

(合併の無効の訴え)

第五百五十三条 会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條から第八百三十九條まで、第八百四十三條（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）、第八百四十六條並びに第九百三十七條第三項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）及び第四項の規定は第三百三十九條第一項の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八條第五項、第八百七十條（第十五号に係る部分に限る。）、第八百七十一條本文、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三條本文、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定はこの条において準用する同法第八百四十三條第四項の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第九百三十七條第三項中「各会社の本店」とあるのは、「各株式会社商品取引所の本店並びに各会員商品取引所の主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

(民法の準用)

第二百七十二條 民法第四十四條及び第五十條の規定は、委託者保護会員制法人について準用する。

(設立要件)

第二百七十三條 委託者保護会員制法人を設立するには、その会員になろうとする二十以上の商品取引員が発起人とならなければならない。

2 発起人は、定款を作成した後、会員になろうとする者を募り、これを会議の日時及び場所とともにその会議開催日の二週間前までに公告して、創立総会を開かなければならない。

3 定款の承認その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の決議によらなければならない。

4 創立総会では、定款を修正することができる。

5 第三項の規定による創立総会の議事は、その開会までに発起人に対して会員となる旨を申し出た商品取引員及び発起人の半数以上が出席し、その出席者の議決権の三分の二以上で決する。

6 委託者保護会員制法人の成立の日を含む事業年度の業務の運営に必要な事項（予算及び資金計画を含む。）の決定は、第二百八十五條第一項の規定にかかわらず、創立総会の決議によることができる。

7 第二百八十六條本文の規定は、前項の規定による創立総会の議事について準用する。この場合において、同条本文中「総会員」とあるのは、

「その開会までに発起人に対して会員となる旨を申し出た商品取引員及び発起人」と読み替えるものとする。
8 民法第六十五条及び第六十六条の規定は、創立総会の決議について準用する。

(総会)

第二百八十四条 理事長は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

2 理事長は、必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。

(総会の決議事項)

第二百八十五条 この法律に特別の定めがあるもののほか、次に掲げる事項は、総会（前条第一項の通常総会及び同条第二項の臨時総会をいう。以下この章において同じ。）の決議を経なければならない。

一 定款の変更

二 予算及び資金計画の決定又は変更

三 決算

四 解散

五 前各号に掲げるもののほか、定款で定める事項

2 総会は、監事に対し委託者保護会員制法人の業務に関する監査を求め、その結果の報告を請求することができる。

(総会の議事)

第二百八十六条 総会の議事は、総会員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、前条第一項第一号及び第四号の議事は、出席した会員の議決権の三分の二以上の多数で決する。

(民法の準用)

第二百八十七条 民法第六十一条第二項、第六十二条及び第六十四条から第六十六条までの規定は、委託者保護会員制法人の総会について準用する。

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）（抄）

(指定の基準)

第五十八条の五 経済産業大臣は、第三十一条の二第一項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適確な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

三 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人であること。

四 試験事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて試験事務が不公正になるおそれがないものであること。
（民法の準用）

第五十九条の八 民法第四十四条（法人の不法行為能力等）及び第五十条（法人の住所）の規定は、協会に準用する。

輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）（抄）
（準用）

第十九条 中小企業等協同組合法第四条第二項（住所）、第九条の二第三項（事業協同組合及び事業協同小組合）、第十条の二から第十四条まで、第十九条（第一項第四号を除く。）（組合員）、第二十七条、第二十八条、第三十条、第三十二条（設立）、第三十四条（規約）、第三十四条の二（定款の備置き及び閲覧等）、第三十五条から第三十六条の三まで、第三十六条の五から第三十六条の八まで、第三十七条第一項、第三十八条から第四十条まで、第四十一条から第四十五条まで（役員等）、第四十六条から第五十二条まで、第五十三条（第五号を除く。）、第五十三條の二から第五十五条まで（總會及び總代会）、第五十七条の五（余裕金運用の制限）、第五十七条の六（会計の原則）、第六十二条第一項及び第二項、第六十三条から第六十三條の三まで、第六十三条の四第三項、第六十三条の五第三項本文、第六十三条の六第三項、第六十四条第一項から第五項まで、第六十五条から第六十七條まで、第六十八條第一項、第六十九條（解散及び清算並びに合併）、第八十三條から第一百三條まで（第八十四條第二項第三号及び第五号、第三項並びに第四項、第八十五條第二項、第八十六條第二号、第八十七條第二号、第九十二條第二号、第九十六條第二項、第九十八條第二項第二号並びに第九十九條第二項を除く。）（登記）並びに第四百四條、第四百五條、第四百五條の三第二項、第四百五條の四第一項、第六項及び第七項並びに第六六條第一項（雜則）の規定は、輸出組合について準用する。この場合において、同法第二十八條中「前條第一項」とあるのは「輸出入取引法第十四條第一項」と、同法第三十五條第二項中「二人（火災共済協同組合、信用協同組合及び第九條の九第一項第一号又は第三号の事業を行う協同組合連合会にあつては、三人）」とあるのは「三人」と、同法第三十五條の二、第四十八條、第五十一條第二項、第五十七條の五、第六十二條第二項、第六十五條第一項、第六十六條第一項、第六十九條第二項及び第三項、第九十六條第五項、第四百四條、第四百五條、第四百五條の三第二項、第四百五條の四第一項並びに第六六條第一項中「行政庁」とあるのは「經濟産業大臣」と、同法第五十一條第一項中「二 規約及び共済規程又は火災共済規程の設定、変更又は廃止」とあるのは「二 規約の設定、変更又は廃止」と、同法第五十一條第二項中「二 規約及び共済規程又は火災共済規程の設定又は廃止」と、同法第五十三條第四号中「事業の全部の譲渡」とあるのは「輸出入取引法第十一條第二項の組合員の遵守すべき事項の設定又は廃止」と、同法第五十五條第一項中「二百人」とあるのは「百人」と、同法第三項中「十分の一」とあるのは「五分の一」と、「千人」とあるのは「五百人」と、同法第七項中「第二号若しくは第四号」とあるのは「第二号」と、同法第六十二條第一項第五号中「第六六條第二項」とあるのは「輸出入取引法第十八條」と、同法第八十四條第一項中「第二十九條の規定による出資の払込み」とあるのは非出資輸出組合にあつては「輸出入取引法第十四條第一項の認可」と、同法第九十七條第二項中「事業協同組合登記簿、事業協同小組合登記簿、火災共済協同組合登記簿、信用協同組合登記簿、中小企業等協同組合連合会登記簿、企業組合

登記簿及び中小企業団体中央会登記簿」とあるのは「輸出組合登記簿」と、同法第九十八条第二項第一号中「書面並びに出資の総口数及び第十九条の規定による出資の払込みのあつたことを証する書面」とあるのは非出資輸出組合にあつては「書面」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 中小企業等協同組合法第九条の第二十項（事業協同組合及び事業協同小組合）、第十条第一項、第二項、第三項（ただし書を除く。）及び第四項から第六項まで（出資）、第十五条から第十八条まで（加入及び脱退等）、第二十条から第二十三条まで（持分等）、第二十九条第一項から第三項まで（出資の第一回の払込み）、第五十六条から第五十七条まで（出資一口の金額の減少）、第五十八条第一項から第三項まで（準備金）、第五十九条第一項及び第二項、第六十条、第六十一条、第六十三条の四（第三項を除く。）、第六十三条の五（第三項本文を除く。）、第六十三条の六（第三項を除く。）、第六十四条第六項から第八項まで（合併の手続）並びに第八十四条第二項第五号、第八十五条第二項、第九十六条第二項及び第九十九条第二項（登記）の規定は、出資輸出組合について準用する。この場合において、同法第十条第三項中「出資総口数の百分の三十五（信用協同組合にあつては、百分の十）」とあるのは「出資総口数の百分の十」と、同法第四項中「二人」とあるのは「九人」と、同法第十八条第一項中「脱退することができ」とあるのは「脱退することができ」と、同法第十七条第一項の規定により出資輸出組合が非出資輸出組合に移行する場合には、移行の時に脱退することができ」とあるのは「脱退することができ」と、同法第二十条第二項中「定める」とあるのは「定める。ただし、輸出入取引法第十七条第一項の規定により出資輸出組合が非出資輸出組合に移行する場合においては、移行の時間における組合財産によつて定める」と読み替えるものとする。

第五十条 次に掲げる場合には、輸出組合又は輸入組合の発起人、役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定による登記をすることを怠つたとき。

二 第十五条第六項（第十九条の六において準用する場合を含む。）において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して、同条の調査を求めなかつたとき。

三 第十九条第一項（第十九条の六において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）において準用する中小企業等協同組合法第九条の第二第三項の規定に違反したとき。

四 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第十条の二、第三十四条の二又は第四十条（同条（第一項、第十一項及び第十三項を除く。）の規定を第十九条第一項において準用する同法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を備え置かず、書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は正当な理由がないのに書類若しくは電磁的記録に記載された事項を経済産業省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写若しくは書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記載された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

五 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第十四条の規定に違反したとき。

六 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第十九条第二項、第四十二条第五項若しくは第六項又は第四十五条第五項若しくは

第六項の規定に違反したとき。

七 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第二十七条第七項、第三十六条の七第一項（第十九条第一項において準用する同法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第五十三条の四第一項の規定又は第十九条第一項において準用する同法第六十九条第一項において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定に違反して、議事録若しくは財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

八 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十五条第五項の規定に違反して、同項に規定する者に該当する者を監事に選任しなかつたとき。

九 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十五条第六項の規定に違反したとき。

十 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十五条の二又は第六十二条第二項の規定に違反したとき。

十一 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十六条の三第三項において準用する会社法第三百四十三条第二項の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を総会の目的とせず、又はその請求に係る議案を総会に提出しなかつたとき。

十二 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十六条の三第三項において準用する会社法第三百八十一条第二項若しくは第三百八十四条の規定、第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十六条の三第五項において準用する会社法第三百八十九条第五項の規定又は第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第三百八十一条第二項、第三百八十四条若しくは第四百九十二条第一項の規定による調査を妨げたとき。

十三 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十六条の三第五項において準用する会社法第三百八十九条第四項の規定又は第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十六条の七第五項（第十九条第一項において準用する同法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）、第四十一条第三項若しくは第五十三条の四第四項の規定に違反して、正当な理由がないのに書面又は電磁的記録に記載された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写を拒んだとき。

十四 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十七条第一項（第十九条第一項において準用する同法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十五 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十八条第一項（第十九条第一項において準用する同法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）又は第三十八条の二第六項の規定による開示をすることを怠つたとき。

十六 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十八条第三項（第十九条第一項において準用する同法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、理事会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

十七 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第四十六条の規定に違反したとき。

十八 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第五十七条の五の規定に違反したとき。

十九 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第四百八十四条第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てを怠つたとき。

二十 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第四百九十九条第一項の規定による公告をすることを怠つたとき、又は不正の公告をしたとき。

二十一 清算の結了を遅延させる目的で、第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第四百九十九条第一項の期間を不当に定めたとき。

二十二 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第五百条第一項の規定に違反して、債務の弁済をしたとき。

二十三 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第五百二条の規定に違反して、輸出組合又は輸入組合の財産を分配したとき。

2 会社法第九百七十六条に規定する者が、第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十六条の三第三項において準用する会社法第三百八十一条第三項又は第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十六条の三第五項において準用する会社法第三百八十九条第五項の規定による調査を妨げたときも、前項と同様とする。

中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第三百三十八号）（抄）

（民法の準用）

第八条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力等）及び第五十条（法人の住所）の規定は、公庫に準用する。

（債券の発行）

第二十五条の二 公庫は、主務大臣の認可を受けて、第十九条第一項に規定する業務を行うために必要な資金の財源に充てるため、中小企業債券（以下この条及び次条において「債券」という。）を発行することができる。

2 前項に定めるもののほか、公庫は、債券を失つた者に対し交付するため必要があるときは、政令で定めるところにより、債券を発行することができる。

3 前二項の規定による債券の債権者は、公庫の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

4 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

5 公庫は、債券の発行に関する事務の全部又は一部を本邦又は外国の銀行、信託会社又は証券業者に委託することができる。

6 会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五十五条第一項及び第二項並びに第七百九条（社債管理者の権限等及び二以上の社債管理者がある場合の特則）の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行、信託会社又は証券業者について準用する。

7 前各項に定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

商工会議所法（昭和二十八年百四十三号）（抄）

（清算人）

第六十一条 清算人は、第六十条第一項第一号の規定による解散の場合には議員総会において選任し、同項第四号の規定による解散の場合には経済産業大臣が選任する。

第六十二条 清算人は、財産処分の方法を定め、議員総会の決議を得て、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

2 議員総会が前項の決議をしないとき又はすることができないときは、清算人は、経済産業大臣の認可を受けて、財産処分の方法を定めなければならない。

3 残余財産は、商工会議所又はその目的と類似の公益目的を有する法人その他の団体に帰属させなければならない。

4 第二十八条の規定は、第一項及び第二項の認可について準用する。

（民法等の準用）

第六十三条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第七十条（法人についての破産手続の開始）、第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十七条から第八十一条まで、第八十二条（解散に係るものを除く。）及び第八十三条（清算）並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条までの規定は、商工会議所の解散及び清算について準用する。

（解散及び清算）

第七十八条 日本商工会議所は、次に掲げる事由によつて解散する。

一 会員総会の決議

二 破産手続開始の決定

三 設立認可の取消し

2 第六十条第二項から第四項まで、第六十一条、第六十二条、民法第七十条（法人についての破産手続の開始）、第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十八条から第八十一条まで、第八十二条（解散に係るものを除く。）及び第八十三条（清算）並びに非訟事件手続法第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条までの規定は、日本商工会議所の解散及び清算について準用する。この場合において、第六十一条及び第六十二条中「議員総会」とあるのは「会員総会」と読み替えるものとする。

第九十一条 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その商工会議所等の発起人、役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十六条第一項、第三十八条（第八十条において準用する場合を含む。）又は第三十九条（第八十条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二 第四十六条第二項（第七十三条第五項において準用する場合を含む。）又は第六十条第二項（第七十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をして提出したとき。

- 三 第五十七条（第八十条において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 四 第六十条の三又は第六十条の四第二項の規定に違反して商工会議所の合併をしたとき。
- 五 第六十三条又は第七十八条第二項において準用する民法第七十条第二項又は同法第八十一条第一項の規定による破産手続開始の申立てをしなかつたとき。
- 六 第六十条の三第二項の規定又は第六十三条若しくは第七十八条第二項において準用する民法第七十九条若しくは同法第八十一条第一項の規定による公告をせず、又は不正の公告をしたとき。
- 七 この法律に定める登記又はこの法律において準用する会社法の規定に定める登記をしなかつたとき。
- 八 定款、事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録又は議事録に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

信用保証協会法（昭和二十八年法律第百三十八号）（抄）

目次

- 第一章 総則（第一条 第五条）
 - 第二章 設立（第六条 第十条）
 - 第三章 管理（第十一条 第十九条）
 - 第四章 業務（第二十条 第二十二條）
 - 第五章 解散及び清算（第二十三条 第三十二條）
 - 第六章 監督（第三十三条 第三六條）
 - 第七章 雑則（第三七條 第三九條の五）
 - 第八章 罰則（第四十條 第四二條）
- 附則
- （民法の準用）
- 第五條 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四條（法人の不法行為能力等）及び第五十條（法人の住所）の規定は、協会について準用する。
- （民法の準用）
- 第十條 民法第四十一條（贈与又は遺贈に関する規定の準用）及び第四十二條（寄附財産の帰属時期）の規定は、協会について準用する。この場合において、民法第四十二條第一項中「法人の設立の許可があつた時」とあるのは、「信用保証協会の成立の時」と読み替えるものとする。
- （役員）
- 第十一條 協会に、役員として理事及び監事を置く。

(理事の協会との取引及び訴訟)

第十三条 理事は、監事の承認を受けた場合に限り、自己又は第三者のために協会と取引をすることができる。この場合においては、民法第百八条(自己契約及び双方代理)の規定は適用しない。

2 協会と理事との間の訴訟については、監事が協会を代表する。

(民法の準用)

第十九条 民法第五十二条第二項(理事の業務執行)、第五十三条から第五十六条まで(理事の代表権及び仮理事)及び第五十九条第一号から第三号まで(監事の職務)の規定は、協会の役員について準用する。この場合において、民法第五十六条中「裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により」とあるのは、「主務大臣は、利害関係人の請求により又は職権で」と読み替えるものとする。

(清算事務)

第二十九条 清算人は、就職の後遅滞なく、協会の財産の状況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作成し、並びに財産処分の方法を定めなければならない。

第三十条 清算人は、協会の債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを、協会の資金その他の財産の出えん者に対し、出えんの額に応じて分配しなければならない。

2 前項の規定により各出えん者に分配することができる額は、その出えんの額を限度とする。

3 前二項の規定による分配の結果なお残余財産があるときは、その処分につき定款に特別の定めない限り、その財産は、国庫に帰属する。

第三十一条 清算事務が終了したときは、清算人は、遅滞なく、決算報告書を作成しなければならない。

(民法及び非訟事件手続法の準用)

第三十二条 民法第七十三条(清算法人)、第七十五条(裁判所による清算人の選任)、第七十六条(清算人の解任)、第七十七条第二項(届出に関する部分に限る。)及び第七十八条から第八十三条まで(清算人の職務権限等)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項(法人の解散及び清算の監督の管轄)及び第三十六条から第四十条まで(法人の清算人に関する事件、清算人の選任の裁判、清算人の報酬、清算人の解任の裁判、検査人の選任の裁判等)の規定は、協会の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「信用保証協会法第二十八条」と読み替えるものとする。

2 協会の解散及び清算を監督する裁判所は、協会の業務を監督する官庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

3 前項に規定する官庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第四十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、協会の役員、代理人又は清算人を二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により主務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

二 第四条第一項の規定に基づく政令の規定による登記をすることを怠つたとき。

三 第十二条の規定に違反したとき。

- 四 第十五条又は第十七条の規定に違反して定款その他の書類を備えて置かず、これらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのにこれらの書類の閲覧を拒んだとき。
- 五 第二十条第一項に規定する業務以外の業務を行ったとき。
- 六 第二十二條の規定に違反したとき。
- 七 第二十五條の規定に違反して合併したとき。
- 八 第二十五條第二項の規定による公告をする場合において虚偽の公告をしたとき。
- 九 第二十九條に規定する書類に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。
- 十 第三十条第一項又は第二項の規定に違反したとき。
- 十一 第三十一条に規定する書類に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。
- 十二 第三十二条第一項において準用する民法第七十九条第一項の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。
- 十三 第三十二条第一項において準用する民法第七十九条第一項に規定する期間内に債権者に弁済したとき。
- 十四 第三十二条第一項において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）（抄）

（準用）

- 第五條の二十三 協業組合の組合員については、協同組合法第十九條（第一項第一号及び第四号並びに第二項第一号を除く。）（法定脱退）及び第二十条から第二十二條まで（持分の払戻し）の規定を準用する。この場合において、協同組合法第十九條第二項第二号中「出資の払込み、経費の支払その他組合に対する義務を怠つた組合員又は第九條の十一第六項の規定に違反した特定組合員」とあるのは「出資の払込みその他組合に対する義務を怠つた組合員又は中小企業団体の組織に関する法律第五條の八第一項の規定に違反した組合員（法人たる組合員であつて、その役員が同條第二項において準用する同條第一項の規定に違反したものを含む。）」と、協同組合法第二十条中「脱退した」とあるのは「脱退又は出資口数の減少をした」と、協同組合法第二十一条中「脱退の時」とあるのは「脱退又は出資口数の減少をした時」と読み替えるものとする。
- 2 協業組合の設立については、協同組合法第二十七條第六項から第八項まで（創立總會）、第二十八條（理事への事務引継）、第二十九條第一項から第三項まで（出資の第一回の払込み）、第三十条及び第三十二條（成立の時期等）の規定を準用する。この場合において、協同組合法第二十八條中「前條第一項」とあるのは、「中小企業団体の組織に関する法律第五條の十七第一項」と読み替えるものとする。
 - 3 協業組合の管理については、協同組合法第十條の二（組合員名簿）、第三十三條第四項から第八項まで（定款）、第三十四條（規約）、第三十四條の二（定款の備置き及び閲覧等）、第三十五條第一項から第六項まで、第三十五條の二から第三十六條の三まで、第三十六條の五から第三十六條の八まで、第三十七條第一項、第三十八條から第三十九條まで（役員、理事会等）、第四十条及び第四十一条（決算関係書類等の作成等）、第四十三條から第五十条まで、第五十一条（第一項第四号を除く。）、第五十二条（第三項を除く。）、第五十三條の二から第五十四條

まで（役員、総会等）、第五十六条から第五十七条まで（出資一口の金額の減少）、第五十七条の五（余裕金運用の制限）、第五十七条の六（会計の原則）、第五十八条第一項から第三項まで（準備金及び繰越金）、第六十条（剰余金の配当）並びに第六十一条（組合の持分取得の禁止）並びに会社法第三百四十二条（第六項を除く。）（累積投票による取締役の選任）の規定を、協業組合の理事については、第五条の八第一項の規定を準用する。この場合において、協同組合法第三十四条第一号中「総会又は総代会」とあるのは「総会」と、協同組合法第三十五条第二項中「二人（火災共済協同組合、信用協同組合及び第九条の九第一項第一号又は第三号の事業を行う協同組合連合会にあつては、三人）」とあるのは「三人」と、同条第四項本文中「理事」とあるのは「定款に別段の定めのあるときのほか、理事」と、同項ただし書中「設立当時」とあるのは「定款に別段の定めのあるときのほか、設立当時」と、協同組合法第三十五条の二、第四十八条、第五十一条第二項及び第五十七条の五中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、協同組合法第四十一条第三項、第四十五条第一項、第四十七条第二項及び第四十八条中「総組合員」とあるのは「議決権の総数」と、「以上」とあるのは「以上に当たる議決権を有する組合員」と、協同組合法第五十一条第一項第一号中「定款の変更」とあるのは「定款の変更、事業の全部の譲渡し及び組合員の加入の承諾」と、同条第三項中「第二十七条の二第四項から第六項まで」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第五条の十七第二項」と、協同組合法第五十二条第一項中「出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる」とあるのは「議決権の総数の過半数に当たる議決権を有する組合員が出席し、その議決権の過半数で決する」と、会社法第三百四十二条第五項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとする。

4 協業組合の解散及び清算並びに合併については、協同組合法第六十二条第一項及び第二項、第六十三条から第六十七条まで、第六十八条第一項並びに第六十九条（解散及び清算並びに合併）の規定を準用する。この場合において、協同組合法第六十二条第二項、第六十五条第一項、第六十六条第一項並びに第六十九条第二項及び第三項中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、協同組合法第六十四条第四項中「第五十三条」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第五条の十九第一項」と、同条第五項中「第三十五条第四項本文及び第五項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第五条の二十三第三項の規定により読み替えて準用する第三十五条第四項本文及び第五項」と、協同組合法第六十六条第二項中「第二十七条の二第四項から第六項まで」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第五条の十七第二項」と、協同組合法第六十九条第一項中「第三十六条の五から第三十八条の四まで」とあるのは「第三十六条の五から第三十八条の四まで（第三十七条第二項を除く。）」と、「総組合員の五分の一以上」とあるのは「議決権の総数の五分の一以上に当たる議決権を有する組合員」と読み替えるものとする。

5 協業組合の登記については、協同組合法第八十三条から第三百三条まで（第八十四条第二項第三号、第三項及び第四項、第八十六条第二号、第八十七条第二号、第九十二条第二号並びに第九十八条第二項第二号を除く。）（登記）の規定を準用する。この場合において、協同組合法第九十六条第五項中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、協同組合法第九十七条第二項中「事業協同組合登記簿、事業協同小組合登記簿、火災共済協同組合登記簿、信用協同組合登記簿、中小企業等協同組合連合会登記簿、企業組合登記簿及び中小企業団体中央会登記簿」とあるのは「協業組合登記簿」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6 協業組合の監督については、協同組合法第四百四条、第四百五条、第四百五条の二第一項及び第三項、第四百五条の三第一項及び第二項、第四百五条の四第一項、第六項及び第七項並びに第四百六条（雑則）の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「行政庁」とあるのは「主務大臣

に第六十三条の四第四項、第六十三条の五第六項及び第六十三条の六第四項（合併の手続）の規定を準用する。この場合において、協同組合法第六十二条第一項第五号中「第六六条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第六十九条第一項から第三項まで」と、同条第二項、協同組合法第六十五条第一項、第六十六条第一項並びに第六十九条第二項及び第三項中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、協同組合法第六十六条第二項中「第二十七条の二第四項から第六項まで」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十二条第二項」と、協同組合法第六十九条第一項中「総組合員の五分の一以上」とあるのは「総組合員の五分の一以上（商工組合連合会にあつては、議決権の総数の五分の一以上）に当たる議決権を有する会員」と読み替えるものとする。

第百十三条 次に掲げる場合には、協業組合、商工組合又は商工組合連合会の発起人、役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 第五条の二十三第一項若しくは第三十八条第三項において準用する協同組合法第十九条第二項の規定、第四十七条第二項において準用する協同組合法第四十二条第五項若しくは第六項の規定又は第五条の二十三第三項若しくは第四十七条第二項において準用する協同組合法第四十五条第五項若しくは第六項の規定に違反したとき。

二 第五条の二十三第二項若しくは第四十七条第一項において準用する協同組合法第二十七条第七項の規定、第五条の二十三第三項若しくは第四十七条第二項において準用する協同組合法第三十六条の七第一項（第五条の二十三第四項又は第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第五十三条の四第一項の規定又は第五条の二十三第四項若しくは第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定に違反して、議事録若しくは財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書面若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

三 第五条の二十三第三項若しくは第四十七条第二項において準用する協同組合法第十条の二、第三十四条の二若しくは第四十条（同条第一項、第十一項及び第十三項を除く。）の規定を第五条の二十三第四項又は第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定、第五条の二十三第三項、第四十六条第三項若しくは第四十七条第二項において準用する協同組合法第五十六条の規定又は第五条の二十三第四項若しくは第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十三条の四第一項若しくは第二項、第六十三条の五第一項、第二項若しくは第七項から第九項まで、第六十三条の六第一項若しくは第二項若しくは第六十四条第六項から第八項までの規定に違反して、書面若しくは電磁的記録を備え置かず、その書面若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は正当な理由がないのにその書面若しくは電磁的記録に記載された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写若しくは書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記載された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

四 第五条の二十三第三項又は第四十七条第二項において準用する協同組合法第三十三条第七項において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して、同条の調査を求めなかつたとき。

五 第五条の二十三第三項又は第四十七条第二項において準用する協同組合法第三十五条第五項の規定に違反して、同項に規定する者に該当す

る者を監事に選任しなかつたとき。

六 第五条の二十三第三項又は第四十七条第二項において準用する協同組合法第三十五条第六項の規定に違反したとき。

七 第五条の二十三第三項若しくは第四十七条第二項において準用する協同組合法第三十五条の二の規定又は第五条の二十三第四項若しくは第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十二条第二項の規定に違反したとき。

八 第五条の二十三第三項又は第四十七条第二項において準用する協同組合法第三十六条の三第三項において準用する会社法第三百四十三条第二項の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を総会の目的とせず、又はその請求に係る議案を総会に提出しなかつたとき。

九 第五条の二十三第三項若しくは第四十七条第二項において準用する協同組合法第三十六条の三第三項において準用する会社法第三百八十一条第二項若しくは第三百八十四条の規定、協同組合法第三十六条の三第五項において準用する会社法第三百八十九条第五項の規定又は第五条の二十三第四項若しくは第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第三百八十一条第二項、第三百八十四条若しくは第四百九十二条第一項の規定による調査を妨げたとき。

十 第五条の二十三第三項若しくは第四十七条第二項において準用する協同組合法第三十六条の三第五項において準用する会社法第三百八十九条第四項の規定又は第五条の二十三第三項若しくは第四十七条第二項において準用する協同組合法第三十六条の七第五項（第五条の二十三第四項又は第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）、第四十一条第三項若しくは第十三条の四第四項の規定に違反して、正当な理由がないのに書面又は電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写を拒んだとき。

十一 第五条の二十三第三項若しくは第四十七条第二項において準用する協同組合法第三十七条第一項（第五条の二十三第四項又は第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定又は第四十七条第二項において準用する協同組合法第三十七条第二項（第五条の二十三第四項又は第四十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十二 第五条の二十三第三項又は第四十七条第二項において準用する協同組合法第三十八条第一項（第五条の二十三第四項又は第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）又は第三十八条の二第六項の規定による開示をすることを怠つたとき。

十三 第五条の二十三第三項又は第四十七条第二項において準用する協同組合法第三十八条第三項（第五条の二十三第四項又は第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、理事会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

十四 第五条の二十三第三項又は第四十七条第二項において準用する協同組合法第四十六条の規定に違反したとき。

十五 第五条の二十三第三項、第四十六条第三項若しくは第四十七条第二項において準用する協同組合法第五十六条第一項の規定若しくは第五

条の二十三第三項若しくは第四十七条第二項において準用する協同組合法第五十六条の二第五項の規定に違反して出資一口の金額を減少し、又は第五条の二十三第四項若しくは第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十三条の四第四項、第六十三条の五第六項若しくは第六十三条の六第四項において準用する協同組合法第五十六条の二第五項の規定に違反して、組合の合併をしたとき。

十六 第五条の二十三第三項若しくは第四十七条第二項において準用する協同組合法第五十六条の二第二項（第五条の二十三第四項又は第四十七條第三項において準用する協同組合法第六十三条の四第四項、第六十三条の五第六項又は第六十三条の六第四項において準用する場合を含む。）の規定又は第五条の二十三第四項若しくは第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第四百九十九条第一項の規定による公告をすることを怠つたとき、又は不正の公告をしたとき。

十七 第五条の二十三第三項又は第四十七条第二項において準用する協同組合法第五十七条の五の規定に違反したとき。

十八 第五条の二十三第三項若しくは第四十七条第二項において準用する協同組合法第五十八条第一項から第三項までの規定又は第四十七条第二項において準用する協同組合法第五十九条第一項若しくは第二項の規定に違反したとき。

十九 出資組合が、第五条の二十三第三項又は第四十七条第二項において準用する協同組合法第六十一条の規定に違反して、組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

二十 第五条の二十三第四項又は第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第四百八十四条第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てを怠つたとき。

二十一 清算の結了を遅延させる目的で、第五条の二十三第四項又は第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第四百九十九条第一項の期間を不当に定めたととき。

二十二 第五条の二十三第四項又は第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第五百条第一項の規定に違反して、債務の弁済をしたとき。

二十三 第五条の二十三第四項又は第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第五百二条の規定に違反して、組合の財産を分配したとき。

二十四 第五条の二十三第六項又は第七十一条において準用する協同組合法第一百五十五条の二第一項の規定に違反して、書面を提出せず、又は虚偽の書面を提出したとき。

二十五 第五条の二十三第六項において準用する協同組合法第一百五十五条の三第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二十六 第四十条において準用する協同組合法第十四条の規定に違反したとき。

2 会社法第九百七十六条に規定する者が、第五条の二十三第三項若しくは第四十七條第二項において準用する協同組合法第三十六条の三第三項において準用する会社法第三百八十一条第三項又は第五条の二十三第三項若しくは第四十七條第二項において準用する協同組合法第三十六条の三第五項において準用する会社法第三百八十九条第五項の規定による調査を妨げたときも、前項と同様とする。

航空機工業振興法（昭和三十三年法律第五十号）（抄）

（指定）

第十三条 第五条の指定は、経済産業省令で定めるところにより、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された財団法人で開発助成金の交付の事業を行おうとするものの申請により行う。

2 経済産業大臣は、前項の申請をした者が、次のいずれかに該当するときは、その指定をしてはならない。

一 この法律又はこの法律に基づく処分違反、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

二 第二十一条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 その業務を行う役員のうち、次のいずれかに該当する者がある者

イ 第一号に該当する者

ロ 第十八条の規定による命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者

3 経済産業大臣は、第一項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 開発助成金の交付の対象となる国際共同開発の事業の選定その他開発助成金の交付の事業に係る業務（以下「助成業務」という。）の適確な実施に必要な知識及び能力を有するものであること。

二 助成業務の適確な実施に必要な経理的基礎を有するものであること。

三 その役員の構成又は助成業務以外の業務を行っている場合にはその業務の内容が助成業務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 その指定をすることによつて国際共同開発の効率的かつ円滑な促進を阻害することとならないこと。

商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）（抄）

（団体商標）

第七条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された社団法人若しくは事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合（法人格を有しないものを除く。）又はこれらに相当する外国の法人は、その構成員に使用をさせる商標について、団体商標の商標登録を受けることができる。

2 前項の場合における第三条第一項の規定の適用については、同項中「自己の」とあるのは、「自己又はその構成員の」とする。

3 第一項の規定により団体商標の商標登録を受けようとする者は、第五条第一項の商標登録出願において、商標登録出願人が第一項に規定する法人であることを証明する書面を特許庁長官に提出しなければならない。

（設定の登録前の金銭的請求権等）

第十三条の二 商標登録出願人は、商標登録出願をした後に当該出願に係る内容を記載した書面を提示して警告をしたときは、その警告後商標権の設定の登録前に当該出願に係る指定商品又は指定役務について当該出願に係る商標の使用をした者に対し、当該使用により生じた業務上の損失に相当する額の金銭の支払を請求することができる。

2 前項の規定による請求権は、商標権の設定の登録があつた後でなければ、行使することができない。

3 第一項の規定による請求権の行使は、商標権の行使を妨げない。

4 商標登録出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき、商標登録出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したとき、第四十三条の第三第二項の取消決定が確定したとき、又は第四十六条の二第一項ただし書の場合を除き商標登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、第一項の請求権は、初めから生じなかつたものとみなす。

5 第二十七条、第三十七条、第三十九条において準用する特許法第百四条の三から第百五条の二まで、第百五条の四から第百五条の六まで及び第百六条、第五十六条第一項において準用する特許法第百六十八条第三項から第六項まで並びに民法第七百九条及び第七百二十四条（不法行為）の規定は、第一項の規定による請求権を行使する場合に準用する。この場合において、当該請求権を有する者が商標権の設定の登録前に当該商標登録出願に係る商標の使用の事実及びその使用をした者を知つたときは、同条中「被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知つた時」とあるのは、「商標権の設定の登録の日」と読み替えるものとする。

商工会法（昭和三十五年法律第八十九号）（抄）

（民法の準用）

第十条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力等）及び第五十条（法人の住所）の規定は、商工会について準用する。

（民法の準用）

第四十条 民法第五十五条（理事の代理行為の委任）の規定は、会長について準用する。

（清算人）

第五十三条 清算人は、第五十二条第一項第一号の規定による解散の場合には総会において選任し、同項第四号の規定による解散の場合には経済産業大臣が選任する。

第五十四条 清算人は、財産処分の方法を定め、総会の議決を経て、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

2 総会が前項の議決をしないとき又はすることができないときは、清算人は、経済産業大臣の認可を受けて、財産処分の方法を定めなければならない。

3 残余財産は、商工会又はその目的と類似の公益目的を有する法人その他の団体に帰属させなければならない。

4 第二十四条の規定は、第一項及び第二項の認可について準用する。

(民法等の準用)

第五十五条 民法第七十条（法人についての破産手続の開始）、第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十八条から第八十一条まで、第八十二条（解散に係るものを除く。）及び第八十三条（清算）並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条までの規定は、商工会の解散及び清算について準用する。

(準用)

第五十八条 第二十九条の規定は、連合会の規約について準用する。

2 第三十一条から第三十六条までの規定は、連合会の役員について準用する。

3 第三十七条、第三十九条及び第四十条の規定は、連合会の会長について準用する。

4 第四十一条から第四十五条まで、第四十六条第一号、第二号及び第四号（全国連合会にあつては、第一号及び第二号）並びに第四十六条の二から第四十七条までの規定は、連合会の総会について準用する。この場合において、第四十四条第四項中「第二十三条第二項及び第三項並びに」とあるのは、「第五十五条の十五において準用する第二十三条第二項（第五号を除く。）及び」と読み替えるものとする。

5 第四十九条、第五十条並びに第五十一条第一項、第二項及び第五項の規定は、連合会の監督について準用する。この場合において、同条第二項中「第二十三条第二項第二号」とあるのは「第五十五条の十五において準用する第二十三条第二項第二号」と、同条第五項中「第一項又は第二項に規定する処分をする場合には関係都道府県知事、第三項の勧告又は前項に規定する処分をする場合には関係都道府県知事及び関係市町村長」とあるのは「都道府県連合会に対し第五十八条第五項において準用する第五十一条第一項又は第二項に規定する処分をする場合には関係都道府県知事及び全国連合会」と読み替えるものとする。

6 前章第七節（第五十二条第一項第二号及び第五十二条の二から第五十二条の七までを除く。）の規定は、連合会の解散及び清算について準用する。

第六十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした商工会又は連合会の発起人、役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 第九条第一項（第五十五条の七において準用する場合を含む。）の政令に違反して登記することを怠つたとき。

二 第十四条第一項、第三十七条（第五十八条第三項において準用する場合を含む。）、第三十八条、第三十九条後段（第五十八条第三項において準用する場合を含む。）、第五十五条の十一第一項又は第五十七条第一項から第三項までの規定に違反したとき。

三 第五十五条（第五十八条第六項において準用する場合を含む。）において準用する民法の規定又は第五十二条の三第二項の規定による公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

四 第四十四条第二項（第五十八条第四項において準用する場合を含む。）、の規定による申請書又は添附書類に虚偽の記載をして提出したとき。
五 第四十九条（第五十八条第五項において準用する場合を含む。）、に規定する書類を第四十九条（第五十八条第五項において準用する場合を含む。）、に規定する期間内に提出しなかつたとき。

六 第五十二条第二項（第五十八条第六項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
七 第五十二条の三又は第五十二条の四第二項の規定に違反して商工会の合併をしたとき。
八 第五十五条（第五十八条第六項において準用する場合を含む。）において準用する民法の規定による破産手続開始の申立てをしなかつたとき。

九 定款、事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録又は議事録に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

鉱工業技術研究組合法（昭和三十六年法律第八十一号）（抄）
（準用）

第十六条 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第四条第二項（住所）、第十条の二（第一項第三号を除く。）、第十一条、第十三条、第十八条、第十九条（第一項第四号及び第二項第一号を除く。）、（組合員）、第二十七条、第二十八条、第三十条、第三十二条（設立）、第三十四条の二から第三十六条の三まで、第三十六条の五から第三十六条の八まで、第三十七条第一項、第三十八条から第四十条（第一項を除く。）まで、第四十一条から第四十五条まで（役員等）、第四十六条から第五十条まで、第五十一条第一項及び第四項、第五十二条、第五十三条（第五号を除く。）、第五十三条の二から第五十四条まで（総会）、第五十七条の六（会計の原則）、第六十二条第一項及び第二項、第六十三条から第六十三条の三まで、第六十三条の四第三項、第六十三条の五第三項本文、第六十三条の六第三項、第六十四条第一項から第五項まで、第六十五条から第六十七条まで、第六十八条第一項、第六十九条（解散及び清算並びに合併）、第八十三条から第六十三条まで（第八十四条第二項第三号及び第五号、第三項並びに第四項、第八十五条第二項、第八十六条第二号、第八十七条第二号、第九十二条第二号、第九十六条第二項、第九十八条第二項第二号並びに第九十九条第二項を除く。）、（登記）並びに第一百四十四条、第一百五十五条、第一百五十五条の二第一項及び第三項、第一百五十五条の三第一項及び第二項、第一百五十五条の四第一項、第六項及び第七項並びに第一百六条（雑則）の規定は、組合について準用する。この場合において、同法第三十五条の二、第四十八条、第六十二条第二項、第六十五条第一項、第六十六条第一項、第六十九条第二項及び第三項、第九十六条第五項、第一百四十四条、第一百五十五条、第一百五十五条の二第一項及び第三項、第一百五十五条の三第一項及び第二項、第一百六条第一項から第三項までの規定中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、同法第二十八条中「前条第一項」とあるのは「鉱工業技術研究組合法第八條第一項」と、同法第三十五条第二項中「二人（火災共済協同組合、信用協同組合及び第九條の九第一項第一号又は第三号の事業を行う協同組合連合会にあつては、三人）」とあるのは「三人」と、同法第五十一条第一項第三号中「毎事業年度の収支予算」とあるのは「試験研究の実施計画並びに毎事業年度の収支予算」と、同法第四号中「経費」とあるのは「費用」と、同法第六十六条第二項中「第二十七条の二第四項から第六項まで」とあるのは「鉱工業技術研究組合法第八條第二項」と、同法第八十四条第一項中「第二十九条の規定による出資の払込み」とあるのは「鉱工業技術研究組合法第八條第一項の認可」と、同法第九十七条第二項中「事業協同組合登記簿、事業協同小組合登記簿、火災共済協同組合登記簿、信用協同組合登記簿、中小企業等協同組合連合会登記簿、企業組合登記簿及び中小企業団体中央会登記簿」とあるのは「鉱工業技術研究組合登記簿」と、同法第九十八条第二項第一号中「書面並びに出資の総口数及び第二十九条の規定による出資の払込みのあつたことを証する書

面」とあるのは「書面」と読み替えるものとする。

第二十三条 次に掲げる場合には、組合の発起人、役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定に基づいて組合が行うことができる事業以外の事業を行ったとき。

二 この法律の規定による登記をすることを怠つたとき。

三 第九条第七項において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して、同条の調査を求めなかつたとき。

四 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第十条の二、第三十四条の二又は第四十条（同条（第一項、第十一項及び第十三項を除く。）の規定を第十六条において準用する同法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を備え置かず、書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は正当な理由がないのに書類若しくは電磁的記録に記載された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写若しくは書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記載された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

五 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第十九条第二項、第四十二条第五項若しくは第六項又は第四十五条第五項若しくは第六項の規定に違反したとき。

六 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第二十七条第七項、第三十六条の七第一項（第十六条において準用する同法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第五十三条の四第一項の規定又は第十六条において準用する同法第六十九条第一項において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定に違反して、議事録若しくは財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

七 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第三十五条第五項の規定に違反して、同項に規定する者に該当する者を監事に選任しなかつたとき。

八 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第三十五条第六項の規定に違反したとき。

九 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第三十五条の二又は第六十二条第二項の規定に違反したとき。

十 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第三十六条の三第三項において準用する会社法第三百四十三条第二項の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を総会の目的とせず、又はその請求に係る議案を総会に提出しなかつたとき。

十一 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第三十六条の三第三項において準用する会社法第三百八十一条第二項若しくは第三百八十四条の規定、第十六条において準用する中小企業等協同組合法第三十六条の三第五項において準用する会社法第三百八十九条第五項（子会社に係るものを除く。）の規定又は第十六条において準用する中小企業等協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第三百八十一条第二項、第三百八十四条若しくは第四百九十二条第一項の規定による調査を妨げたとき。

十二 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第三十六条の三第五項において準用する会社法第三百八十九条第四項の規定又は第十六

条において準用する中小企業等協同組合法第三十六条の七第五項（第十六条において準用する同法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）、第四十一条第三項若しくは第五十三条の四第四項の規定に違反して、正当な理由がないのに書面又は電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写を拒んだとき。

十三 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第三十七条第一項（第十六条において準用する同法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十四 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第三十八条第一項（第十六条において準用する同法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）又は第三十八条の二第六項の規定による開示をすることを怠つたとき。

十五 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第三十八条第三項（第十六条において準用する同法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、理事会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

十六 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第四十六条の規定に違反したとき。

十七 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第四百八十四条第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てを怠つたとき。

十八 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第四百九十九条第一項の規定による公告をすることを怠つたとき、又は不正の公告をしたとき。

十九 清算の結了を遅延させる目的で、第十六条において準用する中小企業等協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第四百九十九条第一項の期間を不当に定めたとき。

二十 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第五百条第一項の規定に違反して、債務の弁済をしたとき。

二十一 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第五百二条の規定に違反して、組合の財産を分配したとき。

二十二 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第五十五条の二第一項の規定に違反して、書面を提出せず、又は虚偽の書面を提出したとき。

二十三 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第五十五条の三第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

商店街振興組合法（昭和三十七年法律第四百一十一号）（抄）
（役員の資格等）

第四十五条の三 次に掲げる者は、役員となることができない。

一 法人

二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

三 この法律、会社法若しくは中間法人法（平成十三年法律第四十九号）の規定に違反し、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二号まで若しくは第二百七十四条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

（組合を代表する理事）

第五十一条の五 理事会は、理事の中から組合を代表する理事を選定しなければならない。

2 組合を代表する理事は、組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

3 組合を代表する理事については、第四十六条の二、民法第四十四条第一項（法人の不法行為能力）、第五十四条（理事の代理権の制限）及び第五十五条（理事の代理行為の委任）並びに会社法第三百五十三条（株式会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表）、第三百五十四条（表見代表取締役）及び第三百六十四条（取締役会設置会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表）の規定を準用する。この場合において、同法第三百五十三条中「第三百四十九条第四項」とあるのは、「商店街振興組合法第五十一条の五第二項」と読み替えるものとする。

（会社法等の準用）

第七十八条 組合の解散及び清算については会社法第四百七十五条（第一号及び第三号を除く。）、第四百七十六条、第四百七十八条第二項及び第四項、第四百七十九条第一項及び第二項（各号列記以外の部分に限る。）、第四百八十一条、第四百八十三条第四項及び第五項、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百八十九条第四項及び第五項、第四百九十二条第一項から第三項まで、第四百九十九条から第五百三条まで、第五百七条（株式会社の清算）、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六条（非訟）並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第四十条（検査人の選任の裁判）の規定を、組合の清算人については第四十五条の二、第四十五条の三、第四十六条の二、第四十六条の三第一項及び第二項、第四十七条から第五十一条の三まで、第五十一条の五、第五十二条、第五十三条（第一項及び第十一項を除く。）、第五十四条（会計帳簿等の作成等）、第五十八条第二項から第四項まで、第五十九条、第五十九条の二、第六十四条の二並びに会社法第三百五十七条第一項、第三百六十条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項、第三百六十一条、第三百八十一条第二項、第三百八十二条、第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四条から第三百八十六条まで並びに第五百八条の規定を、組合の清算人の責任を追及する訴えについては同法第七編第二章第二節（第八百四十七條第二項、第八百四十九條第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除き、監査権限定組合にあつては、監査役に係る部分を除く。）（株式会社における責任追及等の訴え）の規定を、監査権限定組合の清算人については同法第三百五十三条、第三百五十六条第一項及び第三百六十四条の規定を

準用する。この場合において、同法第三百八十四条、第四百九十二条第一項、第五百七条第一項並びに第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「経済産業省令」と、第五十三条第二項中「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「財産目録及び貸借対照表」と、「事業報告書」とあるのは「事務報告書」と、同法第三百八十二条中「取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会）」とあるのは「清算人会」と、同法第四百七十八条第二項中「前項」とあるのは「商店街振興組合法第七十七条」と、同法第四百七十九条第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総組合員の五分の一以上の同意を得た組合員」と、同法第四百九十条第一項中「官報に公告し」とあるのは「公告し」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

中小企業支援法（昭和三十八年法律第四百七十七号）（抄）
（指定）

第七条 都道府県知事は、次の各号に適合する者を、その申請により、当該都道府県に一を限つて指定し、その者（以下「指定法人」という。）に、当該都道府県が行う中小企業支援事業のうち特定支援事業を行わせることができる。

- 一 申請者が民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人であること。
- 二 申請者が当該特定支援事業を適正かつ確実に実施することができることと認められる者であること。
- 三 申請者が次条第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

2 前項の特定支援事業とは、次に掲げる事業をいう。

- 一 中小企業者が行う電子計算機を利用して行う事業活動に関する経営の診断、助言、調査、研究及び情報の提供（以下この項において「経営診断等」という。）を行う事業
- 二 中小企業者の経営に必要な資金の株式又は社債による調達円滑な実施に資する経営診断等を行う事業
- 三 中小企業者が技術革新の進展に即応した高度な産業技術の開発を行い、又は当該産業技術を製品若しくは役務の開発、生産、販売若しくは役務の提供に利用する事業活動に関する経営診断等を行う事業
- 四 中小企業者が行うエネルギー及び特定物質（エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（平成五年法律第十八号）第二条第二項に規定する特定物質をいう。）の使用の合理化並びに資源の有効な利用（同法第三条第一項に規定する資源の有効な利用をいう。）の促進に資する事業活動に関する経営診断等を行う事業
- 五 前各号に掲げるもののほか、中小企業者の経営方法又は技術に関し、高度の専門的な知識及び経験を必要とするため当該都道府県が自ら行うことが困難な経営診断等を行う事業

（中小企業の経営診断の業務に従事する者に係る試験）

第十二条 経済産業大臣は、中小企業の経営診断の業務に従事する者の資質の向上を図るため、中小企業の経営診断に関する必要な知識についての試験を行う。

2 経済産業大臣は、経済産業省令で定めるところにより、民法第三十四条の規定により設立された法人であつて、次の各号のいずれにも適合していると認めるものとしてその指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、前項の試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なるものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

3 指定試験機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

4 試験事務に従事する指定試験機関の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

5 第一項の試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を納付しなければならない。

6 前項の受験手数料は、経済産業大臣が行う第一項の試験を受けようとする者の納付するものについては国庫の、指定試験機関がその試験事務を行う同項の試験を受けようとする者の納付するものについては当該指定試験機関の収入とする。

7 経済産業大臣は、指定試験機関が民法第三十四条の規定により設立された法人でなくなつたときは、その指定を取り消さなければならない。

8 経済産業大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第二項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。

二 不正な手段により第二項の規定による指定を受けたとき。

9 前各項に定めるもののほか、第一項の試験及び指定試験機関に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

日本電気計器検定所法（昭和三十九年法律第五十号）（抄）

（民法の準用）

第十条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力等）及び第五十条（法人の住所）の規定は、検定所に準用する。

電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）（抄）

（指定の基準）

第八十三条 経済産業大臣は、他に第四十五条第二項の指定を受けた者がなく、かつ、同項の指定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適確な実施のために適切なもので

あること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

三 民法第三十四条の規定により設立された法人であること。

四 試験事務以外の業務を行つてゐるときは、その業務を行うことによつて試験事務が不公正になるおそれがないものであること。

下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第四百五号）（抄）

（下請企業振興協会）

第十一条 国及び都道府県は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人であつて次の各号に掲げる業務を行なうもの（以下「下請企業振興協会」という。）に対し、下請取引の円滑化を促進して下請中小企業の振興を図るため、その業務に関し必要な指導及び助言を行なうように努めるものとする。

一 下請取引のあつせんを行なうこと。

二 下請取引に関する苦情又は紛争について相談に応じ、その解決についてあつせん又は調停を行なうこと。

三 下請中小企業の振興のために必要な調査又は情報の収集若しくは提供を行なうこと。

中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第一百号）（抄）

（高度化事業計画の認定等）

第四条 商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第八十五号）第九条ただし書に規定する商店街組合若しくはこれを会員とする商工組合連合会（第六条において「商店街振興組合等」という。）は、主として中小小売商業者である組合員又は所屬員の経営の近代化を図るため、商店街の区域において店舗、アーケード、街路灯その他の施設又は設備を設置する事業について、商店街整備計画を作成し、これを経済産業大臣に提出して、当該商店街整備計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。

2 事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会は、主として中小小売商業者である組合員又は所屬員の経営の近代化を図るため、店舗を一の団地に集団して設置する事業（当該事業に併せてアーケード、街路灯その他の施設又は設備を設置する事業を含む。）について、店舗集団化計画を作成し、これを経済産業大臣に提出して、当該店舗集団化計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。

3 第一号又は第二号に掲げる組合は当該各号に定める事業について、第三号に掲げる中小小売商業者は、当該合併又は出資をしようとする他の中小小売商業者と共同して同号に定める事業について、第四号に掲げる会社は同号に定める事業について、それぞれ共同店舗等整備計画を作成し、これを経済産業大臣に提出して、当該共同店舗等整備計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。

- 一 事業協同組合又は事業協同小組合 中小小売商業者である組合員のための共同店舗又は休憩所、集会場その他の共同店舗と併設される施設若しくは共同店舗の設備（以下この項及び第八項において「共同店舗等」という。）の設置の事業
 - 二 協業組合 組合の店舗又は休憩所、集会場その他の店舗と併設される施設若しくは店舗の設備（次号において「店舗等」という。）の設置の事業
 - 三 他の中小小売商業者と合併をしようとし、又は他の中小小売商業者とともに資本金の額若しくは出資の総額の大部分を出資して会社を設立しようとする中小小売商業者 次に掲げる事業
 - イ 合併又は出資により設立される小売業に属する事業を主たる事業として営む会社（合併後存続する会社を含む。）の店舗等の設置の事業
 - ロ 出資により設立される会社及びその会社に出資しようとする中小小売商業者のための共同店舗等の設置の事業
 - 四 二以上の中小小売商業者が資本金の額又は出資の総額の大部分を出資している会社 当該会社及び当該会社に出資している中小小売商業者のための共同店舗等の設置の事業
- 4 第一号に掲げる組合等は同号に定める事業について、第二号に掲げる組合等又は中小小売商業者は当該出資をしようとする他の組合等又は中小小売商業者と共同して同号に定める事業について、第三号に掲げる会社は同号に定める事業について、それぞれ電子計算機利用経営管理計画を作成し、これを主務大臣に提出して、当該電子計算機利用経営管理計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。
 - 一 組合等 電子計算機を利用して、中小小売商業者である組合員又は所属員の経営管理を合理化する事業の用に供する施設又は設備の設置の事業
 - 二 他の組合等又は中小小売商業者とともに資本金の額又は出資の総額の大部分を出資して会社を設立しようとする組合等又は中小小売商業者 電子計算機を利用して、当該会社に出資して、当該会社に出資している組合等の中小小売商業者である組合員若しくは所属員又は中小小売商業者の経営管理を合理化する事業の用に供する施設又は設備の設置の事業
 - 三 二以上の組合等又は中小小売商業者が資本金の額又は出資の総額の大部分を出資している会社 電子計算機を利用して、当該会社に出資している組合等の中小小売商業者である組合員若しくは所属員又は中小小売商業者の経営管理を合理化する事業の用に供する施設又は設備の設置の事業
 - 5 連鎖化事業（主として中小小売商業者に対し、定型的な約款による契約に基づき継続的に、商品を販売し、又は販売をあつせんし、かつ、経営に関する指導を行う事業をいう。以下同じ。）を行う者は、当該連鎖化事業の用に供する倉庫その他の施設又は設備を設置する事業について、連鎖化事業計画を作成し、これを主務大臣に提出して、当該連鎖化事業計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。
 - 6 中小企業者が出資している会社であつて政令で定める要件に該当するもの（以下「特定会社」という。）若しくは民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人（以下「公益法人」という。）又は特定会社を設立しようとする者は、商店街の区域、団地

又は建物の内部に集団して事業を営む中小小売商業者の経営の近代化を支援するため、共同店舗、アーケード、休憩所その他の施設又は設備を設置する事業について、商店街整備等支援計画を作成し、これを経済産業大臣に提出して、当該商店街整備等支援計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。

7 商店街整備計画、店舗集団化計画、共同店舗等整備計画、電子計算機利用経営管理計画、連鎖化事業計画又は商店街整備等支援計画（以下「高度化事業計画」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 第一項若しくは第二項に規定する事業、第三項若しくは第四項各号に定める事業又は前二項に規定する事業（以下「高度化事業」という。）の目標及び内容

二 高度化事業の実施時期

三 高度化事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

8 経済産業大臣は、第三項の規定による認定をしようとするときは、同項第一号又は第二号に定める事業に係る共同店舗等整備計画にあつては当該共同店舗等整備計画に係る組合を所管する大臣に、同項第三号又は第四号に定める事業に係る共同店舗等整備計画にあつては当該共同店舗等整備計画に係る店舗又は共同店舗において行われる小売業に属する事業を所管する大臣に、共同店舗等の設置の事業に係る商店街整備等支援計画について第六項の規定による認定をしようとするときは、当該商店街整備等支援計画に係る共同店舗において行われる小売業に属する事業を所管する大臣に協議しなければならない。

9 前各項に規定するもののほか、高度化事業計画の認定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

第五条の四 第四条第六項の規定による認定を受けた公益法人（その出資金額又は拠出された金額の二分の一以上が中小企業者により出資又は拠出されているものに限る。）であつて、当該認定を受けた商店街整備等支援計画に基づく高度化事業の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該公益法人を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「中小小売商業振興法第四条第六項の規定による認定を受けた商店街整備等支援計画に基づく高度化事業の実施に必要な資金の借入れ」とする。

伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）（抄）

（中小企業信用保険法の特例）

第十八条 第十三条第一項の認定を受けた民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人（その出資金額又は拠出された金額の二分の一以上が中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第一項の中小企業者により出資又は拠出されているものに限る。以下「公益法人」という。）であつて、認定支援計画に基づく事業の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該公益法人を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条

、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「伝統的工芸品産業の振興に関する法律第十四条第三項の認定支援計画に従った支援事業の実施に必要な資金の借入れ」とする。

（伝統的工芸品産業振興協会の設立）

第二十三条 製造協同組合等は、伝統的工芸品産業の振興に資することを目的とする伝統的工芸品産業振興協会（以下「協会」という。）と称する全国を通じて一個の民法第三十四条の規定による法人を設立することができる。

（協会の業務）

第二十四条 協会は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- 一 伝統的工芸品の製造の事業に関する経営の改善及び合理化その他当該事業の健全な経営に関し調査、研究及び指導を行うこと。
- 二 展示会の開催その他需要の開拓を行うこと。
- 三 会員に対し、伝統的工芸品に関する需要の状況、製造の技術又は技法、原材料等について情報の提供を行うこと。
- 四 振興計画及び共同振興計画の作成及び実施について指導、助言等を行うこと。
- 五 伝統的工芸品の原材料、製造過程、品質等の改善に関する研究を行うこと。
- 六 伝統的工芸品の品質の表示について指導、助言等を行うこと。
- 七 伝統的工芸品に関する資料の収集及び調査を行うこと。
- 八 伝統的な技術又は技法に熟練した従事者の認定を行うこと。
- 九 活性化事業、連携活性化事業及び支援事業の実施に必要な情報の提供を行うこと。
- 十 その他協会の目的を達成するため必要な業務を行うこと。

（名称の使用制限）

第二十五条 協会でない者は、伝統的工芸品産業振興協会という名称を用いてはならない。

第三十一条 第二十五条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）（抄）

第一章 総則（第一条）

第二章 訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売

第一節 定義（第二条）

第二節 訪問販売（第三条 第十条）

第三節 通信販売（第十一条 第十五条）

第四節 電話勧誘販売（第十六条 第二十五条）

第五節 雑則（第二十六条 第三十二条）

第三章 連鎖販売取引（第三十三条 第四十条の三）

第四章 特定継続的役務提供（第四十一条 第五十条）

第五章 業務提供誘引販売取引（第五十一条 第五十八条の三）

第六章 雑則（第五十九条 第六十九条）

第七章 罰則（第七十条 第七十五条）

附則

（訪問販売協会）

第二十七条 訪問販売を業として営む者は、訪問販売に係る取引を公正にし、並びに購入者及び役務の提供を受ける者の利益を保護するとともに、訪問販売の事業の健全な発展に資することを目的として、訪問販売を業として営む者を会員とし、その名称中に訪問販売協会という文字を用いる民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定による法人を設立することができる。

（名称の使用制限）

第二十八条 前条に規定する法人（以下「訪問販売協会」という。）でない者は、その名称中に訪問販売協会という文字を用いてはならない。

2 訪問販売協会に加入していない者は、その名称中に訪問販売協会会員という文字を用いてはならない。

（苦情の解決）

第二十九条 訪問販売協会は、購入者又は役務の提供を受ける者等から会員の営む訪問販売の業務に関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該会員に対しその苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

2 訪問販売協会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該会員に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3 会員は、訪問販売協会から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

4 訪問販売協会は、第一項の申出、当該苦情に係る事情及びその解決の結果について会員に周知させなければならない。

（通信販売協会）

第三十条 通信販売を業として営む者は、通信販売に係る取引を公正にし、並びに購入者及び役務の提供を受ける者の利益を保護するとともに、通信販売の事業の健全な発展に資することを目的として、通信販売を業として営む者を会員とし、その名称中に通信販売協会という文字を用いる民法第三十四条の規定による法人を設立することができる。

（名称の使用制限）

第三十一条 前条に規定する法人（以下「通信販売協会」という。）でない者は、その名称中に通信販売協会という文字を用いてはならない。

2 通信販売協会に加入していない者は、その名称中に通信販売協会会員という文字を用いてはならない。
（苦情の解決）

第三十二条 通信販売協会は、購入者又は役務の提供を受ける者等から会員の営む通信販売の業務に関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該会員に対しその苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

2 通信販売協会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該会員に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3 会員は、通信販売協会から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

4 通信販売協会は、第一項の申出、当該苦情に係る事情及びその解決の結果について会員に周知させなければならない。

（指定法人）

第六十一条 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、民法第三十四条の規定による法人であつて、次項に規定する業務（以下この項及び第六十六条第二項において「特定商取引適正化業務」という。）を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、特定商取引適正化業務を行う者（以下「指定法人」という。）として指定することができる。

2 指定法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 前条第一項の規定による主務大臣に対する申出をしようとする者に対し指導又は助言を行うこと。

二 主務大臣から求められた場合において、前条第二項の申出に係る事実関係につき調査を行うこと。

三 特定商取引に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

四 特定商取引に関する苦情処理又は相談に係る業務を担当する者を養成すること。

第七十五条 第二十八条第一項又は第三十一条第一項の規定に違反して、その名称中に訪問販売協会又は通信販売協会という文字を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）（抄）

（法人が解散した場合等における回路配置利用権の消滅）

第十五条 回路配置利用権は、次に掲げる場合には、消滅する。

一 回路配置利用権者である法人が解散した場合において、その回路配置利用権が民法（明治二十九年法律第八十九号）第七十二条第三項その他これに準ずる法律の規定により国庫に帰属すべきこととなるとき。

二 回路配置利用権者である個人が死亡した場合において、その回路配置利用権が民法第九百五十九条の規定により国庫に帰属すべきこととな

るとき。

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律（平成四年法律第五十三号）（抄）
（会員制事業協会）

第十三条 主務大臣は、会員契約の締結及びその履行を公正にし、並びに会員の利益を保護するとともに、会員契約に基づく役務の提供を適正かつ円滑にすることを目的として民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、当該業務に係る会員制事業の種類を定めて会員制事業協会として指定することができる。

2 主務大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該会員制事業協会の名称、住所及び事務所の所在地並びに当該指定に係る会員制事業の種類を公示しなければならない。

3 会員制事業協会は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

4 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（平成五年法律第十八号）（抄）
（定義）

第二条 この法律において「エネルギーの使用の合理化」とは、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）

第二条第一項に規定するエネルギーの使用の合理化（石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和五十五年法律第七十一号）第

二条に規定する石油代替エネルギーの利用を含む。）をいう。

2 この法律において「特定物質」とは、次に掲げるものをいう。

一 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号）第二条第一項に規定する特定物質

二 包装材料又は容器

3 この法律において「使用済物品等」とは、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第一項に規定する使用済物品等をいう。

4 この法律において「副産物」とは、資源の有効な利用の促進に関する法律第二条第二項に規定する副産物をいう。

5 この法律において「再生資源」とは、資源の有効な利用の促進に関する法律第二条第四項に規定する再生資源をいう。

6 この法律において「再生部品」とは、資源の有効な利用の促進に関する法律第二条第五項に規定する再生部品をいう。

7 この法律において「特定事業活動」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 工場又は事業場において事業者が行うエネルギーの使用の合理化に資する設備の設置又は改善によるエネルギーの使用の合理化に関する法律第五条第一項各号に掲げる事項の適確な実施その他の当該工場又は事業場におけるエネルギーの使用の合理化のために必要な措置の実施
- 二 建築物（住宅を除く。以下同じ。）の建築をしようとする者が行うエネルギーの使用の合理化に資する建築材料の使用又は設備の設置若しくは改善によるエネルギーの使用の合理化に関する法律第七十二条に規定する措置の適確な実施その他の当該建築物に係るエネルギーの使用の合理化のために必要な措置の実施
- 三 事業者が行うエネルギーの使用の合理化に資する工業製品の製造に係る技術のうち、政令で定めるものに関する研究開発
- 四 海外の工場又は事業場において事業者が行うエネルギーの使用の合理化に資する設備の設置又は改善によりエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出を抑制するために必要な措置（気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書第六条又は第十二条に規定する制度の利用その他の方法を通じ、我が国におけるエネルギーの利用の制約を緩和することに資するものに限る。）の実施
- 五 事業者が行う特定物質の使用の合理化（特定物質に代替する物質の利用を含む。以下同じ。）に資する工業製品の製造に係る技術のうち、政令で定めるものに関する研究開発
- 六 政令で定める業種に属する事業者が行う使用済物品等若しくは副産物の発生の抑制（副産物の発生の抑制にあつては、製品の製造又は加工に使用する原材料、部品その他の物品（エネルギーの使用の合理化に関する法律第二条第二項に規定する燃料を除く。）の使用の合理化によるものに限る。第八号において同じ。）又は再生資源若しくは再生部品の利用に資する設備のうち、政令で定めるものの設置又は改善
- 七 政令で定める業種に属する事業者がその利用を促進するために行う政令で定める再生資源又は再生部品の分別回収（資源の有効な利用の促進に関する法律第二条第十一項に規定する分別回収をいう。以下同じ。）及び当該再生資源を利用して製造された製品又は当該再生部品の市場の開拓
- 八 事業者が行う使用済物品等若しくは副産物の発生の抑制又は再生資源若しくは再生部品の利用に資する工業製品の製造又は土木建築に関する工事の施工に係る技術のうち、政令で定めるものに関する研究開発
- 八 この法律において「特定設備」とは、次に掲げるものをいう。
 - 一 熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第四項に規定する熱供給施設（これと併せて設置される発電用の電気工作物を含む。）のうち、特にエネルギーの使用の合理化に資するものとして経済産業省令で定めるもの
 - 二 一の工場又は事業場（政令で定める業種に属する事業の用に供するものに限る。以下この号において同じ。）の廃熱が他の工場又は事業場において利用され、かつ、これらの工場又は事業場以外の工場又は事業場において更に利用される場合における当該廃熱の利用に必要な設備のうち、政令で定めるもの
 - 三 特定物質の使用の合理化に資する設備のうち、政令で定めるもの
 - 四 再生資源として利用することが容易な原材料を使用した製品の製造に関する設備のうち、政令で定めるもの
- 九 この法律において「中小企業者」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第二号の三までに掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二の二 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二の三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 企業組合
- 五 協業組合
- 六 事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの
- 10 この法律において「組合等」とは、前項第六号に掲げる者及び民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された社団法人であつて、中小企業者を直接又は間接の構成員（以下単に「構成員」という。）とするもの（政令で定める要件に該当するものに限る。）をいう。

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）（抄）
（中小企業信用保険法の特例）

- 第二十条 認定基盤施設計画又は認定連携計画において基盤施設事業又は連携事業を実施する者とされた民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人（その出資金額又は拠出された金額の二分の一以上が中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第一項の中小企業者により出資され、又は拠出されているものに限る。以下「公益法人」という。）であつて、当該認定基盤施設計画又は当該認定連携計画に従つた基盤施設事業又は連携事業の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該公益法人を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第六条第二項の認定基盤施設計画又は同法第十九条第二項の認定連携計画に従つた基盤施設事業又は連携事業の実施に必要な資金の借入れ」とする。

特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（平成九年法律第二十八号）（抄）

第十七条 同意基盤的技術産業集積活性化計画において基盤的技術産業集積活性化支援事業を実施する者とされた民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人（その出資金額又は拠出された金額の二分の一以上が中小企業者により出資又は拠出されているものに限る。以下「公益法人」という。）であつて、当該同意基盤的技術産業集積活性化計画に従つて基盤的技術産業集積活性化支援事業を実施するために必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該公益法人を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「特定産業集積の活性化に関する臨時措置法第五条第四項の規定による同意を得た基盤的技術産業集積活性化計画に従つて基盤的技術産業集積活性化支援事業を実施するために必要な資金の借入れ」とする。

投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）（抄）

（組合契約の効力の発生の登記）

第十七条 組合契約が効力を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、次の事項を登記しなければならない。

- 一 第三条第二項第一号、第二号、第六号及び第七号に掲げる事項
- 二 無限責任組合員の氏名又は名称及び住所
- 三 組合の事務所の所在場所

四 組合契約で第十三条第一号から第三号までに掲げる事由以外の解散の事由を定めたときは、その事由（従たる事務所の新設の登記）

第十八条 組合契約の効力の発生の登記後に従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記し、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に前条に掲げる事項を登記し、他の従たる事務所の所在地においては同期間内にその従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

2 主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内において新たに従たる事務所を設けたときは、その従たる事務所を設けたことを登記すれば足りる。

（事務所の移転の登記）

第十九条 組合が主たる事務所を移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第十七条に掲げる事項を登記し、従たる事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内に同条に掲げ

る事項を登記しなければならない。

- 2 同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所又は従たる事務所を移転したときは、その移転の登記をすれば足りる。
(変更の登記)

第二十条 第十七条に掲げる事項に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、変更の登記をしなければならない。

(業務執行停止の仮処分等の登記)

第二十一条 無限責任組合員の業務の執行を停止し、若しくはその業務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(解散の登記)

第二十二条 組合が解散したときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、解散の登記をしなければならない。

(清算人の登記)

第二十三条 無限責任組合員が清算人となったときは、解散の日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算人の氏名又は名称及び住所を登記しなければならない。

2 清算人が選任されたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算人の氏名又は名称及び住所を登記しなければならない。

3 第二十条の規定は前二項の規定による登記に、第二十一条の規定は清算人について準用する。

(清算結了の登記)

第二十四条 組合の清算が結了したときは、清算結了の日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算結了の登記をしなければならない。

(登記の申請)

第二十六条 第十七条から第二十条までの規定による登記は無限責任組合員の申請によって、第二十二條から第二十四條までの規定による登記は清算人の申請によってする。

2 前項の登記の申請をする無限責任組合員又は清算人が法人であるときは、申請書に当該法人の代表者の資格を証する書面を添付しなければならない。

(変更の登記の添付書面)

第二十八条 事務所の新設若しくは移転又は第十七条に掲げる事項の変更の登記の申請書には、事務所の新設若しくは移転又は登記事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

(商業登記法等の準用)

第三十三条 組合の登記については、商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第二条から第五条まで（登記所及び登記官）、第七条から第十五条まで、第十七条、第十八条、第十九条の二から第二十四条まで、第二十六条（登記簿等及び登記手続の通則）、第二十七条（同一の所在場所における同一の商号の登記の禁止）、第四十八条から第五十三条まで、第七十一条第一項（株式会社の登記）及び第三百三十二条から第四百零八条まで（登記の更正及び抹消並びに雑則）並びに民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十六条（法人の代表者の職務執行停止の仮処分等の登記の嘱託）の規定を準用する。この場合において、商業登記法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第十七条各号」と、同法第五十三条中「新所在地における登記」とあるのは「新所在地において投資事業有限責任組合契約に関する法律第十七条各号に掲げる事項を登記すべき場合」と、民事保全法第五十六条中「法人を代表する者その他法人の役員」とあるのは「投資事業有限責任組合の無限責任組合員又は清算人」と、「法人の本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所」とあるのは「投資事業有限責任組合の主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）（抄）

(定義)

第七条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいい、「中小小売商業者」とは、主として小売業に属する事業を営む者であつて、第四号から第七号までのいずれかに該当するものをいう。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

六 企業組合

- 七 協業組合
- 八 事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの
- 2・3 (略)
- 4 この法律において「都市福利施設」とは、教育文化施設、医療施設、社会福祉施設その他の都市の居住者等の共同の福祉又は利便のため必要な施設をいう。
- 5 この法律において「公営住宅等」とは、地方公共団体、地方住宅供給公社その他公法上の法人で政令で定めるものが自ら居住するため住宅を必要とする者に対し賃貸し、又は譲渡する目的で建設する住宅をいう。
- 6 この法律において「中心市街地共同住宅供給事業」とは、この法律で定めるところに従つて行われる共同住宅の建設及びその管理又は譲渡に関する事業並びにこれらに附帯する事業をいう。
- 7 この法律において「中小小売商業高度化事業」とは、次の各号に掲げる者が実施（第一号又は第二号に掲げる場合にあつては、第一号又は第二号に掲げる者の組合員又は所屬員による実施を含む。）をする当該各号に定める事業をいう。
 - 一 中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第一〇一號）第四条第一項に規定する商店街振興組合等 主として中小小売商業者である組合員又は所屬員の経営の近代化を図るために行う同項に規定する事業（事業の用に供されていない店舗を賃借する事業を含む。）
 - 二 事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会 主として中小小売商業者である組合員又は所屬員の経営の近代化を図るために行う店舗を一の団地に集団して設置する中小小売商業振興法第四条第二項に規定する事業
 - 三 事業協同組合又は事業協同小組合 中小小売商業者である組合員のための中小小売商業振興法第四条第三項第一号に規定する共同店舗等（第六号において「共同店舗等」という。）の設置の事業
 - 四 協業組合 中小小売商業振興法第四条第三項第二号に定める事業
 - 五 二以上の中小小売商業者が合併をして設立された小売業に属する事業を主たる事業として営む会社（合併後存続している会社を含む。） 当該会社の店舗等（中小小売商業振興法第四条第三項第二号に規定する店舗等をいう。次号において同じ。）の設置の事業
 - 六 二以上の中小小売商業者が資本金の額又は出資の総額の大部分を出資している会社 当該会社及び当該会社に出資している中小小売商業者のための共同店舗等の設置の事業又は小売業に属する事業を主たる事業として営む当該会社の店舗等の設置の事業
 - 七 商工会、商工会議所又は中小企業者が出資している会社であつて政令で定める要件に該当するもの（以下「特定会社」という。）若しくは民法（明治二十九年法律第八十九號）第三十四条の規定により設立された法人（以下「公益法人」という。） 商店街の区域、団地又は建物の内部に集団して事業を営む中小小売商業者の経営の近代化を支援するために行う中小小売商業振興法第四条第六項に規定する事業（事業の用に供されていない店舗を賃借する事業を含む。）
- 8 この法律において「特定商業施設等整備事業」とは、商業基盤施設又は相当規模の商業施設を整備する事業（前項に掲げるものを除く。）

をいう。

(中心市街地活性化協議会)

第十五条 第九条第一項の規定により市町村が作成しようとする基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項について協議するため、第一号及び第二号に掲げる者は、中心市街地ごとに、協議により規約を定め、共同で中心市街地活性化協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

一 当該中心市街地における都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者として次に掲げるもののうちいずれか以上の者

イ 中心市街地整備推進機構(第五十一条第一項の規定により指定された中心市街地整備推進機構をいう。次条、第十八条及び第十九条において同じ。)

ロ 良好な市街地を形成するためのまちづくりの推進を図る事業活動を行うことを目的として設立された会社であつて政令で定める要件に該当するもの

二 当該中心市街地における経済活力の向上を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者として次に掲げるもののうちいずれか以上の者

イ 当該中心市街地の区域をその地区とする商工会又は商工会議所

ロ 商業等の活性化を図る事業活動を行うことを目的として設立された公益法人又は特定会社であつて政令で定める要件に該当するもの

2 中心市街地において、第九条第二項第四号から第八号までの事業を実施しようとする者は、当該中心市街地において前項の規定による協議会が組織されていない場合にあつては、同項各号に掲げる者に対して、同項の規定による協議会を組織するよう要請することができる。

3 第一項の規定により協議会を組織した者は、同項の規定により協議会を組織したときは、遅滞なく、内閣府令・経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、その旨及び内閣府令・経済産業省令・国土交通省令で定める事項を公表しなければならない。

4 第一項第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロに掲げる者並びに次に掲げる者であつて協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。

一 当該中心市街地において第九条第二項第四号から第八号までの事業を実施しようとする者

二 前号に掲げる者のほか、認定基本計画及びその実施に関し密接な関係を有する者

三 当該中心市街地をその区域に含む市町村

5 前項に規定する者から同項の規定による申出があつた場合においては、協議会は、正当な理由がある場合を除き、当該申出を拒むことができない。

6 協議会は、必要があると認めるときは、第四項に規定する者に対し、協議会への参加を要請することができる。

7 協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関、独立行政法人中小企業基盤整備機構の長及び民間都市開発の推進に関する特別措置法

（昭和六十二年法律第六十二号。第二十条において「民間都市開発法」という。）第三条第一項の規定により指定された民間都市開発推進機構の代表者に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他の協力を求めることができる。

8 協議会は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を求めることができる。

9 協議会は、市町村に対し、第九条第一項の規定により市町村が作成しようとする基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項について意見を述べることができる。

10 第一項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

11 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、規約で定めるものとする。

（中小企業信用保険法の特例）

第四十三条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険（以下この条において「普通保険」という。）、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険（以下この条において「無担保保険」という。）又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下この条において「特別小口保険」という。）の保険関係であつて、中心市街地商業等活性化関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく第七条第七項第一号から第六号までに定める中小小売商業高度化事業又は同条第九項第一号に掲げる特定事業（特定会社又は公益法人が当該事業を実施する場合にあつては、当該特定会社又は当該公益法人が自ら実施する都市型新事業の用に供する施設を整備する事業に限る。）の実施に必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

2 認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく第七条第七項第七号に定める中小小売商業高度化事業又は同条第九項第一号に掲げる特定事業（以下この条において「認定中小小売商業高度化支援等事業」という。）を実施する公益法人（その出資金額又は拠出された金額の二分の一以上が中小企業者により出資又は拠出されているものに限る。）であつて、当該認定中小小売商業高度化支援等事業の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該公益法人を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「中心市街地の活性化に関する法律第四十三条第二項に規定する認定中小小売商業高度化支援等事業の実施に必要な資金の借入れ」とする。

3 普通保険又は無担保保険の保険関係であつて、中心市街地商業等活性化支援関連保証（中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証であつて、特定会社又は前項の公益法人が行う認定中小小売商業高度化支援等事業（特定会社又は公益法人が当該認定中小小売商業高度化支援等事業を実施する場合にあつては、当該特定会社又は当該公益法人が自ら実施する都市型新事業の用に供する施設を整備する事業を除く。）の実施に必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。）を受けた者に係るものについての中小企業信用保険法第三条第一項並びに第三条の二第一項及び第三項の規定の適用については、同法第三条第一項中「二億円」とあるのは「四億円（中心市街地

の活性化に関する法律第四十三条第二項に規定する認定中小売商業高度化支援等事業に必要な資金（以下「中心市街地商業等活性化支援資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円」と、同法第三条の二第一項及び第三項中「八千万円」とあるのは、「一億六千万円（中心市街地商業等活性化支援資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、八千万円）」とする。

4・5（略）

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）（抄）
（定義）

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
 - 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
 - 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
 - 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
 - 五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの
 - 六 企業組合
 - 七 協業組合
 - 八 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの
- 2 この法律において「創業者」とは、次に掲げる者（第三号に掲げる者にあつては、中小企業者に限る。）をいう。
- 一 事業を営んでいない個人であつて、一月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有するもの（次号に掲げるものを除く。）
 - 二 事業を営んでいない個人であつて、二月以内に、新たに会社を設立し、かつ、当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの
 - 三 会社であつて、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、かつ、当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの

- 3 この法律において「新規中小企業者」とは、中小企業者であつて次の各号のいずれかに該当するものをいう。
 - 一 事業を開始した日以後の期間が五年未満の個人
 - 二 設立の日以後の期間が五年未満の会社
 - 三 事業を開始した日以後の期間が五年以上十年未満の個人又は設立の日以後の期間が五年以上十年未満の会社であつて、前年又は前事業年度において試験研究費その他政令で定める費用の合計額の政令で定める収入金額に対する割合が政令で定める割合を超えるもの
- 4 この法律において「組合等」とは、第一項第八号に掲げる者及び民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された社団法人であつて中小企業者を直接又は間接の構成員（以下「構成員」という。）とするもの（政令で定める要件に該当するものに限る。）をいう。
- 5 この法律において「新事業活動」とは、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動をいう。
- 6 この法律において「経営革新」とは、事業者が新事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることをいう。
- 7 この法律において「異分野連携新事業分野開拓」とは、その行う事業の分野を異にする事業者が有機的に連携し、その経営資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。以下同じ。）を有効に組み合わせ、新事業活動を行うことにより、新たな事業分野の開拓を図ることをいう。
- 8 この法律において「国等」とは、国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第十一条第二項において同じ。）その他特別の法律によつて設立された法人であつて新技術に関する研究開発のための補助金、委託費その他相当の反対給付を受けない給付金（以下この章において「新技術補助金等」という。）を交付するものとして政令で定めるもの（次項において「特定独立行政法人等」という。）をいう。
- 9 この法律において「特定中小企業者」とは、中小企業者であつて、国等から経済産業大臣及び各省各庁の長等（国については財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長、特定独立行政法人等についてはその主務大臣をいう。以下同じ。）が次条第一項に規定する基本方針における同条第二項第三号イ（一）に掲げる事項に照らして適切であるものとして指定する新技術補助金等（以下「特定補助金等」という。）を交付されたものをいう。
- 10 この法律において「新事業支援機関」とは、都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（第二十五条において「指定都市」という。）の区域において、新たな事業活動を行う者に対して、技術に関する研究開発及びその成果の移転の促進、市場等に関する調査研究及び情報提供、経営能率の向上の促進、資金の融通の円滑化その他の支援の事業（以下「支援事業」という。）を行う者であつて、第二十五条第一項に規定する事業環境整備構想において定められるものをいう。
- 11 この法律において「高度技術産学連携地域」とは、技術革新の進展に即応した高度な産業技術（以下「高度技術」という。）の研究開発を行う、又はこれを製品の開発、生産若しくは販売若しくは役務の開発若しくは提供に利用する事業者（以下この項において「特定事業者」という。）

）及び高度技術の研究開発に関し事業者と連携する大学その他の研究機関が相当数存在しており、特定事業者と当該研究機関との相互の交流を通じて当該特定事業者が有する技術と当該研究機関が有する高度技術に関するそれぞれの知識の融合が図られることにより、新たな事業活動が相当程度促進されることが見込まれる地域をいう。

（所管行政庁等）

第三十六条 この法律における行政庁は、次の各号に掲げる経営革新計画の区分に応じ、当該各号に定める都道府県知事又は大臣とする。

一 第二条第一項第一号から第七号までに掲げる者（第三号において「個別中小企業者」という。）が単独で作成した経営革新計画 当該作成した者の主たる事務所の所在地を区域に含む都道府県の知事

二 第二条第一項第八号に掲げる者であつてその定款に地区が定められているもの（次号において「地区組合」という。）のうちその地区が一の都道府県の区域を超えないものが単独で作成した経営革新計画 当該都道府県の知事

三 中小企業者等が共同で作成した経営革新計画であつて、その代表者が個別中小企業者又は次のイ若しくはロに掲げる者からなり、かつ、当該個別中小企業者の主たる事務所の所在地をその区域に含む都道府県又は次のイ若しくはロに掲げる者に係る都道府県が同一であるもの 当該都道府県の知事

イ その地区が一の都道府県の区域を超えない地区組合

ロ その行う事業が一の都道府県の区域内に限られる第二条第四項に規定する社団法人

四 前三号に掲げる経営革新計画以外のもの 経済産業大臣及び当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業を所管する大臣

2 都道府県知事は、第九条第一項又は第十条第一項の規定による承認をしたときは、当該承認に係る経営革新計画を、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に通知するものとする。

弁理士法（平成十二年法律第四十九号）（抄）

（民法及び会社法の準用等）

第五十五条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十条並びに会社法第六百条、第六百十四条から第六百十九条まで、第六百二十一条及び第六百二十二条の規定は特許業務法人について、民法第五十五条並びに会社法第五百八十条第一項、第五百八十一条、第五百八十二条、第五百八十五条第一項及び第四項、第五百八十六条、第五百九十三条から第五百九十六条まで、第五百九十九条、第六百一条、第六百五条、第六百六条、第六百九条第一項及び第二項、第六百十一条（第一項ただし書を除く。）、第六百十二条並びに第六百十三条の規定は特許業務法人の社員について、同法第五百八十九条第一項の規定は特許業務法人の社員の除名並びに業務を執行する権利及び代表権の消滅の訴えについて、同法第八百五十九条から第八百六十二条までの規定は特許業務法人の社員の除名並びに業務を執行する権利及び代表権の消滅の訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第六百十三条中「商号」とあるのは「名称」と、同法第六百十五条第一項、第六百十七条第一項及び第二項並びに第六百八条第一項第二号中「法務省令」とあるのは「経済産業省令」と、同法第六百十七条第三項中「電磁的記録」とあるのは「電磁的記録（弁理士法

第七十五条に規定する電磁的記録をいう。次条第一項第二号において同じ。」と読み替えるものとする。

2 民法第八十二条及び第八十三条、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項及び第四十条並びに会社法第六百四十四条（第三号を除く。）、第六百四十五条から第六百四十九条まで、第六百五十条第一項及び第二項、第六百五十一条第一項及び第二項（同法第五百九十四条の準用に係る部分を除く。）、第六百五十二条、第六百五十三条、第六百五十五条から第六百五十九条まで、第六百六十二条から第六百六十四条まで、第六百六十六条から第六百七十三条まで、第六百七十五条、第八百六十三条、第八百六十四条、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二号（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定は、特許業務法人の解散及び清算について準用する。この場合において、同法第六百四十四条第一号中「第六百四十一条第五号」とあるのは「弁理士法第五十二条第一項第三号」と、同法第六百四十七条第三項中「第六百四十一条第四号又は第七号」とあるのは「弁理士法第五十二条第一項第五号若しくは第六号又は第二項」と、同法第六百五十八条第一項及び第六百六十九条中「法務省令」とあるのは「経済産業省令」と、同法第六百六十八条第一項及び第六百六十九条中「第六百四十一条第一号から第三号まで」とあるのは「弁理士法第五十二条第一項第一号又は第二号」と、同法第六百七十条第三項中「第九百三十九条第一項」とあるのは「弁理士法第五十三条の二第六項において準用する第九百三十九条第一項」と、同法第六百七十三条第一項中「第五百八十条」とあるのは「弁理士法第五十五条第一項において準用する第五百八十条第一項」と読み替えるものとする。

3 会社法第八百二十四条、第八百二十六条、第八百六十八条第一項、第八百七十条（第十三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二号（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十六条、第九百四条及び第九百三十七条第一項（第三号口に係る部分に限る。）、の規定は特許業務法人の解散の命令について、同法第八百二十五条、第八百六十八条第一項、第八百七十条（第二号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二号（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条、第八百七十四条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百五条及び第九百六条の規定はこの項において準用する同法第八百二十四条第一項の申立てがあつた場合における特許業務法人の財産の保全について、それぞれ準用する。この場合において、同法第九百三十七条第一項中「本店（第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店）」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

4 会社法第八百二十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）、及び第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十七条から第八百三十九条まで並びに第八百四十六条の規定は、特許業務法人の設立の無効の訴えについて準用する。

5 会社法第八百三十三号第二項、第八百三十四条（第二十一号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十七条、第八百三十八条、第八百四十六条及び第九百三十七条第一項（第一号リに係る部分に限る。）、の規定は、特許業務法人の解散の訴えについて準用する。この場合において、同項中「本店（第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店）」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

6 特許業務法人の解散及び清算を監督する裁判所は、経済産業大臣に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

7 経済産業大臣は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

8 破産法（平成十六年法律第七十五号）第十六条の規定の適用については、特許業務法人は、合名会社とみなす。

（役員）
第六十二条 弁理士会に、会長、副会長その他会則で定める役員を置く。

2 会長は、弁理士会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、会長の定めるところにより、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

（民法の準用）

第七十三条 民法第四十四条、第五十条及び第五十五条の規定は、弁理士会について準用する。

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第一百七号）（抄）

（民法の準用）

第三十八条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規定は、機構について準用する。

（指定等）

第七十五条 第五十八条第二項の規定による指定は、民法第三十四条の規定により設立された法人その他営利を目的としない法人であつて、次に掲げる業務（以下「資金管理業務」という。）を適切かつ確実に行うことができるものと認められるものにつき、全国を通じて一個に限り、その者の同意を得て行わなければならない。

一 最終処分積立金の管理を行うこと。

二 最終処分積立金の取戻しに関して、取り戻された最終処分積立金の額に相当する金額が確実に最終処分業務の実施に必要な費用に支出されることを確認すること。

2 経済産業大臣は、第五十八条第二項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。

3 指定法人は、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

4 経済産業大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）（抄）
（指定等）

第九十二条 主務大臣は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人その他営利を目的としない法人であつて、次条に規定する業務（以下「資金管理業務」という。）を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、資金管理法人として指定することができる。

2 主務大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該資金管理法人の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 資金管理法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

4 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（指定）

第百五条 主務大臣は、民法第三十四条の規定により設立された法人その他営利を目的としない法人であつて、次条に規定する業務（以下「再資源化等業務」という。）を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、指定再資源化機関として指定することができる。

（指定）

第百四条 主務大臣は、民法第三十四条の規定により設立された法人その他営利を目的としない法人であつて、次条に規定する業務（以下「情報管理業務」という。）を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、情報管理センターとして指定することができる。

有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）（抄）

（組合契約の効力の発生の登記）

第五十七条 組合契約が効力を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 第四条第三項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる事項

二 組合の事務所の所在場所

三 組合員が法人であるときは、当該組合員の職務を行うべき者の氏名及び住所

四 組合契約書において第三十七条第一号から第五号までに掲げる事由以外の解散の事由を定めたときは、その事由（従たる事務所の新設の登記）

第五十八条 組合契約の効力の発生の登記後に従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記し、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に前条各号に掲げる事項を登記し、他の従たる事務所の所在地においては同期間内にその従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

2 主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内において新たに従たる事務所を設けたときは、その従たる事務所を設

けたことを登記すれば足りる。

(事務所の移転の登記)

第五十九条 組合が主たる事務所を移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第五十七条各号に掲げる事項を登記し、従たる事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内に同条各号に掲げる事項を登記しなければならない。

2 同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所又は従たる事務所を移転したときは、その移転の登記をすれば足りる。

(変更の登記)

第六十条 第五十七条各号に掲げる事項に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、変更の登記をしなければならない。

(業務執行停止の仮処分命令等の登記)

第六十一条 組合員の業務の執行を停止し、若しくはその業務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(解散の登記)

第六十二条 組合が解散したときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、解散の登記をしなければならない。

(清算人の登記)

第六十三条 組合員が清算人となったときは、解散の日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 清算人の氏名又は名称及び住所

二 清算人が法人であるときは、当該清算人の職務を行うべき者の氏名及び住所

2 清算人が選任されたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、前項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

3 第六十条の規定は前二項の規定による登記に、第六十一条の規定は清算人について準用する。

(清算結了の登記)

第六十四条 組合の清算が終了したときは、第五十一条の承認の日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算結了の登記をしなければならない。

(登記の申請)

第六十六条 第五十七条から第六十条までの規定による登記は組合員の申請によつて、第六十二条から第六十四条までの規定による登記は清算人

の申請によつてする。

(変更の登記等の添付書面)

第六十八条 事務所の新設若しくは移転又は第五十七条各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、事務所の新設若しくは移転又は登記事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

2 法人である組合員の加入による変更の登記の申請書には、前条第三号に掲げる書面を添付しなければならない。

(清算人に関する変更の登記の添付書面)

第七十一条 清算人の退任による変更の登記の申請書には、退任を証する書面を添付しなければならない。

2 第六十三条第一項各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、登記事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

(商業登記法及び民事保全法の準用)

第七十三条 組合の登記については、商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第二条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条、第十八条、第十九条の二から第二十四条まで、第二十六条、第二十七条、第四十八条から第五十三条まで、第七十一条第一項及び第三百二十二条から第四百四十八条まで並びに民事保全法第五十六条の規定を準用する。この場合において、商業登記法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「有限責任事業組合契約に関する法律第五十七条各号」と、同法第五十三条中「新所在地における登記」とあるのは「新所在地において有限責任事業組合に関する法律第五十七条各号に掲げる事項を登記すべき場合」と、民事保全法第五十六条中「法人を代表する者その他法人の役員」とあるのは「有限責任事業組合の組合員又は清算人」と、「法人の本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所」とあるのは「有限責任事業組合の主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

船舶安全法(昭和八年法律第十一号)(抄)

(民法の準用)

第二十五条の八 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、機構について準用する。

建設業法(昭和二十四年法律第百号)(抄)

(指定の基準)

第二十七条の三 国土交通大臣は、前条第二項の規定による申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同条第一項の規定による指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

- 三 試験事務以外の業務を行つてゐる場合には、その業務を行うことによつて試験事務が不公正になるおそれがないこと。
 - 2 国土交通大臣は、前条第二項の規定による申請をした者が次の各号の一に該当するときは、同条第一項の規定による指定をしてはならない。
 - 一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。
 - 二 この法律の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であること。
 - 三 第二十七条の十四第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であること。
 - 四 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。
 - イ 第二号に該当する者
 - ロ 第二十七条の五第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者
- （指定資格者証交付機関）
- 第二十七条の十九 国土交通大臣は、その指定する者（以下「指定資格者証交付機関」という。）に、資格者証の交付及びその有効期間の更新の実施に関する事務（以下「交付等事務」という。）を行わせることができる。
- 2 前項の規定による指定は、交付等事務を行おうとする者の申請により行う。
 - 3 国土交通大臣は、前項の規定による申請をした者が次の各号の一に該当するときは、第一項の規定による指定をしてはならない。
 - 一 民法第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。
 - 二 第五項において準用する第二十七条の十四第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であること。
 - 4 国土交通大臣は、指定資格者証交付機関に交付等事務を行わせるときは、当該交付等事務を行わないものとする。
 - 5 第二十七条の四、第二十七条の八、第二十七条の十二、第二十七条の十三、第二十七条の十四（同条第二項第一号を除く。）、第二十七条の十五及び第二十七条の十七の規定は、指定資格者証交付機関について準用する。この場合において、第二十七条の四第一項及び第二十七条の十四第二項第五号中「第二十七条の二第一項」とあるのは、「第二十七条の十九第一項」と、第二十七条の八及び第二十七条の十四第二項第四号中「試験事務規程」とあるのは、「交付等事務規程」と、第二十七条の十二第一項、第二十七条の十三第一項及び第二項、第二十七条の十四第二項及び第三項、第二十七条の十五並びに第二十七条の十七中「試験事務」とあるのは、「交付等事務」と、第二十七条の十四第一項中「第二十七条の三第二項各号（第三号を除く。）の一に」とあるのは、「第二十七条の十九第三項第一号に」と、同条第二項第二号中「第二十七条の六第一項若しくは第二項、第二十七条の九、第二十七条の十又は前条第一項」とあるのは、「前条第一項又は第二十七条の二十」と、同項第三号中「第二十七条の五第二項（第二十七条の六第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第二項又は第二十七条の十一」とあるのは、「第二十七条の八第二項」と、第二十七条の十五第一項中「第二十七条の二第三項」とあるのは、「第二十七条の十九第四項」と読み替えるものとする。

水先法（昭和二十四年法律第二百一十一号）（抄）

（水先人会）

第四十八条 水先人は、水先区ごとに、一個の水先人会を設立しなければならない。

2 水先人会は、会員の品位を保持し、水先業務の適正かつ円滑な遂行に資するため、合同事務所（会員のする水先の引受けに関する事務を統合して行うための事務所をいう。以下同じ。）の設置及び運営、水先人の養成並びに会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的とする。

3 水先人会は、法人とする。

4 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規定は、水先人会について準用する。

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）（抄）

（水防協力団体の指定）

第三十六条 水防管理者は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。

4 水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

国際観光ホテル整備法（昭和二十四年法律第二百七十九号）（抄）

（指定法人）

第四十一条 国土交通大臣は、登録ホテル業等を営む者の業務の改善向上を図ることを目的とし、かつ、登録ホテル業等を営む者を社員とする民法第三十四条の規定により設立された社団法人であつて、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、同項に規定する事業を行う者として指定することができる。

2 前項の指定を受けた法人（以下「指定法人」という。）は、次に掲げる事業を行うものとする。

一 登録ホテル業等を営む社員に対し、この法律又はこの法律に基づく命令の遵守に関する指導その他登録ホテル等における外客接遇の向上に関する指導を行うこと。

二 登録ホテル等の外客に接する従業員に対する研修を行うこと。

- 三 登録ホテル等に関する外客からの苦情を処理すること。
- 四 登録ホテル等における外客接遇の向上に関する調査研究を行うこと。

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）（抄）

（欠格条項）

第七十七条の三 次の各号の一に該当する者は、第五条の二第一項の規定による指定を受けることができない。

- 一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人以外の者
- 二 建築基準法令の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
- 三 第七十七条の十五第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
- 四 その役員のうち、イ又はロのいずれかに該当する者がある者
 - イ 第二号に該当する者
 - ロ 第七十七条の六第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）（抄）

（指定の基準）

第十五条の三 国土交通大臣は、前条第二項の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、中央指定試験機関の指定をしてはならない。

- 一 職員、設備、一級建築士試験事務の実施の方法その他の事項についての一級建築士試験事務の実施に関する計画が一級建築士試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の一級建築士試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 三 一級建築士試験事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて一級建築士試験事務が不公正になるおそれがないこと。
- 2 国土交通大臣は、前条第二項の申請をした者が、次の各号の一に該当するときは、中央指定試験機関の指定をしてはならない。
 - 一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。
 - 二 この法律の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であること。
 - 三 第十五条の十四第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。
 - 四 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。
 - イ 第二号に該当する者

ロ 第十五条の五第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

(建築士会及び建築士会連合会)

第二十二條の二 建築士は、都道府県の区域ごとに、建築士会と称する民法第三十四條の規定による法人を設立することができる。

2 建築士会は、全国を単位として、建築士会を会員とする建築士会連合会と称する民法第三十四條の規定による法人を設立することができる。

3 建築士会及び建築士会連合会は、建築士の品位の保持及びその業務の進歩改善に資するため会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。

(指定法人)

第二十七條の二 国土交通大臣は、建築士事務所業務の適正な運営及び設計等を委託する建築主の利益の保護を図ることを目的として民法第三十四條の規定により設立された法人であつて、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、同項に規定する業務を行う者として指定することができる。

2 前項の指定を受けた法人(以下「指定法人」という。)は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 建築士事務所業務に関し、契約の内容の適正化その他設計等を委託する建築主の利益の保護を図るため必要な建築士事務所開設者に対する指導、勧告その他の業務

二 建築士事務所業務に対する設計等を委託する建築主等からの苦情の処理

三 建築士事務所開設者に対する研修

四 その他指定法人の目的を達成するために必要な業務

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)(抄)

(民法等の準用)

第十一條 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四條、第五十條、第五十四條、第五十七條、第六十八條第一項、第七十二條から第八十條まで、第八十二條及び第八十三條の規定並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五條から第三十九條までの規定は、港務局に準用する。

(特定埠頭を構成する行政財産の貸付け)

第五十四條の三 重要港湾における特定埠頭(同一の者により一体的に運営される岸壁その他の係留施設及びこれに附帯する荷さばき施設その他の国土交通省令で定める係留施設以外の港湾施設(特定国際コンテナ埠頭を除く。))をいう。以下この条において同じ。)を運営し、又は運営しようとする者は、当該港湾の港湾管理者(以下この条において単に「港湾管理者」という。)に対し、国土交通省令で定めるところにより、当該特定埠頭の運営の事業が当該港湾の港湾計画に適合することその他国土交通省令で定める要件に該当するものである旨の認定を申請することができる。

- 2 港湾管理者は、前項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る特定埠頭の運営の事業が同項に定める要件に該当すると認めるときは、その認定をするものとする。
- 3 港湾管理者は、前項の認定をしようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣の同意を得なければならない。
- 4 港湾管理者は、第二項の認定をするに当たつては、国土交通省令で定めるところにより、当該認定の申請の内容を公衆の縦覧に供することその他の第六項の貸付けが公正な手続に従つて行われることを確保するために必要な措置を講じなければならない。
- 5 港湾管理者は、第二項の認定をしたときは、遅滞なく、当該認定を受けた者の氏名又は名称、特定埠頭の運営の事業の概要その他国土交通省令で定める事項を公表しなければならない。
- 6 港湾管理者は、国有財産法第十八条第一項又は地方自治法第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、特定埠頭を構成する行政財産（国有財産法第三条第二項又は地方自治法第二百三十八条第四項に規定する行政財産をいう。）を第二項の認定を受けた者に貸し付けることができる。
- 7 前項の規定による貸付けについては、民法第六百四条並びに借地借家法（平成三年法律第九十号）第三条及び第四条の規定は、適用しない。
- 8 国有財産法第二十一条、第二十三条及び第二十四条並びに地方自治法第二百三十八条の二第二項及び第二百三十八条の五第三項から第五項までの規定は、第六項の規定による貸付けについて準用する。
- 9 第六項の規定により港湾管理者が同項に規定する行政財産を第二項の認定を受けた者に貸し付ける場合における第四十六条第一項の規定の適用については、同項ただし書中「又は貸付を受けた者」とあるのは「貸付けを受けた者」と、「三年の期間内である場合」とあるのは「三年の期間内である場合、又は第五十四条の三第六項の規定により貸付けをする場合」とする。
- 10 港湾管理者は、特定埠頭の運営の事業が第一項に定める要件に該当しなくなつたと認めるときは、第二項の認定を受けた者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 11 港湾管理者は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従い必要な措置をとらなかつたときは、第二項の認定を取り消すことができる。
- 12 この場合において、港湾管理者は、速やかに、国土交通大臣にその旨を通知しなければならない。

道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）（抄）

（指定の基準）

- 第四十五条 国土交通大臣は、他に指定試験機関の指定を受けた者がなく、かつ、前条第二項の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならない。
- 一 職員、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が試験事務の適確な実施のために適切なものであること。
 - 二 前号の試験事務の実施に関する計画を適確に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。

- 三 試験事務以外の業務を行つてゐる場合には、その業務を行うことによつて試験事務が不公正になるおそれがないこと。
- 2 国土交通大臣は、前条第二項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。
 - 一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。
 - 二 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であること。
 - 三 第四十五条の十一第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者であること。
 - 四 その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。
 - イ 第二号に該当する者
 - ロ 第四十五条の四第三項の規定による命令により解任され、その解任の日から二年を経過しない者

船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）（抄）
（指定）

- 第七条 国土交通大臣は、次の各号に掲げる要件を備える者の申請があつた場合において、その者が次条各号に掲げる事業（以下「船員雇用促進等事業」という。）を適正かつ確実に行うことができるものと認められるときは、この章の定めるところにより船員雇用促進等事業を行う者として、指定することができる。
- 一 申請者が民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人であること。
 - 二 申請者が第二十三条第一項の規定により指定を取り消され、その取消の日から五年を経過していない者でないこと。
 - 三 申請者の役員のうちに、成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないものがないこと。
 - 四 申請者の役員のうちに、禁錮以上の刑に処せられ、若しくはこの法律若しくは船員職業安定法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過していない者がいないこと。
- 2 国土交通大臣は、前項の指定をしたときは、その指定した者（以下「船員雇用促進センター」という。）の名称、住所及び事務所の所在地を官報で公示しなければならない。
 - 3 船員雇用促進センターは、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならぬ。
 - 4 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）（抄）
（民法の準用）

第七十六条の八 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規定は、協会について準用する。

（自動車整備振興会）

第九十五条 民法第三十四条の規定により設立される法人であつて、その名称中に自動車整備振興会の文字を用いるものは、自動車の整備に関する設備の改善及び技術の向上を促進し、並びに自動車の整備事業の業務の適正な運営を確保するため、次に掲げる事業を行うことを目的とするものでなければならぬ。

- 一 自動車整備振興会としての意見を公表し、又は適当な行政庁に申し出ること。
- 二 必要な調査研究を行い、統計を作成し、資料を収集し、若しくはこれらを公刊し、又は情報を提供し、若しくはあつ旋すること。
- 三 講演又は講習を行うこと。
- 四 自動車の整備又は整備事業に関し、自動車の使用者等の苦情を処理し、又はその相談に応ずること。
- 五 自動車の整備に関する技術の向上及び自動車の整備事業の業務の運営の改善に関し、自動車分解整備事業者等の相談に応じ、又はこれらの者を指導すること。
- 六 広報を行うこと。

気象業務法（昭和二十七年法律第六十五号）（抄）

（指定の基準）

第二十四条の六 気象庁長官は、他に指定試験機関の指定を受けた者がなく、かつ、前条第二項の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 職員、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

三 試験事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて試験事務が不公正になるおそれがないこと。

2 気象庁長官は、前条第二項の申請をした者が次の各号の一に該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。

二 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であること。

三 第二十四条の十六第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者であること。

四 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。

イ 第二号に該当する者

口 第二十四条の九第三項の規定による命令により解任され、その解任の日から二年を経過しない者
(指定)

第二十四条の二十八 気象庁長官は、気象業務の健全な発達を図ることを目的として民法第三十四条の規定により設立された法人であつて、次条に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、民間気象業務支援センター(以下「センター」という)として指定することができる。

- 一 職員、業務の実施の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の業務の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)(抄)

(指定の基準)

第十六条の三 国土交通大臣は、前条第二項の規定による申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同条第一項の規定による指定をしてはならない。

- 一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 三 申請者が、試験事務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて試験事務が公正になるおそれがないこと。
- 2 国土交通大臣は、前条第二項の規定による申請をした者が、次の各号の一に該当するときは、同条第一項の規定による指定をしてはならない。
 - 一 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。
 - 二 この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わりに、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であること。
 - 三 第十六条の十五第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であること。
 - 四 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。
 - イ 第二号に該当する者
 - ロ 第十六条の六第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

(供託所等に関する説明)

第三十五条の二 宅地建物取引業者は、宅地建物取引業者の相手方等に対して、当該売買、交換又は貸借の契約が成立するまでの間に、当該宅地建物取引業者が第六十四条の二第一項の規定により指定を受けた社団法人の社員でないときは第一号に掲げる事項について、当該宅地建物取引業者が同条同項の規定により指定を受けた社団法人の社員であるときは、第六十四条の八第一項の規定により国土交通大臣の指定する弁済業務

開始日前においては第一号及び第二号に掲げる事項について、当該弁済業務開始日以後においては第二号に掲げる事項について説明をするようにしなければならない。

一 営業保証金を供託した主たる事務所のもよりの供託所及びその所在地

二 社員である旨、当該社団法人の名称、住所及び事務所の所在地並びに第六十四条の七第二項の供託所及びその所在地

(瑕疵担保責任についての特約の制限)

第四十条 宅地建物取引業者は、自ら売主となる宅地又は建物の売買契約において、その目的物の瑕疵を担保すべき責任に関し、民法第五百七十条において準用する同法第五百六十六条第三項に規定する期間についてその目的物の引渡しの日から二年以上となる特約をする場合を除き、同条に規定するものより買主に不利となる特約をしてはならない。

2 前項の規定に反する特約は、無効とする。

(指定等)

第五十条の二の五 第三十四条の二第五項の規定による指定(以下この節において「指定」という。)は、次に掲げる要件を備える者であつて、次条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものにつき、国土交通省令で定めるところにより、その者の同意を得て行わなければならない。

一 宅地及び建物の取引の適正の確保及び流通の円滑化を目的として民法第三十四条の規定により設立された法人であること。

二 第五十条の十四第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

三 役員のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。

イ 第五条第一項第一号、第三号又は第三号の二に該当する者

ロ 指定流通機構が第五十条の十四第一項の規定により指定を取り消された場合において、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内にその指定流通機構の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないもの

2 国土交通大臣は、指定をしたときは、指定流通機構の名称及び主たる事務所の所在地、当該指定をした日その他国土交通省令で定める事項を公示しなければならない。

3 指定流通機構は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

4 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定)

第六十四条の二 国土交通大臣は、次の各号に掲げる要件を備える者の申請があつた場合において、その者が次条第一項各号に掲げる業務の全部について適正な計画を有し、かつ、確実にその業務を行なうことができると認められるときは、この章に定めるところにより同項各号に掲げる

業務を行なう者として、指定することができる。

一 申請者が民法第三十四条の規定により設立された社団法人であること。

二 申請者が宅地建物取引業者のみを社員とするものであること。

三 申請者が第六十四条の二十二第一項の規定により指定を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者でないこと。

四 申請者の役員のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。

イ 第五条第一項第一号から第四号までの一に該当する者

ロ 指定を受けた者（以下この章において「宅地建物取引業保証協会」という。）が第六十四条の二十二第一項の規定により指定を取り消された場合において、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内にその役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないもの

2 国土交通大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該宅地建物取引業保証協会の名称、住所及び事務所の所在地並びに第六十四条の八第一項の規定により国土交通大臣の指定する弁済業務開始日を官報で公示するとともに、当該宅地建物取引業保証協会の社員である宅地建物取引業者が免許を受けた都道府県知事にその社員である旨を通知するものとする。

3 宅地建物取引業保証協会は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならぬ。

4 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

5 第一項の指定の申請に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

（宅地建物取引業協会及び宅地建物取引業協会連合会）

第七十四条 宅地建物取引業者は、都道府県の区域ごとに、宅地建物取引業協会と称する民法第三十四条の規定による法人を設立することができる。

2 宅地建物取引業協会は、全国を単位として、宅地建物取引業協会を会員とする宅地建物取引業協会連合会と称する民法第三十四条の規定による法人を設立することができる。

3 宅地建物取引業協会及び宅地建物取引業協会連合会は、宅地建物取引業の適正な運営を確保するとともに宅地建物取引業の健全な発達を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行なうことを目的とする。

4 国土交通大臣は、宅地建物取引業協会連合会に対して、都道府県知事は、宅地建物取引業協会に対して、宅地建物取引業の適正な運営を確保し、又は宅地建物取引業の健全な発達を図るため、必要な事項に関して報告を求め、又は必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

（名称の使用制限）

第七十五条 前条に規定する宅地建物取引業協会及び宅地建物取引業協会連合会でない者は、宅地建物取引業協会又は宅地建物取引業協会連合会という名称を用いてはならない。

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）（抄）

（指定）

第二十二條の二 国土交通大臣は、次に掲げる要件を備える者の申請があつた場合において、その者が次条各号に掲げる業務の全部について適正な計画を有し、かつ、確実にその業務を行うことができるものと認められるときは、この章に定めるところにより同条各号に掲げる業務を行う者として、指定することができる。

- 一 申請者が民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された社団法人であること。
 - 二 申請者が旅行業者等のみを社員とするものであること。
 - 三 申請者の定款が社員の資格の得喪に関し第二十二條の四の規定に適合するものであること。
 - 四 申請者が第二十二條の二十一第一項の規定により指定を取り消され、その取消の日から五年を経過していない者でないこと。
 - 五 申請者の役員のうちに第六條第一項第一号から第三号まで又は第五号の一に該当する者がないこと。
- 2 国土交通大臣は、前項の指定をしたときは、その指定した者（以下「旅行業協会」という。）の名称、住所及び事務所の所在地並びに第二十二條の九第一項の国土交通大臣の指定する弁済業務開始日を官報で公示しなければならない。
- 3 旅行業協会は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- 4 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）（抄）

（貨物利用運送事業法の特例）

- 第九條 総合効率化事業者がその総合効率化計画について第四條第一項の認定を受けたときは、当該総合効率化計画に記載された事業のうち、第一種貨物利用運送事業についての貨物利用運送事業法第三條第一項の登録若しくは同法第七條第一項の変更登録を受け、又は同法第三項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により登録若しくは変更登録を受け、又は届出をしたものとみなす。
- 2 第一種貨物利用運送事業を営む認定総合効率化事業者がその認定総合効率化計画の変更について第五條第一項の認定を受けたときは、当該認定総合効率化計画に記載された事業のうち、第一種貨物利用運送事業についての貨物利用運送事業法第七條第一項の変更登録を受け、又は同法第三項、同法第十四條第二項若しくは第十五條の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により変更登録を受け、又は届出をしたものとみなす。
- 3 認定総合効率化事業者が事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて政令で定めるもの又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された社団法人（以下「組合等」という。）である場合にあつては

、当該認定総合効率化事業者が認定総合効率化計画に従って行う第一種貨物利用運送事業であつて荷主を認定総合効率化事業者たる組合等の構成員に限定して行うものについては、貨物利用運送事業法第八条第一項及び第九条（同法第十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

4 認定総合効率化事業者たる第一種貨物利用運送事業者（貨物利用運送事業法第三条第一項の登録を受けた者をいう。）が認定総合効率化事業者たる他の運送事業者と認定総合効率化計画に従つて同法第十一条に規定する運輸に関する協定を締結したときは、当該協定につき、あらかじめ、同条の規定による届出をしたものとみなす。認定総合効率化計画に従つてこれを変更したときも、同様とする。

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）（抄）

（民法の準用）

第四十四条 民法第四十四条第一項（法人の不法行為能力）、第五十条（法人の住所）、第五十四条（理事の代理権の制限）、第五十五条（理事の代理行為の委任）及び第六十六条（表決権のない場合）の規定は、組合について準用する。この場合において、同法第五十五条中「定款、寄附行為又は総会の決議」とあるのは「定款」と、第六十六条中「社団法人」とあるのは「土地区画整理組合」と、「社員」とあるのは「組合員」と読み替えるものとする。

（清算人）

第四十六条 組合が前条第一項第一号から第四号までの一に掲げる事由に因り解散した場合においては、理事がその清算人となる。但し、総会で他の者を選任した場合においては、この限りでない。

（民法及び非訟事件手続法の準用等）

第五十一条 民法第七十三条（清算法人）、第七十五条（裁判所による清算人の選任）、第七十六条（清算人の解任）、第七十八条から第八十条まで（清算人の職務権限等）及び第八十二条（裁判所による監督）並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項（法人の解散及び清算の監督の管轄）及び第三十六条から第四十条まで（法人の清算人に関する事件等）の規定は、組合の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「土地区画整理法第四十六条」と読み替えるものとする。

2 組合の解散及び清算を監督する裁判所は、都道府県知事に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

3 都道府県知事は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

（指定の基準）

第一百七十七条の五 国土交通大臣は、前条第二項の規定による申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同条第一項の規定による指定をしてはならない。

一 職員、設備、検定事務の実施の方法その他の事項についての検定事務の実施に関する計画が検定事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

- 二 前号の検定事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 三 検定事務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて検定事務が公正になるおそれがないこと。
- 2 国土交通大臣は、前条第二項の規定による申請をした者が次の各号の一に該当するときは、同条第一項の規定による指定をしてはならない。
 - 一 民法第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。
 - 二 この法律の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わりに、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であること。
 - 三 第一百七十七条の十六第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であること。
 - 四 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。
 - イ 第二号に該当する者
 - ロ 第一百七十七条の七第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）（抄）

（指定紛争処理機関の指定等）

- 第二十三条の五 国土交通大臣及び内閣総理大臣は、保険金等又は共済金等の支払に係る紛争の公正かつ適確な解決による被害者の保護を図ることを目的として民法第三十四条の規定により設立された法人であつて、次条第一項に規定する業務（以下「紛争処理業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、紛争処理業務を行う者として指定することができる。
- 一 職員、紛争処理業務の実施の方法その他の事項についての紛争処理業務の実施に関する計画が、紛争処理業務の適確な実施のために適切なものであること。
 - 二 前号の紛争処理業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
 - 三 役員及び職員の構成が、紛争処理業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
 - 四 紛争処理業務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて紛争処理業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
 - 五 前各号に定めるもののほか、紛争処理業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。
- 2 国土交通大臣及び内閣総理大臣は、前項の規定による指定（以下「指定」という。）をしたときは、その指定した者（以下「指定紛争処理機関」という。）の名称及び住所、紛争処理業務を行う事務所の所在地並びに紛争処理業務を開始する日を公示しなければならない。
 - 3 指定紛争処理機関は、その名称若しくは住所又は紛争処理業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨及びこれらの事項を変更しようとする日を国土交通大臣及び内閣総理大臣に届け出なければならない。
 - 4 国土交通大臣及び内閣総理大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

5 指定紛争処理機関は、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより、指定紛争処理機関である旨を、その事務所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

内航海運組合法（昭和三十二年法律第六十二号）（抄）

（代表理事）

第三十四条の二 理事会は、理事の中から海運組合を代表する理事（以下この条において「代表理事」という。）を選定しなければならない。

2 代表理事は、海運組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

3 代表理事については、第三十三条の二、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条第一項、第五十四条及び第五十五条並びに会社法第三百五十四条の規定を準用する。

（海運組合との取引等の制限）

第三十四条の三 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

一 理事が自己又は第三者のために海運組合と取引をしようとするとき。

二 海運組合が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において海運組合と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2 民法第八十条の規定は、前項の承認を受けた同項第一号の取引については、適用しない。

3 第一項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

（会社法等の準用）

第五十五条 解散及び清算については、会社法第四百七十五条（第三号を除く。）、第四百七十六条、第四百七十八条第一項、第二項及び第四項、第四百七十九条第一項及び第二項（各号列記以外の部分に限る。）、第四百八十一条、第四百八十三条第四項及び第五項、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百九十二条第一項から第三項まで、第四百九十九条から第五百三条まで、第五百七条、第八百六十八条第一項、第八百六十九條、第八百七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四條（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六条並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第四十条の規定を、清算人については、第三十二条の二、第三十三条の二から第三十九条まで、第四十三条第二項及び第四十四条並びに会社法第三百五十三条、第三百六十條第一項、第三百六十四條並びに第七編第二章第二節（第八百四十七條第二項、第八百四十九條第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条並びに監査役に係る部分を除く。）の規定を準用する。この場合において、第三十八条第一項中「事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支決算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「事務報告書、財産目録及び貸借対照表」と、同法第四百七十九條第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総組合員の五分の一以上の同意を得た組合員」と、同法第四百九十二条第一項、第五百七条第一項並びに第八百四十七條第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「国土交通省令」と、同法第四百九十九條第一項中「官報に公告し」とあるのは「公告し」と読み替えるものとする。

地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）（抄）

（民法の準用）

第七条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規定は、地方公社に準用する。

（住宅の積立分譲に関する契約）

第二十三条 地方公社は、住宅の積立分譲に関する契約をするには、契約の相手方の資格及び選定方法並びに契約の内容に関し国土交通省令で定める基準に従つてしなければならない。

2 住宅の積立分譲に関する契約をした者は、その契約の解除により地方公社から受けるべき金額につき地方公社の総財産の上に先取特権を有する。

3 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

（民法及び非訟事件手続法の準用等）

第三十九条 民法第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十七条第二項（届出に関する部分に限る。）及び第七十八条から第八十三条まで並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条までの規定は、地方公社の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「地方住宅供給公社法第三十七条第一項」と読み替えるものとする。

2 地方公社の解散及び清算を監督する裁判所は、国土交通大臣に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

3 国土交通大臣は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした地方公社の役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により国土交通大臣、都道府県知事又は市長の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第六条第一項の規定に違反して、登記することを怠つたとき。

三 第二十一条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第三十条、第三十三条、第三十四条又は第三十八条の規定に違反したとき。

五 第三十二条の規定に違反して、財務諸表又は業務報告書を提出することを怠り、又はそれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしてこれを提出したとき。

六 第三十九条第一項において準用する民法第七十九条第一項の規定に違反して、公告することを怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

七 第三十九条第一項において準用する民法第七十九条第一項に規定する期間内に債権者に弁済したとき。

八 第三十九条第一項において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てを怠つたとき。

九 第四十一条の規定による命令に違反したとき。

日本勤労者住宅協会法（昭和四十一年法律第百三十三号）（抄）

（民法の準用）

第十一条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力等）及び第五十条（法人の住所）の規定は、協会について準用する。

船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）（抄）

（民法の準用）

第二十三条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力等）及び第五十条（法人の住所）の規定は、協会に準用する。

（創立總會）

第三十六条 發起人は、定款を作成し、これを会議の日時及び場所とともにその会議開催日の一月前までに公告して、創立總會を開かなければならない。

2 定款の承認その他設立に必要な事項の決定は、創立總會の議決によらなければならない。

3 創立總會の議事は、会員の資格を有する者でその会日までに發起人に対して会員となる旨を申し出たものの二分の一以上が出席して、その出席者の議決権の三分の二以上で決する。

4 民法第六十五条及び第六十六条（表決権）の規定は、創立總會の議決に準用する。

（總會の招集）

第四十六条 会長は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回通常總會を招集しなければならない。

2 会長は、必要があると認めるときは、臨時總會を招集することができる。

（總會の議決事項）

第四十七条 次の事項は、總會の議決を経なければならない。

一 定款の変更

二 事業計画及び収支予算の決定又は変更

三 船員災害防止規程の設定、変更又は廃止

四 解散

五 会員の除名

六 その他定款で定める事項

（總會の議事）

第四十八条 総会の議事は、総会員の二分の一以上が出席して、その出席者の議決権の過半数で決する。ただし、前条第一号及び第三号から第五号までの事項に係る議事は、総会員の二分の一以上が出席して、その出席者の議決権の三分の二以上の多数で決する。

(総会に関する民法の準用)

第四十九条 民法第六十一条第二項(臨時総会招集請求権)、第六十二条(総会の招集)、第六十四条(総会の決議事項)、第六十五条及び第六十六条(表決権)の規定は、協会の総会に準用する。

(清算人)

第五十二条 清算人は、前条第一項第一号の規定による解散の場合には総会において選任し、同項第三号の規定による解散の場合には厚生労働大臣及び国土交通大臣が選任する。

第五十三条 清算人は、財産処分の方法を定め、総会の議決を経て厚生労働大臣及び国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2 総会が前項の議決をしないとき又はすることができないときは、清算人は、厚生労働大臣及び国土交通大臣の認可を受けて、財産処分の方法を定めなければならない。

3 残余財産は、船員災害の防止のための活動を行なう団体に帰属させなければならない。

(解散及び清算に関する民法等の準用)

第五十四条 民法第七十条(法人についての破産手続の開始)、第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十八条から第八十一条まで、第八十二条(解散に係る部分を除く。)、及び第八十三条(清算)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条まで(法人の解散及び清算の監督等)の規定は、協会の解散及び清算に準用する。

2 協会の解散及び清算を監督する裁判所は、協会の業務を監督する官庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

3 前項に規定する官庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした協会の発起人、役員又は清算人は、十万円以下の過料に処する。

一 この法律に基づいて協会が行うことができる業務以外の業務を行つたとき。

二 第二十二条第一項の政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第三十二条の規定に違反したとき。

四 第五十三条第一項又は第二項の認可を受けずに財産処分をしたとき。

五 第五十四条第一項において準用する民法第七十条第二項又は同法第八十一条第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。

六 第五十四条第一項において準用する民法第七十九条第一項又は同法第八十一条第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

七 第五十五条に規定する書類を同条に規定する期間内に提出しなかつたとき。

八 定款、事業報告書、貸借対照表、収支決算書又は財産目録に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）（抄）

（都市計画の決定等の提案）

第二十一条の二 都市計画区域又は準都市計画区域のうち、一体として整備し、開発し、又は保全すべき土地の区域としてふさわしい政令で定める規模以上の一団の土地の区域について、当該土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権」という。）を有する者（以下この条において「土地所有者等」という。）は、一人で、又は数人共同して、都道府県又は市町村に対し、都市計画（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに都市再開発方針等に関するものを除く。次項において同じ。）の決定又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る都市計画の素案を添えなければならない。

2 まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的として設立された特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人若しくは民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人又はこれらに準ずるものとして地方公共団体の条例で定める団体は、前項に規定する土地の区域について、都道府県又は市町村に対し、都市計画の決定又は変更をすることを提案することができる。同項後段の規定は、この場合について準用する。

3 前二項の規定による提案（以下「計画提案」という。）は、次に掲げるところに従つて、国土交通省令で定めるところにより行うものとする。

一 当該計画提案に係る都市計画の素案の内容が、第十三条その他の法令の規定に基づく都市計画に関する基準に適合するものであること。

二 当該計画提案に係る都市計画の素案の対象となる土地（国又は地方公共団体の所有している土地で公共施設の用に供されているものを除く。以下この号において同じ。）の区域内の土地所有者等の三分の二以上の同意（同意した者が所有するその区域内の土地の地積と同意した者が有する借地権の目的となつているその区域内の土地の地積の合計が、その区域内の土地の総地積と借地権の目的となつている土地の総地積との合計の三分の二以上となる場合に限る。）を得ていること。

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）（抄）

（法人格）

第八条 市街地再開発組合（以下「組合」という。）は、法人とする。

2 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条第一項、第五十条、第五十四条及び第五十五条の規定は、組合について準用する。

（役員の職務）

第二十七条 理事長は、組合を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、定款の定めるところにより、理事長を補佐して組合の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

3 定款に特別の定めがある場合を除くほか、組合の業務は、理事の過半数で決する。

- 4 組合と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合においては、監事が組合を代表する。
- 5 理事長は、事業年度ごとに事業報告書、収支決算書及び財産目録を作成し、監事の意見書を添えて、これを通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。
- 6 前項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして国土交通省令で定めるものをいう。）の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、理事長は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。
- 7 理事長は、毎事業年度、通常総会の承認を得た事業報告書、収支決算書及び財産目録を当該承認を得た日から二週間以内に、都道府県知事に提出しなければならない。
- 8 理事長は、組合員から総組合員の十分の一以上の同意を得て会計の帳簿及び書類の閲覧又は謄写の請求があつたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。
- 9 監事は、理事又は組合の職員と兼ねてはならない。
- 10 民法第五十九条の規定は、組合の監事の職務について準用する。
（議決権及び選挙権）
- 第三十七条 組合員及び総代は、定款に特別の定めがある場合を除き、各一個の議決権及び選挙権を有する。
- 2 施行地区内の宅地について所有権と借地権をとともに有する組合員は、第三十三条の規定による議決については、前項の規定にかかわらず、宅地について所有権を有する組合員として、及び宅地について借地権を有する組合員として、それぞれ議決権を有する。施行地区内の宅地について所有権を有する組合員及び施行地区内の宅地について借地権を有する組合員が各別に総代を選挙するものと定款で定められた場合におけるその選挙に係る選挙権についても、同様とする。
- 3 組合員は書面又は代理人をもつて、総代は書面をもつて、議決権及び選挙権を行使することができる。
- 4 前項の規定により議決権及び選挙権を行使する者は、第三十二条第一項（第三十四条第三項及び第三十五条第四項において準用する場合を含む。）及び第三十三条（第三十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、出席者とみなす。
- 5 代理人は、同時に五人以上の組合員を代理することができない。
- 6 代理人は、代理権を証する書面を組合に提出しなければならない。
- 7 民法第六十六条の規定は、組合員の議決権について準用する。
（賦課金等の時効）
- 第四十二条 賦課金、負担金、分担金及び過剰金を徴収する権利は、五年間行なわなないときは、時効により消滅する。
- 2 前条第一項の督促は、民法第五百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。
（民法及び非訟事件手続法の準用等）

第五十条 民法第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十八条から第八十条まで及び第八十二条並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条までの規定は、組合の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「都市再開発法第四十六条」と読み替えるものとする。

2 組合の解散及び清算を監督する裁判所は、都道府県知事に対し、意見を述べることができ、又は調査を囑託することができる。

3 都道府県知事は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができ、又は調査を囑託することができる。

第四百四十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした組合の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 組合が第一種市街地再開発事業以外の事業を営んだとき。

二 第二十七条第八項の規定に違反して正当な理由がないのに帳簿及び書類の閲覧又は謄写を拒んだとき。

三 第二十七条第九項の規定に違反して監事が理事又は組合の職員と兼ねたとき。

四 第三十一条第一項（第三十五条第四項において準用する場合を含む。）又は第三項若しくは第四項（第三十四条第三項及び第三十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反して総会、総会の部会又は総代会を招集しなかつたとき。

五 第三十一条第七項の規定に違反して書類を備えず、又はその書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

六 第三十一条第八項の規定に違反して正当な理由がないのに書類の閲覧又は謄写を拒んだとき。

七 第三十八条第二項において準用する第七条の十六第三項又は第四十五条第三項の規定に違反したとき。

八 第四十七条又は第四十九条に掲げる書類に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

九 第四十八条の規定に違反して組合の残余財産を処分したとき。

十 第三百三十四条第一項の規定に違反して簿書を備えず、又はその簿書に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

十一 第三百三十四条第二項の規定に違反して正当な理由がないのに簿書の閲覧又は謄写を拒んだとき。

十二 都道府県知事若しくは市町村長又は総会、総会の部会若しくは総代会に対し、不実の申立てをし、又は事実を隠したとき。

十三 組合がこの法律の規定による公告をすべき場合において、公告をせず、又は不実の公告をしたとき。

タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）（抄）

第二十条 国土交通大臣は、前条第一項の申請が次の各号の一に該当していると認めるときは、同項の指定をしてはならない。

一 現に当該指定地域について他に指定した者があること。

二 申請者が民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された財団法人以外の者であること。

三 申請者が登録事務等を公正かつ適確に実施することができないおそれがある者であること。

四 申請者が第二十九条第一項の規定により指定を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者であること。

五 申請者の役員で登録事務等に従事するもののうちに、禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくは道路運送法の規定により罰金の刑に

処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者があること。

(登録事務等の臨時代行)

第三十二条 国土交通大臣は、指定登録機関が登録事務等を実施することが困難となつた事由が生じた場合において、必要があると認めるときは、民法第三十四条の規定により設立された法人で第二十条第三号から第五号までに該当していないと認められるものを指定して、期間を定めて、登録事務等を行なわせることができる。

2 国土交通大臣は、前項の指定登録機関に対し、同項の指定を受けた者が登録事務等を行なう期間中登録事務等の実施を停止すべきことを命ずるものとする。

3 第一項の指定登録機関は、前項の命令を受けたときは、直ちに原簿その他の登録事務等の実施に関する書類を第一項の指定を受けた者に引き渡さなければならない。

4 第二十一条、第二十二条及び第二十七条から前条までの規定は、第一項の指定を受けた者が登録事務等を行なう場合について準用する。この場合において、第二十一条第一項中「登録事務等の実施を開始する日」とあるのは、「登録事務等を行なわせる期間」と読み替えるものとする。

第三十五条 国土交通大臣は、前条第二項の申請が次の各号の一に該当していると認めるときは、同条第一項の指定をしてはならない。

一 現に当該指定地域について適正化事業実施機関があること。

二 申請者が民法第三十四条の規定により設立された財団法人以外の者であること。

三 申請者が前条第一項各号の業務(以下「適正化業務」という。)を公正かつ適確に実施することができないおそれがある者であること。

四 申請者が適正化業務以外の業務を行なう場合には、次の業務以外の業務を行なうものであること。

イ 登録事務等

ロ 一般乗用旅客自動車運送事業の利用者の利便の増進に資する業務

ハ 一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車の運転者の福利厚生のための共同施設の設置及び運営その他一般乗用旅客自動車運送事業の業務の改善に資する業務

五 申請者が第四十条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者であること。

六 申請者の役員で適正化業務に従事するものうちに、禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくは道路運送法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者があること。

地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)(抄)

(民法の準用)

第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、道路公社について準用する。

(民法及び非訟事件手続法の準用等)

第三十七条 民法第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十七条第二項（届出に関する部分に限る。）、第七十八条から第八十条まで、第八十二条及び第八十三条並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条までの規定は、道路公社の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第三十五条第一項」と読み替えるものとする。

2 道路公社の解散及び清算を監督する裁判所は、国土交通大臣に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

3 国土交通大臣は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第四十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした道路公社の役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により国土交通大臣若しくは都道府県知事又は設立団体の長の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第六条第一項の規定に違反して、登記することを怠つたとき。

三 第二十一条第一項から第三項までに規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第二十六条の規定に違反して、財務諸表又は決算報告書を提出することを怠り、又はそれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしてこれを提出したとき。

五 第二十七条、第三十一条又は第三十六条の規定に違反したとき。

六 第三十七条第一項において準用する民法第七十九条第一項の規定に違反して、公告することを怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

七 第三十七条第一項において準用する民法第七十九条第一項に規定する期間内に債権者に弁済したとき。

八 第三十九条の規定による命令に違反したとき。

日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）（抄）

（民法の準用）

第七条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規定は、事業団について準用する。

（借入金及び下水道債券）

第三十四条 事業団は、国土交通大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は下水道債券を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、国土交通大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 第一項の規定による下水道債券の債権者は、事業団の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 事業団は、国土交通大臣の認可を受けて、下水道債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、下水道債券に関し必要な事項は、政令で定める。

都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）（抄）

（指定）

第六十八条 都道府県知事は、都市における緑地の保全及び緑化の推進を図ることを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、緑地管理機構（以下「機構」という。）として指定することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしたときは、当該機構の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 機構は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

航空・鉄道事故調査委員会設置法（昭和四十八年法律第一百三十三号）（抄）

（調査等の委託）

第十五条の二 委員会は、事故等調査を行うため必要があると認めるときは、調査又は研究の実施に関する事務の一部を、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第十八条において同じ。）、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人、事業者その他の民間の団体又は学識経験を有する者に委託することができる。

2 前項の規定により事務の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、当該委託事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第一項の規定により事務の委託を受けた者又はその役員若しくは職員であつて当該委託事務に従事するものは、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）（抄）

（土地区画整理法の準用）

第五十一条 土地区画整理法第七条の規定は第三十七条第一項の事業計画を定めようとする者について、同法第十八条及び第十九条の規定は第三十七条第一項の規定による認可を申請しようとする者について、同法第二十条、第二十一条（第二項及び第四項を除く。）、第二十四条、第二

十六条から第二十九条まで（第二十八条第八項及び第九項を除く。）、第三十九条（第五項を除く。）及び第四十三条から第五十一条まで（第四十五条第三項及び第五十条第二項を除く。）の規定は組合について準用する。

幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）（抄）

（沿道整備推進機構の指定）

第十三条の二 市町村長は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、沿道整備推進機構（以下「機構」という。）として指定することができる。

2 市町村長は、前項の規定による指定をしたときは、当該機構の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 機構は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。

4 市町村長は、前項の届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）（抄）

（役員に欠員を生じた場合の措置）

第三十二条の二 役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員（第四十四条において準用する民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十六条の仮理事を含む。）が就任するまで、

なお役員としての権利義務を有する。

第三十七条 組合員（准組合員を除く。）が総組合員（准組合員を除く。）の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請求したときは、理事は、その請求があつた日から二十日以内に総会を招集しなければならない。

第三十八条 理事の職務を行う者がいないとき、又は前条の請求があつた場合において理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

（役員の変更の請求）

第四十三条 組合員（准組合員を除く。）は、総組合員（准組合員を除く。）の五分の一以上の連署をもつて、その代表者から役員の変更を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、理事の全員又は監事の全員について同時にしなければならない。ただし、法令等の違反を理由として改選を請求する場合は、この限りでない。

3 第一項の規定による請求は、改選の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。

4 第一項の規定による請求があつたときは、理事は、これを総会の議に付さなければならない。この場合には、第三十七条及び第三十八条の規定を準用する。

5 第三項の書面の提出があつたときは、理事は、総会の日の一週間前までにその請求に係る役員にその書面又はその写しを送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

6 第一項の規定による請求につき第四項の総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その時にその職を失う。
(役員についての民法等の準用)

第四十四条 会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百三十条の規定は理事及び監事について、民法第四十四条第一項、第五十二条第二項、第五十三条から第五十六条まで及び第六十一条第一項の規定は理事について、第三十三条及び同法第五十九条の規定は監事について、それぞれ準用する。この場合において、会社法第四百三十条中「役員等が」とあるのは「理事が」と、「他の役員等も」とあるのは「監事も」と、民法第五十六条中「裁判所は、利害関係人又は検察官」とあるのは「都道府県知事は、利害関係人」と読み替えるものとする。

(総会の議事)

第四十九条 総会の議事は、この法律、定款又は規約に特別の定めがある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決すところによる。

2 議長は、総会において選任する。

3 議長は、組合員として総会の議決に加わることができない。
(総会についての民法及び会社法の準用)

第五十一条 民法第六十四条の規定は総会について、会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百四十六条の規定（これらの規定中監査役に関する部分を除く。）は総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、民法第六十四条中「第六十二条」とあるのは、「農住組合法第三十九条」と読み替えるものとする。

(清算事務)

第七十七条 清算人は、就職の後遅滞なく、組合の財産の状況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作成し、財産処分の方法を定め、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

第七十八条 清算人は、組合の債務を弁済した後でなければ、組合の財産を分配することができない。

第七十九条 清算事務が終わつたときは、清算人は、遅滞なく、決算報告書を作成し、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

(民法及び非訟事件手続法の準用等)

第八十条 民法第七十三条、第七十五条、第七十六条及び第七十八条から第八十三条まで並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条までの規定は、組合の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「農住組合法第七十六条」と読み替えるものとする。

2 組合の解散及び清算を監督する裁判所は、都道府県知事に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

3 都道府県知事は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第九十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、組合の役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定に基づいて組合が行うことができる事業以外の事業を行ったとき。

二 第六条第一項の規定に基づき政令で定める登記を怠り、又は虚偽の登記をしたとき。

三 第二十一条、第二十三条第二項後段、第三十四条又は第三十六条の規定に違反したとき。

四 第三十七条又は第三十八条（これらの規定を第四十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

五 第四十一条第一項若しくは第二項若しくは第四十二条第一項の規定に違反して、書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第四十一条第四項若しくは第四十二条第二項の規定による閲覧を拒んだとき。

六 第四十三条第五項又は第四十六条第四項の規定に違反したとき。

七 第五十二条若しくは第五十三条第二項の規定に違反して出資一口の金額を減少し、又は第七十二条第四項において準用する第五十二条若しくは第五十三条第二項の規定に違反して組合の合併をしたとき。

八 第五十四条から第五十七条までの規定に違反したとき。

九 第五十九条の規定に違反して組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

十 第七十一条第五項の規定に違反したとき。

十一 第七十七条又は第七十九条の書類に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

十二 第七十八条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

十三 第八十条第一項において準用する民法第七十九条第一項又は同法第八十一条第一項に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

十四 第八十条第一項において準用する民法第七十九条第一項の期間内に債権者に弁済したとき。

十五 第八十条第一項において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

2 第四十七条の規定に違反した者は、これを二十万円以下の過料に処する。

広域臨海環境整備センター法（昭和五十六年法律第七十六号）（抄）

（民法の準用）

第八条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規定は、センターについて準用する。

（民法及び非訟事件手続法の準用）

第三十二条 民法第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十七条第二項（届出に関する部分に限る。）及び第七十八条から第八十三条まで並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条までの規定は、センターの解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「広域臨海環境整備センター法（昭和五十六年法律第七十六号）第

三十条第一項」と読み替えるものとする。

2 センターの解散及び清算を監督する裁判所は、主務大臣に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

3 主務大臣は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をしたセンターの役員又は清算人は、十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により主務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

二 第七条第一項の規定に違反して、登記することを怠つたとき。

三 第十九条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第二十条第六項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五 第二十一条第一項の規定に違反して、実施計画を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

六 第二十三条又は第二十四条第一項の規定に違反して、提出すべき書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

七 第三十一条の規定に違反したとき。

八 第三十二条第一項において準用する民法第七十九条第一項又は第八十一条第一項の規定に違反して、公告することを怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

九 第三十二条第一項において準用する民法第七十九条第一項に規定する期間内に債権者に弁済したとき。

十 第三十二条第一項において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てを怠つたとき。

十一 第三十四条の規定による命令に違反したとき。

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）（抄）

（指定試験機関の指定）

第四十三条の二 指定試験機関の指定は、主務省令で定めるところにより、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

2 主務大臣は、他に前条第四項の規定により指定を受けた者がなく、かつ、前項の申請が次の要件を満たしているときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

3 主務大臣は、第一項の申請が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 申請者が、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。

二 申請者がその行う試験事務以外の業務により試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。

三 申請者が、第四十三条の十二の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であること。

四 申請者の役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。

イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

ロ 次条第二項の命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

特定都市鉄道整備促進特別措置法（昭和六十一年法律第四十二号）（抄）

（指定法人）

第十四条 第六条第二項の規定による指定は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人その他営利を目的としない法人であつて、次に掲げる業務を適切かつ確実に行うことができると認められるものにつき、その者の同意を得て行わなければならない。

一 特定都市鉄道整備積立金の管理を行うこと。

二 特定都市鉄道整備積立金の積立てに関する証明を行うこと。

三 特定都市鉄道整備積立金の取戻しに関して、取り戻された特定都市鉄道整備積立金の額に相当する金額が確実に整備事業計画に記載された特定都市鉄道工事の工事費に支出されることを確認すること。

2 国土交通大臣は、第六条第二項の規定による指定をしたときは、指定法人の名称、住所及び事務所の所在地を官報で公示しなければならない。

3 指定法人は、国土交通省令で定める方法により第一項各号に掲げる業務を行わなければならない。

4 指定法人は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度における特定都市鉄道整備積立金の管理に関する報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

5 国土交通大臣は、第一項各号に掲げる業務の適正な実施を確保するため必要があるときは、指定法人に対して、監督上必要な命令をすることができる。

民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）（抄）

（民間都市開発推進機構の指定）

第三条 国土交通大臣は、民間都市開発事業の推進を目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の財団法人であつて、次条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、民間都市開発推進機構（以下「機構」という。）として指定することができる。

2 国土交通大臣は、前項の指定をしたときは、当該機構の名称、住所及び事務所の所在地を官報で公示しなければならない。

3 機構は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

4 国土交通大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(借入金及び債券)

- 第八条 機構は、弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
- 2 機構は、基本財産の額又は純資産額のいずれか少ない額の十倍に相当する金額を限度として、債券を発行することができる。ただし、その発行した債券の借換えのためには、一時その限度を超えて債券を発行することができる。
- 3 機構は、前項の規定により債券を発行しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
- 4 機構は、第二項の規定による債券を発行する場合には、割引の方法によることができる。
- 5 第二項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
- 6 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。
- 7 機構は、国土交通大臣の認可を受けて、第二項の規定による債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。
- 8 会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。
- 9 第二項から前項までに定めるもののほか、第二項の規定による債券に関し必要な事項は、政令で定める。

関西文化学術研究都市建設促進法（昭和六十二年法律第七十二号）（抄）

(建設計画の作成等)

- 第五条 関係府県知事は、基本方針に基づき、関係市町長、独立行政法人都市再生機構及び財団法人関西文化学術研究都市推進機構の意見を聴いて、当該府県の区域内の関西文化学術研究都市の地域について、関西文化学術研究都市の建設に関する計画（以下「建設計画」という。）を作成し、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。
- 2 国土交通大臣は、建設計画に同意しようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 3 関係府県知事は、建設計画の同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前三項の規定は、建設計画を変更する場合について準用する。

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）（抄）

(地方貨物自動車運送適正化事業実施機関の指定等)

- 第三十八条 国土交通大臣は、貨物自動車運送に関する秩序の確立に資することを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人であつて、次条に規定する事業を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、運輸監理部及び運輸支局の管轄区域を勘案して国土交通大臣が定める区域（以下この章において単に「区域」という。）に一を限って、地方貨物自動車運送適正化

事業実施機関（以下「地方実施機関」という。）として指定することができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による地方実施機関の指定をしたときは、当該地方実施機関の名称、住所及び事務所の所在地並びに当該指定に係る区域を公示しなければならない。

（全国貨物自動車運送適正化事業実施機関の指定等）

第四十三条 国土交通大臣は、貨物自動車運送に関する秩序の確立に資することを目的として設立された民法第三十四条の法人であつて、次条に規定する事業を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関（以下「全国実施機関」という。）として指定することができる。

（指定の基準）

第四十七条 国土交通大臣は、他に指定試験機関の指定を受けた者がなく、かつ、前条第二項の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならない。

- 一 職員、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が試験事務の適確な実施のために適切なものであること。
 - 二 前号の試験事務の実施に関する計画を適確に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。
 - 三 試験事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて試験事務が不公正になるおそれがないこと。
- 2 国土交通大臣は、前条第二項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。
- 一 民法第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。
 - 二 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であること。
 - 三 第五十七条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者であること。
 - 四 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。
 - イ 第二号に該当する者
 - ロ 第五十条第三項の規定による命令により解任され、その解任の日から二年を経過しない者

地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平成四年法律第八十八号）（抄）

（支援事業実施機関の指定）

第八条 主務大臣は、計画活用行事等を支援することを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人であつて、次条に規定する事業を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、活用行事等支援事業実施機関（以下「支援事業実施機関」という。）として指定することができる。

大阪湾臨海地域開発整備法（平成四年法律第一百十号）（抄）

（整備計画の策定）

- 第七条 関係府県知事は、基本方針に基づき、関係市町村長、財団法人大阪湾ベイエリア開発推進機構（以下「機構」という。）その他必要と認める学識経験のある者の意見を聴いて、当該府県の区域内の大阪湾臨海地域又は関連整備地域について大阪湾臨海地域又は関連整備地域の整備等に関する計画（以下「整備計画」という。）を作成し、国土交通大臣を通じて主務大臣に協議しその同意を求めることができる。
- 2 主務大臣は、整備計画に同意しようとするときは、国土交通大臣を通じて、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 3 関係府県知事は、整備計画の同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前三項の規定は、整備計画を変更する場合について準用する。
- 5 大阪湾臨海地域において第二条第三項に規定する要件に該当する一団の土地を所有する者は、当該土地が所在する府県の知事に対し、当該土地が開発地区の要件に適合する旨の申出を行うことができる。
- 6 前項の申出を受けた府県知事は、当該申出をした者に対し、申出に係る土地の全部又は一部を開発地区として定めるときは、その旨及び申出をした者が整備計画を実施する際に配慮すべき事項を通知するものとし、申出に係る土地を開発地区として定めないこととしたときは、その旨を通知するものとする。

不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）（抄）

（不動産特定共同事業協会）

第四十一条 不動産特定共同事業者は、事業参加者の保護を図るとともに、不動産特定共同事業の健全な発展に資することを目的として、不動産特定共同事業者を会員とし、その名称中に不動産特定共同事業協会という文字を用いる民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定による法人を設立することができる。

2 前項に規定する法人（以下この章において「協会」という。）は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 会員の営む不動産特定共同事業の業務に関し、この法律、宅地建物取引業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律その他の法令の規定を遵守させるための会員に対する指導、勧告その他の業務

二 会員の営む不動産特定共同事業に関し、不動産特定共同事業契約の内容の適正化その他事業参加者の利益の保護を図るため必要な指導、勧告その他の業務

三 会員の営む不動産特定共同事業の業務に関する事業参加者等からの苦情の解決

四 不動産の適正かつ合理的な利用の確保及び投機的取引の抑制を図るため必要な調査及び研究

五 その他協会の目的を達成するため必要な業務

3 協会は、会員の名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）（抄）

（耐震改修支援センター）

第十七条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を支援することを目的として民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人その他営利を目的としない法人であつて、第十九条に規定する業務（以下「支援業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、耐震改修支援センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

- 一 職員、支援業務の実施の方法その他の事項についての支援業務の実施に関する計画が、支援業務の適確な実施のために適切なものであること。

- 二 前号の支援業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

- 三 役員又は職員の構成が、支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

- 四 支援業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

- 五 前各号に定めるもののほか、支援業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）（抄）

（高齢者居住支援センター）

第七十八条 国土交通大臣は、高齢者の居住の安定の確保を支援することを目的として民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人であつて、第八十条に規定する業務（以下「支援業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、高齢者居住支援センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

- 一 職員、支援業務の実施の方法その他の事項についての支援業務の実施に関する計画が、支援業務の適確な実施のために適切なものであること。

- 二 前号の支援業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

- 三 役員又は職員の構成が、支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

- 四 支援業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

- 五 前各号に定めるもののほか、支援業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）（抄）

(役員に欠員を生じた場合の措置)

第六十五条の二 役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の数に欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員(第七十五条において準用する民法(明治二十九年法律第八十九号)第五十六条の仮理事を含む。)が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(総会の招集)

第六十九条 理事は、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

2 組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請求したときは、理事は、その請求のあつた日から二十日以内に総会を招集しなければならない。

3 理事の職務を行う者がなく、又は前項の規定による請求があつた場合において理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

(役員改選の請求)

第七十四条 組合員は、総組合員の五分の一以上の連署をもって、その代表者から役員改選を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、理事の全員又は監事の全員について同時にしなければならない。ただし、法令等の違反を理由として改選を請求する場合は、この限りでない。

3 第一項の規定による請求は、改選の理由を記載した書面を理事に提出しなければならない。

4 第一項の規定による請求があつたときは、理事は、これを総会の議に付さなければならない。この場合においては、第六十九条第二項及び第三項の規定を準用する。

5 第三項に規定する書面の提出があつたときは、理事は、総会の日の一週間前までにその請求に係る役員にその書面又はその写しを送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

6 第一項の規定による請求につき第四項に規定する総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その時にその職を失う。

(役員についての民法等の準用)

第七十五条 会社法(平成十七年法律第八十六号)第四百三十条の規定は理事及び監事について、民法第四十四条第一項、第五十二条第二項、第五十三条から第五十六条まで及び第六十一条第一項の規定は理事について、第六十六条及び同法第五十九条の規定は監事について、それぞれ準用する。この場合において、会社法第四百三十条中「役員等」とあるのは「理事」と、「他の役員等」とあるのは「監事も」と、民法第五十六条中「裁判所は、利害関係人又は検察官」とあるのは「都道府県知事は、利害関係人」と読み替えるものとする。

(総会の議事)

第七十九条 総会の議事は、この法律、定款又は規約に特別の定めがある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議

長の決するところによる。

2 議長は、総会において選任する。

3 議長は、組合員として総会の議決に加わることができない。

(総会についての民法及び会社法の準用)

第八十一条 民法第六十四条の規定は総会について、会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七條、第八百三十八條並びに第八百四十六條の規定(これらの規定中監査役に関する部分を除く。)は総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、民法第六十四条中「第六十二条」とあるのは、「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第七十条」と読み替えるものとする。

(計画整備組合の解散及び清算についての民法及び非訟事件手続法の準用等)

第一百四条 民法第七十三条、第七十五条、第七十六条及び第七十八条から第八十三条まで並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条までの規定は、計画整備組合の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百二条」と読み替えるものとする。

2 計画整備組合の解散及び清算を監督する裁判所は、都道府県知事に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

3 都道府県知事は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(法人格)

第一百三三条 防災街区整備事業組合(以下「事業組合」という。)は、法人とする。

2 民法第四十四条第一項、第五十条、第五十四条及び第五十五条の規定は、事業組合について準用する。

(役員)

第一百四八条 事業組合に、役員として、理事三人以上及び監事二人以上を置く。

2 事業組合に、役員として、理事長一人を置き、理事の互選によりこれを定める。

3 都市再開発法第二十四条から第二十八条まで(第二十七条第七項及び第八項を除く。)の規定は、事業組合の役員について準用する。この場合において、同法第二十七条第九項中「組合」とあるのは、「防災街区整備事業組合」と読み替えるものとする。

(議決権及び選挙権)

第一百五六条 組合員及び総代は、定款に特別の定めがある場合を除き、各一個の議決権及び選挙権を有する。

2 施行地区内の宅地について所有権と借地権とをともに有する組合員は、第五十二条の規定による議決については、前項の規定にかかわらず、宅地の所有者である組合員として、及び宅地の借地権者である組合員として、それぞれ議決権を有する。施行地区内の宅地の所有者である組合員及び施行地区内の宅地の借地権者である組合員が各別に総代を選挙するものと定款で定めた場合におけるその選挙に係る選挙権についても

、同様とする。

- 3 組合員は書面又は代理人をもって、総代は書面をもって、議決権及び選挙権を行使することができる。
- 4 前項の規定により議決権及び選挙権を行使する者は、第五百十一条、第五百十三条第三項及び第五百十四条第四項において準用する都市再開発法第三十二条第一項の規定並びに第五百十二条（第五百十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、出席者のみならず。

- 5 代理人は、同時に五人以上の組合員を代理することができない。
- 6 代理人は、代理権を証する書面を事業組合に提出しなければならない。
- 7 民法第六十六条の規定は、組合員の議決権について準用する。

（事業組合の解散及び清算についての都市再開発法等の準用等）

- 第六十六条 都市再開発法第四十六条から第四十九条までの規定、民法第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十八条から第八十条まで及び第八十二条の規定並びに非訟事件手続法第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条までの規定は、事業組合の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第六十四条第一項において準用する都市再開発法第四十六条」と読み替えるものとする。

- 2 事業組合の解散及び清算を監督する裁判所は、都道府県知事に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。
- 3 都道府県知事は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

（防災街区整備推進機構の指定）

- 第二百八十九条 市町村長は、民法第三十四条の法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、防災街区整備推進機構（以下この節において「防災機構」という。）として指定することができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による指定をしたときは、当該防災機構の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 防災機構は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。
- 4 市町村長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

第三百十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、計画整備組合の役員又は清算人を二十万円以下の過料に処する。

- 一 この法律の規定に基づいて計画整備組合が行うことができる事業以外の事業を行ったとき。
- 二 第四十四条第一項の規定に基づく政令で定める登記を怠り、又は虚偽の登記をしたとき。
- 三 第五十四条、第五十六条第二項後段、第六十七条又は第六十九条第一項の規定に違反したとき。
- 四 第六十九条第二項又は第三項（これらの規定を第七十四条第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。
- 五 第七十二条第一項若しくは第二項若しくは第七十三条第一項の規定に違反して、書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せ

- ず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第七十二条第四項若しくは第七十三条第二項の規定による閲覧を拒んだとき。
- 六 第七十四条第五項又は第七十六条第六項の規定に違反したとき。
- 七 第八十二条第一項、第二項、第三項若しくは第五項の規定に違反して出資一口の金額を減少し、又は第九十八条第四項において準用する第八十二条第一項、第二項、第三項若しくは第五項の規定に違反して計画整備組合の合併を行ったとき。
- 八 第八十三条から第八十五条までの規定に違反したとき。
- 九 第八十七条の規定に違反して組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。
- 十 第九十七条第五項の規定に違反したとき。
- 十一 第一百三条第一項又は第三項の書類に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。
- 十二 第一百三条第二項の規定に違反して計画整備組合の財産を分配したとき。
- 十三 第一百四条第一項において準用する民法第七十九条第一項又は同法第八十一条第一項に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。
- 十四 第一百四条第一項において準用する民法第七十九条第一項の期間内に債権者に弁済したとき。
- 十五 第一百四条第一項において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠ったとき。
- 2 第七十七条の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。
- 第三百十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした事業組合の理事、監事又は清算人を二十万円以下の過料に処する。
- 一 事業組合が防災街区整備事業以外の事業を営んだとき。
 - 二 第二百四十八条第三項において準用する都市再開発法第二十七条第九項の規定に違反して、監事が理事又は事業組合の職員と兼ねたとき。
 - 三 第二百五十一条若しくは第五十四条第四項において準用する都市再開発法第三十一条第一項、第三項若しくは第四項の規定又は第一百五十三条第三項において準用する同法第三十一条第三項若しくは第四項の規定に違反して総会、総会の部会又は総代会を招集しなかつたとき。
 - 四 第一百五十七条第二項において準用する第二百二十九条第三項の規定又は第六十三条第三項の規定に違反したとき。
 - 五 第六百六十四条第一項において準用する都市再開発法第四十七条又は第四十九条に規定する書類に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。
 - 六 第六百六十四条第一項において準用する都市再開発法第四十八条の規定に違反して事業組合の残余財産を処分したとき。
 - 七 第二百七十八条第一項の規定に違反して簿書を備えず、又はその簿書に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
 - 八 第二百七十八条第二項の規定に違反して簿書の閲覧を拒んだとき。
 - 九 都道府県知事若しくは市町村長又は総会、総会の部会若しくは総代会に対し、不実の申立てをし、又は事実を隠したとき。
 - 十 この法律の規定による公告をせず、又は不実の公告をしたとき。

アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（平成九年法律第五十二号）（抄）

(指定等)

第七条 国土交通大臣及び文部科学大臣は、アイヌ文化の振興等を目的として設立された民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定による法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、全国を通じて一に限り、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

2 国土交通大臣及び文部科学大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者(以下「指定法人」という。)の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 指定法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣及び文部科学大臣に届け出なければならない。

4 国土交通大臣及び文部科学大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律(平成九年法律第九十一号)(抄)

(地域観光振興事業構想の認定)

第六条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他地域観光振興事業の推進を図るのにふさわしい者として国土交通省令で定める者は、地域観光振興計画に記載された地域観光振興事業に関する総合的かつ基本的な構想(以下「地域観光振興事業構想」という。)を作成し、これを市町村に提出して、当該地域観光振興事業構想が適当である旨の認定を申請することができる。

2 地域観光振興事業構想には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 振興地域における地域観光振興事業の概要

二 前号の事業を実施することにより期待される効果

3 市町村は、第一項の認定の申請があつた場合において、その地域観光振興事業構想が地域観光振興計画の内容に照らして適切なものであり、かつ、当該地域観光振興事業構想に係る事業が実施可能であると認めるときは、その認定をするものとする。

4 市町村は、前項の規定による認定を行ったときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

(地域観光振興事業構想を作成しようとする者による地域観光振興計画の作成等の提案)

第十四条 民法第三十四条の規定により設立された法人、特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他地域観光振興事業の推進を図るのにふさわしい者として国土交通省令で定める者であつて、地域観光振興事業構想を作成し、又は変更しようとするものは、国土交通省令で定めるところにより、市町村に対し、そのために必要な地域観光振興計画の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る地域観光振興計画の素案を添えなければならない。

(試験事務の代行)

第二十八条 都道府県知事は、国土交通省令で定めるところにより、民法第三十四条の規定により設立された法人であつて、地域限定通訳案内士試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を適正かつ確実に実施することができるものと認められるものとして当該都道府県知事が指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、試験事務の全部又は一部を行わせることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により指定試験機関に試験事務の全部又は一部を行わせることとしたときは、当該試験事務の全部又は一部を行わないものとする。

3 都道府県は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十七条の規定に基づき地域限定通訳案内士試験に係る手数料を徴収する場合においては、第一項の規定により指定試験機関が行う地域限定通訳案内士試験を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料の全部又は一部を当該指定試験機関へ納めさせ、その収入とすることができ。

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）（抄）

（指定住宅紛争処理機関の指定等）

第六十六条 国土交通大臣は、弁護士会又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人であつて、次条第一項に規定する業務（以下この章において「紛争処理の業務」という。）を公正かつ適確に行うことができると認められるものを、その申請により、紛争処理の業務を行う者として指定することができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による指定（以下この節において単に「指定」という。）をしたときは、指定を受けた者（以下「指定住宅紛争処理機関」という。）の名称及び住所並びに紛争処理の業務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。

3 第十条第二項及び第三項並びに第二十三条の規定は、指定住宅紛争処理機関について準用する。この場合において、第十条第二項中「前条第二項第二号又は第四号から第六号までに掲げる事項」とあるのは、「その名称若しくは住所又は紛争処理の業務を行う事務所の所在地」と、第二十三条第一項及び第二項中「評価の業務」とあるのは、「紛争処理の業務」と、同項中「登録」とあるのは、「指定」と読み替えるものとする。

4 指定住宅紛争処理機関は、国土交通省令で定めるところにより、指定住宅紛争処理機関である旨を、その事務所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

（住宅紛争処理支援センター）

第八十二条 国土交通大臣は、指定住宅紛争処理機関の行う紛争処理の業務の支援その他住宅購入者等の利益の保護及び住宅に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図ることを目的として民法第三十四条の規定により設立された財団法人であつて、次条第一項に規定する業務（以下この節において「支援等の業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限って、住宅紛争処理支援センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

一 職員、支援等の業務の実施の方法その他の事項についての支援等の業務の実施に関する計画が、支援等の業務の適確な実施のために適切なものであること。

- 二 前号の支援等の業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 三 役員又は職員の構成が、支援等の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 支援等の業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて支援等の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 五 前各号に定めるもののほか、支援等の業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。
- 2 国土交通大臣は、前項の規定による指定（以下この節において単に「指定」という。）をしたときは、センターの名称及び住所並びに支援等の業務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 第十条第二項及び第三項、第十九条、第二十二條並びに第六十九條の規定は、センターについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十条第二項	前条第二項第二号又は第四号から第六号までに掲げる事項	その名称若しくは住所又は支援等の業務を行う事務所の所在地
第十九条、第二十二條第一項	評価の業務	支援等の業務
第六十九條	紛争処理委員並びにその役員	役員
	紛争処理の業務	支援等の業務

（住宅の新築工事の請負人の瑕疵担保責任の特例）

- 第九十四條 住宅を新築する建設工事の請負契約（以下「住宅新築請負契約」という。）においては、請負人は、注文者に引き渡した時から十年間、住宅のうち構造耐力上主要な部分又は雨水の浸入を防止する部分として政令で定めるもの（次条において「住宅の構造耐力上主要な部分等」という。）の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。次条において同じ。）について、民法第六百三十四條第一項及び第二項前段に規定する担保の責任を負う。
- 2 前項の規定に反する特約で注文者に不利なものは、無効とする。
 - 3 第一項の場合における民法第六百三十八條第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「住宅の品質確保の促進等に関する法律第九十四條第一項」とする。

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四百十九号）（抄）

（指定試験機関の指定）

第十一条 国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより、その指定する者（以下この節において「指定試験機関」という。）に、試験の実施に関する事務（以下この節において「試験事務」という。）を行わせることができる。

2 指定試験機関の指定は、国土交通省令で定めるところにより、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

3 国土交通大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、前項の申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

4 国土交通大臣は、第二項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。

二 その行う試験事務以外の業務により試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。

三 この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であること。

四 第二十四条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であること。

五 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。

（指定）

第九十一条 国土交通大臣は、管理組合によるマンションの管理の適正化の推進に寄与することを目的として民法第三十四条の規定により設立された財団法人であつて、次条に規定する業務（以下「管理適正化業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、マンション管理適正化推進センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

一 職員、管理適正化業務の実施の方法その他の事項についての管理適正化業務の実施に関する計画が、管理適正化業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の管理適正化業務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

（指定）

第九十五条 国土交通大臣は、マンション管理業者の業務の改善向上を図ることを目的とし、かつ、マンション管理業者を社員とする民法第三十四条の規定により設立された社団法人であつて、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、同項に規定する業務を行う者として指定することができる。

- 2 前項の指定を受けた法人（以下「指定法人」という。）は、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 社員の営む業務に関し、社員に対し、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守させるための指導、勧告その他の業務を行うこと。
 - 二 社員の営む業務に関する管理組合等からの苦情の解決を行うこと。
 - 三 管理業務主任者その他マンション管理業の業務に従事し、又は従事しようとする者に対し、研修を行うこと。
 - 四 マンション管理業の健全な発達を図るための調査及び研究を行うこと。
 - 五 前各号に掲げるもののほか、マンション管理業者の業務の改善向上を図るために必要な業務を行うこと。
- 3 指定法人は、前項の業務のほか、国土交通省令で定めるところにより、社員であるマンション管理業者との契約により、当該マンション管理業者が管理組合又はマンションの区分所有者等から受領した管理費、修繕積立金等の返還債務を負うこととなった場合においてその返還債務を保証する業務（以下「保証業務」という。）を行うことができる。

都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）（抄）

第四十六条 市町村は、都市の再生に必要な公共公益施設の整備等を重点的に実施すべき土地の区域において、都市再生基本方針（当該区域が都市再生緊急整備地域にあるときは、都市再生基本方針及び当該都市再生緊急整備地域の地域整備方針）に基づき、当該公共公益施設の整備等に関する計画（以下「都市再生整備計画」という。）を作成することができる。

- 2 都市再生整備計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 都市再生整備計画の区域
 - 二 都市再生整備計画の目標
 - 三 前号の目標を達成するために必要な次に掲げる事業に関する事項
 - イ 公共公益施設の整備に関する事業
 - ロ 市街地再開発事業
 - ハ 防災街区整備事業
 - ニ 土地区画整理事業
 - ホ 住宅施設の整備に関する事業
 - ヘ その他国土交通省令で定める事業
 - 四 前号の事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事務又は事業に関する事項
 - 五 計画期間
 - 六 その他国土交通省令で定める事項
- 3 前項第三号及び第四号に掲げる事項には、市町村が実施する事業又は事務（以下この節及び次節において「事業等」という。）に係るものを

記載するほか、必要に応じ、まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的として設立された特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人若しくは民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人又はこれらに準ずるものとして国土交通省令で定める者（以下「特定非営利活動法人等」という。）が実施する事業等（市町村が当該事業等に要する経費の一部を負担してその推進を図るものに限る。）に係るものを記載することができる。

4 市町村は、都市再生整備計画に特定非営利活動法人等が実施する事業等を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該特定非営利活動法人等の同意を得なければならない。

5 第二項第三号イからへまでに掲げる事業に関する事項には、当該事業の実施のために必要な都市施設又は市街地開発事業（都市計画法第四条第七項に規定する市街地開発事業をいう。以下同じ。）に関する都市計画（同法第十五条第一項の規定により都道府県が定めることとされている都市計画（同法第八十七条の二第一項の規定により同項の指定都市が定めることとされているものを除く。）で政令で定めるものに限る。）であつて第五十一条第一項の規定に基づき当該市町村が決定又は変更をすることができるもの（以下「市町村決定計画」という。）及び当該市町村による当該都市計画の決定又は変更の期限（以下「計画決定期限」という。）を記載することができる。

6 市町村は、都市再生整備計画に市町村決定計画及び計画決定期限を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。

7 第二項第三号イに掲げる事業には、国道（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三条第二号の一般国道をいう。以下同じ。）又は都道府県道（同条第三号の都道府県道をいう。以下同じ。）の新設又は改築（同法第十二条ただし書及び第十五条並びに道路法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第六十三号。以下「昭和三十九年道路法改正法」という。）附則第三項の規定により都道府県が行うこととされているもの（道路法第十七条第一項又は第二項の規定により同条第一項の指定市又は同条第二項の指定市以外の市が行うこととされているものを除く。）で政令で定めるものに限る。）であつて第五十八条第一項の規定に基づき当該市町村が行うことができるものに関する事業（以下「市町村施行国道等事業」という。）を記載することができる。

8 市町村は、都市再生整備計画に市町村施行国道等事業を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、都道府県に協議し、その同意を得なければならない。

9 都市再生整備計画は、都市計画法第六条の二の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、同法第七条の二の都市再開発方針等並びに同法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれ、かつ、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項の基本構想に即したものでなければならない。

10 市町村は、都市再生整備計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県に都市再生整備計画の写しを送付しなければならない。この場合において、当該都市再生整備計画に市町村決定計画及び計画決定期限を記載したときは、国土交通省令で定めるところにより、これらの事項を公告しなければならない。

11 第二項から前項までの規定は、都市再生整備計画の変更について準用する。

マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）（抄）

（法人格）

第六条 組合は、法人とする。

2 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条第一項、第五十条、第五十四条及び第五十五条の規定は、組合について準用する。

（役員の職務）

第二十四条 理事長は、組合を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、定款の定めるところにより、理事長を補佐して組合の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

3 定款に特別の定めがある場合を除くほか、組合の業務は、理事の過半数で決する。

4 組合と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合においては、監事が組合を代表する。

5 理事長は、事業年度ごとに事業報告書、収支決算書及び財産目録を作成し、監事の意見書を添えて、これを通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

6 前項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして国土交通省令で定めるものをいう。）の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、理事長は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。

7 監事は、理事又は組合の職員と兼ねてはならない。

8 民法第五十九条の規定は、組合の監事の職務について準用する。

（議決権及び選挙権）

第三十三条 組合員及び総代は、定款に特別の定めがある場合を除き、各一個の議決権及び選挙権を有する。

2 組合員は書面又は代理人をもつて、総代は書面をもつて、議決権及び選挙権を行使することができる。

3 前項の規定により議決権及び選挙権を行使する者は、第二十九条第一項（第三十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用に ついては、出席者とみなす。

4 代理人は、同時に五人以上の組合員を代理することができない。

5 代理人は、代理権を証する書面を組合に提出しなければならない。

6 民法第六十六条の規定は、組合員の議決権について準用する。

（民法及び非訟事件手続法の準用等）

第四十三条 民法第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十八条から第八十条まで及び第八十二条並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律

第十四号)第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条までの規定は、組合の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「マンションの建替えの円滑化等に関する法律第三十九条」と読み替えるものとする。

2 組合の解散及び清算を監督する裁判所は、都道府県知事に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

3 都道府県知事は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(先取特権)

第八十八条 第八十五条の清算金を徴収する権利を有する施行者は、その納付義務者に与えられる施行再建マンションの区分所有権の上に先取特権を有する。

2 前項の先取特権は、第八十二条第一項の規定による登記の際に清算金の予算額を登記することによってその効力を保存する。ただし、清算金の額がその予算額を超過するときは、その超過額については存在しない。

3 第一項の先取特権は、不動産工事の先取特権とみなし、前項本文の規定に従ってした登記は、民法第三百三十八条第一項前段の規定に従ってした登記とみなす。

第三百三十八条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、その行為をした組合の理事、監事又は清算人を、二十万円以下の過料に処する。

一 組合がマンション建替事業以外の事業を営んだとき。

二 第二十四条第七項の規定に違反して監事が理事又は組合の職員と兼ねたとき。

三 第二十八条第一項、第三項又は第四項(第三十一条第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反して総会又は総代会を招集しなかつたとき。

四 第三十四条第三項又は第三十八条第三項の規定に違反したとき。

五 第四十条又は第四十二条に規定する書類に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

六 第四十一条の規定に違反して組合の残余財産を処分したとき。

七 第九十五条第一項の規定に違反して簿書を備えず、又はその簿書に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

八 第九十五条第二項の規定に違反して簿書の閲覧を拒んだとき。

九 都道府県知事又は総会若しくは総代会に対し、不実の申立てをし、又は事実を隠したとき。

十 この法律の規定による公告をせず、又は不実の公告をしたとき。

景観法(平成十六年法律第百十号)(抄)

(住民等による提案)

第十一条 第八条第一項に規定する土地の区域のうち、一体として良好な景観を形成すべき土地の区域としてふさわしい一団の土地の区域であつて政令で定める規模以上のものについて、当該土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権(臨時設備そ

の他一時使用のために設定されたことが明らかかなものを除く。以下「借地権」という。）を有する者（以下この条において「土地所有者等」という。）は、一人で、又は数人が共同して、景観行政団体に対し、景観計画の策定又は変更を提案することができる。この場合においては、当該提案に係る景観計画の素案を添えなければならない。

2 まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的として設立された特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人若しくは民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人又はこれらに準ずるものとして景観行政団体の条例で定める団体は、前項に規定する土地の区域について、景観行政団体に対し、景観計画の策定又は変更を提案することができる。同項後段の規定は、この場合について準用する。

3 前二項の規定による提案（以下「計画提案」という。）は、当該計画提案に係る景観計画の素案の対象となる土地（国又は地方公共団体の所有している土地で公共施設の用に供されているものを除く。以下この項において同じ。）の区域内の土地所有者等の三分の二以上の同意（同意した者が所有するその区域内の土地の地積と同意した者が有する借地権の目的となつてその区域内の土地の地積との合計が、その区域内の土地の総地積と借地権の目的となつてその土地の総地積との合計の三分の二以上となる場合に限る。）を得ている場合に、国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定めるところにより、行うものとする。

（指定）

第九十二条 景観行政団体の長は、民法第三十四条の法人又は特定非営利活動促進法第二条第二項の特定非営利活動法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、景観整備機構（以下「機構」という。）として指定することができる。

2 景観行政団体の長は、前項の規定による指定をしたときは、当該機構の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 機構は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を景観行政団体の長に届け出なければならない。

4 景観行政団体の長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

都市鉄道等利便増進法（平成十七年法律第四十一号）（抄）

（速達性向上事業の実施の要請）

第十一条 地方公共団体は、鉄道事業者等（鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者、軌道法による軌道経営者又は都市鉄道施設の整備に係る事業を行うその他の者をいう。以下同じ。）に対して、速達性向上事業の実施の要請（実施されている速達性向上事業を変更して実施することの要請を含む。）をすることができる。この場合においては、基本方針に即して、当該要請に係る速達性向上事業に関する計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。

2 前項の規定による要請を受けた者は、当該要請に基づき第四条第一項、第二項又は第六項の規定による認定の申請をするか否かについて、遅滞なく、公表しなければならない。この場合において、これらの規定による認定の申請をしないこととするときは、その理由を明らかにしな

ればならない。

3 交通環境の改善に資する事業を行う特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人若しくは民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条に規定する法人若しくはこれらの法人に準ずる団体又は鉄道事業者等は、地方公共団体に対して、第一項の規定による要請をすることを提案することができる。この場合においては、基本方針に即して、当該提案に係る速達性向上事業に関する計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。

4 前項の規定による提案を受けた地方公共団体は、必要に応じて、当該提案を踏まえ、第一項の規定による要請をするものとする。
（協議会）

第十三条 同意都道府県は、前条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により同意を得た交通結節機能高度化構想（次条第一項において「同意交通結節機能高度化構想」という。）に係る交通結節機能の高度化を図るため、駅施設の整備を駅周辺施設の整備と一体的に行うために必要な協議を行うための協議会（以下単に「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 駅施設の整備を行うと見込まれる者

二 駅周辺施設の整備を行うと見込まれる者

三 駅施設の営業を行うと見込まれる者

四 同意都道府県その他の交通結節施設がその区域内に存する地方公共団体（当該地方公共団体以外の者が当該交通結節施設の整備のために必要な都市施設（都市計画法第四条第五項に規定する都市施設をいう。以下同じ。）に関する都市計画に係る都市計画決定権者であるときは、当該都市計画決定権者を含む。）

3 第一項の規定により協議会を組織する同意都道府県は、同項に規定する協議を行う旨を前項各号に掲げる者に通知するものとする。

4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。

5 第一項の規定により協議会を組織する同意都道府県は、必要があると認めるときは、第二項各号に掲げる者のほか、協議会に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）による一般乗合旅客自動車運送事業者若しくは一般乗用旅客自動車運送事業者又はこれらの者が組織する団体

二 交通環境の改善に資する事業を行う特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人若しくは民法第三十四条に規定する法人又はこれらの法人に準ずる団体

三 前二号に掲げる者のほか、交通結節施設の利用に関し利害関係を有する者

四 学識経験を有する者

五 その他同意都道府県が必要と認める者

- 6 同意都道府県は、第一項の規定により協議会を組織しようとするときは、次項に規定する期限までの間、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表するものとする。
- 7 前項の規定により協議会を組織することが公表された場合において、第二項第一号から第三号までに掲げる者であつて協議会の構成員として加えらるゝとされていないものは、同意都道府県の指定する期限までに、当該同意都道府県に対して、自己を協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号）（抄）

第六条 地方公共団体は、その区域について、基本方針に基づき、地域における住宅に対する多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する計画（以下「地域住宅計画」という。）を作成することができる。

2 地域住宅計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 地域住宅計画の目標

二 前号の目標を達成するために必要な次に掲げる事業に関する事項

イ 公的賃貸住宅等の整備に関する事業

ロ 公共公益施設の整備に関する事業

ハ その他国土交通省令で定める事業

三 前号の事業と一体となつてその効果を増大させるために必要な事業又は事務に関する事項

四 計画期間

五 その他国土交通省令で定める事項

3 前項第二号及び第三号に掲げる事項には、当該地域住宅計画を作成する地方公共団体が実施する事業又は事務（以下「事業等」という。）に係るものを記載するほか、必要に応じ、機構、公社又は地域における良好な居住環境の形成を図る活動を行うことを目的として設立された特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条に規定する法人若しくはこれらに準ずる者として国土交通省令で定めるもの（以下「機構等」という。）が実施する事業等（当該地方公共団体が当該事業等に要する費用の一部を負担してその推進を図るものに限る。）に係るものを記載することができる。

4 地方公共団体は、地域住宅計画に機構等が実施する事業等に係る事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該機構等の同意を得なければならない。

5 市町村（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市（以下「指定都市等」という。）を除く。第八項を除き、以下同じ。）は、第二項第二号イに掲げる事業に関する事項に、

特定優良賃貸住宅又は高齢者向け優良賃貸住宅の整備に関する事業（以下「優良賃貸住宅整備事業」という。）に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。

6 地方公共団体は、公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二条第十五号に規定する公営住宅建替事業（以下「公営住宅建替事業」という。）の施行に併せて当該公営住宅建替事業が施行される土地の区域において新たに公共公益施設（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十六項に規定する共同生活援助を行う事業の用に供する施設その他の政令で定める施設に限る。）又は公営住宅法第三十条第二項に規定する公共賃貸住宅以外の特定優良賃貸住宅若しくは高齢者向け優良賃貸住宅を整備することが地域における住宅に対する需要に応じた公的賃貸住宅等の供給及び良好な居住環境の形成のため必要と認められる場合には、第二項第二号イに掲げる事業に関する事項に、当該公営住宅建替事業に関する事項を記載することができる。

7 地方公共団体は、特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅を活用し、第二項第二号の事業の実施に伴い住宅の明渡し請求を受けた者その他当該地域住宅計画を作成する地方公共団体の区域内において住宅の確保に特に配慮を要する者（特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「配慮入居者」という。）に対する住宅を供給することが必要と認められる場合には、同項第三号に掲げる事項に、配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の当該配慮入居者に対する賃貸に関する事項を記載することができる。

8 地方公共団体は、地域住宅計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県にあつては関係市町村に、市町村にあつては都道府県に、当該地域住宅計画の写しを送付しなければならない。

9 第三項から前項までの規定は、地域住宅計画の変更について準用する。

自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）（抄）
（指定）

第三十七条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、国立公園又は国定公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図ることを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人その他環境省令で定める法人であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、公園管理団体として指定することができる。

2 環境大臣又は都道府県知事は、前項の規定による指定をしたときは、当該公園管理団体の名称、住所及び事務所の所在地をそれぞれ官報又は都道府県の公報で公示しなければならない。

3 公園管理団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、国立公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

4 環境大臣又は都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項をそれぞれ官報又は都道府県の公報で公示しな

ればならない。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）（抄）
（指定）

第十三条の二 環境大臣は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、情報処理センターとして指定することができる。

2 環境大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該情報処理センターの名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 情報処理センターは、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

4 環境大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。
（指定）

第十三条の十二 環境大臣は、事業者による産業廃棄物の適正な処理の確保を図るための自主的な活動を推進することを目的として設立された民法第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、産業廃棄物適正処理推進センター（以下「適正処理推進センター」という。）として指定することができる。

悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）（抄）

（臭気指数等に係る測定の業務に従事する者に係る試験等）

第十三条 環境大臣は、臭気指数等に係る測定の業務に従事するのに必要な知識及び適性を有するかどうかを判定するため、臭気指数等に係る測定に関する必要な知識についての試験及び臭気指数に係る測定に関する嗅覚についての適性検査を行う。

2 環境大臣は、環境省令で定めるところにより、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人であつて、次の各号のいずれにも適合していると認めるものとしてその指定する者（以下「指定機関」という。）に、前項の試験及び適性検査の実施に関する事務（以下「試験検査事務」という。）を行わせることができる。

一 職員、設備、試験検査事務の実施の方法その他の事項についての試験検査事務の実施に関する計画が、試験検査事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験検査事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

3 指定機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、試験検査事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

4 試験検査事務に従事する指定機関の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

5 第一項の試験又は適性検査を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

6 前項の手数料は、環境大臣が行う第一項の試験又は適性検査を受けようとする者の納付するものについては国庫の、指定機関がその試験検査事務を行う同項の試験又は適性検査を受けようとする者の納付するものについては当該指定機関の収入とする。

7 環境大臣は、指定機関が民法第三十四条の規定により設立された法人でなくなつたときは、その指定を取り消さなければならない。

8 環境大臣は、指定機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験検査事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第二項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。

二 不正な手段により第二項の規定による指定を受けたとき。

9 前各項に定めるもののほか、第一項の試験及び適性検査並びに指定機関に関し必要な事項は、環境省令で定める。

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）（抄）

（協議会）

第三十九条 都道府県等、動物の愛護を目的とする公益法人、獣医師の団体その他の動物の愛護と適正な飼養について普及啓発を行っている団体等は、当該都道府県等における動物愛護推進員の委嘱の推進、動物愛護推進員の活動に対する支援等に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成四年法律第六十二号）（抄）

（指定等）

第十六条 環境大臣は、特定施設の整備に必要な資金の融通の円滑化その他の産業廃棄物の処理に係る事業の振興措置等を推進することにより産業廃棄物の適正な処理の確保に資することを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定による法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、産業廃棄物処理事業振興財団（以下「振興財団」という。）として指定することができる。

2 環境大臣は、前項の規定による指定をしたときは、振興財団の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。

3 振興財団は、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

4 環境大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）（抄）
（指定等）

第二十一条 主務大臣は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定による法人であつて、次条に規定する業務（以下「再商品化業務」という。）を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、再商品化業務を行う者（以下「指定法人」という。）として指定することができる。

2 主務大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。

3 指定法人は、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

4 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第一百七号）（抄）

（都道府県地球温暖化防止活動推進センター）

第二十四条 都道府県知事は、地球温暖化対策に関する普及啓発を行うこと等により地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人であつて、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、都道府県に一を限つて、都道府県地球温暖化防止活動推進センター（以下「都道府県センター」という。）として指定することができる。

2 都道府県センターは、当該都道府県の区域において、次に掲げる事業を行うものとする。

一 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について啓発活動及び広報活動を行うとともに、地球温暖化防止活動推進員及び地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う民間の団体の活動を助けること。

二 日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置について、照会及び相談に応じ、並びに必要な助言を行うこと。

三 前号に規定する照会及び相談の実例に即して、日常生活に関する温室効果ガスの排出の実態について調査を行い、当該調査に係る情報及び資料を分析すること。

四 地球温暖化対策の推進を図るための住民の活動を促進するため、前号の規定による分析の結果を、定期的に又は時宜に応じて提供すること。

五 前各号の事業に附帯する事業

3 都道府県知事は、都道府県センターの財産の状況又はその事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、都道府県センターに対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 都道府県知事は、都道府県センターが前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。

5 都道府県センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第二項第二号若しくは第三号に掲げる事業又は同項第五号に掲げる事業（同項第二号又は第三号に掲げる事業に附帯するものに限る。）に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 第一項の指定の手續その他都道府県センターに関し必要な事項は、環境省令で定める。
（全国地球温暖化防止活動推進センター）

第二十五条 環境大臣は、地球温暖化対策に関する普及啓発を行うこと等により地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的として設立された民法第三十四条の法人であつて、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、全国地球温暖化防止活動推進センター（以下「全国センター」という。）として指定することができる。

2 全国センターは、次に掲げる事業を行うものとする。

一 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性についての二以上の都道府県の区域における啓発活動及び広報活動を行うとともに、二以上の都道府県の区域において地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う民間の団体の活動を助けること。

二 日常生活に関する温室効果ガスの排出の実例に即して、日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を促進する方策の調査研究を行うこと。

三 前号に掲げるもののほか、地球温暖化及び地球温暖化対策に関する調査研究並びに情報及び資料の収集、分析及び提供を行うこと。

四 日常生活における利用に伴つて温室効果ガスの排出がされる製品について、当該排出の量に関する情報の収集及び提供を行うこと。

五 都道府県センターの事業について連絡調整を図り、及びこれに従事する者に対する研修を行い、並びに都道府県センターに対する指導その他の援助を行うこと。

六 前各号の事業に附帯する事業

3 環境大臣は、第一項の指定をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

4 前条第三項、第四項及び第六項の規定は、全国センターについて準用する。この場合において、同条第三項中「都道府県知事」とあるのは、「環境大臣」と、同条第四項中「都道府県知事」とあるのは、「環境大臣」と、同条第六項中「第一項」とあるのは、「次条第一項」と読み替えるものとする。

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）（抄）

（指定）

第二十条 環境大臣は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務（以下「支援業務」という。）を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、支援業務を行う者として指定することができる。

2 環境大臣は、前項の指定をしたときは、当該指定を受けた者（以下「指定支援法人」という。）の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 指定支援法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

4 環境大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。